

港湾工事共通仕様書

令和6年3月

国土交通省 港湾局

港湾工事共通仕様書

目 次

I. 工事請負契約書	I - 1
1. 港湾工事共通仕様書（本編）	1- 1
2. 港湾工事品質管理基準	2- 1
3. 港湾工事出来形管理基準	3- 1
4. 港湾工事写真管理基準	4- 1
5. 提出書類様式集	5- 1

添付資料

1. 港湾関係直轄工事におけるダンプトラック 過積載防止対策要領（抜粋）	6- 2
2. 港湾工事等潜水作業従事者配置要領	6- 3
3. 港湾工事等海上起重作業船団長配置要領	6- 6
4. 建設副産物適正処理推進要綱の改正について	6- 8
5. アルカリ骨材反応抑制対策について	6- 32
6. レディーミクストコンクリートの単位水量測定について	6- 37
7. 契約後VE方式の試行について	6- 49
8. 施工プロセスを通じた検査方式実施要領について	6- 59
9. 主任技術者（監理技術者）資格表	6- 68
10. 施工状況検査一覧表	6- 69

付属資料

1. 海上工事における関係法令一覧	7- 2
2. 工事等に関する許可申請、届出手続の手引き	7- 8
3. 船舶航行に関する報告手順の手引き	7- 21

I . 工事請負契約書

○工事請負標準契約書の制定について

平成8年1月24日港管第111号
最終改正 令和4年12月5日国港総第482号
港湾局長から特定部局長あて

標記について、別冊のとおり制定したので平成8年4月1日以降の工事請負契約の締結に際しては、これに準拠して行われたい。

なお、「工事請負標準契約書の制定について」（昭和48年4月11日付け港管第110号）は、廃止する。ただし、平成8年3月31日までに締結する工事請負契約については、なお従前の例による。

附則（平成12年12月26日港管第7238号）

この通達は、この通達の施行の日前において行われた公告その他の契約の申込みの誘引にかかる契約で同日以後に締結されるものについては、適用しない。

附則（平成13年6月28日国港管第293号）

本通達は、平成13年7月1日より施行する。

附則（平成15年3月31日国港管第1257号）

本通達は、平成15年4月1日より施行する。

附則（平成18年3月30日国港総第867号）

この通達は、平成18年4月1日から施行する。それ以前のものについては、なお従前の例による。

附則（平成20年3月31日国港総第958号）

本通達は、平成20年4月1日から施行する。それ以前のものについては、なお従前の例による。

附則（平成21年3月16日国港総第931-2号）

本通達は、平成21年4月1日から施行する。それ以前のものについては、なお従前の例による。

附則（平成22年9月22日国港総第373号）

本通達は、平成22年10月1日から施行する。それ以前のものについては、なお従前の例による。

附則（平成23年3月30日国港総第804号）

本通達は、平成23年4月1日から施行する。それ以前のものについては、なお従前の例による。

附則（平成25年3月25日国港総第529号）

本通達は、平成25年4月1日から施行する。それ以前のものについては、なお従前の例による。

附則（平成26年3月24日国港総第582号）

本通達は、平成26年4月1日から施行する。それ以前のものについては、なお従前の例

による。

附則（平成26年5月16日国港総第48号）

本通達は、平成26年8月1日から施行する。それ以前のものについては、なお従前の例による。

附則（平成27年3月17日国港総第492号）

本通達は、平成27年4月1日から施行する。それ以前のものについては、なお従前の例による。

附則（平成27年5月28日国港総第84号）

本通達は、平成27年8月1日以降に入札契約手続きを開始する工事から施工する。それ以前のものについては、なお従前の例による。

附則（平成28年3月23日国港総第518号）

本通達は、平成28年4月1日から施行する。それ以前のものについては、なお従前の例による。

附則（平成29年9月1日国港総第254号）

本通達は、平成29年10月1日以降に入札契約手続きを開始する工事から施行する。それ以前のものについては、なお従前の例による。

附則（令和2年3月30日国港総第720号）

本通達は、令和2年4月1日以降に契約を締結する工事から施行する。それ以前のものについては、なお従前の例による。なお、別冊工事請負契約書中、契約書の頭書4の追加並びに第10条第1項、同条第5項、第12条第1項、同条第2項、第61条（A）第3項及び第61条（B）第2項の改正については、令和2年10月1日以降に契約を締結する工事から施行する。

附則（令和2年12月22日国港総第483号）

本通達は、令和2年12月25日以降に契約を締結する工事から施行する。それ以前のものについては、なお従前の例による。

附則（令和3年3月24日国港総第762号）

本通達は、令和3年4月1日から施行する。それ以前のものについては、従前の例による。

附則（令和4年3月18日国港総第713号）

本通達は、令和4年4月1日から施行する。それ以前のものについては、従前の例による。

附則（令和4年8月8日国港総第321号）

本通達は、令和4年9月1日から施行する。それ以前のものについては、従前の例による。

附則（令和4年12月5日国港総第482号）

1. この通知は、令和5年1月1日から施行し、同日以降に契約を締結する工事から適用する。それ以前のものについては、従前の例による。ただし、第30条の改正規定は、令和5年4月1日から施行し、同日以降に契約を締結する工事から適用する。
2. 前項の規定にかかわらず、令和5年3月31日までに請負契約を締結している工事のうち、令和5年4月1日以降に工期の終期が到来するものであって、災害応急対策又は災害復旧に関する工事については、令和5年4月1日以降、第30条の改正規定を適用し、同日までに

契約変更を行うものとする。

改 正 後	
標準契約書	備 考
<p>工事請負契約書</p>	
<p>1 工 事 名</p> <p>2 工事場所</p> <p>3 工 期 自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日</p> <p>4 工事を施工しない日 工事を施工しない時間帯 [注] 工事を施工しない日又は時間帯を定めない場合は削除。</p> <p>5 請負代金額 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額)</p> <p>6 契約保証金</p> <p>7 調停人 [注] 調停人を活用することが望ましいが、発注者及び受注者が調停人をあらかじめ定めない場合は削除。</p> <p>8 建設発生土の搬出先等 [注] この工事に伴い工事現場から建設発生土を搬出する予定である場合は、仕様書又は現場説明書に建設発生土の搬出先の名称及び所在地を定める。 仕様書に定めた場合には「建設発生土の搬出先については仕様書に定めるとおり」と記入し、現場説明書に定めた場合には「建設発生土の搬出先については現場説明書に定めるとおり」と記入する。 なお、この工事が資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）の規定により再生資源利用促進計画の作成を要する工事である場合は、受注者は、工事の施工前に発注者に再生資源利用促進計画を提出し、その内容を説明しなければならず、工事の完成後に発注者から請求があったときは、その実施状況を発注者に報告しなければならない。</p> <p>9 解体工事に要する費用等 別紙のとおり。</p> <p>10 住宅建設瑕疵担保責任保険 上記の工事について、発注者と受注者は各々の対等な立場における合意に基づいて、次の各条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。 また、受注者が共同企業体を結成している場合には、受注者は、別紙の共同企業体協定書により契約書記載の工事を共同連帯して請け負う。</p>	<p>[注] 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成19年法律第66号）第2条第5項に規定する特定住宅瑕疵担保責任を履行するため、住宅建設瑕疵担保責任保険に加入する場合は、(1) 保険法人</p>

<p>(総 則)</p> <p>第1条 発注者及び受注者は、この契約書に基づき、設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約書及び設計図書を内容とする工事の請負契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。</p> <p>2 受注者は、契約書記載の工事を契約書記載の工期限内に完成し、工事目的物を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その請負代金を支払うものとする。</p> <p>3 仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段（以下「施工方法等」という。）については、この契約書及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。</p> <p>4 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。</p> <p>5 この契約書に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。</p> <p>6 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。</p> <p>7 この契約書に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。</p> <p>8 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。</p> <p>9 この契約書及び設計図書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。</p> <p>10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。</p> <p>11 この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。</p> <p>12 受注者が共同企業体を結成している場合においては、発注者は、この契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、受注者は、発注者に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。</p> <p>(関連工事の調整)</p> <p>第2条 発注者は、受注者の施工する工事及び発注者の発注に係る第三者</p>	<p>の名称、(2) 保険金額、(3) 保険期間についてそれぞれ記入する。なお、住宅建設瑕疵担保保証金の供託を行う場合は、受注者は、供託所の所在地及び名称、共同請負の場合のそれぞれの建設瑕疵負担割合を記載した書面を発注者に交付し、説明しなければならない。</p>
--	---

<p>の施工する他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、調整を行うものとする。この場合においては、受注者は、発注者の調整に従い、当該第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。</p> <p>(請負代金内訳書及び工程表)</p> <p>第3条 受注者は、この契約締結後○日以内に設計図書に基づいて、請負代金内訳書(以下「内訳書」という。)及び工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。</p> <p>2 内訳書には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示するものとする。</p> <p>3 内訳書及び工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。</p> <p>(契約の保証)</p> <p>第4条 (A) 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第五号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。</p> <p>一 契約保証金の納付</p> <p>二 契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供</p> <p>三 この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。)の保証</p> <p>四 この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証</p> <p>五 この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結</p> <p>2 受注者は、前項の規定による保険証券の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法(以下「電磁的方法」という。)であって、当該履行保証保険契約の相手方が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保険証券を寄託したものとみなす。</p> <p>3 第1項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額(第6項において「保証の額」という。)は、請負代金額の10分の1以上としなければならない。</p> <p>4 受注者が第1項第三号から第五号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第55条第3項各号に規定する者による契約の解</p>	<p>[注] (A) は、金銭的保証を必要とする場合に使用することとする。</p>
---	---

<p>除の場合についても保証するものでなければならない。</p> <p>5 第1項の規定により、受注者が同項第二号又は第三号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第四号又は第五号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。</p> <p>6 請負代金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の請負代金額の10分の1に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。</p> <p>第4条(B) 受注者は、この契約の締結と同時に、この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証(引き渡した工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)である場合において当該契約不適合を保証する特約を付したものに限る。)を付さなければならない。</p> <p>2 前項の場合において、保証金額は請負代金額の10分の〇以上としなければならない。</p> <p>3 第1項の規定により受注者が付す保証は、第55条第三号各号に規定する契約の解除による場合についても保証するものでなければならない。</p> <p>4 請負代金額の変更があった場合には、保証金額が変更後の請負代金額の10分の〇に達するまで、発注者は、保証金額の増額を請求ことができ、受注者は、保証金額の減額を請求することができる。</p> <p>(権利義務の譲渡等)</p> <p>第5条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。</p> <p>2 受注者は、工事目的物、工事材料(工場製品を含む。以下同じ。)のうち第13条第2項の規定による検査に合格したもの及び第38条第3項の規定による部分払のための確認を受けたもの並びに工事仮設物を第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。</p> <p>3 受注者が前払金の使用や部分払等によってもなおこの契約の目的物に係る工事の施工に必要な資金が不足することを疎明したときは、発注者は、特段の理由がある場合を除き、受注者の請負代金債権の譲渡について、第1項ただし書の承諾をしなければならない。</p> <p>4 受注者は、前項の規定により、第1項ただし書の承諾を受けた場合は、</p>	<p>[注](B)は、役務的保証を必要とする場合に使用することとする。</p> <p>[注]ただし書の適用については、たとえば、受注者が第32条第2項の検査に合格した後、請負代金債権を譲渡する場合や工事に係る請負代金債権を担保として資金を借り入れようとする場合(受注者が、「下請セーフティネット債務保証事業」(平成11年1月28日建設省経振発第8号)又は「地域建設業経営強化融資制度」(平成20年10月17日国総</p>
---	--

<p>請負代金債権の譲渡により得た資金をこの契約の目的物に係る工事の施工以外に使用してはならず、またその用途を疎明する書類を発注者に提出しなければならない。</p> <p>[注] 第3項を使用しない場合は、同項及び第4項を削除する。</p> <p>(一括委任又は一括下請負の禁止)</p> <p>第6条 受注者は、工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。</p> <p>(下請負人の通知)</p> <p>第7条 発注者は、受注者に対して、下請負人の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。</p> <p>(下請負人の健康保険等加入義務等)</p> <p>第7条の2 受注者は、次の各号に掲げる届出をしていない建設業者（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請負人としてはならない。</p> <p>一 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出</p> <p>二 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出</p> <p>三 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、受注者は、次の各号に掲げる下請負人の区分に応じて、当該各号に定める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請負人とすることができる。</p> <p>一 受注者と直接下請契約を締結する下請負人 次のいずれにも該当する場合</p> <p>イ 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合</p> <p>ロ 発注者の指定する期間内に当該社会保険等未加入建設業者が前項各号に掲げる届出をし、当該事実を確認することのできる書類（以下「確認書類」という。）を、受注者が発注者に提出した場合</p> <p>二 前号に掲げる下請負人以外の下請負人 以下のいずれかに該当する場合</p> <p>イ 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認め</p>	<p>建第197号、国総建整第154号)により資金を借り入れようとする等の場合)が該当する。</p>
--	--

<p>る場合</p> <p>ロ 発注者が受注者に対して確認書類の提出を求める通知をした日から30日（発注者が、受注者において確認書類を当該期間内に提出することができない相当の理由があると認め、当該期間を延長したときは、その延長後の期間）以内に、受注者が当該確認書類を発注者に提出した場合</p> <p>3 受注者は、次の各号に掲げる場合は、発注者の請求に基づき、違約罰として、当該各号に定める額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。</p> <p>一 社会保険等未加入建設業者が前項第一号に掲げる下請負人である場合において、同号イに定める特別の事情があると認められなかったとき又は受注者が同号ロに定める期間内に確認書類を提出しなかったとき</p> <p>受注者が当該社会保険等未加入建設業者と締結した下請契約の最終の請負代金額の10分の1に相当する額</p> <p>二 社会保険等未加入建設業者が前項第二号に掲げる下請負人である場合において、同号イに定める特別の事情があると認められず、かつ、受注者が同号ロに定める期間内に確認書類を提出しなかったとき</p> <p>当該社会保険等未加入建設業者がその注文者と締結した下請契約の最終の請負代金額の100分の5に相当する額</p> <p>（特許権等の使用）</p> <p>第8条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている工事材料、施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその工事材料、施工方法等を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。</p> <p>（監督職員）</p> <p>第9条 発注者は、監督職員を置いたときは、その官職及び氏名を受注者に通知しなければならない。監督職員を変更したときも同様とする。</p> <p>2 監督職員は、この契約書の他の条項に定めるもの及びこの契約書に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督職員に委任したもののほか、設計図書で定めるところにより、次に掲げる権限を有する。</p>	
--	--

<p>一 この契約の履行についての受注者又は受注者の現場代理人に対する指示、承諾又は協議</p> <p>二 設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成した詳細図等の承諾</p> <p>三 設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査（確認を含む。）</p> <p>四 関連する2以上の工事における工程等の調整</p> <p>3 発注者は、2名以上の監督職員を置き、前項の権限を分担させたときにあつてはそれぞれの監督職員の有する権限の内容を、監督職員にこの契約書に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあつては、当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。</p> <p>4 第2項の規定に基づく監督職員の指示又は承諾は、原則として、書面によりこれを行わなければならない。</p> <p>5 発注者が監督職員を置いたときは、この契約書に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、設計図書に定めるものを除き、監督職員を経由して行うものとする。この場合においては、監督職員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。</p> <p>6 発注者が監督職員を置かないときは、この契約書に定める監督職員の権限は、発注者に帰属する。</p> <p>（現場代理人及び主任技術者等）</p> <p>第10条 受注者は、次の各号に掲げる者を定めて工事現場に設置し、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。</p> <p>一 現場代理人</p> <p>二 (A) [] 主任技術者 (B) [] 監理技術者 (C) 監理技術者補佐（建設業法第26条第3項ただし書に規定する者をいう。以下同じ。）</p> <p>三 専門技術者（建設業法第26条の2に規定する技術者をいう。以下同じ。）</p> <p>2 現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うほか、請負代金額の変更、工期の変更、請負代金の請求及び受領、第12条第1項の請求の受理、同条第3項の決定及び通知、同条第4項の請求、同条第5項の通知の受理並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。</p> <p>3 発注者は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における</p>	<p>[注] (B) は、建設業法第26条第2項の規定に該当する場合に、(A) は、それ以外の場合に使用する。</p> <p>(C) は、(B) を使用する場合において、建設業法第26条第3項ただし書の規定を使用し監理技術者が兼務する場合に使用する。</p> <p>[] の部分には、同法第26条第3項本文の工事の場合に「専任の」の字</p>
---	--

<p>運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認められた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。</p> <p>4 受注者は第2項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。</p> <p>5 現場代理人、監理技術者等（監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者をいう。以下同じ。）及び専門技術者は、これを兼ねることができる。</p> <p>（履行報告）</p> <p>第11条 受注者は、設計図書に定めるところにより、この契約の履行について発注者に報告しなければならない。</p> <p>（工事関係者に関する措置請求）</p> <p>第12条 発注者は、現場代理人がその職務（監理技術者等又は専門技術者と兼任する現場代理人にあつては、それらの者の職務を含む。）の執行につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。</p> <p>2 発注者又は監督職員は、監理技術者等、専門技術者（これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。）その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等で工事の施工又は管理につき著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。</p> <p>3 受注者は、前2項の規定による請求があつたときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。</p> <p>4 受注者は、監督職員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。</p> <p>5 発注者は、前項の規定による請求があつたときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に受注者に通知しなければならない。</p> <p>（工事材料の品質及び検査等）</p> <p>第13条 工事材料の品質については、設計図書に定めるところによる。設計図書にその品質が明示されていない場合にあつては、中等の品質を</p>	<p>句を記入する。</p>
---	----------------

有するものとする。

- 2 受注者は、設計図書において監督職員の検査（確認を含む。以下この条において同じ。）を受けて使用すべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、当該検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。ただし、発注者において行なう品質試験等にかかる費用（運賃荷造費を除く。）はこの限りでない。
- 3 監督職員は、受注者から前項の検査を請求されたときは、請求を受けた日から○日以内に応じなければならない。
- 4 受注者は、工事現場内に搬入した工事材料を監督職員の承諾を受けずに工事現場外に搬出してはならない。
- 5 受注者は、前項の規定にかかわらず、第2項の検査の結果不合格と決定された工事材料については、当該決定を受けた日から○日以内に工事現場外に搬出しなければならない。

（監督職員の立会い及び工事記録の整備等）

- 第14条 受注者は、設計図書において監督職員の立会いの上調査し、又は調査について見本検査を受けるものと指定された工事材料については、当該立会いを受けて調査し、又は当該見本検査に合格したものを使用しなければならない。
- 2 受注者は、設計図書において監督職員の立会いの上施工するものと指定された工事については、当該立会いを受けて施工しなければならない。
 - 3 受注者は、前2項に規定するほか、発注者が特に必要があると認めて設計図書において見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定した工事材料の調査又は工事の施工をするときは、設計図書に定めるところにより、当該見本又は工事写真等の記録を整備し、監督職員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
 - 4 監督職員は、受注者から第1項又は第2項の立会い又は見本検査を請求されたときは、当該請求を受けた日から○日以内に応じなければならない。
 - 5 前項の場合において、監督職員が正当な理由なく受注者の請求に○日以内に応じないため、その後の工程に支障をきたすときは、受注者は、監督職員に通知した上、当該立会い又は見本検査を受けることなく、工事材料を調査して使用し、又は工事を施工することができる。この場合において、受注者は、当該工事材料の調査又は当該工事の施工を適切に行ったことを証する見本又は工事写真等の記録を整備し、監督職員の請

<p>求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。</p> <p>6 第1項、第3項又は前項の場合において、見本検査又は見本若しくは工事写真等の記録の整備に直接要する費用は、受注者の負担とする。</p> <p>(支給材料及び貸与物件)</p> <p>第15条 発注者が受注者に支給する工事材料(以下「支給材料」という。)及び貸与する建設機械器具等(以下「貸与物件」という。)の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。</p> <p>2 監督職員は、支給材料又は貸与物件の引渡しに当たっては、受注者の立会いの上、発注者の負担において、当該支給材料又は貸与物件を検査しなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なり、又は使用に適当でないと認めたときは、受注者は、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。</p> <p>3 受注者は、支給材料又は貸与物件の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。</p> <p>4 受注者は、支給材料又は貸与物件の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与物件に種類、品質又は数量に関しこの契約の内容に適合しないこと(第2項の検査により発見することが困難であったものに限る。)などがあり使用に適当でないと認めたときは、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。</p> <p>5 発注者は、受注者から第2項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与物件に代えて他の支給材料若しくは貸与物件を引き渡し、支給材料若しくは貸与物件の品名、数量、品質若しくは規格若しくは性能を変更し、又は理由を明示した書面により、当該支給材料若しくは貸与物件の使用を受注者に請求しなければならない。</p> <p>6 発注者は、前項に規定するほか、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与物件の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。</p> <p>7 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。</p> <p>8 受注者は、支給材料及び貸与物件を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。</p>	
---	--

9 受注者は、設計図書に定めるところにより、工事の完成、設計図書の
変更等によって不用となった支給材料又は貸与物件を発注者に返還し
なければならない。

10 受注者は、故意又は過失により支給材料又は貸与物件が滅失若しく
はき損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期
間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損
害を賠償しなければならない。

11 受注者は、支給材料又は貸与物件の使用方法が設計図書に明示され
ていないときは、監督職員の指示に従わなければならない。

(工事用地の確保等)

第16条 発注者は、工事用地その他設計図書において定められた工事の
施工上必要な用地(以下「工事用地等」という。)を受注者が工事の施工
上必要とする日(設計図書に特別の定めがあるときは、その定められた
日)までに確保しなければならない。

2 受注者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理
しなければならない。

3 工事の完成、設計図書の變更等によって工事用地等が不用となった場
合において、当該工事用地等を受注者が所有又は管理する工事材料、建
設機械器具、仮設物その他の物件(下請負人の所有又は管理するこれら
の物件を含む。)があるときは、受注者は、当該物件を撤去するととも
に、当該工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなけれ
ばならない。

4 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該
物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないと
きは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等の修
復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者
は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出るこ
とができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費
用を負担しなければならない。

5 第3項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、
発注者が受注者の意見を聴いて定める。

(設計図書不適合の場合の改造義務、破壊検査等)

第17条 受注者は、工事の施工部分が設計図書に適合しない場合におい
て、監督職員がその改造を請求したときは、当該請求に従わなければな
らない。この場合において、当該不適合が監督職員の指示によるときそ
の他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要がある

と認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

- 2 監督職員は、受注者が第13条第2項又は第14条第1項から第3項までの規定に違反した場合において、必要があると認められるときは、工事の施工部分を破壊して検査することができる。
- 3 前項に規定するほか、監督職員は、工事の施工部分が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、当該相当の理由を受注者に通知して、工事の施工部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 4 前2項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は受注者の負担とする。

(条件変更等)

第18条 受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督職員に通知し、その確認を請求しなければならない。

- 一 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。
- 二 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
- 三 設計図書の表示が明確でないこと。
- 四 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
- 五 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

- 2 監督職員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。
- 3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
- 4 前項の調査の結果において第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。

- 一 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し設計図書を訂正する必要があるもの 発注者が行う。
 - 二 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うもの 発注者が行う。
 - 三 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの 発注者と受注者とが協議して発注者が行う。
- 5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(設計図書の変更)

第19条 発注者は、前条第4項の規定によるほか、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工事の中止)

第20条 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であって受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の中止内容を受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。

3 発注者は、前2項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(著しく短い工期の禁止)

第21条 発注者は、工期の延長又は短縮を行うときは、この工事に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により工事等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

(受注者の請求による工期の延長)

第22条 受注者は、天候の不良、第2条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない。発注者は、その工期の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(発注者の請求による工期の短縮等)

第23条 発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を受注者に請求することができる。

2 発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工期の変更方法)

第24条 工期の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から○日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が工期の変更事由が生じた日(第22条の場合にあっては発注者が工期変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては受注者が工期変更の請求を受けた日)から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(請負代金額の変更方法等)

第25条 請負代金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から○日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定

め、受注者に通知するものとする。ただし、請負代金額の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

- 3 この契約書の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)

第26条 発注者又は受注者は、工期内で請負契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不相当となったと認めるときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

- 2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額(請負代金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下この条において同じ。)と変動後残工事代金額(変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下この条において同じ。)との差額のうち変動前残工事代金額の1000分の15を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。

- 3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から〇日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。

- 4 第1項の規定による請求は、この条の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、同項中「請負契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とするものとする。

- 5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不相当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。

- 6 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不相当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。

- 7 前2項の場合において、請負代金額の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から〇日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。

8 第3項及び前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第1項、第5項又は第6項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(臨機の措置)

第27条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ監督職員の意見を聴かななければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

2 前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を監督職員に直ちに通知しなければならない。

3 監督職員は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が請負代金額の範囲において負担することが適当でない認められる部分については、発注者がこれを負担する。

(一般的損害)

第28条 工事目的物の引渡し前に、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他工事の施工に関して生じた損害(次条第1項若しくは第2項又は第30条第1項に規定する損害を除く。)については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害(第58条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。)のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第29条 工事の施工について第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害(第58条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において同じ。)のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

2 前項の規定にかかわらず、工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、発注者がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち工事の施工につき受注者が善良な管理者の注意義務を

怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。

- 3 前2項の場合その他工事の施工について第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。

(不可抗力による損害)

第30条 工事目的物の引渡し前に、天災等(設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。)で発注者と受注者のいずれの責めにも帰すことができないもの(以下この条において「不可抗力」という。)により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具(以下この条において「工事目的物等」という。)に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害(受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第58条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において「損害」という。)の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。

- 3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。

- 4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があつたときは、当該損害の額(工事目的物等であつて第13条第2項、第14条第1項若しくは第2項又は第38条第3項の規定による検査、立会いその他受注者の工事に関する記録等により確認することができるものに係る損害の額に限る。)及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額(以下この条において「損害合計額」という。)のうち請負代金額の100分の1を超える額を負担しなければならない。ただし、災害応急対策又は災害復旧に関する工事における損害については、発注者が損害合計額を負担するものとする。

- 5 損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、算定する。

一 工事目的物に関する損害

損害を受けた工事目的物に相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

二 工事材料に関する損害

損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

三 仮設物又は建設機械器具に関する損害

損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における工事目的物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。

- 6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金額の100分の1を超える額」とあるのは「請負代金額の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」と、「損害合計額を」とあるのは「損害合計額から既に負担した額を差し引いた額を」として同項を適用する。

(請負代金額の変更に代える設計図書の変更)

第31条 発注者は、第8条、第15条、第17条から第20条まで、第22条、第23条、第26条から第28条まで、前条又は第34条の規定により請負代金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、請負代金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から○日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が同項の請負代金額を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(検査及び引渡し)

第32条 受注者は、工事を完成したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者又は発注者が検査を行う者として定めた職員(以下「検査職員」という。)は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から14日以内に受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、工事の完成を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注

者に通知しなければならない。この場合において、発注者又は検査職員は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、工事目的物を最小限度破壊して検査することができる。

- 3 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 4 発注者は、第2項の検査によって工事の完成を確認した後、受注者が工事目的物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該工事目的物の引渡しを受けなければならない。
- 5 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該工事目的物の引渡しを請負代金の支払いの完了と同時にを行うことを請求することができる。この場合においては、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。
- 6 受注者は、工事が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を工事の完成とみなして前各項の規定を適用する。

(請負代金の支払い)

第33条 受注者は、前条第2項(同条第6項後段の規定により適用される場合を含む。第3項において同じ。)の検査に合格したときは、請負代金の支払いを請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から起算して40日以内に請負代金を支払わなければならない。
- 3 発注者がその責めに帰すべき事由により前条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間(以下この項において「約定期間」という。)の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(部分使用)

第34条 発注者は、第32条第4項又は第5項の規定による引渡し前においても、工事目的物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。

- 2 前項の場合においては、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。
- 3 発注者は、第1項の規定により工事目的物の全部又は一部を使用したことによって受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(前金払及び中間前金払)

第35条 受注者は、保証事業会社と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の10分の4以内の前払金の支払いを発注者に請求することができる。

2 受注者は、前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。

3 発注者は、第1項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。

4 受注者は、第1項の規定により前払金の支払いを受けた後、保証事業会社と中間前払金に関し、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする保証契約を締結し、その保証証書を発注者に寄託して請負代金額の10分の2以内の中間前払金の支払いを発注者に請求することができる。第2項及び前項の規定は、この場合について準用する。

5 受注者は、前項の中間前払金の支払いを請求しようとするときは、あらかじめ、発注者又は発注者の指定する者の中間前金払に係る認定を受けなければならない。この場合において、発注者又は発注者の指定する者は、受注者の請求があったときは、直ちに認定を行い、当該認定の結果を受注者に通知しなければならない。

6 受注者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金額の10分の4（第4項の規定により中間前払金の支払いを受けているときは10分の6）から受領済みの前払金額（中間前払金の支払いを受けている場合には、中間前払金を含む。以下この条から第37条まで、第41条及び第54条において同じ。）を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払いを請求することができる。この場合においては、第3項の規定を準用する。

7 受注者は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の請負代金額の10分の5（第4項の規定により中間前払金の支払いを受けているときは、10分の6）を超えるときは、受注者は、請負代金額が減額された日から30日以内に、その超過額を返還しなければならない。ただし、本項の期間内に第38条又は第39条の規定による支払いをしようとするときは、発注者は、その支払額の中からその超過額を控除することができる。

8 前項の期間内で前払金の超過額を返還する前にさらに請負代金額を

<p>増額した場合において、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額以上の額であるときは、受注者は、その超過額を返還しないものとし、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額未満の額であるときは、受注者は、受領済みの前払金の額からその増額後の請負代金額の10分の5（第4項の規定により中間前払金の支払を受けているときは10分の6）の額を差し引いた額を返還しなければならない。</p> <p>9 発注者は、受注者が第7項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。</p> <p>(保証契約の変更)</p> <p>第36条 受注者は、前条第6項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払いを請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。</p> <p>2 受注者は、前項に定める場合のほか、請負代金額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。</p> <p>3 受注者は、第1項又は第2項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。</p> <p>4 受注者は、前払金額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。</p> <p>(前払金の使用等)</p> <p>第37条 受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。</p> <p>(部分払)</p> <p>第38条 受注者は、工事の完成前に、出来形部分並びに工事現場に搬入済みの工事材料〔及び製造工場等にある工場製品〕（第13条第2項の規定により監督職員の検査を要するものにあつては当該検査に合格したもの、監督職員の検査を要しないものにあつては設計図書で部分払の</p>	<p>[注] 部分払いの対象とすべき工場製品がないときは、〔 〕部分を削除する。</p> <p>[注] 部分払の対象とすべき工場製品がないときは、〔 〕の部分を削</p>
---	---

<p>対象とすることを指定したものに限り。)に相応する請負代金相当額の10分の9以内の額について、次項から第7項までに定めるところにより部分払を請求することができる。ただし、この請求は、工期中〇回を超えることができない。</p> <p>2 受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る出来形部分又は工事現場に搬入済みの工事材料〔若しくは製造工場等にある工場製品〕の確認を発注者に請求しなければならない。</p> <p>3 発注者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から14日以内に、受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、同項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。</p> <p>4 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。</p> <p>5 受注者は、第3項の規定による確認があったときは、部分払を請求することができる。この場合においては、発注者は、当該請求を受けた日から30日以内に部分払金を支払わなければならない。</p> <p>6 部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において第1項の請負代金相当額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の請求を受けた日から〇日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。</p> <p style="padding-left: 40px;">部分払金の額 ≤ 第1項の請負代金相当額 × (9 / 10 - 前払金額 / 請負代金額)</p> <p>7 第5項の規定により部分払金の支払いがあった後、再度部分払の請求をする場合においては、第1項及び前項中「請負代金相当額」とあるのは「請負代金相当額から既に部分払の対象となった請負代金相当額を控除した額」とするものとする。</p> <p>(部分引渡し)</p> <p>第39条 工事目的物について、発注者が設計図書において工事の完成に先だって引渡しを受けるべきことを指定した部分(以下「指定部分」という。)がある場合において、当該指定部分の工事が完了したときについては、第32条中「工事」とあるのは「指定部分に係る工事」と、「工事目的物」とあるのは「指定部分に係る工事目的物」と、同条第5項及び第33条中「請負代金」とあるのは「部分引渡しに係る請負代金」と読み替えて、これらの規定を準用する。</p> <p>2 前項の規定により準用される第33条第1項の規定により請求する</p>	<p>除する。</p>
--	-------------

ことができる部分引渡しに係る請負代金の額は、次の式により算定する。この場合において、指定部分に相応する請負代金の額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の規定により準用される第32条第2項の検査の結果を通知した日から〇日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

部分引渡しに係る請負代金の額

$$= \text{指定部分に相応する請負代金の額} \times (1 - \text{前払金額} / \text{請負代金額})$$

(国庫債務負担行為に係る契約の特則)

第40条 国庫債務負担行為（以下「国債」という。）に係る契約において、各会計年度における請負代金の支払いの限度額（以下「支払限度額」という。）は次のとおりとする。

年度 円

年度 円

年度 円

2 支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額は、次のとおりである。

年度 円

年度 円

年度 円

3 発注者は、予算上の都合その他の必要があるときは、第1項の支払限度額及び前項の出来高予定額を変更することができる。

(国債に係る契約の前金払〔及び中間前金払〕の特則)

第41条 国債に係る契約の前金払〔及び中間前金払〕については、第35条中「契約書記載の工事完成の時期」とあるのは「契約書記載の工事完成の時期（最終の会計年度以外の会計年度にあっては、各会計年度末）」と、同条及び第36条中「請負代金額」とあるのは「当該会計年度の出来高予定額（前会計年度末における第38条第1項の請負代金相当額（以下この条及び次条において「請負代金相当額」という。）が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合において、当該会計年度の当初に部分払をしたときは、当該超過額を控除した額）」と読み替えて、これらの規定を準用する。ただし、この契約を締結した会計年度（以下「契約会計年度」という。）以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に前払金〔及び中間前払金〕の支払いを請求することはできない。

2 前項の場合において、契約会計年度について前払金〔及び中間前払金〕を支払わない旨が設計図書に定められているときには、同項の規定によ

[注] 本条から第42条までは、この契約が国債に基づく場合に使用する。

<p>り準用される第35条第1項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度について前払金〔及び中間前払金〕の支払いを請求することができない。</p> <p>3 第1項の場合において、契約会計年度に翌会計年度分の前払金〔及び中間前払金〕を含めて支払う旨が設計図書に定められているときには、同項の規定により準用される第35条第1項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度に翌会計年度に支払うべき前払金相当分〔及び中間前払金相当分〕（ 円以内）を含めて前払金〔及び中間前払金〕の支払いを請求することができる。</p> <p>4 第1項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、同項の規定により準用される第35条第1項の規定にかかわらず、受注者は、請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達するまで当該会計年度の前払金〔及び中間前払金〕の支払いを請求することができない。</p> <p>5 第1項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、その額が当該出来高予定額に達するまで前払金〔及び中間前払金〕の保証期限を延長するものとする。この場合においては、第36条第4項の規定を準用する。</p> <p>（国債に係る契約の部分払の特則）</p> <p>第42条 国債に係る契約において、前会計年度末における請負代金相当額が、前会計年度までの出来高予定額を超えた場合においては、受注者は、当該会計年度の当初に当該超過額（以下「出来高超過額」という。）について部分払を請求することができる。ただし、契約会計年度以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に部分払の支払いを請求することはできない。なお、中間前金払制度を選択した場合には、出来高超過額について部分払を請求することはできない。</p> <p>2 この契約において、前払金の支払いを受けている場合の部分払金の額については、第38条第6項及び第7項の規定にかかわらず、次の式により算定する。</p> <p>（a）部分払金の額 ≤ 請負代金相当額 × 9 / 10 - （前会計年度までの支払金額 + 当該会計年度の部分払金額） - [請負代金相当額 - （前会計年度までの出来高予定額 + 出来高超過額）] × 当該会計年度前払金額 / 当該会計年度の出来高予定額</p> <p>（b）部分払金の額 ≤ 請負代金相当額 × 9 / 10 - 前会計年度までの支払金額 - （請負代金相当額 - 前会計年度までの出来高予定額） × （当該会計年度前払金額 + 当該会計年度の中間前払金額） / 当該</p>	<p>[注]（b）は、中間前払金を選択した場合に使用する。</p>
--	-----------------------------------

<p style="text-align: center;">会計年度の出来高予定額</p> <p>3 各会計年度において、部分払を請求できる回数は、次のとおりとする。</p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="padding-right: 20px;">年度</td> <td>回</td> </tr> <tr> <td>年度</td> <td>回</td> </tr> <tr> <td>年度</td> <td>回</td> </tr> </table> <p>(第三者による代理受領)</p> <p>第43条 受注者は、発注者の承認を得て請負代金の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。</p> <p>2 発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第33条(第39条において準用する場合を含む。)又は第38条の規定に基づく支払いをしなければならない。</p> <p>(前払金等の不払に対する工事中止)</p> <p>第44条 受注者は、発注者が第35条、第38条又は第39条において準用される第33条の規定に基づく支払いを遅延し、相当の期間を定めてその支払いを請求したにもかかわらず支払いをしないときは、工事の全部又は一部の施工を一時中止することができる。この場合においては、受注者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。</p> <p>2 発注者は、前項の規定により受注者が工事の施工を中止した場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。</p> <p>(契約不適合責任)</p> <p>第45条 (A) 発注者は、引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)であるときは、受注者に対し、目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は、履行の追完を請求することができない。</p> <p>第45条 (B) 発注者は、引き渡された工事目的物が契約不適合であるときは、受注者に対し、目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の</p>	年度	回	年度	回	年度	回	<p>[注] (A) は、第4条において (A) を使用する場合、(B) は第4条において (B) を使用する場合に使用する。</p>
年度	回						
年度	回						
年度	回						

追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は履行の追完を請求することができない。

2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

一 履行の追完が不能であるとき。

二 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

三 工事目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

四 前三号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(発注者の任意解除権)

第46条 発注者は、工事が完成するまでの間は、次条又は第48条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(発注者の催告による解除権)

第47条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。

ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

一 第5条第4項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出したとき。

[注] 第一号は第5条第3項を使用しない場合は削除する。

二 正当な理由なく、工事に着手すべき期日を過ぎても工事に着手しないとき。

三 工期内に完成しないとき又は工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みがないと認められるとき。

- 四 第10条第1項第2号に掲げる者を設置しなかったとき。
- 五 正当な理由なく、第45条第1項の履行の追完がなされないとき。
- 六 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第48条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- 一 第5条第1項の規定に違反して請負代金債権を譲渡したとき。
- 二 第5条第4項の規定に違反して譲渡により得た資金を当該工事の施工以外に使用したとき。

[注] 第二号は第5条第3項を使用しない場合は削除する。

- 三 この契約の目的物を完成させることができないことが明らかであるとき。
- 四 引き渡された工事目的物に契約不適合がある場合において、その不適合が目的物を除却した上で再び建設しなければ、契約の目的を達成することができないものであるとき。
- 五 受注者がこの契約の目的物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- 六 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- 七 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- 八 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- 九 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。
- 十 第51条又は第52条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- 十一 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

<p>イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。</p> <p>ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。</p> <p>ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。</p> <p>ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。</p> <p>ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。</p> <p>ヘ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。</p> <p>ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。</p> <p>（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）</p> <p>第49条 第47条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。</p> <p>（公共工事履行保証証券による保証の請求）</p> <p>第50条 第4条第1項の規定によりこの契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証が付された場合において、受注者が第47条各号又は第48条各号のいずれかに該当するときは、発注者は、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人に対して、他の建設業者を選定し、工事を完成させるよう、請求することができる。</p> <p>2 受注者は、前項の規定により保証人が選定し発注者が適当と認めた建設業者（以下この条において「代替履行業者」という。）から発注者に対して、この契約に基づく次の各号に定める受注者の権利及び義務を承継する旨の通知が行われた場合には、代替履行業者に対して当該権利及び</p>	<p>[注] 第4条（A）を使用する場合は削除する。</p>
--	--------------------------------

<p>義務を承継させる。</p> <p>一 請負代金債権（前払金〔若しくは中間前払金〕、部分払金又は部分引渡しに係る請負代金として受注者に既に支払われたものを除く。）</p> <p>二 工事完成債務</p> <p>三 契約不適合を保証する債務（受注者が施工した出来形部分の契約不適合に係るものを除く。）</p> <p>四 解除権</p> <p>五 その他この契約に係る一切の権利及び義務（第29条の規定により受注者が施工した工事に関して生じた第三者への損害賠償債務を除く。）</p> <p>3 発注者は、前項の通知を代替履行业者から受けた場合には、代替履行业者が同項各号に規定する受注者の権利及び義務を承継することを承諾する。</p> <p>4 第1項の規定による発注者の請求があった場合において、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人から保証金が支払われたときには、この契約に基づいて発注者に対して受注者が負担する損害賠償債務その他の費用の負担に係る債務（当該保証金の支払われた後に生じる違約金等を含む。）は、当該保証金の額を限度として、消滅する。</p> <p>（受注者の催告による解除権）</p> <p>第51条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。</p> <p>（受注者の催告によらない解除権）</p> <p>第52条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。</p> <p>一 第19条の規定により設計図書を変更したため請負代金額が3分の2以上減少したとき。</p> <p>二 第20条の規定による工事の施工の中止期間が工期の10分の5（工期の10分の5が6月を超えるときは、6月）を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。</p> <p>（受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）</p>	
--	--

第53条 第51条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(解除に伴う措置)

第54条 発注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合においては、出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金を受注者に支払わなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

3 第1項の場合において、第35条(第41条において準用する場合を含む。)の規定による前払金〔又は中間前払金〕があったときは、当該前払金の額〔及び中間前払金の額〕(第38条及び第42条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金〔及び中間前払金〕の額を控除した額)を同項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額〔及び中間前払金額〕になお余剰があるときは、受注者は、解除が第47条、第48条又は次条第3項の規定によるときにあっては、その余剰額に前払金〔又は中間前払金〕の支払いの日から返還の日までの日数に応じ年2.5パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、解除が第46条、第51条又は第52条の規定によるときにあっては、その余剰額を発注者に返還しなければならない。

4 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、支給材料があるときは、第1項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意若しくは過失により滅失若しくはき損したとき、又は出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

5 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、貸与物件があるときは、当該貸与物件を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与物件が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返

還に代えてその損害を賠償しなければならない。

- 6 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 7 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等を修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 8 第4項前段及び第5項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第47条、第48条又は次条第3項の規定によるときは発注者が定め、第46条、第51条又は第52条の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第4項後段、第5項後段及び第6項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。
- 9 工事の完成後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して決める。

（発注者の損害賠償請求等）

- 第55条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。
- 一 工期内に工事を完成することができないとき。
 - 二 この工事目的物に契約不適合があるとき。
 - 三 第47条又は第48条の規定により工事目的物の完成後にこの契約が解除されたとき。
 - 四 前三号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- 一 第47条又は第48条の規定により工事目的物の完成前にこの契約が解除されたとき。

<p>二 工事目的物の完成前に、受注者とその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。</p> <p>3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。</p> <p>一 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人</p> <p>二 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人</p> <p>三 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等</p> <p>4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。</p> <p>5 第1項第一号の場合においては、発注者は、請負代金額（中間工期を定めている工事については、当該中間工期部分に相応する額）から部分引渡しを受けた部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額とする。</p> <p>6 第2項の場合（第48条第九号及び第十一号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。</p> <p>（談合等不正行為があった場合の違約金等）</p> <p>第55条の2（A） 受注者（共同企業体にあつては、その構成員）が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、請負代金額（この契約締結後、請負代金額の変更があった場合には、変更後の請負代金額。次項において同じ。）の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。</p> <p>一 この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は、受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条</p>	<p>[注] 第6項は第4条（A）を使用する場合に使用する。</p> <p>[注]（A）は、政府調達に関する協定（平成7年12月8日条約第23条）の適用を受ける工事以外の工事の場合に使用することとする。</p>
---	---

- の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。以下この条において同じ。)
- 二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体(以下「受注者等」という。)に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号及び次項第2号において同じ。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- 三 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- 四 この契約に関し、受注者(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。次項第2号において同じ。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- 2 この契約に関し、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、前項に規定する請負代金額の10分の1に相当する額のほか、請負代金額の100分の5に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- 一 前項第1号に規定する確定した納付命令における課徴金について、独占禁止法第7条の3第2項又は第3項の規定の適用があるとき。
- 二 前項第2号に規定する納付命令若しくは排除措置命令又は同項第4号に規定する刑に係る確定判決において、受注者が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
- 3 受注者が前2項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。
- 4 受注者は、契約の履行を理由として、第1項及び第2項の違約金を免

れることができない。

- 5 第1項及び第2項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

第55条の2（B） 受注者（共同企業体にあつては、その構成員）が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、請負代金額（この契約締結後、請負代金額の変更があつた場合には、変更後の請負代金額。次項において同じ。）の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

一 この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は、受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。以下この条において同じ。）。

二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号及び次項第2号において同じ。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があつたとされたとき。

三 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があつたとされた期間及び当該違反する行為の対象となつた取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四 この契約に関し、受注者（法人にあつては、その役員又は使用人を含む。次項2号において同じ。）の刑法（明治40年法律第45号）第

<p>96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。</p> <p>2 この契約に関し、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、前項に規定する請負代金額の10分の1に相当する額のほか、前項に規定する請負代金額の100分の5に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。</p> <p>一 前項第1号に規定する確定した納付命令における課徴金について、独占禁止法第7条の3第2項又は第3項の規定の適用があるとき。</p> <p>二 前項第2号に規定する納付命令若しくは排除措置命令又は同項第4号に規定する刑に係る確定判決において、受注者が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。</p> <p>三 前項第4号に該当する場合であって、前項第1号に規定する確定した納付命令における課徴金について、独占禁止法第7条の3第1項の規定の適用があるとき。</p> <p>四 前項第4号に該当する場合であって、受注者が発注者に〇〇地方整備局競争契約入札心得第4条の3の規定に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。</p> <p>3 受注者が前2項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。</p> <p>4 受注者は、契約の履行を理由として、第1項及び第2項の違約金を免れることができない。</p> <p>5 第1項及び第2項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。</p> <p>(受注者の損害賠償請求等)</p> <p>第56条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。</p> <p>一 第51条又は第52条の規定によりこの契約が解除されたとき。</p> <p>二 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。</p> <p>2 第33条第2項（第39条において準用する場合を含む。）の規定に</p>	
--	--

よる請負代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

(契約不適合責任期間等)

第57条 発注者は、引き渡された工事目的物に関し、第32条第4項又は第5項（第39条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

2 前項の規定にかかわらず、設備機器本体等の契約不適合については、引渡しの時、発注者又は検査職員が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、受注者は、その責任を負わない。ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から1年が経過する日まで請求等を行うことができる。

【注】 引渡しを受けた日から1年以外とする場合においては、前項の期間との関係、設備機器メーカー保証の期間を勘案して記入する。

3 前2項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

4 発注者が第1項又は第2項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第7項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

5 発注者は、第1項又は第2項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。

6 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。

7 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。

8 発注者は、工事目的物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、

<p>受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。</p> <p>9 この契約が、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第94条第1項に規定する住宅新築請負契約である場合には、工事目的物のうち住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令（平成12年政令第64号）第5条に定める部分の瑕疵（構造耐力又は雨水の浸入に影響のないものを除く。）について請求等を行うことのできる期間は、10年とする。この場合において、前各項の規定は適用しない。</p> <p>10 引き渡された工事目的物の契約不適合が支給材料の性質又は発注者若しくは監督職員の指図により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受注者がその材料又は指図の不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。</p> <p>（火災保険等）</p> <p>第58条 受注者は、工事目的物及び工事材料（支給材料を含む。以下この条において同じ。）等を設計図書に定めるところにより火災保険、建設工事保険その他の保険（これに準ずるものを含む。以下この条において同じ。）に付さなければならない。</p> <p>2 受注者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。</p> <p>3 受注者は、工事目的物及び工事材料等を第1項の規定による保険以外の保険に付したときは、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。</p> <p>（制裁金等の相殺）</p> <p>第59条 発注者は、受注者の納付すべき制裁金、違約金、遅延利息、賠償金又は過払金を発注者が支払うべき金額から控除し、なお、不足を生ずるときは、更に、受注者から追徴するものとする。</p> <p>2 受注者は、前項の規定により追徴すべき金額を発注者が指定する期限までに納付しないときは、その遅延日数について年3パーセントの割合で計算した額の遅滞金を発注者に納付しなければならない。</p> <p>（資料、報告等）</p> <p>第60条 発注者は、この契約に基づく違約金、遅延利息、賠償金、過払金及び遅滞金に関し、これらの債権の保全上必要があるときは、受注者に対してその業務又は資産の状況に関して質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を請求するこ</p>	<p>[注] (A) は、あらかじめ調停人を選任する場合に使用する。[] の部</p>
---	--

<p>とができる。</p> <p>2 発注者は、受注者が前項に規定する質問に答えず、若しくは虚偽の応答をし、又は報告等をなさず、若しくは虚偽の報告をなし、又は調査を拒み若しくは妨げた場合においては、当該債権の全部又は一部について履行期限を繰り上げることができる。</p> <p>(あっせん又は調停)</p> <p>第61条(A) この契約書の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、契約書記載の調停人のあっせん又は調停によりその解決を図る。この場合において、紛争の処理に要する費用については、発注者と受注者とが協議して特別の定めをしたものを除き、発注者と受注者とがそれぞれ負担する。</p> <p>2 発注者及び受注者は、前項の調停人があっせん又は調停を打ち切ったときは、建設業法による〔 〕建設工事紛争審査会(以下「審査会」という。)のあっせん又は調停によりその解決を図る。</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、監理技術者等、専門技術者その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等の工事の施工又は管理に関する紛争及び監督職員の職務の執行に関する紛争については、第12条第3項の規定により受注者が決定を行った後若しくは同条第5項の規定により発注者が決定を行った後、又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに同条第3項若しくは第5項の期間を経過した後でなければ、発注者及び受注者は、第1項のあっせん又は調停を請求することができない。</p> <p>4 発注者又は受注者は、申し出により、この契約書の各条項の規定により行う発注者と受注者との間の協議に第1項の調停人を立ち合わせ、当該協議が円滑に整うよう必要な助言又は意見を求めることができる。この場合における必要な費用の負担については、同項後段の規定を準用する。</p> <p>5 前項の規定により調停人の立会いのもとで行われた協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服である場合で、発注者又は受注者の一方又は双方が第1項の調停人のあっせん又は調停により紛争を解決する見込がないと認めたときは、同項の規定にかかわらず、発注者及び受注者は、審査会のあっせん又は調停によりその解決を図る。</p> <p>第61条(B) この契約書の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに発注者が定めたものに</p>	<p>分には、「中央」の字句又は都道府県の名 称を記載する。</p> <p>[注] 第4項及び第5項は、調停人を協議に参加させない場合には、削除する。</p> <p>[注] (B) は、あらかじめ調停人を選任せず、建設業法による建設工事紛争審査会により紛争の解決を図る場合に使用する。〔 〕の部分には、「中央」の字句又は都道府県の名 称を記載する。</p>
---	--

<p>受注者が不服がある場合その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、建設業法による〔 〕建設工事紛争審査会（以下次条において「審査会」という。）のあっせん又は調停によりその解決を図る。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、監理技術者等、専門技術者その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等の工事の施工又は管理に関する紛争及び監督職員の職務の執行に関する紛争については、第12条第3項の規定により受注者が決定を行った後若しくは同条第5項の規定により発注者が決定を行った後、又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに同条第3項若しくは第5項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、前項のあっせん又は調停を請求することができない。</p> <p>（仲裁）</p> <p>第62条 発注者及び受注者は、その一方又は双方が前条の〔調停人又は〕審査会のあっせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めるときは、同条の規定にかかわらず、仲裁合意書に基づき、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。</p> <p>（情報通信の技術を利用する方法）</p> <p>第63条 この契約書において書面により行わなければならないこととされている催告、請求、通知、申出、承諾、解除及び指示は、建設業法その他の法令に違反しない限りにおいて、電磁的方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならず、その具体的な取扱いは設計図書に定めるものとする。</p> <p>（補 則）</p> <p>第64条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。</p> <p>上記のとおり契約した証として本書 通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上各自一通を保有する。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>発注者 住 所 氏 名 印</p> <p>受注者 住 所 氏 名 印</p>	<p>[注]〔 〕の部分は、第61条（B）を使用する場合には削除する。</p> <p>[注] 受注者が共同企業体を結成している場合においては、受注者の住所及び氏名の欄には、共同企業体の名称、代表者及びその他の構成員の住所及び氏名を記入する。</p>
--	--

[裏面参照の上建設工事紛争審査会の仲裁に付することに合意する場合に使用する。]

仲裁合意書

工 事 名

工事場所

令和 年 月 日に締結した上記建設工事の請負契約に関する紛争については、発注者及び受注者は、建設業法に規定する下記の建設工事紛争審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

管轄審査会名 建設工事紛争審査会

管轄審査会名が記入されていない場合は建設業法第25条の9第1項又は第2項に定める建設工事紛争審査会を管轄審査会とする。

令和 年 月 日

発注者 住 所

氏 名

受注者 住 所

氏 名

※以下は、押印を省略する場合のみ記載すること。

(発注者連絡先)

本件責任者及び担当者：

電話番号1：〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

電話番号2：〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

(受注者連絡先)

本件責任者及び担当者：

電話番号1：〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

電話番号2：〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

[裏面]

仲裁合意書について

1) 仲裁合意について

仲裁合意とは、裁判所への訴訟に代えて、紛争の解決を仲裁人に委ねることを約する当事者間の契約である。仲裁手続きによってなされる仲裁判断は、裁判上の確定判決と同一の効力を有し、たとえその仲裁判断の内容に不服があっても、その内容を裁判所で争うことはで

<p>きない。</p> <p>2) 建設工事紛争審査会について</p> <p>建設工事紛争審査会（以下「審査会」という。）は、建設工事の請負契約に関する紛争の解決を図るため建設業法に基づいて設置されており、同法の規定により、あっせん、調停及び仲裁を行う権限を有している。また、中央建設工事紛争審査会（以下「中央審査会」という。）は、国土交通省に、都道府県建設工事紛争審査会（以下「都道府県審査会」という。）は各都道府県にそれぞれ設置されている。審査会の管轄は、原則として、受注者が国土交通大臣の許可を受けた建設業者であるときは中央審査会、都道府県知事の許可を受けた建設業者であるときは当該都道府県審査会であるが、当事者の合意によって管轄審査会を定めることもできる。</p> <p>審査会による仲裁は、三人の仲裁委員が行い、仲裁委員は、審査会の委員又は特別委員のうちから当事者が合意によって選定した者につき、審査会の会長が指名する。また、仲裁委員のうち少なくとも一人は、弁護士法の規定により弁護士となる資格を有する者である。なお、審査会における仲裁手続は、建設業法に特別の定めがある場合を除き、仲裁法の規定が適用される。</p>	
---	--

(別紙1)

建築物に係る解体

工事

1. 分別解体等の方法

工程	工程	作業内容	分別解体等の方法
工程ごとの作業内容及び解体方法	①建築設備・内装材等	建築設備・内装材等の取り外し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由 ()
	②屋根ふき材	屋根ふき材の取り外し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由 ()
	③外装材・上部構造部分	外装材・上部構造部分の取り壊し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	④基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの取り壊し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑤その他 ()	その他の取り壊し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用

※「分別解体等の方法」の欄については、該当がない場合は記載の必要はない。

2. 解体工事に要する費用 (直接工事費) 円 (税抜き)

(注) ・解体工事の場合のみ記載する。

- ・解体工事に伴う分別解体及び積込みに要する費用とする。
- ・仮設費及び運搬費は含まない。

3. 再資源化等をする施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地

4. 再資源化等に要する費用 (直接工事費) 円 (税抜き)

(注) ・運搬費を含む。

(別紙2)

建築物に係る新築工事等 (新築・増築・修繕・模様替)

1. 分別解体等の方法

工程	工程	作業内容	分別解体等の方法
工程ごとの作業内容及び解体方法	①造成等	造成等の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	②基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	③上部構造部分・外装	上部構造部分・外装の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	④屋根	屋根の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑤建築設備・内装等	建築設備・内装等の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑥その他 ()	その他の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用

※「分別解体等の方法」の欄については、該当がない場合は記載の必要はない。

2. 解体工事に要する費用 (直接工事費) 該当無し

3. 再資源化等をする施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地

4. 再資源化等に要する費用 (直接工事費) 円 (税抜き)

(注) ・運搬費を含む。

(別紙 3)

建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等(土木工事等)

1. 分別解体等の方法

工程	工程	作業内容	分別解体等の方法
工程ごとの作業内容及び解体方法	①仮設	仮設工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	②土工	土工 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑥その他 ()	その他の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用

※「分別解体等の方法」の欄については、該当がない場合は記載の必要はない。

2. 解体工事に要する費用(直接工事費) 円(税抜き)

(注) ・解体工事の場合のみ記載する。

- ・解体工事に伴う分別解体及び積込みに要する費用とする。
- ・仮設費及び運搬費は含まない。

3. 再資源化等をする施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地

4. 再資源化等に要する費用(直接工事費) 円(税抜き)

(注) ・運搬費を含む。

○工事請負標準契約書の運用について

平成8年1月24日港管第112号
最終改正 令和2年3月30日国港総第721号
港湾局長から各港湾建設局長あて

平成8年4月1日以降に締結する工事請負契約に係る工事請負契約書については、「工事請負標準契約書の制定について」（平成8年1月24日付け港管第111号）をもって通知したところであるが、その運用について、下記によることとしたので、遺漏なきよう取扱われたい。

記

第1条関係

- (1) 第3項において、仮設、施工方法等についてその責任の所在を明らかにするため、設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者の責任において定めることとしているので、設計図書における特別の定めについては、その必要性を十分検討し、必要最小限のものとする。
- (2) 第5項において、本契約書に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除といった行為については、その明確化を図るため、書面で必ず行うこととされたので、その趣旨を十分配慮し遺漏のないよう措置すること。
- (3) 第12項において、受注者が共同企業体を結成している場合には、契約担当官等（会計法（昭和22年法律第35号）第29条の3第1項に規定する契約担当官等をいう。以下同じ。）と受注者との間では全ての行為は共同企業体の代表者を通じて行うこととなったので、遺漏のないよう措置すること。

第3条関係

- (1) 請負代金内訳書については、契約担当官等の承認を要せず、契約担当官等及び受注者を拘束するものではないので、第25条の規定による請負代金額の変更、第30条の規定による天災その他不可抗力による損害の負担、第38条の規定による部分払等を行う場合の額の確定に当たっては、工程表を参考にして設計書の内訳により行うものとする。
- (2) 第1項の「○日」については、原則として14日とすること。なお、工期、工事の態様等により14日とすることが妥当でない場合は、当該事情を斟酌の上、必要な範囲内で伸張又は短縮した日数とすることができるものとする。

第4条関係

- (1) 契約の保証については、当分の間、金銭的保証によること。なお、特段の事情が有り役務的保証を必要とする場合は、あらかじめ当職と協議すること。
- (2) 次の各号のいずれかに該当する場合は、契約の保証を免除できるものとし、当該条項を削除するものとする。こと。
 - 一 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の2第1項第1号の規定により工事請負契約書の作成を省略できる工事請負契約である場合。
 - 二 落札者が共同企業体である場合。ただし、当該共同企業体の構成員全部が中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1号に規定する会社及び個人をいう。）であって、その数が3人以下である場合又は構成員のうち工事施工能力が最低と認められる者の等級（契約業者取扱要領（昭和55年12月1日付け港管第3722号）第6条の規定により付された等級をいう。）が当該共同企業体の等級より2等級以上下位であるものを含む場合を除く。

第7条関係

「その他必要な事項」とは、下請負人の住所、施工部分の内容、当該工事現場の担当責任者の名称等を含むものであること。

第9条関係

第4項は第1条第5項の特則を規定したのではなく、設計図書において権限が創設される監督職員の指示又は承諾について、原則、書面によることを定めたものであること。

第10条関係

第3項について、少なくとも次の各号のいずれかに該当する場合には、同項の「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障」がないものとして取り扱うこと。

- 一 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間。
- 二 第20条第1項又は第2項の規定により、工事の全部の施工を一時中止している期間。
- 三 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間。
- 四 前三号に掲げる期間のほか、工事現場において作業等が行われていない期間。

第11条関係

契約の履行についての報告とは、過去の履行状況についての報告のみでなく、施工計画書等の履行計画についての報告も含むものであること。

第12条関係

第1項に規定する契約担当官等は、必要に応じて第1項に規定する権限を監督職員に委任できるものとする。

第13条関係

- (1) 第3項の「〇日」については、原則として、7日とすること。なお、検査の態様、施工条件等により7日とすることが妥当でない場合は、当該事情を斟酌の上、必要な範囲で伸張又は短縮した日数とすることができるものとする。
- (2) 第5項の「〇日」については、原則として、7日とすること。なお、工事材料の態様、施工条件等により7日とすることが妥当でない場合は、当該事情を斟酌の上、必要な範囲で伸張又は短縮した日数とすることができるものとする。

第14条関係

第4項及び第5項前段の「〇日」については、原則として、7日とすること。なお、立会い又は見本検査の態様、施工条件等により7日とすることが妥当でない場合には、当該事情を斟酌の上、必要な範囲で伸張又は短縮した日数とすることができるものとする。

第16条関係

- (1) 第1項は契約担当官等の工事用地の確保義務を規定したものであるが、「受注者が工事の施工上必要とする日」とは受注者の工事の進捗状況を勘案して現実に受注者が工事を施工するため用地を必要とする日をいう。
- (2) 第3項の「撤去」には、支給材料又は貸与物件を契約担当官等に返還することが含まれること。
- (3) 第4項の「処分」には、支給材料又は貸与物件を回収することが含まれること。

第20条関係

- (1) 第1項において、工事用地等の確保ができなため工事の全部又は一部の施工を中止させなければならない場合とは、現実に受注者が工事を施工できないと認められるときをいう。
- (2) 第3項の「増加費用」とは、中止期間中、工事現場を維持し又は工事の続行に備えるため労働者、機械器具等を保持するために必要とされる費用、中止に伴い不要となった労働者、機械器具等の配置転換に要する費用、工事を再開するため労働者、機械器具等を工事現場に搬入する費用等をいう。

第24条関係

- (1) 第1項の「工期の変更」とは、第15条第7項、第17条第1項、第18条第5項、第19条、第20条第3項、第22条第1項、第23条第1項及び第2項並びに第44条第2項の規定に基づくものをいう。
- (2) 第1項の「○日」については、原則として14日とすること。なお、工期、工事の態様等により、14日とすることが妥当でない場合は、当該事情を斟酌の上、十分な協議が行える範囲で伸張又は短縮した日数とすることができるものとする。
- (3) 第2項にいう「工期の変更事由が生じた日」とは、第15条第7項においては、支給材料等に代えて他の支給材料等を引き渡した日、支給材料等の品名等を変更した日又は支給材料等の使用を請求した日、第17条第1項においては、監督職員が改造の請求を行った日、第18条第5項においては、設計図書の訂正又は変更が行われた日、第19条においては、設計図書の変更が行われた日、第20条第3項においては、契約担当官等が工事の施工の一時中止を通知した日、第44条第2項においては、受注者が工事の施工の一時中止を通知した日とする。

第25条関係

- (1) 第1項の「請負代金額の変更」とは、第15条第7項、第17条第1項、第18条第5項、第19条、第20条第3項、第22条第2項、第23条第2項及び第44条第2項の規定に基づくものをいう。
- (2) 第1項の「○日」については、原則として、14日とすること。なお、工期、工事の態様等により14日とすることが妥当でない場合は、当該事情を斟酌の上、十分な協議が行える範囲で伸張又は短縮した日数とすることができるものとする。
- (3) 第2項にいう「請負代金額の変更事由が生じた日」とは、第15条第7項においては、支給材料等に代えて他の支給材料等を引き渡した日、支給材料等の品名等を変更した日又は支給材料等の使用を請求した日、第17条第1項においては、監督職員が改造の請求を行った日、第18条第5項においては、設計図書の変更が行われた日、第19条においては、設計図書の変更が行われた日、第20条第3項においては、契約担当官等が工事の施工の一時中止を通知した日、第22条第2項においては、受注者が同条第1項の請求を行った日、第23条第2項においては、契約担当官等が同条第1項の請求を行った日、第44条第2項においては、受注者が工事の施工の一時中止を通知した日とする。
- (4) 第3項の「乙が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合」とは、第15条第7項、第17条第1項、第18条第5項、第19条、第20条第3項、第22条第2項、第23条第2項及び第44条第2項の規定に基づくものをいう。

第26条関係

- (1) 第1項の請求は、残工事の工期が2月以上ある場合に行うことができること。
- (2) 第2項の「変動前残工事代金額」の算定の基礎となる「当該請求時の出来形部分」の確認については、受注者から第1項の請求があった日から起算して、14日以内に契約担当官等が受注者と協議して定める日において、監督職員に確認させるものとする。この場合において受注者の責により遅延していると認められる工事量は、当該請求時の出来形部分に含めるものとする。
- (3) 第3項及び第7項の「〇日」については、原則として、14日とすること。なお、工期、工事の態様等により14日とすることが妥当でない場合は、当該事情を斟酌の上、十分な協議を行える範囲で伸張又は短縮した日数とすることができるものとする。
- (4) 第4項に規定する再スライドを行う場合は、(1)から(3)までを準用すること。
- (5) 契約担当官等は、必要に応じて現場説明時等において(1)及び(2)の事項を了知させること。
- (6) 第5項の「特別な要因」とは、主要な建設資材の価格を著しく変動させるおそれのある原油価格の引上げのような特別な要因をいう。

第30条関係

- (1) 第4項の「請負代金額」とは、被害を負担する時点における請負代金額をいうものであること。
 - (2) 第4項の「当該損害の取片づけに要する費用」とは、第2項により確認された損害の取片づけに直接必要とする費用をいう。
 - (3) 1回の損害額が当初の請負代金額の5/1000の額（ただし、この額が20万円を超える場合はこの限りではない。）に満たない場合は、損害がなかったものとする。
この場合、第4項の「当該損害の取片づけに要する費用」も対象としない。
1. (4) 契約担当官等は、現場説明時等において(1)及び(3)の事項を了知させること。

第31条関係

第1項の「〇日」については、原則として、14日とすること。なお、工期、工事の態様等により14日とすることが妥当でない場合は、当該事情を斟酌の上、十分な協議を行える範囲で伸張又は短縮した日数とすることができるものとする。

第36条関係

第2項において、前払金超過額を返還する場合における前払金の保証契約の変更は、その超過額を返還した後に行うものとし、その変更後の保証金額は、減額後の

前払金額を下らないこと。

第38条関係

- (1) 第1項の「〇回」については、工期及び請負代金額を勘案して妥当と認められる回数とすること。
- (2) 第6項の「〇日」については、原則として、10日とすること。なお、工期、工事の態様等により10日とすることが妥当でない場合は、当該事情を斟酌の上、14日未満であり、かつ、必要な範囲で伸張又は短縮した日数とすることができるものとする。

第39条関係

第2項の「〇日」については、原則として、14日とすること。なお、工期、工事の態様等により14日とすることが妥当でない場合は、当該事情を斟酌の上、十分な協議を行える範囲で伸張又は短縮した日数とすることができるものとする。

第40条関係

契約担当官等は、現場説明時等において次に掲げる事項を了知させること。

- (1) 各会計年度における請負代金額の支払の限度額（〇年度〇%と割合で明らかにすること。）
- (2) 各会計年度における請負代金額の支払いの限度額及び出来高予定額は、受注者決定後契約書を作成するまでに落札者に通知すること。

第54条関係

- (1) 第6項の「撤去」には、支給材料又は貸与物件を契約担当官等に返還することが含まれること。
- (2) 第7項の「処分」には、支給材料又は貸与物件を回収することが含まれること。

第55条関係、第56条関係

- (1) 検査期間は、遅延日数に参入しないこと。
- (2) 工期内に工事が完成し、検査の結果不合格の場合には、完成した日から契約書記載の工事完了の日までの日数は、修補日数から差し引いて遅延日数を算定すること。

1 . 港湾工事共通仕様書(本編)

1. 港湾工事共通仕様書(本編)

目 次

第1編 共通編

第1章 総 則

第1節 総 則

1-1-1	適 用	1- 19
1-1-2	用語の定義	1- 19
1-1-3	設計図書の照査等	1- 23
1-1-4	請負代金内訳書及び工程表の提出	1- 24
1-1-5	施工計画書	1- 24
1-1-6	工事实績情報(工事实績データ)の作成・登録	1- 25
1-1-7	監督職員	1- 25
1-1-8	工事用地等の使用	1- 25
1-1-9	工事の着手	1- 26
1-1-10	工事の下請負	1- 26
1-1-11	施工体制台帳の作成	1- 27
1-1-12	施工体系図の作成	1- 27
1-1-13	技術者の確認	1- 27
1-1-14	受注者相互の協力	1- 28
1-1-15	調査・試験等	1- 28
1-1-16	工事の一時中止	1- 30
1-1-17	設計図書の変更	1- 31
1-1-18	工期変更	1- 31
1-1-19	支給材料及び貸与物件	1- 31
1-1-20	現場発生品	1- 32
1-1-21	工事材料の品質	1- 32
1-1-22	監督職員による材料検査、施工状況検査及び立会	1- 32
1-1-23	工事完成図書	1- 33
1-1-24	工事完成検査	1- 34
1-1-25	既済部分検査等	1- 35

1-1-26	技術検査	1- 36
1-1-27	部分使用	1- 36
1-1-28	履行報告	1- 36
1-1-29	休日確保の対応	1- 37
1-1-30	工事関係者に対する措置請求	1- 37
1-1-31	文化財の保護	1- 37
1-1-32	諸法令、諸条例の遵守	1- 37
1-1-33	官公庁等への手続き等	1- 40
1-1-34	第三者への説明等	1- 41
1-1-35	施工時期及び施工時間の変更	1- 41
1-1-36	工事の測量	1- 41
1-1-37	提出書類	1- 42
1-1-38	損 害	1- 42
1-1-39	工事目的物の著作権	1- 43
1-1-40	保険の付保及び事故の補償	1- 43
1-1-41	臨機の措置	1- 44
1-1-42	契約後V E方式	1- 44
1-1-43	暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置	1- 44
1-1-44	情報管理体制	1- 45
1-1-45	情報ネットワークの活用	1- 46
1-1-46	クイックレスポンス	1- 46
1-1-47	施工プロセスを通じた検査	1- 46
1-1-48	汚濁防止膜のカーテン引張強度の確認方法	1- 46
1-1-49	石綿使用の有無	1- 47

第2節 施工管理

1-2-1	適 用	1- 48
1-2-2	現場管理	1- 48
1-2-3	主任技術者（監理技術者）	1- 52
1-2-4	潜水作業従事者	1- 52
1-2-5	海上起重作業船団の船団長	1- 52
1-2-6	工程管理	1- 52

1-2-7	品質管理	1- 53
1-2-8	出来形管理	1- 53
1-2-9	写真管理	1- 53
1-2-10	環境保全	1- 55
1-2-11	建設副産物	1- 56
1-2-12	創意工夫	1- 57
1-2-13	測量・調査	1- 57
第3節 安全管理		
1-3-1	適用	1- 58
1-3-2	異常現象等への対応	1- 59
1-3-3	安全教育及び安全訓練等の実施	1- 59
1-3-4	工事現場における連絡体制等	1- 60
1-3-5	火薬類の使用及び火災の防止	1- 60
1-3-6	事故災害報告	1- 60
1-3-7	鮫等に対する安全対策	1- 61
第2章 材 料		
第1節 適用		
第2節 工事材料の品質及び検査		
第3節 土		
2-3-1	一般事項	1- 63
第4節 石材等		
2-4-1	一般事項	1- 63
2-4-2	砂	1- 64
2-4-3	砂利、碎石	1- 64
2-4-4	石	1- 65
第5節 骨 材		
2-5-1	一般事項	1- 65
2-5-2	セメントコンクリート用骨材	1- 66
2-5-3	路盤材	1- 68
2-5-4	アスファルトコンクリート用骨材	1- 69
2-5-5	フィラー	1- 70

2-5-6	安定処理路盤材	1- 71
第6節	木 材	
2-6-1	一般事項	1- 71
第7節	鋼 材	
2-7-1	一般事項	1- 71
2-7-2	鋼矢板及び鋼杭	1- 71
2-7-3	鋼板及び形鋼等	1- 71
2-7-4	棒 鋼	1- 72
2-7-5	控 工	1- 72
2-7-6	コンクリート舗装用鋼材	1- 74
第8節	セメント及び混和材料	
2-8-1	セメント	1- 74
2-8-2	混和材料	1- 74
2-8-3	コンクリート用水	1- 75
第9節	セメントコンクリート製品	
2-9-1	一般事項	1- 75
第10節	瀝青材料	
2-10-1	舗装用アスファルト材	1- 76
2-10-2	プライムコート及びタックコート	1- 76
第11節	芝・樹木等	
2-11-1	一般事項	1- 76
2-11-2	芝及び種子	1- 76
2-11-3	植 木 等	1- 76
第12節	目地材料	
2-12-1	目 地 材	1- 77
2-12-2	コンクリート舗装用目地材	1- 77
第13節	防食材料	
2-13-1	アルミニウム合金陽極	1- 77
2-13-2	防食塗装	1- 77
2-13-3	被覆防食材料	1- 77
第14節	防 舳 材	
2-14-1	ゴム防舳材	1- 78
第15節	係 船 柱	

2-15-1	係船柱	1- 80
第16節 車止め・縁金物		
2-16-1	車止め・縁金物	1- 80
第17節 マット		
2-17-1	アスファルトマット	1- 81
2-17-2	繊維系マット	1- 81
2-17-3	合成樹脂系マット	1- 81
2-17-4	ゴムマット	1- 81
第18節 コンクリート		
2-18-1	一般事項	1- 82
2-18-2	レディーミクストコンクリート	1- 82
2-18-3	コンクリートミキサー船	1- 82
2-18-4	現場練りコンクリート	1- 82
2-18-5	暑中コンクリート	1- 83
2-18-6	寒中コンクリート	1- 83
2-18-7	水中コンクリート	1- 83
2-18-8	袋詰コンクリート	1- 84
2-18-9	水中不分離性コンクリート	1- 84
2-18-10	プレパックドコンクリート	1- 85
2-18-11	コンクリート舗装	1- 86
第19節 アスファルトコンクリート		
2-19-1	アスファルト舗装	1- 86
第20節 その他		
2-20-1	ペーパードレーン	1- 88
2-20-2	路盤紙	1- 88
2-20-3	防砂目地板(裏込・裏埋工)	1- 88
2-20-4	区画線及び道路標示	1- 88
2-20-5	道路標識	1- 88
2-20-6	防護柵	1- 88
2-20-7	溶接材	1- 91
2-20-8	ガス切断材	1- 91
2-20-9	汚濁防止膜	1- 91

第3章 共通仮設

第1節 適用	1- 92
第2節 汚濁防止膜工	
3-2-1 一般事項	1- 92
3-2-2 水質汚濁防止膜	1- 92

第4章 無筋・鉄筋コンクリート

第1節 適用	1- 93
第2節 適用すべき諸基準	1- 93
第3節 レディーミクストコンクリート	
4-3-1 一般事項	1- 94
4-3-2 工場の選定	1- 94
第4節 コンクリートミキサー船	
4-4-1 一般事項	1- 95
4-4-2 コンクリートミキサー船の選定	1- 95
第5節 現場練りコンクリート	
4-5-1 一般事項	1- 95
4-5-2 材料の貯蔵	1- 95
4-5-3 材料の計量及び練混ぜ	1- 96
第6節 運搬打設工	
4-6-1 一般事項	1- 98
4-6-2 準備	1- 98
4-6-3 運搬	1- 98
4-6-4 打設	1- 98
4-6-5 締固め	1- 99
4-6-6 沈下ひびわれに対する処置	1-100
4-6-7 打継目	1-100
4-6-8 表面仕上げ	1-100
4-6-9 養生	1-101
第7節 暑中コンクリート	
4-7-1 一般事項	1-101
4-7-2 施工	1-101
4-7-3 養生	1-101

第8節	寒中コンクリート	
4-8-1	一般事項	1-102
4-8-2	施工	1-102
4-8-3	養生	1-102
第9節	コンクリートの品質管理	
4-9-1	一般事項	1-103
4-9-2	試験方法	1-103
第10節	鉄筋工	
4-10-1	一般事項	1-105
4-10-2	貯蔵	1-105
4-10-3	加工	1-105
4-10-4	組立て	1-106
4-10-5	継手	1-106
第11節	型枠及び支保工	
4-11-1	一般事項	1-106
4-11-2	構造	1-107
4-11-3	組立て	1-107
4-11-4	取外し	1-107
第12節	水中コンクリート	
4-12-1	一般事項	1-107
4-12-2	施工	1-107
4-12-3	品質管理	1-109
第13節	袋詰コンクリート	
4-13-1	一般事項	1-109
4-13-2	施工	1-109
第14節	水中不分離性コンクリート	
4-14-1	一般事項	1-109
4-14-2	材料の貯蔵	1-110
4-14-3	コンクリートの製造	1-110
4-14-4	運搬打設	1-111
4-14-5	品質管理	1-112
第15節	プレキャストコンクリート	

4-15-1	一般事項	1-113
4-15-2	施工機器	1-113
4-15-3	施 工	1-114
4-15-4	品質管理	1-115

第5章 一般施工

第1節	適 用	1-116
-----	-----	-------

第2節	適用すべき諸基準	1-116
-----	----------	-------

第3節 共通の工種

5-3-1	一般事項	1-116
-------	------	-------

5-3-2	共通事項	1-116
-------	------	-------

5-3-3	排砂管設備工	1-122
-------	--------	-------

5-3-4	土運船運搬工	1-122
-------	--------	-------

5-3-5	揚土土捨工	1-122
-------	-------	-------

5-3-6	圧密・排水工	1-123
-------	--------	-------

5-3-7	締 固 工	1-125
-------	-------	-------

5-3-8	固 化 工	1-127
-------	-------	-------

5-3-9	洗掘防止工	1-130
-------	-------	-------

5-3-10	中 詰 工	1-130
--------	-------	-------

5-3-11	蓋コンクリート工	1-131
--------	----------	-------

5-3-12	蓋ブロック工	1-131
--------	--------	-------

5-3-13	鋼矢板工	1-132
--------	------	-------

5-3-14	控 工	1-133
--------	-----	-------

5-3-15	鋼 杭 工	1-137
--------	-------	-------

5-3-16	コンクリート杭工	1-138
--------	----------	-------

5-3-17	防 食 工	1-138
--------	-------	-------

5-3-18	路 床 工	1-140
--------	-------	-------

5-3-19	コンクリート舗装工	1-140
--------	-----------	-------

5-3-20	アスファルト舗装工	1-144
--------	-----------	-------

5-3-21	植 生 工	1-147
--------	-------	-------

第4節 土 捨 工

5-4-1	一般事項	1-149
-------	------	-------

5-4-2	排砂管設備工	1-149
-------	--------	-------

5-4-3	土運船運搬工	1-149
5-4-4	揚土土捨工	1-149
第5節 海上地盤改良工		
5-5-1	一般事項	1-150
5-5-2	床掘工	1-150
5-5-3	排砂管設備工	1-151
5-5-4	土運船運搬工	1-151
5-5-5	揚土土捨工	1-151
5-5-6	置換工	1-151
5-5-7	圧密・排水工	1-152
5-5-8	締固工	1-152
5-5-9	固化工	1-152
第6節 基礎工		
5-6-1	一般事項	1-152
5-6-2	基礎盛砂工	1-152
5-6-3	洗掘防止工	1-152
5-6-4	基礎捨石工	1-152
5-6-5	袋詰コンクリート工	1-153
5-6-6	基礎ブロック工	1-153
5-6-7	水中コンクリート工	1-154
5-6-8	水中不分離性コンクリート工	1-154
第7節 本体工(ケーソン式)		
5-7-1	一般事項	1-154
5-7-2	ケーソン製作工	1-154
5-7-3	ケーソン進水据付工	1-155
5-7-4	中詰工	1-160
5-7-5	蓋コンクリート工	1-160
5-7-6	蓋ブロック工	1-160
第8節 本体工(ブロック式)		
5-8-1	一般事項	1-160
5-8-2	本体ブロック製作工	1-160
5-8-3	本体ブロック据付工	1-161

5-8-4	中 詰 工	1-161
5-8-5	蓋コンクリート工	1-161
5-8-6	蓋ブロック工	1-161
第9節 本体内(場所打式)		
5-9-1	一般事項	1-161
5-9-2	場所打コンクリート工	1-161
5-9-3	水中コンクリート工	1-162
5-9-4	プレパックドコンクリート工	1-162
5-9-5	水中不分離性コンクリート工	1-162
第10節 本体内(捨石・捨ブロック式)		
5-10-1	一般事項	1-162
5-10-2	洗掘防止工	1-162
5-10-3	本体捨石工	1-163
5-10-4	捨ブロック工	1-163
5-10-5	場所打コンクリート工	1-163
第11節 本体内(鋼矢板式)		
5-11-1	一般事項	1-164
5-11-2	鋼矢板工	1-164
5-11-3	控 工	1-164
第12節 本体内(コンクリート矢板式)		
5-12-1	一般事項	1-164
5-12-2	コンクリート矢板工	1-164
5-12-3	控 工	1-165
第13節 本体内(鋼杭式)		
5-13-1	一般事項	1-165
5-13-2	鋼 杭 工	1-166
第14節 本体内(コンクリート杭式)		
5-14-1	一般事項	1-166
5-14-2	コンクリート杭工	1-166
第15節 被覆・根固工		
5-15-1	一般事項	1-166
5-15-2	被覆石工	1-166

5-15-3	袋詰コンクリート工	1-166
5-15-4	被覆ブロック工	1-166
5-15-5	根固ブロック工	1-167
5-15-6	水中コンクリート工	1-168
5-15-7	水中不分離性コンクリート工	1-168
5-15-8	サンドマスチック工	1-168
第16節 上部工		
5-16-1	一般事項	1-168
5-16-2	上部コンクリート工	1-168
5-16-3	上部ブロック工	1-169
第17節 付属工		
5-17-1	一般事項	1-170
5-17-2	係船柱工	1-170
5-17-3	防舷材工	1-174
5-17-4	車止・縁金物工	1-175
5-17-5	防食工	1-177
5-17-6	付属設備工	1-177
第18節 消波工		
5-18-1	一般事項	1-177
5-18-2	洗掘防止工	1-177
5-18-3	消波ブロック工	1-177
第19節 裏込・裏理工		
5-19-1	一般事項	1-178
5-19-2	裏込工	1-178
5-19-3	裏理工	1-179
5-19-4	裏埋土工	1-180
第20節 陸上地盤改良工		
5-20-1	一般事項	1-180
5-20-2	圧密・排水工	1-180
5-20-3	締固工	1-180
5-20-4	固化工	1-180
第21節 土工		
5-21-1	一般事項	1-180

5-21-2	掘削工	1-180
5-21-3	盛土工	1-180
5-21-4	路床盛土工	1-180
5-21-5	排水処理工	1-181
5-21-6	伐開工	1-181
5-21-7	法面工	1-181
第22節 舗装工		
5-22-1	一般事項	1-182
5-22-2	路床工	1-182
5-22-3	コンクリート舗装工	1-182
5-22-4	アスファルト舗装工	1-182
第23節 維持補修工		
5-23-1	一般事項	1-182
5-23-2	維持塗装工	1-182
5-23-3	防食工	1-184
第24節 構造物撤去工		
5-24-1	一般事項	1-184
5-24-2	取壊し工	1-184
5-24-3	撤去工	1-184
第25節 仮設工		
5-25-1	一般事項	1-185
5-25-2	仮設鋼矢板工	1-186
5-25-3	仮設鋼管杭・鋼管矢板工	1-186
5-25-4	仮設道路工	1-186
第26節 雑工		
5-26-1	一般事項	1-187
5-26-2	現場鋼材溶接工	1-187
5-26-3	現場鋼材切断工	1-188
5-26-4	その他雑工	1-188

第2編 港湾編

第1章 航路、泊地、船だまり

第1節 適用	1-189
--------	-------

第2節	適用すべき諸基準	1-189
第3節	浚渫工	
1-3-1	一般事項	1-189
1-3-2	ポンプ浚渫工	1-189
1-3-3	グラブ浚渫工	1-190
1-3-4	硬土盤浚渫工	1-190
1-3-5	岩盤浚渫工	1-190
1-3-6	バックホウ浚渫工	1-190
第4節	土捨工	1-190
第5節	埋立工	
1-5-1	一般事項	1-191
1-5-2	余水吐工	1-191
1-5-3	固化工	1-191
1-5-4	埋立工	1-191
1-5-5	排砂管設備工	1-192
1-5-6	土運船運搬工	1-192
1-5-7	揚土埋立工	1-192
1-5-8	埋立土工	1-192
第2章	防波堤、防砂堤、導流堤	
第1節	適用	1-193
第2節	適用すべき諸基準	1-193
第3節	海上地盤改良工	1-193
第4節	基礎工	1-193
第5節	本体工(ケーソン式)	1-193
第6節	本体工(ブロック式)	1-194
第7節	本体工(場所打式)	1-194
第8節	本体工(捨石・捨ブロック式)	1-194
第9節	本体工(鋼矢板式)	1-194
第10節	本体工(コンクリート矢板式)	1-194
第11節	本体工(鋼杭式)	1-194
第12節	本体工(コンクリート杭式)	1-194

第13節	被覆・根固工	1-194
第14節	上部工	1-195
第15節	消波工	1-195
第16節	維持補修工	1-195
第17節	構造物撤去工	1-195
第18節	雑工	1-195

第3章 防潮堤

第1節	適用	1-196
第2節	適用すべき諸基準	1-196
第3節	海上地盤改良工	1-196
第4節	基礎工	1-196
第5節	本体工(ケーソン式)	1-196
第6節	本体工(ブロック式)	1-197
第7節	本体工(場所打式)	1-197
第8節	本体工(鋼矢板式)	1-197
第9節	本体工(コンクリート矢板式)	1-197
第10節	被覆・根固工	1-197
第11節	上部工	1-197
第12節	消波工	1-197
第13節	陸上地盤改良工	1-197
第14節	土工	1-198
第15節	舗装工	1-198
第16節	維持補修工	1-198
第17節	構造物撤去工	1-198
第18節	仮設工	1-198
第19節	雑工	1-198

第4章 護岸、岸壁、物揚場

第1節	適用	1-199
第2節	適用すべき諸基準	1-199
第3節	海上地盤改良工	1-199
第4節	基礎工	1-199

第5節	本體工(ケーソン式)	1-199
第6節	本體工(ブロック式)	1-200
第7節	本體工(場所打式)	1-200
第8節	本體工(捨石・捨ブロック式)	1-200
第9節	本體工(鋼矢板式)	1-200
第10節	本體工(コンクリート矢板式)	1-200
第11節	本體工(鋼杭式)	1-200
第12節	本體工(コンクリート杭式)	1-200
第13節	被覆・根固工	1-200
第14節	上部工	1-201
第15節	付屬工	1-201
第16節	消波工	1-201
第17節	裏込・裏埋工	1-201
第18節	陸上地盤改良工	1-201
第19節	土工	1-201
第20節	舗装工	1-201
第21節	維持補修工	1-201
第22節	構造物撤去工	1-202
第23節	仮設工	1-202
第24節	雑工	1-202

第5章 棧橋、係船杭

第1節	適用	1-203
第2節	適用すべき諸基準	1-203
第3節	海上地盤改良工	1-203
第4節	本體工(鋼杭式)	1-203
第5節	本體工(コンクリート杭式)	1-203
第6節	上部工	1-203
第7節	付屬工	1-204
第8節	舗装工	1-204
第9節	維持補修工	1-204
第10節	構造物撤去工	1-204
第11節	雑工	1-204

第6章 臨港道路

第1節 適用	1-205
第2節 適用すべき諸基準	1-205
第3節 土工	1-205
第4節 道路舗装工	
6-4-1 一般事項	1-205
6-4-2 路床工	1-205
6-4-3 コンクリート舗装工	1-205
6-4-4 アスファルト舗装工	1-205
6-4-5 道路付属工	1-206
第5節 緑地工	
6-5-1 一般事項	1-207
6-5-2 植生工	1-207

第3編 海岸編

第1章 堤防、防潮堤、護岸

第1節 適用	1-208
第2節 適用すべき諸基準	1-208
第3節 海上地盤改良工	1-208
第4節 基礎工	1-208
第5節 本体工(ケーソン式)	1-209
第6節 本体工(ブロック式)	1-209
第7節 本体工(場所打式)	1-209
第8節 本体工(鋼矢板式)	1-209
第9節 本体工(コンクリート矢板式)	1-209
第10節 被覆・根固工	1-209
第11節 上部工	1-209
第12節 消波工	1-209
第13節 裏込・裏埋工	1-210
第14節 陸上地盤改良工	1-210
第15節 土工	1-210
第16節 舗装工	1-210

第17節	維持補修工	1-210
第18節	構造物撤去工	1-210
第19節	仮設工	1-210
第20節	雑工	1-210

第2章 突 堤

第1節	適 用	1-211
第2節	適用すべき諸基準	1-211
第3節	海上地盤改良工	1-211
第4節	基礎工	1-211
第5節	本体工(ケーソン式)	1-211
第6節	本体工(ブロック式)	1-212
第7節	本体工(場所打式)	1-212
第8節	本体工(捨石・捨ブロック式)	1-212
第9節	本体工(鋼矢板式)	1-212
第10節	本体工(コンクリート矢板式)	1-212
第11節	本体工(鋼杭式)	1-212
第12節	本体工(コンクリート杭式)	1-212
第13節	被覆・根固工	1-212
第14節	上部工	1-213
第15節	消波工	1-213
第16節	陸上地盤改良工	1-213
第17節	土工	1-213
第18節	舗装工	1-213
第19節	維持補修工	1-213
第20節	構造物撤去工	1-213
第21節	仮設工	1-213
第22節	雑工	1-213

第3章 離 岸 堤

第1節	適 用	1-214
第2節	適用すべき諸基準	1-214
第3節	海上地盤改良工	1-214

第4節	基礎工	1-214
第5節	本体工(ケーソン式)	1-214
第6節	本体工(ブロック式)	1-215
第7節	本体工(場所打式)	1-215
第8節	本体工(捨石・捨ブロック式)	1-215
第9節	被覆・根固工	1-215
第10節	上部工	1-215
第11節	消波工	1-215
第12節	構造物撤去工	1-215

第4章 樋門・水(閘)門

第1節	適用	1-216
第2節	適用すべき諸基準	1-216
第3節	海上地盤改良工	1-216
第4節	基礎工	1-216
第5節	付属工	1-216
第6節	土工	1-217
第7節	維持補修工	1-217
第8節	構造物撤去工	1-217
第9節	仮設工	1-217
第10節	雑工	1-217

第5章 養 浜

第1節	適用	1-218
第2節	適用すべき諸基準	1-218
第3節	土捨工	1-218
第4節	土工	1-218

第1編 共通編

第1章 総 則

第1節 総 則

1-1-1 適 用

1. 港湾工事共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、港湾工事、港湾海岸工事その他これらに類する工事（以下「工事」という。）に係る工事請負契約書（以下「契約書」という。）及び**設計図書**の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。
2. 受注者は、共通仕様書の適用にあたっては、「請負工事監督・検査事務処理要領」（以下「事務処理要領」という。）に従った監督・検査体制のもとで、建設業法第18条に定める建設工事の請負契約の原則に基づく施工管理体制を遵守しなければならない。また、受注者はこれら監督・検査（完成検査・既済部分検査等）にあたっては、予算決算及び会計令（令和4年6月改正政令第216号）（以下「予決令」という。）第101条の3及び4に基づくものであることを認識しなければならない。
3. 契約書に添付されている**図面**、**特記仕様書**（工事数量総括表を含む。）、現場説明書（入札説明書を含む。）及び現場説明に対する質問回答書に記載された事項は、この共通仕様書に優先する。
4. SI単位

設計図書は、SI単位を使用するものとする。なお、SI単位と非SI単位が併記されている場合は（ ）内を非SI単位とする。

1-1-2 用語の定義

1. 「**契約図書**」とは、契約書及び**設計図書**を総称していう。
2. 「**設計図書**」とは、契約書第1条第1項に規定された別冊の**図面**、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。なお、工事数量総括表は**特記仕様書**の一部、入札説明書は現場説明書の一部とみなし、それぞれ**設計図書**に含まれるものとする。
3. 「**図面**」とは、入札に際して発注者が契約書に添付した設計図等をいう。**図面**には、当該工事現場の場所、工事目的物の形状及び寸法、工事材料の規

格等が定められている。なお、契約後、**設計図書**に基づき監督職員が受注者に**指示**した**図面**及び受注者が**提出**し、監督職員が書面により**承諾**した**図面**を含むものとする。

4. 「**仕様書**」とは、共通仕様書及び**特記仕様書**を総称している。また、これらに明記されている適用すべき諸基準を含むものとする。
5. 「**共通仕様書**」とは、契約図書の内容について統一的な解釈及び運用を図るとともに建設作業の順序、使用材料の品質、数量、仕上げの程度、施工方法等工事を施工するうえで必要な技術的要求、工事内容を説明したもののうち、あらかじめ定型的な内容を盛り込み作成した図書をいう。
6. 「**特記仕様書**」とは、共通仕様書を補足し、当該工事について、工事名、工事概要、工事場所、工期、管理用基準、適用する共通仕様書、制約条件、工種及びその設計数量、技術的要求、施工内容等を定めた**図書**をいう。なお、契約後、**設計図書**に基づき監督職員が受注者に**指示**した書面及び受注者が提出し監督職員が**承諾**した書面は、**特記仕様書**に含まれるものとする。
7. 「**現場説明書**」とは、現場説明時に発注者が入札参加者に対して当該工事の契約条件等を説明するための書類で、契約書に添付された書面をいう。
8. 「**質問回答書**」とは、質問受付時に入札参加者が**提出**した契約条件等に関する質問に対して発注者が回答し、契約書に添付された書面をいう。
9. 「**工事数量総括表**」とは、**特記仕様書**の一部として、工事施工に関する工種、数量及び規格を示した書類をいう。
10. 「**入札説明書**」とは、入札公告時に発注者が入札参加資格、技術提案の内容、入札手続き等を説明するために公表した書面をいう。
11. 「**監督職員**」とは、契約書第9条第1項に基づき発注者が選任しその官職及び氏名を受注者に**通知**した者をいい、総括監督員、主任現場監督員及び現場監督員を総称している。
12. 「**総括監督員**」とは、「事務処理要領」に定める監督総括業務を担当し、受注者に対する**指示**、**承諾**又は**協議**で重要なものの処理、関連工事の調整で重要なものの処理、並びに、**設計図書**の変更、一時中止又は打切りの必要があると認めた場合の契約担当官等（会計法第29条の3第1項に規定する契約担当官等をいう。）に対する**報告**等を行うとともに、主任現場監督員及び現場監督員の指揮並びに監督業務の掌理を行う者をいう。
13. 「**主任現場監督員**」とは、「事務処理要領」に定める現場監督総括業務を担当し、受注者に対する**指示**、**承諾**又は**協議**（重要なもの及び軽易なものを

除く。)の処理、工事の施工のための詳細図等(軽易なものを除く。)の作成及び交付又は受注者が作成した詳細図等(軽易なものを除く。)の**承諾**、工程の管理、**施工状況検査**、**立会**、工事材料の試験若しくは検査(他のものに実施させ、当該実施を**確認**することを含む。)で重要なものの処理、関連工事の調整(重要なものを除く。)、並びに、**設計図書**の変更、一時中止又は打切りの必要があると認めた場合の総括監督員に対する**報告**を行うとともに、現場監督員の指揮監督並びに現場監督総括業務及び一般監督業務の掌理を行う者をいう。

14. 「**現場監督員**」とは、「事務処理要領」に定める一般監督業務を担当し、受注者に対する**指示**、**承諾**又は**協議**で軽易なものの処理、工事の施工のための詳細図等で軽易なものの作成及び交付又は受注者が作成した詳細図等で軽易なものの**承諾**、工程の管理、**施工状況検査**、**立会**、工事材料の試験若しくは検査(重要なものは除く。)並びに、**設計図書**の変更、一時中止又は打切りの必要があると認めた場合の主任現場監督員に対する**報告**を行うとともに、一般監督業務の掌理を行う者をいう。
15. 「**検査職員**」とは、契約書第32条第2項の規定に基づき**工事検査**を行うため、発注者が選任した者をいう。
16. 「**技術検査職員**」とは、技術的な観点から工事中及び完成時の施工状況の**確認**及び評価を行うため、発注者が選任した者をいう。
17. 「**現場技術員**」とは監督職員の補助業務を行うため、発注者が選任した者をいう。ただし、現場技術員は工事請負契約書第9条に規定する監督職員では無く、指示、承諾、協議及び確認の適否を行う権限は有しない。
18. 「**提出**」とは、監督職員が受注者に対し、又は受注者が監督職員に対し、工事に係わる事項について、書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。
19. 「**提示**」とは、監督職員が受注者に対し、又は受注者が監督職員に対し、工事に係わる事項について、書面又はその他の資料を示し、説明することをいう。
20. 「**報告**」とは、受注者が監督職員に対し、工事の状況又は結果について書面により知らせることをいう。
21. 「**通知**」とは、発注者又は監督職員と受注者の間で、工事の施工に関する事項について書面により互いに知らせることをいう。

22. 「**指示**」とは、**契約図書**の定めに基づき、監督職員が受注者に対し工事の施工上必要な事項を書面で示し、実施させることをいう。
23. 「**協議**」とは、**契約図書**の定めに基づき、発注者又は監督職員と受注者が書面により契約履行上必要な事項を対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。
24. 「**承諾**」とは、**契約図書**で明示した事項について、発注者又は監督職員と受注者が書面で同意することをいう。
25. 「**確認**」とは、**契約図書**に示された事項について、発注者が臨場又は関係資料により、その内容について**契約図書**との適合を確かめることをいう。
26. 「**請求**」とは、発注者又は受注者が契約内容の履行あるいは変更に関して相手方に書面をもって行為、あるいは同意を求めることをいう。
27. 「**立会**」とは、**契約図書**に示された項目について、監督職員又は現場技術員が現場に臨場し、内容を**確認**することをいう。
28. 「**施工状況検査**」とは、契約書第9条第2項第3号の「工事の施工状況の検査」をいい、監督職員が、**設計図書**の規定に従い、現場代理人又は現場代理人が指定する者を臨場させ、受注者の測定結果等に基づき、監督職員が出来形、品質、数量等の**確認**をすることをいう。
29. 「**材料検査**」とは、契約書第9条第2項第3号の「工事材料の試験若しくは検査」をいい、監督職員が、**設計図書**の規定に従い、現場代理人又は現場代理人が指定する者を臨場させ、受注者の材料の品質を証明する資料に基づき、工事材料の試験又は検査を行うことをいう。
30. 「**工事検査**」とは、検査職員が契約書第32条、第38条、第39条に基づき給付の完了の**確認**を行うことをいう。
31. 「**技術検査**」とは、技術的な観点から工事中及び完成時の施工状況の**確認**及び検査を行うことをいう。なお、請負代金の支払いを伴うものではない。
32. 「**書面**」とは、手書き、印刷物等による伝達物をいい、工事帳票管理システムを用いて作成及び**提出**等を行ったものを有効とする。ただし、やむを得ず工事帳票管理システムを用いない場合は、発行年月日を記載し、記名（署名または押印を含む）したのも有効とする。なお、書面の様式は1-1-36提出書類によるものとする。
33. 「**同等以上の品質**」とは、**特記仕様書**で指定する品質又は特記仕様書に指定がない場合、監督職員が**承諾**する試験機関の品質確認を得た品質又は、監督職員の**承諾**した品質をいう。なお、試験機関において品質を確かめるため

に必要となる費用は、受注者の負担とする。

34. 「**工期**」とは、**契約図書**に明示した工事を実施するために要する準備及び後片付け期間を含めた始期日から終期日までの期間をいう。
35. 「**工事着手日**」とは、契約日以降の実際の工事のための準備工事（現場事務所等の建設又は測量を開始することをいい、詳細設計を含む工事にあつてはそれを含む。）の初日をいう。
36. 「**工事**」とは、本体工事及び仮設工事又はそれらの一部をいう。
37. 「**本体工事**」とは、**設計図書**に従って、工事目的物を施工するための工事をいう。
38. 「**仮設工事**」とは、各種の仮工事であつて、工事の施工及び完成に必要なとされるものをいう。
39. 「**現場**」とは、工事を施工する場所、工事の施工に必要な場所及びその他の**設計図書**で明確に指定される場所をいう。
40. 「**修補**」とは、発注者が検査時に受注者の負担に帰すべき理由による不良箇所を発見した場合に受注者が行うべき措置をいう。
41. 「**JIS**」とは、日本産業規格をいう。
42. 「**SI**」とは、国際単位系をいう。
43. 「**ISO**」とは、品質管理・品質保証システムの国際規格をいう。
44. 「**現場発生品**」とは、工事の施工により現場において副次的に生じたもので、その所有権は発注者に帰属する。

1-1-3 設計図書の照査等

1. 受注者からの要求があり、監督職員が必要と認めた場合、受注者に**図面**の原図若しくは電子データを貸与することができる。ただし、共通仕様書等市販・公開されているものについては、受注者が備えなければならない。
2. 受注者は、施工前及び施工途中に、自らの負担により契約書第18条第1項第1号から第5号に係わる**設計図書**の照査を行い、該当する事実がある場合、監督職員にその事実が**確認**できる資料を書面により**提出**し、**確認**を求めなければならない。なお、**確認**できる資料とは、現場地形図、設計図との対比図、取り合い図、施工図等を含むものとする。また、受注者は、監督職員から更に詳細な説明又は書面の追加の要求があつた場合は、それに従わなければならない。
3. 受注者は、この契約の目的のために必要とする以外は、**契約図書**及びその他の図書を監督職員の**承諾**なくして第三者に使用させ又は伝達してはならない。

い。

1-1-4 請負代金内訳書及び工程表の提出

受注者は、契約書第3条に従って「請負代金内訳書」及び「工程表」を別に定める様式に基づき作成し、発注者に**提出**しなければならない。

1-1-5 施工計画書

1. 受注者は、工事着手前に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等を記載した施工計画書を監督職員に**提出**しなければならない。受注者は、施工計画書を遵守し工事の施工に当たらなければならない。この場合、受注者は、施工計画書に次の事項を記載しなければならない。また、監督職員がその他の項目の補足を求めた場合は、追記しなければならない。ただし、緊急工事又は簡易な工事等は監督職員の**承諾**を得て記載内容の一部を省略することができるものとする。

- (1) 工事概要
- (2) 計画工程表
- (3) 現場組織表
- (4) 主要船舶機械
- (5) 主要資材
- (6) 施工方法
- (7) 施工管理
- (8) 安全管理
- (9) 緊急時の体制及び対応
- (10) 環境対策
- (11) 現場作業環境の整備
- (12) 再生資源の活用促進と建設副産物の適正処理方法
- (13) その他

2. 受注者は、施工計画書の内容に変更が生じた場合、その都度、当該工事着手前に変更する事項を記載した変更計画書を監督職員に**提出**しなければならない。ただし、工事の施工方法・体制に影響しない工期や数量の変更、建設機械の変更など施工計画に大きく影響しない場合および、他提出書類で変更内容が把握出来る事項については、**提出不要**とする。

1. 受注者は、施工計画書を**提出**した際、監督職員から**指示**された事項があった場合は詳細に記載した施工計画書を、**指示**された時まで**提出**しなければならない。

1-1-6 工事实績情報(工事实績データ)の作成・登録

1. 受注者は、受注時または変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事实績情報システム（コリンズ）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事实績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をコリンズから監督職員宛に送信し、監督職員の**確認**を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝休日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝休日等を除き10日以内に、完成時は工事完成後、土曜日、日曜日、祝休日等を除き10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録をしなければならない。登録対象は、工事請負代金額500万円以上（単価契約の場合は契約総額）の全ての工事とし、受注・変更・完成・訂正時にそれぞれ登録するものとする。なお、変更時と工事完成時の間が10日間（土曜日、日曜日、祝休日等を除く）に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できる。
2. 受注者は、「登録のための確認のお願い」及び「登録内容確認書」については、以下のとおり対応する。
 - (1) 受注者は、「登録のための確認のお願い」を作成し、確定（仮登録）を行う。
 - (2) 登録内容確認システムから発注者宛に事前確認のお願いメールが送付される。
 - (3) 発注者は、登録内容確認システム上で登録内容の確認結果を入力する。
 - (4) 「登録内容確認書」については登録内容確認システムから監督職員にメール送信されるため、受注者による提示は必要ないものとする。

1-1-7 監督職員

1. 当該工事における監督職員の権限は、契約書第9条第2項に規定した事項とする。
2. 監督職員がその権限を行使する場合は、書面により行うものとする。

ただし、緊急を要する場合その他の理由により監督職員が、受注者に対し口頭による**指示**等を行った場合、受注者は、その**指示**等に従うものとし、後日、書面により監督職員と受注者の両者が指示内容等を**確認**するものとする。

1-1-8 工事用地等の使用

1. 受注者は、発注者から工事用地等の提供を受けた場合、善良な管理者の注意をもって維持・管理しなければならない。
2. 受注者は、**設計図書**において受注者が確保するものとされる用地及び工事

の施工上受注者が必要とする用地については、自ら準備し、確保しなければならない。

この場合において、工事の施工上受注者が必要とする用地とは、営繕用地（受注者の現場事務所、宿舎、駐車場）等をいう。

3. 受注者は、自らの都合により工事の施工上必要な土地等を第三者から借用又は買収した場合、その土地等の所有者との間の契約を遵守し、その土地等の使用による苦情又は紛争が生じないように努めなければならない。
4. 受注者は、本条第1項に規定した工事用地等の使用終了後は、**設計図書**の定め又は監督職員の**指示**に従い復旧のうえ、直ちに発注者に返還しなければならない。工事の完成前に発注者が返還を要求した場合も遅延なく発注者に返還しなければならない。
5. 発注者は、受注者が本条第1項に規定した工事用地等の復旧の義務を履行しない場合、受注者の費用負担で発注者自ら復旧することができるものとし、その費用は、受注者に支払うべき請負代金額から控除するものとする。この場合、受注者は、復旧に要した費用に関して発注者に異議を申し立てることができない。
6. 受注者は、提供を受けた用地を工事中仮設物等の用地以外の目的に使用してはならない。

1-1-9 工事の着手

受注者は、**特記仕様書**に定めのある場合を除き、特別の事情がない限り、契約書に定める契約日以降30日以内に工事に着手しなければならない。なお、海上工事の場合は、契約書に定める契約日以降45日以内とするものとする。

1-1-10 工事の下請負

受注者は、契約書第6条に基づき当該工事を下請負に付する場合、下請負者の工事の施工につき、総合的に企画、指導及び調整しなければならない。また、下請負者は、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

- (1) 工事の一般競争（指名競争）参加有資格者である場合は、指名停止期間中でないこと
- (2) 当該下請負工事の施工能力を有すること

なお、下請契約を締結するときは、下請負に使用される技術者、技能労働者等の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が適正に整備されるよう、市場における労務の取引価格、保険料等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期等を定める下請契約の締結に努

めなければならない。

1-1-11 施工体制台帳の作成

受注者は、工事を施工するために下請負契約を締結した場合、国土交通省令、「施工体制台帳に係る書類の提出について」（平成13年3月30日付け国港建第112号）及び「「施工体制台帳に係る書類の提出について」の一部改正について」（令和3年3月22日付け国港技第90号）に従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、監督職員に**提出**しなければならない。なお、施工体制台帳に変更が生じた場合は、その都度速やかに監督職員に**提出**しなければならない。

1-1-12 施工体系図の作成

受注者は、国土交通省令、「施工体制台帳に係る書類の提出について」（平成13年3月30日付け国港建第112号）及び「「施工体制台帳に係る書類の提出について」の一部改正について」（令和3年3月22日付け国港技第90号）に従って、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、施工体系図（様式番号53）を工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともに、その写しを監督職員に**提出**しなければならない。なお、施工体系図に変更が生じた場合は、その都度速やかに監督職員に**提出**しなければならない。

1-1-13 技術者の確認

受注者は、監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者（下請負者を含む。）及び元請負の専門技術者（専任している場合のみ。）に、工事現場内において、工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札を着用させなければならない。なお、名札の作成にあたっては、図1-1を標準とする。

また、初回打ち合わせ（協議）時に、監理技術者又は主任技術者に係る現場代理人等通知書に添付された資格を証する書類の原本を持参し、監督職員の確認を受けること。契約後、監理技術者又は主任技術者の変更申請があった場合は、速やかに監督職員に変更後の監理技術者又は主任技術者の資格を証する書類の原本を提示し確認を受けること。

監理(主任)技術者、監理技術者補佐	
氏名	○○ ○○
工事名	○○工事
工期	自○○年○○月○○日 至○○年○○月○○日
写 真	
2cm×3cm 程 度	
会 社	◇◇建設株式会社
	印

〔注1〕用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。

〔注2〕所属会社の社印とする。

図1-1 名札の標準図

1-1-14 受注者相互の協力

受注者は、契約書第2条の規定に基づき隣接工事又は関連工事の請負業者と相互に協力し、施工しなければならない。また、他事業者が施工する関連工事が同時に施工される場合にも、これら関係者と相互に協力しなければならない。

1-1-15 調査・試験等

1. 一般事項

- (1) 受注者は、工事現場で独自の調査・試験等を行う場合、具体的な内容を事前に監督職員に説明し、**承諾**を得なければならない。また、受注者は、調査・試験等の成果を発表する場合、事前に発注者に説明し、**承諾**を得なければならない。
- (2) 発注者は、工事現場で自ら又は発注者が指定する第三者が調査・試験等を行う場合、具体的な内容を事前に受注者に**通知**するものとする。この場合、受注者は、発注者が行う調査・試験等に協力しなければならない。

2. 低入札価格調査

受注者は、当該工事が予決令第85条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合の措置として「低入札価格調査制度」の調査対象工事となった場合は、次に掲げる措置をとらなければならない。

- (1) 受注者は、監督職員の求めに応じて、施工体制台帳を**提出**しなければならない。また、書類の**提出**に際して、その内容のヒアリングを求められたときは、受注者はこれに応じなければならない。

- (2) 受注者は、施工計画書の**提出**に際して、その内容のヒアリングを監督職員から求められたときは、これに応じなければならない。
- (3) 受注者は、間接工事費等諸経費動向調査票の作成を行い、工事完成後、速やかに監督職員に**提出**しなければならない。なお、調査票等については、監督職員が**指示**する。
- (4) 受注者は、間接工事費等諸経費動向調査票の内容について、監督職員が説明を求めた場合には、これに応じなければならない。なお、監督職員からその内容の説明を下請負者へも求める場合があるので、受注者は了知するとともに、下請負者に対し周知しなければならない。

3. 公共事業労務費調査

受注者は、当該工事が発注者の実施する公共事業労務費調査の対象工事となった場合には、次の各号に掲げる協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。

- (1) 調査票等に必要事項を正確に記入し、発注者に**提出**する等必要な協力をしなければならない。
- (2) 調査票等を**提出**した事業所を発注者が、事後に訪問して行う調査・指導の対象になった場合には、その実施に協力しなければならない。
- (3) 正確な調査票等の**提出**が行えるよう、労働基準法等に従い就業規則を作成するとともに賃金台帳を調製・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行わなければならない。
- (4) 対象工事の一部について下請契約を締結する場合には、当該下請負工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。）が前号と同様の義務を負う旨を定めなければならない。

4. 諸経費動向調査

受注者は、当該工事が発注者の実施する諸経費動向調査の対象工事となった場合には、調査等の必要な協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。

5. 施工情報調査

受注者は、当該工事が発注者の実施する施工情報調査の対象工事となった場合には、調査等の必要な協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。

6. 新技術情報活用システム (NETIS)

受注者は、新技術情報提供システム (NETIS) 等を利用することにより、活

用することが有用と思われるNETIS登録技術が明らかになった場合は、監督職員に**報告**するものとする。

受注者は、「公共工事等における新技術活用システム」に基づきNETISに登録されている技術を活用して工事施工する場合には、以下の各号に掲げる措置をしなければならない。

受注者は、「公共工事等における新技術活用の促進について」（令和5年3月28日、国官総第250号、国官技第403号）、「公共工事等における新技術活用システム」実施要領について」（令和5年3月28日、国官総第249号、国官技第395号、国官施第34号、国総公第288号）による必要な措置をとるものとする。

- (1) 受注者は、発注者指定型によりNETIS登録技術の活用が**設計図書**で指定されている場合は、当該施工が完了次第活用効果調査表を新技術情報提供システム（以下システム）にて入力・登録しなければならない。

ただし、活用効果評価の結果、継続調査が不要と判断された技術（NETIS登録番号の末尾が「-VE」とされている技術）は活用効果調査表の入力・登録を要しない。

- (2) 受注者は、施工者選定型によりNETIS登録技術を活用した施工を行う場合、新技術活用計画書を作成し、施工計画書と共に**提出**しなければならない。また、当該施工が完了次第活用効果調査表をシステムにて入力・登録しなければならない。ただし、活用効果評価の結果、継続調査が不要と判断された技術（NETIS登録番号の末尾が「-VE」とされている技術）は活用効果調査表の入力・登録を要しない。

1-1-16 工事の一時中止

1. 発注者は、契約書第20条の規定に基づき次の各号に該当する場合、受注者に対して**通知**したうえで、必要とする期間、工事の全部又は一部の施工を一時中止させるものとする。なお、暴風、豪雨、豪雪、落雷、洪水、高潮、地震、津波、竜巻、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）による工事の中断については、第1編1-1-40臨機の措置により、受注者は、適切に対応しなければならない。

- (1) 契約書第16条に規定する工事用地等が確保されない場合
 (2) 埋蔵文化財の調査、発掘の遅延及び埋蔵文化財が新たに発見され、工事の続行が不適當又は不可能となった場合
 (3) 関連する他の工事の進捗が遅れたため工事の続行を不適當と認めた場合
 (4) 工事着手後、環境問題等の発生により工事の続行が不適當又は不可能と

なった場合

2. 発注者は、受注者が**契約図書**に違反し又は監督職員の**指示**に従わない場合等、監督職員が必要と認めた場合、工事の中止内容を受注者に**通知**し、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができるものとする。
3. 発注者は、受注者が災害発生時における緊急的な応急対策業務に関する包括的な協定に基づき出動要請を受け、緊急的な応急対策を実施する必要がある場合は、受注者と協議を行い、必要があると認めるときは、工事の中止内容を受注者に**通知**し、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができるものとする。
4. 受注者は、前3項により施工を一時中止する場合、中止期間中の維持・管理に関する基本計画書を発注者に**提出**し、**承諾**を得なければならない。また、受注者は工事の再開に備え工事現場を適切に保全しなければならない。

1-1-17 設計図書の変更

設計図書の変更とは、入札に際して発注者が示した**設計図書**を、受注者に行った工事の変更指示に基づき、発注者が修正することをいう。

1-1-18 工期変更

受注者は、契約書第22条に基づき工期の延長を求める場合、発注者と受注者の**協議**の前に当該変更が工期変更協議の対象であるか否かを監督職員と受注者との間で**確認**するものとし、監督職員はその結果を受注者に**通知**するものとする。受注者は、工期変更協議の対象であると**確認**された場合、**確認**された事項を、必要とする延長日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付し、契約書第24条第2項に定める協議開始の日までに工期延長申請書を発注者に**提出**しなければならない。

1-1-19 支給材料及び貸与物件

1. 受注者は、支給材料及び貸与物件を契約書第15条第8項の規定に基づき善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
2. 受注者は、支給材料及び貸与物件の受払状況を記録した帳簿を備え付け、常にその残高を明らかにしておかなければならない。
3. 受注者は、工事完成時（完成前に工事工程上、支給材料の精算が可能な場合は、その時点。）に支給材料精算書を監督職員に**提出**しなければならない。
4. 受注者は、契約書第15条第1項の規定に基づき、支給材料及び貸与物件の支給を受ける場合、品名、数量、品質、規格又は性能を記した要求書をその使用予定日の14日前までに監督職員に**提出**しなければならない。

5. 契約書第15条第1項に規定する「引渡場所」は、**設計図書**又は監督職員の**指示**によるものとする。
6. 受注者は、契約書第15条第9項「不用となった支給材料又は貸与物件の返還」の規定に基づき返還する場合、監督職員の**指示**に従うものとする。なお、受注者は、返還が完了するまで材料の損失に対する責任を免れることはできない。また、返還に要する費用は受注者の負担とする。
7. 受注者は、支給材料及び貸与物件の修理等を行う場合、事前に監督職員の**承諾**を得なければならない。
8. 受注者は、支給材料及び貸与物件を他の工事に流用してはならない。
9. 支給材料及び貸与物件の所有権は、受注者が管理する場合でも発注者に属するものとする。

1-1-20 現場発生品

1. 受注者は、**設計図書**に定められた現場発生品が発生した場合、現場発生品調書を作成し、**設計図書**又は監督職員の**指示**する場所で監督職員に引き渡さなければならない。
2. 受注者は、本条第1項以外のものが発生した場合、監督職員に**通知**し、監督職員が引き渡しを**指示**したものについては、現場発生品調書を作成し、監督職員の**指示**する場所で監督職員に引き渡さなければならない。
3. 受注者は、本条第1、2項以外の現場発生品を自らの責任と費用で処分しなければならない。

1-1-21 工事材料の品質

受注者は、工事に使用する材料の品質を証明する資料を受注者の責任と費用負担で整備、保管し、監督職員から請求があった場合、遅滞なく**提出**しなければならない。また、受注者は、検査時にその資料を**提出**しなければならない。

なお、**設計図書**で事前に監督職員の検査（**確認**を含む。）を受けるものと記載された材料の使用にあたっては、事前にその外観及び品質証明書等の資料を監督職員に**提出**し、検査（**確認**を含む。）を受けなければならない。

1-1-22 監督職員による材料検査、施工状況検査及び立会

1. 受注者は、**設計図書**の規定に従い、監督職員の**材料検査**、**施工状況検査**及び**立会**を受ける場合、日時、場所、内容等の必要事項について1-1-28 履行報告に定める週間工程表に記載し、事前に監督職員に**提出**すること。
2. 監督職員は、工事が**契約図書**どおりに行われているかを**確認**するため、必要に応じ工事現場又は製作工場に立ち入り、**立会**又は資料の**提出**を請求でき

るものとする。なお、受注者はこれに協力しなければならない。

3. **施工状況検査**は、次に掲げる各号に基づいて行うものとする。

(1) 受注者は、別に示す「施工状況検査一覧表」の検査時期並びに**設計図書**に定める事項について、監督職員による**施工状況検査**を受けなければならない。

(2) 受注者は、**設計図書**に定める監督職員の**施工状況検査**に必要な測量、出来形算出及び品質等の**確認**を行い、その結果を整理し監督職員に**提出**しなければならない。

(3) 監督職員は、**設計図書**に定められた**施工状況検査**を受注者の測定結果等に基づき出来形、品質、数量等の確認を行うものとする。監督職員が行う**施工状況検査**には、現場代理人又は現場代理人の指定する者が臨場しなければならない。

(4) 監督職員は、**設計図書**に定められた**施工状況検査**を書類確認とすることができる。この場合、受注者は、施工管理記録、写真等の資料を整備し、監督職員にこれらを**提出**しなければならない。

4. 監督職員による検査及び**立会**に必要な準備、人員及び資機材等の提供並びに写真その他資料の整備のために必要な費用は、受注者の負担とする。なお、監督職員が製作工場で検査及び**立会**を行う場合、受注者は、監督業務に必要な設備等の備わった執務室を無償で提供し、光熱費は、受注者が負担しなければならない。

5. 監督職員による検査及び**立会**の時間は、監督職員の勤務時間内とする。

ただし、やむを得ない理由があると監督職員が認めた場合は、この限りではない。

6. 受注者は、契約書第9条第2項第3号、第13条第2項又は第14条第1項若しくは同条第2項の規定に基づき、監督職員の**立会**を受け、**材料検査**に合格した場合であっても、契約書第17条及び第32条に規定する義務を免れないものとする。

1-1-23 工事完成図書

工事完成時に**提出**する成果品を工事完成図書として**提出**しなければならない。

1. 工事完成図

受注者は、**設計図書**に従って工事完成図を電子納品として作成し、監督職員に**提出**しなければならない。ただし、各種ブロック製作については工事完成図の作成・提出は要しない。また、工事目的物によっては監督職員の**承諾**を得て

工事完成図の作成・提出を省略できるものとする。

2. 電子納品

- (1) 受注者は、工事写真、工事完成図書を「工事完成図書の電子納品等要領」に示されたファイルフォーマットに基づいて電子データで作成するものとする。

なお、電子納品の運用にあたっては、「地方整備局（港湾空港関係）の事業における電子納品等運用ガイドライン【工事編】」及び「地方整備局（港湾空港関係）の事業における電子納品等運用ガイドライン【資料編】」を参考にすること。

- (2) 受注者は、「地方整備局（港湾空港関係）の事業におけるオンライン電子納品実施要領」に基づき、電子成果をインターネット経由で納品するものとする。なお、オンラインによる納品が実施できない場合は、監督職員と協議のうえ、電子媒体に格納して納品すること。
- (3) 電子媒体の提出時はCD-R、DVD-R またはBD-R を2部提出しなければならない。

3. 地質調査の電子成果品等

受注者は、設計図書において地質調査の実施が明示された場合、「地質・土質調査成果電子納品要領（国土交通省）」に基づいて電子成果品を作成しなければならない。

なお、受注者は、地質データ、試験結果等については、「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書」（国土交通省 港湾局）の第3編 土質調査業務 第1章 土質調査業務 第1節 土質調査 1-1-12 成果に基づいて地盤情報データベースに登録しなければならない。

1-1-24 工事完成検査

1. 受注者は、契約書第32条の規定に基づき工事完成検査を受ける場合、工事完成通知書を発注者に**提出**しなければならない。
2. 受注者は、工事完成通知書を発注者に**提出**する際に、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなくてはならない。
 - (1) **設計図書**（追加、変更指示も含む。）に示されるすべての工事が完成していること。
 - (2) 契約書第17条第1項の規定に基づき、監督職員の請求した改造が完了していること。
 - (3) **設計図書**により義務付けられた工事記録写真、出来形管理資料、工事関

係図等の資料の整備がすべて完了していること。

- (4) 契約変更を行う必要が生じた工事は、最終変更契約を発注者と締結していること。
3. 発注者は、工事完成検査に先立って受注者に対して検査日を**通知**するものとする。
4. 検査職員は、監督職員及び受注者の臨場のうえ、工事目的物を対象として**契約図書**と対比し、次の各号に掲げる検査を行うものとする。
 - (1) 工事目的物の形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえ
 - (2) 工事管理状況の書類、記録、写真等
 - (3) 休日確保の履行状況
5. 検査職員は、**修補**の必要があると認めた場合、受注者に対して、期限を定めて**修補の指示**を行うことができるものとする。
6. 検査職員が、**修補の指示**を出した場合、**修補**の完了の**確認**は監督職員が行うものとする。
7. 検査職員が**指示**した期間内に**修補**が完了しなかった場合、発注者は、契約書第32条第2項の規定に基づき検査の結果を受注者へ**通知**するものとする。
8. 本条第6項により**修補**の完了が**確認**された場合は、その**指示**の日から**修補**完了の**確認**の日までの期間は、契約書第32条第2項に規定する期間に含めないものとする。
9. 受注者は、当該工事完成検査については、第1編1-1-22、4.の規定を準用するものとする。

1-1-25 既済部分検査等

1. 既済部分検査

- (1) 受注者は、契約書第38条に規定する「出来形部分等」の検査を受ける場合、契約書第32条1～3項の規定を準用する。この場合、「工事」とあるのは「既済部分に係る工事」と、「工事目的物」とあるのは「既済部分に係る出来形部分並びに工事現場に搬入済みの工事材料」と読み替えるものとする。
- (2) 発注者は、既済部分検査に先立って受注者に対して検査日を**通知**するものとする。
- (3) 既済部分の検査職員は、監督職員及び受注者の臨場のうえ、工事目的物を対象として**設計図書**及び確認請求書等と対比し、次の各号に掲げる検査を行うものとする。

- ① 工事出来形部分の形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえ
 - ② 出来形部分の工事管理状況の書類、記録、写真等
 - ③ 休日確保の履行状況
- (4) 受注者は、当該既済部分検査については、第1編1-1-22、4.の規定を準用するものとする。

2. 指定部分検査

- (1) 受注者は、契約書第39条に規定する「指定部分」の検査を受ける場合は、契約書第32条の規定を準用する。
- (2) 受注者は、契約書第39条の規定に基づき「指定部分完成検査」を受ける場合は、第1編1-1-24工事完成検査を準用するものとし、この場合について、「工事」とあるのは「指定部分に係る工事」と、「工事目的物」とあるのは「指定部分に係る工事目的物」と読み替えるものとする。

3. 中間前払い

受注者は、契約書第35条3項に基づく中間前払い金の請求を行うときは、認定請求書を事務所に**提出**し、内容の**確認**を受けなければならない。

1-1-26 技術検査

1. 受注者は、請負工事技術検査要領に基づく、**技術検査**を受けなければならない。
2. 完成**技術検査**は、会計法第29条の11第2項の検査を実施するときに行うものとする。
3. **技術検査**職員は、監督職員及び受注者の臨場のうえ、工事目的物を対象として**設計図書**と対比し、次の各号に掲げる検査を行うものとする。
 - (1) 出来形、品質及び出来ばえの検査を行う。
 - (2) 工事の実施状況については、書類、記録及び写真等を参考にして検査を行う。
4. 受注者は、当該**技術検査**については、第1編1-1-22、4.の規定を準用するものとする。

1-1-27 部分使用

1. 発注者は、受注者の**承諾**を得て部分使用できるものとする。
2. 受注者は、発注者が契約書第34条の規定に基づく当該工事に係わる部分使用を行う場合、監督職員による品質及び出来形等の検査（**確認**を含む）を受けなければならない。

1-1-28 履行報告

受注者は、契約書第11条の規定に基づき、履行報告書もしくは履行状況を記した週間工程表を監督職員に**提出**しなければならない。

1-1-29 休日確保の対応

受注者は、休日確保に取り組み、その実施内容を監督職員に**報告**しなければならない。なお、休日確保は、月単位で4週8休以上の現場閉所を確保し実施に努めなければならない。

1-1-30 工事関係者に対する措置請求

1. 発注者は、現場代理人が当該工事の運営・取締り及び工事目的物の品質・出来形の確保及び工期の遵守に関して、著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを**請求**することができる。
2. 発注者又は監督職員は、主任技術者（監理技術者）、専門技術者（これらの者と現場代理人を兼務する者を除く。）が工事目的物の品質・出来形の確保及び工期の遵守に関して、著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを**請求**することができる。

1-1-31 文化財の保護

1. 受注者は、工事施工中、文化財の保護に努めなければならない。
2. 受注者は、工事施工中に文化財を発見した場合、直ちにその保全に必要な範囲の工事を中止しなければならない。また、受注者は、監督職員にその旨を**通知**し、その**指示**に従わなければならない。
3. 工事施工中、発見された文化財の発見者としての権利は、発注者が保有するものとする。

1-1-32 諸法令、諸条例の遵守

1. 受注者は、当該工事に関する諸法令及び諸条例を遵守し、工事の円滑な進捗を図るものとする。また、諸法令、諸条例の適用及びその運用は自らの負担で行うものとする。なお、主な法令は以下に示すとおりである。

- | | |
|------------------|---------------------|
| (1) 会計法 | (令和元年5月改正 法律第 16号) |
| (2) 建設業法 | (令和3年5月改正 法律第 48号) |
| (3) 下請代金支払遅延等防止法 | (平成21年6月改正 法律第 51号) |
| (4) 労働基準法 | (令和2年3月改正 法律第 14号) |
| (5) 労働安全衛生法 | (令和元年6月改正 法律第 37号) |
| (6) 作業環境測定法 | (令和元年6月改正 法律第 37号) |

- (7) じん肺法 (平成30年7月改正 法律第 71号)
- (8) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律
(令和4年3月改正 法律第 12号)
- (9) 出入国管理及び難民認定法 (令和3年6月改正 法律第 69号)
- (10) 国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律
(令和4年6月改正 法律第 68号)
- (11) 道路法 (令和3年3月改正 法律第 9号)
- (12) 道路交通法 (令和4年4月改正 法律第 32号)
- (13) 道路運送法 (令和2年6月改正 法律第 36号)
- (14) 道路運送車両法 (令和4年3月改正 法律第 4号)
- (15) 砂防法 (平成25年11月改正 法律第 76号)
- (16) 地すべり等防止法 (平成29年6月改正 法律第 45号)
- (17) 河川法 (令和3年5月改正 法律第 31号)
- (18) 海岸法 (平成30年12月改正 法律第 95号)
- (19) 港湾法 (令和4年3月改正 法律第 7号)
- (20) 港則法 (令和3年6月改正 法律第 53号)
- (21) 水路業務法 (令和4年6月改正 法律第 68号)
- (22) 漁港漁場整備法 (平成30年12月改正 法律第 95号)
- (23) 下水道法 (令和4年5月改正 法律第 44号)
- (24) 航空法 (令和4年6月改正 法律第 62号)
- (25) 公有水面埋立法 (平成26年6月改正 法律第 51号)
- (26) 軌道法 (令和2年6月改正 法律第 41号)
- (27) 森林法 (令和2年6月改正 法律第 41号)
- (28) 環境基本法 (令和3年5月改正 法律第 36号)
- (29) 火薬類取締法 (令和元年6月改正 法律第 37号)
- (30) 大気汚染防止法 (令和2年6月改正 法律第 39号)
- (31) 騒音規制法 (平成26年6月改正 法律第 72号)
- (32) 水質汚濁防止法 (平成29年6月改正 法律第 45号)
- (33) 湖沼水質保全特別措置法 (平成26年6月改正 法律第 72号)
- (34) 振動規制法 (平成26年6月改正 法律第 72号)
- (35) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (令和元年6月改正 法律第 37号)
- (36) 資源の有効な利用の促進に関する法律 (令和4年5月改正 法律第 46号)
- (37) 文化財保護法 (令和3年4月改正 法律第 22号)

- (38) 砂利採取法 (平成27年6月改正 法律第 50号)
- (39) 電気事業法 (令和4年6月改正 法律第 74号)
- (40) 消防法 (令和3年5月改正 法律第 36号)
- (41) 測量法 (令和元年6月改正 法律第 37号)
- (42) 建築基準法 (令和4年5月改正 法律第 55号)
- (43) 海上交通安全法 (令和3年6月改正 法律第 53号)
- (44) 海上衝突予防法 (平成15年6月改正 法律第 63号)
- (45) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律
(令和3年5月改正 法律第 43号)
- (46) 船員法 (令和3年6月改正 法律第 75号)
- (47) 船舶職員及び小型船舶操縦者法 (平成30年6月改正 法律第 59号)
- (48) 船舶安全法 (令和3年5月改正 法律第 43号)
- (49) 自然環境保全法 (平成31年4月改正 法律第 20号)
- (50) 自然公園法 (令和3年5月改正 法律第 29号)
- (51) 雇用保険法 (令和4年3月改正 法律第 12号)
- (52) 労働者災害補償保険法 (令和2年6月改正 法律第 40号)
- (53) 健康保険法 (令和3年6月改正 法律第 66号)
- (54) 中小企業退職金共済法 (令和2年6月改正 法律第 40号)
- (55) 都市公園法 (平成29年5月改正 法律第 26号)
- (56) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律
(令和3年5月改正 法律第 36号)
- (57) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
(令和3年5月改正 法律第 37号)
- (58) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律
(令和3年5月改正 法律第 371号)
- (59) 土壌汚染対策法 (平成29年6月改正 法律第 45号)
- (60) 公共工事の品質確保の促進に関する法律
(令和元年6月改正 法律第 35号)
- (61) 航路標識法 (令和3年6月改正 法律第 53号)
- (62) 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律
(平成29年5月改正 法律第 41号)
- (63) 漁業法 (令和3年5月改正 法律第 47号)
- (64) 技術士法 (令和元年6月改正 法律第 37号)

- (65) 計量法 (平成26年6月改正 法律第 69号)
- (66) 空港法 (令和4年6月改正 法律第 62号)
- (67) 厚生年金保険法 (令和3年6月改正 法律第 66号)
- (68) 最低賃金法 (平成24年4月改正 法律第 27号)
- (69) 職業安定法 (令和4年3月改正 法律第 12号)
- (70) 所得税法 (令和4年6月改正 法律第 71号)
- (71) 水産資源保護法 (平成30年12月改正 法律第 95号)
- (72) 船員保険法 (令和3年6月改正 法律第 66号)
- (73) 特許法 (令和4年6月改正 法律第 68号)
- (74) 電波法 (令和4年6月改正 法律第 70号)
- (75) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法
(令和4年4月改正 法律第 32号)
- (76) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律
(令和4年3月改正 法律第 12号)
- (77) 毒物及び劇物取締法 (平成30年6月改正 法律第 66号)
- (78) 警備業法 (令和元年6月改正 法律第 37号)
- (79) 個人情報保護に関する法律 (令和4年5月改正 法律第 54号)
- (80) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
(令和2年6月改正 法律第 42号)
- (81) 都市計画法 (令和4年12月改正 法律第 87号)
- (82) 著作権法 (令和3年6月改正 法律第 52号)

2. 受注者は、諸法令、諸条例を遵守するものとし、これらに抵触した場合の責務が、発注者に及ばないようにしなければならない。

3. 受注者は、当該工事の計画、**図面**、仕様書及び契約そのものが本条第1項の諸法令、諸条例に照らし不相当であったり、矛盾していることが判明した場合には、直ちに監督職員に**通知**し、その**確認**を請求しなければならない。

1-1-33 官公庁等への手続き等

1. 受注者は、工事期間中、関係官公庁及びその他の関係機関との連絡を保たなければならない。
2. 受注者は、工事の施工に係る諸法令、諸条例に基づき、官公庁、その他関係機関に対して、自らの負担で工事の施工に支障のないように手続きを行わなければならない。なお、受注者は、手続きに先立ちその届出書類等の

写しを事前に監督職員に**提出**するものとし、許可書等が発行される場合、その写しを監督職員に**提出**しなければならない。

3. 受注者は、手続きに許可承諾条件がある場合これを遵守しなければならない。なお、受注者は、許可承諾内容が**設計図書**に定める事項と異なる場合、監督職員に**通知**し、その対応方法等に関して**協議**しなければならない。

1-1-34 第三者への説明等

1. 受注者は、工事施工中に地域住民等との間に紛争が生じないように努めなければならない。
2. 受注者は、地元関係者等から工事の施工に関して苦情があった場合、誠意をもってその解決にあたらなければならない。
3. 受注者は、地方公共団体、地域住民等と工事の施工上必要な交渉を、受注者の行うべきものにつき自らの責任で行わなければならない。受注者は、交渉に先立ち、監督職員に**事前通知**のうえ、これらの交渉にあたっては誠意をもって対応しなければならない。
4. 受注者は、施工現場とその周辺及び工事に使用する船舶の回航・曳航経路上に、送電線等の工作物がある場合には、使用する船舶・機械の規模、航行経路、作業期間など必要な事項を、一般電気事業者等工作物の設置者に説明しなければならない。
5. 受注者は、本条第1～3項の交渉等の内容を、後日、紛争とならないよう文書で**確認**する等明確にしておき、その状況を随時監督職員に**通知**し、**指示**があればそれに従わなければならない。

1-1-35 施工時期及び施工時間の変更

1. 受注者は、**特記仕様書**に施工時間が定められている場合で、その時間を変更する必要がある場合、あらかじめ監督職員と**協議**しなければならない。
2. 受注者は、官公庁の休日又は夜間に作業を行う場合、事前に1-1-28履行報告に定める週間工程表に理由を付して監督職員に**提出**し、この**提出**をもって**承諾**を得たとみなす。

1-1-36 工事の測量

1. 受注者は、工事着手後直ちに自らの費用で**設計図書**に示された、又は監督職員の**指示**する水準点、多角点等を使用して、工事施工に必要な基線測量、法線測量、水準測量、水深測量等を実施し、測量結果を監督職員に**提出**しなければならない。なお、測量結果が**設計図書**に示されている数値と相違する場合、その旨を監督職員に**通知**し、その**指示**を受けなければならない。

2. 受注者は、工事施工に必要な仮水準点、多角点、基線、法線、境界線の引照点等を設置し、施工期間中適宜これらを**確認**し、変動や損傷のないよう努めなければならない。変動や損傷が生じた場合、監督職員に**通知**し、直ちに水準測量、多角測量等を実施し、仮の水準点、多角点、引照点等を復元しなければならない。
3. 水準測量及び水深測量は、**設計図書**に定められている管理用基準面を基準として行うものとする。
4. 当該工事に必要な測量・調査にあたり、GNSSを使用する場合は、当該工事等の実施区域において行った精度の確認結果を添えて使用申請を監督職員に提出し**承諾**を得なければならない。

1-1-37 提出書類

受注者は、**提出書類**を「5. 提出書類様式集」に基づき、監督職員等に**提出**するものとし、これに定めのないものは、監督職員等の**指示**する様式によるものとする。また、これによらない場合は、1-1-28履行報告に定める週間工程表を除いて、あらかじめ監督職員等と**協議**するものとする。

1-1-38 損害

1. 受注者は、契約書第28条、第29条及び第30条に規定する損害が発生した場合には、直ちに損害の詳細な状況を把握し、遅滞なく損害発生通知書により発注者に**通知**しなければならない。
2. 契約書第30条第1項に規定する「**設計図書**で定めた基準」とは、次の各号に掲げるものをいう。なお、起因となる観測データは、公共機関又は公益法人の気象記録等に基づくものを使用するものとする。
 - (1) 波浪、高潮に起因する場合

波浪、高潮が想定している設計条件以上又は周辺状況から判断してそれと同等以上と認められる場合
 - (2) 強風に起因する場合

最大風速（10分間の平均風速で最大のものをいう。）が15m/秒以上あった場合
 - (3) 降雨に起因する場合

次のいずれかに該当する場合とする。

 - ① 24時間雨量（任意の連続24時間における雨量をいう。）が80mm以上
 - ② 1時間雨量（任意の60分における雨量をいう。）が20mm以上
 - ③ 連続雨量（任意の72時間における雨量をいう。）が150mm以上

(4) 河川沿いの施設にあっては、河川の警戒水位以上、又はそれに準ずる出水により発生した場合

(5) 地震、津波、豪雪、竜巻に起因する場合

周囲の状況により判断し、相当の範囲にわたって他の一般物件にも被害を及ぼしたと認められる場合

3. 契約書第30条第2項に規定する「受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの」とは、**設計図書**及び契約書第27条に規定する予防措置を行ったと認められないもの及び災害の一因が施工不良等受注者の責によるとされるものをいう。

1-1-39 工事目的物の著作権

1. 工事目的物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属するものとし、発注者はこれを自由に加除又は編集して利用することができるものとする。
2. 受注者は、業務遂行により発明又は考案したときには、書面により監督職員に**報告**するとともに、これを保全するために必要な措置を講じなければならない。また、出願及び権利の帰属等については、発注者と**協議**するものとする。

1-1-40 保険の付保及び事故の補償

1. 受注者は、残存爆発物があると予測される区域で工事に従事する作業船及びその乗組員並びに陸上建設機械等及びその作業員に**設計図書**に定める水雷保険、傷害保険及び動産総合保険を付保しなければならない。
2. 受注者は、作業船、ケーソン等を回航する場合、回航保険を付保しなければならない。
3. 受注者は、樹木又は地被植物（芝類・笹類）を植栽する場合、植樹保険を付保しなければならない。ただし、移植工事、根廻し工事、種子吹付工等種子の使用による緑化工事は除くものとする。
4. 受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び厚生年金保険法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。
5. 受注者は、雇用者の業務に関して生じた負傷、疾病、死亡及びその他の事故に対して責任をもって適正な補償をしなければならない。
6. 受注者は、建設業退職金共済制度に該当する場合は同制度に加入し、その

掛金収納書を工事請負契約締結後原則1ヵ月以内（電子申請方式による場合にあっては、工事請負契約締結後原則40日以内）に、発注者に**提出**しなければならない。

また、受注者は、建設業退職金共済制度について、建設キャリアアップシステムの活用等により技能労働者等の就労状況を適切に把握し、これに基づく履行状況について、工事完成后、速やかに掛金充当実績総括表を作成し、検査職員に提示しなければならない。

7. 受注者は、法定外の労災保険に付さなければならない。

1-1-41 臨機の措置

1. 受注者は、災害防止等のため必要があると認められるときは、緊急やむを得ない場合を除き、事前に監督職員に意見を求めた上で臨機の措置をとらなければならない。また、受注者は、措置をとった場合には、その内容を速やかに監督職員に**通知**しなければならない。
2. 監督職員は、天災等に伴い、工事目的物の品質・出来形の確保及び工期の遵守に重大な影響があると認められるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

1-1-42 契約後VE方式

契約後VE方式とは、受注者から施工方法等に関する提案を募集し、民間の技術開発を積極的に活用することにより建設工事のコストの縮減を図るため、契約締結後に、**設計図書**に定める工事の目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額の低減を可能とする工事材料、施工方法等に係る**設計図書**の変更を行うものをいう。

対象工事は、**設計図書**に「契約後VE試行工事であること。」と記載されている工事に限るものとする。

手続については、添付資料「契約後VE方式の試行について」によるものとする。

なお、本手続と異なる方法により契約後VE方式の試行を行う場合には、監督職員と**協議**するものとする。

1-1-43 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置

1. 受注者は、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否すること。

また、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。

下請負人等が不当介入を受けたことを認知した場合も同様とする。

2. 1. により警察に通報又は捜査上必要な協力をを行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に**報告**しなければならない。
3. 1. 及び2. の行為を怠ったことが確認された場合は、指名停止等の措置を講じることがある。
4. 暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と**協議**しなければならない。

1-1-44 情報管理体制

1. 受注者は、本工事で知り得た保護すべき情報（契約を履行する一環として受注者が収集、整理、作成等した情報であって、保護を要さない情報であることを発注者が同意していない一切の情報をいう。以下同様。）を適切に管理するため、次の体制を確保すること。なお、発注者から同意を得た「情報取扱者名簿及び情報管理体制図」に記載した情報に変更がある場合は、「情報取扱者名簿及び情報管理体制図の変更について」を**提出**し、再度発注者の同意（情報管理体制の変更同意について）を得ること。

（確保すべき履行体制）

- ・本工事で知り得た保護すべき情報の取扱者は、当該工事の遂行のために最低限必要な範囲の者とする。
 - ・本工事で知り得た保護すべき情報は、情報取扱者名簿に記載のある者以外に伝達又は漏洩されないことを保証する施工体制を有していること。
 - ・受注者は、発注者が同意した場合を除き、受注者に係る親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタント等から「指導、監督、業務支援、助言、監査等」を受ける場合であっても、それらの者に本工事で知り得た保護すべき情報について伝達又は漏洩してはならない。
2. 本工事で知り得た保護すべき情報について、情報取扱者以外の者に開示又は漏洩してはならない。ただし、発注者が同意した場合はこの限りではない。
 3. 工事施工完了後における本工事で知り得た保護すべき情報に関する資料等の取扱い（返却・削除等）については、発注者の**指示**に従うこと。
 4. 本工事で知り得た保護すべき情報について、報道等での指摘も含め、漏洩等の事故や恐れが判明した場合については、工事の施工中・施工後を問わず、事実関係等について直ちに担当部局へ**報告**すること。なお、国土交通省が行う報告徴収や調査に必ず応じること。

1-1-45 情報ネットワークの活用

(施工管理に関する情報化)

1. 提出書類の事務処理、施工管理においてインターネットと発注者が提供するシステム（工事帳票管理システム）を利用するものとする。
2. システム利用に係わるユーザ名、パスワード等の管理については、他に漏らしてはならない。

(電子検査)

3. 工事検査等においては、電子検査を原則とし、「工事帳票管理システム」を活用した、オンライン形式での検査を行うものとする。なお、通信環境が整わないなどの場合には、監督職員と協議のうえ、「電子納品物検査支援システム」によるオフライン方式の電子検査を行うことができる。
4. 電子検査は、「地方整備局（港湾空港関係）の事業における電子納品等運用ガイドライン【工事編】」に基づくものとする。

1-1-46 クイックレスポンス

監督職員及び現場代理人及び主任技術者（監理技術者）等は「クイックレスポンス」に努める。

クイックレスポンスとは、問合せ等に対して、「その日のうち」に回答することをいう。なお、即日回答が困難な場合などは、いつまでに回答が必要かを確認し、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」に回答するもの。

1-1-47 施工プロセスを通じた検査

「施工プロセスを通じた検査」は、工事の施工プロセス全体を通じて工事実施状況等の確認や段階検査を行うことにより、発注者と受注者間の双務性の向上、検査体制の充実による発注者の品質確保の取り組み強化、円滑かつ迅速工事代金の流通等を目指すものとする。

対象工事は、設計図書に「施工プロセスを通じた検査の対象工事であること。」と記載されている工事に限るものとする。

施工プロセス検査の実施においては、添付資料「施工プロセスを通じた検査方式実施要領」によるものとする。

1-1-48 汚濁防止膜のカーテン引張強度の確認方法

汚濁防止膜のカーテン引張強度の確認方法は、以下によるものとする。

①再利用品の場合

イ) 引張試験による強度評価の場合

- ・納品条件：引張試験後、未使用状態で保管しているもの
- ・提出資料：全カーテン枚数の1割に相当する検体又は2検体のいずれか多い方について、納品前2ヶ月以内に実施したJISL 1096による引張試験の試験成績表
- ・強度評価：引張試験後、未使用状態で陸上保管している期間の強度低下を考慮して、試験結果に0.8を乗じたものを強度として評価する。

ロ) 使用履歴による強度評価の場合

- ・納品条件：既設置期間（陸上保管期間は含まない）と設置予定期間の合計が24ヶ月以内であるもの
- ・提出資料：汚濁防止膜再利用カーテン引張強度評価制度を実施している機関が発行した引張強度の評価証明書（使用履歴と引張強度を記載した引張強度管理表）
- ・強度評価：「汚濁防止膜技術資料（案）」（H24（一財）港湾空港総合技術センター）に基づき、使用履歴（設置期間の合計）により算出したものを強度として評価する。

ハ) 使用履歴（ICタグ）による強度評価の場合

- ・納品条件：既設置期間（陸上保管期間は含まない）と設置予定期間の合計が24ヶ月以内であるもの
- ・提出資料：汚濁防止膜再利用カーテン引張強度評価制度を実施している機関が発行した引張強度の評価証明書
- ・強度評価：汚濁防止膜再利用カーテン引張強度評価証明システムにより算出したものを強度として評価する。

②未使用品の場合

- ・納品条件：製造後、未使用状態で直ちに納品するもの、もしくは劣化対策を施して保管しているもの
- ・提出資料：カタログ等規格値及び製造年月日が確認できる資料、もしくは汚濁防止膜再利用カーテン引張強度評価制度を実施している機関が発行した引張強度の評価証明書（使用履歴と引張強度を記載した引張強度管理表）

1-1-49 石綿使用の有無

受注者は、建築物・工作物等の解体・改修工事を行う際、石綿（アスベスト）の使用の有無の「事前調査」を行わなければならない。石綿障害予防規則

に基づく一定規模以上の工事にあつては「事前調査結果の報告」を所轄労働基準監督局に届出を行わなければならない。また、大気汚染防止法に基づき、特定粉じん発生施設を設置しようとするときは、都道府県知事に届出を行わなければならない。

第2節 施工管理

1-2-1 適用

1. 受注者は、施工計画書に従って施工し、品質及び出来形が**設計図書**に適合するよう施工管理を行わなければならない。
2. 監督職員は、以下に掲げる場合、**設計図書**に示す品質管理の測定頻度及び出来形管理の測定密度を変更することができるものとする。この場合、受注者は、監督職員の**指示**に従うものとする。これに伴う費用は、受注者の負担とするものとする。
 - (1) 工事の初期で作業が定常的になっていない場合
 - (2) 管理試験結果が限界値に異常接近した場合
 - (3) 試験の結果、品質及び出来形に均一性を欠いた場合
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、監督職員が必要と判断した場合

1-2-2 現場管理

1. 受注者は、施工に先立ち工事現場又はその周辺の一般通行人等が見やすい場所に、工事名、工期、発注者名及び受注者名を記載した標示板を設置し、工事完成後は速やかに標示板を撤去しなければならない。ただし、標示板の設置が困難な場合は、監督職員の**承諾**を得て省略することができるものとする。
2. 受注者は、ダンプトラック等の大型輸送機械で大量の土砂、工事用資材等の輸送をとまなう工事は、事前に関係機関と**協議**のうえ、交通安全等輸送に関する必要な事項の計画を立て、書面で監督職員に**提出**しなければならない。

なお、受注者は、ダンプトラックを使用する場合、添付資料「港湾関係直轄工事におけるダンプトラック過積載防止対策要領」に従うものとする。
3. 受注者は、以下に示す建設機械を使用する場合は、「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付け建設省経機発第249号）」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程（最終改正平成24年3月23日付け国土交通省告示第318号）」又は「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領（最終改正平成28年8月30日付け国総環リ第6号）」に基づき指定された排出ガス

対策型建設機械を使用しなければならない。なお、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成29年5月改正 法律第41号）」（以下「オフロード法」という。）に基づき技術基準に適合するものとして届出された特定特殊自動車を使用する場合はこの限りではない。排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することで、排出ガス対策型建設機械と同等と見なす。ただし、これにより難しい場合は、監督職員と**協議**するものとする。

機 械	備 考
<ul style="list-style-type: none"> ・バックホウ ・トラクタショベル（車輪式） ・ブルドーザ ・発動発電機（可搬式） ・空気圧縮機（可搬式） ・油圧ユニット <p>（以下に示す基礎工事用機械のうち、ベースマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの：油圧ハンマ、バイブロハンマ、油圧式銅管圧入・引抜機、油圧式杭圧入引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバースサーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転オールケーシング掘削機）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ ・ホイールクレーン 	<p>ディーゼルエンジン（エンジン出力7.5kW以上260kW以下）を搭載した建設機械に限る。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・オフロード法基準適合表示が付されているもの又は特定特殊自動車確認証の交付を受けているもの ・排出ガス対策型建設機械として指定を受けたもの 	

4. 受注者は、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたって、燃料を購入して使用するときは、当該特定特殊自動車の製作等に関する事業者または団体が推奨する軽油（ガソリンスタンド等で販売されている軽油をいう。）を選択しなければならない。また、監督職員から特定特殊自動車に使用した

燃料の購入伝票を求められた場合、**提示**しなければならない。

なお、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたっては、下請負者等に関係法令等を遵守させるものとする。

5. 受注者は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設大臣官房技術審議官通達、昭和62年3月30日）によって低騒音型・低振動型建設機械の使用を**設計図書**で義務付けている場合には、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程（国土交通省告示、平成13年4月9日改正）に基づき指定された建設機械を使用しなければならない。ただし、施工時期・現場条件等により一部機種の変換が不可能な場合は、認定機種と同程度と認められる機種または対策をもって**協議**することができるものとする。
6. 受注者は、工事期間中現場内及び周辺の整理整頓に努めなければならない。また、工事完成後は、受注者の機器、残材、各種の仮設物及びその他の廃品等を速やかに撤去し現場を清掃しなければならない。ただし、工事検査に必要な足場、安全ネット等は、監督職員の**指示**に従い存置し、検査終了後、速やかに撤去するものとする。
7. 受注者は、工事に使用する主要な船舶機械を搬入・搬出する際には、1-1-28履行報告に定める週間工程表に機種及び搬入・搬出予定日を記載しなければならない。
8. 受注者は、施工に際し施工現場周辺並びに他の構造物及び施設などへ影響を及ぼさないよう施工しなければならない。なお、影響が生じた場合には直ちに監督職員へ**通知**し、その対応方法等に関して**協議**するものとする。また、損傷が受注者の過失によるものと認められる場合、受注者自らの負担で原形に復元しなければならない。
9. 受注者は、作業員の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めなければならない。また、受注者は、作業員が健全な身体と精神を保持できるよう作業場所、現場事務所及び作業員宿舍等における良好な作業環境の確保に努めなければならない。
10. 受注者は、工事中に物件を発見又は拾得した場合、直ちに監督職員及び関係官公庁へ**通知**し、その**指示**を受けるものとする。
11. 受注者は、建設機械、資材等の運搬に当り、車両制限令（令和3年7月改正政令第198号）第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47号の2に基づく通行許可、または道路法第47条10に基づく通行可能経路の回答を得ていることを**確認**しなければならない。

また、道路交通法施行令（令和4年1月改正政令第16号）第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法（令和4年4月改正 法律第32号）第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。

車両制限令第3条における一般的制限値を超える車両について

- ① 施工計画書に一般制限値を超える車両等を記載
- ② 出発地点、走行途中、現場到着地点における写真（荷姿全景、ナンバープレート等通行許可証と照合可能な写真）

なお、走行途中の写真撮影が困難な場合は監督職員の**承諾**を得て省略できるものとする。

- ③ 通行許可証の写し
- ④ 車両通行記録計（タコグラフ）の写し（夜間走行条件の場合のみ）

なお、大型建設機械の分解輸送については「大型建設機械の分解輸送マニュアル」（平成10年3月（社）日本建設機械化協会）を参考とする。

表1-1 一般的制限値

車両の諸元	一般的制限値
幅	2.5m
長さ	12.0m
高さ	3.8m(ただし、指定道路については4.1m)
重量 総重量	20.0t(ただし、高速自動車国道・指定道路については、軸距・長さに応じ最大25.0t)
軸重	10.0t
隣接軸重の合計	隣り合う車軸に係る軸距1.8m未満の場合は18t (隣り合う車軸に係る軸距が1.3m以上で、かつ、当該隣り合う車軸に係る軸重が9.5t以下の場合は19t)、 1.8m以上の場合は20t
輪荷重	5.0t
最小回転半径	12.0m

ここでいう車両とは、人が乗車し、または貨物が積載されている場合にはその状態におけるものをいい、他の車両をけん引している場合にはこのけん引されている車両を含む。

12. 受注者は、工事現場の現場環境改善を図るため、現場事務所、作業船、作業員宿舎、休憩所又は作業環境等の改善を行い、快適な職場を形成するとともに、地域との積極的なコミュニケーション及び現場周辺的美装化に努めるものとする。なお、実施にあたっては、事前に監督職員に計画書を**提出**しなければならない。

1-2-3 主任技術者（監理技術者）

受注者は、工事現場ごとに建設業法の規定に基づく資格を有する主任技術者（監理技術者）を配置しなければならない。また、別に示す「主任技術者（監理技術者）資格表」の資格及び監理技術者講習修了証を有する者又は、これと同等の資格を有する者でなければならない。なお、主任技術者（監理技術者）が専任の場合、現場施工において契約工期内に専任を要しない期間は以下のとおりとする。

- (1) 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。
- (2) 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続き、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任は要しない。なお、工期末日の翌日以降に工事完成検査を行う場合の専任期間は、工期末日までとする。
- (3) 受注者の責によらない理由により、工事を全面的に一時中止している期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、事象が生じた時点で別途指示する。
- (4) 工場製作を含む工事のうち、工場製作のみ行われている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。

1-2-4 潜水作業従事者

受注者は、潜水作業を行う場合、「港湾工事等潜水作業従事者配置要領」により潜水作業従事者を配置しなければならない。

1-2-5 海上起重作業船団の船団長

受注者は、海上起重作業船団により作業を行う場合、「港湾工事等海上起重作業船団長配置要領」により船団長を配置しなければならない。

1-2-6 工程管理

受注者は、計画工程表に基づき、規定の工期内に工事が円滑に完成するよう工程管理を行わなければならない。また、工事の重要段階では、短期の工程表

を作成し工程の遅延を防止するものとし、監督職員から要求があった場合は、実施工程表を**提出**しなければならない。

1-2-7 品質管理

1. 工事に使用する材料（製品を含む、以下同じ。）の品質に関する管理項目、管理内容、管理方法、品質規格、測定頻度及び結果の整理方法は**設計図書**及び「港湾工事品質管理基準」の定めによらなければならない。
2. 受注者は、品質に異常値が想定される場合、品質確認に必要な試験等を行わなければならない。なお、監督職員は、品質に疑いのある場合、品質確認に必要な試験等を**指示**することができるものとする。なお、それらに要する費用については受注者の負担とするものとする。
3. 受注者は、工事の種類、規模、施工条件等により、「港湾工事品質管理基準」に定める管理基準により難しい場合、事前に監督職員の**承諾**を得て、品質に関する管理項目、管理内容、管理方法、品質規格、測定頻度及び結果の整理方法を変更することができるものとする。
4. 受注者は、工事に使用する材料の品質管理を**設計図書**及び「港湾工事品質管理基準」に基づき実施し、その結果を速やかにとりまとめ監督職員に**提出**しなければならない。なお、この基準に示す管理図表の様式により難しい場合は、事前に監督職員の**承諾**を得た様式によることができるものとする。

1-2-8 出来形管理

1. 工事目的物等の出来形に関する管理項目、測定方法、測定密度、測定単位、許容範囲及び結果の整理方法は、**設計図書**及び「港湾工事出来形管理基準」の定めによらなければならない。
2. 受注者は、工事の種類、規模、施工条件等により、「港湾工事出来形管理基準」に定める施工管理により難しい場合、事前に監督職員の**承諾**を得て、工事目的物等の出来形に関する管理項目、測定方法、測定密度、測定単位、許容範囲及び結果の整理方法を変更することができるものとする。
3. 受注者は、工事目的物等の出来形管理を**設計図書**及び「港湾工事出来形管理基準」に基づき実施し、その結果を速やかにとりまとめ監督職員に**提出**しなければならない。なお、この基準に示す管理図表の様式により難しい場合は、事前に監督職員の**承諾**を得た様式によるものとする。
3. 工事目的物の出来形が**設計図書**及び「港湾工事出来形管理基準」に定める許容範囲を満足している場合は、設計数量どおり出来上がったものとする。

1-2-9 写真管理

1. 工事段階ごとの施工状況及び完成後に外面から明視できない箇所等の写真（電子媒体によるものを含む）に関する撮影区分、撮影項目、撮影箇所及び撮影時期等は、**設計図書**及び「港湾工事写真管理基準」の定めによらなければならない。なお、同じ工事内容を繰り返す場合の撮影は代表的な1サイクルとし、他のサイクルは省略できるものとする。
2. 受注者は、工事の種類、規模、施工条件等により、「港湾工事写真管理基準」に定める施工管理により難い場合、事前に監督職員の**承諾**を得て、工事段階ごとの施工状況及び完成後に外面から明視できない箇所等の写真に関する撮影区分、撮影項目、撮影箇所及び撮影時期等を変更できるものとする。
3. 受注者は、施工状況等の写真管理を**設計図書**及び「港湾工事写真管理基準」に基づき実施し、その結果を速やかにとりまとめ監督職員に**提出**しなければならない。なお、電子媒体を**提出**する場合は、原則としてCD-ROM又はDVD-Rにより**提出**しなければならない。記録画像ファイル形式はJPEG形式（非圧縮～圧縮率1/8まで）をそれぞれ原則とし、これ以外による場合には監督職員の**承諾**を得なければならない。
4. 受注者は、上記の他に、工事施工前と工事完成後の写真が比較できるように全景写真を撮影し、監督職員に**提出**しなければならない。
5. 受注者は、必要に応じ、現場条件の変更、臨機の措置、支給材料、貸与物件、現場発生品及び工事中の安全管理に関する**確認**のための写真を撮影し、監督職員に**提出**しなければならない。
6. 受注者は、工事中に被災した場合、被災状況の**確認**のため、必要に応じ工事目的物等の全景及び部分の写真を撮影し、監督職員に**提出**しなければならない。
7. 写真はカラー写真とし、被写体の状況、場所、時期、形状寸法の**確認**ができるように工夫して撮影しなければならない。なお、必要に応じ被写体の寸法がわかるように、スケール（巻尺、ポール及び箱尺等）を必要箇所に添えて撮影するものとする。
8. 写真には、必要に応じ、工事名、工種、測点番号、設計寸法、実測寸法及び略図等を記入した小黒板を入れて撮影しなければならない。なお、電子媒体による写真については、必要な文字、数値等の内容の判読ができる機能、精度を確保できる撮影機材を用いなければならない。（有効画素数100～300万画素程度、プリンターはフルカラー300dpi以上、インク・用紙等は通常の使用条件のもとで3年間程度に顕著な劣化が生じないものとする。）

9. 監督職員に**提出**する写真は、「デジタル写真管理情報基準（国土交通省）」により整理しなければならない。アルバムの大きさはA4判程度とし、表紙には施工年度、工事名、受注者名を記入しなければならない。

写真は、施工順序に従って「港湾工事写真管理基準」に示す撮影基準ごとに各1枚を張付け、必要に応じて撮影箇所を記入するものとする。

10. 施工状況等の写真については、ビデオ等の活用が出来るものとする。

11. デジタル工事写真の黒板情報電子化を行う場合は、「デジタル工事・業務写真の黒板情報電子化の推進について」（令和3年1月19日付け国港技第66号）に基づき実施しなければならない。

1-2-10 環境保全

1. 受注者は、環境保全のため、関係法令及び条例を遵守し、工事の施工により発生する恐れのある騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の防止対策を施工計画時及び工事実施段階の各々で検討・実施しなければならない。

2. 受注者は、工事施工中に環境が阻害される恐れが生じ又は発生した場合、直ちに応急措置を講じ、監督職員に**通知**しなければならない。また、受注者は、必要な環境保全対策を立て監督職員の**承諾**を得て、又は監督職員の**指示**に基づき環境の保全に努めなければならない。

3. 監督職員は、工事の施工に伴い地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者への損害が生じた場合には、受注者に対して、受注者が善良な管理者の注意義務を果たし、その損害が避け得なかったか否かの判断をするための資料の**提示**を求めることができる。この場合において、受注者は必要な資料を**提示**しなければならない。

4. 受注者は、工事に使用する作業船等から発生した廃油等を「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律」に基づき、適切な措置をとらなければならない。受注者は、「作業船団の運航に伴う環境保全対策マニュアル(社)日本海上起重技術協会」を参考にし、工事施工中の環境保全に努めなければならない。

5. 受注者は、海中に工事用資材等が落下しないよう措置を講じるものとする。また、工事の廃材、残材等を海中に投棄してはならない。落下物が生じた場合は、受注者は自らの負担で撤去し、処理しなければならない。

6. 受注者は、資材、工法、建設機械又は目的物の使用にあたっては、事業ごとの特性を踏まえ、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成15年7

月改正法律第119号。「グリーン購入法」という。)」第6条で定めた「環境物品等の調達に関する基本方針」に定められた特定調達品目の使用を積極的に推進するよう努めなければならない。

なお、その調達実績の集計結果を監督職員に**提出**するものとする。

また、特定調達品目を使用するに際して必要となる**設計図書**の変更については、監督職員と**協議**するものとする。

1-2-11 建設副産物

1. 受注者は、掘削により発生した石、砂利、砂その他の材料を工事に用いる場合、**設計図書**によるものとする。ただし、**設計図書**に明示がない場合には、本体工事又は**設計図書**に指定された仮設工事にあつては、監督職員と**協議**するものとし、**設計図書**に明示がない任意の仮設工事にあつては、監督職員の**承諾**を得なければならない。
2. 受注者は、産業廃棄物が搬出される工事にあつては、産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）又は、電子マニフェストにより、適正に処理されていることを**確認**するとともに、監督職員に**提示**しなければならない。
3. 受注者は、「建設副産物適正処理推進要綱（国土交通事務次官通達、平成14年5月30日）」、「再生資源の利用の促進について（建設大臣官房技術審議官通達、平成3年10月25日）（港湾局建設課長通達、平成3年12月25日）（航空局飛行場部建設課長通達、平成4年1月24日）」、「建設汚泥の再生利用に関するガイドラインの策定について（国土交通事務次官通達、平成18年6月12日）」及び「建設汚泥の再生利用に関する実施要領について（大臣官房技術調査課長通達、平成18年6月12日）（大臣官房公共事業調査室長通達、平成18年6月12日）」を遵守して、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図らなければならない。
4. 受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄からなる建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令等に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書にその写しを添付して監督職員に**提出**しなければならない。
また、受注者は、法令等に基づき、工事現場において再生資源利用計画を公衆の見やすい場所に掲げなければならない。
5. 受注者は、土砂を再生資源利用計画に記載した搬入元から搬入したときは、法令等に基づき、速やかに受領書を搬入元に交付しなければならない。
6. 受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊

建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書にその写しを添付して監督職員に**提出**しなければならない。

また、受注者は、法令等に基づき、工事現場において再生資源利用促進計画を公衆の見やすい場所に掲げなければならない。

7. 受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した「再生資源利用計画書（実施書）」及び、「再生資源利用促進計画書（実施書）」を監督職員に**提出**しなければならない。
8. 受注者は、再生資源利用促進計画の作成に当たり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、工事現場内の土地の掘削その他の形質の変更に関して発注者等が行った土壌汚染対策法等の手続き状況や、搬出先が盛土規制法の許可地等であるなど適正であることについて、法令等に基づき確認しなければならない。また、確認結果は再生資源利用促進計画に添付するとともに、工事現場において公衆の見やすい場所に掲げなければならない。
9. 受注者は、建設現場等から土砂搬出を他の者に委託しようとするときは、「6. 再生資源利用促進計画」に記載した事項（搬出先の名称及び所在地、搬出量）と「8. 再生資源利用促進計画を作成する上での確認事項等」で行った確認結果を、委託した搬出者に対して、法令等に基づいて通知しなければならない。
10. 受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ搬出したときは、法令等に基づき、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、受領書に記載された事項が再生資源利用促進計画に記載した内容と一致することを確認するとともに、監督職員から請求があった場合は、受領書の写しを提出しなければならない。

1-2-12 創意工夫

受注者は、工事施工において、自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する項目、又は地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完成時まで所定の様式により、監督職員に**提出**することができる。

1-2-13 測量・調査

当該工事に必要な測量・調査にあたり、GNSSを使用する場合は、当該工事等の実施区域において行った精度の確認結果を添えて使用申請を監督職員に提出し**承諾**を得なければならない。

第3節 安全管理

1-3-1 適用

1. 受注者は、「港湾工事安全施工指針（一社）日本埋立浚渫協会」、「潜水作業安全施工指針（一社）日本潜水協会」及び「作業船団安全運航指針（一社）日本海上起重技術協会」、「建設工事公衆災害防止対策要綱（国土交通省告示第496号、令和元年9月2日付）」、「土木工事安全施工技術指針（国土交通大臣官房技術審議官通達、令和6年3月5日）」を参考にし、常に工事の安全に留意して事故及び災害の防止に努めなければならない。
2. 受注者は、工事中における安全の確保を全てに優先させ、労働安全衛生法等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかなければならない。
3. 受注者は、工事現場に工事関係者以外の者の立入りを禁止する場合、板囲、ロープ等により囲うとともに、立入禁止の標示をしなければならない。
4. 受注者は、工事の施工にあたっては、作業区域の標示及び関係者への周知など、必要な安全対策を講じなければならない。また、作業船等が船舶の輻輳している区域を航行又はえい航する場合、見張りを強化する等、事故の防止に努めなければならない。
5. 受注者は、工事用運搬路として公衆に供する道路を使用する場合、関係法令に基づき安全対策を講じなければならない。特に、受注者は、路面を汚損したり、第三者に損害を与えることのないよう積載物の落下等の防止に努めなければならない。
6. 受注者は、船舶の航行又は漁業の操業に支障をきたす恐れのある物体を海中に落とした場合、直ちに、その物体を取り除かなければならない。なお、直ちに取り除けない場合は、標識を設置して危険個所を明示し、監督職員及び関係官公庁に**通知**しなければならない。
7. 受注者は、作業船舶機械が故障した場合、安全の確保に必要な措置を講じなければならない。なお、故障により二次災害を招く恐れがある場合は、直ちに応急の措置を講じるとともに監督職員及び関係官公庁に**通知**しなければならない。
8. 受注者は、工事中に機雷、爆弾等の爆発物を発見又は拾得した場合、監督職員及び関係官公庁へ直ちに電話等にて連絡をし、**指示**を受け、その後書面による**通知**をしなければならない。

9. 受注者は、工事期間中適宜、工事区域及びその周辺の安全巡視を行い、安全を確保しなければならない。
10. 受注者は、事故又は災害が発生した場合、第三者及び作業員等の人命の安全確保を全てに優先させるものとし、応急処置を講じるとともに、直ちに監督職員及び関係官公庁に電話等にて状況を**連絡**し、その後書面による**通知**をしなければならない。
11. 受注者は、足場の施工に当たり、「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱（厚生労働省 平成27年5月）」及び「手すり先行工法等に関するガイドライン（厚生労働省 平成21年4月）」によるものとし、足場の組立、解体、変更作業時及び使用時には、常時、全ての作業床において二段手すり及び幅木の機能を有するものでなければならない。
12. 受注者は、工事に先立ち、施工現場とその周辺及び工事に使用する船舶の回航・曳航経路上に、送電線・海底ケーブル等の工作物若しくは埋設物の有無など必要な事項を、一般電気事業者等工作物の設置者に**確認**し、関係法令に基づき、安全対策を講じなければならない。

1-3-2 異常現象等への対応

受注者は、施工途中における安全確保のため、異常現象等に対して次に示すことなどの必要な措置を講じなければならない。

- (1) 天災等に対しては、天気予報等に注意を払い、常に災害を最小限に食い止めるため防災体制を確立しておかなければならない。
- (2) 作業時に危険を予知した場合は、直ちに作業を中止し、作業員を安全な場所に退避させなければならない。
- (3) 異常個所の点検及び原因の調査等は、二次災害防止のための応急措置を行った後、安全に十分注意して行わなければならない。

1-3-3 安全教育及び安全訓練等の実施

1. 受注者は、工事施工中、現場に即した安全教育及び安全訓練等を工事着手後、作業員全員の参加により、毎月4時間以上の時間を割り当て、次に掲げる項目から実施内容を選択し安全教育及び安全訓練等を実施しなければならない。なお、作業員全員の参加が困難な場合は、複数回に分けて実施する事もできる。
 - (1) 安全活動のビデオ等視聴覚資料による安全教育
 - (2) 工事内容の周知徹底
 - (3) 工事安全に関する法令、通達、指針等の周知徹底

- (4) 工事における災害対策訓練
 - (5) 工事現場で予想される事故対策
 - (6) その他、安全教育及び安全訓練等としての必要な事項
2. 受注者は、工事の内容に応じた安全教育及び安全訓練等の具体的な計画を作成し、施工計画書に記載して、監督職員に**提出**しなければならない。
 3. 受注者は、安全教育及び安全訓練等の実施状況を整備及び保管し、監督職員に**請求**があった場合は直ちに**提示**するものとする。

1-3-4 工事現場における連絡体制等

受注者は、複数の工事が相互に関連する建設現場では、各工事を安全かつ円滑に実施するため、監督職員及び他の受注者間との安全施工に関する緊密な情報交換を行わなければならない。また、非常時における臨機の措置を定める等の連絡調整を行うため、関係者による工事関係者連絡会議を組織しなければならない。

1-3-5 火薬類の使用及び火災の防止

1. 受注者は、発破作業に使用する火薬類等の危険物を備蓄し、使用する必要がある場合、火薬類取締法等関係法令を遵守しなければならない。また、関係官公庁の指導に従い、爆発等の防止の措置を講じるものとする。なお、従事する火薬類取扱保安責任者の火薬類保安手帳及び従事者手帳の写しを監督職員に**提出**しなければならない。
2. 受注者は、火薬類を使用し工事を施工する場合、使用に先立ち監督職員に使用計画書を**提出**しなければならない。
3. 受注者は、伐開除根、掘削等により発生した雑木、草等を野焼してはならない。
4. 受注者は、喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。
5. 受注者は、ガソリン、塗料等の可燃物の周辺に火気の使用を禁止する旨の表示を行う等、適切な措置を講じるとともに、周辺の整理整頓に努めなければならない。

1-3-6 事故災害報告

受注者は、工事の施工中に事故災害が発生した場合、直ちに監督職員に**通知**するほか、遅滞なく別に定める「事故災害発生報告書」を事務所長に**提出**しなければならない。

1-3-7 鉸等に対する安全対策

鮫等に対する安全対策が必要とされる場合は、監督職員と**協議**し、適切な対策を講じなければならない。

第2章 材 料

第1節 適 用

工事に使用する材料は、**設計図書**に品質規格を特に明示した場合を除き、この共通仕様書に示す規格に適合したもの、又はこれらと同等以上の品質を有するものとする。なお、受注者が同等品以上の品質を有するものとして、外国産の建設資材を用いる場合は、外国産資材の品質審査・証明事業を実施する機関が発行する外国産資材品質審査証明書（以下「外国産資材品質審査証明書」という。）あるいは、海外建設資材品質審査・証明事業を実施する機関が発行する海外建設資材品質審査証明書（以下「海外建設資材品質審査証明書」という。）を材料の品質を証明する資料とすることができる。

ただし、監督職員が**承諾**した材料及び**設計図書**に明示されていない仮設材料については除くものとする。

第2節 工事材料の品質及び検査

1. 受注者は、工事に使用した材料の品質を証明する、試験成績表、性能試験結果、ミルシート等の品質規格証明書を受注者の責任において整備、保管し、監督職員又は検査職員の請求があった場合はすみやかに**提示**しなければならない。ただし、設計図書で**提出**を定められているものについては、監督職員へ**提出**しなければならない。なお、JIS規格品のうちJISマーク表示が認証されJISマーク表示がされている材料・製品等（以下、「JISマーク表示品」という）については、JISマーク表示状態を示す写真等確認資料の**提示**に替えることができる。
2. 契約書第13条第1項に規定する「中等の品質」とは、JIS規格に適合したもの又は、これと同等以上の品質を有するものをいう。
3. 受注者は、設計図書において試験を行うこととしている工事材料について、JIS又は設計図書に定める方法により、試験を実施しその結果を監督職員に**提出**しなければならない。なお、JISマーク表示品については、試験を省略できる。
4. 受注者は、設計図書において指定された工事材料について、見本又は品質を証明する資料を工事材料を使用するまでに監督職員に**提出**し、**確認**を受け

なければならない。なお、JISマーク表示品については、JISマーク表示状態の**確認**とし見本又は品質を証明する資料の**提出**は省略できる。

5. 受注者は、工事材料を使用するまでにその材質に変質が生じないように、これを保管しなければならない。なお、材質の変質により工事材料の使用が、不適当と監督職員から**指示**された場合には、これを取り替えるとともに、新たに搬入する材料については、再度**確認**を受けなければならない。
6. 受注者は、第1節でいう同等以上の品質を有するものとして、海外の建設資材を用いる場合は、外国産資材品質審査証明書あるいは、海外建設資材品質審査証明書を材料の品質を証明する資料とすることができる。

なお、受注者は、海外で生産された建設資材のうちJISマーク表示品以外の建設資材を用いる場合は、外国産資材品質審査証明書、海外建設資材品質審査証明書あるいは、日本国内の公的機関で実施した試験結果資料を監督職員に**提出**しなければならない。

第3節 土

2-3-1 一般事項

1. 工事に使用する材料の種類、品質及び形状寸法は、**設計図書**の定めによるものとする。
2. 浚渫土砂等を使用する場合の採取区域、深度等は、**設計図書**の定めによるものとする。なお、受注者は、**設計図書**に採取場所の指定がない場合、施工に先立ち使用する材料の試験成績表及び産地を明示した書類を監督職員に**提出**し、**承諾**を得なければならない。
3. 土の代替としてスラグ類（鉄鋼スラグ、非鉄スラグ、溶融スラグ等）を使用する場合は、「港湾・空港等整備におけるリサイクルガイドライン（改訂）（令和5年10月）」を参考にするものとし、「コンクリート用骨材又は道路用等のスラグ類に化学物質評価方法を導入する指針に関する検討会総合報告書（経済産業省産業技術環境局 平成24年3月）に示された循環資材の主な用途に対する環境安全品質と環境安全形式検査方法」の「土工」の基準を満足する試験成績表を監督職員に**提出**し、**承諾**を得なければならない。

第4節 石材等

2-4-1 一般事項

工事に使用する砂及び砕石は、異物の混入のないものでなければならない。

2-4-2 砂

1. 敷砂、改良杭及び置換に使用する砂は、「図2-1 使用砂の粒径加積曲線」に示す範囲で、透水性の良いものでなければならない。なお、シルト含有量は、**設計図書**の定めによるものとする。

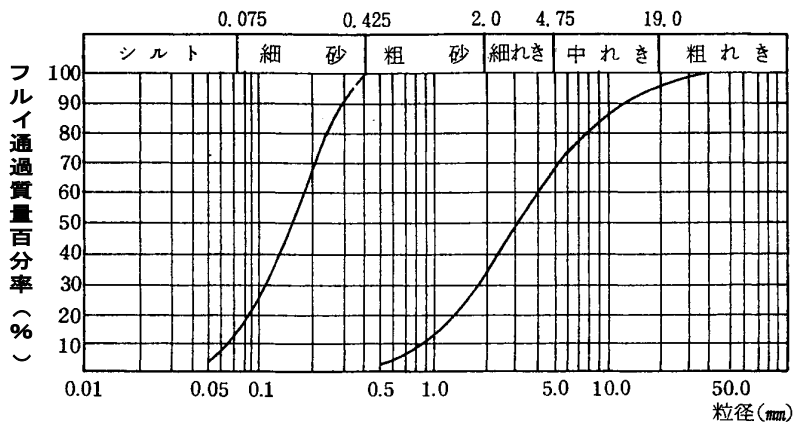


図2-1 使用砂の粒径加積曲線

2. 本条第1項以外の工事で使用する砂の品質及び形状寸法は、**設計図書**の定めによるものとする。
3. 受注者は、施工に先立ち試験成績表及び産地を明示した書類を監督職員に**提出**し、**承諾**を得なければならない。
4. 砂の代替としてスラグ類（鉄鋼スラグ、非鉄スラグ、熔融スラグ等）を使用する場合は、「港湾・空港等整備におけるリサイクルガイドライン(改訂)（令和5年10月）」を参考にするものとし、「コンクリート用骨材又は道路用等のスラグ類に化学物質評価方法を導入する指針に関する検討会総合報告書（経済産業省産業技術環境局 平成24年3月）」に示された循環資材の主な用途に対する環境安全品質と環境安全形式検査方法」の「地盤改良工、土工」の基準を満足する試験成績表を監督職員に**提出**し、**承諾**を得なければならない。

2-4-3 砂利、碎石

1. 工事に使用する砂利、碎石の品質及び形状寸法は、**設計図書**の定めによるものとする。
2. 受注者は、施工に先立ち試験成績表及び産地を明示した書類を監督職員に**提出**し、**承諾**を得なければならない。

3. 砂利・碎石の代替としてスラグ類（鉄鋼スラグ、非鉄スラグ、熔融スラグ等）を使用する場合は、「港湾・空港等整備におけるリサイクルガイドライン(改訂)（令和5年10月）」を参考にするとし、「コンクリート用骨材又は道路用等のスラグ類に化学物質評価方法を導入する指針に関する検討会総合報告書（経済産業省産業技術環境局 平成24年3月）」に示された環境資材の主な用途に対する環境安全品質と環境安全形式検査方法の「土工」の基準を満足する試験成績表を監督職員に**提出**し、**承諾**を得なければならない。

2-4-4 石

1. 工事に使用する石は、「JIS A 5006 割ぐり石」に適合しなければならない。なお、JISに規定する割ぐり石の原石には、「これらに準じる岩石」として鉄鋼スラグ水和固化体製人工石材（以下、「人工石材」と称する。）を含むものとする。ただし、軟石は使用してはならない。
2. 石は、扁平細長でなく、風化凍壊の恐れのないものでなければならない。
3. 石の比重及び規格等は、**設計図書**の定めによるものとする。
4. 受注者は、施工に先立ち石の比重の試験成績表及び産地を明示した書類を監督職員に**提出**し、**承諾**を得なければならない。

なお、準硬石及び人工石材を使用する場合は、**設計図書**の定めによる基準を満足する試験成績表を監督職員に**提出**し、**承諾**を得なければならない。

5. **設計図書**の定めにより、鉄鋼スラグ水和固化体製人工石材を使用する場合は、「港湾・空港等整備におけるリサイクルガイドライン(改訂)（令和5年10月）」を参考にするとし、「コンクリート用骨材又は道路用等のスラグ類に化学物質評価方法を導入する指針に関する検討会総合報告書（経済産業省産業技術環境局 平成24年3月）」に示された循環資材の主な用途に対する環境安全品質と環境安全形式検査方法の「基礎工、本体工、被覆・根固・消波工、裏込・裏埋工（港湾工事）」の基準を満足する試験成績表を監督職員に**提出**し、**承諾**を得なければならない。

第5節 骨 材

2-5-1 一般事項

道路用碎石、コンクリート用碎石及びコンクリート用スラグ骨材は、以下の規格に適合しなければならない。

JIS A 5001 「道路用碎石」

JIS A 5308 「レディーミクストコンクリート 附属書A レディーミクスト

コンクリート用骨材」

JIS A 5005 「コンクリート用砕石及び砕砂」

JIS A 5011-1 「コンクリート用スラグ骨材（高炉スラグ骨材）」

JIS A 5011-2 「コンクリート用スラグ骨材（フェロニッケルスラグ骨材）」

JIS A 5011-3 「コンクリート用スラグ骨材（銅スラグ骨材）」

JIS A 5011-4 「コンクリート用スラグ骨材（電気炉酸化スラグ骨材）」

JIS A 5011-5 「コンクリート用スラグ骨材（石炭ガス化スラグ骨材）」

JIS A 5015 「道路用鉄鋼スラグ」

JIS A 5021 「コンクリート用再生骨材H」

なお、骨材の代替としてスラグ類を（鉄鋼スラグ、非鉄スラグ、熔融スラグ等）を使用する場合は、「港湾・空港等整備におけるリサイクルガイドライン（改訂）（令和5年10月）」を参考にするものとし、「コンクリート用骨材又は道路用等のスラブ類に化学物質評価方法を導入する指針に関する検討会総合報告書（経済産業省産業技術環境局 平成24年3月）」に示された循環資材の主な用途に対する環境安全品質と環境安全形式検査方法」の「コンクリート工、コンクリート製品又は舗装工」の基準を満足する試験成績表を監督職員に**提出**し、**承諾**を得なければならない。

2-5-2 セメントコンクリート用骨材

1. 粗骨材の最大寸法は、**設計図書**の定めによるものとする。
2. 細骨材及び粗骨材の粒度分布は、「表2-1 細骨材及び粗骨材の粒度の範囲」によらなければならない。

表2-1 細骨材及び粗骨材の粒度の範囲

骨材の種類		ふるいを通るものの質量百分率 %													
		ふるいの呼び寸法 mm													
		50	40	30	25	20	15	10	5	2.5	1.2	0.6	0.3	0.15	
砂利	最大寸法 mm	40	100	95~100			35~70		10~30	0~5					
		25			100	95~100		30~70		0~10	0~5				
		20				100	90~100		20~55	0~10	0~5				
砂								100	90~100	80~100	50~90	25~65	10~35	2~10	

注1) 高炉スラグ粗骨材は、ふるいの呼び寸法 2.5mmは適用しない。

注2) 砕砂及び高炉スラグ砕砂は、ふるいの呼び寸法 0.15mmは、ふるいを通るものの質量百分率を2～15%とすることができる。

表2-2 砂利及び砂の品質

品 質 項 目	砂 利	砂
粘土塊量 %	0.25以下	1.0 以下
微粒分量試験で失われる量 %	1.0 以下	3.0 以下
有機不純物	—	標準色液の色よりも濃くないこと
塩化物量 %	—	0.04以下

- (1) 「表2-2 砂利及び砂の品質」の表中、微粒分量試験で失われる量(砂3.0%以下)は、コンクリートの表面がすりへり作用を受けない場合は、5.0%以下とすることができる。また、石炭、亜炭等で比重1.95の液体に浮くもの(砂、0.5%以下)は、コンクリートの外観が特に重要でない場合、5.0%以下とすることができる。
- (2) 「表2-2 砂利及び砂の品質」の表中、粘土塊の試験に用いる材料は、「JIS A 1103 骨材の微粒分量試験方法」による骨材の微粒分量試験の試験後に、ふるいに残存したものから採取しなければならない。
- (3) 「表2-2 砂利及び砂の品質」の表中、塩化物量は絶乾質量に対し、NaCl換算した値である。
- (4) JIS A 5005及びJIS A 5011-1、JIS A 5011-2、JIS A 5011-3及びJIS A 5011-4の中で、細骨材として砕砂、高炉スラグ細骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材、電気炉酸化スラグを使用する場合、微粒分量試験で失われる量の限度はそれぞれ次によることができる。
 舗装版及びコンクリートの表面がすりへり作用を受ける場合：5.0%
 その他の場合：7.0%
- (5) JIS A 5011-1の中で「高炉スラグ粗骨材」(L、N)のうち、Lが使用できるのは「耐凍害性が重要視されず、かつ、設計基準強度が21N/mm²未満」の場合に限る。
3. 細骨材に海砂を使用する場合は、第1編2-17-1一般事項に示すコンクリートの全塩化物イオン量の許容値を満足するように水洗いしなければならない

ない。

4. 化学的・物理的に不安定な骨材は、使用してはならない。ただし、やむを得ずこれを使用する場合、施工に先立ち**設計図書**に関して監督職員の**承諾**を得なければならない。
5. 骨材の試験方法は、「表2-3骨材の試験方法」によらなければならない。

表2-3 骨材の試験方法

試 験 項 目	試 験 方 法
粒 度	JIS A 1102
比 重 及 び 吸 水 量	細骨材は、JIS A 1109 粗骨材は、JIS A 1110
粘 土 塊 含 有 量	JIS A 1137
微 粒 分 量 試 験 で 失 わ れ る 量	JIS A 1103
有 機 不 純 物 の 量	JIS A 1105
安 定 性 (耐 久 性)	JIS A 1122
海 砂 の 塩 分 含 有 量	JIS A 5308 付属書A JIS A 5002
す り へ り 減 量	JIS A 1121
骨材のアルカリシリカ反応性試験 (化 学 法)	JIS A 1145
骨材のアルカリシリカ反応性試験 (モ ル タ ル バ ー 法)	JIS A 1146

2-5-3 路盤材

1. 下層路盤（粒状路盤）及び上層路盤（粒度調整路盤）に使用する材料は、次によらなければならない。
 - (1) 下層路盤材料の種類及び品質は、**設計図書**の定めによるものとする。
また、最大粒径は、**設計図書**に定めのない場合 50mm以下とすることができる。
 - (2) 上層路盤材料の種類及び品質は、**設計図書**の定めによるものとする。
また、最大粒径は、**設計図書**に定めのない場合 40mm以下とすることができる。
 - (3) 上層路盤の粒度調整路盤材料は、「表2-4 粒度調整路盤材料の粒度分

布」に示す範囲でなければならない。

- (4) 碎石及び切込碎石は、「JIS A 5001 道路用碎石」に適合しなければならない。
- (5) スラグは、「JIS A 5015 道路用鉄鋼スラグ」に適合しなければならない。

表 2 - 4 粒度調整路盤材料の粒度分布

ふるい目の開き	ふるいを通るものの質量百分率 (%)		
	最大25mmの場合	最大30mmの場合	最大40mmの場合
53 mm	—	—	100
37.5 mm	—	100	95～100
31.5 mm	100	95～100	—
26.5 mm	95～100	—	—
19 mm	—	60～90	60～90
13.2 mm	55～85	—	—
4.75mm	30～65	30～65	30～65
2.36mm	20～50	20～50	20～50
425 μ m	10～30	10～30	10～30
75 μ m	2～10	2～10	2～10

- 2. 受注者は、**設計図書**に定めのある場合、再生材料を使用しなければならない。

2-5-4 アスファルトコンクリート用骨材

- 1. 工事に使用する骨材の種類及び最大粒径は、**設計図書**の定めによるものとする。
- 2. 骨材の粒度分布は、「表 2 - 5 骨材の粒度分布」に示す範囲でなければならない。

表2-5 骨材の粒度分布

混合物の種類	① 粗粒度 アスファルト 混合物	② 密粒度 アスファルト 混合物		③ 細粒度 アスファルト 混合物	④ 密粒度 ギャップ アスファルト 混合物	⑤ 密粒度 アスファルト 混合物		⑥ 細粒度 ギャップ アスファルト 混合物	⑦ 細粒度 アスファルト 混合物	⑧ 密粒度 ギャップ アスファルト 混合物	⑨ 開粒度 アスファルト 混合物
	(20)	(20)	(13)	(13)	(13)	(20F)	(13F)	(13F)	(13F)	(13F)	(13)
仕上り厚 (cm)	4~6	4~6	3~5	3~5	3~5	4~6	3~5	3~5	3~4	3~5	3~4
最大粒径 (mm)	20	20	13	13	13	20	13	13	13	13	13
通過 質量 百分率 %	26.5 mm 19 mm 13.2 mm 4.75 mm 2.36 mm 600 μm 300 μm 150 μm 75 μm	100 95~100 70~90 35~55 20~35 11~23 5~16 4~12 2~7	100 95~100 95~100 45~65 35~50 18~30 10~21 6~16 4~8	100 95~100 95~100 65~80 50~65 25~40 12~27 8~20 4~10	100 95~100 95~100 35~55 30~45 20~40 15~30 5~15 4~10	100 95~100 75~95 40~60 40~60 25~45 16~33 8~21 6~11	100 100 95~100 52~72 40~60 25~45 16~33 8~21 6~11	100 100 95~100 60~80 45~65 40~60 20~45 10~25 8~13	100 100 95~100 75~90 65~80 40~65 20~45 15~30 8~15	100 100 95~100 45~65 30~45 25~40 20~40 10~25 8~12	100 95~100 23~45 15~30 8~20 4~15 4~10 2~7

- 粗骨材及び細骨材は、十分な硬度及び耐久性を有し、ごみ、泥、有機物等の有害物を含んではならない。
- スクリーニングスは、「JIS A 5001 道路用砕石」に適合しなければならない。
- 受注者は、**設計図書**に定めのある場合、再生材料を使用しなければならない。

2-5-5 フィラー

- フィラーは、石灰岩、火成岩等を粉砕したもので、充分乾燥し、固まりもなく 200℃に熱しても変質しないものでなければならない。なお、石灰石のフィラーを使用する場合は、「JIS A 5008 舗装用石灰石粉」に適合しなければならない。
- フィラーの粒度は、「表2-6 フィラーの粒度分布」に示す値でなければならない。
- フィラーに含まれる水分は、1%以下とする。
- フィラーの比重は、2.6以上とする。

表2-6 フィラーの粒度分布

粒 度	ふるい目 (μm)	ふるい通過質量百分率 (%)
	600	100
150	90以上	
75	70以上	

2-5-6 安定処理路盤材

セメント及び加熱アスファルト安定処理路盤に使用する材料は、**設計図書**の定めによるものとする。

第6節 木 材

2-6-1 一般事項

工事に使用する木材は、有害な腐れ、割れ等の欠陥のないものでなければならない。

第7節 鋼 材

2-7-1 一般事項

1. 工事に使用する鋼材は、さび、腐れ等変質のないものでなければならない。
2. 受注者は、鋼材をじんあいや油類等で汚損しないようにするとともにシート等で腐食対策をしなければならない。

2-7-2 鋼矢板及び鋼杭

1. 鋼矢板及び鋼杭は、以下の規格に適合しなければならない。
 JIS A 5523 「溶接用熱間圧延鋼矢板」
 JIS A 5525 「鋼管ぐい」
 JIS A 5526 「H形鋼ぐい」
 JIS A 5528 「熱間圧延鋼矢板」
 JIS A 5530 「鋼管矢板」
2. 鋼矢板及び鋼杭の種類、材質及び形状寸法は、**設計図書**の定めによるものとする。

2-7-3 鋼板及び形鋼等

鋼板及び形鋼は、以下の規格に適合しなければならない。

JIS G 3101 「一般構造用圧延鋼材」

JIS G 3192 「熱間圧延形鋼の形状、寸法、質量及びその許容差」

JIS G 3193 「熱間圧延鋼板及び鋼帯の形状、寸法、質量及びその許容差」

JIS G 3194 「熱間圧延平鋼の形状、寸法、質量及びその許容差」

2-7-4 棒 鋼

1. 工事に使用する鉄筋の種類、材質及び形状寸法は**設計図書**の定めによるものとする。

2. 普通棒鋼及び異形棒鋼は、以下の規格に適合しなければならない。

JIS G 3101 「一般構造用圧延鋼材」

JIS G 3112 「鉄筋コンクリート用棒鋼」

JIS G 3117 「鉄筋コンクリート用再生棒鋼」

JIS G 3191

「熱間圧延棒鋼及びバーインコイルの形状、寸法、質量及びその許容差」

2-7-5 控 工

1. 腹 起 し

(1) 腹起し（付属品を含む。）の材質及び形状寸法は、**設計図書**の定めによるものとする。

(2) 鋼板及び形鋼は、「JIS G 3101 一般構造用圧延鋼材」に適合しなければならない。

2. タイロッド

(1) タイロッドの材質及び形状寸法は、**設計図書**の定めによるものとする。

なお、受注者は、製作に先立ちタイロッド及び付属品の**図面**を監督職員に**提出**しなければならない。

(2) 高張力鋼は、「表 2-7 高張力鋼の機械的性質」に適合しなければならない。

(3) 高張力鋼以外の鋼材は、「JIS G 3101 一般構造用圧延鋼材の3及び4」に適合しなければならない。

(4) タイロッドの製造方法は、アブセット方法によらなければならない。

(5) タイロッドの本体と付属品の各部材を組み合わせた場合の引張強度は、本体の棒径部の引張強度の規格値以上でなければならない。

表2-7 高張力鋼の機械的性質

種類	降伏点応力 N/mm ²	引張強度 N/mm ²	伸び %
高張力鋼 490	325以上	490以上	22以上
〃 590	390以上	590以上	21以上
〃 690	440以上	690以上	19以上
〃 740	540以上	740以上	17以上

注) 応力度は特性値を示す

3. タイワイヤー

- (1) タイワイヤーの材質、形状寸法及び引張強度は、**設計図書**の定めによるものとする。
- (2) 受注者は、製作に先立ち、種類、呼び名、ヤング係数、断面積、単位質量、破断強度、降伏点応力等の規格値を監督職員に**提出**し、**承諾**を得なければならない。
- (3) タイワイヤーの化学成分は、「JIS G 3502 ピアノ線材」又は「JIS G 3506 硬鋼線材」に適合しなければならない。
- (4) タイワイヤーの機械的性質は、「JIS G 3536 PC鋼線及びPC鋼より線」又は「JIS G 3521 硬鋼線」に適合しなければならない。
- (5) 本体の鋼材は、被覆材を用いて、連続して防せい（鍍）加工を行わなければならない。
- (6) 定着具付近の被覆材は、定着具とラップし、かつ、十分な水密性を保たなければならない。
- (7) 定着具の先端は、端部栓等を用いて、十分な水密性を保たなければならない。
- (8) 定着具は、ナット締めでなければならない。なお、ねじ切り長さに余裕を持ち、取り付ける際に長さの調節が可能なものを用いなければならない。
- (9) 受注者は、付属品の製作に先立ち、**図面**を監督職員に**提出**しなければならない。
- (10) タイワイヤーの本体及び定着具を組み合わせた引張強度は、本体の鋼線部の引張強度の規格値以上でなければならない。

4. 支保材の種類及び形状寸法は、**設計図書**の定めによるものとする。

2-7-6 コンクリート舗装用鋼材

1. ダウエルバーは、「JIS G 3112 鉄筋コンクリート用棒鋼 (SR235)」又は「JIS G 3101 一般構造用圧延鋼材 (SS400)」に適合しなければならない。
なお、形状寸法は、**設計図書**の定めによるものとする。
2. タイバーは、「JIS G 3112 鉄筋コンクリート用棒鋼 (SD295A)」に適合しなければならない。なお、形状寸法は、**設計図書**の定めによるものとする。
3. チェアーは、「JIS G 3112 鉄筋コンクリート用棒鋼 (SR235, SD295A)」又は「JIS G 3117 鉄筋コンクリート用再生棒鋼 (SRR235, SDR295)」に適合しなければならない。なお、形状寸法は、**設計図書**の定めによるものとする。
4. クロスバーは、「JIS G 3112 鉄筋コンクリート用棒鋼 (SD295A)」又は「JIS G 3117 鉄筋コンクリート用再生棒鋼 (SDR295)」に適合しなければならない。なお、形状寸法は、**設計図書**の定めによるものとする。
5. 鉄網は、「JIS G 3551 溶接金網及び鉄筋格子」に適合しなければならない。なお、形状寸法は、**設計図書**の定めによるものとする。

第8節 セメント及び混和材料

2-8-1 セメント

1. 工事に使用するセメントの種類は、**設計図書**の定めによるものとする。
2. セメントは、次の規格に適合しなければならない。

JIS R 5210 「ポルトランドセメント」

JIS R 5211 「高炉セメント」

JIS R 5212 「シリカセメント」

JIS R 5213 「フライアッシュセメント」

JIS R 5214 「エコセメント」

2-8-2 混和材料

1. 工事に使用する混和材料の種類は、**設計図書**の定めによるものとする。
2. 混和材のフライアッシュは、「JIS A 6201 コンクリート用フライアッシュ」に適合しなければならない。
3. 混和材の高炉スラグ微粉末は、「JIS A 6206 コンクリート用高炉スラグ微粉末」に適合しなければならない。
4. 混和材のコンクリート用膨張材は、「JIS A 6202 コンクリート用膨張材」に適合しなければならない。
5. 混和剤のAE剤、減水剤、AE減水剤及び高性能AE減水剤は、「JIS A

6204 コンクリート用化学混和剤」に適合しなければならない。

6. 混和材料は、貯蔵中に分離、変質したものを使用してはならない。

2-8-3 コンクリート用水

1. コンクリートに使用する水は、油、酸、塩類、有機不純物、懸濁物等、コンクリート及び鋼材の品質に悪影響を及ぼす有害な物質を含んではならない。
2. 海水は、鉄筋コンクリートの練混ぜ水として使用してはならない。ただし、やむを得ず無筋コンクリートの練混ぜ水として使用する場合は、施工に先立ち**設計図書**に関して監督職員の**承諾**を得なければならない。

第9節 セメントコンクリート製品

2-9-1 一般事項

1. セメントコンクリート製品は、有害なひび割れ等損傷のないものでなければならない。
2. セメントコンクリート中の塩化物含有量は、コンクリート中に含まれる塩化物イオン (Cl^-)の総量で表すものとし、練混ぜ時の全塩化物イオン量は 0.30kg/m^3 以下とする。なお、これを超えるものを使用する場合は、**設計図書**に関して監督職員の**承諾**を得なければならない。
3. 受注者は、セメントコンクリート製品の使用にあたって「アルカリ骨材反応抑制対策について」（国土交通省大臣官房技術参事官通達、平成14年7月31日）及び「アルカリ骨材反応抑制対策について」の運用について（国土交通省港湾局環境・技術課長通達、平成14年7月31日）を遵守し、アルカリ骨材反応抑制対策の適合を**確認**し、**確認**した資料を監督職員に**提出**しなければならない。
4. セメントコンクリート製品は次の規格に適合しなければならない。

JIS A 5361

「プレキャストコンクリート製品－種類、製品の呼び方及び表示の通則」

JIS A 5364 「プレキャストコンクリート製品－材料及び製造方法の通則」

JIS A 5365 「プレキャストコンクリート製品－検査方法通則」

JIS A 5371 「プレキャスト無筋コンクリート製品」

JIS A 5372 「プレキャスト鉄筋コンクリート製品」

JIS A 5373 「プレキャストプレストレストコンクリート製品」

第10節 瀝青材料

2-10-1 舗装用アスファルト材

1. 舗装用石油アスファルトは、「JIS K 2207 石油アスファルト」に規定するストレートアスファルトに適合しなければならない。なお、アスファルトの針入度及び使用量の範囲は**設計図書**の定めによるものとする。
2. 受注者は、**設計図書**に定めのある場合、再生材料を使用しなければならない。

2-10-2 プライムコート及びタックコート

プライムコート及びタックコートに使用する石油アスファルト乳剤は、「JIS K 2208 石油アスファルト乳剤」に適合するもので、プライムコートは PK-3、タックコートは PK-4とし、使用量は**設計図書**の定めによるものとする。

第11節 芝・樹木等

2-11-1 一般事項

1. 土壌は育成に適したものとし、有害な粘土、瓦礫、ごみ、雑草、ささ根等の混入及び病害虫等に侵されていないものでなければならない。
2. 肥料の種類及び配合は、**設計図書**の定めによるものとする。
3. 土壌改良剤、養生剤は、**設計図書**の定めによるものとする。

2-11-2 芝及び種子

1. 芝は、土付生芝とし、雑草の混入が少ない短葉で、根筋が繁茂し、枯死する恐れがないものでなければならない。
2. 使用する芝の種類は、**設計図書**の定めによるものとする。
3. 種子の種類、品質及び配合は、**設計図書**の定めによるものとする。

2-11-3 植木等

1. 樹木は、病害虫のないもので、根が良く発達し、樹形の整った生育良好なものとしなければならない。なお、受注者は、樹木は移植又は根回しを行った細根の多い栽培品としなければならない。
2. 樹木の種類、樹高、根張り幅、幹周り及び株立本数は、**設計図書**の定めによるものとする。
3. つる性植物及び竹類は、**設計図書**の定めによるものとする。
4. 支柱、その他の材料の種類及び形状寸法は、**設計図書**の定めによるものとする。

第12節 目地材料

2-12-1 目地材

工事に使用する目地材の材質及び形状は、**設計図書**の定めによるものとする。

2-12-2 コンクリート舗装用目地材

1. 目地材は、次によらなければならない。

(1) 目地材は、コンクリート版の膨張収縮によく追従するものでなければならない。

(2) 目地材の種類及び形状寸法は、**設計図書**の定めによるものとする。

2. 注入目地材は、加熱注入式高弾性タイプでコンクリート版の膨張収縮時の追従性、コンクリートとの付着性、不水性、不透水性、不流動性、耐衝撃性及び耐久性の優れたものとしなければならない。

第13節 防食材料

2-13-1 アルミニウム合金陽極

1. 電気防食は、アルミニウム合金陽極を使用した流電陽極方式によらなければならない。

2. 防食電流密度及び耐用年数は、**設計図書**の定めによるものとする。

3. 陽極の陽極電位（閉路電位）は、 $-1,050\text{mV}$ 以下（vs 飽和甘こう電極（SCE））、発生電気量は $2,600\text{A}\cdot\text{h}/\text{kg}$ 以上とする。なお、受注者は、試験成績表を事前に監督職員に**提出**しなければならない。

2-13-2 防食塗装

防食塗装の種類及び品質は、**設計図書**の定めによるものとする。

2-13-3 被覆防食材料

1. 被覆防食の種類及び品質は、**設計図書**の定めによるものとする。

2. モルタル被覆に使用する材料は、次によらなければならない。

(1) コンクリートを使用する場合のコンクリートの強度は、**設計図書**の定めによるものとする。

(2) モルタル及びコンクリートの品質は、**設計図書**の定めによるものとする。

(3) スタッドジベル等の規格及び品質は、**設計図書**の定めによるものとする。

(4) モルタル被覆に使用する型枠は、次によらなければならない。

① 型枠は、**図面**に定める被覆防食の形状寸法を正確に確保しなければならない。

② 保護カバーとして残す工法に使用する型枠は、気密性が高く耐食性のす

ぐれた材質のものとする。なお、材質は、事前に監督職員の**承諾**を得なければならない。

- (5) 受注者は、施工に先立ちペトロラタム被覆の保護カバーの材質について、監督職員の**承諾**を得なければならない。

第14節 防舷材

2-14-1 ゴム防舷材

1. 防舷材に使用するゴムは、次によるものとする。
 - (1) ゴムは、カーボンブラック又はホワイトカーボン配合の天然若しくは合成ゴム又はこれらを混合した加硫物でなければならない。
 - (2) ゴムは、耐老化性、耐海水性、耐オゾン性、耐磨耗性等を有しなければならない。
 - (3) ゴムは、均質で、異物の混入、気泡、きず、き裂及びその他有害な欠点がないものでなければならない。
2. 取付用鉄板内蔵型防舷材は、鉄板とゴム本体部を、強固に加硫接着し、鉄板が露出しないようゴムで被覆しなければならない。
3. ゴムの物質的性質は、次によらなければならない。
 - (1) ゴムの物理的性質は、「表2-8 ゴムの物理的性質」の規格に適合しなければならない。「表2-8 ゴムの物理的性質」によりがたい場合は、**設計図書**の定めによるものとする。
 - (2) 物理試験は、「表2-8 ゴムの物理的性質」の試験項目を「JIS K 6250 ゴム—物理試験方法通則」「JIS K 6251 加硫ゴム及び熱可塑性ゴム—引張特性の求め方」「JIS K 6253-3 加硫ゴム及び熱可塑性ゴム—硬さの求め方—(デュロメータ硬さ)」「JIS K 6257 加硫ゴム及び熱可塑性ゴム—熱老化特性の求め方」「JIS K 6259-1 加硫ゴム及び熱可塑性ゴム—耐オゾン性の求め方(静的オゾン劣化試験及び動的オゾン劣化試験)」によって行わなければならない。なお、硬さ、老化及び耐オゾン性試験は、次の方法によらなければならない。

硬さ試験(JIS K 6253-3)

デュロメータ硬さ試験(タイプA)

老化試験(JIS K 6257)

促進老化試験(AA-2)

試験温度 : 70±1℃

試験時間 : 96⁺⁰/₋₂ 時間

耐オゾン性試験(JIS K 6259-1) オゾン濃度：50±5pphm
 試験温度 : 40±2℃
 試験時間 : 72時間
 伸 度 : 20±2%伸長

表2-8 ゴムの物理的性質

試験項目		基準値	試験規格
促進	引張強さ	加熱前値の80%以上	JIS K 6251
老化	伸 び	加熱前値の80%以上	JIS K 6251
試験	硬 さ	加熱前値の+8を越えないこと	JIS K 6253-3
耐オゾン性	静的オゾン劣化	72時間後に目視で、き裂発生がないこと	JIS K 6259-1

4. ゴム防舷材の耐久性は、次の性能を有するものとする。耐久性を有することについて、受注者は、ゴム防舷材耐久性証明事業を実施する機関の証明書を事前に監督職員に**提出**し、**承諾**を得なければならない。

耐久性：市販されている形状・性能等が同等な最小サイズ以上の防舷材を用い、最大150秒間でメーカーの定める標準歪率まで3,000回の繰り返し圧縮試験を実施してもクラックや欠陥がないこと。

5. ゴム防舷材の性能試験における試験環境については、ゴム防舷材試験環境証明事業を実施する機関の証明書を事前に監督職員に提出し、承諾を得なければならない。

試験環境証明では次の項目における確認結果を提出するものとする。

(1) 静的圧縮試験設備

標準操作手順書等の操作関連書類、ソフトウェアやハードウェアの使用や検定関連書類、データ不正防止関連書類、恒温施設・圧縮試験機・計測機器・コンピューターシステム等の能力と健全性

(2) 静的圧縮試験記録

試験記録の管理状況・健全性の検証

(3) 物理特性試験

試験機と試験手法のJIS規格適合性

※ゴム防舷材試験環境証明書が必要となるため、移行期間として令和7年3月31日までは従前どおり港湾工事共通仕様書（令和5年3月）によることができるものとする。

6. 防舷材の取付金具の種類、材質及び形状寸法は、**設計図書**の定めによるものとする。

第15節 係船柱

2-15-1 係船柱

1. 係船柱及び付属品の材質は、「表2-9 係船柱及び付属品の材質」の規格に適合しなければならない。
5. 頭部穴あき型係船柱の中詰コンクリートは、上部コンクリートと同品質でなければならない。

表2-9 係船柱及び付属品の材質

名 称	材 質
係船柱本体	JIS G 5101 SC450
アンカーボルト	JIS G 3101 SS400
六角ナット	JIS B 1181 並3級、4T
平座金	JIS B 1256 並丸、鋼
アンカー板	JIS G 3101 SS400 又は JIS G 5101 SC450

第16節 車止め・縁金物

2-16-1 車止め・縁金物

1. 車止め・縁金物の材質、形状寸法及び配置は、**設計図書**の定めによるものとする。
2. 鋼 製
- (1) 車止め及び付属品の材質は、「JIS G 3101 一般構造用圧延鋼材(SS400)」に適合しなければならない。なお、材質は、「表2-10 車止め及び付属品の材質規格」に示すものでなければならない。
- (2) コンクリートは、上部コンクリートと同品質のものでなければならない。
- (3) 塗料について、新設の場合は、第1編5-17-4 車止・縁金物工、第1編5-23-2 維持塗装工の規定によるものとする。なお、これにより難い

場合は、監督職員の**承諾**を得なければならない。

表2-10 車止め及び付属品の材質規格

名 称	規 格
車 止 め	JIS G 3193 鋼板
ア ン グ ル	JIS G 3192 等辺山形鋼
基 礎 ボ ル ト	JIS B 1178 J形
六 角 ナ ッ ト	JIS B 1181 並3、7H、4T

3. その他

鋼製以外の車止めは、**設計図書**の定めによるものとする。

第17節 マット

2-17-1 アスファルトマット

1. マットの厚さ、強度、補強材及びアスファルト合材の配合は、**設計図書**の定めによるものとする。
2. 吊上げ用ワイヤーロープは、脱油処理されたものとし、滑り止め金具を取り付けなければならない。
3. 受注者は、製作に先立ち、アスファルト合材の配合報告書を監督職員に**提出**し、**承諾**を得なければならない。

2-17-2 繊維系マット

繊維系マットは、耐腐食性に富むものでなければならない。また、マットの厚さ、伸び、引裂、引張強度及び縫製部の引張強度は、**設計図書**の定めによるものとする。

2-17-3 合成樹脂系マット

合成樹脂系マットは、耐腐食性に富むものでなければならない。また、マットの厚さ、伸び、引裂、引張強度及び構造は、**設計図書**の定めによるものとする。

2-17-4 ゴムマット

ゴムマットは、耐腐食性に富むものでなければならない。また、マットの厚さ、硬度、伸び、引裂、引張強度及び構造は、**設計図書**の定めによるものとする。

第18節 コンクリート

2-18-1 一般事項

1. 受注者はコンクリートの使用にあたって「アルカリ骨材反応抑制対策について（国土交通省大臣官房技術参事官通達、平成14年7月31日）」及び「アルカリ骨材反応抑制対策について」の運用について（国土交通省港湾局環境・技術課長通達、平成14年7月31日）」を遵守し、アルカリ骨材反応抑制対策の適合を**確認**し、確認した資料を監督職員に**提出**しなければならない。
2. 受注者は、コンクリートの使用にあたって、以下に示す許容塩化物量以下のコンクリートを使用しなければならない。
 - (1) コンクリート中の塩化物含有量は、コンクリート中に含まれる塩化物イオン（ Cl^- ）の総量で表すものとする。
 - (2) 練混ぜ時におけるコンクリート中の全塩化物イオン量は、 $0.30\text{kg}/\text{m}^3$ 以下とする。

2-18-2 レディーミクストコンクリート

1. コンクリートの種類及び品質は、**設計図書**の定めによるものとする。
2. 受注者は、コンクリートの製造に先立ち、配合計画書を監督職員に**提出**しなければならない。

2-18-3 コンクリートミキサー船

1. コンクリートの品質又は配合の指定事項は、**設計図書**の定めによるものとする。
2. 受注者は、施工に先立ち指定事項に基づき示方配合を定めなければならない。また、配合計画書を監督職員に**提出**し、**承諾**を得なければならない。
3. 受注者は、試験練りの実施について、監督職員が**指示**した場合、試験練りを行い、その試験結果を監督職員に**提出**しなければならない。

2-18-4 現場練りコンクリート

1. コンクリートは、規定の強度、耐久性、水密性及び鋼材を保護する性能等を持ち、品質のばらつきの少ないものでなければならない。
2. コンクリートの品質又は配合の指定事項は、**設計図書**の定めによるものとする。
3. 受注者は、施工に先立ち指定事項に基づき示方配合を定めなければならない。また、配合計画書を監督職員に**提出**し、**承諾**を得なければならない。
4. 受注者は、試験練りの実施について、監督職員が**指示**した場合、試験練り

を行い、その試験結果を監督職員に**提出**しなければならない。

2-18-5 暑中コンクリート

1. コンクリートの種類及び品質は、第1編2-17-2レディーミクストコンクリート、第1編2-17-3コンクリートミキサー船及び第1編2-17-4現場練りコンクリートの規定によるものとする。
2. コンクリートに使用する各材料の貯蔵温度は、できるだけ低くなるようにしなければならない。
3. 減水剤及びAE減水剤は、「JIS A 6204 コンクリート用化学混和剤」に適合する遅延形を標準とする。ただし、受注者は、高性能減水剤等の特殊な混和剤を使用する場合、事前に**設計図書**に関して監督職員の**承諾**を得なければならない。
4. 遅延剤及び流動化剤等を使用する場合は、土木学会JSCE-D101によるものとし、遅延剤を使用する場合には使用したコンクリートの品質を**確認**し、その使用方法添加量等について施工計画書に記載しなければならない。
5. 受注者は、所要の強度及びワーカビリティが得られる範囲内で、単位水量及び単位セメント量をできるだけ少なくしなければならない。

2-18-6 寒中コンクリート

1. コンクリートの種類及び品質は、第1編2-17-2レディーミクストコンクリート、第1編2-17-3コンクリートミキサー船及び第1編2-17-4現場練りコンクリートの規定によるものとする。
2. 受注者は、骨材が凍結又は氷雪の混入している状態のものを使用してはならない。
3. 受注者は、材料を加熱する場合、セメントを直接加熱せず水又は骨材を加熱しなければならない。骨材の加熱方法は、一様な温度で、かつ、過度に乾燥しない方法でなければならない。
4. 受注者は、高性能減水剤、高性能AE減水剤、防凍・耐寒剤などの特殊な混和剤を使用する場合、事前に**設計図書**に関して監督職員の**承諾**を得なければならない。
5. 受注者は、寒中コンクリートに、AEコンクリートを使用しなければならない。
6. 受注者は、初期凍害を防止するため、所要のワーカビリティが保てる範囲内で、単位水量を低減したコンクリートの配合設計をしなければならない。

2-18-7 水中コンクリート

コンクリートの種類及び品質は、第1編2-17-2レディーミクストコンクリート、第1編2-17-3コンクリートミキサー船及び第1編2-17-4現場練りコンクリートの規定によるものとする。

2-18-8 袋詰コンクリート

1. コンクリートの種類及び品質は、第1編2-17-2レディーミクストコンクリート、第1編2-17-3コンクリートミキサー船及び第1編2-17-4現場練りコンクリートの規定によるものとする。
2. 使用する袋の材質及び大きさは**設計図書**の定めによるものとする。
3. 受注者は、有害物の付着した袋を使用してはならない。

2-18-9 水中不分離性コンクリート

1. 水中不分離性混和剤は、土木学会規準「コンクリート用水中不分離性混和剤品質規格」（以下「品質規格」という。）に適合しなければならない。

なお、受注者は、「品質規格」以外の混和剤を使用する場合、混和剤が「品質規格」の許容値を満足する品質であることを**確認**し、施工に先立ち**設計図書**に関して監督職員の**承諾**を得なければならない。

2. 混和剤

- (1) 減水剤及びAE減水剤は、「JIS A 6204 コンクリート用化学混和剤」に適合、かつ、水中不分離性混和剤と併用してコンクリートに悪影響を及ぼさないものでなければならない。
- (2) 高性能減水剤は、土木学会規準「コンクリート用流動化剤品質基準」に適合し、かつ、水中不分離性混和剤と併用してもコンクリートに悪影響を及ぼさないものでなければならない。
- (3) 受注者は、(1)及び(2)以外の混和剤を使用する場合、混和剤の品質を**確認**し、使用方法を十分に検討のうえ**設計図書**に関して監督職員の**承諾**を得なければならない。

3. 混和材

- (1) フライアッシュは、「JIS A 6201 コンクリート用フライアッシュ」に適合しなければならない。
- (2) 高炉スラグ微粉末は、「JIS A 6206 コンクリート用高炉スラグ微粉末」に適合しなければならない。
- (3) 受注者は、(1)及び(2)以外の混和材を使用する場合、混和材の品質を**確認**し、使用方法を十分に検討のうえ**設計図書**に関して監督職員の**承諾**を得なければならない。

4. 設計基準強度、スランプフロー及び粗骨材の最大寸法は、**設計図書**の定めによるものとする。
5. 受注者は、コンクリートが所要の水中不分離性、強度、流動性及び耐久性を持つように、水中不分離性コンクリートの配合を試験によって定め、監督職員の**承諾**を得なければならない。
6. 受注者は、設計基準強度及びコンクリートの品質の変動を考慮し、水中不分離性コンクリートの配合強度を定めなければならない。
7. 試験練り
 - (1) 受注者は、施工に先立ち工事で使用する材料を用い、水中不分離性コンクリートの試験練りを実施しなければならない。
 - (2) 受注者は、試験練りで次の項目を測定しなければならない。
 - ① 練上り状態
 - ② スランプフロー
 - ③ 空気量
 - ④ コンクリート温度
 - ⑤ 圧縮強度及び水中気中強度比

2-18-10 プレパックドコンクリート

1. 注入モルタルは、規定の流動性を有し、材料の分離が少なく、かつ、規定の強度、耐久性及び水密性及び鋼材を保護する性能を有するコンクリートが得られるものでなければならない。
2. 細骨材の粒度分布は、「表2-11細骨材の粒度の規定」によるものとし、粗粒率は、1.4～2.2の範囲とする。

表2-11 細骨材の粒度の規定

ふるいの呼び寸法 (mm)	ふるいを通るものの質量百分率 (%)
2.5	100
1.2	90～100
0.6	60～80
0.3	20～50
0.15	5～30

3. 細骨材の粗粒率が、注入モルタルの配合を定めた場合の粗粒率に比べて

- 0.1以上の変化を生じた場合は、配合を変えなければならない。
4. 粗骨材の最小寸法は 15mmとし、最大寸法は、**設計図書**の定めによるものとする。
5. 注入モルタルの示方配合は、**設計図書**の定めによるものとする。
6. 受注者は、事前に現場配合書を監督職員に**提出**し、**承諾**を得なければならない。

2-18-11 コンクリート舗装

1. コンクリートの強度は、**設計図書**の定めによるものとする。
2. コンクリートの品質は、**設計図書**に定めのない場合、次によるものとする。
- (1) 粗骨材の最大寸法は、40mmとする。
- (2) スランプは、2.5cm又は沈下度 30秒とする。ただし、受注者は、やむを得ず手仕上げ又は簡易な機械による施工を行う場合、**設計図書**に関して監督職員の**承諾**を得てスランプ 6.5cmを使用できる。
- (3) 空気量は、4.5%とする。

第19節 アスファルトコンクリート

2-19-1 アスファルト舗装

1. エプロン舗装に使用する加熱アスファルト混合物は、「表2-12マーシャル試験に対する表層及び基層の基準値」に示す基準値に適合しなければならない。なお、突固め回数75回の欄は、設計荷重のタイヤ接地圧が 0.7MPa以上、若しくは大型交通が特に多くわだち掘れが生じる場合に適用する。

表2-12 マーシャル試験に対する表層及び基層の基準値

用 途	表 層 用		基 層 用	
	50回	75回	50回	75回
マーシャル安定試験 突 固 め 回 数				
マーシャル安定度 (kN)	4.90 以上	8.80 以上	4.90 以上	8.80 以上
フ ロー 値 (1/100cm)	20~40	20~40	15~40	15~40
空 隙 率 (%)	3~5	2~5	3~6	3~6
飽 和 度 (%)	75~85	75~85	65~80	65~85

2. 道路舗装に使用する加熱アスファルト混合物のマーシャル試験に対する基

準値は、**設計図書**の定めによるものとする。

3. 受注者は、加熱アスファルト混合物の粒度及びアスファルト量の決定にあたっては、設計配合を行い監督職員に**提出**し、**承諾**を得なければならない。

ただし、これまでの実績(過去1年以内にプラントから生産され使用した)がある配合設計の場合、又は舗装撤去復旧等簡易なものの場合には、これまでの実績又は定期試験による配合設計書を監督職員が**承諾**した場合に限り、配合設計を省略することができる。また、アスファルト混合物事前審査制度の事前審査で認定された加熱アスファルトを使用する場合は、事前に認定書(認定証、混合物総括表)の写しを監督職員に**提出**し、**承諾**を得なければならない。この場合、アスファルト混合物及び混合物の材料に関する配合設計、試験成績表の**提出**は省略できる。

4. 受注者は、舗設に先立ち、本条第3項の配合設計により、加熱アスファルト混合物のアスファルト量を決定した場合の混合物について混合所で試験練りを行わなければならない。試験練りの結果が表2-12に示す基準値と照合して基準値を満足しない場合には、骨材粒度又はアスファルト量の修正を行わなければならない。

ただし、これまでに製造実績のある混合物の場合、又は舗装撤去復旧等簡易なものの場合には、これまでの実績(過去1年以内にプラントから生産され使用した)又は、定期試験による試験練り結果報告書を監督職員が**承諾**した場合に限り、試験練りを省略することができる。また、アスファルト混合物事前審査委員会の事前審査で認定された加熱アスファルトの使用を監督職員が**承諾**した場合は、試験練りを省略することができる。

5. 加熱アスファルト混合の基準密度は、現場配合により、製造した最初の1～2日間の混合物から、午前、午後、各々3個の供試体を作成し、次式により求めた供試体の密度の平均値とする。なお、受注者は、基準密度の決定について、監督職員の**承諾**を得なければならない。

ただし、これまでの実績により基準密度が求められている場合、又は舗装撤去復旧等簡易なものの場合、事前に監督職員の**承諾**を得て、基準密度の試験を省略することができる。

$$\text{密度 (g/cm}^3\text{)} = \frac{\text{乾燥供試体の空中質量 (g)}}{\text{供試体の表乾質量 (g) - 供試体の水中質量 (g)}} \times \text{常温の水の密度 (g/cm}^3\text{)}$$

第20節 その他

2-20-1 ペーパードレーン

1. ドレーン用ペーパー、プラスチックボード等のドレーン材の品質及び形状寸法は、**設計図書**の定めによるものとする。
2. 受注者は、施工に先立ちドレーン材の試験成績表を監督職員に**提出し、承諾**を得なければならない。

2-20-2 路盤紙

路盤紙の品質及び形状寸法は、**設計図書**の定めによるものとする。

2-20-3 防砂目地板（裏込・裏埋工）

防砂目地板の材料及び品質は、**設計図書**の定めによるものとする。

2-20-4 区画線及び道路標示

1. トラフィックペイントは、「JIS K 5665 路面標示用塗料」に適合しなければならない。ガラスビーズは「JIS R 3301 路面標示塗料用ガラスビーズ」に適合しなければならない。
2. 使用する塗料の種類及び使用量は、**設計図書**の定めによるものとする。

2-20-5 道路標識

1. 標識板は、次によらなければならない。
 - (1) アルミニウムの標識板は、「JIS H 4000 アルミニウム及びアルミニウム合金の板及び条」に適合しなければならない。
 - (2) 合成樹脂の標識板の品質は、**設計図書**の定めによるものとする。
2. 支柱は、次によらなければならない。
 - (1) 使用する材料の種類は、**設計図書**の定めによるものとする。
 - (2) 鋼管は、「JIS G 3444 一般構造用炭素鋼管」に適合し、溶融亜鉛めっきを施したうえで耐候性及び密着性の良好な塗料を塗布したものでなければならない。
3. 取付金具及び補強材は、次によらなければならない。
 - (1) アルミニウム合金の標識板に使用する取付金具及び補強材は、「JIS H 4100 アルミニウム及びアルミニウム合金の押出形材」に適合しなければならない。
 - (2) 鋼材は、表面に十分防錆処理を施さなければならない。
4. 標識に使用する反射材は、「JIS Z 9117 再帰性反射材」に適合しなければならない。

2-20-6 防護柵

1. 材料は、「表2-13防護柵の規格」の規格に適合し、形式は**設計図書**の定めによるものとする。
2. 塗装仕上げをする防護柵の材料は、次によらなければならない。
 - (1) 鋼製ビーム、ブラケット、支柱及びその他の部材（ケーブルを除く。）は、成形加工後、溶融亜鉛めっき法により亜鉛めっきを施し、その上に工場にて仕上げ塗装を行わなければならない。なお、この場合、めっき面に磷酸塩処理等の下地処理を行わなければならない。
 - (2) 亜鉛の付着量は、「JIS G 3302 溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯」の 275 g/m^2 以上でなければならない。
 - (3) 仕上げ塗装は、熱硬化性アクリル樹脂塗料とする。また、塗膜厚は最小 $20 \mu\text{m}$ でなければならない。
 - (4) ガードケーブルのロープの亜鉛付着量は、素線に対し 300 g/m^2 以上でなければならない。
 - (5) 支柱の亜鉛めっき及び仕上げ塗装は、(1)、(2)及び(3)を適用しなければならない。ただし、埋め込み部分は、亜鉛めっき後、黒ワニス又はこれと同等以上のものを使用して内外面とも塗装を行わなければならない。
 - (6) 塗装仕上げをする場合のボルト、ナット、索端金具及び継手は、(1)、(2)及び(3)を適用し、溶融亜鉛めっきを施さなければならない。
3. 塗装仕上げを行わない防護柵の材料は、次によらなければならない。
 - (1) 鋼製ビーム、ブラケット、支柱及びその他の部材（ケーブルは除く。）は、成形加工後、溶融亜鉛めっきを施したものを使用しなければならない。
 - (2) 亜鉛の付着量は、ビーム、ブラケット及び支柱の場合、「JIS H 8641 溶融亜鉛めっき2種 (HDZ55)」の 550 g/m^2 （片面の付着量）以上とし、その他部材（ケーブルは除く。）の場合は、同じく2種 (HDZ35) の 350 g/m^2 （片面の付着量）以上でなければならない。
 - (3) 板厚が 3.0mm 以下のビーム等は、塗装しなければならない。
 - (4) ガードケーブルのロープの亜鉛付着量は、素線に対し 300 g/m^2 以上でなければならない。

表2-13 防護柵の規格

形式 部材	ガードレール	ガードケーブル	ガードパイプ
ビーム	JIS G 3101 JIS G 3454		
ケーブル		JIS G 3525 ケーブルの径は18mm 構造は3×7G/0と する。 なお、ケーブル1 本当りの破断強度は 160kN以上とする。	
パイプ			JIS G 3444 STK400
支柱	JIS G 3444 JIS G 3466	JIS G 3444 STK400	JIS G 3444
ブラケット	JIS G 3101 SS400	JIS G 3101 SS400	JIS G 3101 SS400
継手			JIS G 3101 SS400 JIS G 3444 STK400
索端金具		ソケットはケーブル と調整ネジを取付け た状態でケーブルの 1本当りの破断強度 以上の強さを持つも のとする。	
ボルト ナット	JIS B 1180 JIS B 1181 ブラケット取付用ボ ルト（ネジの呼びM 20）は4.6とし、ビ ーム継手用及び取付 用ボルト（ネジの呼 びM16）は6.8とす る。	JIS B 1180 JIS B 1181 ブラケット取付用ボ ルト（ネジの呼びM 12）及びケーブル取 付用ボルト（ネジの 呼びM10）は4.6と する。	JIS B 1180 JIS B 1181 ブラケット取付用ボ ルト（ネジの呼びM 16）は4.6とし、継 手用ボルト（ネジの 呼びM16、M14）は 6.8とする。

2-20-7 溶接材

溶接材料は、「JIS Z 3211 軟鋼、高張力鋼及び低温用鋼用アーク溶接棒」「JIS Z 3312 軟鋼、高張力鋼及び低温用鋼用のマグ溶接及びミグ溶接ソリッドワイヤ」「JIS Z 3313 軟鋼、高張力鋼及び低温用鋼用アーク溶接フラックス入りワイヤ」「JIS Z 3351 炭素鋼及び低合金鋼用サブマージアーク溶接ソリッドワイヤ」及び「JIS Z 3352 サブマージアーク溶接用フラックス」の規格に適合したものを選定し、被覆のはがれ、割れ、汚れ、吸湿及び著しいさび、ブローホール及びのど厚並びにサイズの過不足等、溶接に有害な欠陥の無いものでなければならない。

また、溶接部の品質管理方法は、JIS Z 3104 鋼溶接継手の放射線透過試験方法又はJIS Z 2343-1, 2, 3, 4, 5, 6 非破壊試験－浸透探傷試験（第1部：一般通則：浸透探傷試験方法及び浸透指示模様のカテゴリ、第2部：浸透探傷剤の試験、第3部：対比試験片、第4部：装置、第5部：50℃を超える温度での浸透探傷試験、第6部：10℃より低い温度での浸透探傷試験）又はJIS Z 3060 鋼溶接部の超音波探傷試験方法、ゲージ測定等により確認するものとし、試験成績表（検査証明書）を監督職員に**提出**するものとする。

なお、品質規格及び測定頻度は、**特記仕様書**の記載によるものとする。

2-20-8 ガス切断材

切断に使用する酸素ガス及び溶解アセチレンは、「JIS K 1101 酸素」及び「JIS K 1902 溶解アセチレン」の規格に適合しなければならない。

2-20-9 汚濁防止膜

1. 受注者は、耐腐食性に富むカーテンを選定し、施工に先立ち監督職員に資料を**提出**し、**設計図書**に関して監督職員の**承諾**を得なければならない。なお、**設計図書**に品質が指定されている場合は、それに従わなければならない。
2. 受注者は、施工に先立ち汚濁防止膜の構造図を監督職員に**提出**し、**承諾**を得なければならない。

第3章 共通仮設

第1節 適 用

1. 本章は、各工事において共通的に使用する汚濁防止膜工について適用するものとする。
2. 本章に特に定めのない事項については、第1編第2章材料の規定によるものとする。

第2節 汚濁防止膜工

3-2-1 一般事項

本節は、汚濁防止膜工として水質汚濁防止膜の設置・管理・撤去について定めるものとする。

3-2-2 水質汚濁防止膜

1. 受注者は、**設計図書**の定めにより、水質汚濁防止膜を設置するものとする。
2. 受注者は、汚濁防止膜の設置及び撤去時期を事前に監督職員に**通知**しなければならない。
3. 受注者は、**設計図書**の定めにより、汚濁防止膜の枠方式を使用するものとする。
4. 受注者は、**設計図書**の定めにより、汚濁防止膜に灯浮標又は標識灯を設置するものとする。
5. 受注者は、汚濁防止膜の設置期間中は適切な保守管理を行わなければならない。なお、受注者は、**設計図書**に保守管理の定めがある場合は、それに従わなければならない。

第4章 無筋・鉄筋コンクリート

第1節 適用

1. 本章は、無筋・鉄筋コンクリート構造物、プレストレストコンクリート構造物に使用するコンクリート、鉄筋、型枠等の施工その他これらに類する事項について適用するものとする。
2. 本章に特に定めのない事項については、第1編第2章材料の規定によるものとする。

第2節 適用すべき諸基準

受注者は、**設計図書**において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と**設計図書**に相違がある場合は、原則として**設計図書**の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に**確認**を求めなければならない。

- 土木学会 コンクリート標準示方書【施工編】
 - 土木学会 コンクリート標準示方書【設計編】
 - 土木学会 コンクリート標準示方書【維持管理編】
 - 土木学会 コンクリート標準示方書【規準編】
- 注) 制定された最新のものを使用すること。

土木学会規準および関連規準

国土交通省

港湾及び海岸保全施設のコンクリート構造物の耐久性確保について

(平成20年3月31日 国港技第92号、国港技監第71号、国港海第398号)

国土交通省

「港湾及び海岸保全施設のコンクリート構造物の耐久性確保について」の運用について

(平成20年3月31日 国港技第93号、国港技監第72号、国港海第399号)

国土交通省 アルカリ骨材反応抑制対策について

(平成14年7月31日 国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号)

国土交通省 「アルカリ骨材反応抑制対策について」の運用について

(平成14年7月31日 国官技第113号、国港環第36号、国空建第79号)

国土交通省 レディーミクストコンクリートの品質確保について

(平成15年10月15日 国港建第124号)

運輸省 コンクリート中の塩化物総量規制について(改正)

(平成4年3月31日 港技第43号、港災第344号)

土木学会 鉄筋定着・継手指針【2007年版】

第3節 レディーミクストコンクリート

4-3-1 一般事項

本節は、レディーミクストコンクリートの製造に関する一般的事項を取り扱うものとする。なお、本節に規定していない製造に関する事項は、「JIS A 5308 レディーミクストコンクリート」を適用する。

4-3-2 工場の選定

1. 受注者は、レディーミクストコンクリートを用いる場合には、JISマーク表示認定工場又は、JISマーク表示認証工場（産業標準化法（令和4年6月改正法律68号）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により認証を受けた工場）で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士等）が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場（全国品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場等）から選定し、「JIS A 5308 レディーミクストコンクリート」に適合するものを用いなければならない。これ以外の場合は、本条第3、4項の規定によるものとする。
2. 受注者はJISマーク表示認証工場で製造された「JIS A 5308 レディーミクストコンクリート」により粗骨材の最大寸法、空気量、スランプ、水セメント比及び呼び強度等が指定されるレディーミクストコンクリートについては、製造会社の材料試験結果、配合の決定に関する確認資料を整備・保管し、監督職員の請求があった場合は、遅滞なく提示するとともに、検査時に**提出**しなければならない。
3. 受注者は、JISマーク表示認証工場が工事現場近くに見当たらない場合は、使用する工場について、**設計図書**に指定したコンクリートの品質が得られることを**確認**のうえ、その資料により監督職員の**確認**を得なければならない。
なお、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士等）が常駐しており、

配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場から選定しなくてはならない。

4. 受注者は、JISマーク表示認証工場でない工場で製造されたレディーミクストコンクリート及びJISマーク表示認証工場であっても「JIS A 5308 レディーミクストコンクリート」以外のレディーミクストコンクリートを用いる場合は、**設計図書**及び第1編4-5-3材料の計量及び練混ぜ、配合に臨場するとともに製造会社の材料試験結果、配合の決定に関する確認資料により監督職員の**確認**を得なければならない。
5. 受注者は、レディーミクストコンクリートの品質を確かめるための検査を「JIS A 5308 レディーミクストコンクリート」により実施しなければならない。なお、生産者等に検査のため試験を代行させる場合は受注者がその試験に臨場しなければならない。また、現場練りコンクリートについても、これに準ずるものとする。

第4節 コンクリートミキサー船

4-4-1 一般事項

本節は、コンクリートミキサー船によりコンクリートを製造することに関する一般的事項を取り扱うものとする。なお、本節に規定していない製造に関する事項は、「JIS A 5308 レディーミクストコンクリート」を準用するものとする。

4-4-2 コンクリートミキサー船の選定

受注者は、施工に先立ちコンクリート製造能力、製造設備、品質管理状態等を考慮してコンクリートミキサー船を選定し、監督職員の**承諾**を得なければならない。

第5節 現場練りコンクリート

4-5-1 一般事項

本節は、現場練りコンクリートの製造に関する一般的事項を取り扱うものとする。

4-5-2 材料の貯蔵

1. 受注者は、防湿性のあるサイロに、セメントを貯蔵しなければならない。また、貯蔵中にわずかでも固まったセメントは使用してはならない。
2. 受注者は、ごみ、その他不純物が混入しない構造の容器又は防湿性のある

サイロ等に、混和材料を分離、変質しないように貯蔵しなければならない。
また、貯蔵中に分離、変質した混和材料を使用してはならない。

3. 受注者は、ごみ、泥、その他の異物が混入しないよう、かつ、大小粒が分離しないように、排水設備の整った貯蔵施設に骨材を貯蔵しなければならない。

4-5-3 材料の計量及び練混ぜ

1. 計量装置

- (1) 各材料の計量方法及び計量装置は、工事に適し、かつ、各材料を規定の計量誤差内で計量できるものとする。なお、受注者は、施工に先立ち各材料の計量方法及び計量装置について、監督職員の**承諾**を得なければならない。
- (2) 受注者は、工事開始前及び工事中、定期的に各材料の計量装置を点検し、調整しなければならない。

2. 材料の計量

- (1) 計量は、現場配合によって行わなければならない。また、骨材の表面水率の試験は、「JIS A 1111 細骨材の表面水率試験方法」若しくは「JIS A 1125 骨材の含水率試験方法及び含水率に基づく表面水率の試験方法」又は監督職員の**承諾**を得た方法によらなければならない。なお、骨材が乾燥している場合の有効吸水率の値は、骨材を適切な時間吸水させて求めなければならない。
- (2) 受注者は、第1編2-17-4現場練りコンクリートで定めた示方配合を現場配合に修正した内容をその都度、監督職員に**通知**しなければならない。
- (3) 計量誤差は、1回計量分に対し、「表4-1 計量の許容誤差」の値以下とする。

表4-1 計量の許容誤差

材 料 の 種 類	許容誤差 (%)
水	1
セメント	1
骨材	3
混和材	2※
混和剤	3

※高炉スラグ微粉末の場合は、1 (%)以内

(4) 連続ミキサを使用する場合、各材料は容積計量してよいものとする。

その計量誤差は、ミキサの容量によって定められる規定の時間当たりの計量分を質量に換算して、「表4-1 計量の許容誤差」の値以下とする。

なお、受注者は、ミキサの種類、練混ぜ時間などに基づき、規定の時間当たりの計量分を適切に定めなければならない。

(5) 材料の計量値は、自動記録装置により記録しなければならない。

3. 練 混 ぜ

(1) 受注者は、コンクリートの練混ぜに際し、可傾式又は強制練りバッチミキサ及び連続ミキサを使用するものとする。

(2) 受注者は、ミキサの練混ぜ試験を、「JIS A 1119 ミキサで練り混ぜたコンクリート中のモルタルの差及び粗骨材量の差の試験方法」及び土木学会規準「連続ミキサの練混ぜ性能試験方法」により行わなければならない。

(3) 受注者は、「JIS A 8603-1 コンクリートミキサ（用語及び仕様項目）」に適合するか、又は同等以上の性能を有するミキサを使用しなければならない。

(4) 受注者は、練混ぜ時間を試験によって定めなければならない。なお、試験を行わない場合、受注者は、施工に先立ち練混ぜ時間について、監督職員の**承諾**を得なければならない。

(5) 練混ぜは、あらかじめ定めた練混ぜ時間の3倍以内で、行わなければならない。

(6) 受注者は、ミキサ内のコンクリートを排出し終わった後にミキサ内に新たに材料を投入しなければならない。

(7) 受注者は、使用の前後にミキサを清掃しなければならない。

(8) ミキサは、練上げコンクリートを排出するときに材料の分離を起こさない構造でなければならない。

(9) 受注者は、連続ミキサを用いる場合、練混ぜ開始後、最初に排出されるコンクリートを用いてはならない。なお、この場合の廃棄するコンクリート量は、ミキサ部の容積以上とする。

(10) 受注者は、コンクリートを手練りにより練り混ぜる場合は、水密性が確保された練り台の上で行わなければならない。

第6節 運搬打設工

4-6-1 一般事項

本節は、コンクリートの運搬及び打設工に関する一般的事項を取り扱うものとする。

4-6-2 準 備

1. 受注者は、コンクリート打設が潮待ち作業となる場合、打設に要する時間と潮位の関係を十分に把握し、施工しなければならない。
2. 受注者は、レディーミクストコンクリートの運搬に先立ち、搬入間隔、経路、荷下し場所等の状況を把握しておかなければならない。
3. 受注者は、打設に先立ち、打設場所を清掃し、鉄筋を正しい位置に固定しなければならない。また、コンクリートと接して吸水の恐れのあるところは、あらかじめ湿らせておかなければならない。

4-6-3 運 搬

1. 受注者は、コンクリート練混ぜ後、速やかに運搬しなければならない。
2. 受注者は、材料の分離その他コンクリートの品質を損なうことのないように、コンクリートを運搬しなければならない。

4-6-4 打 設

1. 受注者は、コンクリートを速やかに運搬し、直ちに打込み、十分に締固めなければならない。練混ぜてから打ち終わるまでの時間は、原則として外気温が 25℃を超える場合で 1.5時間、25℃以下の場合で 2時間を超えないものとする。これ以外で施工する可能性がある場合は、**設計図書**に関して監督職員の**承諾**を得なければならない。なお、この時間中、コンクリートを日光、風雨等に対し保護しなければならない。
2. 受注者は、コンクリートの打設作業中、型枠のずれ、浮上り、目地材の離れ及び鉄筋の配置を乱さないように注意しなければならない。
3. 受注者は、コンクリートポンプを使用する場合、土木学会規準「コンクリートのポンプ施工指針」により施工しなければならない。
4. 受注者は、ベルトコンベヤを使用する場合、適切な速度で十分容量のある機種を選定し、終端にはバッフルプレート及びシュートを設け、材料が分離しない構造のものとしなければならない。なお、配置にあたっては、コンクリートの横移動ができるだけ少なくなるようにしなければならない。
5. 受注者は、バケット及びスキップを使用する場合、コンクリートに振動を与えないよう適切な処置を講じなければならない。また、排出口は、排出時

に材料が分離しない構造のものとしなければならない。

6. 受注者は、打設にシュートを使用する場合には縦シュートを用いるものとし、漏斗管、フレキシブルなホース等により、自由に曲がる構造のものを選定しなければならない。なお、これにより難しい場合は、事前に監督職員の**承諾**を得なければならない。
7. 受注者は、打設したコンクリートを型枠内で横移動させてはならない。
8. 受注者は、一区画内のコンクリートの一層を打設が完了するまで連続して打設しなければならない。
9. 受注者は、コンクリートの表面が一区画内でほぼ水平となるように打設しなければならない。なお、締固め能力等を考慮して、コンクリート打設の1層の高さを定めなければならない。
10. 受注者は、型枠が高い場合、材料の分離を防ぎ、上部の鉄筋及び型枠にコンクリートが付着して硬化するのを防ぐため、次のいずれかの方法により打設しなければならない。
 - (1) 型枠に投入口を設ける。
 - (2) 縦シュートを使用する。
 - (3) ポンプ配管の吐出口を打設面まで下げる。

この場合、シュート、ポンプ配管、バケット、ホッパー等の吐出口と打設面までの高さは1.5m以下とする。なお、困難な場合は、**設計図書**に関して監督職員の**承諾**を得て打設高さを1.5m以上とすることができる。

11. 受注者は、型枠に接して露出面となるコンクリートを、完全なモルタルの表面が得られるように打設し、締固めなければならない。
12. 受注者は、コンクリートの打上りに伴い、不要となったスペーサを可能なかぎり取除かなければならない。
13. 受注者は、コンクリートの打設中、表面にブリーディング水が生じた場合、適切な方法でこれを取除きながらコンクリートを打設しなければならない。
14. 受注者は、コンクリートを2層以上に分けて打設する場合、上層のコンクリートは、下層のコンクリートが固まり始めるまでに打設しなければならない。

4-6-5 締固め

1. 受注者は、コンクリートの締固めに際し、バイブレーターを用いなければならない。なお、薄い壁等バイブレーターの使用が困難な場所には、型枠振動機を使用しなければならない。

2. 受注者は、コンクリートが鉄筋の周囲及び型枠のすみずみに行き渡るように打設し、速やかにコンクリートを十分締め固めなければならない。
3. 受注者は、コンクリートを2層以上に分けて打設する場合、パイプレータを下層のコンクリート中に10cm程度挿入し、上層と下層が一体となるように入念に締め固めなければならない。

4-6-6 沈下ひびわれに対する処置

1. 受注者は、スラブ又は梁のコンクリートが壁又は柱のコンクリートと連続している構造の場合、沈下、ひび割れを防止するため、壁又は柱のコンクリートの沈下がほぼ終了してからスラブ又は梁のコンクリートを打設しなければならない。また、張出し部分を持つ構造物の場合も、前記と同様にして施工しなければならない。
2. 受注者は、沈下ひびわれが発生した場合、直ちにタンピングを行い、これを消さなければならない。

4-6-7 打継目

1. 打継目の位置及び構造は、図面の定めによるものとする。ただし、受注者は、やむを得ず**図面**で定められていない場所に打継目を設ける場合、構造物の強度、耐久性及び外観を害しないように、その位置、方向及び施工方法を定め、事前に**設計図書**に関して監督職員の**承諾**を得なければならない。受注者は、打継目を設ける場合には、せん断力の小さい位置に設け、打継面を部材の圧縮力の作用する方向と直角になるようにしなければならない。やむを得ず、せん断力の大きい位置に打継目を設ける場合には、打継目にほぞ、又は溝を作るか、適切な鋼材を配置して、これを補強しなければならない。
2. 受注者は、硬化したコンクリートに新しくコンクリートを打ち継ぐ場合、硬化したコンクリートの表面のレイタンス、表皮等を取り除き、打継面を粗にし十分吸水させ打設しなければならない。打継処理材を用いる場合は、**設計図書**に関して監督職員の**承諾**を得なければならない。また、監督職員が**指示**した場合は、コンクリート中のモルタルと同程度の配合のモルタル等でコンクリートの表面を処理しなければならない。なお、受注者は、打設前に型枠を強固に締め直さなければならない。
3. 目地の施工は、**設計図書**の定めによるものとする。

4-6-8 表面仕上げ

受注者は、型枠に接しない仕上げ面の締め固めを終わり、ほぼ規定の高さ及び形に均したコンクリートの上面は、しみ出た水がなくなるか又は上面の水を取

り除いた後でなければ仕上げてはならない。仕上げには、木ごて、金ごて等を用いなければならない。また、粗面仕上げを行う場合には、ほうき等を用いなければならない。

4-6-9 養生

1. 受注者は、コンクリート打設後一定期間を硬化に必要な温度及び湿度に保ち、有害な作用の影響を受けないよう、養生しなければならない。
2. 受注者は、コンクリートの露出面を養生マット、布等をぬらしたもので、これを覆うか又は散水、湛水を行い湿潤状態を保たなければならない。
3. 受注者は、施工に先立ち養生方法及び日数について、監督職員の承諾を得なければならない。

第7節 暑中コンクリート

4-7-1 一般事項

本節は、暑中コンクリートの施工に関する一般的事項を取り扱うものとする。また、本節に定めのない事項は、第1編第4章第3節レディーミクストコンクリート、第4節コンクリートミキサー船、第5節現場練りコンクリート及び第6節運搬打設工の規定によるものとする。

4-7-2 施工

1. 受注者は、日平均気温が25℃を超えることが予想されるときは、暑中コンクリートとしての施工を行わなければならない。
2. 受注者は、コンクリートの打設前に、地盤、型枠等のコンクリートから吸水する恐れのある部分は十分吸水させなければならない。また、型枠及び鉄筋等が直射日光を受けて高温になる恐れのある場合は、散水及び覆い等の適切な処置を講じなければならない。
3. 打設時のコンクリート温度は、35℃以下とする。
4. 受注者は、コンクリートの運搬時にコンクリートが乾燥したり、熱せられたりすることの少ない装置及び方法により運搬しなければならない。
5. 受注者は、コンクリートの練混ぜから打設終了までの時間は、1.5時間を超えてはならない。
6. 受注者は、コンクリートの打設をコールドジョイントが生じないように行わなければならない。

4-7-3 養生

1. 受注者は、コンクリートの打設を終了後、速やかに養生を開始し、コンク

リートの表面を乾燥から保護しなければならない。また、特に気温が高く湿度が低い場合には、打込み直後の急激な乾燥によってひび割れが生じることがあるので、直射日光、風等を防ぐために必要な処置を施さなければならない。

2. 受注者は、施工に先立ち養生方法及び日数について、監督職員の**承諾**を得なければならない。

第8節 寒中コンクリート

4-8-1 一般事項

本節は、日平均気温が4℃以下になる場合のコンクリートの施工に関する一般的事項を取り扱うものとする。なお、本節に定めのない事項は、第1編第4章第3節レディーミクストコンクリート、第4節コンクリートミキサー船、第5節現場練りコンクリート及び第6節運搬打設工の規定によるものとする。

4-8-2 施 工

1. 打設時のコンクリートの温度は、5～20℃としなければならない。
2. 受注者は、セメントの急結を防止するため、加熱した材料を用いる場合には、投入順序を定めなければならない。
3. 受注者は、鉄筋、型枠等に冰雪が付着した状態でコンクリートを打設してはならない。また、地盤が凍結している場合、これを溶かし、水分を十分に除去した後に打設しなければならない。
4. 受注者は、凍害を受けたコンクリートは除去しなければならない。
5. 受注者は、打設されたコンクリートの露出面を寒気に長時間さらしてはならない。

4-8-3 養 生

1. 受注者は、打設後、コンクリートの硬化に必要な温度及び湿度を保つように養生しなければならない。
2. 受注者は、打設後、凍結しないようコンクリートを十分に保護し、特に風を防がなければならない。なお、**設計図書**に特別な処置が指定されている場合は、それに従わなければならない。
3. 受注者は、コンクリートに給熱する場合、コンクリートが局部的に乾燥又は熱せられることのないようにしなければならない。また、保温養生終了後、コンクリート温度を急速に低下させてはならない。
4. 受注者は、施工に先立ち養生方法及び日数について、監督職員の**承諾**を得

なければならない。

第9節 コンクリートの品質管理

4-9-1 一般事項

1. 本節は、コンクリートの品質管理に関する一般的事項を取り扱うものとする。
2. 受注者は、コンクリートのスランプ、空気量、コンクリート温度、圧縮強度及び塩化物含有量の管理を荷下し地点で採取したコンクリートで行わなければならない。なお、これにより難い場合、事前に**設計図書**に関して監督職員の**承諾**を得なければならない。

4-9-2 試験方法

1. 受注者は、荷下し地点にてフレッシュコンクリートを試料採取しなければならない。その方法は、「JIS A 1115 フレッシュコンクリートの試料採取方法」によるものとする。
2. 受注者は、スランプ試験を次により行うものとする。
 - (1) 試験方法は、「JIS A 1101 コンクリートのスランプ試験方法」によるものとする。
 - (2) 試験は、圧縮強度供試体作成時に行わなければならない。
 - (3) 試験結果の規定値に対する許容範囲は、「表4-2 スランプの許容範囲」に示すとおりとする。

表4-2 スランプの許容範囲

スランプの区分	許容範囲
3 cm未満	± 1 cm
3 cm以上8 cm未満	± 1.5cm
8 cm以上18cm以下	± 2.5cm
18cmを超えるもの	± 1.5cm

3. 受注者は、空気量試験を次により行うものとする。
 - (1) 試験方法は、「JIS A 1116 フレッシュコンクリートの単位容積質量試験方法及び空気量の質量による試験方法（質量方法）」「JIS A 1118 フレッシュコンクリートの空気量の容積による試験方法（容積方法）」又は「JIS A 1128 フレッシュコンクリートの空気量の圧力による試験方法—

空気室圧力方法」のいずれかによらなければならない。

- (2) 試験は、圧縮強度供試体作成時に行わなければならない。
 - (3) 試験結果の規定値に対する許容範囲は、±1.5%とする。
4. 受注者は、コンクリート温度測定を次により行わなければならない。
- (1) コンクリート打設時のコンクリート温度は、5℃以上 35℃以下とする。
 - (2) 試験は、圧縮強度供試体作成時に行わなければならない。
5. 受注者は、圧縮強度試験を次により行うものとする。
- (1) 圧縮強度試験は、材令 28日の供試体で行うものとする。なお、やむを得ず材令 28日により難い場合は、**設計図書**に関して監督職員の**承諾**を得て、その他の材令で圧縮強度試験を行うことができるものとする。
 - (2) 試験方法は、「JIS A 1132 コンクリートの強度試験用供試体の作り方」及び「JIS A 1108 コンクリートの圧縮強度試験方法」によるものとする。
 - (3) 1回の試験結果は、同一試料で作った3個の供試体の平均値で表さなければならない。
 - (4) 試験頻度は、1日に1回とし、1日の打設量が 150m³を超える場合1日2回とする。ただし、同一配合の1日当り打設量が少量の場合は、監督職員の**承諾**を得て打設日数に関係なく 100m³ごとに1回とすることができる。
 - (5) 試験結果は、次の規定を満足しなければならない。
 - ① 1回の試験結果は、呼び強度（指定強度）の値の85%以上とする。
 - ② 3回の試験結果の平均値は、呼び強度（指定強度）の値以上とする。
6. コンクリート中の塩化物含有量の限度は、次のとおりとする。
- (1) コンクリート中の塩化物含有量は、コンクリート中に含まれる塩化物イオンの総量で表すものとする。
 - (2) 練混ぜ時におけるコンクリート中の全塩化物イオン量は、0.30kg/m³以下とする。
 - (3) 無筋コンクリートで用心鉄筋が入らない構造物は、全塩化物イオン量の制限はしないものとする。
7. 受注者は、塩化物含有量試験を次により行うものとする。
- (1) 試験方法は、「JIS A 1144 フレッシュコンクリート中の水の塩化物イオン濃度試験方法」又は監督職員の**承諾**を得て、その他の方法により行うことができる。
 - (2) 試験は、第1回コンクリート打設前及び使用材料変更後1回目打設前に、

生コンクリート製造場所又は荷下し場所で行うものとする。

8. 受注者は、コンクリート単位水量測定を次により行うものとする。

(1) 1日の使用量が 100m^3 以上の場合、単位水量の測定を実施しなければならない。

(2) 測定方法は、添付資料「レディーミクストコンクリート単位水量測定要領(案)」によるものとする。

第10節 鉄筋工

4-10-1 一般事項

1. 本節は、コンクリートに使用する鉄筋の加工及び組立てに関する一般的事項を取り扱うものとする。

2. 受注者は、施工前に、配筋図、鉄筋組立図及びかぶり詳細図により組立可能か、また、配力鉄筋及び組立筋を考慮したかぶりとなっているか照査し、不備を発見したときは監督職員にその事実が**確認**できる資料を書面により提出し**確認**を求めなければならない。

4-10-2 貯蔵

受注者は、鉄筋を直接地表に置くことを避け、倉庫内に貯蔵しなければならない。また、屋外に貯蔵する場合は、雨水等の侵入を防ぐためシート等で適切な覆いをしなければならない。

4-10-3 加工

1. 受注者は、鉄筋の材質を害さない方法で**図面**に示された形状及び寸法に加工するものとする。

2. 受注者は、鉄筋を常温で加工しなければならない。ただし、鉄筋をやむを得ず熱して加工するときには、既往の実績を調査し、現地において試験施工を行い、悪影響を及ぼさないことを**確認**した上で施工方法を定め、施工しなければならない。なお、調査・試験及び確認資料を整備・保管し、監督職員の請求があった場合は、遅滞なく**提示**するとともに検査時に**提出**しなければならない。

3. 受注者は、**図面**に鉄筋の曲げ半径が示されていない場合、土木学会「コンクリート標準示方書」【設計編】第13章鉄筋に関する構造細目の規定によらなければならない。

4. 受注者は、原則として曲げ加工した鉄筋を曲げ戻してはならない。

4-10-4 組立 て

1. 受注者は、組立てに先立ち、鉄筋を清掃し、浮きさび、その他鉄筋とコンクリートとの付着を害するものは、除去しなければならない。
2. 受注者は、**図面**に定めた位置に、鉄筋を配置し、コンクリート打設中に動かないよう十分堅固に組み立てなければならない。なお、必要に応じて**図面**に示されたもの以外の組立用鉄筋等を使用するものとする。また、**設計図書**に特別な組立用架台等が指定されている場合は、それに従うものとする。
3. 受注者は、鉄筋の交点の要所を、直径 0.8mm以上の焼なまし鉄線又は適当なクリップで緊結し、鉄筋が移動しないようにしなければならない。
4. 受注者は、設計で定める鉄筋かぶり厚を確保しなければならない。また、鉄筋のかぶりを保つよう、スペーサを設置する場合、スペーサは本体コンクリートと同等以上の品質のモルタル又はコンクリート製スペーサによるものとし、鉄筋と型枠の間隔を正しく保たなければならない。なお、これ以外のスペーサを使用する場合は、監督職員の**承諾**を得なければならない。
5. 受注者は、組み立てた鉄筋に泥、油等が付着している場合、それを除去しなければならない。
6. 受注者は、上層部の鉄筋の組立てを下層部のコンクリート打設後 24時間以上経過した後に行わなければならない。

4-10-5 継 手

1. 受注者は、**図面**に示されていない継手を設ける場合、事前に**設計図書**に関して監督職員の**承諾**を得なければならない。
2. 受注者は、鉄筋の継手は、重ね継手とし、直径 0.8mm以上の焼なまし鉄線により2か所以上緊結しなければならない。なお、**設計図書**の定めのある場合は、それに従うものとする。
3. 受注者は、**設計図書**に明示した場合を除き、継手を同一断面に集めてはならない。また、受注者は、継手を同一断面に集めないため、継手位置を軸方向に相互にずらす距離は、継手の長さに鉄筋直径の 25倍か断面高さのどちらか大きい方を加えた長さ以上としなければならない。

第11節 型枠及び支保工

4-11-1 一般事項

本節は、コンクリートの打設に必要な型枠及び支保工に関する一般的事項を取り扱うものとする。

4-11-2 構 造

1. 受注者は、型枠及び支保工をコンクリート構造物の位置及び形状寸法を正確に保つために十分な強度と安定性を持つ構造としなければならない。
2. 受注者は、特に定めのない場合はコンクリートのかどに面取りができる型枠を使用しなければならない。

4-11-3 組 立 て

1. 受注者は、型枠及び支保工をボルト及び棒鋼等の締付け材を使用し堅固に組み立てなければならない。なお、型枠を取り外した後、コンクリート表面にこれらの締付け材を残してはならない。
2. 受注者は、型枠内面にはく離剤の塗布又はこれに代わる表面処理等を行わなければならない。

4-11-4 取 外 し

1. 受注者は、型枠及び支保の取外しの時期及び順序について、**設計図書**に定められていない場合には、構造物と同じような状態で養生した供試体の圧縮強度をもとに、セメントの性質、コンクリートの配合、構造物の種類とその重要性、部材の種類及び大きさ、部材の受ける荷重、気温、天候、風通し等を考慮して、取外しの時期及び順序の計画を、施工計画書に記載しなければならない。
2. 受注者は、型枠の組立に使用した締付け材の穴及び壁つなぎの穴を、本体コンクリートと同等以上の品質を有するモルタル等で補修しなければならない。

第12節 水中コンクリート

4-12-1 一般事項

本節は、水中コンクリートの施工に関する一般的事項を取り扱うものとする。
なお、本節に定めのない事項は、第1編第4章第3節レディーミクストコンクリート、第4節コンクリートミキサー船、第5節現場練りコンクリート、第6節運搬打設工及び第11節型枠及び支保工の規定によるものとする。

4-12-2 施 工

1. 受注者は、コンクリートを静水中に打設しなければならない。これ以外の場合であっても、流速は 0.05m/s 以下でなければ打設してはならない。
2. 受注者は、コンクリートを水中落下させないようにし、かつ、打設開始時のコンクリートは水と直接接しないような工夫をしなければならない。

3. 受注者は、コンクリート打設中、その面を水平に保ちながら、規定の高さに達するまで連続して打設しなければならない。なお、やむを得ず打設を中止した場合は、そのコンクリートのレイタンスを完全に除かなければ次のコンクリートを打設してはならない。
4. 受注者は、レイタンスの発生を少なくするため、打設中のコンクリートをかきみださないようにしなければならない。
5. 受注者は、コンクリートが硬化するまで、水の流動を防がなければならない。なお、**設計図書**に特別の処置が指定されている場合は、それに従わなければならない。
6. 受注者は、水中コンクリートに使用する型枠について、仕上げの計画天端高が、水面より上にある場合は、海水面の高さ以上のところに、型枠の各面に水抜き穴を設けなければならない。
7. コンクリートは、ケーシング（コンクリートポンプとケーシングの併用方式）、トレミー又はコンクリートポンプを使用して打設しなければならない。これにより難しい場合は、**設計図書**に関して監督職員の**承諾**を得た代替工法で施工しなければならない。
8. ケーシング打設（コンクリートポンプとケーシングの併用方式）
 - (1) 受注者は、打込み開始にあたって、ケーシングの先端にプランジャーや鋼製蓋を装着し、その筒先を地盤に着地させ、ケーシングの安定や水密性を**確認**してから輸送管を通してコンクリートを打ち込まなければならない。
 - (2) 受注者は、コンクリート打込み中、輸送管を起重機船等で吊り上げている場合は、できるだけ船体の動揺を少なくしなければならない。
 - (3) 打込み時において、輸送管及びケーシングの先端は、常にコンクリート中に挿入しなければならない。
 - (4) 受注者は、打込み時のケーシング引き上げにあたって、既に打ち込まれたコンクリートをかき乱さないように垂直に引き上げなければならない。
 - (5) 受注者は、1本のケーシングで打ち込む面積について、コンクリートの水中流動距離を考慮して過大であってはならない。
 - (6) 受注者は、コンクリートの打継目をやむを得ず水中に設ける場合、旧コンクリート表層の材料分離を起こしているコンクリートを完全に除去してから新コンクリートを打ち込まなければならない。
9. トレミー打設

- (1) トレミーは、水密でコンクリートが自由落下できる大きさとし、打設中は常にコンクリートで満たさなければならない。また、トレミーは、打設中水平移動してはならない。
- (2) 受注者は、1本のトレミーで打ち込む面積について、コンクリートの水中流動距離を考慮して過大であってはならない。

10. コンクリートポンプ打設

- (1) コンクリートポンプの配管は、水密でなければならない。
- (2) 打込みの方法は、トレミーの場合に準じなければならない。

11. 受注者は、底開き箱及び底開き袋を使用してコンクリートを打設する場合、底開き箱及び底開き袋の底が打設面上に達した際、容易にコンクリートを吐き出しできる構造のものを用いるものとする。また、打設にあたっては、底開き箱及び底開き袋を静かに水中に降ろし、コンクリートを吐き出した後は、コンクリートから相当離れるまで徐々に引き上げるものとする。ただし、底開き箱又は底開き袋を使用する場合は、事前に監督職員の**承諾**を得なければならない。

4-12-3 品質管理

品質管理は、**設計図書**の定めによるものとする。

第13節 袋詰コンクリート

4-13-1 一般事項

本節は、袋詰コンクリートの施工に関する一般的事項を取り扱うものとする。なお、本節に定めのない事項は、第1編第4章12節水中コンクリートの規定によるものとする。

4-13-2 施 工

1. 受注者は、袋の容量の2/3程度にコンクリートを詰め、袋の口を確実に縛らなければならない。
2. 受注者は、袋を長手及び小口の層に交互に、1袋ずつ丁寧に積まなければならない。また、水中に投げ込んで서는ならない。

第14節 水中不分離性コンクリート

4-14-1 一般事項

本節は、水中コンクリート構造物に用いる水中不分離性コンクリートの施工に関する一般的事項を取り扱うものとする。なお、本節に定めのない事項は、

第1編第4章第3節レディーミクストコンクリート、第4節コンクリートミキサー船、第5節現場練りコンクリート、第10節鉄筋工及び第11節型枠及び支保工の規定によるものとする。

4-14-2 材料の貯蔵

材料の貯蔵は、第1編4-5-2材料の貯蔵の規定によるものとする。

4-14-3 コンクリートの製造

1. 受注者は、所要の品質の水中不分離性コンクリートを製造するため、コンクリートの各材料を正確に計量し、十分に練り混ぜるものとする。
2. 計量装置は、第1編4-5-3、1. 計量装置の規定によるものとする。
3. 材料の計量
 - (1) 受注者は、各材料を1バッチ分ずつ質量計量しなければならない。
ただし、水及び混和剤溶液は容積計量してもよいものとする。
 - (2) 計量誤差は、1バッチ計量分に対し、「表4-3計量の許容誤差(水中不分離性コンクリート)」の値以下とするものとする。

表4-3 計量の許容誤差(水中不分離性コンクリート)

材 料 の 種 類	許容誤差 (%)
水	1
セメント	1
骨材	3
混和材	2※
水中不分離性混和剤	3
混和剤	3

※高炉スラグ微粉末の場合は、1 (%)以内

4. 練混ぜ

- (1) 受注者は、レディーミクストコンクリートを用いる場合、本節によるほか、「JIS A 5308 レディーミクストコンクリート」に準じるものとする。
- (2) 受注者は、強制練りバッチミキサを用いてコンクリートを練り混ぜるものとする。
- (3) 受注者は、コンクリート製造設備の整ったプラントで練り混ぜなければならない。なお、やむを得ず現場で水中不分離性混和剤及び高性能減水剤を添加する場合は、事前に次の項目を検討し**設計図書**に関して監督職員の

承諾を得なければならない。

- ① 混和剤の添加方法・時期
- ② アジテータトラック 1 車両の運搬量
- ③ コンクリート品質の試験確認

- (4) 受注者は、練混ぜ時間を試験によって定めなければならない。
- (5) 受注者は、練混ぜ開始にあたって、あらかじめミキサにモルタルを付着させなければならない。

5. ミキサ、運搬機器の洗浄及び洗浄排水の処理

- (1) 受注者は、ミキサ及び運搬機器を使用の前後に十分洗浄しなければならない。
- (2) 受注者は、洗浄排水の処理方法をあらかじめ定めなければならない。

4-14-4 運搬打設

1. 準備

- (1) 受注者は、フレッシュコンクリートの粘性を考慮して、運搬及び打設の方法を適切に設定しなければならない。
- (2) 受注者は、打設されたコンクリートが均質となるように、打設用具の配置間隔及び1回の打上り高さを定めなければならない。

2. 運搬

受注者は、コンクリートの運搬中に骨材の沈降を防止し、かつ、荷下しが容易なアジテータトラック等で運搬しなければならない。

3. 打設

- (1) 受注者は、打設に先立ち、鉄筋、型枠、打込設備等が計画どおりに配置されていることを**確認**しなければならない。
- (2) 受注者は、コンクリートをコンクリートポンプ又はトレミーを用いて打ち込まなければならない。
- (3) 受注者は、コンクリートポンプを使用する場合、コンクリートの品質低下を生じさせないように行わなければならない。
- (4) 受注者は、トレミーを使用する場合、コンクリートが円滑に流下する断面寸法を持ち、トレミーの継手は水密なものを使用しなければならない。
- (5) 受注者は、コンクリートの品質低下を生じさせないように、コンクリートの打込みを連続的に行わなければならない。
- (6) 受注者は、コンクリートを静水中で水中落下高さ 50cm以下で打ち込まなければならない。

- (7) 受注者は、水中流動距離を5m以下としなければならない。
- (8) 受注者は、波浪の影響を受ける場所では、打設前に、気象・海象等がコンクリートの施工や品質に悪影響を与えないことを**確認**しなければならない。

4. 打継ぎ

- (1) 受注者は、せん断力の小さい位置に打継目を設け、新旧コンクリートが十分に密着するように処置しなければならない。
- (2) 受注者は、打継面を高圧ジェット、水中清掃機械等を用い清掃し、必要に応じて補強鉄筋等により補強しなければならない。

5. コンクリート表面の保護

受注者は、流水、波等の影響により、セメント分の流失又はコンクリートが洗掘される恐れがある場合、表面をシートで覆う等の適切な処置をしなければならない。

4-14-5 品質管理

- 1. 受注者は、次に示す「試験方法」及び「コンクリートの試験」により、水中不分離性コンクリートの品質管理を行わなければならない。なお、本節に定めのない事項は、第1編第4章第9節コンクリートの品質管理の規定によるものとする。
- 2. 試験方法
 - (1) 受注者は、スランプフローの試験を、土木学会規準「コンクリートのスランプフロー試験方法(案)」により行うものとし、スランプコーンを引き上げてから5分後のコンクリートの広がり測定値をスランプフローとしなければならない。
 - (2) 受注者は、圧縮強度試験を、「JIS A 1108 コンクリートの圧縮強度試験方法」により行うものとし、圧縮強度試験用の供試体を、土木学会規準「水中不分離性コンクリートの圧縮強度試験用水中作成供試体の作り方(案)」により作成しなければならない。
 - (3) 受注者は、**設計図書**に定めのある場合、懸濁物質試験を行うものとする。
- 3. コンクリートの試験
 - (1) 受注者は、施工に先立ち**設計図書**に示す各材料の試験及びコンクリートの試験を行い、機械及び設備の性能を**確認**しなければならない。
 - (2) 工事中及び工事終了後のコンクリートの試験内容は、**設計図書**の定めによるものとする。

- (3) 受注者は、型枠取外し時期を、施工時に近い状態で作成し養生した供試体を用いた圧縮強度試験結果に基づき定めなければならない。
- (4) フレッシュコンクリートのスランプフロー及び空気量の許容差は、「表4-4 スランプフロー・空気量の許容差」以下とする。

表4-4 スランプフロー・空気量の許容差

管 理 項 目	許 容 差
スランプフロー	±3.0cm
空 気 量	+1.5%

第15節 プレパックドコンクリート

4-15-1 一般事項

本節は、プレパックドコンクリートの施工に関する一般的事項を取り扱うものとする。なお、本節に定めのない事項は、第1編第4章第3節レディーミクストコンクリート、第4節コンクリートミキサー船、第5節現場練りコンクリート、第6節運搬打設工、第10節鉄筋工及び第11節型枠及び支保工の規定によるものとする。

4-15-2 施工機器

1. 施工機械

- (1) 受注者は、5分以内に規定の品質の注入モルタルを練り混ぜることのできるモルタルミキサを使用しなければならない。
- (2) 受注者は、注入モルタルを緩やかに攪拌でき、モルタルの注入が完了するまで規定の品質を保てるアジテータを使用しなければならない。
- (3) 受注者は、十分な圧送能力を有し、注入モルタルを連続的に、かつ、空気を混入させないで注入できるモルタルポンプを使用しなければならない。

2. 輸 送 管

受注者は、注入モルタルを円滑に輸送できる輸送管を使用しなければならない。

3. 注 入 管

受注者は、確実に、かつ、円滑に注入作業ができる注入管を使用しなければならない。なお、注入管の内径寸法は、輸送管の内径寸法以下とする。

4-15-3 施 工

1. 型 枠

- (1) 受注者は、型枠をプレパックドコンクリートの側圧及びその他施工時の外力に十分耐える構造に組み立てなければならない。
- (2) 受注者は、事前に型枠の取外し時期について、監督職員の**承諾**を得なければならない。

2. モルタルの漏出防止

受注者は、基礎と型枠との間や型枠の継目などの隙間から、注入モルタルが漏れないように処置しなければならない。

3. 粗骨材の投入

- (1) 受注者は、粗骨材の投入に先立ち、鉄筋、注入管、検査管等を規定の位置に配置しなければならない。
- (2) 受注者は、粗骨材を大小粒が均等に分布するように、また、破碎しないように投入しなければならない。
- (3) 受注者は、粗骨材を泥やごみ、藻貝類など付着しないよう良好な状態に管理しなければならない。

4. 注入管の配置

- (1) 受注者は、鉛直注入管を水平間隔2m以下に配置しなければならない。
なお、水平間隔が2mを超える場合は、事前に監督職員の**承諾**を得なければならない。
- (2) 受注者は、水平注入管の水平間隔を2m程度、鉛直間隔を1.5m程度に配置しなければならない。また、水平注入管には、逆流防止装置を備えなければならない。

5. 練 混 ぜ

- (1) 受注者は、練混ぜをモルタルミキサで行うものとし、均一なモルタルが得られるまで練り混ぜなければならない。
- (2) 受注者は、練混ぜ作業には、細骨材の粒度及び表面水量を**確認**し、規定の流動性等の品質が得られるように、粒度の調整、配合の修正、水量の補正等の適切な処置をしなければならない。
- (3) 受注者は、モルタルミキサ1バッチの練混ぜを、ミキサの定められた練混ぜ容量に適した量で練り混ぜなければならない。

6. 注 入

- (1) 受注者は、管の建込み終了後、異常がないことを**確認**した後、モルタルを注入しなければならない。
- (2) 受注者は、規定の高さまで継続して、モルタル注入を行わなければならない。なお、やむを得ず注入を中断し、打継目を設ける場合には、事前に**設計図書**に関して監督職員の**承諾**を得なければならない。
- (3) 受注者は、最下部から上方へモルタル注入するものとし、注入モルタル上面の上昇速度は 0.3～2.0m/h としなければならない。
- (4) 受注者は、鉛直注入管を引き抜きながら注入するものとし、注入管の先端を、0.5～2.0mモルタル中に埋込まれた状態に保たなければならない。
- (5) 受注者は、注入が完了するまで、モルタルの攪拌を続けなければならない。

7. 注入モルタルの上昇状況の確認

受注者は、注入モルタルの上昇状況を**確認**するため、注入モルタルの上面の位置を測定できるようにしておかななければならない。

8. 寒中における施工

受注者は、寒中における施工の場合、粗骨材及び注入モルタルの凍結を防ぐ処置をしなければならない。また、注入モルタルの膨張の遅延が起こるのを防ぐため、必要に応じて、適切な保温給熱を行わなければならない。

9. 暑中における施工

受注者は、暑中における施工の場合、注入モルタルの温度上昇、注入モルタルの過早な膨張及び流動性の低下等が起こらないよう施工しなければならない。

4-15-4 品質管理

1. 受注者は、施工に先立ち施工時に近い状態で作成した供試体を用い、土木学会規準による次の品質管理試験を行い、その試験結果を監督職員に**提出し、承諾**を得なければならない。
 - (1) 注入モルタルに関する試験（温度、流動性試験、ブリーディング率、膨張率試験及び強度試験）
 - (2) プレパックドコンクリートの圧縮強度試験
2. 受注者は、施工中の流動性試験を 20バッチに 1回以上の頻度で行うものとする。また、その他注入モルタルに関する管理試験（温度、ブリーディング率、膨張率試験及び強度試験）及びプレパックドコンクリートの圧縮強度試験は、**設計図書**の定めによるものとする。

第5章 一般施工

第1節 適用

1. 本章は、各工事において共通的に使用する工種、土捨工、海上地盤改良工、基礎工、本土工（ケーソン式）、本土工（ブロック式）、本土工（場所打式）、本土工（捨石・捨ブロック式）、本土工（鋼矢板式）、本土工（コンクリート矢板式）、本土工（鋼杭式）、本土工（コンクリート杭式）、被覆・根固工、上部工、付属工、消波工、裏込・裏埋工、陸上地盤改良工、土工、舗装工、維持補修工、構造物撤去工、仮設工、雑工その他これらに類する工種について適用するものとする。
2. 本章に特に定めのない事項については、第1編第2章材料、第1編第3章共通仮設及び第1編第4章無筋・鉄筋コンクリートの規定によるものとする。

第2節 適用すべき諸基準

受注者は、**設計図書**において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と**設計図書**に相違がある場合は、原則として**設計図書**の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に**確認**を求めなければならない。

（公社）日本港湾協会 港湾の施設の技術上の基準・同解説（平成30年5月）
国土交通省 ダイオキシン類に係る水底土砂の判断基準について
（平成15年9月25日 国港環計第65号）

第3節 共通の工種

5-3-1 一般事項

本節は、各工事の共通事項、排砂管設備工、土運船運搬工、揚土土捨工、圧密・排水工、締固工、固化工、洗掘防止工、中詰工、蓋コンクリート工、蓋ブロック工、鋼矢板工、控工、鋼杭工、コンクリート杭工、防食工、路床工、コンクリート舗装工、アスファルト舗装工、植生工その他これらに類する工種について定めるものとする。

5-3-2 共通事項

1. ポンプ浚渫

（1）受注者は、作業現場の土質条件、海象条件、周辺海域の利用状況等を考

慮して、効率的な作業が可能な作業船を選定しなければならない。なお、**設計図書**に作業船規格が指定されている場合は、それに従わなければならない。

- (2) 受注者は、既設構造物前面を施工する場合、既設構造物に影響のないよう十分検討して施工しなければならない。なお、**設計図書**に定めのない場合は、施工方法・施工管理基準について事前に監督職員の**承諾**を得なければならない。
- (3) 受注者は、濁り防止等環境保全に十分注意して施工しなければならない。なお、**設計図書**に濁り防止のための特別の処置が指定されている場合は、それに従わなければならない。

2. 排砂管設備

- (1) 受注者は、施工の効率、周辺海域の利用状況等を考慮して、土砂の運搬経路を決定しなければならない。なお、**設計図書**に運搬経路が指定されている場合は、それに従わなければならない。
- (2) 受注者は、**設計図書**に土砂処分の区域及び運搬方法の定めがある場合、それに従い、運搬途中の漏出のないようにしなければならない。

3. グラブ浚渫

- (1) 受注者は、作業現場の土質条件、海象条件、周辺海域の利用状況等を考慮して、効率的な作業が可能な作業船を選定しなければならない。なお、**設計図書**に作業船規格が指定されている場合は、それに従わなければならない。
- (2) 受注者は、既設構造物前面を施工する場合、既設構造物に影響のないよう十分検討して施工しなければならない。なお、**設計図書**に定めのない場合は、施工方法・施工管理基準について事前に監督職員の**承諾**を得なければならない。
- (3) 受注者は、濁り防止等環境保全に十分注意して施工しなければならない。なお、**設計図書**に濁り防止のための特別の処置が指定されている場合は、それに従わなければならない。

4. 土運船運搬

- (1) 受注者は、施工の効率、周辺海域の利用状況等を考慮して、土砂の運搬経路を決定しなければならない。なお、**設計図書**に運搬経路が指定されている場合は、それに従わなければならない。
- (2) 受注者は、**設計図書**に土砂処分の区域及び運搬方法の定めがある場合、

それに従い、運搬途中の漏出のないようにしなければならない。

5. 硬土盤浚渫

- (1) 受注者は、作業現場の土質条件、海象条件、周辺海域の利用状況等を考慮して、効率的な作業が可能な作業船を選定しなければならない。なお、**設計図書**に作業船規格が指定されている場合は、それに従わなければならない。
- (2) 受注者は、既設構造物前面を施工する場合、既設構造物に影響のないよう十分検討して施工しなければならない。なお、**設計図書**に定めのない場合は、施工方法・施工管理基準について事前に監督職員の**承諾**を得なければならない。
- (3) 受注者は、濁り防止等環境保全に十分注意して施工しなければならない。なお、**設計図書**に濁り防止のための特別の処置が指定されている場合は、それに従わなければならない。

6. 砕岩浚渫

- (1) 受注者は、作業現場の土質条件、海象条件、周辺海域の利用状況等を考慮して、効率的な作業が可能な作業船を選定しなければならない。なお、**設計図書**に作業船規格が指定されている場合は、それに従わなければならない。
- (2) 受注者は、既設構造物前面を施工する場合、既設構造物に影響のないよう十分検討して施工しなければならない。なお、**設計図書**に定めのない場合は、施工方法・施工管理基準について事前に監督職員の**承諾**を得なければならない。
- (3) 受注者は、濁り防止等環境保全に十分注意して施工しなければならない。なお、**設計図書**に濁り防止のための特別の処置が指定されている場合は、それに従わなければならない。

7. バックホウ浚渫

- (1) 受注者は、作業現場の土質条件、海象条件、周辺海域の利用状況等を考慮して、効率的な作業が可能な作業船を選定しなければならない。なお、**設計図書**に作業船規格が指定されている場合は、それに従わなければならない。
- (2) 受注者は、既設構造物前面を施工する場合、既設構造物に影響のないよう十分検討して施工しなければならない。なお、**設計図書**に定めのない場合は、施工方法・施工管理基準について事前に監督職員の**承諾**を得なければ

ばならない。

- (3) 受注者は、濁り防止等環境保全に十分注意して施工しなければならない。
なお、**設計図書**に濁り防止のための特別の処置が指定されている場合は、それに従わなければならない。

8. バージアンローダ揚土

- (1) 受注者は、作業現場の土質条件、海象条件、周辺海域の利用状況等を考慮して、効率的な作業が可能な作業船を選定しなければならない。なお、**設計図書**に作業船規格が指定されている場合は、それに従わなければならない。
- (2) 受注者は、**設計図書**に土砂処分の区域及び運搬方法の定めがある場合、それに従い、運搬途中の漏出のないように対処しなければならない。

9. 空気圧送揚土

- (1) 受注者は、作業現場の土質条件、海象条件、周辺海域の利用状況等を考慮して、効率的な作業が可能な作業船を選定しなければならない。なお、**設計図書**に作業船規格が指定されている場合は、それに従わなければならない。
- (2) 受注者は、**設計図書**に土砂処分の区域及び運搬方法の定めがある場合、それに従い、運搬途中の漏出のないように対処しなければならない。

10. リクレーマ揚土

- (1) 受注者は、作業現場の土質条件、海象条件、周辺海域の利用状況等を考慮して、効率的な作業が可能な作業船を選定しなければならない。なお、**設計図書**に作業船規格が指定されている場合は、それに従わなければならない。
- (2) 受注者は、**設計図書**に土砂処分の区域及び運搬方法の定めがある場合、それに従い、運搬途中の漏出のないように対処しなければならない。

11. バックホウ揚土

- (1) 受注者は、施工の効率等を考慮して、浚渫土砂の揚土場所を決定しなければならない。なお、**設計図書**に揚土場所が指定されている場合は、それに従わなければならない。
- (2) 受注者は、土砂落下のないよう十分注意して施工しなければならない。
なお、**設計図書**に土砂落下防止のための特別の処理が定められている場合は、それに従わなければならない。
- (3) 受注者は、**設計図書**に土砂処分の区域及び運搬方法の定めがある場合、

それに従い、施工中土砂の漏出のないように対処しなければならない。

12. 盛上土砂撤去

- (1) 海上工事の場合、受注者は、作業現場の土質条件、海象条件、周辺海域の利用状況等を考慮して、効率的な作業が可能な作業船を選定しなければならない。なお、**設計図書**に船種が指定されている場合は、それに従わなければならない。
- (2) 受注者は、既設構造物前面を施工する場合、既設構造物に影響のないよう十分検討して施工しなければならない。なお、**設計図書**に定めのない場合は、施工方法・施工管理基準について事前に監督職員の**承諾**を得なければならない。
- (3) 海上工事の場合、受注者は、濁り防止等環境保全に十分注意して施工しなければならない。なお、**設計図書**に濁り防止のための特別の処置が指定されている場合は、それに従わなければならない。

13. 敷 砂

- (1) 海上工事の場合、受注者は、運搬中に砂の漏出のないように行わなければならない。
- (2) 海上工事の場合、受注者は、濁りを発生させないよう砂を投入しなければならない。なお、**設計図書**に濁り防止のための処置が指定されている場合は、それに従わなければならない。
- (3) 海上工事の場合、受注者は、浮泥を巻き込まないよう砂を投入しなければならない。

14. 敷砂均し

受注者は、砂を**設計図書**に定める区域内に平均に仕上げなければならない。

15. 先行掘削

受注者は、**設計図書**に先行掘削工法が指定されている場合は、それに従わなければならない。なお、**設計図書**に指定されていない場合には、掘削地点の土質条件、立地条件、矢板及び杭の種類等に応じた工法を選ぶものとする。

16. 下層路盤

- (1) 受注者は、下層路盤（粒状路盤）の施工を次により行うものとする。
 - ① 各層の施工に先立ち、路床面の浮石、木片、ごみ等を除去しなければならない。
 - ② 路盤材料の敷均しは、材料の分離をさけ、均等な厚さに敷均ししなければならない。

- ③ 1層の計画仕上り厚さは、20cm以下としなければならない。
 - ④ 路盤の締固は、「JIS A 1210 突固めによる土の締固め試験方法（C, D, E）」により求めた最適含水比付近の含水比で、**設計図書**に定める締固度に達するまで行わなければならない。
 - ⑤ 最終仕上げ面は、プルーフローリングを行わなければならない。
- (2) 受注者は、**設計図書**の定めによりセメント安定処理路盤を施工するものとする。

17. 上層路盤

- (1) 受注者は、上層路盤（粒度調整路盤）の施工を次により行うものとする。
- ① 各層の施工に先立ち、各路盤面の浮石、木片、ごみ等を除去しなければならない。
 - ② 路盤材料の敷均しは、材料の分離をさけ、均等な厚さに敷均ししなければならない。
 - ③ 1層の計画仕上り厚さは、15cm以下を標準として、敷均さなければならない。
 - ④ 路盤の締固は、「JIS A 1210 突固めによる土の締固め試験方法（C, D, E）」により求めた最適含水比付近の含水比で、**設計図書**に定める締固度に達するまで行わなければならない。
- (2) 受注者は、**設計図書**の定めによりセメント及び加熱アスファルト安定処理路盤を施工するものとする。

18. 土砂掘削

- (1) 受注者は、掘削に先立ち土止め支保、止水、締切、水替等を十分検討して行わなければならない。
- (2) 受注者は、掘削中に土質に予期しない変化が生じた場合及び埋没物等を発見した場合、直ちに監督職員に**通知**し、**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。
- (3) 受注者は、仕上げ面の整形時にゆるんだ転石、岩塊等を除去しなければならない。
- (4) 受注者は、流用する土砂以外の土砂を**設計図書**の定める場所に運搬処分しなければならない。なお、流用する土砂の仮置場所は、**設計図書**の定めによらなければならない。
- (5) 受注者は、**設計図書**に定めのある場合、整地仕上げをしなければならない。

19. 土砂盛土

- (1) 受注者は、盛土の1層の計画仕上り厚さを30cmとし、逐次敷均し・締固めを行い規定の高さまで盛土しなければならない。
- (2) 受注者は、1:4より急な勾配を有する地盤上に盛土を行う場合には、段切りを行い盛土と現地盤の密着を図り、滑動を防止しなければならない。
- (3) 受注者は、土質に適した締固め機械を使用し、「JIS A 1210 突固めによる土の締固め試験方法 (C, D, E)」により求めた最適含水比付近の含水比で設計図書に定める締固め度に締め固めなければならない。また、構造物に隣接する箇所や狭い箇所を締め固める場合は、施工規模・目的に適した小型締固め機械により入念に締め固めなければならない。
- (4) 受注者は、盛土作業中に沈下、滑動等が生じる恐れがある場合及び生じた場合、直ちに監督職員に**通知**し、**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。
- (5) 受注者は、毎日の作業終了時、又は作業を中断する場合、排水が良好に行われる勾配に仕上げなければならない。
- (6) 受注者は、仕上げ面の整形時にゆるんだ転石、岩塊等を除去しなければならない。
- (7) 受注者は、流用する土砂以外の土砂を**設計図書**の定める場所に運搬処分しなければならない。なお、流用する土砂の仮置場所は、**設計図書**の定めによらなければならない。
- (8) 受注者は、**設計図書**に定めのある場合、整地仕上げをしなければならない。

5-3-3 排砂管設備工

1. 排砂管設備

排砂管設備の施工については、第1編5-3-2、2. 排砂管設備の規定によるものとする。

5-3-4 土運船運搬工

1. 土運船運搬

土運船運搬の施工については、第1編5-3-2、4. 土運船運搬の規定によるものとする。

5-3-5 揚土土捨工

バージアンローダ揚土の施工については、第1編5-3-2、8. バージア

ンロード揚土の規定によるものとする。

2. 空気圧送揚土

空気圧送揚土の施工については、第1編5-3-2、9. 空気圧送揚土の規定によるものとする。

3. リクレーマ揚土

リクレーマ揚土の施工については、第1編5-3-2、10. リクレーマ揚土の規定によるものとする。

4. バックホウ揚土

バックホウ揚土の施工については、第1編5-3-2、11. バックホウ揚土の規定によるものとする。

5-3-6 圧密・排水工

1. サンドドレーン

- (1) 施工範囲、杭の配置、形状寸法及びケーシングパイプの径は、**設計図書**の定めによるものとする。
- (2) 打込機は、(7)に示す項目を記録できる自動記録装置を備えたものでなければならない。
- (3) 受注者は、施工に先立ち自動記録装置の性能確認試験を行い、その記録を監督職員に**提出**し、**承諾**を得なければならない。
- (4) 受注者は、形成するドレーン杭が連続した一様な形状となるよう施工しなければならない。
- (5) 受注者は、杭施工中にドレーン杭が連続した一様な形状に形成されていない場合、直ちに打直しを行わなければならない。
- (6) 受注者は、地層の変化、障害物等により打込み困難な状況が生じた場合、速やかに監督職員に**通知**し、**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。
- (7) 受注者は、各杭ごとに次の記録を取り、監督職員に**提出**しなければならない。

① ケーシングパイプの先端深度の経時変化

② ケーシングパイプ内の、ドレーン材上面高さの経時変化

2. 敷 砂

敷砂の施工については、第1編5-3-2、13. 敷砂の規定によるものとする。

3. 敷砂均し

敷砂均しの施工については、第1編5-3-2、14. 敷砂均しの規定によるものとする。

4. 載荷土砂

- (1) 受注者は、土砂を**設計図書**に定める範囲に所定の形状で載荷しなければならない。
- (2) 施工高さ及び順序は、**設計図書**の定めによるものとする。

5. ペーパードレーン

- (1) ドレーンの配置及び施工深度は、**設計図書**の定めによるものとする。
- (2) 打込機は自動記録装置を備えたものとし、自動記録装置は(7)に示す項目が記録されるものとする。
- (3) 受注者は、施工に先立ち自動記録装置の性能確認試験を行い、その記録を監督職員に**提出**し、**承諾**を得なければならない。
- (4) 受注者は、ドレーン打設時に共上がり現象により計画深度までドレーンが形成されていない場合、直ちに打直しを行わなければならない。
- (5) 受注者は、ドレーン打設時にドレーン材の破損により正常なドレーンが形成されていない場合、直ちに打直しを行わなければならない。
- (6) 受注者は、地層の変化、障害物等により打込み困難な状況が生じた場合、速やかに監督職員に**通知**し、**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。
- (7) 受注者は、各ドレーンごとに次の記録を取り、監督職員に**提出**しなければならない。
 - ① マンドレルの先端深度の経時変化
 - ② ドレーン材の先端深度の経時変化

6. グラベルマット

受注者は、碎石を**設計図書**に定める範囲に、所定の厚さで敷き均さなければならない。

7. グラベルドレーン

- (1) 施工範囲、杭の配置、形状寸法及びケーシングパイプの径は、**設計図書**の定めによるものとする。
- (2) 打込機は自動記録装置を備えたものとし、自動記録装置は(8)に示す項目が記録されるものとする。
- (3) 受注者は、施工に先立ち自動記録装置の性能確認試験を行い、その記録を監督職員に**提出**し、**承諾**を得なければならない。

- (4) 受注者は、形成するドレーン杭が連続した一様な形状となるよう施工しなければならない。
- (5) 受注者は、杭施工中にドレーン杭が連続した一様な形状に形成されていない場合、直ちに打直しを行わなければならない。
- (6) 受注者は、地層の変化、障害物等により打込み困難な状況が生じた場合、速やかに監督職員に**通知**し、**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。
- (7) グラベルドレーンの施工により発生した土砂の処分をする場合は、**設計図書**の定めによるものとする。
- (8) 受注者は、各杭ごとに次の記録を取り、監督職員に**提出**しなければならない。
 - ① ケーシングパイプの先端深度の経時変化
 - ② ケーシングパイプ内の、ドレーン材上面高さの経時変化

5-3-7 締固工

1. ロッドコンパクション

- (1) ロッドの打込間隔、配置、ロッドの締固めストローク及び起振力等は、**設計図書**の定めによるものとする。
- (2) 打込機は、(5) に示す項目を記録できる自動記録装置を備えたものでなければならない。
- (3) 受注者は、施工に先立ち自動記録装置の性能確認試験を行い、その記録を監督職員に**提出**し、**承諾**を得なければならない。
- (4) 受注者は、地層の変化、障害物等により**設計図書**に定める深度までの貫入が困難になった場合、速やかに監督職員に**通知**し、**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。
- (5) 受注者は、各ロッドごとに次の記録を取り、監督職員に**提出**しなければならない。
 - ① ロッド先端深度の経時変化
 - ② ロッドの貫入長及び引抜長

2. サンドコンパクションパイル

- (1) 砂杭の施工範囲、置換率及び締固め度は、**設計図書**の定めによるものとする。なお、砂杭の施工順序、配置及び形状寸法は、監督職員の**承諾**を得なければならない。
- (2) 打込機は自動記録装置を備えたものとし、自動記録装置は(10) に示す

項目が記録されるものとする。

- (3) 受注者は、施工に先立ち自動記録装置の性能確認試験を行い、その記録を監督職員に**提出**し、**承諾**を得なければならない。
- (4) 受注者は、砂杭施工中に形成する砂杭が、連続した一様な形状になるように砂を圧入しなければならない。
- (5) 受注者は、支持層まで改良する場合、施工に先立ち打止め深度の**確認**方法について、監督職員の**承諾**を得なければならない。
- (6) 受注者は、盛上り天端まで改良する場合、各砂杭ごとに打設前後の盛上り状況を管理し、各砂杭仕上げ天端高を決定しなければならない。
- (7) 受注者は、砂杭施工時に砂杭が切断した場合、又は砂量の不足が認められる場合、直ちに打直しを行わなければならない。なお、原位置での打直しが困難な場合、**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。
- (8) 受注者は、地層の変化、障害物等により打込み困難な状況が生じた場合、また、予想を超える盛上り土により施工が困難な状況が生じた場合、速やかに監督職員に**通知**し、**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。
- (9) 受注者は、**設計図書**に定める締固め度を満たすことができない場合、速やかに監督職員に**通知**し、**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。
- (10) 受注者は、各砂杭ごとに次の記録を取り、監督職員に**提出**しなければならない。
 - ① ケーシングパイプの先端深度の経時変化
 - ② ケーシングパイプ内の砂面の高さの経時変化
- (11) 地盤の盛上り量の測定
 - ① 受注者は、砂杭の施工前後に地盤高を測定しなければならない。
 - ② 受注者は、施工に先立ち測定時期及び測定範囲について、監督職員の**承諾**を得なければならない。
- (12) その他の試験等

チェックボーリング、その他の試験を行う場合の調査及び試験の項目、方法、数量等は、**設計図書**の定めによるものとする。なお、チェックボーリングの位置は、監督職員の**指示**によらなければならない。

3. 盛上土砂撤去

盛上土砂撤去の施工については、第1編5-3-2、12. 盛上土砂撤去の規定によるものとする。

4. 敷 砂

敷砂の施工については、第1編5-3-2、13. 敷砂の規定によるものとする。

5. 敷砂均し

敷砂均しの施工については、第1編5-3-2、14. 敷砂均しの規定によるものとする。

5-3-8 固 化 工

1. 深層混合処理杭

- (1) 固化材の配合は、**設計図書**の定めによるものとする。
- (2) 計量装置は、第1編4-5-3、1. 計量装置の規定によるものとする。
- (3) 材料の計量は、第1編4-5-3、2. 材料の計量の規定によるものとする。
- (4) 受注者は、施工に先立ち練混ぜ施設、練混ぜ時間等について、監督職員への**承諾**を得なければならない。
- (5) 受注者は、**設計図書**の定めにより試験打ちを監督職員への**立会**のうえ、行わなければならない。なお、試験打ちの位置、深度、施工方法等は、**設計図書**の定めによるものとする。
- (6) 改良範囲、改良形状及び固化材添加量は、**設計図書**の定めによるものとする。
- (7) 深層混合処理機は、(13)に示す項目を記録できる自動記録装置を備えたものでなければならない。
- (8) 受注者は、施工に先立ち自動記録装置の性能確認試験を行い、その記録を監督職員に**提出**し、**承諾**を得なければならない。
- (9) 受注者は、施工に先立ち改良杭の配置、施工順序及び施工目地の位置等の**図面**を監督職員に**提出**し、**承諾**を得なければならない。
- (10) 改良杭先端部の補強は、**設計図書**の定めによるものとする。
- (11) 受注者は、支持層まで改良する場合、施工に先立ち打止め深度の**確認**方法について、監督職員への**承諾**を得なければならない。
- (12) 受注者は、ブロック式、壁式等の杭接合部の施工を次により行わなければならない。
 - ① 接合面のラップ幅は、監督職員への**承諾**を得るものとし、施工目地は、接

円で施工しなければならない。

- ② 改良杭間の接合は、24時間以内に施工しなければならない。ただし、遅硬セメントを使用する場合は、**設計図書**の定めによるものとする。なお、制限時間以内の施工が不可能と予想される場合は、速やかに監督職員に**通知**し、**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。
- ③ 不測の原因により施工が中断し、**設計図書**に定める接合が不可能になった場合は、速やかに監督職員に**通知**し、**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。
- (13) 受注者は、各改良杭ごとに次の記録を取り、監督職員に**提出**しなければならない。
- ① 固化材の各材料の計量値（吐出量からの換算値）
 - ② 処理機の先端深度の経時変化
 - ③ 攪拌軸の回転数の経時変化
 - ④ 攪拌軸の回転トルク又はこれに対応する起動力の経時変化
 - ⑤ 処理機の昇降速度の経時変化
 - ⑥ 処理機の吊荷重の経時変化（着底タイプ、深層混合処理船の場合）
 - ⑦ 固化材の吐出量の経時変化
 - ⑧ 処理機先端の軌跡の経時変化（深層混合処理船の場合）
- (14) 地盤の盛上り量の測定
- ① 受注者は、改良杭の施工前後に地盤高を測定しなければならない。
 - ② 受注者は、施工に先立ち測定時期及び測定範囲について、監督職員との**承諾**を得なければならない。
- (15) その他の試験等

チェックボーリング、その他の試験を行う場合の調査及び試験の項目、方法、数量等は、**設計図書**の定めによるものとする。なお、チェックボーリングの位置は、監督職員の**指示**によらなければならない。

2. 盛上土砂撤去

盛上土砂撤去の施工については、第1編5-3-2、12. 盛上土砂撤去の規定によるものとする。

3. 敷 砂

敷砂の施工については、第1編5-3-2、13. 敷砂の規定によるものとする。

4. 敷砂均し

敷砂均しの施工については、第1編5-3-2、14. 敷砂均しの規定によるものとする。

5. 事前混合処理

- (1) 固化材の配合は、**設計図書**の定めによるものとする。
- (2) 計量装置は、第1編4-5-3、1. 計量装置の規定によるものとする。
- (3) 材料の計量は、第1編4-5-3、2. 材料の計量の規定によるものとする。
- (4) 受注者は、施工に先立ち練混ぜ設備、練混ぜ時間等について、監督職員の**承諾**を得なければならない。

6. 表層固化処理

- (1) 受注者は、表層固化処理を行うに当り、**設計図書**に記載された安定材を用いて、記載された範囲、形状に仕上げなければならない。
- (2) 受注者は、表層固化処理を行うに当り、安定材に生石灰を用いこれを貯蔵する場合は、地表面 50cm以上の水はけの良い高台に置き、水の浸入、吸湿を避けなければならない。なお、受注者は生石灰の貯蔵量が 500kgを超える場合は、消防法の適用を受けるので、これによらなければならない。
- (3) 受注者は、安定材の配合について施工前に配合試験を行う場合は、安定処理土の静的締固めによる供試体作製方法又は、安定処理土の締固めをしない供試体の作製方法（地盤工学会）の各基準のいずれかにより供試体を作製し「JIS A 1216 土の一軸圧縮試験方法」の基準により試験を行うものとする。

7. 薬液注入工法

- (1) 受注者は、薬液注入工の施工にあたり、薬液注入工法の適切な使用に関し、技術的知識と経験を有する現場責任者を選任し、事前に経歴書により監督職員の**承諾**を得なければならない。
- (2) 受注者は、薬液注入工事の着手前に以下について監督職員の**確認**を得なければならない。

1) 工法関係

- ① 注入圧
- ② 注入速度
- ③ 注入順序
- ④ ステップ長

2) 材料関係

- ① 材料（購入・流通経路等を含む）
 - ② ゲルタイム
 - ③ 配合
- (3) 受注者は、薬液注入工を施工する場合には、「薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針」（昭和49年7月10日建設省官技発第160号）の規定による。
- (4) 受注者は、薬液注入工における施工管理等については、「薬液注入工事に係る施工管理等について」（平成2年9月18日建設省大臣官房技術調査室長通達）及び「薬液注入工法による地盤改良工事に係る適切な施工管理等について」（平成29年8月1日港湾局技術企画課長・航空局航空ネットワーク部空港技術課長通達）の規定による。

5-3-9 洗掘防止工

1. 洗掘防止

- (1) 受注者は、洗掘防止マットの製作に先立ち、形状寸法を記載した製作図を監督職員に**提出**しなければならない。
- (2) 受注者は、洗掘防止マットの敷設に先立ち、敷設面の異常の有無を**確認**しなければならない。異常を発見したときは監督職員にその事実が**確認**できる資料を**提出し確認**を求めなければならない。
- (3) 受注者は、洗掘防止マットの目地処理を重ね合せとし、その重ね合せ幅は次のとおりとする。なお、これにより難しい場合、受注者は、施工に先立ち**設計図書**に関して監督職員の**承諾**を得なければならない。
- ① アスファルトマット 50cm以上
 - ② 繊維系マット 50cm以上
 - ③ 合成樹脂系マット 30cm以上
 - ④ ゴムマット 50cm以上
- (4) 受注者は、アスファルトマットの敷設を吊金具による水平吊りとしなければならない。なお、吊金具による水平吊りができない場合、受注者は、施工に先立ち**設計図書**に関して監督職員の**承諾**を得なければならない。
- (5) 洗掘防止マットの固定方法は、**設計図書**の定めによるものとする。

5-3-10 中詰工

1. 砂・石材等中詰

- (1) 受注者は、本体据付後、速やかに中詰を行わなければならない。
- (2) 受注者は、中詰施工中、ケーソン等の各室の中詰高さの差が生じないよ

うに行わなければならない。

(3) 受注者は、中詰材を投入する際、ケーソン等の本体に損傷を与えないように行わなければならない。また、目地に中詰材がつまらないように中詰材を投入しなければならない。

(4) 受注者は、**設計図書**の定めによりセル式構造物の中詰材を締め固めなければならない。

2. コンクリート中詰

コンクリート中詰の施工については、第1編第4章無筋・鉄筋コンクリートの規定によるものとする。

3. プレパックドコンクリート中詰

プレパックドコンクリート中詰の施工については、第1編第4章無筋・鉄筋コンクリートの規定によるものとする。

5-3-11 蓋コンクリート工

1. 蓋コンクリート

(1) 蓋コンクリートの施工については、第1編第4章無筋・鉄筋コンクリートの規定によるものとする。

(2) 受注者は、中詰終了後、速やかに蓋コンクリートの施工を行わなければならない。

(3) 受注者は、コンクリート打設にバケットホッパー等を使用する場合、ケーソン等の本体に損傷を与えないよう注意して施工しなければならない。

5-3-12 蓋ブロック工

1. 蓋ブロック製作

(1) 蓋ブロック製作の施工については、第1編第4章無筋・鉄筋コンクリートの規定によるものとする。

(2) 製作ヤードは、**設計図書**の定めによるものとする。

(3) 受注者は、製作した蓋ブロックを転置する場合、急激な衝撃や力が作用しないよう施工しなければならない。また、施工に先立ち転置時期について、監督職員の**承諾**を得なければならない。

(4) 受注者は、蓋ブロック製作完了後、製作番号等を表示しなければならない。

(5) 受注者は、蓋ブロックにアンカーを取付ける場合、事前に**設計図書**に関して監督職員の**承諾**を得なければならない。

2. 蓋ブロック据付

- (1) 仮置場所は、**設計図書**の定めによるものとする。なお、受注者は、仮置場所の突起等の不陸を均さなければならない。
- (2) 受注者は、中詰終了後、速やかに蓋ブロックの施工を行わなければならない。
- (3) 受注者は、施工に先立ち蓋ブロックの据付時期を監督職員に**通知**しなければならない。
- (4) 受注者は、蓋ブロック据付に先立ち、気象、海象をあらかじめ十分調査し、適切な時期を選定し、注意して据え付けなければならない。

3. 間詰コンクリート

- (1) 間詰コンクリートの施工については、第1編第4章無筋・鉄筋コンクリートの規定によるものとする。
- (2) 受注者は、蓋ブロック据付終了後、速やかに間詰コンクリートの施工を行わなければならない。
- (3) 受注者は、間詰コンクリート打設にバケットホッパー等を使用する場合、ケーソン等の本体に損傷を与えないよう注意して施工しなければならない。

5-3-13 鋼矢板工

1. 先行掘削

先行掘削の施工については、第1編5-3-2、15. 先行掘削の規定によるものとする。

2. 鋼矢板

- (1) 受注者は、組合せ矢板及び異形矢板を製作する場合、工場加工及び製作しなければならない。なお、やむを得ず現場で製作する場合、受注者は、製作に先立ち**設計図書**に関して監督職員の**承諾**を得なければならない。
- (2) 受注者は、矢板の運搬中及び保管中に大きなたわみ、変形を生じないように取り扱い、矢板本体、矢板継手及び塗覆面に損傷を与えてはならない。また、受注者は、矢板を2点吊りで吊り上げなければならない。ただし、打ち込みの際はこの限りではない。
- (3) 受注者は、**設計図書**に矢板の打込み工法が指定されている場合は、それに従わなければならない。なお、**設計図書**に指定されていない場合には、打込み地点の土質条件、立地条件、矢板の種類等に応じた工法を選ぶものとする。

- (4) 継矢板の継手部の位置、構造及び溶接方法は、**設計図書**の定めによるものとする。
- (5) 受注者は、地層の変化、障害物などにより、打込み困難な状況が生じた場合、若しくは土質条件に比べて矢板の貫入量が異常に大きい場合、打込みを中断しなければならない。また、速やかに監督職員に**通知**し、**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。
- (6) 受注者は、鋼矢板打込み方向の傾斜が矢板の上下で矢板1枚幅以上の差が生じる恐れがある場合、**設計図書**に関して監督職員の**承諾**を得て、異形矢板を用いて修正しなければならない。ただし、異形矢板は連続して使用してはならない。
- (7) 受注者は、矢板打込み後、継手が離脱していることが認められた場合、引き抜いて打ち直さなければならない。ただし、引抜きが不可能な場合は、速やかに監督職員に**通知**し、**設計図書**に関して監督職員の**承諾**を得なければならない。
- (8) 受注者は、鋼管矢板打込み中に回転や傾斜を起こさないよう必要な処置を講じなければならない。
- (9) ウォータージェットを用いた矢板の施工において、最後の打ち止めは、打ち止め地盤を緩めないようにジェット噴射を制限・調整して、併用機械で貫入させ、落ち着かせなければならない。
- (10) 受注者は、「港湾工事出来形管理基準」に基づき次の記録を取り、監督職員に**提出**しなければならない。なお、振動式及び圧入式の杭打機を使用する場合の観測項目及び様式は、**設計図書**の定めによるものとする。

- ① 矢板の貫入量
- ② 矢板の打撃回数

5-3-14 控 工

1. 先行掘削

先行掘削の施工については、第1編5-3-2、15. 先行掘削の規定によるものとする。

2. 控鋼矢板

- (1) 受注者は、組合せ矢板及び異形矢板を製作する場合、工場加工及び製作しなければならない。なお、やむを得ず現場で製作する場合、受注者は、製作に先立ち**設計図書**に関して監督職員の**承諾**を得なければならない。

- (2) 受注者は、矢板の運搬中及び保管中に大きなたわみ、変形を生じないように取り扱い、矢板本体、矢板継手及び塗覆装面に損傷を与えてはならない。また、受注者は、矢板を2点吊りで吊り上げなければならない。ただし、打ち込みの際はこの限りではない。
- (3) 受注者は、**設計図書**に矢板の打込み工法が指定されている場合は、それに従わなければならない。なお、**設計図書**に指定されていない場合には、打込み地点の土質条件、立地条件、矢板の種類等に応じた工法を選ぶものとする。
- (4) 継矢板の継手部の位置、構造及び溶接方法は、**設計図書**の定めによるものとする。
- (5) 受注者は、地層の変化、障害物などにより、打込み困難な状況が生じた場合、若しくは土質条件に比べて矢板の貫入量が異常に大きい場合、打込みを中断しなければならない。また、速やかに監督職員に**通知**し、**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。
- (6) 受注者は、鋼矢板打込み方向の傾斜が矢板の上下で矢板1枚幅以上の差が生じる恐れがある場合、**設計図書**に関して監督職員の**承諾**を得て、異形矢板を用いて修正しなければならない。ただし、異形矢板は連続して使用してはならない。
- (7) 受注者は、矢板打込み後、継手が離脱していることが認められた場合、引き抜いて打ち直さなければならない。ただし、引抜きが不可能な場合は、速やかに監督職員に**通知**し、**設計図書**に関して監督職員の**承諾**を得なければならない。
- (8) 受注者は、鋼管矢板打込み中に回転や傾斜を起こさないよう必要な処置を講じなければならない。
- (9) ウォータージェットを用いた矢板の施工において、最後の打ち止めは、打ち止め地盤を緩めないようにジェット噴射を制限・調整して、併用機械で貫入させ、落ち着かせなければならない。
- (10) 受注者は、「港湾工事出来形管理基準」に基づき次の記録を取り、監督職員に**提出**しなければならない。なお、振動式及び圧入式の杭打機を使用する場合の観測項目及び様式は、**設計図書**の定めによるものとする。
- ① 矢板の貫入量
 - ② 矢板の打撃回数

3. 控 鋼 杭

- (1) 受注者は、杭の運搬中及び保管中に大きなたわみ、変形を生じないように取り扱い、杭本体及び塗覆装面に損傷を与えてはならない。また、受注者は、杭を2点吊りで吊り上げなければならない。ただし、打ち込みの際はこの限りではない。
- (2) 受注者は、**設計図書**に杭の打込み工法が指定されている場合は、それに従わなければならない。
- (3) 受注者は、杭を**設計図書**に定める深度まで連続して打ち込まなければならない。
- (4) 継杭の継手部の位置、構造及び溶接方法は、**設計図書**の定めによるものとする。
- (5) 受注者は、施工に先立ち支持杭の打止め深度の確認方法について、監督職員の**承諾**を得なければならない。
- (6) 受注者は、支持杭打設において、杭先端が規定の深度に達する前に打込み不能となった場合は、速やかに監督職員に**通知**し、**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。また、受注者は、支持力の測定値が**設計図書**に示された支持力に達しない場合は、速やかに監督職員に**通知**し、**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。
- (7) 杭の継足しを行う場合の材料の品質は、本体の鋼材と同等以上の品質を有しなければならない。なお、受注者は、継手構造及び溶接方法について事前に監督職員の**承諾**を得なければならない。
- (8) 受注者は、「港湾工事出来形管理基準」に基づき次の記録を取り、監督職員に**提出**しなければならない。なお、振動式及び圧入式の杭打機を使用する場合の観測項目及び様式は、**設計図書**の定めによるものとする。
 - ① 杭の貫入量
 - ② 杭の打撃回数
 - ③ 打止り付近のリバウンド量
 - ④ 打止り付近のラム落下高又は打撃エネルギー

4. 腹 起

- (1) 受注者は、腹起し材を矢板壁及びタイロッド、タイワイヤーの取付位置を基に加工しなければならない。

- (2) 受注者は、腹起し材を全長にわたり規定の水平高さに取り付け、ボルトで十分締め付け矢板壁に密着させなければならない。

5. タイ材

(1) タイロッド

- ① 受注者は、施工に先立ち施工順序、背面土砂高さ、前面浚渫深さ及び緊張力の大きさを十分検討し、監督職員の**承諾**を得なければならない。
- ② 受注者は、タイロッドを運搬する場合、ねじ部に損傷を与えないよう厳重に包装しなければならない。また、塗装部は、損傷しないように取り扱わなければならない。
- ③ タイロッドの支保工は、**設計図書**の定めによるものとする。
- ④ タイロッドは、隅角部等特別な場合を除き矢板法線に対して直角になるように設置しなければならない。
- ⑤ リングジョイントは、上下に正しく回転できる組立てとする。また、その作動が正常になるように取り付けなければならない。
- ⑥ タイロッドの締め付けは、タイロッドを取り付けた後、前面矢板側及び控工側のナットとタイロッドの間にあるターンバックルにより全体の長さを調整しなければならない。また、均等な張力が加わるようにしなければならない。
- ⑦ ターンバックルのねじ込み長さは、定着ナットの高さ以上にねじ込まれていなければならない。
- ⑧ 定着ナットのねじ部は、ねじ山全部がねじ込まれたうえ、ねじ山が三つ山以上突き出しているように締め付けなければならない。

(2) タイワイヤー

- ① 受注者は、施工に先立ち施工順序、背面土砂高さ、前面浚渫深さ及び緊張力の大きさを十分検討し、監督職員の**承諾**を得なければならない。
- ② 受注者は、タイワイヤーを運搬する場合、ねじ部に損傷を与えないよう厳重に包装しなければならない。また、被覆部は、損傷しないように取り扱わなければならない。
- ③ 受注者は、タイワイヤーの本体が、鋼材等のガス切断口に直接接触する場合、接触部を保護しなければならない。
- ④ タイワイヤーは、隅角部等特別な場合を除き、矢板法線に対して直角になるように設置しなければならない。
- ⑤ タイワイヤーの緊張は、タイワイヤーを取り付けた後、均等な張力が加

わるようジャッキ等の緊張装置によって行わなければならない。

- ⑥ 定着ナットのねじ部は、ねじ山全部がねじ込まれたうえ、ねじ山が三つ山以上突き出しているように締め付けなければならない。
- ⑦ 受注者は、裏込材に石材を用いる場合、被覆部に損傷を与えないよう注意して施工しなければならない。なお、**設計図書**に防護のため特別の処置が指定されている場合は、それに従うものとする。
- ⑧ タイワイヤーと上部コンクリートの境界部には、圧密沈下が生じてもタイワイヤーにせん断応力が生じさせないように、トランペットシースを取り付けなければならない。

5-3-15 鋼杭工

1. 先行掘削

先行掘削の施工については、第1編5-3-2、15. 先行掘削の規定によるものとする。

2. 鋼杭

- (1) 受注者は、杭の運搬中及び保管中に大きなたわみ、変形を生じないように取り扱い、杭本体及び塗覆装面に損傷を与えてはならない。
また、受注者は、杭を2点吊りで吊り上げなければならない。ただし、打ち込みの際はこの限りではない。
- (2) 受注者は、**設計図書**に杭の打込み工法が指定されている場合は、それに従わなければならない。
- (3) 受注者は、杭を**設計図書**に定める深度まで連続して打ち込まなければならない。
- (4) 継杭の継手部の位置、構造及び溶接方法は、**設計図書**の定めによるものとする。
- (5) 受注者は、施工に先立ち支持杭の打止め深度の**確認**方法について、監督職員の**承諾**を得なければならない。
- (6) 受注者は、支持杭打設において、杭先端が規定の深度に達する前に打込み不能となった場合は、速やかに監督職員に**通知**し、**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。また、受注者は、支持力の測定値が**設計図書**に示された支持力に達しない場合は、速やかに監督職員に**通知**し、**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。
- (7) 杭の継足しを行う場合の材料の品質は、本体の鋼材と同等以上の品質を

有しなければならない。なお、受注者は、継手構造及び溶接方法について、事前に監督職員の**承諾**を得なければならない。

- (8) 杭にずれ止めを施工する場合の溶接方法は、**設計図書**の定めによるものとする。なお、これによらない場合は、事前に監督職員の**承諾**を得なければならない。
- (9) 受注者は、「港湾工事出来形管理基準」に基づき次の記録を取り、監督職員に**提出**しなければならない。なお、振動式及び圧入式の杭打機を使用する場合の観測項目及び様式は、**設計図書**の定めによるものとする。
- ① 杭の貫入量
 - ② 杭の打撃回数
 - ③ 打止り付近のリバウンド量
 - ④ 打止り付近のラム落下高又は打撃エネルギー

5-3-16 コンクリート杭工

1. コンクリート杭

- (1) 受注者は、「JIS A 7201 遠心力コンクリートくい施工標準」により施工しなければならない。なお、当該文中の「工事監理者」を「監督職員」に読み替えるものとする。
- (2) 試験杭を施工する場合は、**設計図書**の定めによるものとする。
- (3) 受注者は、国土交通省告示第468号「基礎ぐい工事の適正な施工を確保するために講ずべき措置」に基づき施工しなければならない。

5-3-17 防食工

1. 電気防食

- (1) 受注者は、施工に先立ち陽極取付箇所の鋼材表面の貝殻及び浮さび等を除去し、素地調整（3種ケレン(St2)）を行わなければならない。
- (2) 受注者は、**設計図書**に陽極の個数及び配置が定められていない場合、陽極の取付個数及び配置の計算書及び**図面**を施工に先立ち**提出**し、**設計図書**に関して監督職員の**承諾**を得なければならない。
- (3) 受注者は、**設計図書**に定める防食効果を**確認**するための電位測定装置の測定用端子箱を設置し、測定用端子を防食体に溶接しなければならない。
また、設置箇所及び取付位置は、**設計図書**の定めによるものとする。
- (4) 受注者は、ボンド工事を次により行わなければならない。
- ① 防食体は、相互間の接触抵抗を少なくするため、鉄筋等を溶接接続しなければならない。

- ② ボンド及び立ち上がり鉄筋は、白ペイントで塗装し、他の鉄筋と識別できるようにしなければならない。

2. FRPモルタル被覆

- (1) 受注者は、施工に先立ち鋼材表面の貝殻及び浮さび等を除去し、素地調整（3種ケレン(St2)）を行わなければならない。
- (2) 素地調整は、**設計図書**の定めによるものとする。
- (3) 受注者は、素地調整後、速やかに被覆防食の施工を行わなければならない。
- (4) 被覆厚さは、**設計図書**の定めによるものとする。
- (5) 受注者は、モルタル被覆の施工を次により行わなければならない。
 - ① モルタル注入は、型枠取付後速やかに行わなければならない。
 - ② モルタルが型枠内に完全に充填されたことを**確認**してから、モルタルの注入を停止しなければならない。

3. ペトロラタム被覆

- (1) 受注者は、施工に先立ち鋼材表面の貝殻及び浮さび等を除去し、素地調整（3種ケレン(St2)）を行わなければならない。
- (2) 素地調整は、**設計図書**の定めによるものとする。
- (3) 受注者は、素地調整後、速やかに被覆防食の施工を行わなければならない。
- (4) 受注者は、ペトロラタム被覆の施工を次により行わなければならない。
 - ① ペトロラタム系ペーストを塗布する場合は、鋼材表面に均一に塗布しなければならない。
 - ② ペトロラタム系ペーストテープを使用する場合は、鋼材表面に密着するように施工しなければならない。
 - ③ ペトロラタム系ペースト又はペトロラタム系ペーストテープ施工後は速やかにペトロラタム系防食テープを施工しなければならない。

4. コンクリート被覆

- (1) 受注者は、施工に先立ち鋼材表面の貝殻及び浮さび等を除去し、素地調整（3種ケレン(St2)）を行わなければならない。
- (2) 素地調整は、**設計図書**の定めによるものとする。
- (3) 受注者は、素地調整後、速やかに被覆防食の施工を行わなければならない。
- (4) 被覆厚さは、**設計図書**の定めによるものとする。

5. 防食塗装

- (1) 素地調整は、**設計図書**の定めによるものとする。
- (2) 受注者は、雨天又は風浪により海水のしぶきが著しい場合及び空中湿度85%以上の場合、作業を中止しなければならない。
- (3) 受注者は、塗装を次により行わなければならない。
 - ① 塗装は、下塗、中塗、上塗に分けて行わなければならない。
 - ② 素地調整後、下塗を始めるまでの最長時間は、事前に監督職員の**承諾**を得なければならない。
 - ③ 塗装回数、塗装間隔及び塗料の使用量は、**設計図書**の定めによるものとする。

5-3-18 路床工

不陸修正は、**設計図書**の定めによるものとする。

5-3-19 コンクリート舗装工

1. 下層路盤

下層路盤の施工については、第1編5-3-2、16. 下層路盤の規定によるものとする。

2. 上層路盤

上層路盤の施工については、第1編5-3-2、17. 上層路盤の規定によるものとする。

3. コンクリート舗装

- (1) 受注者は、乳剤施工前に散水を行い、吸水性の路盤を適度に湿った状態に保たなければならない。なお、乳剤はPK-3とし、使用量は**設計図書**の定めによる。
- (2) 受注者は、型枠の施工を次により行うものとする。
 - ① 曲がり、ねじれ等変形のない十分清掃した鋼製型枠を正しい位置に堅固な構造で組み立て設置しなければならない。
 - ② 型枠の取外しは、コンクリート舗設終了後、20時間以上経過した後に行わなければならない。なお、気温が5℃～10℃の場合は、36時間以上経過した後型枠を取外さなければならない。ただし、型枠を取外した直後から交通車両が直接コンクリート版に当たる懸念がある場合及び気温5℃未満の場合の取外す時期は、監督職員の**承諾**を得なければならない。
- (3) 受注者は、コンクリート運搬を次により行うものとする。
 - ① コンクリート運搬は、材料が分離しない方法で行い、練混ぜから舗設開

始までの時間をダンプトラックによる場合は1時間以内としなければならない。なお、アジテータトラックによる場合は1.5時間以内としなければならない。

- ② コンクリートをミキサからダンプトラックに直接積み込む場合は、落下高さを小さくし、ダンプトラックを前後に移動させ、平らになるように積み込まなければならない。なお、ダンプトラックは、使用の前後に水洗いをしなければならない。
 - ③ コンクリートの運搬及び荷下しは、既打設コンクリートへの悪影響、路盤紙の移動及びコンクリート中への目潰砂の巻込みを防止しなければならない。
- (4) 受注者は、コンクリート敷均し準備を次により行うものとする。
- ① 打設厚さ及び幅員は、スクラッチテンプレート等を使用して**確認**しなければならない。
 - ② 降雨、降霜、路盤の凍結の恐れがある場合は、打設予定範囲をシート等により保護しなければならない。
- (5) 受注者は、コンクリート敷均しを次により行うものとする。
- ① 舗装版は、正確な仕上り厚さ及び正しい計画高さを確保しなければならない。
 - ② 舗設は、降雨、降霜又は凍結している路盤上に行ってはならない。
 - ③ 敷均しは、材料が分離しないようスプレッダー等を使用しなければならない。
 - ④ コンクリート舗装版の四隅、ダウエルバー、タイバー等の付近は、特に材料の分離が生じないように注意し、入念に施工しなければならない。
 - ⑤ コンクリート打設中、降雨が発生した場合は、施工目地を設け、作業を中止しなければならない。この場合、既打設箇所の舗装面の降雨による損傷を防ぐため表面をシート等で覆い保護しなければならない。
 - ⑥ 機械の故障等により作業を中止する場合は、監督職員の**承諾**を得て、施工目地を設け、作業を中止しなければならない。
- (6) 受注者は、コンクリート締固めを次により行うものとする。
- ① コンクリートは、フィニッシャ又はバイブレーターを使用し、ち密、堅固に締固めなければならない。
 - ② 型枠及び目地付近のコンクリートは、棒状バイブレータで締固めなければならない。また、作業中ダウエルバー、タイバー等が移動しないように

締固めなければならない。

- ③ コンクリートを2層に分けて打設する場合は、バイブレーターを下層のコンクリート中に10cm程度挿入し、上層と下層が一体となるように入念に締固めなければならない。
- (7) 受注者は、鉄網の敷設を次により行うものとする。
- ① 鉄網の位置は、**設計図書**の定めによるものとする。
- ② コンクリートの締固めの際は、鉄網をたわませたり移動させてはならない。
- ③ 鉄網の重ね合わせ幅は、20cm以上としなければならない。
- ④ 鉄網の重ね合わせ部は、焼なまし鉄線で結束しなければならない。
- ⑤ 鉄網により、コンクリートを上下2層に分けて打設する場合、上層コンクリートは、下層コンクリート敷均し後、30分以内に打設しなければならない。
- (8) 舗装版縁部に設置する補強筋は、**設計図書**の定めによるものとする。
- (9) 受注者は、コンクリート舗装の表面を縦方向の小波がないよう平坦、かつ、粗面に仕上げなければならない。
- (10) 受注者は、フィニッシャによる機械仕上げ又は簡易フィニッシャ及びテンプレートタンパによる手仕上げで表面の荒仕上げを行わなければならない。
- (11) 受注者は、平坦仕上げの施工を次により行うものとする。
- ① 平坦仕上げは、荒仕上げに引き続き表面仕上げ機による機械仕上げ又はフロートによる手仕上げを行わなければならない。
- ② 人力によるフロート仕上げは、フロートを半分ずつ重ねなければならない。なお、コンクリート面が低くフロートに接しないところがある場合は、フロート全面にコンクリートが接するまでコンクリートを補充して仕上げなければならない。
- ③ 仕上げ作業中は、コンクリートの表面に水を加えてはならない。なお、著しく乾燥する場合は、フォッグスプレーを使用することができる。
- (12) 受注者は、面取りなどの仕上げが完全に終了し、表面の水光りが消えた後、直ちに、はけ、ほうき等を用いて粗面仕上げをしなければならない。
- (13) 受注者は、直射日光、風雨、乾燥、気温、荷重、衝撃等を受けないようコンクリートの養生を行わなければならない。
- (14) 受注者は、表面仕上げ後、後期養生ができる程度にコンクリートが硬化

するまで、被膜養生などにより初期養生を行わなければならない。

- (15) 後期養生は、現場養生を行った供試体の曲げ強度が 3.5 N/mm^2 以上となるまで、スポンジ、麻布等でコンクリート表面を隙間なく覆い散水により湿潤状態を保たなければならない。養生終了時期は、試験等に基づき定め、事前に監督職員の**承諾**を得なければならない。
- (16) 寒中の養生は、コンクリートの圧縮強度が 5 N/mm^2 以上又は曲げ強度が 1 N/mm^2 以上になるまで凍結しないよう十分に保護し、特に風を防がなければならない。

4. 目 地

- (1) 目地板に相接するコンクリート舗装版の高低差は、 2 mm を超えないものとしなければならない。また、受注者は、コンクリート舗装版全幅にわたり等深、等厚になるように目地を施工しなければならない。
- (2) 受注者は、構造物隣接箇所の目地及び膨張目地の肩を半径 5 mm 程度の面取りをしなければならない。ただし、硬化後カッターで切断して目地を設ける場合及びダミー目地には、面取りを行ってはならない。
- (3) 受注者は、膨張目地の施工を次により行うものとする。
- ① 目地板は、路面に鉛直で一直線を通り、版全体を絶縁するように設置しなければならない。
 - ② 目地板の上部のシール部に一時的に挿入するものは、コンクリートに害を与えないよう、適当な時期に、これを完全に取り除かななければならない。
- (4) 受注者は、収縮目地の施工を次により行うものとする。
- ① ダミー目地は、**図面**に定める深さまで路面に対して垂直にコンクリートカッターで切り込み、注入目地材を施さなければならない。
 - ② 突合せ目地は、硬化したコンクリート側面にアスファルトを塗布又はアスファルトペーパーなどを挟み、新しいコンクリートが付着しないようにしなければならない。
- (5) 受注者は、施工目地の施工を次により行うものとする。
- ① 施工目地は、コンクリートの打設作業を 30 分以上中断する場合に設けなければならない。
 - ② 横施工目地は、**設計図書**に定める横方向収縮目地の位置に合わせるものとする。ただし、施工目地を**設計図書**に定める目地位置に合わせるができない場合は、事前に**設計図書**に関して監督職員の**承諾**を得て目地位置から離すものとする。

③ 施工目地は、突合せ目地とし、収縮目地の位置に設ける場合はダウエルバーを使用しなければならない。なお、それ以外の場合は、タイバーを使用しなければならない。

(6) 受注者は、**設計図書**に定めのある構造の目地を設置しなければならない。

5-3-20 アスファルト舗装工

1. 下層路盤

下層路盤の施工については、第1編5-3-2、16. 下層路盤の規定によるものとする。

2. 上層路盤

上層路盤の施工については、第1編5-3-2、17. 上層路盤の規定によるものとする。

3. 基 層

(1) アスファルトプラント

① アスファルトプラントは、**設計図書**に定める混合物を製造できるものとする。

② 受注者は、施工に先立ちアスファルトプラントの位置、設備内容及び性能について、監督職員の**承諾**を得なければならない。

(2) 混合及び運搬

① 受注者は、施工に先立ち監督職員にミキサ排出時の混合物の基準温度の**承諾**を得なければならない。また、混合物の温度は、基準温度± 25℃の範囲とし、かつ、185℃を超えないようにしなければならない。

② 受注者は、清浄、平坦な荷台を有するトラックで混合物を運搬しなければならない。

③ 受注者は、トラックの荷台内面に混合物の付着防止のため、加熱アスファルト混合物の品質を損なわないよう油又は溶液を薄く塗布しなければならない。

④ 受注者は、混合物をシート等により保温し運搬しなければならない。

(3) 受注者は、舗設準備を次により行うものとする。

① アスファルトコンクリートの舗設に先立ち、上層路盤面の浮石、ごみ、土等の有害物を除去しなければならない。

② 上層路盤面が雨、雪等でぬれている場合は、乾燥をまって作業を開始しなければならない。

(4) 受注者は、プライムコートの施工を次により行うものとする。

- ① プライムコートは、日平均気温が5℃以下の場合施工してはならない。ただし、やむを得ず気温5℃以下で施工する場合、事前に監督職員の**承諾**を得なければならない。
 - ② 作業中に降雨が発生した場合には、直ちに作業を中止しなければならない。
 - ③ 瀝青材料の散布は、乳剤温度を管理し、**設計図書**に定める量を均一に散布するものとする。
- (5) 受注者は、敷均しを次により行うものとする。
- ① 敷均しは、フィニッシャによらなければならない。なお、その他の方法による場合は、**設計図書**に関して監督職員の**承諾**を得なければならない。
 - ② 敷均した時の混合物の温度は、110℃以上としなければならない。
 - ③ 敷均しは、下層の表面が湿っていない時に施工しなければならない。なお、作業中に降雨が生じた場合には、敷均した部分を速やかに締固め仕上げて作業を中止しなければならない。
 - ④ 敷均しは、日平均気温が5℃以下の場合施工してはならない。ただし、やむを得ず気温5℃以下で舗設する場合は、事前に監督職員の**承諾**を得なければならない。
 - ⑤ 1層の計画仕上り厚さは、7cm以下としなければならない。
- (6) 受注者は、締固め及び継目の施工を次により行うものとする。
- ① 混合物は、敷均し後、ローラによって**設計図書**に定める締固め度が得られるよう十分に締固めなければならない。また、ローラによる締固めが不可能な箇所は、タンパ等で十分に締固めて仕上げなければならない。
 - ② 横継目、縦継目及び構造物との接触部は、十分締固め、密着させ平坦に仕上げなければならない。
 - ③ 既に舗設した端部が十分締固められていない場合又はき裂が多く発生している場合は、その部分を除去した後、隣接部を施工しなければならない。また、縦継目の位置は15cm以上、横継目の位置は1m以上ずらさなければならない。

4. 表 層

(1) アスファルトプラント

- ① アスファルトプラントは、**設計図書**に定める混合物を製造できるものとする。
- ② 受注者は、施工に先立ちアスファルトプラントの位置、設備内容及び性

能について、監督職員の**承諾**を得なければならない。

(2) 混合及び運搬

- ① 受注者は、施工に先立ち監督職員にミキサ排出時の混合物の基準温度の**承諾**を得なければならない。また、混合物の温度は、基準温度± 25℃の範囲とし、かつ、185℃を超えないようにしなければならない。
- ② 受注者は、清浄、平坦な荷台を有するトラックで混合物を運搬しなければならない。
- ③ 受注者は、トラックの荷台内面に混合物の付着防止のため、加熱アスファルト混合物の品質を損なわないよう油又は溶液を薄く塗布しなければならない。
- ④ 受注者は、混合物をシート等により保温し運搬しなければならない。

(3) 受注者は、舗設準備を次により行うものとする。

- ① アスファルトコンクリートの舗設に先立ち、基層面の浮石、ごみ、土等の有害物を除去しなければならない。
- ② 基層面が雨、雪等でぬれている場合は、乾燥をまって作業を開始しなければならない。

(4) 受注者は、タックコートの施工を次により行うものとする。

- ① タックコートは、日平均気温が5℃以下の場合施工してはならない。
ただし、やむを得ず気温5℃以下で施工する場合、事前に監督職員の**承諾**を得なければならない。
- ② 作業中に降雨が発生した場合には、直ちに作業を中止しなければならない。
- ③ 瀝青材料の散布は、乳剤温度を管理し、**設計図書**に定める量を均一に散布するものとする。
- ④ タックコート面は、上層のアスファルト混合物を舗設するまでの間、良好な状態に維持しなければならない。

(5) 受注者は、敷均しを次により行うものとする。

- ① 敷均しは、フィニッシャによらなければならない。なお、その他の方法による場合は、事前に**設計図書**に関して監督職員の**承諾**を得なければならない。
- ② 敷均した時の混合物の温度は、110℃以上としなければならない。
- ③ 敷均しは、下層の表面が湿っていない時に施工しなければならない。
なお、作業中に降雨が生じた場合には、敷均した部分を速やかに締固め

仕上げて作業を中止しなければならない。

- ④ 敷均しは、日平均気温が5℃以下の場合施工してはならない。ただし、やむを得ず気温5℃以下で舗設する場合は、事前に監督職員の**承諾**を得なければならない。
- ⑤ 1層の計画仕上り厚さは、7cm以下としなければならない。
- (6) 受注者は、締固め及び継目の施工を次により行うものとする。
 - ① 混合物は、敷均し後、ローラによって**設計図書**に定める締固め度が得られるよう十分に締固めなければならない。また、ローラによる締固めが不可能な箇所は、タンパ等で十分に締固めて仕上げなければならない。
 - ② 横継目、縦継目及び構造物との接触部は、十分締固め、密着させ平坦に仕上げなければならない。
 - ③ 既に舗設した端部が十分締固められていない場合又はき裂が多く発生している場合は、その部分を除去した後、隣接部を施工しなければならない。
また、縦継目の位置は15cm以上、横継目の位置は1m以上ずらさなければならない。なお、表層の縦継目の位置は、監督職員の**承諾**を得なければならない。

5-3-21 植生工

1. 張 芝

- (1) 受注者は、使用する芝を現場搬入後、高く積み重ねたり、長期間日光にさらしてはならない。
- (2) 受注者は、施工箇所の雑草等を取除き、芝の育成に適した土を敷き均し不陸整正を行い、肥料を散布しなければならない。
- (3) 受注者は、張芝の施工に先立ち、施工箇所を不陸整正し、芝を張り、土羽板等を用いて地盤に密着させなければならない。次に湿気のある目土を表面に均一に散布し、土羽板等で打ち固めなければならない。
- (4) 受注者は、傾斜地等で芝がはく離しやすい箇所は、張芝1枚当たり2本以上の芝串で固定しなければならない。
- (5) 受注者は、施工後、枯死しないように養生しなければならない。なお、受注者は、工事完了後引渡しまでに芝が枯死した場合、その原因を調査し、監督職員に**通知**し、再施工しなければならない。

2. 筋 芝

- (1) 受注者は、使用する芝を現場搬入後、高く積み重ねたり、長期間日光にさらしてはならない。

- (2) 受注者は、芝の葉面を下にして敷き延べ、上層に土羽土を置いて規定の形状に土羽板等によって脱落しないよう硬く締め固めなければならない。
なお、法肩には、耳芝を施さなければならない。
- (3) 芝片は、法面の水平方向に張るものとし、間隔は 30cmを標準とする。
なお、これ以外による場合は**設計図書**の定めによるものとする。
- (4) 受注者は、施工後、枯死しないように養生しなければならない。なお、受注者は、工事完了後引渡しまでに芝が枯死した場合、その原因を調査し、監督職員に**通知**し、再施工しなければならない。

3. 播 種

- (1) 受注者は、播種地盤の表面をわずかにかき起こし、整地した後に種子を均等に播き付け、土を薄く敷き均し、柔らかく押し付けておかなければならない。
- (2) 受注者は、施工後、散水等により養生しなければならない。
- (3) 受注者は、一定期間後発芽しない場合、再播種を行わなければならない。

4. 種子吹付

- (1) 受注者は、吹付け面の浮土その他の雑物は除去し、はなはだしい凹凸は整正しなければならない。
- (2) 受注者は、吹付け面が乾燥している場合、吹付けに先立ち順次散水し、十分に湿らさなければならない。
- (3) 受注者は、所定の量を一樣の厚さになるように吹き付けなければならない。
- (4) 受注者は、吹付け面とノズルの距離及び角度を吹付け面の硬軟に応じて調節し、吹付け面を荒らさないように注意しなければならない。
- (5) 受注者は、種子吹付け後、適度な散水等により養生しなければならない。
- (6) 受注者は、一定期間後発芽しない場合、再吹付けを行わなければならない。

5. 植 栽

- (1) 受注者は、根回しに先立ち樹木の植付け時期について、監督職員**の承諾**を得なければならない。
- (2) 受注者は、枝幹の損傷、鉢くずれしないよう樹木を運搬しなければならない。
- (3) 受注者は、栽培地からその日に植付け可能な本数だけ運搬するものとする。なお、残数を生じた場合は、こも又はむしろに包んだまま放置せず、

仮植しなければならない。

- (4) 受注者は、植栽直前に樹木類に応じた植穴を掘り、乾燥をさけなければならない。
- (5) 受注者は、植穴の底部を耕し、根を平均に配置し、周囲の土により埋め戻して根本を良く締め固め、水鉢を切って仕上げなければならない。
- (6) 受注者は、植付け後、速やかに支柱を取付けなければならない。
- (7) 受注者は、肥料が直接樹木の根に触れないように均等に施肥しなければならない。
- (8) 受注者は、植付け完了後、余剰枝の剪定、整形等その他必要な手入れを行わなければならない。
- (9) 受注者は、植栽した樹木に樹名板を設置しなければならない。なお、記載事項は、**設計図書**によるものとする。
- (10) 受注者は、植栽した樹木の引渡し後1年以内に枯死又は形姿不良（枯枝が樹冠部の概ね3分の2以上となった場合、又は真っ直ぐな主幹を有する樹木は樹高の概ね3分の1以上の主幹が枯れた場合をいい、また、確実に同様な状態になると予測されるものを含む。）となった場合、受注者の負担で同種同等品以上のものと植え替えなければならない。ただし、天災、その他やむを得ない理由による場合は、この限りでない。

第4節 土捨工

5-4-1 一般事項

本節は、土捨工として排砂管設備工、土運船運搬工、揚土土捨工その他これらに類する工種について定めるものとする。

5-4-2 排砂管設備工

排砂管設備工の施工については、第1編5-3-3排砂管設備工の規定によるものとする。

5-4-3 土運船運搬工

土運船運搬工の施工については、第1編5-3-4土運船運搬工の規定によるものとする。

5-4-4 揚土土捨工

揚土土捨工の施工については、第1編5-3-5揚土土捨工の規定によるものとする。

第5節 海上地盤改良工

5-5-1 一般事項

本節は、海上地盤改良工として床掘工、排砂管設備工、土運船運搬工、揚土土捨工、置換工、圧密・排水工、締固工、固化工その他これらに類する工種について定めるものとする。

5-5-2 床掘工

1. ポンプ床掘

- (1) ポンプ床掘の施工については、第1編5-3-2、1. ポンプ浚渫の規定によるものとする。
- (2) 軟弱層を全部置換える場合の床掘り底面の地層の確認方法は、**設計図書**の定めによるものとする。ただし、受注者は、地層の変化などにより**設計図書**の定めにより難しい場合は、速やかに監督職員に**通知**し、**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。
- (3) 受注者は、底面及び法面の施工で出来形の許容範囲を超えた場合、置換材と同等以上の品質を有する材料で埋戻しを行わなければならない。なお、引き続き同一工事で置換えを行う場合は、監督職員の**承諾**を得て埋戻しを置換えと一体施工することができるものとする。

2. グラブ床掘

- (1) グラブ床掘の施工については、第1編5-3-2、3. グラブ浚渫の規定によるものとする。
- (2) 軟弱層を全部置換える場合の床掘り底面の地層の確認方法は、**設計図書**の定めによるものとする。ただし、受注者は地層の変化などにより**設計図書**の定めにより難しい場合は、速やかに監督職員に**通知**し、**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。
- (3) 受注者は、底面及び法面の施工で出来形の許容範囲を超えた場合、置換材と同等以上の品質を有する材料で埋戻しを行わなければならない。なお、引き続き同一工事で置換えを行う場合は、監督職員の**承諾**を得て埋戻しを置換えと一体施工することができるものとする。

3. 硬土盤床掘

- (1) 硬土盤床掘の施工については、第1編5-3-2、5. 硬土盤浚渫の規定によるものとする。
- (2) 受注者は、底面及び法面の施工で出来形の許容範囲を超えた場合、置換

材と同等以上の品質を有する材料で埋戻しを行わなければならない。なお、引き続き同一工事で置換えを行う場合は、監督職員の**承諾**を得て埋戻しを置換えと一体施工することができるものとする。

4. 砕岩床掘

- (1) 砕岩床掘の施工については、第1編5-3-2、6. 砕岩浚渫の規定によるものとする。
- (2) 受注者は、底面及び法面の施工で出来形の許容範囲を超えた場合、置換材と同等以上の品質を有する材料で埋戻しを行わなければならない。なお、引き続き同一工事で置換えを行う場合は、監督職員の**承諾**を得て埋戻しを置換えと一体施工することができるものとする。

5. バックホウ床掘

- (1) バックホウ床掘の施工については、第1編5-3-2、7. バックホウ浚渫の規定によるものとする。
- (2) 軟弱層を全部置換える場合の床掘り底面の地層の確認方法は、**設計図書**の定めによるものとする。ただし、受注者は地層の変化などにより**設計図書**の定めにより難しい場合は、速やかに監督職員に**通知**し、**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。
- (3) 受注者は、底面及び法面の施工で出来形の許容範囲を超えた場合、置換材と同等以上の品質を有する材料で埋戻しを行わなければならない。なお、引き続き同一工事で置換えを行う場合は、監督職員の**承諾**を得て埋戻しを置換えと一体施工することができるものとする。

5-5-3 排砂管設備工

排砂管設備工の施工については、第1編5-3-3排砂管設備工の規定によるものとする。

5-5-4 土運船運搬工

土運船運搬工の施工については、第1編5-3-4土運船運搬工の規定によるものとする。

5-5-5 揚土土捨工

揚土土捨工の施工については、第1編5-3-5揚土土捨工の規定によるものとする。

5-5-6 置換工

1. 置換材

- (1) 受注者は、置換材を**設計図書**に定める区域内に投入し、運搬途中の漏出

のないように行わなければならない。

(2) 受注者は、濁りを発生させないように置換材を投入しなければならない。

なお、**設計図書**に濁り防止のための処置が指定されている場合は、それに従わなければならない。

(3) 受注者は、浮泥を巻き込まないように置換材を投入しなければならない。

2. 置換材均し

受注者は、**設計図書**に定める区域内を平均に仕上げなければならない。

5-5-7 圧密・排水工

圧密・排水工の施工については、第1編5-3-6圧密・排水工の規定によるものとする。

5-5-8 締固工

締固工の施工については、第1編5-3-7締固工の規定によるものとする。

5-5-9 固化工

固化工の施工については、第1編5-3-8固化工の規定によるものとする。

第6節 基礎工

5-6-1 一般事項

本節は、基礎工として基礎盛砂工、洗掘防止工、基礎捨石工、基礎ブロック工、その他これらに類する工種について定めるものとする。

5-6-2 基礎盛砂工

1. 盛砂

(1) 受注者は、**設計図書**に定める区域内に盛砂を行わなければならない。

(2) 受注者は、濁りを発生させないように砂を投入しなければならない。なお、**設計図書**に濁り防止のための処置が指定されている場合は、それに従わなければならない。

(3) 受注者は、浮泥を巻き込まないように砂を投入しなければならない。

2. 盛砂均し

受注者は、**設計図書**に定める区域内を平均に仕上げなければならない。

5-6-3 洗掘防止工

洗掘防止工の施工については、第1編5-3-9洗掘防止工の規定によるものとする。

5-6-4 基礎捨石工

1. 基礎捨石

受注者は、捨石マウンドの余盛厚が**設計図書**に指定されている場合は、それに従わなければならない。

2. 瀬取り

受注者は、瀬取りの施工について、既設構造物等に注意して施工しなければならない。

3. 捨石本均し

受注者は、捨石マウンドをゆるみのないよう堅固に施工しなければならない。
なお、均し精度は、**設計図書**の定めによるものとする。

4. 捨石荒均し

受注者は、捨石マウンドをゆるみのないよう堅固に施工しなければならない。
なお、均し精度は、**設計図書**の定めによるものとする。

5-6-5 袋詰コンクリート工

袋詰コンクリート工の施工については、第1編第4章第13節袋詰コンクリートの規定によるものとする。

5-6-6 基礎ブロック工

1. 基礎ブロック製作

- (1) 基礎ブロック製作の施工については、第1編第4章無筋、鉄筋コンクリートの規定によるものとする。
- (2) 製作ヤードは、**設計図書**の定めによるものとする。
- (3) 受注者は、製作した基礎ブロックを転置する場合、急激な衝撃や力が作用しないよう施工しなければならない。また、施工に先立ち転置時期について、監督職員の**承諾**を得なければならない。
- (4) 受注者は、基礎ブロック製作完了後、製作番号等を表示しなければならない。
- (5) 基礎ブロックの型枠は所定の形状で変形、破損等がなく、整備された型枠を使用しなければならない。

2. 基礎ブロック据付

- (1) 受注者は、施工に先立ち基礎ブロックの据付時期を監督職員に**通知**しなければならない。
- (2) 受注者は、基礎ブロック据付に先立ち、気象、海象をあらかじめ十分調査し、適切な時期を選定し、注意して据え付けなければならない。
- (3) 受注者は、海中に仮置された基礎ブロックを据え付ける際、既設構造物との接触面に付着して作業上支障をきたす貝、海草等を除去しなければな

らない。

5-6-7 水中コンクリート工

水中コンクリート工の施工については、第1編第4章第12節水中コンクリートの規定によるものとする。

5-6-8 水中不分離性コンクリート工

水中不分離性コンクリート工の施工については、第1編第4章第14節水中不分離性コンクリートの規定によるものとする。

第7節 本體工（ケーソン式）

5-7-1 一般事項

本節は、本體工（ケーソン式）としてケーソン製作工、ケーソン進水据付工、中詰工、蓋コンクリート工、蓋ブロック工その他これらに類する工種について定めるものとする。

5-7-2 ケーソン製作工

1. ケーソン製作用台船

- (1) 受注者は、施工に先立ちフローティングドックの作業床を、水平、かつ、平坦になるように調整しなければならない。
- (2) 受注者は、気象及び海象に留意して、フローティングドックの作業における事故防止に努めなければならない。

2. 底 面

受注者は、ケーソンと函台を絶縁しなければならない。

3. マ ッ ト

- (1) 受注者は、製作に先立ち、形状寸法を記載した製作図を監督職員に**提出**しなければならない。
- (2) 摩擦増大用マット

受注者は、摩擦増大用マットをケーソン製作時にケーソンと一体として施工する場合、ケーソン進水、仮置、回航・えい航及び据付時に剥離しないように処置しなければならない。

4. 支 保

支保の施工については、第1編第4章第11節型枠及び支保工の規定によるものとする。

5. 鉄 筋

鉄筋の施工については、第1編第4章第10節鉄筋工の規定によるものとする。

6. 型 枠

型枠の施工については、第1編第4章第11節型枠及び支保の規定によるものとする。

7. コンクリート

- (1) コンクリートの施工については、第1編第4章無筋・鉄筋コンクリートの規定によるものとする。
- (2) ケーソン製作ヤードは、**設計図書**の定めによるものとする。
- (3) コンクリートの打継目は、**設計図書**の定めによるものとする。
- (4) 海上打継は、**設計図書**の定めによるものとする。
- (5) 受注者は、海上コンクリート打設を、打継面が海水に洗われることのない状態にて施工しなければならない。
- (6) 受注者は、2函以上のケーソンを同一函台で製作する場合、ケーソン相互間に支障が生じないように配置しなければならない。
- (7) 受注者は、ケーソン製作完了後、ケーソン番号、吃水目盛等をケーソンに表示しなければならない。なお、その位置及び内容は、監督職員の**指示**に従うものとする。
- (8) 受注者は、ケーソン製作期間中、安全ネットの設置等墜落防止のための処置を講じなければならない。

5-7-3 ケーソン進水据付工

1. バラスト

ケーソンのバラストは、**設計図書**の定めによるものとする。

2. 止 水 板

受注者は、ケーソンに止水板を取り付けた場合、ケーソン進水後に止水状況を**確認**し、取付箇所から漏水がある場合は、直ちに処置を行い、監督職員に**通知**しなければならない。

3. 上 蓋

受注者は、ケーソンを回航する場合は、上蓋を水密となるよう取付けなければならない。

4. 進 水

- (1) 受注者は、ケーソン進水に先立ち、ケーソンに異常のないことを**確認**しなければならない。
- (2) 受注者は、ケーソン進水時期を事前に監督職員に**通知**しなければならない。

- (3) 受注者は、ケーソン進水に先立ち、ケーソンに上蓋、安全ネット又は吊り足場を設置し、墜落防止の処置を講じなければならない。
- (4) 受注者は、斜路による進水を次により行うものとする。
- ① ケーソン進水に先立ち、斜路を詳細に調査し、進水作業における事故防止に努めなければならない。なお、異常を発見した場合は、直ちに監督職員に**通知**し、**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。
 - ② 製作場及び斜路ジャッキ台でのジャッキアップは、偏心荷重とならないようジャッキを配置し、いずれのジャッキのストロークも同じになるよう調整しなければならない。
- (5) 受注者は、ドライドックによる進水を次により行うものとする。
- ① ケーソン進水に先立ち、ゲート前面を詳細に調査し、ゲート浮上及び進水作業における事故防止に努めなければならない。
 - ② ゲート浮上作業は、ゲート本体の側面及び底面への衝撃、擦り減り等を与えないよう努めなければならない。
 - ③ ゲート閉鎖は、ドック戸当たり近辺の異物及び埋没土砂を除去、清掃し、ゲート本体の保護に努めなければならない。
 - ④ 波浪、うねり等の大きい場合は、ゲート閉鎖作業は極力避け、戸当たり面の損傷を避けなければならない。
- (6) 受注者は、吊降し進水を次により行うものとする。
- ① 吊降し方法は、**設計図書**の定めによるものとする。
 - ② 吊枠の使用は、**設計図書**の定めによるものとする。なお、施工に先立ち使用する吊枠の形状、材質及び吊具の配置、形状寸法について、監督職員との**承諾**を得なければならない。
 - ③ ケーソンに埋め込まれた吊金具は、施工に先立ち点検しなければならない。また、異常を発見した場合は、直ちに監督職員に**通知**し、**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。
- (7) 受注者は、フローティングドックによる進水を次により行うものとする。
- ① ケーソン進水に先立ち、ケーソンの浮上に必要な水深を確保しなければならない。
 - ② フローティングドックは、一方に片寄らない状態で注水・沈降させ、進水しなければならない。
- (8) 受注者は、ケーソンが自力で浮上するまで、引船等で引出してはならない。

- (9) 受注者は、ケーソン進水完了後、ケーソンに異常のないことを**確認**しなければならない。また、異常を発見した場合は、直ちに処置を行い、監督職員に**通知**しなければならない。
- (10) 受注者は、ケーソン進水時に仮設材の流失等で、海域環境に影響を及ぼさないようにしなければならない。

5. 仮置

- (1) 受注者は、ケーソン仮置に先立ち、ケーソンに異常のないことを**確認**しなければならない。
- (2) ケーソンの仮置場所は、**設計図書**の定めによるものとする。
- (3) ケーソンの仮置方法は、**設計図書**の定めによるものとする。
- (4) 受注者は、ケーソン仮置に先立ち、仮置場所を調査しなければならない。なお、異常を発見した場合は、直ちに監督職員に**通知**し、**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。
- (5) ケーソン注水時の各室の水位差は、1 m以内とする。
- (6) 受注者は、ケーソン仮置終了後、ケーソンが所定の位置に、異常なく仮置されたことを**確認**しなければならない。
- (7) 受注者は、ケーソンの仮置期間中、気象、海象に十分注意し、管理しなければならない。なお、異常を発見した場合は、直ちに処置を行い、監督職員に**通知**しなければならない。
- (8) ケーソン仮置後の標識灯設置は、**設計図書**の定めによるものとする。

6. 回航・えい航

- (1) ケーソンの引渡場所及び引渡方法は、**設計図書**の定めによるものとする。
- (2) 受注者は、ケーソンえい航時期を、事前に監督職員に**通知**しなければならない。
- (3) 受注者は、ケーソンえい航に先立ち、気象、海象を十分調査し、えい航に適切な時期を選定しなければならない。なお、避難対策を策定し、えい航中に事故が生じないように注意しなければならない。
- (4) 受注者は、ケーソンのえい航に先立ち、ケーソン内の水を、排水しなければならない。排水は各室の水位差を1 m以内とする。
- (5) 受注者は、ケーソンえい航に先立ち、ケーソンの破損、漏水、その他えい航中の事故の原因となる箇所のないことを**確認**しなければならない。また、異常を発見した場合は、直ちに監督職員に**通知**し、**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。

- (6) 受注者は、ケーソンえい航に先立ち、えい航に使用するロープの品質、形状寸法、及びケーソンとの連結方法を、監督職員に**通知**しなければならない。
- (7) 受注者は、ケーソンえい航にあたって、監視を十分に行い航行船舶との事故防止に努めなければならない。
- (8) 受注者は、ケーソンえい航に先立ち、ケーソンに上蓋、安全ネット又は吊り足場を設置し、墜落防止の処置を講じなければならない。
- (9) 受注者は、ケーソンえい航中、ケーソンの安定に留意しなければならない。
- (10) 受注者は、ケーソンを対角線方向に引いてはならない。
- (11) 受注者は、ケーソンを吊り上げてえい航する場合、ケーソンが振れ、回転をしない処置を講じなければならない。
- (12) 受注者は、ケーソンえい航完了後、ケーソンに異常のないことを**確認**しなければならない。また、異常を発見した場合は、直ちに処置を行い、監督職員に**通知**しなければならない。
- (13) 受注者は、ケーソンの回航時期、寄港地、避難場所、回航経路及び連絡体制を、事前に監督職員に**通知**しなければならない。
- (14) 受注者は、ケーソンの回航に先立ち、気象、海象をあらかじめ十分調査し、回航に適切な時期を選定しなければならない。なお、避難対策を策定し、回航中に事故が生じないように注意しなければならない。
- (15) 受注者は、ケーソンの回航に先立ち、ケーソン内の水を、排水しなければならない。排水は各室の水位差を1 m以内とする。
- (16) 受注者は、ケーソン回航に先立ち、ケーソンの破損、漏水、その他回航中の事故の原因となる箇所のないことを**確認**しなければならない。また、異常を発見した場合は、直ちに監督職員に**通知**し、**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。
- (17) 受注者は、大回しロープにはワイヤーロープを使用し、その巻き数は二重としなければならない。ただし、港内をえい航する場合は、監督職員と**協議**するものとする。
- (18) 受注者は、大回しロープの位置を浮心付近に固定し、隅角部をゴム板、木材又は鋼材で保護しなければならない。ただし、港内をえい航する場合は、監督職員と**協議**するものとする。
- (19) 受注者は、回航に先立ち、ケーソン回航に使用するロープの品質及び形

状寸法を、監督職員に**通知**しなければならない。

- (20) 受注者は、船舶電話等の通信設備を有する引船をケーソン回航に使用しなければならない。
- (21) 受注者は、ケーソン回航にあたって、監視を十分に行い航行船舶との事故防止に努めなければならない。
- (22) 受注者は、ケーソン回航に先立ち、ケーソンに上蓋、安全ネット又は吊り足場を設置し、墜落防止の処置を講じなければならない。
- (23) 受注者は、ケーソンの回航中、ケーソンの安定に留意しなければならない。
- (24) 受注者は、ケーソン回航中、常にケーソンに注意し、異常を認めた場合は、直ちに適切な措置を講じなければならない。
- (25) 受注者は、ケーソンを寄港又は避難させた場合、直ちにケーソンの異常の有無を監督職員に**通知**しなければならない。なお、目的地に到着の時も同様とする。また、回航計画に定める地点を通過した時は、通過時刻及び異常の有無を同様に**通知**しなければならない。
- (26) 受注者は、ケーソンを途中寄港又は避難させる場合の仮置方法について、事前に監督職員に**通知**しなければならない。この場合、引船は、ケーソンを充分監視できる位置に配置しなければならない。また、出港に際しては、ケーソンの大回しロープの緩み、破損状況、傾斜の状態等を**確認**し、回航に支障のないよう適切な措置を講じなければならない。
- (27) 受注者は、ケーソン回航完了後、ケーソンに異常のないことを**確認**しなければならない。また、異常を発見した場合は、直ちに処置を行い、監督職員に**通知**しなければならない。

7. 据 付

- (1) 受注者は、ケーソン据付時期を事前に監督職員に**通知**しなければならない。
- (2) 受注者は、ケーソン据付に先立ち、気象、海象をあらかじめ十分調査し、ケーソン据付作業は所定の精度が得られるよう、また、安全等に注意して施工しなければならない。
- (3) 受注者は、各室の水位差を1 m以内とするように注水しなければならない。
- (4) 受注者は、海中に仮置されたケーソンを据え付ける際に、ケーソンの既設構造物との接触面に付着して作業上支障をきたす貝、海草等を除去しな

ければならない。

- (5) 受注者は、ケーソン据付作業完了後、ケーソンに異常がないことを**確認**しなければならない。また、異常を発見した場合は、直ちに処置を行い、監督職員に**通知**しなければならない。

5-7-4 中詰工

中詰工の施工については第1編5-3-10中詰工の規定によるものとする。

5-7-5 蓋コンクリート工

蓋コンクリート工の施工については、第1編5-3-11蓋コンクリート工の規定によるものとする。

5-7-6 蓋ブロック工

蓋ブロック工の施工については、第1編5-3-12蓋ブロック工の規定によるものとする。

第8節 本体工（ブロック式）

5-8-1 一般事項

本節は、本体工（ブロック式）として本体ブロック製作工、本体ブロック据付工、中詰工、蓋コンクリート工、蓋ブロック工その他これらに類する工種について定めるものとする。

5-8-2 本体ブロック製作工

1. 底 面

製作ヤードは、**設計図書**の定めによるものとする。

2. 鉄 筋

鉄筋の施工については、第1編第4章第10節鉄筋工の規定によるものとする。

3. 型 枠

型枠の施工については、第1編第4章第11節型枠及び支保工の規定によるものとする。

4. コンクリート

- (1) コンクリートの施工については、第1編第4章無筋・鉄筋コンクリートの規定によるものとする。
- (2) 受注者は、本体ブロックを転置する場合、急激な衝撃や力が作用しないよう施工しなければならない。また、施工に先立ち、転置時期について、監督職員の**承諾**を得なければならない。
- (3) 受注者は、本体ブロック製作完了後、製作番号等を表示しなければならない。

ない。

- (4) 受注者は、所定の形状で変形、破損等がなく、整備された型枠を使用しなければならない。

5-8-3 本体ブロック据付工

1. 本体ブロック据付

- (1) 受注者は、施工に先立ち本体ブロックの据付時期を監督職員に**通知**しなければならない。
- (2) 受注者は、本体ブロック据付に先立ち、気象、海象をあらかじめ十分調査し、適切な時期を選定し、注意して据え付けなければならない。
- (3) 受注者は、海中に仮置された本体ブロックを据え付ける際、既設構造物との接触面に付着して作業上支障をきたす貝、海草等を除去しなければならない。

5-8-4 中詰工

中詰工の施工については第1編5-3-10中詰工の規定によるものとする。

5-8-5 蓋コンクリート工

蓋コンクリート工の施工については、第1編5-3-11蓋コンクリート工の規定によるものとする。

5-8-6 蓋ブロック工

蓋ブロック工の施工については、第1編5-3-12蓋ブロック工の規定によるものとする。

第9節 本体工（場所打式）

5-9-1 一般事項

本節は、本体工（場所打式）として場所打コンクリート工、水中コンクリート工、プレパックドコンクリート工、水中不分離性コンクリート工その他これらに類する工種について定めるものとする。

5-9-2 場所打コンクリート工

1. 鉄筋

鉄筋の施工については、第1編第4章第10節鉄筋工の規定によるものとする。

2. 型枠

型枠の施工については、第1編第4章第11節型枠及び支保工の規定によるものとする。

3. 伸縮目地

伸縮目地は、**設計図書**の定めによるものとする。

4. コンクリート

- (1) コンクリートの施工については、第1編第4章無筋・鉄筋コンクリートの規定によるものとする。
- (2) 水平打継目の処理方法は、**設計図書**の定めによるものとする。ただし、受注者は、やむを得ず**図面**で定められていない場所に打継目を設ける場合、構造物の強度、耐久性及び外観を害しないように、その位置、方向及び施工方法を定め、事前に**設計図書**に関して監督職員の**承諾**を得なければならない。
- (3) 受注者は、既設コンクリートにコンクリートを打設する場合、打設前に既設コンクリートの表面に付着している貝、海草等を除去しなければならない。なお、**設計図書**に特別な処置が指定されている場合は、それに従うものとする。

5. 補助ヤード施設

補助ヤード施設の場所及び規模等については、**設計図書**の定めによるものとする。なお、これにより難い場合、受注者は、**設計図書**に関して監督職員の**承諾**を得なければならない。

5-9-3 水中コンクリート工

水中コンクリート工の施工については、第1編第4章第12節水中コンクリートの規定によるものとする。

5-9-4 プレパックドコンクリート工

プレパックドコンクリート工の施工については、第1編第4章第15節プレパックドコンクリートの規定によるものとする。

5-9-5 水中不分離性コンクリート工

水中不分離性コンクリート工の施工については、第1編第4章第14節水中不分離性コンクリートの規定によるものとする。

第10節 本体工（捨石・捨ブロック式）

5-10-1 一般事項

本節は、本体工（捨石・捨ブロック式）として洗掘防止工、本体捨石工、捨ブロック工、場所打コンクリート工その他これらに類する工種について定めるものとする。

5-10-2 洗掘防止工

洗掘防止工の施工については、第1編5-3-9洗掘防止工の規定によるものとする。

5-10-3 本体捨石工

1. 本体捨石

受注者は、本体捨石の余盛厚が**設計図書**に指定されている場合は、それに従わなければならない。

2. 本体捨石均し

受注者は、本体捨石をゆるみのないよう堅固に施工しなければならない。

なお、均し精度は、**設計図書**の定めによるものとする。

5-10-4 捨ブロック工

1. 捨ブロック製作

(1) 捨ブロック製作の施工については、第1編第4章無筋・鉄筋コンクリートの規定によるものとする。

(2) 製作ヤードは、**設計図書**の定めによるものとする。

(3) 受注者は、製作した捨ブロックを転置する場合、急激な衝撃や力が作用しないよう施工しなければならない。また、施工に先立ち転置時期について、監督職員の**承諾**を得なければならない。

(4) 受注者は、捨ブロック製作完了後、製作番号等を表示しなければならない。

(5) 捨ブロックの型枠は、所定の形状で変形、破損等がなく、整備された型枠を使用しなければならない。

2. 捨ブロック据付

(1) 受注者は、施工に先立ち捨ブロックの据付時期を監督職員に**通知**しなければならない。

(2) 受注者は、捨ブロック据付に先立ち、気象、海象をあらかじめ十分調査し、適切な時期を選定し、注意して据え付けなければならない。

(3) 受注者は、海中に仮置された捨ブロックを据え付ける際、既設構造物との接触面に付着して作業上支障をきたす貝、海草等を除去しなければならない。

5-10-5 場所打コンクリート工

1. 基礎砕石

基礎砕石の施工については、**設計図書**の定めによるものとする。

2. 型 枠

型枠の施工については、第1編第4章第11節型枠及び支保工の規定によるものとする。

3. 伸縮目地

伸縮目地は、**設計図書**の定めによるものとする。

4. コンクリート

- (1) コンクリートの施工については、第1編第4章無筋・鉄筋コンクリートの規定によるものとする。
- (2) 水平打継目の処理方法は、**設計図書**の定めによるものとする。ただし、受注者は、やむを得ず図面で定められていない場所に打継目を設ける場合、構造物の強度、耐久性及び外観を害しないように、その位置、方向及び施工方法を定め、事前に**設計図書**に関して監督職員の**承諾**を得なければならない。
- (3) 受注者は、既設コンクリートにコンクリートを打設する場合、打設前に既設コンクリートの表面に付着している貝、海草等を除去しなければならない。なお、**設計図書**に特別な処置が指定されている場合は、それに従わなければならない。

第11節 本土工（鋼矢板式）

5-11-1 一般事項

本節は、本土工（鋼矢板式）として鋼矢板工、控工その他これらに類する工種について定めるものとする。

5-11-2 鋼矢板工

鋼矢板工の施工については、第1編5-3-13鋼矢板工の規定によるものとする。

5-11-3 控 工

控工の施工については、第1編5-3-14控工の規定によるものとする。

第12節 本土工（コンクリート矢板式）

5-12-1 一般事項

本節は、本土工（コンクリート矢板式）としてコンクリート矢板工、控工その他これらに類する工種について定めるものとする。

5-12-2 コンクリート矢板工

1. コンクリート矢板

- (1) 受注者は、矢板の運搬中及び保管中に矢板本体に損傷を与えない処置を講じなければならない。また、受注者は、矢板を2点吊りで吊り上げなければならない。
- (2) 受注者は、2段以上に積む場合の枕木は同一鉛直線上に置かなければならない。なお、縦積みする場合は3段以上積み重ねてはならない。
- (3) 受注者は、**設計図書**に矢板の打込み工法が指定されている場合は、それに従わなければならない。なお、**設計図書**に指定されていない場合には、打込み地点の土質条件、立地条件、矢板の種類等に応じた工法を選ぶものとする。
- (4) 受注者は、地層の変化、障害物などにより、打込み困難な状況が生じた場合、若しくは土質条件に比べて矢板の貫入量が異常に大きい場合、打込みを中断しなければならない。また、速やかに監督職員に**通知**し、**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。
- (5) 受注者は、矢板打込み後、継手が離脱していることが認められた場合、引き抜いて打ち直さなければならない。ただし、引抜きが不可能な場合は、速やかに監督職員に**通知**し、**設計図書**に関して監督職員の**承諾**を得なければならない。
- (6) ウォータージェットを用いた矢板の施工において、最後の打ち止めは、打ち止め地盤を緩めないようにジェット噴射を制限・調整して、併用機械で貫入させ、落ち着かせなければならない。
- (7) 受注者は、「港湾工事出来形管理基準」に基づき次の記録を取り、監督職員に**提出**しなければならない。なお、振動式及び圧入式の杭打機を使用する場合の観測項目及び様式は、**設計図書**の定めによるものとする。

① 矢板の貫入量

② 矢板の打撃回数

5-12-3 控 工

控工の施工については、第1編5-3-14控工の規定によるものとする。

第13節 本體工（鋼杭式）

5-13-1 一般事項

本節は、本體工（鋼杭式）として鋼杭工その他これらに類する工種について定めるものとする。

5-13-2 鋼杭工

鋼杭工の施工については、第1編5-3-15鋼杭工の規定によるものとする。

第14節 本土工（コンクリート杭式）

5-14-1 一般事項

本節は、本土工（コンクリート杭式）としてコンクリート杭工その他これらに類する工種について定めるものとする。

5-14-2 コンクリート杭工

コンクリート杭工の施工については、第1編5-3-16コンクリート杭工の規定によるものとする。

第15節 被覆・根固工

5-15-1 一般事項

本節は、被覆・根固工として被覆石工、袋詰コンクリート工、被覆ブロック工、根固ブロック工、水中コンクリート工、水中不分離性コンクリート工、サンドマスチック工その他これらに類する工種について定めるものとする。

5-15-2 被覆石工

1. 被覆石

受注者は、被覆石の余盛厚が**設計図書**に指定されている場合は、それに従わなければならない。

2. 被覆均し

受注者は、被覆石をゆるみのないよう堅固に施工しなければならない。なお、均し精度は、**設計図書**の定めによるものとする。

5-15-3 袋詰コンクリート工

1. 袋詰コンクリート

袋詰コンクリートの施工については、第1編第4章第13節袋詰コンクリートの規定によるものとする。

5-15-4 被覆ブロック工

1. 被覆ブロック製作

(1) 被覆ブロック製作の施工については、第1編第4章無筋・鉄筋コンクリートの規定によるものとする。

(2) 製作ヤードは、**設計図書**の定めによるものとする。

(3) 受注者は、製作した被覆ブロックを転置する場合、急激な衝撃や力が作

用しないよう施工しなければならない。また、施工に先立ち転置時期について、監督職員の**承諾**を得なければならない。

- (4) 受注者は、被覆ブロック製作完了後、製作番号等を表示しなければならない。
- (5) 被覆ブロックの型枠は、所定の形状で変形、破損等がなく、整備された型枠を使用しなければならない。

2. 被覆ブロック据付

- (1) 受注者は、施工に先立ち被覆ブロックの据付時期を監督職員に**通知**しなければならない。
- (2) 受注者は、被覆ブロック据付に先立ち、気象、海象をあらかじめ十分調査し、適切な時期を選定し、注意して据え付けなければならない。
- (3) 受注者は、海中に仮置された被覆ブロックを据え付ける際、既設構造物との接触面に付着して作業上支障をきたす貝、海藻等を除去しなければならない。
- (4) 受注者は、被覆ブロック相互のかみ合せに留意し、不安定な状態が生じないように据え付けなければならない。
- (5) 受注者は、被覆ブロック相互間に、間詰石や転落石のはまり込みがないように据え付けなければならない。
- (6) 受注者は、基礎面と被覆ブロック間及び被覆ブロック相互間に、かみ合わせの石等を挿入してはならない。

5-15-5 根固ブロック工

1. 根固ブロック製作

- (1) 根固ブロック製作の施工については、第1編第4章無筋・鉄筋コンクリートの規定によるものとする。
- (2) 製作ヤードは、**設計図書**の定めによるものとする。
- (3) 受注者は、製作した根固ブロックを転置する場合、急激な衝撃や力が作用しないよう施工しなければならない。また、施工に先立ち転置時期について、監督職員の**承諾**を得なければならない。
- (4) 受注者は、根固ブロック製作完了後、製作番号等を表示しなければならない。
- (5) 受注者は、所定の形状で変形、破損等がなく、整備された型枠を使用しなければならない。

2. 根固ブロック据付

- (1) 受注者は、施工に先立ち根固ブロックの据付時期を監督職員に**通知**しなければならない。
- (2) 受注者は、根固ブロック据付に先立ち、気象、海象をあらかじめ十分調査し、適切な時期を選定し、注意して据え付けなければならない。
- (3) 受注者は、海中に仮置された根固ブロックを据え付ける際、既設構造物との接触面に付着して作業上支障をきたす貝、海草等を除去しなければならない。

5-15-6 水中コンクリート工

水中コンクリート工の施工については、第1編第4章第12節水中コンクリートの規定によるものとする。

5-15-7 水中不分離性コンクリート工

水中不分離性コンクリート工の施工については、第1編第4章第14節水中不分離性コンクリートの規定によるものとする。

5-15-8 サンドマスチック工

サンドマスチックの材質、形状及び施工については、**設計図書**の定めによるものとする。

第16節 上部工

5-16-1 一般事項

本節は、上部工として上部コンクリート工、上部ブロック工その他これらに類する工種について定めるものとする。

5-16-2 上部コンクリート工

1. 支 保

支保の施工については、第1編第4章第11節型枠及び支保工の規定によるものとする。

2. 鉄 筋

鉄筋の施工については、第1編第4章第10節鉄筋工の規定によるものとする。

3. 溶 接

溶接の施工については、第1編第5章第26節雑工の規程によるものとする。

4. 型 枠

型枠の施工については、第1編第4章第11節型枠及び支保工の規定によるものとする。

5. 伸縮目地

伸縮目地は、**設計図書**の定めによるものとする。

6. コンクリート

- (1) コンクリートの施工については、第1編第4章無筋・鉄筋コンクリートの規定によるものとする。
- (2) 水平打継目の処理方法は、**設計図書**の定めによるものとする。ただし、受注者は、やむを得ず**図面**で定められていない場所に打継目を設ける場合、構造物の強度、耐久性及び外観を害しないように、その位置、方向及び施工方法を定め、事前に**設計図書**に関して監督職員の**承諾**を得なければならない。
- (3) 受注者は、既設コンクリートにコンクリートを打設する場合、打設前に既設コンクリートの表面に付着している貝、海草等を除去しなければならない。なお、**設計図書**に特別な処置が指定されている場合は、それに従わなければならない。
- (4) 受注者は、上部コンクリートに作業用の係留環等を取付ける場合、事前に監督職員の**承諾**を得なければならない。

7. 補助ヤード施設

補助ヤード施設の場所及び規模等については、**設計図書**の定めによるものとする。なお、これにより難い場合、受注者は、**設計図書**に関して監督職員の**承諾**を得なければならない。

5-16-3 上部ブロック工

1. 上部ブロック製作

- (1) 上部ブロック製作の施工については、第1編第4章無筋・鉄筋コンクリートの規定によるものとする。
- (2) 製作ヤードは、**設計図書**の定めによるものとする。
- (3) 受注者は、製作した上部ブロックを転置する場合、急激な衝撃や力が作用しないよう施工しなければならない。また、施工に先立ち転置時期について、監督職員の**承諾**を得なければならない。
- (4) 受注者は、上部ブロック製作完了後、製作番号等を表示しなければならない。
- (5) 上部ブロックの型枠は、所定の形状で変形、破損等がなく、整備された型枠を使用しなければならない。

2. 上部ブロック据付

- (1) 受注者は、施工に先立ち上部ブロックの据付時期を監督職員に**通知**しな

ければならない。

- (2) 受注者は、上部ブロック据付に先立ち、気象、海象をあらかじめ十分調査し、適切な時期を選定し、注意して据え付けなければならない。

第17節 付 属 工

5-17-1 一般事項

本節は、付属工として係船柱工、係船岸に使用する防舷材工、車止・縁金物工、防食工、付属設備工その他これらに類する工種について定めるものとする。

5-17-2 係船柱工

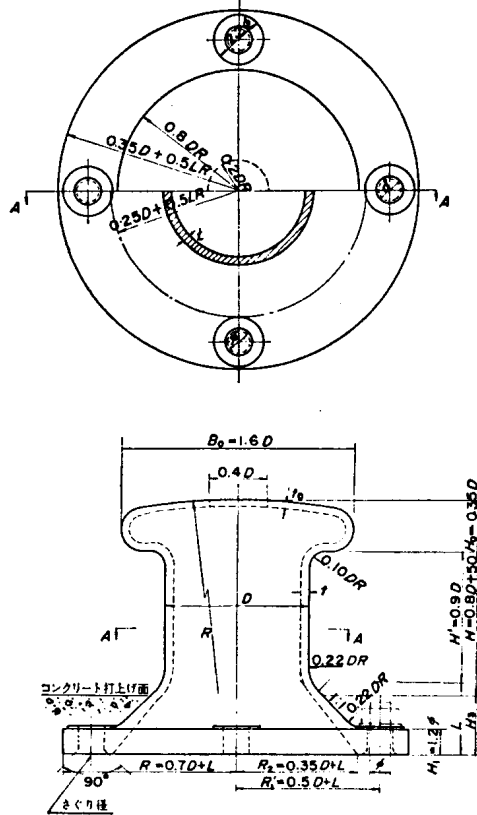
1. 係 船 柱

(1) 基 礎

- ① 基礎杭は、第1編5-3-15鋼杭工、5-3-16コンクリート杭工の規定によるものとする。
- ② 係船柱の基礎に使用するコンクリートは、第1編第4章無筋・鉄筋コンクリートの規定によるものとする。
- ③ 受注者は、基礎コンクリートを打継ぎの無いよう施工しなければならない。

(2) 製 作

- ① 係船柱の構造及び形状寸法は、「図5-1直柱の標準寸法と設計けん引力」、「図5-2曲柱の標準寸法と設計けん引力」及び「図5-3アンカーボルト標準寸法」によるものとしなければならない。なお、使用する型式は、**設計図書**の定めによるものとする。



略称	設計けん引力 (kN)	胴部			頭部			アンカーボルト		底板						質量 (kg/個)
		胴径 D	胴高 H	厚さ t	頭部幅 B_0	頭部高 H_0	厚さ t_0	呼び径 ϕ	本数	底板厚さ H_1	埋込高さ H_3	外形 $2R_1$	ボルト位置 $2R_2$	内径 $2R_2$	アンカーボルト穴径 d	
直柱 150	150	250	250	20	400	87	15	36	4	45	100	600	500	420	43	130
直柱 250	250	300	290	20	480	105	15	48	4	60	130	720	600	510	56	220
直柱 350	350	300	290	25	480	105	16	48	6	60	130	720	600	510	56	230
直柱 500	500	350	330	27	560	122	18	56	6	70	160	840	700	600	66	360
直柱 700	700	400	370	30	640	140	20	64	6	80	190	960	800	680	74	530
直柱 1000	1000	450	410	35	720	157	26	64	8	80	270	1,180	1,000	860	74	820
直柱 1500	1500	550	490	40	880	192	30	80	8	100	340	1,440	1,220	1,040	91	1,480
直柱 2000	2000	650	570	43	1,040	227	30	90	8	110	410	1,700	1,440	1,240	101	2,250

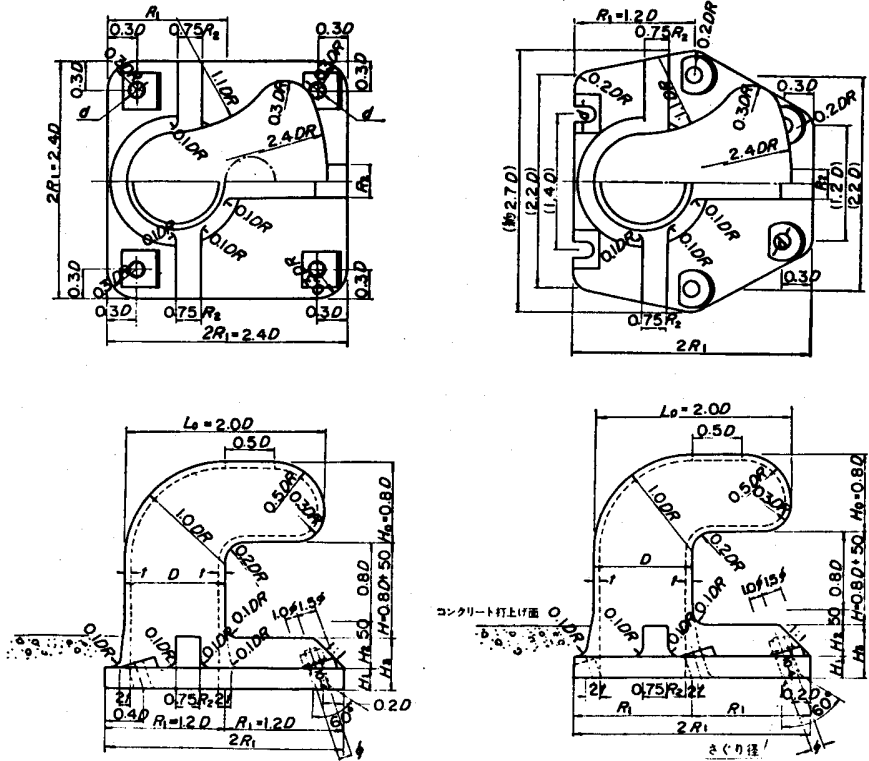
図5-1 直柱の標準寸法と設計けん引力

設計けん引力が50, 100, 150, 250kNの場合
合

設計けん引力が350, 500, 700, 1000kNの場合

設計けん引力が5, 10, 15, 25トンの場合

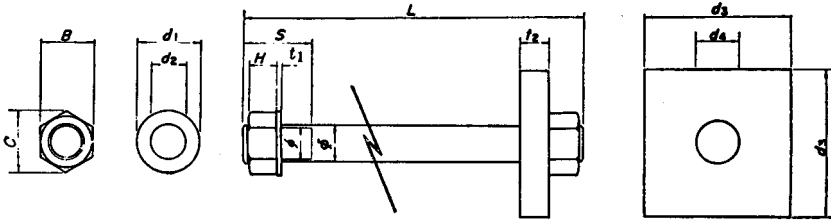
設計けん引力が35, 50, 70, 100トンの場合



注：() 内は $R_1 = 1.2D$ の場合

略称	設計けん引力 (kN)	胴部			頭部			アンカボルト			底板					質量 (kg/個)	
		胴径 D	胴高 H	厚さ t	頭部 幅 B_0	頭部 高 H_0	厚さ t_0	呼び径 ϕ	本数	埋込み角 (°)	底板 厚さ $2R_1$	底板 厚さ H_1	リブ 幅 R_2	リブ 高 H_2	埋込み 深さ H_3		アンカ ボルト 穴径 d
曲柱 50	50	150	170	20	300	120	20	20	4	22	360	20	50	60	90	27	70
曲柱 100	100	200	210	20	400	160	20	27	4	22	480	40	60	70	110	35	140
曲柱 150	150	250	250	20	500	200	20	33	4	22	600	50	80	80	130	42	245
曲柱 250	250	300	290	21	600	240	21	42	4	22	720	65	100	95	160	52	420
曲柱 350	350	300	290	25	600	240	25	42	6	22	720	65	100	95	160	52	440
曲柱 500	500	350	330	29	700	280	29	48	6	22	840	70	140	100	170	66	665
曲柱 700	700	400	370	33	800	320	33	56	6	22	1,000	90	160	120	210	68	1,100
曲柱 1000	1000	450	410	39	900	360	39	64	6	22	1,200	95	220	125	220	78	1,670

図5-2 曲柱の標準寸法と設計けん引力



アンカーボルト					六角ナット			平座金			アンカー板			1組 当り 質量 (kg)
呼び径	ピッチ	谷径	長さ	ねじ切 長さ	H	B	C	d ₁	d ₂	t ₁	d ₃	d ₄	t ₂	
φ (mm)	P (mm)	f (mm)	L (mm)	S (mm)	(mm)	(mm)	(mm)	(mm)	(mm)	(mm)	(mm)	(mm)	(mm)	
M20	2.5	17.294	450	60	16	30	34.6	37	22	3.2	80	22	16	2
M27	3	23.752	600	75	22	41	47.3	50	30	4.5	108	30	22	5
M33	3.5	29.211	700	75	26	50	57.7	60	36	6	132	36	25	6
M36	4	31.670	750	75	29	55	63.5	66	39	6	144	39	28	11
M42	4.5	37.129	850	100	34	65	75.0	78	45	7	168	45	35	17
M48	5	42.587	1,000	100	38	75	86.5	92	52	8	192	51	40	20
M56	5.5	50.046	1,150	120	45	85	98.1	105	62	9	225	61	45	40
M64	6	57.505	1,300	120	51	95	110	115	70	9	256	70	55	62
M80	6	73.505	1,600	150	64	115	133	140	86	12	320	86	65	115
M90	6	83.505	1,800	150	72	130	150	160	96	12	360	96	75	166

図5-3 アンカーボルト標準寸法

- ② 受注者は、係船柱のコンクリート埋込部以外の鋳物肌表面を滑らかに仕上げ、平座金との接触面はグラインダ仕上げを行わなければならない。
- ③ 工場でさび止め塗装を行う場合は、受注者は、係船柱外面のさび等を除去し、エポキシ樹脂塗料さび止めを1回塗らなければならない。
- ④ 受注者は、係船柱の頭部に設計けん引力を浮彫表示しなければならない。
- ⑤ 係船柱の肉厚以外の寸法の許容範囲は、「表5-1寸法の許容範囲」に示すとおりとする。ただし、ボルト穴の中心間隔以外の寸法は、プラス側の許容範囲を超えてもよいものとする。

表5-1 寸法の許容範囲 (単位: mm)

寸法区分	長さの許容範囲
100以下	± 2
100を超え 200以下	± 2.5
200を超え 400以下	± 4
400を超え 800以下	± 6
800以上	± 8

⑥ 厚さの許容範囲は、±3mmとする。ただし、受注者は、プラス側の許容範囲を変更する場合、事前に監督職員の**承諾**を得なければならない。

(3) 施 工

① 受注者は、アンカーボルトを所定の位置に強固に固定しなければならない。

② 受注者は、塗装を次により行わなければならない。

イ) 塗装は、下塗、上塗に分けて行わなければならない。

ロ) 素地調整後、下塗を始めるまでの時間は、4時間以内とする。

ハ) 塗装回数、塗装間隔及び塗料の使用量は、**設計図書**の定めによるものとする。

③ 受注者は、穴あき型係船柱の中詰コンクリートを頭部表面まで充填しなければならない。

④ 受注者は、係船柱底板下面に十分にコンクリートを行き渡らせ、底板にコンクリートを巻き立てなければならない。

⑤ 受注者は、係船柱外面のさび等を除去し、エポキシ樹脂塗料さび止めを1回塗らなければならない。

⑥ 受注者は、下塗りにエポキシ樹脂塗料を1回塗らなければならない。

⑦ 受注者は、上塗りにエポキシ樹脂塗料（二液型）を2回塗らなければならない。

5-17-3 防舷材工

1. 防 舷 材

(1) 製 作

① ゴム防舷材

イ) ゴム防舷材の型式、形状寸法及び性能値は、**設計図書**の定めによるものとする。なお、受注者は、防舷材・付属品の形状寸法の詳細図及び性能曲線図を事前に監督職員に**提出**し、**承諾**を得なければならない。

ロ) ゴム防舷材の形状寸法及びボルト孔の寸法に関する許容範囲は、「表5-2形状寸法及びボルト孔寸法の許容範囲」に示すとおりとする。

表5-2 形状寸法及びボルト孔寸法の許容範囲

寸 法	長さ・幅・高さ	ボルト孔径	ボルト孔中心間隔
許 容 範 囲	+ 4 % - 2 %	± 2 mm	± 4 mm

ハ) ゴム防舷材の性能試験は、次によらなければならない。

(イ) 性能試験は、特に定めのない場合、受衝面に垂直に圧縮して行わなければならない。

(ロ) 試験は、すくなくともメーカーが推奨する最大設計歪みまで圧縮を行うものとする。また、性能は、防舷材に要求される吸収エネルギーと、それまでに発生した最大反力値をもって、表さなければならない。
なお、性能試験による試験値は、規定値に対して、最大反力値はそれ以下、エネルギー吸収値はそれ以上でなければならない。

ニ) 受注者は、ゴム防舷材本体には、次の事項を表示しなければならない。

(イ) 形状寸法（高さ、長さ）

(ロ) 製造年月又はその略号

(ハ) 製造業者名又はその略号

(ニ) 品番（タイプ、性能等級）

②その他

イ) ゴム防舷材以外の防舷材の施工は、**設計図書**の定めによるものとする。

(2) 施 工

①ゴム防舷材

イ) 受注者は、アンカーボルトを所定の位置に強固に固定しなければならない。

ロ) 防舷材の取付方法は、事前に監督職員の**承諾**を得なければならない。

②そ の 他

イ) ゴム防舷材以外の防舷材の施工は、**設計図書**の定めによるものとする。

5-17-4 車止・縁金物工

1. 車止・縁金物

(1) 製 作

① 鋼 製（溶融亜鉛めっき）

イ) 亜鉛の付着量は、「JIS H 8641 溶融亜鉛めっき」2種(HDZ55)の550g/m²以上とする。

また、試験方法は、「JIS H 0401 溶融亜鉛めっき試験方法」によらなければならない。

ロ) めっき作業は、「JIS H 8641 溶融亜鉛めっき」によらなければならない。

② そ の 他

鋼製（溶融亜鉛めっき）以外の車止めの製作は、**設計図書**の定めによるものとする。

(2) 施 工

① 鋼 製（溶融亜鉛めっき）

イ) コンクリートの施工は、第1編第4章無筋・鉄筋コンクリート、溶接は第1編5-26-2現場鋼材溶接工、5-26-3現場鋼材切断工の規定によるものとする。

ロ) 新設の塗装の標準使用量は、「表5-3 塗装工程（新設）」によらなければならない。

表5-3 塗装工程（新設）

区 分	工 程	素 地 調 整 方 法 及 び 塗 料 名	標準使用量 (kg/m ² /回) (標準乾燥膜厚)
亜鉛 メ ッキ 面	1 素地調整 (2種ケレンSt3)	シンナー拭き等により表面に付着した油分や異物を除去する。 白さびは、動力工具等を用いて除去し、全面表面面粗しを行う。	
	2 下塗（1回）	新設亜鉛面前処理用エポキシ樹脂プライマー。	0.16 (40 μ m/回)
	3 中塗（1回）	JIS K 5659に規定する鋼構造物用耐用性上塗塗料用中塗。	0.14 (30 μ m/回)
	4 上塗（1回）	JIS K 5659に規定する鋼構造物用耐用性上塗塗料用上塗。	0.12 (25 μ m/回)

ハ) 車止めは、**設計図書**に定めのない場合、「JIS Z 9101 安全色及び安全標識－産業環境及び案内用安全標識のデザイン通則」に規定する黄と黒のしま模様でなければならない。（ただし、縁金物は除く。）なお、しまの幅は 20cm、傾斜は右上がり 60度でなければならない。

ニ) 受注者は、塗装に先立ち、塗装間隔及びシンナー希釈率について、監督職員の**承諾**を得なければならない。

ホ) 受注者は、雨天又は風浪により海水のしぶきが著しい場合及び空中湿

度 85%以上の場合、作業を中止しなければならない。

② その他

鋼製（溶融亜鉛めっき）以外の車止めの施工は、**設計図書**の定めによるものとする。

5-17-5 防食工

防食工の施工については、第1編5-3-17防食工の規定によるものとする。

5-17-6 付属設備工

1. 係船環

係船環の施工については、**設計図書**の定めによるものとする。

第18節 消波工

5-18-1 一般事項

本節は、消波工として洗掘防止工、消波ブロック工その他これらに類する工種について定めるものとする。

5-18-2 洗掘防止工

洗掘防止工の施工については、第1編5-3-9洗掘防止工の規定によるものとする。

5-18-3 消波ブロック工

1. 消波ブロック製作

- (1) 消波ブロック製作の施工については、第1編第4章無筋・鉄筋コンクリートの規定によるものとする。
- (2) 製作ヤードは、**設計図書**の定めによるものとする。
- (3) 受注者は、製作した消波ブロックを転置する場合、急激な衝撃や力が作用しないよう施工しなければならない。また、施工に先立ち転置時期について、監督職員の**承諾**を得なければならない。
- (4) 受注者は、消波ブロック製作完了後、製作番号等を表示しなければならない。
- (5) 受注者は、所定の形状で変形、破損等がなく、整備された型枠を使用しなければならない。

2. 消波ブロック据付

- (1) 仮置場所は、**設計図書**の定めによるものとする。なお、受注者は、仮置場所の突起等の不陸を均さなければならない。
- (2) 受注者は、施工に先立ち消波ブロックの据付時期を監督職員に**通知**しな

ければならない。

- (3) 受注者は、消波ブロック据付に先立ち、気象、海象をあらかじめ十分調査し、適切な時期を選定し、注意して据え付けなければならない。
- (4) 受注者は、海中に仮置された消波ブロックを据え付ける際、既設構造物との接触面に付着して作業上支障をきたす貝、海藻等を除去しなければならない。
- (5) 受注者は、消波ブロック相互のかみ合せに留意し、不安定な状態が生じないように据え付けなければならない。
- (6) 受注者は、消波ブロック相互間に、間詰石や転落石のはまり込みがないように据え付けなければならない。
- (7) 受注者は、基礎面と消波ブロック間及び消波ブロック相互間に、かみ合わせの石等を挿入してはならない。

第19節 裏込・裏埋工

5-19-1 一般事項

本節は、裏込・裏埋工として裏込工、裏埋工、裏埋土工その他これらに類する工種について定めるものとする。

5-19-2 裏込工

1. 裏込材

- (1) 受注者は、裏込材の施工について、既設構造物及び防砂目地板の破損に注意して施工しなければならない。なお、**設計図書**に特別の処置が指定されている場合は、それに従わなければならない。
- (2) 受注者は、隣接構造物に影響を与えないよう裏込めの施工を行わなければならない。

2. 瀬取り

受注者は、瀬取りの施工について、既設構造物等に注意して施工しなければならない。

3. 裏込均し

受注者は、**設計図書**に定めのある場合、整地仕上げしなければならない。

4. 吸出し防止材

- (1) 受注者は、製作に先立ち、形状寸法を記載した製作図を監督職員に**提出**しなければならない。
- (2) 受注者は、敷設に先立ち敷設面の異常の有無を**確認**しなければならない。

- (3) 受注者は、マットの目地処理を重ね合せとし、その重ね合せ幅は次のとおりとしなければならない。なお、これにより難しい場合、受注者は、施工に先立ち設計図書に関して監督職員の**承諾**を得なければならない。
- ① アスファルトマット 50cm以上
 - ② 繊維系マット 50cm以上
 - ③ 合成樹脂系マット 30cm以上
 - ④ ゴムマット 50cm以上
- (4) 受注者は、アスファルトマットの敷設を吊金具による水平吊りとしなければならない。なお、吊金具による水平吊りができない場合、受注者は、施工に先立ち、監督職員の**承諾**を得なければならない。
- (5) マットの固定方法は、**設計図書**の定めによらなければならない。

5-19-3 裏埋工

1. 裏埋材

- (1) 余水吐きの位置及び構造は、**設計図書**の定めによらなければならない。
- (2) 受注者は、余水吐きの機能が低下することのないよう維持管理しなければならない。
- (3) 受注者は、**設計図書**に汚濁防止の特別の処置の定めのある場合は、それに従わなければならない。
- (4) 受注者は、施工区域及び運搬路で砂塵及び悪臭の防止に努めなければならない。なお、**設計図書**に防止処置の定めのある場合は、それに従わなければならない。
- (5) 受注者は、隣接構造物等の状況を把握し、異常沈下、滑動等が生じる恐れがある場合及び生じた場合、直ちに監督職員に**通知**し、**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。
- (6) 受注者は、裏埋と埋立を同時に施工する場合、裏埋区域に軟弱な泥土が流入、堆積しないようにしなければならない。
- (7) 受注者は、タイロッド、タイワイヤー、その他埋設構造物付近の施工をする場合、その構造物に影響を与えないよう施工しなければならない。
なお、**設計図書**に特別な処置の定めのある場合は、それに従わなければならない。
- (8) 受注者は、裏埋を施工する場合、吸い出し防止材等に損傷を与えないよう施工しなければならない。

5-19-4 裏埋土工

1. 土砂掘削

土砂掘削の施工については、第1編5-3-2、18. 土砂掘削の規定によるものとする。

2. 土砂盛土

土砂盛土の施工については、第1編5-3-2、19. 土砂盛土の規定によるものとする。

第20節 陸上地盤改良工

5-20-1 一般事項

本節は、陸上地盤改良工として圧密・排水工、締固工、固化工その他これらに類する工種について定めるものとする。

5-20-2 圧密・排水工

圧密・排水工の施工については、第1編5-3-6圧密・排水工の規定によるものとする。

5-20-3 締固工

締固工の施工については、第1編5-3-7締固工の規定によるものとする。

5-20-4 固化工

固化工の施工については、第1編5-3-8固化工の規定によるものとする。

第21節 土 工

5-21-1 一般事項

本節は、土工として掘削工、盛土工、路床盛土工、排水処理工、伐開工、法面工その他これらに類する工種について定めるものとする。

5-21-2 掘削工

1. 土砂掘削

土砂掘削の施工については、第1編5-3-2、18. 土砂掘削の規定によるものとする。

5-21-3 盛土工

1. 土砂盛土

土砂盛土の施工については、第1編5-3-2、19. 土砂盛土の規定によるものとする。

5-21-4 路床盛土工

1. 路床盛土

- (1) 路床盛土の1層の計画仕上り厚さは、20cm以下としなければならない。
- (2) 受注者は、路床を「JIS A 1210 突固めによる土の締固め試験方法 (C, D, E)」により求めた最適含水比付近の含水比で、**設計図書**に定める締固め度に達するまで締固めなければならない。
- (3) 受注者は、監督職員が**指示**した場合、路床最終仕上げ面のプルーフローリングを行わなければならない。
- (4) 受注者は、路床盛土工の作業終了時又は作業を中断する場合には、表面に横断勾配を設けるとともに、平坦に締固めし、排水が良好に行われるようにしなければならない。
- (5) 受注者は、路床盛土部分を運搬路に使用する場合、常に良好な状態に維持するものとし、路床盛土に悪影響を及ぼさないようにしなければならない。

5-21-5 排水処理工

1. 排水処理

- (1) 受注者は、施工中必要に応じて除雪又は排水を行い、掘削箇所、土取場及び盛土箇所に滞水を生じないように維持しなければならない。
- (2) 受注者は、地下水の排水を行う場合、その周辺に障害を及ぼさないよう十分注意し施工しなければならない。
- (3) 受注者は、周辺環境に影響を与えない排水処理方法を講じるものとする。
なお、**設計図書**に排水処理方法の定めがある場合は、それに従わなければならない。

5-21-6 伐開工

1. 伐開

- (1) 受注者は、**設計図書**に伐開、除根及び表土除去の定めのある場合は、それに従わなければならない。
- (2) 受注者は、伐開、除根及び表土除去後、切株の穴やゆるんだ原地盤は、ブルドーザ等で整地・締固めを行わなければならない。
- (3) 受注者は、伐開、除根及び表土除去により生じた切株等の処理方法について、事前に監督職員に**通知**し、**承諾**を得なければならない。

5-21-7 法面工

1. 法面

- (1) 受注者は、**設計図書**の定めにより法面を正しい形状に仕上げなければならない。

(2) 受注者は、法面の整形時にゆるんだ転石、岩塊等を除去しなければならない。

(3) 植生は、第1編5-3-21植生工の規定によるものとする。

第22節 舗装工

5-22-1 一般事項

本節は、舗装工として路床工、コンクリート舗装工、アスファルト舗装工その他これらに類する工種について定めるものとする。

5-22-2 路床工

路床工の施工については、第1編5-3-18路床工の規定によるものとする。

5-22-3 コンクリート舗装工

コンクリート舗装工の施工については、第1編5-3-19コンクリート舗装工の規定によるものとする。

5-22-4 アスファルト舗装工

アスファルト舗装工の施工については、第1編5-3-20アスファルト舗装工の規定によるものとする。

第23節 維持補修工

5-23-1 一般事項

本節は、維持補修工として維持塗装工、防食工その他これらに類する工種について定めるものとする。

5-23-2 維持塗装工

1. 係船柱塗装

(1) 受注者は、係船柱外面のさび等を除去し、エポキシ樹脂塗料さび止めを1回塗らなければならない。

(2) 受注者は、下塗りにエポキシ樹脂塗料を1回塗らなければならない。

(3) 受注者は、上塗りにエポキシ樹脂塗料(二液型)を2回塗らなければならない。

2. 車止塗装、縁金物塗装

(1) 鋼製

① 塗替の塗装の標準使用量は、「表5-4 塗装工程(塗替)」によらなければならない。

② 車止めは、**設計図書**に定めのない場合、「JIS Z 9101 安全色及び安全

標識－産業環境及び案内用安全標識のデザイン通則」に規定する黄と黒のしま模様でなければならない。（ただし、縁金物は除く。）なお、しまの幅は 20cm、傾斜は右上がり 60度でなければならない。

表 5－4 塗装工程（塗替）

区分	工程	素地調整方法及び塗料名	標準使用量 (kg/m ² /回) (標準乾燥膜厚)
亜鉛メッキ面	1 素地調整 (3種ケレンSt2)	動力工具等を用いて、劣化した旧塗膜、鉄さび、亜鉛の白さびを除去する。 活膜部は全面表面面粗しを行う。	
	2 補修塗(1回)	新設亜鉛面前処理用エポキシ樹脂プライマー。	(0.16)
	3 下塗(1回)	新設亜鉛面前処理用エポキシ樹脂プライマー。	0.16 (40 μm/回)
	4 中塗(1回)	JIS K 5659に規定する鋼構造物用耐用性上塗塗料用中塗。	0.14 (30 μm/回)
	5 上塗(1回)	JIS K 5659に規定する鋼構造物用耐用性上塗塗料用上塗。	0.12 (25 μm/回)
亜鉛メッキをいれ既設面	1 素地調整 (2種ケレンSt3)	動力工具(金剛砂グラインダー、チップングハンマー等)により緻密な黒皮以外の黒皮、さび、その他の付着物を完全に除去し、鋼肌が表れる程度に素地調整する。	
	2 下塗(2回)	JIS K 5621一般用さび止めペイントに規定するさび止めペイント2種。	0.13～0.15
	3 上塗(1回)	JIS K 5516合成樹脂調合ペイントに規定する長油性フタル酸樹脂塗料。	0.11～0.16

③ 受注者は、塗装に先立ち、塗装間隔及びシンナー希釈率について、監督職員の**承諾**を得なければならない。

④ 受注者は、雨天又は風浪により海水のしぶきが著しい場合及び空中湿度85%以上の場合、作業を中止しなければならない。

(2) その他

鋼製以外の車止めの施工は、**設計図書**の定めによるものとする。

5-23-3 防食工

防食工の施工については、第1編5-3-17防食工の規定によるものとする。

第24節 構造物撤去工

5-24-1 一般事項

1. 本節は、構造物撤去工として取壊し工、撤去工その他これらに類する工種について定めるものとする。
2. 受注者は、工事の施工に伴い生じた建設副産物については、第1編1-2-11建設副産物の規定による。
3. 受注者は、運搬処理を行うに当たり、運搬物が飛散しないよう適正に処理を行わなければならない。

5-24-2 取壊し工

受注者は、連続するコンクリート構造物の一部の取壊し及びはつりを行う場合、必要に応じてあらかじめ切断するなど、他に影響を与えないように施工しなければならない。

5-24-3 撤去工

1. 水中コンクリート撤去
 - (1) 受注者は、水中コンクリート構造物を取壊し及びはつりを行う場合、既設構造物に損傷を与えないように施工しなければならない。
 - (2) 受注者は、作業中の汚濁等により第三者に被害を及ぼさないよう施工しなければならない。なお、**設計図書**に濁り防止のための特別な処置が指定されている場合は、それに従わなければならない。
2. 鋼矢板等切断撤去
 - (1) 受注者は、鋼材切断を行うに当たり本体部材と兼用されている部分において、本体の部材に悪影響を与えないように処理しなければならない。
 - (2) 切断工は、「JIS Z 3801 手溶接技術検定における試験方法及び判定基準」に定めるガス溶接の溶接技術検定試験（又は同等以上の検定試験）に合格し、かつ、技量確かな者でなければならない。
 - (3) 水中切断の場合の切断工は、前項の要件を満たし、かつ、潜水士の免許

を有する者でなければならない。

- (4) 切断は、酸素及び溶解アセチレンを使用する。なお、施工方法は手動又は自動切断としなければならない。
- (5) 受注者は、部材にひずみを生じさせないように切断しなければならない。
- (6) 受注者は、事前に切断箇所のさび、ごみ等を除去しなければならない。
- (7) 受注者は、降雨、降雪及び強風等の悪条件下で陸上又は海上切断作業を行ってはならない。ただし、防護処置等が講じられる場合は、切断作業を行うことができる。

3. 腹起・タイ材撤去

受注者は、腹起・タイ材撤去到に当り切断作業が生じた場合、本条第2項の規定によるものとする。

4. 舗装版撤去

受注者は、舗装版の一部の取壊し及びはつりを行う場合、必要に応じてあらかじめ切断するなど、他に影響を与えないように施工しなければならない。

5. 石材撤去

受注者は、水中石材撤去到に当り汚濁等により第三者に被害を及ぼさないよう施工しなければならない。なお、**設計図書**に濁り防止のための特別な処置が指定されている場合は、それに従わなければならない。

6. ケーソン撤去

受注者は、ケーソン撤去到を行うに当り、付着した土砂、泥土、ごみ等を現場内で取り除いた後、運搬しなければならない。なお、これにより難い場合は**設計図書**に関して監督職員の**承諾**を得なければならない。

7. ブロック撤去

受注者は、ブロック撤去到を行うに当り、付着した土砂、泥土、ごみ等を現場内で取り除いた後、運搬しなければならない。なお、これにより難い場合は**設計図書**に関して監督職員の**承諾**を得なければならない。

8. 鋼矢板・H形鋼杭引抜き撤去

受注者は、引き抜き跡の空洞を砂等で充填するなどして地盤沈下を生じないようにしなければならない。なお、これにより難い場合は**設計図書**に関して監督職員の**承諾**を得なければならない。

第25節 仮設工

5-25-1 一般事項

本節は、仮設工として仮設鋼矢板工、仮設鋼管杭・鋼管矢板工、仮設道路工その他これらに類する工種について定めるものとする。

5-25-2 仮設鋼矢板工

仮設鋼矢板・H形鋼杭の施工については、第1編5-3-13鋼矢板工、5-3-15鋼杭工の規定によるものとする。

5-25-3 仮設鋼管杭・鋼管矢板工

1. 先行掘削

先行掘削の施工については、第1編5-3-2、15. 先行掘削の規定によるものとする。

2. 仮設鋼管杭・鋼管矢板

仮設鋼管杭・鋼管矢板の施工については、第1編5-3-13鋼矢板工、5-3-15鋼杭工の規定によるものとする。

5-25-4 仮設道路工

1. 仮設道路

- (1) 仮設道路とは、工事用の資機材や土砂を運搬するために一時的に施工された道路をいうものとする。
- (2) 受注者は、仮設道路の施工に当り、予定交通量・地形・気候を的確に把握し、周囲の環境に影響のないよう対策を講じなければならない。
- (3) 受注者は、仮設道路に一般交通がある場合には、一般交通の支障とならないようその維持管理に留意しなければならない。
- (4) 受注者は、仮設道路盛土の施工に当り、不等沈下を起こさないように締固めなければならない。
- (5) 受注者は、仮設道路の盛土部法面を整形する場合は、法面の崩壊が起こらないように締固めなければならない。
- (6) 受注者は、仮設道路の敷砂利を行うに当り、石材を均一に敷均さなければならない。
- (7) 受注者は、安定シートを用いて仮設道路の盛土の安定を図る場合には、安定シートと盛土が一体化して所定の効果が発揮できるよう施工しなければならない。
- (8) 受注者は、殻運搬処理を行うに当り、運搬物が飛散しないよう適正に処理を行わなければならない。
- (9) 受注者は、仮設道路を既設構造物上に設置・撤去する場合は、既設構造物に悪影響を与えないようにしなければならない。

第26節 雑 工

5-26-1 一般事項

本節は、雑工として現場鋼材溶接工、現場鋼材切断工、その他雑工その他これらに類する工種について定めるものとする。

5-26-2 現場鋼材溶接工

1. 現場鋼材溶接、被覆溶接（水中）、スタッド溶接（水中）

- (1) 溶接工は、「JIS Z 3801 手溶接技術検定における試験方法及び判定基準」及び「JIS Z 3841 半自動溶接技術検定における試験方法及び判定基準」に定めるアーク溶接の溶接技術検定試験のうち、その作業に該当する試験（又は同等以上の検定試験）に合格し、溶接作業に従事している技量確かな者でなければならない。
- (2) 水中溶接の場合の溶接工は、(1)の要件を満たし、かつ、潜水士の免許を有する者でなければならない。
- (3) 受注者は、溶接管理技術者（日本溶接協会規格WE S-8103）を置く場合、**設計図書**の定めによるものとする。
- (4) 溶接方法は、アーク溶接としなければならない。
- (5) 受注者は、水中溶接にシールドガスを使用する場合、**設計図書**の定めによるものとする。
- (6) 受注者は、溶接作業の事前に部材の溶接面及びその隣接部分のごみ、さび、塗料及び水分（水中溶接を除く。）等を十分に除去しなければならない。
- (7) 受注者は、降雨、降雪、強風及び気温5℃以下の低温等の悪条件下で陸上及び海上溶接作業を行ってはならない。ただし、防護処置、予熱等の対策が講じられる場合は、溶接作業を行うことができる。
- (8) 受注者は、**設計図書**に示す形状に正確に開先加工し、その面を平滑にしなければならない。
- (9) 受注者は、**設計図書**に定めるルート間隔の保持又は部材の密着を確実に行わなければならない。
- (10) 受注者は、仮付け又は組合せ治具の溶接を最小限とし、部材を過度に拘束してはならない。また、組合せ治具の溶接部のはつり跡は、平滑に仕上げ、仮付けを本溶接の一部とする場合は、欠陥の無いものとしなければならない。
- (11) 受注者は、多層溶接の場合、次層の溶接に先立ち、スラグ等を完全に除

去し、各層の溶込みを完全にしなければならない。

- (12) 受注者は、当て金の隅角部で終るすみ肉溶接を回し溶接としなければならない。
- (13) 受注者は、溶接部に、割れ、ブローホール、溶込み不良、融合不良、スラグ巻込み、ピット、オーバーラップ、アンダーカット、ビード表面の不整及びクレーター並びにのど厚及びサイズの過不足等欠陥が生じた場合、手直しを行わなければならない。
- (14) 受注者は、溶接により著しいひずみを生じた場合、適切な手直し等の処置を行わなければならない。なお、ひずみの状況及び手直し等の処置内容を監督職員に**通知**しなければならない。

5-26-3 現場鋼材切断工

1. 現場鋼材切断

- (1) 切断工は、「JIS Z 3801 手溶接技術検定における試験方法及び判定基準」に定めるガス溶接の溶接技術検定試験（又は同等以上の検定試験）に合格し、かつ、技量確かな者としなければならない。
- (2) 水中切断の場合の切断工は、(1)の要件を満たし、かつ、潜水士の免許を有する者でなければならない。
- (3) 切断は、酸素及び溶解アセチレンを使用しなければならない。なお、施工方法は手動又は自動切断としなければならない。
- (4) 受注者は、部材にひずみを生じさせないように切断しなければならない。
- (5) 受注者は、事前に切断箇所のさび、ごみ等を除去しなければならない。
- (6) 受注者は、降雨、降雪及び強風等の悪条件下で陸上又は海上切断作業を行ってはならない。ただし、防護処置等が講じられる場合は、切断作業を行うことができる。

5-26-4 その他雑工

1. 清掃

受注者は、鋼構造物に付着した海生生物及びさび等を除去する場合、監督職員の**承諾**を得なければならない。

2. 削孔

受注者は、既設構造物に損傷を与えないように施工しなければならない。

第2編 港湾編

第1章 航路、泊地、船だまり

第1節 適用

1. 本章は、港湾工事（航路、泊地、船だまり）における浚渫工、土捨工、埋立工その他これらに類する工種について適用するものとする。
2. 本章に特に定めのない事項については、第1編共通編の規定によるものとする。

第2節 適用すべき諸基準

受注者は、**設計図書**において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と**設計図書**に相違がある場合は、原則として**設計図書**の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に**確認**を求めなければならない。

（公社）日本港湾協会 港湾の施設の技術上の基準・同解説（平成30年5月）
国土交通省港湾局 湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（令和5年3月）

第3節 浚渫工

1-3-1 一般事項

本節は、浚渫工としてポンプ浚渫工、グラブ浚渫工、硬土盤浚渫工、岩盤浚渫工、バックホウ浚渫工その他これらに類する工種について定めるものとする。

1-3-2 ポンプ浚渫工

1. ポンプ浚渫

ポンプ浚渫の施工については、第1編5-3-2、1. ポンプ浚渫の規定によるものとする。

2. 排砂管設備

排砂管設備の施工については、第1編5-3-2、2. 排砂管設備の規定によるものとする。

1-3-3 グラブ浚渫工

1. グラブ浚渫

グラブ浚渫の施工については、第1編5-3-2、3. グラブ浚渫の規定によるものとする。

2. 土運船運搬

土運船運搬の施工については、第1編5-3-2、4. 土運船運搬の規定によるものとする。

1-3-4 硬土盤浚渫工

1. 硬土盤浚渫

硬土盤浚渫の施工については、第1編5-3-2、5. 硬土盤浚渫の規定によるものとする。

2. 土運船運搬

土運船運搬の施工については、第1編5-3-2、4. 土運船運搬の規定によるものとする。

1-3-5 岩盤浚渫工

1. 砕岩浚渫

砕岩浚渫の施工については、第1編5-3-2、6. 砕岩浚渫の規定によるものとする。

2. 土運船運搬

土運船運搬の施工については、第1編5-3-2、4. 土運船運搬の規定によるものとする。

1-3-6 バックホウ浚渫工

1. バックホウ浚渫

バックホウ浚渫の施工については、第1編5-3-2、7. バックホウ浚渫の規定によるものとする。

2. 土運船運搬

土運船運搬の施工については、第1編5-3-2、4. 土運船運搬の規定によるものとする。

第4節 土捨工

土捨工の施工については、第1編第5章第4節土捨工の規定によるものとする。

第5節 埋立工

1-5-1 一般事項

1. 本節は、埋立工として余水吐工、固化工、埋立工、排砂管設備工、土運船運搬工、揚土埋立工、埋立土工その他これらに類する工種について定めるものとする。
2. 受注者は、施工区域及び運搬路で砂塵及び悪臭の防止に努めるものとする。
なお、**設計図書**に防止処置の定めのある場合は、それに従わなければならない。
3. 受注者は、裏埋と埋立を同時に施工する場合、裏埋区域に軟弱な泥土が流入、堆積しないようにしなければならない。

1-5-2 余水吐工

1. 余水吐
 - (1) 余水吐の位置及び構造は、**設計図書**の定めによるものとする。
 - (2) 受注者は、余水吐きの機能が低下することのないよう維持管理しなければならない。

1-5-3 固化工

固化工の施工については第1編5-3-8固化工の規定によるものとする。

1-5-4 埋立工

1. ポンプ土取
 - (1) ポンプ土取の施工については、第1編5-3-2、1. ポンプ浚渫の規定によるものとする。
 - (2) 受注者は、隣接構造物等の状況を把握し、異常沈下、滑動等が生じる恐れがある場合及び生じた場合、直ちに監督職員に**通知**し、**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。
2. グラブ土取
 - (1) グラブ土取の施工については、第1編5-3-2、3. グラブ浚渫の規定によるものとする。
 - (2) 受注者は、隣接構造物等の状況を把握し、異常沈下、滑動等が生じる恐れがある場合及び生じた場合、直ちに監督職員に**通知**し、**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。
3. ガット土取
 - (1) ガット土取の施工については、第1編5-3-2、3. グラブ浚渫の規定によるものとする。

- (2) 受注者は、隣接構造物等の状況を把握し、異常沈下、滑動等が生じる恐れがある場合及び生じた場合、直ちに監督職員に**通知**し、**設計図書**に関し監督職員と**協議**しなければならない。

1-5-5 排砂管設備工

排砂管設備工の施工については、第1編5-3-3排砂管設備工の規定によるものとする。

1-5-6 土運船運搬工

土運船運搬工の施工については、第1編5-3-4土運船運搬工の規定によるものとする。

1-5-7 揚土埋立工

1. バージアンローダ揚土

バージアンローダ揚土の施工については、第1編5-3-2、8. バージアンローダ揚土の規定によるものとする。

2. 空気圧送揚土

空気圧送揚土の施工については、第1編5-3-2、9. 空気圧送揚土の規定によるものとする。

3. リクレーマ揚土

リクレーマ揚土の施工については、第1編5-3-2、10. リクレーマ揚土の規定によるものとする。

4. バックホウ揚土

バックホウ揚土の施工については、第1編5-3-2、11. バックホウ揚土を適用するものとする。

1-5-8 埋立土工

1. 土砂掘削

土砂掘削の施工については、第1編5-3-2、18. 土砂掘削の規定によるものとする。

2. 土砂盛土

土砂盛土の施工については、第1編5-3-2、19. 土砂盛土の規定によるものとする。

第2章 防波堤、防砂堤、導流堤

第1節 適 用

1. 本章は、港湾工事（防波堤、防砂堤、導流堤）における海上地盤改良工、基礎工、本体工（ケーソン式）、本体工（ブロック式）、本体工（場所打式）、本体工（捨石・捨ブロック式）、本体工（鋼矢板式）、本体工（コンクリート矢板式）、本体工（鋼杭式）、本体工（コンクリート杭式）、被覆・根固工、上部工、消波工、維持補修工、構造物撤去工、雑工その他これらに類する工種について適用するものとする。
2. 本章に特に定めのない事項については、第1編共通編の規定によるものとする。

第2節 適用すべき諸基準

受注者は、**設計図書**において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と**設計図書**に相違がある場合は、原則として**設計図書**の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に**確認**を求めなければならない。

（公社）日本港湾協会 港湾の施設の技術上の基準・同解説（平成30年5月）
国土交通省港湾局 港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（令和5年3月）

第3節 海上地盤改良工

海上地盤改良工の施工については、第1編第5章第5節海上地盤改良工の規定によるものとする。

第4節 基礎工

基礎工の施工については、第1編第5章第6節基礎工の規定によるものとする。

第5節 本体工（ケーソン式）

本体工（ケーソン式）の施工については、第1編第5章第7節本体工（ケーソン式）の規定によるものとする。

第6節 本體工（ブロック式）

本體工（ブロック式）の施工については、第1編第5章第8節本體工（ブロック式）の規定によるものとする。

第7節 本體工（場所打式）

本體工（場所打式）の施工については、第1編第5章第9節本體工（場所打式）の規定によるものとする。

第8節 本體工（捨石・捨ブロック式）

本體工（捨石・捨ブロック式）の施工については、第1編第5章第10節本體工（捨石・捨ブロック式）の規定によるものとする。

第9節 本體工（鋼矢板式）

本體工（鋼矢板式）の施工については、第1編第5章第11節本體工（鋼矢板式）の規定によるものとする。

第10節 本體工（コンクリート矢板式）

本體工（コンクリート矢板式）の施工については、第1編第5章第12節本體工（コンクリート矢板式）の規定によるものとする。

第11節 本體工（鋼杭式）

本體工（鋼杭式）の施工については、第1編第5章第13節本體工（鋼杭式）の規定によるものとする。

第12節 本體工（コンクリート杭式）

本體工（コンクリート杭式）の施工については、第1編第5章第14節本體工（コンクリート杭式）の規定によるものとする。

第13節 被覆・根固工

被覆・根固工の施工については、第1編第5章第15節被覆・根固工の規定によるものとする。

第14節 上部工

上部工の施工については、第1編第5章第16節上部工の規定によるものとする。

第15節 消波工

消波工の施工については、第1編第5章第18節消波工の規定によるものとする。

第16節 維持補修工

維持補修工の施工については、第1編第5章第23節維持補修工の規定によるものとする。

第17節 構造物撤去工

構造物撤去工の施工については、第1編第5章第24節構造物撤去工の規定によるものとする。

第18節 雑工

雑工の施工については、第1編第5章第26節雑工の規定によるものとする。

第3章 防潮堤

第1節 適用

1. 本章は、港湾工事（防潮堤）における海上地盤改良工、基礎工、本体工（ケーソン式）、本体工（ブロック式）、本体工（場所打式）、本体工（鋼矢板式）、本体工（コンクリート矢板式）、被覆・根固工、上部工、消波工、陸上地盤改良工、土工、舗装工、維持補修工、構造物撤去工、仮設工、雑工その他これらに類する工種について適用するものとする。
2. 本章に特に定めのない事項については、第1編共通編の規定によるものとする。

第2節 適用すべき諸基準

受注者は、**設計図書**において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と**設計図書**に相違がある場合は、原則として**設計図書**の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に**確認**を求めなければならない。

（公社）日本港湾協会 港湾の施設の技術上の基準・同解説（平成30年5月）
国土交通省港湾局 港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（令和5年3月）

第3節 海上地盤改良工

海上地盤改良工の施工については、第1編第5章第5節海上地盤改良工の規定によるものとする。

第4節 基礎工

基礎工の施工については、第1編第5章第6節基礎工の規定によるものとする。

第5節 本体工（ケーソン式）

本体工（ケーソン式）の施工については、第1編第5章第7節本体工（ケーソン式）の規定によるものとする。

第6節 本體工（ブロック式）

本體工（ブロック式）の施工については、第1編第5章第8節本體工（ブロック式）の規定によるものとする。

第7節 本體工（場所打式）

本體工（場所打式）の施工については、第1編第5章第9節本體工（場所打式）の規定によるものとする。

第8節 本體工（鋼矢板式）

本體工（鋼矢板式）の施工については、第1編第5章第11節本體工（鋼矢板式）の規定によるものとする。

第9節 本體工（コンクリート矢板式）

本體工（コンクリート矢板式）の施工については、第1編第5章第12節本體工（コンクリート矢板式）の規定によるものとする。

第10節 被覆・根固工

被覆・根固工の施工については、第1編第5章第15節被覆・根固工の規定によるものとする。

第11節 上部工

上部工の施工については、第1編第5章第16節上部工の規定によるものとする。

第12節 消波工

消波工の施工については、第1編第5章第18節消波工の規定によるものとする。

第13節 陸上地盤改良工

陸上地盤改良工の施工については、第1編第5章第20節陸上地盤改良工の規定によるものとする。

第14節 土 工

土工の施工については、第1編第5章第21節土工の規定によるものとする。

第15節 舗 装 工

舗装工の施工については、第1編第5章第22節舗装工の規定によるものとする。

第16節 維持補修工

維持補修工の施工については、第1編第5章第23節維持補修工の規定によるものとする。

第17節 構造物撤去工

構造物撤去工の施工については、第1編第5章第24節構造物撤去工の規定によるものとする。

第18節 仮 設 工

仮設工の施工については、第1編第5章第25節仮設工の規定によるものとする。

第19節 雑 工

雑工の施工については第1編第5章第26節雑工の規定によるものとする。

第4章 護岸、岸壁、物揚場

第1節 適用

1. 本章は、港湾工事（護岸、岸壁、物揚場）における海上地盤改良工、基礎工、本土工（ケーソン式）、本土工（ブロック式）、本土工（場所打式）、本土工（捨石・捨ブロック式）、本土工（鋼矢板式）、本土工（コンクリート矢板式）、本土工（鋼杭式）、本土工（コンクリート杭式）、被覆・根固工、上部工、付属工、消波工、裏込・裏埋工、陸上地盤改良工、土工、舗装工、維持補修工、構造物撤去工、仮設工、雑工その他これらに類する工種について適用するものとする。
2. 本章に特に定めのない事項については、第1編共通編の規定によるものとする。

第2節 適用すべき諸基準

受注者は、**設計図書**において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と**設計図書**に相違がある場合は、原則として**設計図書**の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に**確認**を求めなければならない。

（公社）日本港湾協会 港湾の施設の技術上の基準・同解説（平成30年5月）
国土交通省港湾局 港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（令和5年3月）

第3節 海上地盤改良工

海上地盤改良工の施工については、第1編第5章第5節海上地盤改良工の規定によるものとする。

第4節 基礎工

基礎工の施工については、第1編第5章第6節基礎工の規定によるものとする。

第5節 本土工（ケーソン式）

本土工（ケーソン式）の施工については、第1編第5章第7節本土工（ケーソン式）の規定によるものとする。

第6節 本體工（ブロック式）

本體工（ブロック式）の施工については、第1編第5章第8節本體工（ブロック式）の規定によるものとする。

第7節 本體工（場所打式）

本體工（場所打式）の施工については、第1編第5章第9節本體工（場所打式）の規定によるものとする。

第8節 本體工（捨石・捨ブロック式）

本體工（捨石・捨ブロック式）の施工については、第1編第5章第10節本體工（捨石・捨ブロック式）の規定によるものとする。

第9節 本體工（鋼矢板式）

本體工（鋼矢板式）の施工については、第1編第5章第11節本體工（鋼矢板式）の規定によるものとする。

第10節 本體工（コンクリート矢板式）

本體工（コンクリート矢板式）の施工については、第1編第5章第12節本體工（コンクリート矢板式）の規定によるものとする。

第11節 本體工（鋼杭式）

本體工（鋼杭式）の施工については、第1編第5章第13節本體工（鋼杭式）の規定によるものとする。

第12節 本體工（コンクリート杭式）

本體工（コンクリート杭式）の施工については、第1編第5章第14節本體工（コンクリート杭式）の規定によるものとする。

第13節 被覆・根固工

被覆・根固工の施工については、第1編第5章第15節被覆・根固工の規定によるものとする。

第14節 上部工

上部工の施工については、第1編第5章第16節上部工の規定によるものとする。

第15節 付属工

付属工の施工については、第1編第5章第17節付属工の規定によるものとする。

第16節 消波工

消波工の施工については、第1編第5章第18節消波工の規定によるものとする。

第17節 裏込・裏埋工

裏込・裏埋工の施工については、第1編第5章第19節裏込・裏埋工の規定によるものとする。

第18節 陸上地盤改良工

陸上地盤改良工の施工については、第1編第5章第20節陸上地盤改良工の規定によるものとする。

第19節 土工

土工の施工については、第1編第5章第21節土工の規定によるものとする。

第20節 舗装工

舗装工の施工については、第1編第5章第22節舗装工の規定によるものとする。

第21節 維持補修工

維持補修工の施工については、第1編第5章第23節維持補修工の規定によるものとする。

第22節 構造物撤去工

構造物撤去工の施工については、第1編第5章第24節構造物撤去工の規定によるものとする。

第23節 仮設工

仮設工の施工については、第1編第5章第25節仮設工の規定によるものとする。

第24節 雑工

雑工の施工については第1編第5章第26節雑工の規定によるものとする。

第5章 棧橋、係船杭

第1節 適用

1. 本章は、港湾工事（棧橋、係船杭）における海上地盤改良工、本體工（鋼杭式）、本體工（コンクリート杭式）、上部工、付屬工、舗装工、維持補修工、構造物撤去工、雑工その他これらに類する工種について適用するものとする。
2. 本章に特に定めのない事項については、第1編共通編の規定によるものとする。

第2節 適用すべき諸基準

受注者は、**設計図書**において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と**設計図書**に相違がある場合は、原則として**設計図書**の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に**確認**を求めなければならない。

（公社）日本港湾協会 港湾の施設の技術上の基準・同解説（平成30年5月）
国土交通省港湾局 港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（令和5年3月）

第3節 海上地盤改良工

海上地盤改良工の施工については、第1編第5章第5節海上地盤改良工の規定によるものとする。

第4節 本體工（鋼杭式）

本體工（鋼杭式）の施工については、第1編第5章第13節本體工（鋼杭式）の規定によるものとする。

第5節 本體工（コンクリート杭式）

本體工（コンクリート杭式）の施工については、第1編第5章第14節本體工（コンクリート杭式）の規定によるものとする。

第6節 上部工

上部工の施工については、第1編第5章第16節上部工の規定によるものとする。

第7節 付 属 工

付属工の施工については、第1編第5章第17節付属工の規定によるものとする。

第8節 舗 装 工

舗装工の施工については、第1編第5章第22節舗装工の規定によるものとする。

第9節 維持補修工

維持補修工の施工については、第1編第5章第23節維持補修工の規定によるものとする。

第10節 構造物撤去工

構造物撤去工の施工については、第1編第5章第24節構造物撤去工の規定によるものとする。

第11節 雑 工

雑工の施工については第1編第5章第26節雑工の規定によるものとする。

第6章 臨港道路

第1節 適用

1. 本章は、港湾工事（臨港道路）における土工、道路舗装工、緑地工その他これらに類する工種について適用するものとする。
2. 本章に特に定めのない事項については、第1編共通編の規定によるものとする。

第2節 適用すべき諸基準

受注者は、**設計図書**において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と**設計図書**に相違がある場合は、原則として**設計図書**の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に**確認**を求めなければならない。

（公社）日本港湾協会 港湾の施設の技術上の基準・同解説（平成30年5月）
国土交通省港湾局 港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（令和5年3月）

第3節 土工

土工の施工については、第1編第5章第21節土工の規定によるものとする。

第4節 道路舗装工

6-4-1 一般事項

本節は、道路舗装工として路床工、コンクリート舗装工、アスファルト舗装工、道路付属工その他これらに類する工種について定めるものとする。

6-4-2 路床工

路床工の施工については、第1編5-3-18路床工の規定によるものとする。

6-4-3 コンクリート舗装工

コンクリート舗装工の施工については、第1編5-3-19コンクリート舗装工の規定によるものとする。

6-4-4 アスファルト舗装工

アスファルト舗装工の施工については、第1編5-3-20アスファルト舗装工の規定によるものとする。

6-4-5 道路付属工

1. 縁石

- (1) 縁石は、清掃した基礎上に安定よく、とおり、高さ及び平坦性を確保し据え付け、目地モルタルを充填しなければならない。
- (2) 目地間隙は、1.0cm以下としなければならない。
- (3) アスカーブの施工については、第1編5-3-20アスファルト舗装工の規定によるものとする。

2. 側溝工

- (1) 側溝の設置については、**設計図書**の定める勾配で下流側又は低い側から設置するとともに、底面は滑らかで様な勾配になるように施工しなければならない。
- (2) 側溝の取付部は、特に指定しない限り、モルタル等を用いて漏水が生じないように施工しなければならない。

3. 管渠工

- (1) 管渠の設置については、**設計図書**の定める勾配で下流側又は低い側から設置するとともに、底面は滑らかで様な勾配になるように施工しなければならない。
- (2) 管渠のコンクリート製品の接合部は、特に指定しない限り、モルタル等を用いて漏水が生じないように施工しなければならない。

4. 集水枡工

- (1) 集水枡の施工にあたっては、基礎について支持力が均等となるように、かつ不陸を生じないようにしなければならない。
- (2) 集水枡と管渠等との接合部は、特に指定しない限り、モルタル等を用いて漏水が生じないように施工しなければならない。

5. 区画線及び道路表示

- (1) 区画線の施工に先立ち路面の水分、泥、砂塵、ほこり等を除去し、均一に塗装しなければならない。
- (2) 区画線の消去については、表示材（塗装）のみの除去を行い、路面への影響を最小限にとどめなければならない。また、消去により発生する塗料粉じんの飛散を防止する適正な処理を行わなければならない。

6. 道路標識

- (1) 設置位置は、**設計図書**の定めによるものとする。

- (2) 建込みは、標識板の向き、角度、標識板の支柱のとおり、傾斜及び支柱上のキャップの有無に注意し施工しなければならない。

7. 防護柵

- (1) 支柱の施工にあたっては、土中に防護柵を設置する場合、堅固に建て込まなければならない。また設置穴を掘削して埋戻す方法で土中埋込み式の支柱を建て込む場合は、支柱が沈下しないよう穴の底部を締め固めておかななければならない。
- (2) 支柱の施工にあたっては、橋梁、擁壁、函きよ等のコンクリート中に設置する場合、構造物のコンクリート打設前に型枠等を使用し、**設計図書**に定める位置に箱抜き等を行わなければならない。
- (3) 防護柵基礎の施工については、第1編第4章無筋・鉄筋コンクリートの規定によるものとする。
- (4) 防護柵基礎の施工にあたっては、支持力が均等となるように、かつ不陸を生じないようにしなければならない。

第5節 緑地工

6-5-1 一般事項

本節は、緑地工として植生工その他これらに類する工種について定めるものとする。

6-5-2 植生工

植生工の施工については、第1編5-3-21植生工の規定によるものとする。

第3編 海岸編

第1章 堤防、防潮堤、護岸

第1節 適 用

1. 本章は、港湾海岸工事（堤防、防潮堤、護岸）における海上地盤改良工、基礎工、本体工（ケーソン式）、本体工（ブロック式）、本体工（場所打式）、本体工（鋼矢板式）、本体工（コンクリート矢板式）、被覆・根固工、上部工、消波工、裏込・裏埋工、陸上地盤改良工、土工、舗装工、維持補修工、構造物撤去工、仮設工、雑工その他これらに類する工種について適用するものとする。
2. 本章に特に定めのない事項については、第1編共通編の規定によるものとする。

第2節 適用すべき諸基準

受注者は、**設計図書**において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と**設計図書**に相違がある場合は、原則として**設計図書**の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に**確認**を求めなければならない。

全国農地海岸保全協会・（公社）全国漁港漁場協会・（一社）全国海岸協会
・（公社）日本港湾協会

海岸保全施設の技術上の基準・同解説（平成30年8月）

（公社）日本港湾協会 港湾の施設の技術上の基準・同解説（平成30年5月）

国土交通省港湾局 港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（令和5年3月）

第3節 海上地盤改良工

海上地盤改良工の施工については、第1編第5章第5節海上地盤改良工の規定によるものとする。

第4節 基礎工

基礎工の施工については、第1編第5章第6節基礎工の規定によるものとする。

第5節 本體工（ケーソン式）

本體工（ケーソン式）の施工については、第1編第5章第7節本體工（ケーソン式）の規定によるものとする。

第6節 本體工（ブロック式）

本體工（ブロック式）の施工については、第1編第5章第8節本體工（ブロック式）の規定によるものとする。

第7節 本體工（場所打式）

本體工（場所打式）の施工については、第1編第5章第9節本體工（場所打式）の規定によるものとする。

第8節 本體工（鋼矢板式）

本體工（鋼矢板式）の施工については、第1編第5章第11節本體工（鋼矢板式）の規定によるものとする。

第9節 本體工（コンクリート矢板式）

本體工（コンクリート矢板式）の施工については、第1編第5章第12節本體工（コンクリート矢板式）の規定によるものとする。

第10節 被覆・根固工

被覆・根固工の施工については、第1編第5章第15節被覆・根固工の規定によるものとする。

第11節 上部工

上部工の施工については、第1編第5章第16節上部工の規定によるものとする。

第12節 消波工

消波工の施工については、第1編第5章第18節消波工の規定によるものとする。

第13節 裏込・裏埋工

裏込・裏埋工の施工については、第1編第5章第19節裏込・裏埋工の規定によるものとする。

第14節 陸上地盤改良工

陸上地盤改良工の施工については、第1編第5章第20節陸上地盤改良工の規定によるものとする。

第15節 土 工

土工の施工については、第1編第5章第21節土工の規定によるものとする。

第16節 舗装工

舗装工の施工については、第1編第5章第22節舗装工の規定によるものとする。

第17節 維持補修工

維持補修工の施工については、第1編第5章第23節維持補修工の規定によるものとする。

第18節 構造物撤去工

構造物撤去工の施工については、第1編第5章第24節構造物撤去工の規定によるものとする。

第19節 仮設工

仮設工の施工については、第1編第5章第25節仮設工の規定によるものとする。

第20節 雑 工

雑工の施工については、第1編第5章第26節雑工の規定によるものとする。

第2章 突堤

第1節 適用

1. 本章は、港湾海岸工事（突堤）における海上地盤改良工、基礎工、本体工（ケーソン式）、本体工（ブロック式）、本体工（場所打式）、本体工（捨石・捨ブロック式）、本体工（鋼矢板式）、本体工（コンクリート矢板式）、本体工（鋼杭式）、本体工（コンクリート杭式）、被覆・根固工、上部工、消波工、陸上地盤改良工、土工、舗装工、維持補修工、構造物撤去工、仮設工、雑工その他これらに類する工種について適用するものとする。
2. 本章に特に定めのない事項については、第1編共通編の規定によるものとする。

第2節 適用すべき諸基準

受注者は、**設計図書**において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と**設計図書**に相違がある場合は、原則として**設計図書**の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に**確認**を求めなければならない。

全国農地海岸保全協会・(公社) 全国漁港漁場協会・(一社) 全国海岸協会
・(公社) 日本港湾協会

海岸保全施設の技術上の基準・同解説（平成30年8月）
(公社) 日本港湾協会 港湾の施設の技術上の基準・同解説（平成30年5月）
国土交通省港湾局 港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（令和5年3月）

第3節 海上地盤改良工

海上地盤改良工の施工については、第1編第5章第5節海上地盤改良工の規定によるものとする。

第4節 基礎工

基礎工の施工については、第1編第5章第6節基礎工の規定によるものとする。

第5節 本体工（ケーソン式）

本体工（ケーソン式）の施工については、第1編第5章第7節本体工（ケー

ソン式)の規定によるものとする。

第6節 本土工（ブロック式）

本土工（ブロック式）の施工については、第1編第5章第8節本土工（ブロック式）の規定によるものとする。

第7節 本土工（場所打式）

本土工（場所打式）の施工については、第1編第5章第9節本土工（場所打式）の規定によるものとする。

第8節 本土工（捨石・捨ブロック式）

本土工（捨石・捨ブロック式）の施工については、第1編第5章第10節本土工（捨石・捨ブロック式）の規定によるものとする。

第9節 本土工（鋼矢板式）

本土工（鋼矢板式）の施工については、第1編第5章第11節本土工（鋼矢板式）の規定によるものとする。

第10節 本土工（コンクリート矢板式）

本土工（コンクリート矢板式）の施工については、第1編第5章第12節本土工（コンクリート矢板式）の規定によるものとする。

第11節 本土工（鋼杭式）

本土工（鋼杭式）の施工については、第1編第5章第13節本土工（鋼杭式）の規定によるものとする。

第12節 本土工（コンクリート杭式）

本土工（コンクリート杭式）の施工については、第1編第5章第14節本土工（コンクリート杭式）の規定によるものとする。

第13節 被覆・根固工

被覆・根固工の施工については、第1編第5章第15節被覆・根固工の規定によるものとする。

第14節 上部工

上部工の施工については、第1編第5章第16節上部工の規定によるものとする。

第15節 消波工

消波工の施工については、第1編第5章第18節消波工の規定によるものとする。

第16節 陸上地盤改良工

陸上地盤改良工の施工については、第1編第5章第20節陸上地盤改良工の規定によるものとする。

第17節 土工

土工の施工については、第1編第5章第21節土工の規定によるものとする。

第18節 舗装工

舗装工の施工については、第1編第5章第22節舗装工の規定によるものとする。

第19節 維持補修工

維持補修工の施工については、第1編第5章第23節維持補修工の規定によるものとする。

第20節 構造物撤去工

構造物撤去工の施工については、第1編第5章第24節構造物撤去工の規定によるものとする。

第21節 仮設工

仮設工の施工については、第1編第5章第25節仮設工の規定によるものとする。

第22節 雑工

雑工の施工については、第1編第5章第26節雑工の規定によるものとする。

第3章 離岸堤

第1節 適用

1. 本章は、港湾海岸工事（離岸堤）における海上地盤改良工、基礎工、本体工（ケーソン式）、本体工（ブロック式）、本体工（場所打式）、本体工（捨石・捨ブロック式）、被覆・根固工、上部工、消波工、構造物撤去工その他これらに類する工種について適用するものとする。
2. 本章に特に定めのない事項については、第1編共通編の規定によるものとする。

第2節 適用すべき諸基準

受注者は、**設計図書**において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と**設計図書**に相違がある場合は、原則として**設計図書**の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に**確認**を求めなければならない。

全国農地海岸保全協会・（公社）全国漁港漁場協会・（一社）全国海岸協会
・（公社）日本港湾協会

海岸保全施設の技術上の基準・同解説（平成30年8月）

（公社）日本港湾協会 港湾の施設の技術上の基準・同解説（平成30年5月）

国土交通省港湾局 港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（令和5年3月）

第3節 海上地盤改良工

海上地盤改良工の施工については、第1編第5章第5節海上地盤改良工の規定によるものとする。

第4節 基礎工

基礎工の施工については、第1編第5章第6節基礎工の規定によるものとする。

第5節 本体工（ケーソン式）

本体工（ケーソン式）の施工については、第1編第5章第7節本体工（ケーソン式）の規定によるものとする。

第6節 本土工（ブロック式）

本土工（ブロック式）の施工については、第1編第5章第8節本土工（ブロック式）の規定によるものとする。

第7節 本土工（場所打式）

本土工（場所打式）の施工については、第1編第5章第9節本土工（場所打式）の規定によるものとする。

第8節 本土工（捨石・捨ブロック式）

本土工（捨石・捨ブロック式）の施工については、第1編第5章第10節本土工（捨石・捨ブロック式）の規定によるものとする。

第9節 被覆・根固工

被覆・根固工の施工については、第1編第5章第15節被覆・根固工の規定によるものとする。

第10節 上部工

上部工の施工については、第1編第5章第16節上部工の規定によるものとする。

第11節 消波工

消波工の施工については、第1編第5章第18節消波工の規定によるものとする。

第12節 構造物撤去工

構造物撤去工の施工については、第1編第5章第24節構造物撤去工の規定によるものとする。

第4章 樋門・水(閘)門

第1節 適用

1. 本章は、港湾海岸工事（樋門・水（閘）門）における海上地盤改良工、基礎工、付属工、土工、維持補修工、構造物撤去工、仮設工、雑工その他これらに類する工種について適用するものとする。
2. 本章に特に定めのない事項については、第1編共通編の規定によるものとする。

第2節 適用すべき諸基準

受注者は、**設計図書**において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と**設計図書**に相違がある場合は、原則として**設計図書**の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に**確認**を求めなければならない。

全国農地海岸保全協会・(公社)全国漁港漁場協会・(一社)全国海岸協会
・(公社)日本港湾協会

海岸保全施設の技術上の基準・同解説（平成30年8月）

(公社)日本港湾協会 港湾の施設の技術上の基準・同解説（平成30年5月）

国土交通省港湾局 港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（令和5年3月）

第3節 海上地盤改良工

海上地盤改良工の施工については、第1編第5章第5節海上地盤改良工の規定によるものとする。

第4節 基礎工

基礎工の施工については、第1編第5章第6節基礎工の規定によるものとする。

第5節 付属工

付属工の施工については、第1編第5章第17節付属工の規定によるものとする。

第6節 土 工

土工の施工については、第1編第5章第21節土工の規定によるものとする。

第7節 維持補修工

維持補修工の施工については、第1編第5章第23節維持補修工の規定によるものとする。

第8節 構造物撤去工

構造物撤去工の施工については、第1編第5章第24節構造物撤去工の規定によるものとする。

第9節 仮設工

仮設工の施工については、第1編第5章第25節仮設工の規定によるものとする。

第10節 雑 工

雑工の施工については、第1編第5章第26節雑工の規定によるものとする。

第5章 養 浜

第1節 適 用

1. 本章は、港湾海岸工事（養浜）における土捨工、土工その他これらに類する工種について適用するものとする。
2. 本章に特に定めのない事項については、第1編共通編の規定によるものとする。

第2節 適用すべき諸基準

受注者は、**設計図書**において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と**設計図書**に相違がある場合は、原則として**設計図書**の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に**確認**を求めなければならない。

全国農地海岸保全協会・(公社)全国漁港漁場協会・(一社)全国海岸協会
・(公社)日本港湾協会

海岸保全施設の技術上の基準・同解説（平成30年8月）
(公社)日本港湾協会 港湾の施設の技術上の基準・同解説（平成30年5月）
国土交通省港湾局 港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（令和5年3月）

第3節 土 捨 工

土捨工の施工については、第1編第5章第4節土捨工の規定によるものとする。

第4節 土 工

土工の施工については、第1編第5章第21節土工の規定によるものとする。

2. 港湾工事品質管理基準

凡 例

Ⓓ：図面及び特記仕様書

Ⓔ：港湾工事共通仕様書

2. 港湾工事品質管理基準

目 次

1. 土	
1-1 一般事項	2- 4
2. 石材等	
2-1 砂	2- 6
2-2 砂利・碎石	2- 6
2-3 石	2- 6
3. 骨 材	
3-1 セメントコンクリート用骨材	2- 8
3-2 路盤材	2- 10
3-3 アスファルトコンクリート用骨材	2- 12
3-4 フィラー	2- 12
3-5 安定処理路盤材	2- 12
4. 木 材	
4-1 一般事項	2- 14
5. 鋼 材	
5-1 鋼矢板及び鋼杭	2- 14
5-2 鋼板及び形鋼等	2- 16
5-3 棒 鋼	2- 16
5-4 控 工	2- 18
5-5 コンクリート舗装用鋼材	2- 20
6. セメント及び混和材料	
6-1 セメント	2- 20
6-2 混和材料	2- 20
6-3 コンクリート用水	2- 22
7. セメントコンクリート製品	
7-1 一般事項	2- 22

8. 瀝青材料	
8-1 舗装用アスファルト材	2- 22
8-2 プライムコート及びタックコート	2- 24
9. 芝・樹木等	
9-1 芝及び種子	2- 24
9-2 植木等	2- 24
10. 目地材料	
10-1 目地材	2- 26
10-2 コンクリート舗装用目地材	2- 26
11. 防食材料	
11-1 アルミニウム合金陽極	2- 26
11-2 防食塗装	2- 28
11-3 被覆防食材料	2- 28
12. 防舷材	
12-1 ゴム防舷材	2- 28
13. 係船柱	
13-1 係船柱	2- 30
14. 車止め・縁金物	
14-1 車止め・縁金物	2- 30
15. マット	
15-1 アスファルトマット	2- 30
15-2 繊維系マット	2- 32
15-3 合成樹脂系マット	2- 32
15-4 ゴムマット	2- 32
16. コンクリート	
16-1 レディーミクストコンクリート	2- 34
16-2 コンクリートミキサー船	2- 36
16-3 現場練りコンクリート	2- 36
16-4 暑中コンクリート	2- 40
16-5 寒中コンクリート	2- 40

16-6	水中コンクリート	2- 42
16-7	袋詰コンクリート	2- 42
16-8	水中不分離性コンクリート	2- 42
16-9	プレパックドコンクリート	2- 42
16-10	コンクリート舗装	2- 42
17. アスファルトコンクリート		
17-1	アスファルト舗装	2- 44
18. その他		
18-1	ペーパードレーン	2- 46
18-2	路盤紙	2- 46
18-3	防砂目地板	2- 46
18-4	区画線及び道路標示	2- 46
18-5	道路標識	2- 46
18-6	防護柵	2- 46
18-7	溶接材	2- 48
18-8	ガス切断材	2- 48
18-9	汚濁防止膜	2- 48

[参 考]

様式・品質 3-1	; 骨材のふるい分け試験(JIS A 1102)	2- 50
様式・品質 12-1	; 防舷材形状管理表(例)	2- 52
	; (別紙)防舷材形状測定箇所(例)	2- 53
様式・品質 16-1	; コンクリート試験成績表(試験練用)	2- 56
様式・品質 16-2	; コンクリート強度(圧縮 曲げ)管理表	2- 58
様式・品質 16-3	; コンクリート強度(圧縮 曲げ)管理図	2- 60

1. 土

1-1 一般事項

区 分	管理項目	管理内容	管理方法
1) 埋立材	材 質	種 類	観 察
		品 質	㊦による。
2) 裏埋材 3) 盛土材	材 質	種 類	観 察
		品 質	㊦による。
4) 路床材	材 質	外 観	観 察
		粒 度	JIS A 1204
		含水量	JIS A 1203
		塑性指数(425 μ mふるい通過分)	JIS A 1205
	修正 C B R	必要な値を満足していること。	舗装施工便覧
	突固め	最大乾燥密度、最適含水比	JIS A 1210 (C, D, E)
	締め固め	締め固め密度	含水量試験JIS A 1203 CBR 試験又は平板載荷試験JIS A 1211、JIS A 1215 締め固め密度JIS A 1214
5) 採取土	材 質	種 類	観 察
		外 観	観 察
		品 質	㊦による。

品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備考
特による。	施工中適宜		
特による。	搬入前、採取地毎に1回	特による。	
特による。	施工中適宜		
特による。	搬入前、採取地毎に1回	試験成績表を提出	
特による。	搬入時、施工中適宜		
特による。	搬入前、採取地毎に1回	試験成績表を提出	
特による。	搬入前、採取地毎に1回	試験成績表を提出	
特による。	搬入前、採取地毎に1回	試験成績表を提出	
特による。	搬入前、採取地毎に1回	試験成績表を提出	
特による。	搬入前、採取地毎に1回	試験成績表を提出	
特による。	1,000m ² に1箇所	記録紙及び管理表を作成し提出	
特による。	施工中適宜		
特による。	施工中適宜		
特による。	搬入前、採取地毎に1回	特による。	

2. 石材等

2-1 砂

区 分	管理項目	管理内容	管理方法
1) 敷 砂 2) 改良杭材 3) 置換材	材 質	外 観	観 察
		種類、品質及び粒度	JIS A 1102 JIS A 1204
		シルト以下の細粒含有率	㊦による。
4) 中詰砂	材 質	種 類	観 察
		外 観	観 察
		最大粒径 単位体積重量	観 察 観 察
5) 載荷材	材 質	外 観	観 察
		種類、品質及び粒度	JIS A 1102 JIS A 1204
		単位体積重量	㊦による。

2-2 砂利・碎石

区 分	管理項目	管理内容	管理方法
1) 碎 石	材 質	外 観	観 察
		粒 度	JIS A 1102 JIS A 1204
		比 重	JIS A 1110
		吸水量	JIS A 1110

2-3 石

区 分	管理項目	管理内容	管理方法
1) 石	材 質	外 観	観 察
		石の種類	観 察
		比 重	JIS A 5006
		規定外質量の比率	観 察

品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備考
異物の混入のないこと。	施工中適宜		
特による。	搬入前、採取地毎に1回	試験成績表を提出	
特による。	特による。	試験成績表を提出	
特による。	施工中適宜		
異物の混入のないこと。	施工中適宜		
特による。	施工中適宜		
特による。	搬入前、採取地毎に1回	試験成績表を提出	湿潤又は飽和状態の材料について単位体積重量を確認する。
異物の混入のないこと。	施工中適宜		
特又はJISの規定による。	搬入前、採取地毎に1回	試験成績表を提出	
特による。	搬入前、採取地毎に1回	試験成績表を提出	湿潤又は飽和状態の材料について単位体積重量を確認する。

品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備考
異物の混入のないこと。	施工中適宜		
特による。	搬入前産地毎に1回	試験成績表を提出	
特による。	搬入前産地毎に1回	試験成績表を提出	
特による。	搬入前産地毎に1回	試験成績表を提出	

品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備考
特第1編 2-3-4による。	施工中適宜		
特による。	施工中適宜		
特による。	産地毎に1回	試験成績表を提出	石質の変化がない場合は1年以内の試験成績表とする。
特及びJIS A 5006による。	施工中適宜		

3. 骨 材

3-1 セメントコンクリート用骨材

区 分	管理項目	管理内容	管理方法
1) JISマーク表示 認証工場製品	骨 材	使用材料の品質の確認	製造工場の試験成績表により確認
2) JISマーク表示 認証工場製品 以外・現場練り コンクリート	骨 材	種類及び粗骨材の最大 寸法	観 察
		粒 度	⊕第1編 表2-3
		比重及び吸水量（細骨 材）	⊕第1編 表2-3
		比重及び吸水量（粗骨 材）	⊕第1編 表2-3
		粘土塊含有量	⊕第1編 表2-3
		微粒分量試験で失われ る量	⊕第1編 表2-3
		塩化物量	JIS A 5308 附属書A JIS A 5002
		有機不純物の量（細骨 材）	⊕第1編 表2-3
		安定性（耐久性）	⊕第1編 表2-3
		骨材のアルカリシリカ 反応（化学法）	⊕第1編 表2-3
		骨材のアルカリシリカ 反応（モルタルバー法）	⊕第1編 表2-3
		海砂の塩分含有量	JIS A 5308 附属書A JIS A 5002

品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備考
JISマーク表示認証工場製品以外・現場練りコンクリートを適用する。	製造前及び使用材料の変更時	試験成績表を提出	JIS A 5308 参照
㊟による。 JIS A 5005 JIS A 5011-1 JIS A 5011-2 JIS A 5011-3 JIS A 5011-4	搬入時適宜		
㊟第1編 表2-1 JIS A 5005	配合設計前	試験成績表を提出	様式・品質3-1参照
JIS A 5011-1 JIS A 5011-2 JIS A 5011-3 JIS A 5011-4	配合設計前	試験成績表を提出	様式・品質3-1参照
JIS A 5005 JIS A 5011-1 JIS A 5011-2 JIS A 5011-3 JIS A 5011-4	配合設計前	試験成績表を提出	様式・品質3-1参照
㊟第1編 表2-2	配合設計前	試験成績表を提出	
㊟第1編 表2-2	配合設計前	試験成績表を提出	
㊟第1編 表2-2	配合設計前	試験成績表を提出	
㊟第1編 表2-2	配合設計前	試験成績表を提出	コンクリート標準示方書参照
	配合設計前	試験成績表を提出	砕砂、碎石等、JIS規格のあるもの以外の骨材については、コンクリート標準示方書参照
無 害	配合設計前	試験成績表を提出	2法のうち、いずれかを選び試験する。
無 害	配合設計前	試験成績表を提出	
鉄筋コンクリートの場合は、細骨材の絶乾質量に対し、NaClに換算して0.1%以下	配合設計前	試験成績表を提出	

区 分	管理項目	管理内容	管理方法
2) JISマーク表示 認証工場製品 以外・現場練り コンクリート	骨 材	すりへり減量 (舗装用 粗骨材)	㊥ 第 1 編 表2-3

3-2 路盤材

区 分	管理項目	管理内容	管理方法
1) 下層路盤材 (碎石、切込碎石、 砂利及び切込砂利)	材 質	外 観	観 察
		粒 度	JIS A 1102 JIS A 1204
		含水量	JIS A 1203
		塑性指数(425 μ mふる い通過分)	JIS A 1205
	修正 C B R	必要な値を満足してい ること。	舗装施工便覧
	突固め	最大乾燥密度、最適含 水比	JIS A 1210 (C, D, E)
	締め固め	締め固め密度	含水量試験JIS A 1203 CBR 試験又は平板載荷試 験 JIS A 1211、JIS A 1215 締め固め密度JIS A 1214
2) 上層路盤材 (粒度調整材)	材 質	外 観	観 察
		粒 度	JIS A 1102 JIS A 1204
		含水量	JIS A 1203
		塑性指数(425 μ mふる い通過分)	JIS A 1205
	修正 C B R	必要な値を満足してい ること。	舗装施工便覧
	突固め	最大乾燥密度、最適含 水比	JIS A 1210 (C, D, E)
	締め固め	締め固め密度	含水量試験JIS A 1203 CBR 試験又は平板載荷試 験JIS A 1211、JIS A 1215 締め固め密度JIS A 1214

品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備考
	配合設計前	試験成績表を提出	碎石等、JIS 規格のあるもの以外の骨材については、コンクリート標準示方書参照

品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備考
特による。	搬入時、施工中適宜		
特による。	搬入前、採取地毎1回	試験成績表を提出	
特による。	搬入前、採取地毎1回	試験成績表を提出	
アスファルト舗装6以下 コンクリート舗装6以下	搬入前、採取地毎1回	試験成績表を提出	
アスファルト舗装20%以上 コンクリート舗装20%以上	搬入前、採取地毎1回	試験成績表を提出	
特による。	搬入前、採取地毎1回	試験成績表を提出	
特による。	1,000m ² に1箇所、ただし施工面積が1,000m ² 以下のものは1工事当たり1箇所以上	記録紙及び管理表を作成し提出	
特による。	搬入時、施工中適宜		
※ 第1編 表2-4	搬入前、採取地毎1回	試験成績表を提出	
特による。	搬入前、採取地毎1回	試験成績表を提出	
アスファルト舗装4以下 コンクリート舗装4以下	搬入前、採取地毎1回	試験成績表を提出	
アスファルト舗装80%以上 コンクリート舗装80%以上	搬入前、採取地毎1回	試験成績表を提出	
特による。	搬入前、採取地毎1回	試験成績表を提出	
特による。	1,000m ² に1箇所、ただし施工面積が1,000m ² 以下のものは1工事当たり1箇所以上	記録紙及び管理表を作成し提出	

3-3. アスファルトコンクリート用骨材

区分	管理項目	管理内容	管理方法
1) アスファルト コンクリート用 骨材	材 質	種類及び最大粒径	観 察
		粒 度	JIS A 1102 JIS A 1204 JIS A 5001 JIS A 5008
		比重及び吸水量	JIS A 1109 JIS A 1110
		粗骨材のすりへり減量	JIS A 1121

3-4 フィラー

区分	管理項目	管理内容	管理方法
1) フィラー	材 質	種類及び最大粒径	観 察
		粒 度	JIS A 1102 JIS A 1204 JIS A 5001 JIS A 5008

3-5 安定処理路盤材

区分	管理項目	管理内容	管理方法
1) セメント安定 処理路盤	材 料		
	配 合	配合試験	Ⓔによる。
	粒 度	混合物の粒度試験	JIS A 1102
	締め固め	締め固め密度	締め固め密度測定JIS A 1214
	含水比	含水比試験	JIS A 1203
	セメント量	セメント量試験	舗装施工便覧
2) アスファルト 安定処理路盤	締め固め	締め固め密度	舗装施工便覧
	締め固め以外		

品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備考
特による。	搬入時適宜		
㊥ 第1編 表2-5	当初及び変動が認められる場合	試験成績表を提出	
特による。	当初及び変動が認められる場合	試験成績表を提出	
特による。	当初及び変動が認められる場合	試験成績表を提出	

品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備考
特による。	搬入時適宜		
㊥ 第1編 表2-6	当初及び変動が認められる場合	試験成績表を提出	

品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備考
			6-1セメントを適用する。
特による。	配合毎	特による。	
特による。	特による。	特による。	
特による。	1,000m ² に1箇所、ただし施工面積が1,000m ² 以下のものは1工事当たり1箇所以上	記録紙及び管理表を作成し提出	
特による。	特による。	特による。	
特による。	特による。	特による。	
特による。	1,000m ² に1箇所、ただし同一配合の合材100t未満のものは1工事1回以上	記録紙及び管理表を作成し提出	
			17-1アスファルト舗装を適用する。

4. 木 材

4-1 一般事項

区 分	管理項目	管理内容	管理方法
1) 木 材	材 質	外観・種類	観 察 ④による。
		品 質	

5. 鋼 材

5-1 鋼矢板及び鋼杭

区 分	管理項目	管理内容	管理方法
1) 鋼矢板	化学成分、 機械的性質	JIS に適合していること。	製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認
	外 観	有害な傷、変形等がないこと。	観 察
	形状寸法	JIS 及び④の形状寸法に適合していること。	製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認
2) 鋼管矢板	本体の化学 成分、機械 的性質	JIS に適合していること。	製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認
	外 観	有害な傷、変形等がないこと。	観 察
	形状寸法	JIS 及び④の形状寸法に適合していること。	製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認
3) 鋼管杭	本体の化学 成分、機械 的性質	JIS に適合していること。	製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認
	外 観	有害な傷、変形等がないこと。	観 察
	形状寸法	JIS 及び④の形状寸法に適合していること。	製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認
4) H形鋼杭	化学成分、 機械的性質	JIS に適合していること。	製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認
	外 観	有害な傷、変形等がないこと。	観 察
	形状寸法	JIS 及び④の形状寸法に適合していること。	製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認

品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備考
特による。	施工中適宜		
特による。	搬入前、施工中適宜	特による。	

品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備考
JIS A 5523 JIS A 5528	搬入時、ロット毎	試験成績表（検査証明書）を提出	
JIS A 5523 JIS A 5528	搬入時、全数		
JIS A 5523 JIS A 5528	搬入時	試験成績表（検査証明書）を提出	
JIS A 5530	搬入時、ロット毎	試験成績表（検査証明書）を提出	
JIS A 5530	搬入時、全数		
JIS A 5530	搬入時	試験成績表（検査証明書）を提出	工場出荷時の測定表を含む
JIS A 5525	搬入時、ロット毎	試験成績表（検査証明書）を提出	
JIS A 5525	搬入時、全数		
JIS A 5525	搬入時	試験成績表（検査証明書）を提出	工場出荷時の測定表を含む
JIS A 5526	搬入時、ロット毎	試験成績表（検査証明書）を提出	
JIS A 5526	搬入時、全数		
JIS A 5526	搬入時	試験成績表（検査証明書）を提出	

5-2 鋼板及び形鋼等

区分	管理項目	管理内容	管理方法
1) 鋼板、形鋼等	化学成分、 機械的性質	JIS に適合していること。	製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認
	外 観	有害な傷、変形等がないこと。	観 察
	形状寸法	JIS 及び㊦の形状寸法に適合していること。	製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認

5-3 棒 鋼

区分	管理項目	管理内容	管理方法
1) 普通棒鋼	化学成分、 機械的性質	JIS に適合していること。	製造工場の試験成績表により確認
			JIS G 3112 又は JIS G 3101 公的機関の試験成績表により確認
	外 観	有害な傷、変形等がないこと。	観 察
	形状寸法	JIS 及び㊦の形状寸法に適合していること。	製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認
2) 異形棒鋼	化学成分、 機械的性質	JIS に適合していること。	製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認
			JIS G 3112 公的機関の試験成績表により確認
	外 観	有害な傷、変形等がないこと。	観 察
	形状寸法	JIS 及び㊦の形状寸法に適合していること。	製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認

品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備考
JIS G 3101	搬入時、ロット毎	試験成績表（検査証明書）を提出	
JIS G 3101	搬入時、全数又は 結束毎		
JIS G 3192 JIS G 3193 JIS G 3194	搬入時	試験成績表（検査証明書）を提出	

品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備考
JIS G 3112 JIS G 3101 JIS G 3117	搬入時、ロット毎	試験成績表（検査証明書）を提出	
JIS G 3112 JIS G 3101 JIS G 3117		試験成績表を提出	製造工場の試験成績表により確認できない場合
JIS G 3112 JIS G 3101	搬入時、全数又は 結束毎		
JIS G 3191 JIS G 3117	搬入時	試験成績表（検査証明書）を提出	
JIS G 3112 JIS G 3117	搬入時、ロット毎	試験成績表（検査証明書）を提出	
JIS G 3112 JIS G 3117		試験成績表を提出	製造工場の試験成績表により確認できない場合
JIS G 3112 JIS G 3117	搬入時、全数又は 結束毎		
JIS G 3191 JIS G 3117	搬入時	試験成績表（検査証明書）を提出	

5-4 控工

区分	管理項目	管理内容	管理方法
1) 腹起し			
2) タイロッド	本体・附属品の化学成分、機械的性質	(一般構造用圧延鋼材の場合) JIS に適合していること。 (高張力鋼材の場合) 機械的性質は④第1編2-6-5に、化学成分は④及び承諾した規格に適合していること。	製造工場の試験成績表により確認 製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認
	外 観	有害な傷、変形等がないこと。	観 察
	形状寸法	④の形状寸法に適合していること。	製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認
	組立引張試験	④に適合していること。	④による。
	3) タイワイヤー	本体・附属品の化学成分、機械的性質	JIS に適合していること。
	被覆材	④の規格に適合していること。	製造工場の試験成績表により確認
	外 観	有害な傷、変形等がないこと。	観 察
	形状寸法	④の形状寸法に適合していること。	製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認
	組立品引張試験	④に適合していること。	④による。

品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備考
			5-2鋼板及び形鋼等を適用する。
JIS G 3101	ロット毎	試験成績表（検査証明書）を提出	
機械的性質は㊤第1編 表2-7、化学成分は㊤及び承諾した規格とする。	ロット毎	試験成績表（検査証明書）を提出	
異常が認められないこと。	搬入時、全数		
監督職員が承諾した図面	搬入時	試験成績表（検査証明書）を提出	
㊤による。	㊤による。	試験成績表を提出	
JIS G 3502 JIS G 3536 JIS G 3506 JIS G 3521	ロット毎	試験成績表（検査証明書）を提出	
JIS K 6922-2	ロット毎	試験成績表を提出	
異常が認められないこと。	搬入時、全数		
監督職員が承諾した図面	搬入時	試験成績表（検査証明書）を提出	
㊤による。	㊤による。	試験成績表を提出	

5-5 コンクリート舗装用鋼材

区分	管理項目	管理内容	管理方法
1) コンクリート舗装用鋼材			
イ) ダウエルバー ロ) タイバー ハ) チェアー ニ) クロスバー			
ホ) 鉄 網	化学成分、 機械的性質	JIS に適合していること。	製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認 JIS G 3112、JIS G 3551 公的機関の試験成績表により確認
	外 観	有害な傷、変形等がないこと。	観 察
	形状寸法	JIS 及び [㊦] の形状寸法に適合していること。	製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認

6. セメント及び混和材料

6-1 セメント

区分	管理項目	管理内容	管理方法
1) JISマーク表示 認証工場製品	セメント	使用材料の品質の確認	製造工場の試験成績表により確認
2) JISマーク表示 認証工場製品 以外・現場練り コンクリート	外 観	セメントの種類	観 察
	化学成分	JIS に適合していること。	製造工場の試験成績表により確認

6-2 混和材料

区分	管理項目	管理内容	管理方法
1) JISマーク表示 認証工場製品	混和材料	使用材料の品質の確認	製造工場の試験成績表により確認
2) JISマーク表示 認証工場製品 以外・現場練り コンクリート	化学成分	JIS 及び土木学会規準に適合していること。	製造工場の試験成績表により確認土木学会規準D. 1

品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備考
			5-3棒鋼を適用する。
JIS G 3551	搬入時、ロット毎	試験成績表（検査証明書）を提出	
JIS G 3551		試験成績表を提出	製造工場の試験成績表により確認できない場合
JIS G 3551	搬入時、全数又は 結束毎		
JIS G 3551	搬入時	試験成績表（検査証明書）を提出	

品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備考
JISマーク表示認証工場製品以外・現場練りコンクリートを適用する。	製造前及び使用材料の変更時	試験成績表を提出	JIS A 5308 参照
	搬入時適宜		
JIS R 5210 JIS R 5211 JIS R 5212 JIS R 5213 JIS R 5214	1箇月1回又は搬入の都度	監督職員が指示したとき試験成績表（検査証明書）を提出	

品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備考
JISマーク表示認証工場製品以外・現場練りコンクリートを適用する。	製造前及び使用材料の変更時	試験成績表を提出	JIS A 5308 参照
㊸による。 JIS A 6201 JIS A 6202 JIS A 6204 JIS A 6206	1箇月1回又は搬入の都度	監督職員が指示したとき試験成績表（検査証明書）を提出	

6-3 コンクリート用水

区 分	管理項目	管理内容	管理方法
1) JISマーク表示 認証工場製品	水	使用材料の品質の確認	製造工場の試験成績表により確認
2) JISマーク表示 認証工場製品 以外・現場練り コンクリート (上水以外)	化学成分	コンクリートの強度に 対する影響	JIS A 5308 附属書C
		有害物の含有量	公的機関の試験成績表により確認

7. セメントコンクリート製品

7-1 一般事項

区 分	管理項目	管理内容	管理方法
1) コンクリート杭	外 観	有害な傷がないこと。	観 察
2) コンクリート 矢板			
3) 境界ブロック			
	形状寸法	JIS 及びⒺの形状寸法 に適合していること。	製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認

8. 瀝青材料

8-1 舗装用アスファルト材

区 分	管理項目	管理内容	管理方法
1) アスファルト コンクリート 舗装用材 (アスファルト)	化学成分	Ⓔの品質であること。	石油アスファルト JIS K 2207 又は製造工場 の試験成績表により確認

品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備考
JISマーク表示認証工場製品以外・現場練りコンクリートを適用する。	製造前及び使用材料の変更時	試験成績表を提出	JIS A 5308 参照
JIS A 5308 附属書C	配合設計前	試験成績表を提出	
JIS A 5308 附属書C	配合設計前	試験成績表を提出	コンクリート標準示方書参照

品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備考
JIS A 5372 JIS A 5373	搬入時、全数		曲げ強さは試験成績表（検査証明書）で確認する。
JIS A 5361 JIS A 5363 JIS A 5365		試験成績表（検査証明書）を提出	

品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備考
針入度試験 JIS K 2207 軟化点試験 JIS K 2207 伸度試験 JIS K 2207 蒸発量試験 JIS K 2207 比重試験 JIS K 2249 セイボルトフロールド試験 舗装施工便覧 アスファルト乳剤の品質試験 JIS K 2208 クレオソート油加工エタール・タール ピッチ試験方法 JIS K 2439	当初及び製造工場又は規格の変化毎	試験成績表（検査証明書）を提出	

区 分	管理項目	管理内容	管理方法
1) アスファルト コンクリート 舗装用材 (アスファルト)			

8-2 プライムコート及びタックコート

区 分	管理項目	管理内容	管理方法
1) タックコート・ プライムコート	化学成分	JIS 及び㊥の形状寸法 に適合していること。	製造工場の試験成績表に より確認

9. 芝・樹木等

9-1 芝及び種子

区 分	管理項目	管理内容	管理方法
1) 芝	土	性状が生育に適していること。	㊥又は試験成績表により 確認
	芝	種類、品質が㊥に適合 していること。	品質等証明書により確認
	肥 料	種類、品質及び配合が ㊥に適合しているこ と。	種類、品質は品質等証明 書により確認 配合は㊥ による。
2) 種 子 3) 播 種	土	性状が生育に適していること。	㊥又は試験成績表により 確認
	種 子	種類、品質及び配合が ㊥に適合しているこ と。	種類、品質は品質等証明 書により確認 配合は㊥ による。
	肥 料	種類、品質及び配合が ㊥に適合しているこ と。	種類、品質は品質等証明 書により確認 配合は㊥ による。
	土壌改良 剤、養生剤 等	種類、品質が㊥に適合 していること。	品質等証明書により確認

9-2 植木等

区 分	管理項目	管理内容	管理方法
1) 樹 木 2) つる性植物 3) 竹	土	性状が生育に適していること。	㊥又は試験成績表により 確認
	樹 木	種類、品質が㊥に適合 していること。	㊥による。
	肥 料	種類、品質及び配合が ㊥に適合しているこ と。	種類、品質は品質等証明 書により確認 配合は㊥ による。

品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備考
カットバックアス ファルトの品質試験 ASTM D 2027 ASTM D 2028			

品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備考
JIS K 2208	搬入時適宜	試験成績表（検査 証明書）を提出	

品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備考
㊥ 第1編 2-10-1又は ㊦による。	産地毎に1回	試験成績表を提出	
㊥ 第1編 2-10-2又は ㊦による。	産地毎に1回	品質等証明書を提出	
㊦による。	種類毎に1回	品質等証明書を提出	
㊥ 第1編 2-10-1又は ㊦による。	産地毎に1回	試験成績表を提出	
㊦による。	種類毎に1回	品質等証明書を提出	
㊦による。	種類毎に1回	品質等証明書を提出	
㊦による。	種類毎に1回	品質等証明書を提出	

品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備考
㊥ 第1編 2-10-1又は ㊦による。	産地毎に1回	試験成績表を提出	
㊥ 第1編 2-10-3又は ㊦による。	種類毎に搬入後適 宜	品質等証明書を提出	
㊦による。	種類毎に1回	品質等証明書を提出	

10. 目地材料

10-1 目地材

区 分	管理項目	管理内容	管理方法
1) 目地材	材 質	種 類	観 察
		品 質	Ⓓによる。

10-2 コンクリート舗装用目地材

区 分	管理項目	管理内容	管理方法
1) 目地板	材 質	種 類	観 察
		品 質	Ⓓによる。
2) 注入材	材 質	種 類	観 察
		品 質	Ⓓによる。

11. 防食材料

11-1 アルミニウム合金陽極

区 分	管理項目	管理内容	管理方法
1) 電気防食陽極	陽極の種類 化学成分 形状寸法	承諾した品質に適合していること。	製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認
		承諾図等の形状寸法に適合していること。	製造工場の測定結果表により確認
	質 量	承諾した品質に適合していること。	製造工場の測定結果表により確認 計量器により測定
		陽極性能	陽極電位 (閉路電位)
		発生電気量	製造工場の試験成績表により確認

品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備考
特による。	施工中適宜		
特による。	搬入時、ロット毎	試験成績表（検査証明書）を提出	

品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備考
特による。	施工中適宜		
特による。	搬入時、ロット毎	試験成績表（検査証明書）を提出	
	施工中適宜		
	搬入時、ロット毎	試験成績表（検査証明書）を提出	

品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備考
監督職員が承諾した 図面	搬入前	試験成績表（検査証明書）を提出	
監督職員が承諾した 図面 各陽極の形状寸法の 許容範囲は±5%以 内とする。	搬入前、全数	工場の測定表を提出	
各陽極の質量の許容 範囲は±2%以内と し取付総質量は陽極 1個の標準質量の和 を下回ってはなら ない。ただし、陽極 1個の標準質量が30kg 未満の陽極質量の許 容範囲は±4%の範 囲とする。	搬入前、全数 搬 入時、適宜	工場の測定表を提出	
-1,050mV以下（vs 飽 和甘こう電極 （SCE））	搬入前	試験成績表を提出	
2,600A・h/kg以上	搬入前	試験成績表を提出	

11-2 防食塗装

区分	管理項目	管理内容	管理方法
1) 塗装材	材質	種類	観察
		品質	㊦による。

11-3 被覆防食材料

区分	管理項目	管理内容	管理方法
1) モルタル被覆	材質	種類	観察
		品質	㊦による。
2) 保護カバー	材質	種類	観察
		品質	㊦による。

12. 防舷材

12-1 ゴム防舷材

区分	管理項目	管理内容	管理方法
1) ゴム防舷材	材質	ゴムの物理試験（引張試験、硬さ試験、老化試験等）による材質が第1編 表2-8に適合、かつ 2-13-1 4. の耐久性試験を行ってもクラックや欠陥がないこと。	製造工場の試験成績表（検査証明書）により確認。耐久性については、ゴム防舷材耐久性証明事業を実施する機関の証明書により確認
		性能	㊦による。 製造工場の試験成績表（検査証明書）により確認
	外観	有害な傷等がないこと。	観察
	形状寸法	長さ、幅、高さ、ボルトの穴径及び中心間隔等	製造工場の測定結果表により確認
2) 取付金具	外観	有害な傷等がないこと。	観察
	形状寸法	㊦の形状寸法に適合していること。	観察

品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備考
特による。	施工中適宜		
特による。	搬入時、ロット毎	試験成績表（検査証明書）を提出	

品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備考
特による。	施工中適宜		
特による。	搬入時、ロット毎	試験成績表（検査証明書）を提出	
特による。	施工中適宜		
特による。	搬入時、ロット毎	試験成績表（検査証明書）を提出	

品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備考
Ⓞ 第1編 表2-8 JIS K 6250 JIS K 6251 JIS K 6253-3 JIS K 6257 JIS K 6259 Ⓞ 2-13-1 4. による。	製造前 ロットに使用した 練りゴムより試料 1セット	試験成績表（検査証明書）を提出。 耐久性については、ゴム防舷材耐久性証明事業を実施する機関の証明書を提出	
特による。	搬入前 10本に1本	試験成績表（検査証明書）を提出	
異常が認められないこと。	搬入時、適宜		
特及び監督職員が承諾した詳細図等	搬入前、全数	工場の測定表を提出	製造工場の測定結果表により確認。様式・品質12-1は参考。
異常が認められないこと。	搬入時、適宜		
特及び監督職員が承諾した詳細図等	搬入時、適宜		

13. 係船柱

13-1 係船柱

区 分	管理項目	管理内容	管理方法
1) 係船柱	本体・付属品の化学成分、機械的性質	JIS の規定による。	製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認
	外 観	有害な傷、変形等がないこと。	観 察
	形状寸法	㊦の形状寸法に適合していること。	製造工場の測定結果表により確認

14. 車止め・縁金物

14-1 車止め・縁金物

区 分	管理項目	管理内容	管理方法
1) 鋼 製 (縁金物を含む)	本体、被覆材、付属品の化学成分、機械的性質	JIS の規定による。	製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認
	外 観	使用上有害な反り、溶接部の不良個所等がないこと。	観 察
	形状寸法	㊦の形状寸法に適合していること。	製造工場の測定結果表により確認
2) その他 (縁金物を含む)	材 質	㊦の形状寸法に適合していること。	製造工場の測定結果表により確認
	外 観	使用上有害な反り等がないこと。	観 察
	形状寸法	㊦の形状寸法に適合していること。	製造工場の測定結果表により確認

15. マット

15-1 アスファルトマット

区 分	管理項目	管理内容	管理方法
1) アスファルト マット(洗掘 防止)	材 質	合材の配合、合材の強度、アスファルトの針入度、マットの押抜き強度が㊦に適合していること。	製造工場の試験成績表により確認
	外 観	補強材の種類は㊦に適合していること。	観 察

品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備考
㊥第1編 表2-9	1 溶解毎	試験成績表（検査証明書）を提出	
異常が認められないこと。	搬入時、全数		
㊥第1編 図5-1～3 及び㊥第1編 表5-1	搬入前、全数	工場の測定表を提出	

品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備考
㊥第1編 表2-10	搬入前	試験成績表（検査証明書）を提出	
異常が認められないこと。	搬入時適宜		
㊦による。	搬入前、全数	工場の測定表を提出	
㊦による。	搬入前	試験成績表（検査証明書）を提出	
異常が認められないこと。	搬入時適宜		
㊦による。	搬入前、全数	工場の測定表を提出	

品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備考
㊥第1編 2-16-1又は ㊦による。	1,000m ² に1回	試験成績表及び配合表を提出	17-1アスファルト舗装を適用する。
㊦による。	搬入時、適宜		

区 分	管理項目	管理内容	管理方法
1) アスファルト マット (洗掘 防止)	形状寸法	厚 さ	スチールテープ等で測定
		幅及び長さ	スチールテープ等で測定
2) 摩擦増大用 マット	材 質	合材の配合、合材の強度、アスファルトの針入度がⒺに適合していること。	製造工場の試験成績表により確認
	外 観		
	形状寸法		

15-2 繊維系マット

区 分	管理項目	管理内容	管理方法
1) 繊維系マット	材質及び規格	伸び、引裂、引張強度等がⒺに適合していること。	製造工場の試験成績表により確認

15-3 合成樹脂系マット

区 分	管理項目	管理内容	管理方法
1) 合成樹脂系 マット	材質及び規格	伸び、引裂、引張強度、比重、耐海水引張強度等がⒺに適合していること。	製造工場の試験成績表により確認

15-4 ゴムマット

区 分	管理項目	管理内容	管理方法
1) ゴムマット	材質及び規格	硬度、伸び、引裂、引張強度等がⒺに適合していること。	製造工場の試験成績表により確認
2) 摩擦増大用 マット	材 質	Ⓔによる。	製造工場の試験成績表により確認
	形状寸法	Ⓔによる。	スチールテープ等で測定

品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備考
特による。	20枚に1枚を2箇所	管理表を作成し提出	
特による。	20枚に1枚を1箇所	管理表を作成し提出	
④ 第1編 2-16-1又は特による。	1,000m ² に1回	試験成績表及び配合表を提出	17-1アスファルトマットを適用する。
			15-1-1アスファルトマット（洗掘防止）を適用する。
			15-1-1アスファルトマット（洗掘防止）を適用する。

品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備考
特による。	搬入前、適宜	試験成績表を提出	引張試験JIS L 1908 引裂試験JIS L 1096

品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備考
特による。	搬入前、適宜	試験成績表を提出	引張試験JIS K 6723 引裂試験JIS K 6252 比重試験JIS K 7112 耐海水試験 JIS K 6773

品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備考
特による。	搬入前、適宜	試験成績表を提出	引張試験JIS K 6251 引裂試験JIS K 6252
特による。	特による。	試験成績表を提出	
特による。	特による。	管理表を作成し提出	

16. コンクリート

16-1 レディーミクストコンクリート

区 分	管理項目	管理内容	管理方法
1) JISマーク表示 認証工場製品	配 合	規定の品質が得られる ことの確認	レディーミクストコンク リート配合計画書の確認 配合設計の基礎となる資 料の検討
		試験練り	JIS A 1138 又はプラント によりコンクリートを製 造し、スランプ、空気 量、強度、塩化物量、そ の他の品質の確認
	スランプ	スランプ試験	JIS A 1115 JIS A 1101 荷卸し地点で採取、試験
	沈下度	沈下度試験（舗装用コ ンクリートに適用）	土木学会規準「振動台式 コンシステンシー試験方法」
	空気量	空気量試験	JIS A 1115 JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128 荷卸し地点で採取、試験
	強 度	供試体の作成	JIS A 1115 JIS A 1132 荷卸し地点で作成
		圧縮試験	JIS A 1108

品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備考
JIS A 5308 及び [㊟] による。	製造前及び使用材料の変更時	配合計画書を提出	
JIS A 5308 及び [㊟] による。	製造前及び使用材料の変更時	配合設計の基礎資料を提出	水セメント比の算定方法、配合修正の条件と方法
	JISマーク表示認証工場製品以外で監督職員が指示した時	試験成績表を提出	様式・品質16-1参照
㊟第1編 表4-2	供試体作成時	管理表を作成し提出ただし、各々の試験結果報告書は、監督職員の請求があった場合に提示	様式・品質16-2参照
[㊟] による。	供試体作成時	管理表を作成し提出	
規定値に対する許容範囲は± 1.5%	供試体作成時	管理表を作成し提出ただし、各々の試験結果報告書は、監督職員の請求があった場合に提示	様式・品質16-2参照
	1日1回とし、1日の打設量が150m ³ を超える場合は1日2回とする。ただし、同一配合の1日当り打設量が少量の場合は、監督職員の承諾を得て打設日数に関係なく100m ³ ごとに1回とすることができる。		
1回の試験結果は、呼び強度(指定強度)の値の85%以上3回の試験結果の平均値は、呼び強度(指定強度)の値以上	供試体作成毎1回の試験は、3個の供試体の平均値とする。	管理表を作成し提出ただし、各々の試験結果報告書は、監督職員の請求があった場合に提示	様式・品質16-2参照少量の場合は省略できる。

区 分	管理項目	管理内容	管理方法
1) JISマーク表示 認証工場製品	強 度	曲げ試験	JIS A 1106
	コンクリート 温度	温度測定	供試体作成場所で測定
			打設場所で測定
	単位水量		
塩化物含有 量	塩化物量試験	JIS A 1115 JIS A 1144 又は、監督職 員の承諾する方法	

16-2 コンクリートミキサー船

区 分	管理項目	管理内容	管理方法
1) コンクリート ミキサー船			

16-3 現場練りコンクリート

区 分	管理項目	管理内容	管理方法
1) 現場練りコンクリート			
イ) 配合指定	示方配合	試験練り	JIS A 1138 又はプラント によりコンクリートを製 造し、スランプ、空気 量、強度、塩化物量、そ の他の品質の確認
			現場配合
		骨材の粒度	JIS A 1102
	材料の計量	計量装置の精度バッチ ミキサ	静荷重試験
		連続練りミキサ	キャリブレーション

品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備考
1回の試験結果は、呼び強度（指定強度）の値の85%以上 3回の試験結果の平均値は、呼び強度（指定強度）の値以上	供試体作成毎1回の試験は、3個の供試体の平均値とする。	管理表を作成し提出	様式・品質16-2参照 少量の場合は省略できる。
特による。 5℃以上35℃以下	供試体作成毎	管理表を作成し提出	様式・品質16-2参照
特による。 5℃以上35℃以下			配合計画書の「指定事項」と対比
			第1編 第4章 第9節コンクリートの品質管理による。
JIS A 5308 による。	第1回コンクリート打設前及び使用材料の変更時	試験成績表を提出	無筋コンクリートで用心鉄筋が入らない構造物は全塩化物イオン量の制限はしない。

品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備考
			16-1レディーミクストコンクリートを適用する。

品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備考
	施工前1回	試験成績表を提出	様式・品質16-1参照 σ_{28} は、配合強度を標準とする。
	1日1回以上	試験成績表を提出	
⊕ 第1編 表2-1	1日1回	試験成績表を提出	2-1砂を適用する。
	6箇月1回	検定合格証又は試験成績表（写）を提出	
	工事開始前1回	各材料ごとのキャリブレーション結果を提出	

区分	管理項目	管理内容	管理方法
イ) 配合指定	材料の計量	計量誤差バッチミキサ	0点、設定針、表示針を 観察、確認 連続8バッチについて計 量時の指示値又は自動記 録を読み取る。
		連続練りミキサ	カウント数、表示針を観 察、確認
		練混ぜ性能バッチミキ サ	JIS A 1119
		練混ぜ	連続練りミキサ
	練混ぜ時間バッチミキ サ		時間測定
	外観、均一性、ワーカ ビリティ等		観 察
	スランプ又 は沈下度	スランプ試験	JIS A 1115 JIS A 1101 打設現場で採取、試験
		沈下度試験（舗装用コ ンクリートに適用）	土木学会規準「振動台式 コンシステンシー試験方 法」
	空気量	空気量試験	JIS A 1115 JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128 打設現場で採取、試験
	強 度	供試体の作成	JIS A 1115 JIS A 1132 打設現場で作成
		圧縮試験	JIS A 1108

品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備考
㊦ 第1編 表4-1	午前、午後の作業開始時		
㊦ 第1編 表4-1	1箇月1回	試験成績表を提出	
㊦ 第1編 表4-1	午前、午後の作業開始時		
	6箇月1回	試験成績表を提出	コンクリート標準示方書参照
	工事開始前1回	試験成績表を提出	コンクリート標準示方書参照
規定の時間以上及び同時間の3倍以下	午前、午後の作業開始時		
	全バッチ		
㊦ 第1編 表4-2	供試体作成時	管理表を作成し提出	様式・品質16-2参照
	供試体作成時	管理表を作成し提出	
規定値に対する許容範囲±1.5%	供試体作成時	管理表に記録提出	様式・品質16-2参照
	1日1回とし、1日の打設量が150m ³ を超える場合は1日2回とする。ただし、同一配合の1日当り打設量が少量の場合は、監督職員の承諾を得て打設日数に関係なく100m ³ ごとに1回とすることができる。		
1回の試験結果は、指定強度の値の85%以上、3回の試験結果の平均値は、指定強度の値以上	供試体作成毎1回の試験は、3個の供試体の平均値とする。	管理表及び管理図を作成し提出	様式・品質16-2、16-3参照少量の場合は省略できる。

区 分	管理項目	管理内容	管理方法
イ) 配合指定		曲げ試験	JIS A 1106
	コンクリート温度	温度測定	供試体作成場所で測定、 打設場所で測定
	塩化物含有量	塩化物量試験	JIS A 1115 JIS A 1144 又は、監督職員の承諾する方法
ロ) 品質指定			

16-4 暑中コンクリート

区 分	管理項目	管理内容	管理方法
1) 暑中コンクリート	水及び骨材の温度	温度測定	温度測定
	コンクリート温度	温度測定	供試体作成場所で測定、 打設場所で測定

16-5 寒中コンクリート

区 分	管理項目	管理内容	管理方法
1) 寒中コンクリート	水及び骨材の温度	温度測定	温度測定
	コンクリート温度	温度測定	供試体作成場所で測定、 打設場所で測定

品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備考
1回の試験結果は、指定強度の値の85%以上、3回の試験結果の平均値は、指定強度の値以上	供試体作成毎1回の試験は、3個の供試体の平均値とする。	管理表及び管理図を作成し提出	様式・品質16-2、16-3参照少量の場合は省略できる。
㊟による。	供試体作成毎	管理表を作成し提出	様式・品質16-2参照
㊟による。	第1回コンクリート打設前及び使用材料の変更時	試験成績表を提出	無筋コンクリートで用心鉄筋が入らない構造物は全塩化物イオン量の制限はしない。
			16-1レディーミクストコンクリートを適用する。

品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備考
	随時		その他の項目は、レディーミクストコンクリート・現場練りコンクリートを適用する。
㊟による。暑中コンクリートは35℃以下	供試体作成毎	管理表を作成し提出	様式・品質16-2参照

品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備考
	随時		その他の項目は、レディーミクストコンクリート・現場練りコンクリートを適用する。
㊟による。寒中コンクリートは5℃～20℃	供試体作成毎	管理表を作成し提出	様式・品質16-2参照

16-6 水中コンクリート

区 分	管理項目	管理内容	管理方法
1) 水中コンクリート			

16-7 袋詰コンクリート

区 分	管理項目	管理内容	管理方法
1) 袋詰コンクリート			

16-8 水中不分離性コンクリート

区 分	管理項目	管理内容	管理方法
1) 水中不分離性コンクリート			

16-9 プレパックドコンクリート

区 分	管理項目	管理内容	管理方法
1) プレパックドコンクリート			

16-10 コンクリート舗装

区 分	管理項目	管理内容	管理方法
1) コンクリート舗装			

品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備考
			16-1レディーミクストコンクリートを適用する。

品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備考
			16-1レディーミクストコンクリートを適用する。

品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備考
			16-1レディーミクストコンクリートを適用する。

品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備考
			16-1レディーミクストコンクリートを適用する。

品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備考
			16-1レディーミクストコンクリートを適用する。

17. アスファルトコンクリート

17-1 アスファルト舗装

区 分	管理項目	管理内容	管理方法
1) アスファルト コンクリート	配合設計	試験練り及びマーシャル試験	監督職員の承諾する方法により、 ㊄ の品質が得られることを確認
	材料の計量	計量機の検定	
		計量誤差	
		骨材の合成粒度（ホットビン）	JIS A 1102 JIS A 1204 現場配合決定時の粒度と対比
	混合物	ミキサ排出時の温度	温度測定
		敷き均したときの温度（初転圧直前）	温度測定
		安定度等	舗装施工便覧（マーシャル安定度試験方法）
		抽出アスファルト量	舗装施工便覧（アスファルト混合物の抽出試験方法）
		粒 度	抽出ふるい分け試験又は印字記録
		コアによる密度の測定	舗装施工便覧（締め固めた瀝青混合物の密度試験方法）

品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備考
㊦ 第1編 2-18-1又は特による。	㊦ 第1編 2-18-1による。	試験成績表及び配合表を提出	舗装撤去、復旧等簡易なものについては監督職員の承諾を得て省略することができる。
			検定合格証（写）提出
	監督職員が必要と認めるとき測定		
	1日1回		
事前に監督職員に承諾を得た温度に対し±25℃かつ185℃以下	運搬車毎	適宜	
110℃以上	運搬車毎ただし同一配合の合材100t未満のものは1日2回（午前、午後）	管理図を作成し提出	
㊦ 第1編 2-18-1	1日1回	管理図を作成し提出	
舗装施工便覧	抽出試験1日1回 印字記録の場合は、全数	管理図を作成し提出	
舗装施工便覧	抽出試験1日1回 印字記録の場合は、全数	管理図を作成し提出	
基準密度の94%以上	1,000m ² 毎に1回	管理図を作成し提出	

18. その他

18-1 ペーパードレーン

区 分	管理項目	管理内容	管理方法
1) ドレーン材	材 質	種 類	観 察
		品 質	㊦による。

18-2 路盤紙

区 分	管理項目	管理内容	管理方法
1) 路盤紙	材 質	種 類	観 察
		品 質	㊦による。

18-3 防砂目地板

区 分	管理項目	管理内容	管理方法
1) 防砂目地板	材 質	種 類	観 察
		品 質	㊦による。

18-4 区画線及び道路標示

区 分	管理項目	管理内容	管理方法
1) 区画線及び道路 標示	材 質	種 類	観 察
		品 質	㊦による。

18-5 道路標識

区 分	管理項目	管理内容	管理方法
1) 道路標識	材 質	種 類	観 察
		品 質	㊦による。

18-6 防護柵

区 分	管理項目	管理内容	管理方法
1) 防護柵	材 質	種 類	観 察
		JISに適合していること。	製造工場の試験成績表により確認

品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備考
特による。	施工中適宜	試験成績表を提出	
特による。	搬入前に1回	管理表を作成し提出	

品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備考
特による。	施工中適宜		
特による。	搬入前に1回	特による。	

品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備考
特による。	施工中適宜		
特による。	搬入前に1回	特による。	

品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備考
特による。	施工中適宜		
Ⓢ第1編 2-19-4又は特による。	搬入前に1回	特による。	

品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備考
特による。	施工中適宜		
Ⓢ第1編 2-19-5又は特による。	搬入前に1回	特による。	

品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備考
特による。	施工中適宜		
Ⓢ第1編 2-19-6又は特による。	搬入前に1回	監督職員が指示したとき試験成績表(検査証明書)を提出	

18-7 溶接材

区 分	管理項目	管理内容	管理方法
1) 溶接材	材 質	種 類	観 察
		JISに適合していること。	製造工場の試験成績表により確認
	溶接部の強度	引張及び曲げ	JIS Z 3121、3131等公的機関の試験成績により確認
		非破壊試験	JIS Z 3104放射線透過試験の他、㊦による。 カラーチェック

18-8 ガス切断材

区 分	管理項目	管理内容	管理方法
1) ガス切断材	材 質	種 類	観 察
		JISに適合していること。	製造工場の試験成績表により確認

18-9 汚濁防止膜

区 分	管理項目	管理内容	管理方法
1) 汚濁防止膜	材 質	種 類	観 察
		品 質	㊦による。

品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備考
特による。	施工中適宜		
Ⓢ第1編 2-19-7又は特による。	搬入前に1回	監督職員が指示したとき試験成績表（検査証明書）を提出	
特による。	特による。	試験成績表（検査証明書）を提出	
特による。	特による。	写真又はフィルムを提出	
特による。	特による。	写真を提出	

品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備考
特による。	施工中適宜		
Ⓢ第1編 2-19-8又は特による。	搬入前に1回	監督職員が指示したとき試験成績表（検査証明書）を提出	

品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備考
特による。	施工中適宜		
特による。	搬入前に1回	特による。	

骨材のふるい分け試験 (JIS A 1102)

様式・品質3-1

工事名 _____
 工種 _____
 プラント名 _____
 試料採取 _____
 場 所 _____
 試験年月日 _____
 試験場所 _____
 測定者 _____ 印 _____

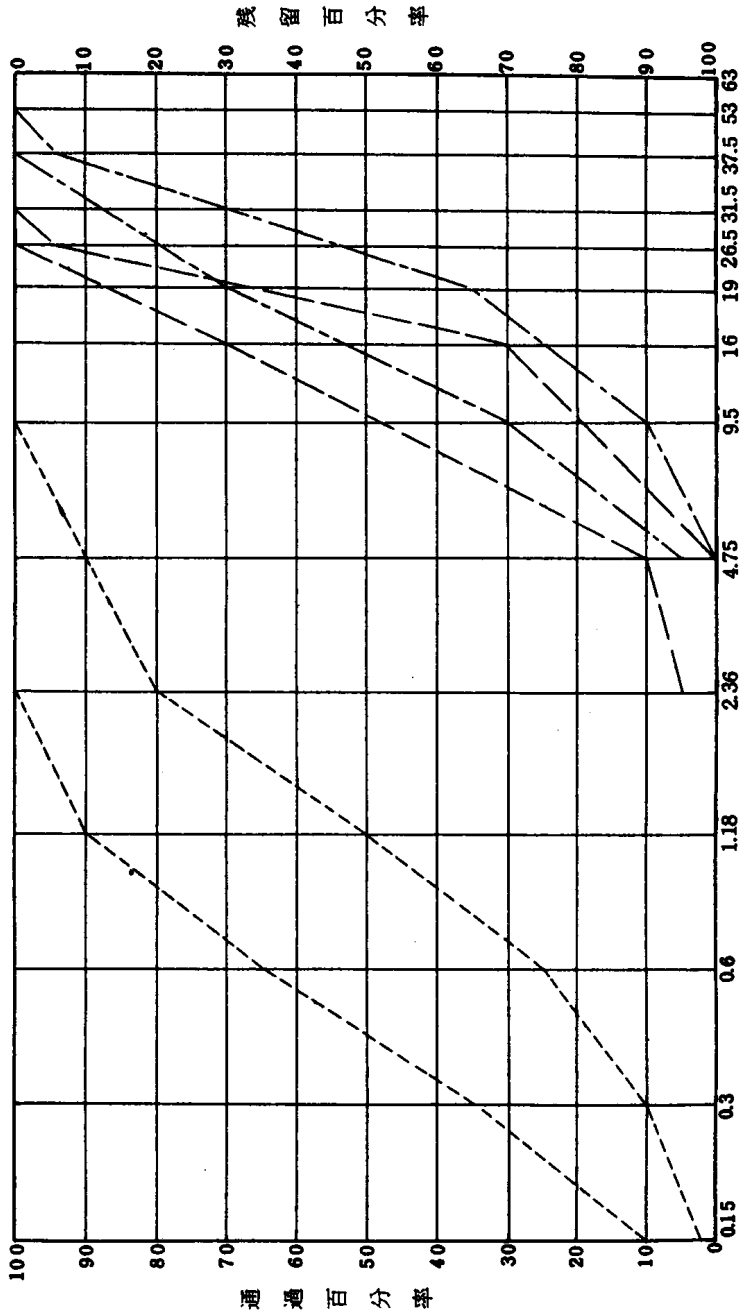
	細骨材	粗骨材
最大寸法		
産地		
比重		
吸水量		

比重、吸水量は 年 月 日の測定値

現場代理人

細骨材の種類			粗 粒 率			粗骨材の種類			粗 粒 率		
ふるい の 目 (mm)	ふるい の 法	るい 残 量 (kg)	留 量 (%)	累 計 率 (%)	加 算 率 (%)	ふるい の 目 (mm)	ふるい の 法	るい 残 量 (kg)	留 量 (%)	累 計 率 (%)	加 算 率 (%)
						63					
						53					
						37.5					
9.5						31.5					
4.75						26.5					
2.36						19					
1.18						16					
0.6						9.5					
0.3						4.75					
0.15						2.36					
皿					100	皿					100
計				100		計				100	

粒 度 曲 線



ふるいの呼び寸法 (mm)

防 舷 材 形 状 管 理 表 (例)

工 事 名 _____ 型 式 _____

年 月 日 _____ 現場代理人 _____

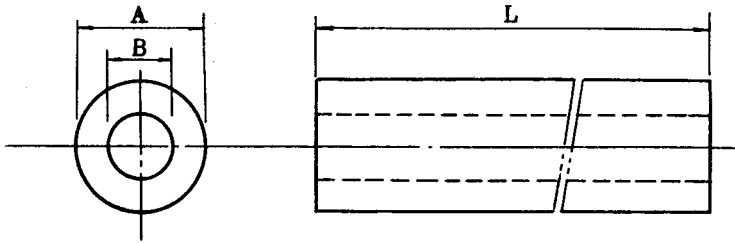
単位 mm

測定箇所		標準寸法	No.	No.	No.	備 考
長 さ	L ₁					
	L ₂					
幅	A					
	B					
高 さ	H					
ボルト穴径						
ボルト穴の 中心間隔	C					
	l ₁					
	l ₂					
そ の 他						

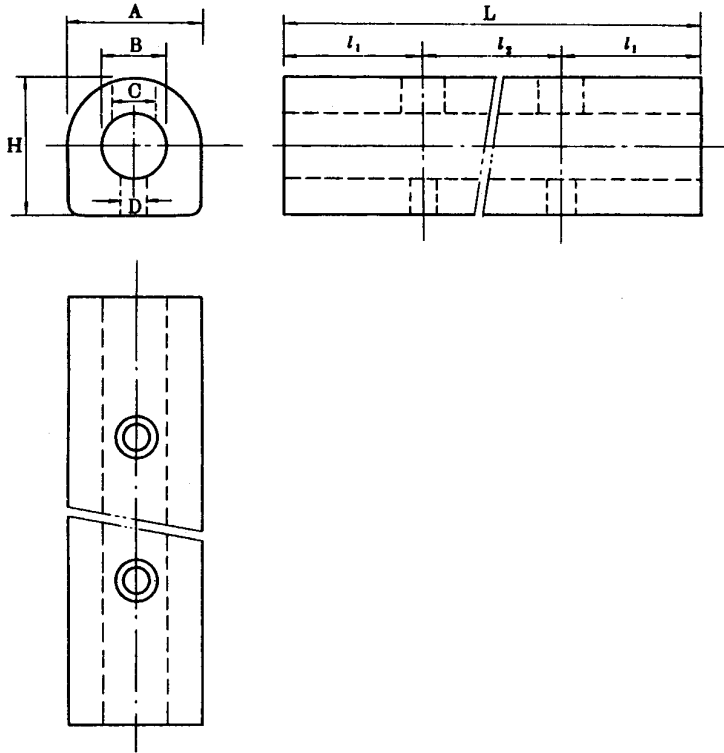
(別紙)

防舷材形状測定箇所 (例)

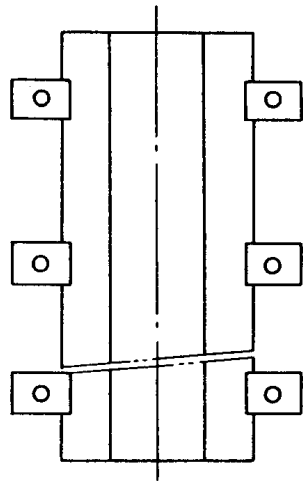
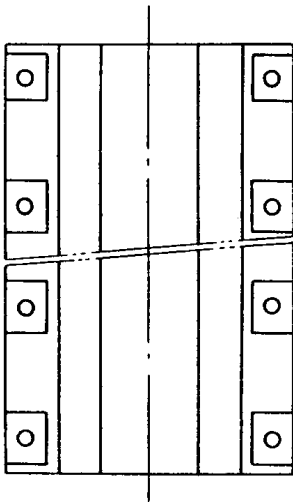
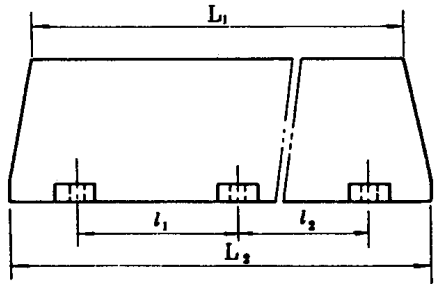
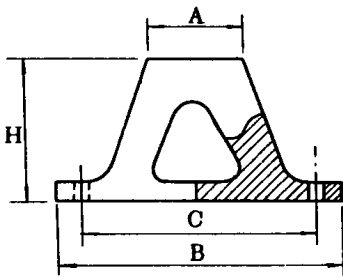
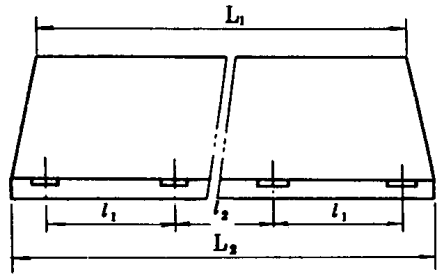
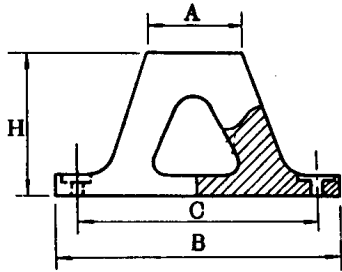
1. 中空円筒形



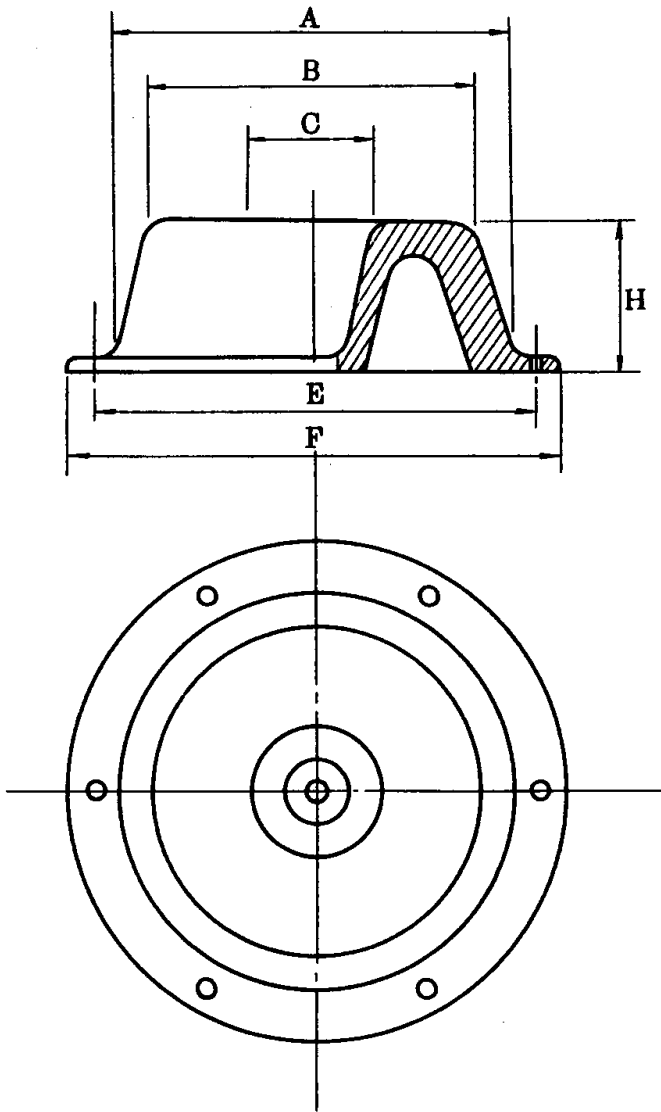
2. D 形



3. V 形



4. サークル形



コンクリート試験成績表（試験練用）

工事名 _____ 工 種 _____

試験日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 _____ 立 会 者 _____ ⑩

試験場所 _____ " _____ ⑩

1 示方配合表

粗骨材の 最大寸法 (mm)	スランプの 範 囲 (cm)	空気量の 範 囲 (%)	水セメント比 W/C (%)	細骨材率 s/a (%)

2 現場配合表

コンクリート量 (m ³)	W (kg)	C (kg)	S (kg)	G (kg)
1				

3 試料採取及び養生（JIS A 1115 及び 1132）

採 取 年 月 日	
採 取 場 所	
採 取 時 刻	
天 候	
気 温	
コンクリート温度	
ス ラ ン プ	
空 気 量	
養 生 方 法	
養 生 温 度	
材 令	

プラント名 _____

測定者 _____ ㊞

現場代理人 _____

単 位 量 (kg/m ³)				
水, W	セメント, C	細骨材, S	粗骨材, G	混和剤()

混和剤 (ml, g)	表面水 (%)		摘 要	
	S	G		

4 試験成績表 (JIS A 1108 又は 1106)

供試体番号	No.	1	2	3	平均
供試体の直径	cm				
" 幅	"				
" 高さ	"				
" 長さ	"				
" スパン	"				
最大荷重	kN				
圧縮強度	N/mm ²				
曲げ強度	"				
破壊状況					
その他					

コンクリート強度（圧縮）管理表

工事名 _____ 工種 _____

打設年月日	番号	スランプ (cm)	空気量 (%)	温度 (°C)		
					試験月日	X ₁

設計条件

呼び強度	N/mm ²	標準偏差	N/mm ²
粗骨材の最大寸法	mm	変動係数	%
スランプの範囲	cm～ cm	割増係数	
空気量の範囲	%～ %	配合強度	N/mm ²

X管理
管理限界=
UCL=
LCL=
 $\bar{X} = \frac{\sum X}{N} =$

※ J I S工場の場合はRs、Rm、 $(X - \bar{X})^2$ 、標準偏差、変動係数、割増係数、配合強

現場代理人 _____

σ 28			R s	Rm	(X - \bar{X}) ²	摘 要
X ₂	X ₃	平均値X				

図

R s 管理図

Rm管理図

$$\text{標準偏差 } \sigma = \sqrt{\frac{\sum (X - \bar{X})^2}{N - 1}}$$

$$\bar{X} \pm 2.66\bar{R}s \quad \text{管理限界} = 3.27\bar{R}s \quad \text{管理限界} = 2.57\bar{R}m$$

(n=3)

$$UCL = \qquad UCL =$$

$$\bar{R}s = \frac{\sum R_s}{N-1} =$$

$$\bar{R}m = \frac{\sum R_m}{N} =$$

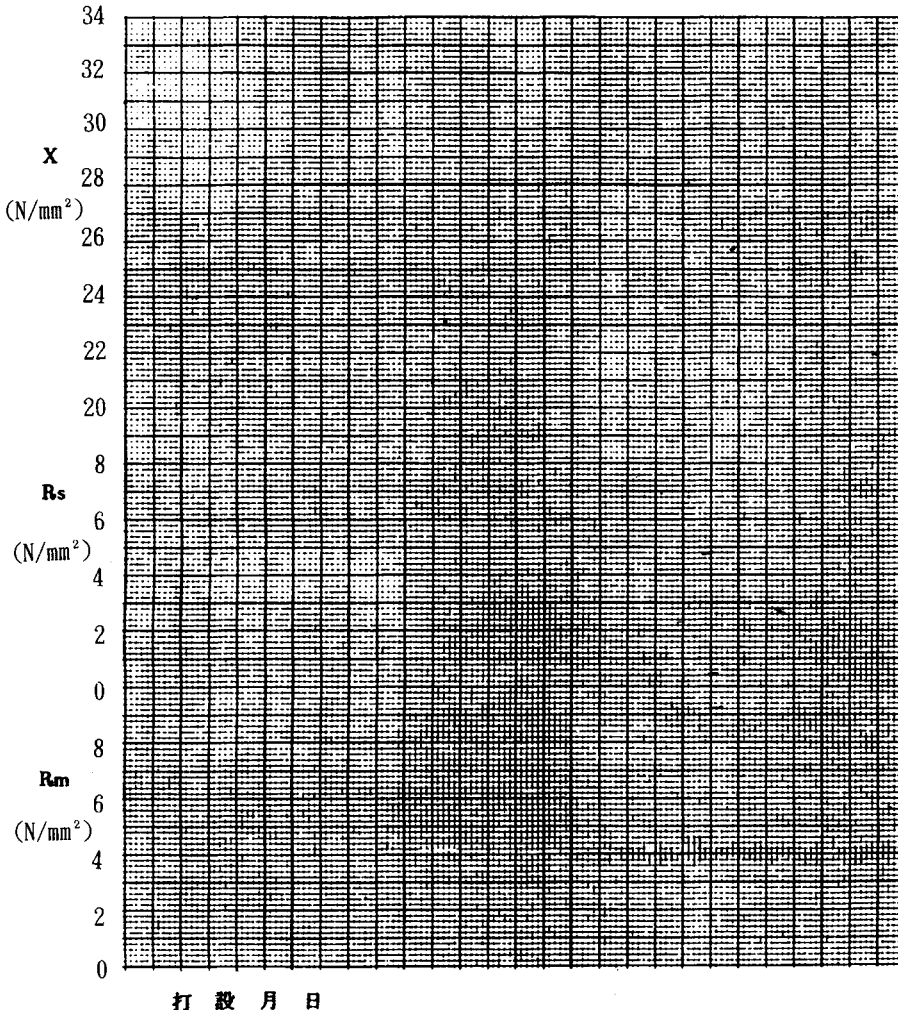
$$\text{変動係数 } V = \frac{\sigma}{\bar{X}} \times 100 =$$

度は不要

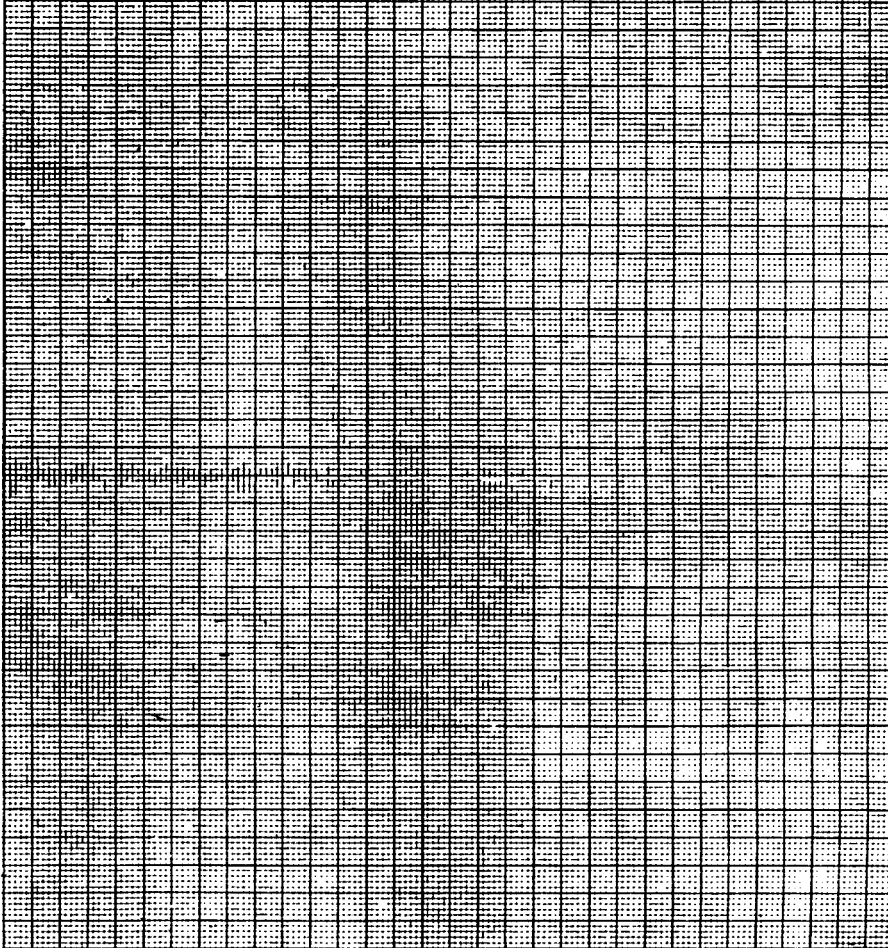
コンクリート強度（圧縮）管理図

工事名

工種



現場代理人



3. 港湾工事出来形管理基準

凡 例

㊦：図面及び特記仕様書

㊧：港湾工事共通仕様書

業務共通仕様書：港湾設計・測量・調査等

業務共通仕様書

3. 港湾工事出来形管理基準

目 次

1. 共通の工種

1-1	圧密・排水工	3- 7
1-2	締固工	3- 11
1-3	固化工	3- 13
1-4	洗掘防止工	3- 15
1-5	中詰工	3- 15
1-6	蓋コンクリート工	3- 15
1-7	蓋ブロック工	3- 15
1-8	鋼矢板工	3- 17
1-9	控 工	3- 19
1-10	鋼杭工	3- 23
1-11	コンクリート杭工	3- 23
1-12	防食工	3- 25
1-13	コンクリート舗装工	3- 27
1-14	アスファルト舗装工	3- 29
1-15	植生工	3- 31

2.	土捨工	3- 33
----	-----	-------

3. 海上地盤改良工

3-1	床掘工	3- 33
3-2	置換工	3- 33
3-3	圧密・排水工	3- 35
3-4	締固工	3- 35
3-5	固化工	3- 35

4. 基礎工

4-1	基礎盛砂工	3- 35
4-2	洗掘防止工	3- 35
4-3	基礎捨石工	3- 37
4-4	基礎ブロック工	3- 39

5.	本體工 (ケーソン式)	
5-1	ケーソン製作工	3- 41
5-2	ケーソン進水据付工	3- 41
5-3	中詰工	3- 43
5-4	蓋コンクリート工	3- 43
5-5	蓋ブロック工	3- 43
6.	本體工 (ブロック式)	
6-1	本體ブロック製作工	3- 43
6-2	本體ブロック据付工	3- 45
6-3	中詰工	3- 45
6-4	蓋コンクリート工	3- 45
6-5	蓋ブロック工	3- 45
7.	本體工 (場所打式)	
7-1	場所打コンクリート工	3- 47
7-2	水中コンクリート工	3- 47
7-3	プレパックドコンクリート工	3- 47
7-4	水中不分離性コンクリート工	3- 49
8.	本體工 (捨石・捨ブロック式)	
8-1	洗掘防止工	3- 49
8-2	本體捨石工	3- 49
8-3	捨ブロック工	3- 49
8-4	場所打コンクリート工	3- 51
9.	本體工 (鋼矢板式)	
9-1	鋼矢板工	3- 51
9-2	控 工	3- 51
10.	本體工 (コンクリート矢板式)	
10-1	コンクリート矢板工	3- 53
10-2	控 工	3- 53
11.	本體工 (鋼杭式)	
11-1	鋼杭工	3- 53
12.	本體工 (コンクリート杭式)	
12-1	コンクリート杭工	3- 53

13.	被覆・根固工	
13-1	被覆石工	3- 55
13-2	被覆ブロック工	3- 55
13-3	根固ブロック工	3- 55
14.	上部工	
14-1	上部コンクリート工	3- 57
14-2	上部ブロック工	3- 59
15.	付属工	
15-1	係船柱工	3- 61
15-2	防舷材工	3- 61
15-3	車止・縁金物工	3- 61
15-4	防食工	3- 63
15-5	付属設備工	3- 63
16.	消波工	
16-1	洗掘防止工	3- 63
16-2	消波ブロック工	3- 63
17.	裏込・裏埋工	
17-1	裏込工	3- 65
17-2	裏埋工	3- 65
17-3	裏埋土工	3- 65
18.	陸上地盤改良工	
18-1	圧密・排水工	3- 67
18-2	締固工	3- 67
18-3	固化工	3- 67
19.	土工	
19-1	掘削工	3- 67
19-2	盛土工	3- 67
19-3	路床盛土工	3- 67
19-4	法面工	3- 69
20.	舗装工	
20-1	コンクリート舗装工	3- 69
20-2	アスファルト舗装工	3- 69

21. 維持補修工	
21-1 維持塗装工	3- 69
21-2 防食工	3- 69
22. 構造物撤去工	
22-1 取壊し工	3- 71
22-2 撤去工	3- 71
23. 仮設工	
23-1 仮設鋼矢板工	3- 73
23-2 仮設鋼管杭・鋼管矢板工	3- 73
23-3 仮設道路工	3- 73
24. 雑工	
24-1 現場鋼材溶接工	3- 73
24-2 現場鋼材切断工	3- 75
24-3 その他雑工	3- 75
25. 浚渫工	
25-1 ポンプ浚渫工	3- 75
25-2 グラブ浚渫工	3- 75
25-3 硬土盤浚渫工	3- 75
25-4 岩盤浚渫工	3- 77
25-5 バックホウ浚渫工	3- 77
26. 埋立工	
26-1 固化工	3- 77
26-2 埋立土工	3- 77
27. 道路舗装工	
27-1 コンクリート舗装工	3- 79
27-2 アスファルト舗装工	3- 79
27-3 道路付属工	3- 79
28. 緑地工	
28-1 植生工	3- 79

[参 考]

様式・出来形 1-1-2(1)	；敷砂出来形管理表	3- 81
様式・出来形 1-1-2(2)	；敷砂出来形管理図	3- 82
様式・出来形 1-2-2(1)	；サトコパ [°] クシヨパ [°] ル出来形管理表	3- 83
様式・出来形 1-2-2(2)	；砂投入管理表	3- 84
様式・出来形 1-2-2(3)	；締固工深淺図	3- 85
様式・出来形 1-3-1(1)	；深層混合処理杭出来形管理表	3- 86
様式・出来形 1-3-1(2)	；深層混合処理杭鉛直度管理表	3- 87
様式・出来形 1-4-1(1)	；洗掘防止マット出来形管理表	3- 88
様式・出来形 1-4-1(2)	；洗掘防止マット出来形管理図	3- 89
様式・出来形 1-5-1	；砂・石材中詰出来形管理表	3- 90
様式・出来形 1-6-1	；蓋コンクリート出来形管理表	3- 91
様式・出来形 1-8-2	；鋼矢板出来形管理表	3- 92
様式・出来形 1-9-5	；腹起出来形管理表	3- 93
様式・出来形 1-9-6	；タイ材出来形管理表	3- 94
様式・出来形 1-10-2(1)	；鋼杭打込記録	3- 95
様式・出来形 1-10-2(2)	；鋼杭出来形管理表	3- 96
様式・出来形 1-12-1(1)	；電気防食出来形管理表	3- 97
様式・出来形 1-12-1(2)	；電気防食電位測定管理表	3- 98
様式・出来形 1-13-1(1)	；路盤出来形管理表	3- 99
様式・出来形 1-13-1(2)	；路盤出来形管理図	3-100
様式・出来形 1-14-3(1)	；舗装出来形管理表	3-101
様式・出来形 1-14-3(2)	；舗装出来形管理図	3-102
様式・出来形 3-2-1	；置換材出来形管理表	3-103
様式・出来形 4-3-2(1)	；基礎石均し出来形管理図(1)	3-104
様式・出来形 4-3-2(2)	；基礎石均し出来形管理図(2)	3-105
様式・出来形 5-1-1	；ケーソン製作出来形管理表	3-106
様式・出来形 5-2-1	；ケーソン据付出来形管理表	3-107
様式・出来形 6-1(1)	；ブロック（方塊）製作出来形管理表	3-108
様式・出来形 6-1(2)	；L型ブロック製作出来形管理表	3-109
様式・出来形 6-1(3)	；セルラーブロック製作出来形管理表	3-110
様式・出来形 6-1(4)	；ブロック製作等外見チェックリスト	3-111
様式・出来形 13-1-1(1)	；被覆石均し出来形管理図(1)	3-112
様式・出来形 13-1-1(2)	；被覆石均し出来形管理図(2)	3-113
様式・出来形 13-3-1	；根固ブロック製作出来形管理表	3-114
様式・出来形 14-1(1)	；上部コンクリート(防波堤)出来形管理表	3-115
様式・出来形 14-1(2)	；上部コンクリート(岸壁)出来形管理表	3-116

様式・出来形 15-1-1	；係船柱出来形管理表	3-117
様式・出来形 15-2-1	；防舷材出来形管理表	3-118
様式・出来形 15-3-1	；車止出来形管理表	3-119
様式・出来形 17-3-1	；土砂掘削出来形管理表	3-120
様式・出来形 24-1-1(1)	；すみ肉溶接出来形管理表	3-121
様式・出来形 24-1-1(2)	；突合せ溶接出来形管理表	3-122
様式・出来形 24-1-1(3)	；鉄筋フレア溶接出来形管理表	3-123
様式・出来形 25-1(1)	；浚渫出来形管理表	3-124
様式・出来形 25-1(2)	；浚渫出来形管理図	3-125

1. 共通の工種

1-1 圧密・排水工

工 種	管理項目	測定方法	測定密度
1. サンドドレーン	位 置	自動位置決め装置又はトランシット及び光波測距儀により測定	移動毎及び監督職員の指示による。
	天端高 先端深度	打込記録の確認	全 数
	砂の投入量	打込記録の確認	全 数
2. 敷砂均し	延 長	スチールテープ、間縄、光波測距儀等により測定	施工完了後
	天端高 天端幅 法面勾配	陸上部；スチールテープ、レベル、光波測距儀等で測定	測線間隔20m以下 測点間隔10m以下
		水中部；スチールテープ、間縄、レッド又は音響測深機等により測定	測線間隔20m以下 測点間隔20m以下
3. 載荷土砂	延 長	スチールテープ、間縄等により測定	施工完了後
	天端高 天端幅 法面勾配	陸上部；スチールテープ、レベル、光波測距儀等で測定	測線間隔20m以下 測点間隔10m以下
		水中部；スチールテープ、間縄、レッド又は音響測深機等により測定	測線間隔20m以下 測点間隔20m以下

測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
1 cm	管理図に測定結果を記入し提出	±10cm	自動位置決め装置の作動状況が確認されていれば不要。
10cm	打込記録紙及び管理表を作成して提出	天端高 +規定しない -0 先端深度 +0 -規定しない	+ ; 設計値より浅い (高い) ことをいう。 - ; 設計値より深い (低い) ことをいう。 () は陸上。
0.1m ³	打込記録紙に砂の圧入量を記入し提出		
10cm	管理図に延長を記入し提出	+規定しない -0	様式・出来形1-1-2参照
天端高 1 cm 天端幅10cm	管理図に天端高、法肩、法尻、天端幅及び法面勾配を記入し提出	天端高 ±30cm天端幅、法面勾配は ^特 による。	
10cm			
10cm	管理図に延長を記入し提出	+規定しない -0	
天端幅10cm 天端高 1 cm	管理図に天端高、法肩、法尻、天端幅及び法面勾配を記入し提出	天端高 ±50cm 天端幅、法面勾配は ^特 による。	
10cm			

工 種	管理項目	測定方法	測定密度
4. ペーパードレーン	位 置	自動位置決め装置又はトランシット及び光波測距儀により測定	移動毎及び監督職員の指示による。
	天端高 先端深度	打込記録の確認	全 数
	ドレーン材 の打込長	打込記録の確認	全 数
5. グラベルマット	延 長	スチールテープ、間縄、光波測距儀等により測定	施工完了後
	天端高 天端幅 法面勾配	陸上部；スチールテープ、レベル、光波測距儀等で測定	測線間隔20m以下 測点間隔10m以下
		水中部；スチールテープ、間縄、レッド又は音響測深機等により測定	測線間隔20m以下 測点間隔20m以下
6. グラベルドレーン	位 置	自動位置決め装置又はトランシット及び光波測距儀により測定	移動毎及び監督職員の指示による。
	天端高 先端深度	打込記録の確認	全 数
	砕石の投入 量	打込記録の確認	全 数

測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
1 cm	管理図に測定結果を記入し提出	±10cm	自動位置決め装置の作動状況が確認されていれば不要。
10cm	打込記録紙及び管理表を作成して提出	天端高 +規定しない -0 先端深度 +0 -規定しない	+ ; 設計値より浅い (高い) ことをいう。 - ; 設計値より深い (低い) ことをいう。 () は陸上。
10cm	打込記録紙に打込長を記入し提出		
10cm	管理図に延長を記入し提出	+規定しない -0	様式・出来形1-1-2参照
天端高 1 cm 天端幅10cm	管理図に天端高、法肩、法尻、天端幅及び法面勾配を記入し提出	天端高 ±30cm天端幅、法面勾配は(特)による。	
10cm			
1 cm	管理図に測定結果を記入し提出	±10cm	自動位置決め装置の作動状況が確認されていれば不要。
10cm	打込記録紙及び管理表を作成して提出	天端高 +規定しない -0 先端深度 +0 -規定しない	+ ; 設計値より浅い (高い) ことをいう。 - ; 設計値より深い (低い) ことをいう。 () は陸上。
0.1m ³	打込記録紙に砕石の投入量を記入し提出		

1-2 締固工

工 種	管理項目	測定方法	測定密度
1. ロッドコンパクション	位 置	自動位置決め装置又はトランシット及び光波測距儀により測定	移動毎及び監督職員の指示による。
	充填材の投入量		
	天端高	打込記録の確認	全 数
	先端深度	打込記録の確認	全 数
2. サンドコンパクションパイル	位 置	自動位置決め装置又はトランシット及び光波測距儀により測定	移動毎及び監督職員の指示による。
	天端高 先端深度	打込記録の確認	砂杭全数
	砂の投入量	打込記録の確認	砂杭全数
	盛上り量	レベル、音響測深機又はレッドにより測定	完了後 測線・測点間隔は㊦による。
3. 盛上土砂撤去	撤去量	レベル、音響測深機又はレッドにより測定	完了後 測線・測点間隔は㊦による。
4. 敷砂均し			

測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
10cm	管理図に測定結果を記入し提出	±10cm	自動位置決め装置の作動状況が確認されていれば不要。
1.0m ³	測定記録等の提出		
10cm	打込記録の提出	天端高 +規定しない -0	
10cm	打込記録の提出	先端深度 +0 -規定しない	+ ; 設計値より浅い (高い) ことをいう。 - ; 設計値より深い (低い) ことをいう。 () は陸上。
1 cm	管理図に測定結果を記入し提出	±10cm	様式・出来形1-2-2参照。自動位置決め装置の作動状況が確認されていれば不要。
10cm	打込記録紙及び管理表を作成して提出	天端高 +規定しない -0 先端深度 +0 -規定しない	+ ; 設計値より浅い (高い) ことをいう。 - ; 設計値より深い (低い) ことをいう。 () は陸上。
0.1m ³	打込記録紙に砂の圧入量を記入し提出		
10cm	盛り上り量の平面図を作成し提出		
10cm	撤去量の平面図を作成し提出		
			1-1-2敷砂均しを適用する。

1-3 固化工

工種	管理項目	測定方法	測定密度
1. 深層混合処理杭	位置	自動位置決め装置又はトランシット及び光波測距儀により測定	海上施工は改良杭全数。陸上施工は④による。
	鉛直度 接合	トランシット及び傾斜計等により処理機の鉛直度を測定	改良杭全数 深度方向に2～5m程度毎に測定(引抜きと貫入時)
	天端高 先端深度	深度計、ワイヤー繰出長さ、潮位計、乾舷及び処理機等により確認	改良杭全数
	固化材吐出量	流量計等により固化材のm当りの吐出量を確認	改良杭全数
	盛上り量	レベル、音響測深機又はレッドにより測定	改良前、改良後
2. 敷砂均し			
3. 事前混合処理	延長	スチールテープ、間縄等により測定	施工完了後
	天端高、天端幅	陸上部：スチールテープ、レベル、光波測距儀等で測定	測線間隔20m以下 測点間隔10m以下
		水中部：スチールテープ、間縄、レッド又は音響測深機により測定	測線間隔20m以下 測点間隔20m以下
4. 表層固化処理	延長	スチールテープ、間縄等により測定	施工完了後
	天端高、天端幅、厚さ	スチールテープ、レベル、光波測距儀等で測定	測線間隔20m以下 測点間隔10m以下

測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
1 cm	管理図に測定結果を記入し提出	トランシット及び光波測距儀等により測定する場合は㊟による。	様式・出来形1-3-1参照。自動位置決め装置の作動状況が確認されていれば不要。
1分又は1 cm	改良杭先端部の軌跡図を作成し提出	㊟による。	陸上施工は除く。
1 cm	打込記録紙又は打込記録データに天端高、先端深度を記入し管理表を提出	天端高 + 規定しない - 0 先端深度 + 0 - 規定しない	+ ; 設計値より浅い (高い) ことをいう。 - ; 設計値より深い (低い) ことをいう。 () は陸上。
1 t 又は 1 t	打込記録紙又は打込記録データに固化材吐出量を記入し提出		
10cm	盛り上り量の図面を作成し提出		
			1-1-2敷砂均しを適用する。
10cm	管理図に延長を記入し提出	+ 規定しない - 0	
天端幅10cm 天端高 1 cm	管理図に天端高、天端幅を記入し提出	㊟による。	
10cm			
10cm	管理図に延長を記入し提出	+ 規定しない - 0	
天端幅10cm 天端高・厚さ 1 cm	管理図に天端高、天端幅、厚さを記入し提出	㊟による。	

1-4 洗掘防止工

工 種	管理項目	測定方法	測定密度
1. 洗掘防止	敷設位置	スチールテープ、間縄等により測定	始、終端及び変化する箇所毎並びに20mに1箇所以上。
	重ね幅	スチールテープ等により測定	1枚に2点
	延長	スチールテープ、間縄等により測定	マットの中心を区間毎及び全長

1-5 中詰工

工 種	管理項目	測定方法	測定密度
1. 砂・石材中詰	天端高	レベル、スチールテープ等によりケーソン天端面からの下りを測定	1室につき1箇所(中心)
2. コンクリート中詰 3. プレパックドコンクリート中詰	天端高	レベル、スチールテープ等によりケーソン天端面からの下りを測定	1室につき1箇所(中心)

1-6 蓋コンクリート工

工 種	管理項目	測定方法	測定密度
1. 蓋コンクリート	天端高	レベル、スチールテープ等により測定	1室につき1箇所(中心)

1-7 蓋ブロック工

工 種	管理項目	測定方法	測定密度
1. 蓋ブロック製作	幅、高さ、長さ、壁厚	スチールテープ等により測定	型枠取外し後全数
	対角線	スチールテープ等により測定	型枠取外し後全数
2. 蓋ブロック据付	蓋ブロック据付(天端高)	レベル、スチールテープ等により測定	1室につき1箇所

測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
10cm	測定表及び敷設図を作成し提出	④による。	様式・出来形1-4-1参照 アスファルトマット、繊維系マット、ゴムマット、合成樹脂系マット
1 cm	測定表及び敷設図を作成し提出	50cm以上(アスファルトマット・繊維系マット、ゴムマット) 30cm以上(合成樹脂系マット)	
10cm	測定表及び敷設図を作成し提出	+規定しない -10cm	

測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
1 cm	管理表を作成し提出	陸上±5 cm 水中±10cm	様式・出来形1-5-1参照
1 cm	管理表を作成し提出	陸上±3 cm 水中±5 cm	

測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
1 cm	管理表を作成し提出	陸上±3 cm 水中±5 cm	様式・出来形1-6-1参照

測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
1 cm	管理表を作成し提出	幅 +2 cm, -1 cm 高さ+2 cm, -1 cm 長さ+2 cm, -1 cm 壁厚±1 cm	
1 cm	管理表を作成し提出		
1 cm	管理表を作成し提出		

1-8 鋼矢板工

工 種	管理項目	測定方法	測定密度
1. 先行掘削	位 置	トランシット、光波測距儀、スチールテープ等により測定	全 数
	掘削長 掘削深度	レベル等により測定	全 数
	掘削径	スチールテープ等により測定（水中の場合はケーシング径等により確認）	全数（水中の場合は適宜）
2. 鋼矢板			
イ) 鋼矢板	打込記録	㊦ 第1編 5-3-13-2-(10)	40枚に1枚
	矢板壁延長	スチールテープ等により測定（天端付近）	施工中適宜 打込完了時
	矢板法線に対する出入り	トランシット、光波測距儀、スチールテープ等により測定	打込完了時、20枚に1枚及び計画法線の変化点
	矢板法線に対する傾斜	トランシット、光波測距儀、下げ振り、傾斜計等により測定	打込完了時、20枚に1枚及び計画法線の変化点
	矢板法線方向の傾斜		施工中適宜 打込完了時（両端部）
	矢板天端高	レベルにより測定	打込完了時、20枚に1枚
	矢板継手部の離脱	観察（水中部は潜水士）	全 数
ロ) 鋼管矢板	打込記録	㊦ 第1編 5-3-13-2-(10)	20本に1本
	矢板壁延長	スチールテープ等により測定（天端付近）	施工中適宜 打込完了時
	矢板法線に対する出入り	トランシット、光波測距儀、スチールテープ等により測定	打込完了時、10本に1本及び計画法線の変化点
	矢板法線に対する傾斜	トランシット、光波測距儀、下げ振り、傾斜計等により測定	打込完了時、全数確認後10本に1本及び変化点
	矢板法線方向の傾斜		施工中適宜 打込完了時（両端部）
	矢板天端高	レベルにより測定	打込完了時、10本に1本
	矢板継手部の離脱	観察（水中部は潜水士）	全 数

測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
10cm	測定表を作成し提出	特による。	
10cm	測定表を作成し提出	特による。	+ ; 設計値より浅いことをいう - ; 設計値より深いことをいう
10cm	測定表を作成し提出	特による。	
	打込記録を提出		様式・出来形1-8-2参照
1 cm	管理表を作成し提出	+ 矢板 1 枚幅 - 0	
1 cm	管理表を作成し提出	±10cm	全数を目視で確認
1/1000	管理表を作成し提出	10/1000以下	
1 cm	管理表を作成し提出	上下の差が矢板 1 枚 幅未満	
1/1000		10/1000以下	
1 cm	管理表を作成し提出	±10cm	全数を目視で確認
	観察結果を報告		
	打込記録を提出		
1 cm	管理表を作成し提出	特による。	
1 cm	管理表を作成し提出	±10cm	全数を目視で確認
1/1000	管理表を作成し提出	10/1000以下	
1 cm	管理表を作成し提出	上下の差が矢板 1 枚 幅未満	
1/1000		10/1000以下	
1 cm	管理表を作成し提出	±10cm	全数を目視で確認
	観察結果を報告		

1-9 控工

工 種	管理項目	測定方法	測定密度
1. 控鋼矢板	打込記録	㊦ 第1編 5-3-14-2-(10)	40枚に1枚
	矢板壁延長	スチールテープ等により測定（天端付近）	施工中適宜 打込完了時
	矢板法線に対する出入り	トランシット、光波測距儀、スチールテープ等により測定	打込完了時、20枚に1枚 及び計画法線の変化点
	矢板法線に対する傾斜	トランシット、光波測距儀、下げ振り、傾斜計等により測定	打込完了時、20枚に1枚 及び計画法線の変化点
	矢板法線方向の傾斜		施工中適宜 打込完了時（両端部）
	矢板天端高	レベルにより測定	打込完了時、20枚に1枚
	矢板継手部の離脱	観察（水中部は潜水士）	全 数
2. 控鋼杭	打込記録	㊦ 第1編 5-3-14-3-(8)	20本に1本
	杭頭中心位置	トランシット、光波測距儀、スチールテープ	打込完了時、全数
	杭天端高	レベルにより測定	打込完了時、全数
	杭の傾斜	トランシット、光波測距儀、下げ振り、傾斜計等により測定	打込完了時、全数
3. プレキャストコンクリート控壁	幅、高さ、長さ、壁厚	スチールテープ等により測定	型枠取外後全数
	法線に対する出入	トランシット、光波測距儀、スチールテープ等により測定	据付後ブロック1個につき2箇所（最下段、最上段）
	隣接ブロックとの間隔	スチールテープ等により測定	据付後ブロック1個につき2箇所（最下段、最上段）
	延長	スチールテープ等により測定	据付完了後、法線上（最上段のみ）
	天端高	レベル等により測定	据付後ブロック1個につき2箇所

測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
	打込記録を提出		様式・出来形1-8-2参照
1 cm	管理表を作成し提出	+ 矢板 1 枚幅 - 0	
1 cm	管理表を作成し提出	±10cm	全数を目視で確認
1/1000	管理表を作成し提出	10/1000以下	
1 cm 1/1000	管理表を作成し提出	上下の差が矢板 1 枚 幅未満 10/1000以下	
1 cm	管理表を作成し提出	±10cm	全数を目視で確認
	観察結果を報告		
	打込記録を提出		様式・出来形1-10-2参照
1 cm	管理表を作成し提出	10cm以下	
1 cm	管理表を作成し提出	± 5 cm	
1°	管理表を作成し提出	直杭 2° 以下 斜杭 3° 以下	
1 cm	管理表を作成し提出	幅 + 2 cm, - 1 cm 高さ + 2 cm, - 1 cm 長さ + 2 cm, - 1 cm 壁厚 ± 1 cm	
1 cm	管理表を作成し提出	± 5 cm	
1 cm	管理表を作成し提出	特による。	
1 cm	管理表を作成し提出		
1 cm	管理表を作成し提出		

工 種	管理項目	測定方法	測定密度
4. 場所打コンクリート控壁	天端高又は厚さ	トランシット、光波測距儀、スチールテープ等により測定	1 スパン 3 箇所
	天端幅	スチールテープ等により測定	1 スパン 3 箇所
	延長	スチールテープ等により測定	法線上
	法線に対する出入	トランシット、光波測距儀、スチールテープ等により測定	1 スパン 2 箇所
5. 腹 起	取付高さ	レベル等により測定	取付完了時、両端（継手毎）全数
	継手位置	観 察	取付完了時、全数
	ボルトの取付け	観 察	取付完了時、全数
	矢板と腹起しとの密着	観 察	タイロッド毎、全数
6. タイ材			
イ) タイロッド取付	取付け高さ及び水平度	レベル等により測定	締付後両端、全数
	矢板法線に対する取付角度及び取付間隔	スチールテープ等により測定	締付後両端、全数
	定着ナットの締付け	観 察	全 数
	ターンバックルのねじ込み長さ	観 察	全 数
	リングジョイントのコンクリートへの埋込み	観 察	全 数
	支保材の天端高	レベル等により測定	適 宜
	ロ) タイワイヤー取付	取付高さ	レベル等により測定
矢板法線に対する取付角度及び取付間隔		スチールテープ等により測定	締付後両端、全数
定着ナットの締付け		観 察	全 数

測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
1 cm	測定表を作成し提出	± 2 cm	天端高又は厚さの管理項目の選定はⒺによる。
1 cm	測定表を作成し提出	± 2 cm	
1 cm	測定表を作成し提出	+ 規定しない - 0	
1 cm	測定表を作成し提出	± 3 cm	
1 cm	管理表を作成し提出		様式・出来形1-9-5参照
	観察結果を報告		
	観察結果を報告		
	観察結果を報告		
1 cm	管理表を作成し提出		様式・出来形1-9-6参照 腹起しに取り付ける場合は不要
1 cm	管理表を作成し提出		
	観察結果を報告	ねじ山が3つ山以上 突き出していること。	
1 cm	観察結果を報告	定着ナットの高さ以上	
	観察結果を報告		
1 cm	管理表を作成し提出		
1 cm	管理表を作成し提出		腹起しに取り付ける場合は不要
1 cm	管理表を作成し提出		
	観察結果を報告	ねじ山が3つ山以上 突き出していること。	

工 種	管理項目	測定方法	測定密度
	定着具端部 栓の取付け	観 察	全 数
	トランペッ トシースの 取付	観 察	全 数

1-10 鋼杭工

工 種	管理項目	測定方法	測定密度
1. 先行掘削			
2. 鋼 杭	打込記録	㊦ 第1編 5-3-15-2- (9)	20本に1本
	杭頭中心位 置	トランシット、光波測 距儀、スチールテープ 等により測定	打込完了時、全数
	杭天端高	レベル等により測定	打込完了時、全数
	杭の傾斜	トランシット、光波測 距儀、下げ振り、傾斜 計等により測定	打込完了時、全数

1-11 コンクリート杭工

工 種	管理項目	測定方法	測定密度
1. コンクリート杭	打込記録	JIS A 7201 記録	支持杭は全数、支持杭以 外は20本に1本
	杭頭中心位 置	トランシット、光波測 距儀、スチールテープ 等により測定	打込完了時、全数
	杭天端高	レベル等により測定	打込完了時、全数
	杭の傾斜	トランシット、光波測 距儀、下げ振り、傾斜 計等により測定	打込完了時、全数

測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
	観察結果を報告		
	観察結果を報告		

測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
			1-8-1先行掘削を適用する。
	打込記録を提出		様式・出来形1-10-2参照
1 cm	管理表を作成し提出	10cm以下	
1 cm	管理表を作成し提出	± 5 cm	
1°	管理表を作成し提出	直杭 2° 以下 斜杭 3° 以下	

測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
	JIS A 7201 付表 5 打込み工法記録を作成し提出		
1 cm	管理表を作成し提出	10cm以下	
1 cm	管理表を作成し提出	± 5 cm	
1°	管理表を作成し提出	直杭 2° 以下 斜杭 3° 以下	

1-12 防食工

工 種	管理項目	測定方法	測定密度
1. 電気防食	取付位置	目視（承諾された図面より確認）潜水士による。	取付完了後、全数
	電位測定	測定機器による。	取付完了後、測定端子取付箇所毎
2. FRPモルタル被覆	取付高さ（被覆範囲）	レベル等により測定	完了後、保護カバーの上端又は下端高さ（被覆範囲の確認） 鋼管杭；全 数 矢板；1打設3箇所以上
3. ペトロラタム被覆	取付高さ（被覆範囲）	レベル等により測定	完了後、保護カバーの上端又は下端高さ（被覆範囲の確認） 鋼管杭；全 数 矢板；監督職員の指示による
4. コンクリート被覆	高さ（被覆範囲）	レベル等により測定	完了後、上端・下端高さ（被覆範囲の確認） 鋼管杭；全 数 矢板；1打設3箇所以上
5. 防食塗装	高さ（被覆範囲）	レベル等により測定	完了後、上端・下端高さ（被覆範囲の確認） 鋼管杭；全 数 矢板；50㎡に1箇所以上

測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
1 c m	測定表を作成し提出	±20cm ※水深の変状等により図面通りに取付が困難な場合は別途協議する。	様式・出来形1-12-1参照
1 m V	測定表を作成し提出	飽和かんこう電極基準；-770mV 海水塩化銀基準；-780mV 又は飽和硫酸銅電極基準；-850mV	
㊟による	測定表を作成し提出	㊟による	測定密度における矢板の1打設とは、コンクリートモルタルの配合1回当たりの打設を示す。
㊟による	測定表を作成し提出	㊟による	
㊟による	測定表を作成し提出	㊟による	測定密度における矢板の1打設とは、コンクリートモルタルの配合1回当たりの打設を示す。
㊟による	測定表を作成し提出	㊟による	

1-13 コンクリート舗装工

工 種	管理項目	測定方法	測定密度
1. 下層路盤	高 さ	レベル等により測定	舗装は中心及び両端部の3点を延長20mに1箇所、道路舗装は中心及び両端部の3点を延長40mに1箇所
	厚 さ	レベル等により測定	舗装は1,000m ² に1箇所、道路舗装は ^特 による。
	幅	スチールテープ、光波測距儀等により測定	舗装は延長20mに1箇所、道路舗装は延長40mに1箇所
	延 長	スチールテープ、光波測距儀等により測定	両端2箇所
2. 上層路盤	厚 さ	レベル等により測定	舗装は1,000m ² に1箇所、道路舗装は ^特 による。
	幅	スチールテープ、光波測距儀等により測定	舗装は延長20mに1箇所、道路舗装は延長40mに1箇所
	延 長	スチールテープ、光波測距儀等により測定	両端2箇所
3. コンクリート舗装版	厚 さ	レベル等により測定	舗装は中心及び両端部の3点を延長20mに1箇所、道路舗装は中心及び両端部の3点を延長40mに1箇所
	幅	スチールテープ、光波測距儀等により測定	舗装は延長20mに1箇所、道路舗装は延長40mに1箇所
	延 長	スチールテープ、光波測距儀等により測定	両端2箇所
	平坦性	3mプロファイルメータにより測定	各レーン毎全延長

測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
1 cm	測定表を作成し提出	± 4 cm	様式・出来形1-13-1参照
1 mm	測定表を作成し提出	+ 規定しない - 4.5 cm	
1 cm	測定表を作成し提出	+ 規定しない - 5 cm	
1 cm	測定表を作成し提出	+ 規定しない - 0	
1 mm	測定表を作成し提出	+ 規定しない - 2.5 cm	
1 cm	測定表を作成し提出	+ 規定しない - 5 cm	
1 cm	測定表を作成し提出	+ 規定しない - 0	
1 cm	測定表を作成し提出	+ 規定しない - 1 cm	コンクリート版の厚さ、 その他を確認するため、 監督職員が必要と認めた ときは、コアを採取す る。
1 mm	測定表を作成し提出	+ 規定しない - 2.5 cm	
1 cm	測定表を作成し提出	+ 規定しない - 0	
1 mm	記録紙及び管理表 を作成し提出	機械舗設の場合 2 mm以下 人力舗設の場合 3 mm以下	

1-14 アスファルト舗装工

工 種	管理項目	測定方法	測定密度
1. 下層路盤	高 さ	レベル等により測定	舗装は中心及び両端部の3点を延長20mに1箇所、道路舗装は中心及び両端部の3点を延長40mに1箇所
	厚 さ	レベル等により測定	舗装は1,000m ² に1箇所、道路舗装は ^特 による。
	幅	スチールテープ、光波測距儀等により測定	舗装は延長20mに1箇所、道路舗装は延長40mに1箇所
	延 長	スチールテープ、光波測距儀等により測定	両端2箇所
2. 上層路盤	厚 さ	レベル等により測定	舗装は1,000m ² に1箇所、道路舗装は ^特 による。
	幅	スチールテープ、光波測距儀等により測定	舗装は延長20mに1箇所、道路舗装は延長40mに1箇所
	延 長	スチールテープ、光波測距儀等により測定	両端2箇所
3. 基 層	厚 さ	抜き取りコアをスチールテープ等で測定	1,000m ² に1箇所
	幅	スチールテープ、光波測距儀等により測定	舗装は延長20mに1箇所、道路舗装は延長40mに1箇所
	延 長	スチールテープ、光波測距儀等により測定	両端2箇所
4. 表 層	厚 さ	抜き取りコアをスチールテープ等で測定	1,000m ² に1箇所
	幅	スチールテープ、光波測距儀等により測定	舗装は延長20mに1箇所、道路舗装は延長40mに1箇所
	延 長	スチールテープ、光波測距儀等により測定	両端2箇所
	平坦性	3mプロフィールメータにより測定	各レーン毎全延長

測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
1 cm	測定表を作成し提出	± 5 cm	
1 mm	測定表を作成し提出	+ 規定しない - 4.5 cm	
1 cm	測定表を作成し提出	+ 規定しない - 5 cm	
1 cm	測定表を作成し提出	+ 規定しない - 0	
1 cm	測定表を作成し提出	+ 規定しない - 3 cm	
1 cm	測定表を作成し提出	+ 規定しない - 5 cm	
1 cm	測定表を作成し提出	+ 規定しない - 0	
1 mm	測定表を作成し提出	+ 規定しない - 1.2 cm	様式・出来形1-14-3参照
1 mm	測定表を作成し提出	+ 規定しない - 2.5 cm	
1 cm	測定表を作成し提出	+ 規定しない - 0	
1 mm	測定表を作成し提出	+ 規定しない - 9 mm	様式・出来形1-14-3参照
1 mm	測定表を作成し提出	+ 規定しない - 2.5 cm	
1 cm	測定表を作成し提出	+ 規定しない - 0	
1 mm	記録紙及び管理表を作成し提出	2.4mm以下	

1-15 植生工

工 種	管理項目	測定方法	測定密度
1. 張 芝 2. 筋 芝	材料の使用 数量	使用数量表等により確 認	施工完了後
	長さ、幅 (面積)	スチールテープ等によ り測定	施工完了後
	植生状況	観 察	施工完了後、区域全体
3. 播 種 4. 種子吹付	材料の使用 数量	使用数量表等により確 認	施工完了後
	長さ、幅 (面積)	スチールテープ等によ り測定	施工完了後
	植生状況	Ⓓによる。	Ⓓによる。
5. 植 栽	材料の使用 数量	使用数量表等により確 認	搬入時、全数
	樹高、枝張 り幅、幹周 り	スチールテープ等によ り測定	種類毎、搬入後適宜
	植付け状況	観 察	施工完了後、全本数

測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
	使用数量表等を作成し提出		
10cm (0.1m ²)	管理表を作成し提出	+規定しない -0	
	観察結果を報告		
	使用数量表等を作成し提出		
10cm (0.1m ²)	管理表を作成し提出	+規定しない -0	
	特による。	特による。	
	使用数量表等を作成し提出		
樹高、枝張り幅 10cm 幹周り 1cm	管理表を作成し提出	+規定しない -0	
	観察結果を報告		

2. 土捨工

3. 海上地盤改良工

3-1 床掘工

工 種	管理項目	測定方法	測定密度
1. ポンプ床掘 2. グラブ床掘 3. 硬土盤床掘 4. 砕岩床掘 5. バックハウ床掘	水 深 (底面)	音響測深機、レッド又はレベル等により測定	㊦による。
	(法面)	音響測深機、レッド又はレベル等により測定	㊦による。

3-2 置換工

工 種	管理項目	測定方法	測定密度
1. 置換材均し	延 長	スチールテープ、間縄、光波測距儀等により測定	施工完了後
	天端高、天端幅、法面	陸上部；スチールテープ、レベル、光波測距儀等で測定	測線間隔20m以下測点間隔10m以下
		水中部；スチールテープ、間縄、レッド又は音響測深機等により測定	測線間隔20m以下測点間隔20m以下

測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
10cm	平面図に実測値を記入し提出	±30cm又は $\textcircled{特}$ による。	断面図は監督職員が指示したとき作成し提出
10cm	平面図に実測値を記入し提出	外側2m(法面に直角) 内側30cm(法面に直角) 又は $\textcircled{特}$ による。	

測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
10cm	管理図に延長を記入し提出	+規定しない -0	様式・出来形3-2-1参照
天端高1cm 天端幅10cm	管理図に天端高、法肩、法尻、天端幅及び法面勾配を記入し提出	天端高 ±50cm又は $\textcircled{特}$ による 天端幅、法面は $\textcircled{特}$ による。	
10cm			

3-3 圧密・排水工

工 種	管理項目	測定方法	測定密度
圧密・排水工			

3-4 締固工

工 種	管理項目	測定方法	測定密度
締固工			

3-5 固化工

工 種	管理項目	測定方法	測定密度
固化工			

4. 基礎工

4-1 基礎盛砂工

工 種	管理項目	測定方法	測定密度
1. 盛砂均し	延 長	スチールテープ、間縄、光波測距儀等により測定	施工完了後
	天端高 天端幅 法面勾配	スチールテープ、間縄、レッド又は音響測深機等により測定	測線間隔20m以下 測点間隔20m以下

4-2 洗掘防止工

工 種	管理項目	測定方法	測定密度
洗掘防止工			

測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
			1-1圧密・排水工を適用する。

測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
			1-2締固工を適用する。

測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
			1-3固化工を適用する。

測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
10cm	管理図に延長を記入し提出	+規定しない -0	様式・出来形1-1-2参照
10cm	管理図に天端高、法肩、法尻、天端幅及び法面勾配を記入し提出	天端高 ±30cm天端幅、法面勾配は(特)による。	

測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
			1-4洗掘防止工を適用する。

4-3 基礎捨石工

工 種	管理項目	測定方法	測定密度
1. 基礎捨石 (均しを行わない面)	天端高	音響測深機、レッド又はレベル等により測定	測線及び測点間隔は10m以下
	法 面	音響測深機、レッド又はレベル等により測定	測線間隔は10m以下測点3点以上、但し、マウンド厚2m以下の場合は2点以上
	天端幅	スチールテープ、間縄等により測定	測線間隔は10m以下
	延 長	スチールテープ、間縄等により測定	法線上又は監督職員の指示による。
2. 捨石本均し	天端高	レベル又は ^④ 等により測定	測線及び測点間隔は10m以下
	天端幅	スチールテープ、間縄等により測定	測線間隔は10m以下
	延 長	スチールテープ、間縄等により測定	法線上又は監督職員の指示による。
3. 捨石荒均し	天端高	音響測深機、レッド又はレベル等により測定	測線及び測点間隔は10m以下
	法 面	音響測深機、レッド又はレベル等により測定	測線間隔は10m以下測点3点以上、但し、マウンド厚2m以下の場合は2点以上
	天端幅	スチールテープ、間縄等により測定	測線間隔は10m以下
	延 長	スチールテープ、間縄等により測定	法線上又は監督職員の指示による。

測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
10cm	出来形図を作成し提出	特による。	
10cm	出来形図を作成し提出	特による。	
10cm	出来形図を作成し提出	特による。	
10cm	出来形図を作成し提出	特による。	
1 cm	出来形図を作成し提出	± 5 cm	様式・出来形4-3-2参照
10cm	出来形図を作成し提出	+規定しない -10cm	
10cm	出来形図を作成し提出	+規定しない -10cm	
10cm	出来形図を作成し提出	注)-1 ±50cm、岸壁前面+0, -20cm 又は特による。 異形ブロック据付面(整積)の高さ(法面に直角)±30cm 又は特による。	注)-1 係留施設・護岸・土留壁等の背面については、荒均しを適用しない。
10cm	出来形図を作成し提出	注)-2 ±50cm (法面に直角) 異形ブロック据付面(整積)の高さ(法面に直角)±30cm 又は特による。	注)-2 係留施設・護岸・土留壁等の背面については、荒均しを適用しない。
10cm	出来形図を作成し提出	+規定しない -10cm	
10cm	出来形図を作成し提出	+規定しない -10cm	

4-4 基礎ブロック工

工 種	管理項目	測定方法	測定密度
1. 基礎ブロック製作	幅、高さ、長さ、壁厚	スチールテープ等により測定	型枠取外し後全数
	対角線	スチールテープ等により測定	型枠取外し後全数
	型枠形状寸法（異形ブロック）	観 察	型枠搬入後適宜
	ブロック外観（異形ブロック）	観察	全 数
2. 基礎ブロック据付	法線に対する出入	スチールテープ等により測定	据付後ブロック1個につき2箇所（最下段、最上段）
	隣接ブロックとの間隔	スチールテープ等により測定	据付後ブロック1個につき2箇所（最下段、最上段）
	延 長	スチールテープ等により測定	据付完了後、法線上（最上段のみ）
	天端高	レベル等により測定	据付後ブロック1個につき2箇所（最上段のみ）

測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
1 cm	管理表を作成し提出	幅 + 2 cm, - 1 cm 高さ + 2 cm, - 1 cm 長さ + 2 cm, - 1 cm 壁厚 ± 1 cm	様式・出来形6-1参照 ブロック(方塊)
1 cm	管理表を作成し提出		
	観察結果を記録・整理 ただし、監督職員の請求があった場合に提示		
	観察結果を報告		
1 cm	管理表を作成し提出	± 5 cm	
1 cm	管理表を作成し提出	ブロック(方塊) 3 cm以下	
1 cm	管理表を作成し提出		
1 cm	管理表を作成し提出		

5. 本体工（ケーソン式）

5-1 ケーソン製作工

工 種	管理項目	測定方法	測定密度
1. ケーソン製作	摩擦増大用 マット敷設 位置	スチールテープ等により 確認	始・終端及び変化する箇所 毎
	高 さ	スチールテープ等により 測定	完成時、四隅
	幅	スチールテープ等により 測定	各層完成時に中央部及び 底版と天端は両端
	長 さ	スチールテープ等により 測定	各層完成時に中央部及び 底版と天端は両端
	壁 厚	スチールテープ等により 測定	各層完成時、各壁 1 箇所
	底版厚さ	レベル、スチールテー プ等により測定	底版完成時、各室中央部 1 箇所
	フーチング 高さ	スチールテープ等により 測定	底版完成時、四隅
	対角線	スチールテープ等により 測定	底版完成時及び完成時
	バラスト	レベル、レッド等により 測定	各室中央部 1 箇所

5-2 ケーソン進水据付工

工 種	管理項目	測定方法	測定密度
1. ケーソン進水据 付	法線に対す る出入	トランシット及びス チールテープ等により 測定	据付完了後、両端 2 箇所
	据付目地間 隔	スチールテープ等により 測定	据付完了後、天端 2 箇所
	天端高さ	レベルにより測定	据付完了後、四隅 中詰完了時、四隅
	延長	スチールテープ等により 測定	据付完了後、法線上

測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
10cm	測定表及び敷設図を作成し提出	④による。	
1 cm	管理表を作成し提出	+ 3 cm - 1 cm	様式・出来形5-1-1参照
1 cm	管理表を作成し提出	+ 3 cm - 1 cm	
1 cm	管理表を作成し提出	+ 3 cm - 1 cm	
1 cm	管理表を作成し提出	± 1 cm	
1 cm	管理表を作成し提出	+ 3 cm - 1 cm	
1 cm	管理表を作成し提出	+ 3 cm - 1 cm	
1 cm	管理表を作成し提出	± 5 cm	
1 cm	管理表を作成し提出	砕石・砂 ±10cm コンクリート ± 5 cm	投入量管理

測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
1 cm	管理表を作成し提出	防波堤 ケーソ質量 2,000t未満±20cm 2,000t以上±30cm 岸壁 ケーソ質量 2,000t未満±10cm 2,000t以上±15cm	様式・出来形5-2-1参照
1 cm	管理表を作成し提出	防波堤 ケーソ質量 2,000t未満 20cm以下 2,000t以上 30cm以下 岸壁 ケーソ質量 2,000t未満 10cm以下 2,000t以上 20cm以下	
1 cm	管理表を作成し提出		
1 cm	管理表を作成し提出		

5-3 中詰工

工 種	管理項目	測定方法	測定密度
中詰工			

5-4 蓋コンクリート工

工 種	管理項目	測定方法	測定密度
蓋コンクリート工			

5-5 蓋ブロック工

工 種	管理項目	測定方法	測定密度
蓋ブロック工			

6. 本体工（ブロック式）

6-1 本体ブロック製作工

工 種	管理項目	測定方法	測定密度
1. 本体ブロック製作	幅、高さ、長さ、壁厚	スチールテープ等により測定	型枠取外し後全数
	対角線	スチールテープ等により測定	型枠取外し後全数
	型枠形状寸法（異形ブロック）	観 察	型枠搬入後適宜
	ブロック外観（異形ブロック）	観 察	全 数

測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
			1-5中詰工を適用する。

測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
			1-6蓋コンクリート工を適用する。

測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
			1-7蓋ブロック工を適用する。

測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
1 cm	管理表を作成し提出	幅 + 2 cm, - 1 cm 高さ + 2 cm, - 1 cm 長さ + 2 cm, - 1 cm 壁厚 ± 1 cm	様式・出来形6-1参照 L型ブロック セルラーブロック ブロック(方塊)
1 cm	管理表を作成し提出		様式・出来形6-1参照 セルラーブロック ブロック(方塊)
	観察結果を記録・整理 ただし、監督職員の請求があった場合に提示		
	観察結果を報告		

6-2 本体ブロック据付工

工 種	管理項目	測定方法	測定密度
1. 本体ブロック据付	法線に対する出入	スチールテープ等により測定	据付後ブロック1個につき2箇所（最下段、最上段）
	隣接ブロックとの間隔	スチールテープ等により測定	据付後ブロック1個につき2箇所（最下段、最上段）
	延 長	スチールテープ等により測定	据付完了後、法線上（最上段のみ）
	天端高	レベル等により測定	据付後ブロック1個につき2箇所（最上段のみ）

6-3 中詰工

工 種	管理項目	測定方法	測定密度
中詰工			

6-4 蓋コンクリート工

工 種	管理項目	測定方法	測定密度
蓋コンクリート工			

6-5 蓋ブロック工

工 種	管理項目	測定方法	測定密度
蓋ブロック工			

測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
1 cm	管理表を作成し提出	± 5 cm	
1 cm	管理表を作成し提出	L型ブロック セルラーブロック 5 cm以下 直立消波ブロック ブロック(方塊) 3 cm以下	
1 cm	管理表を作成し提出		
1 cm	管理表を作成し提出		

測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
			1-5中詰工を適用する。

測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
			1-6蓋コンクリート工を適用する。

測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
			1-7蓋ブロック工を適用する。

7. 本体工（場所打式）

7-1 場所打コンクリート工

工 種	管理項目	測定方法	測定密度
場所打コンクリート工			
イ) 防波堤	天端高又は厚さ	レベル等により測定	天端面は1スパン4箇所以上 パラペット頂部は1スパン2箇所以上
	天端幅	スチールテープ等により測定	1スパン3箇所
	延 長	スチールテープ等により測定	法線上
	法線に対する出入	トランシット、スチールテープ等により測定	1スパン2箇所
ロ) 岸 壁	天端高又は厚さ	レベル、スチールテープ等により測定	1スパン3箇所
	天端幅	スチールテープ等により測定	1スパン3箇所
	延 長	スチールテープ等により測定	法線上
	法線に対する出入	トランシット、スチールテープ等により測定	1スパン2箇所
	防舷材ベッド	スチールテープ等により測定	スパン毎

7-2 水中コンクリート工

工 種	管理項目	測定方法	測定密度
水中コンクリート工			

7-3 プレパックドコンクリート工

工 種	管理項目	測定方法	測定密度
プレパックドコンクリート工			

測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
1 cm	測定表を作成し提出	天端幅10m以下の場合 は± 2 cm 天端幅10mを超える 場合は+ 5 cm - 2 cm	様式・出来形14-1参照 天端高さ又は厚さの管理 項目の選定は特による。
1 cm	測定表を作成し提出	天端幅10m以下の場合 は± 3 cm 天端幅10mを超える 場合は+ 5 cm - 3 cm	
1 cm	測定表を作成し提出	+ 規定しない - 0	
1 cm	測定表を作成し提出	± 5 cm 注) 又は特による。	
1 cm	測定表を作成し提出	± 2 cm	
1 cm	測定表を作成し提出	± 2 cm	天端高又は厚さの管理項 目の選定は特による。
1 cm	測定表を作成し提出	+ 規定しない - 0	
1 cm	測定表を作成し提出	± 3 cm	
1 cm	測定表を作成し提出		
1 cm	測定表を作成し提出		

測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
			7-1場所打コンクリート工 を適用する。

測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
			7-1場所打コンクリート工 を適用する。

7-4 水中不分離性コンクリート工

工 種	管理項目	測定方法	測定密度
水中不分離性コンクリート工			

8. 本体工（捨石・捨ブロック式）

8-1 洗掘防止工

工 種	管理項目	測定方法	測定密度
洗掘防止工			

8-2 本体捨石工

工 種	管理項目	測定方法	測定密度
本体捨石工			

8-3 捨ブロック工

工 種	管理項目	測定方法	測定密度
1. 捨ブロック製作	幅、高さ、長さ、壁厚	スチールテープ等により測定	型枠取外し後全数
	対角線	スチールテープ等により測定	型枠取外し後全数
	型枠形状寸法（異形ブロック）	観 察	型枠搬入後適宜
	ブロック外観（異形ブロック）	観察	10個に1個以上測定
2. 捨ブロック据付	法線に対する出入	スチールテープ等により測定	据付後ブロック1個につき2箇所（最下段、最上段）
	隣接ブロックとの間隔	スチールテープ等により測定	据付後ブロック1個につき2箇所（最下段、最上段）
	延 長	スチールテープ等により測定	据付完了後、法線上（最上段のみ）
	天端高	レベル等により測定	据付後ブロック1個につき2箇所（最上段のみ）

測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
			7-1場所打コンクリート工を適用する。

測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
			1-4洗掘防止工を適用する。

測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
			4-3基礎捨石工を適用する。

測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
1 cm	管理表を作成し提出	幅 + 2 cm, - 1 cm 高さ + 2 cm, - 1 cm 長さ + 2 cm, - 1 cm 壁厚 ± 1 cm	様式・出来形6-1参照 ブロック(方塊)
1 cm	管理表を作成し提出		
	観察結果を記録・整理 ただし、監督職員の請求があった場合に提示		
	観察結果を報告		
1 cm	管理表を作成し提出	± 5 cm	
1 cm	管理表を作成し提出	ブロック(方塊) 3 cm以下	
1 cm	管理表を作成し提出		
1 cm	管理表を作成し提出		

8-4 場所打コンクリート工

工 種	管理項目	測定方法	測定密度
場所打コンクリート工	天端高	レベル等により測定	天端面は1スパン4箇所以上 パラペット頂部は1スパン2箇所以上
	天端幅	スチールテープ等により測定	1スパン3箇所
	延長	スチールテープ等により測定	法線上
	法線に対する出入	トランシット、スチールテープ等により測定	1スパン2箇所

9. 本体工（鋼矢板式）

9-1 鋼矢板工

工 種	管理項目	測定方法	測定密度
鋼矢板工			

9-2 控 工

工 種	管理項目	測定方法	測定密度
控 工			

測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
1 cm	測定表を作成し提出	天端幅10m以下の場合 は± 2 cm 天端幅10mを超える 場合は+ 5 cm - 2 cm	様式・出来形14-1参照 天端高さの管理項目の選 定は特による。
1 cm	測定表を作成し提出	天端幅10m以下の場合 は± 3 cm 天端幅10mを超える 場合は+ 5 cm - 3 cm	
1 cm	測定表を作成し提出	+ 規定しない - 0	
1 cm	測定表を作成し提出	± 5 cm (注) 又は特による。	

測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
			1-8鋼矢板工を適用する。

測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
			1-9控工を適用する。

10. 本体工（コンクリート矢板式）

10-1 コンクリート矢板工

工 種	管理項目	測定方法	測定密度
1. コンクリート矢板	矢板壁延長	スチールテープ等により測定（天端付近）	施工中適宜 打込完了時
	矢板法線に対する出入り	トランシット、スチールテープ等により測定	打込完了時、20枚に1枚及び計画法線の変化点
	矢板法線に対する傾斜	トランシット、下げ振り、傾斜計等により測定	打込完了時、20枚に1枚及び計画法線の変化点
	矢板法線方向の傾斜	トランシット、下げ振り、傾斜計等により測定	施工中適宜 打込完了時（両端部）
	矢板天端高	レベルにより測定	打込完了時、20枚に1枚
	矢板継手部の離脱	観察（水中部は潜水土）	全 数

10-2 控 工

工 種	管理項目	測定方法	測定密度
控 工			

11. 本体工（鋼杭式）

11-1. 鋼杭工

工 種	管理項目	測定方法	測定密度
鋼杭工			

12. 本体工（コンクリート杭式）

12-1 コンクリート杭工

工 種	管理項目	測定方法	測定密度
コンクリート杭工			

測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
1 cm	管理表を作成し提出	+ 矢板 1 枚幅 - 0	
1 cm	管理表を作成し提出	㊦による。	全数を目視で確認
1/1000	管理表を作成し提出	㊦による。	
1 cm 1/1000	管理表を作成し提出	上下の差が矢板 1 枚幅未満2/100以下	
1 cm	管理表を作成し提出	± 5 cm	全数を目視で確認
	観察結果を報告		

測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
			1-9控工を適用する。

測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
			1-10鋼杭工を適用する。

測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
			1-11コンクリート杭工を適用する。

13. 被覆・根固工

13-1 被覆石工

工 種	管理項目	測定方法	測定密度
1. 被覆石 (均しを行わない面)	天端面	音響測深機、レッド又はレベル等により測定	測線及び測点間隔は10m以下
2. 被覆石均し	天端面	音響測深機、レッド又はレベル等により測定	測線及び測点間隔は10m以下
	法 面	音響測深機、レッド又はレベル等により測定	測線間隔は10m以下、測点3点以上但し、マウンド厚2m以下の場合は2点以上
	天端幅	スチールテープ、間縄等により測定	測線間隔は10m以下
	延 長	スチールテープ、間縄等により測定	天端中心上又は監督職員の指示による。

13-2 被覆ブロック工

工 種	管理項目	測定方法	測定密度
1. 被覆ブロック製作	型枠形状寸法（異形ブロック）	観 察	型枠搬入後適宜
	ブロック外観（異形ブロック）	観察	10個に1個以上
2. 被覆ブロック据付	延 長	スチールテープ等により測定	据付完了後、法線上（最上段のみ）

13-3 根固ブロック工

工 種	管理項目	測定方法	測定密度
1. 根固ブロック製作	幅、高さ、長さ、壁厚	スチールテープ等により測定	型枠取外し後全数
	対角線	スチールテープ等により測定	型枠取外し後全数
2. 根固ブロック据付			

測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
10cm	出来形図を作成し提出	特による。	様式・出来形13-1-1参照
10cm	出来形図を作成し提出	±50cm 異形ブロック据付面 (整積) ±30cm 岸壁前面 +0、-20cm又は特による。	
10cm	出来形図を作成し提出	±50cm(法面に直角) 異形ブロック据付面 (整積)の高さ (法面に直角) ±30cm 又は特による。	
10cm	出来形図を作成し提出	+規定しない -20cm	
10cm	出来形図を作成し提出	+規定しない -20cm	

測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
	観察結果を記録・整理 ただし、監督職員の請求があった場合に提示		
	観察結果を報告		
10cm	管理表を作成し提出		

測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
1 cm	管理表を作成し提出	幅 +2 cm, -1 cm 高さ+2 cm, -1 cm 長さ+2 cm, -1 cm 壁厚±1 cm	様式・出来形13-3-1参照
1 cm	管理表を作成し提出		
			13-2-2被覆ブロック据付を適用する。

14. 上部工

14-1 上部コンクリート工

工 種	管理項目	測定方法	測定密度
上部コンクリート工			
イ) 防波堤	天端高又は厚さ	レベル等により測定	天端面は1スパン4箇所以上 パラペット頂部は1スパン2箇所以上
	天端幅	スチールテープ等により測定	1スパン3箇所
	延 長	スチールテープ等により測定	法線上
	法線に対する出入	トランシット、スチールテープ等により測定	1スパン2箇所
ロ) 岸 壁	天端高又は厚さ	レベル、スチールテープ等により測定	1スパン3箇所
	天端幅	スチールテープ等により測定	1スパン3箇所
	延 長	スチールテープ等により測定	法線上
	法線に対する出入	トランシット、スチールテープ等により測定	1スパン2箇所
	防舷材ベッド	スチールテープ等により測定	スパン毎
ハ) 棧 橋			

測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
1 cm	測定表を作成し提出	天端幅10m以下の場合は± 2 cm 天端幅10mを超える場合は+ 5 cm - 2 cm	様式・出来形14-1参照 天端高さ又は厚さの管理項目の選定は特による。 注) 本体がケーソンの場合ケーソン質量 2,000t未満 ±20cm 2,000t以上 ±30cm
1 cm	測定表を作成し提出	天端幅10m以下の場合は± 3 cm 天端幅10mを超える場合は+ 5 cm - 3 cm	
1 cm	測定表を作成し提出	+ 規定しない - 0	
1 cm	測定表を作成し提出	± 5 cm 注) 又は特による。	
1 cm	測定表を作成し提出	± 2 cm	天端高又は厚さの管理項目の選定は特による。
1 cm	測定表を作成し提出	± 2 cm	
1 cm	測定表を作成し提出	+ 規定しない - 0	
1 cm	測定表を作成し提出	± 3 cm	
1 cm	測定表を作成し提出		
1 cm	測定表を作成し提出		
			14-1上部コンクリート工 ロ)岸壁を適用する。 梁(高さ、幅)、床版厚は型枠検査による。

14-2 上部ブロック工

工 種	管理項目	測定方法	測定密度
1. 上部ブロック製作	幅、高さ、長さ、壁厚	スチールテープ等により測定	型枠取外し後全数
	対角線	スチールテープ等により測定	型枠取外し後全数
2. 上部ブロック据付			
イ) 防波堤			
ロ) 岸 壁			
ハ) 栈橋上部コンクリート			

測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
1 cm	管理表を作成し提出	幅 + 2 cm, - 1 cm 高さ + 2 cm, - 1 cm 長さ + 2 cm, - 1 cm 壁厚 ± 1 cm	
1 cm	管理表を作成し提出		
			14-1上部コンクリート工 イ)防波堤を適用する。
			14-1上部コンクリート工 ロ)岸壁を適用する。
			14-1上部コンクリート工 ハ)栈橋を適用する。

15. 付属工

15-1 係船柱工

工 種	管理項目	測定方法	測定密度
1. 係船柱	天端高	レベルにより測定	据付完了時、中心部、全数
	岸壁前面に対する出入	トランシット、スチールテープ等により測定	据付完了時、全数
	中心間隔	スチールテープ等により測定	据付完了時、各スパン毎中心部、各基
	直柱基礎コンクリート（幅）	スチールテープ等により測定	完了時、全数、天端両端
	（長さ）	スチールテープ等により測定	完了時、全数、前後面
	（高さ）	レベルにより測定	完了時、全数、中心点

15-2 防舷材工

工 種	管理項目	測定方法	測定密度
1. 防舷材	取付高さ	レベル又はスチールテープ等により測定	取付完了時、中心部、全数
	中心間隔	スチールテープ等により測定	取付完了時、中心部、全数

15-3 車止・縁金物工

工 種	管理項目	測定方法	測定密度
車止・縁金物工	天端高	レベルにより測定	取付完了時、中心部、全数
	岸壁前面に対する出入	トランシット、スチールテープ等により測定	取付完了後中心部を1点
	取付間隔	スチールテープ等により測定	上部工1スパンに2箇所
	塗 装	目視による観察	
	警戒色（シマ模様）	スチールテープ等により測定	完了時適宜

測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
1 cm	管理表を作成し提出	曲柱± 2 cm 直柱± 2 cm	様式・出来形15-1-1参照
1 cm	管理表を作成し提出		
1 cm	管理表を作成し提出		
1 cm	管理表を作成し提出		
1 cm	管理表を作成し提出		
1 cm	管理表を作成し提出		
1 cm	管理表を作成し提出		

測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
1 cm	管理表を作成し提出		様式・出来形15-2-1参照
1 cm	管理表を作成し提出		

測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
1 cm	管理表を作成し提出		様式・出来形15-3-1参照
1 cm	管理表を作成し提出	± 3 cm	
1 cm	管理表を作成し提出		
	観察結果を報告		
	確認結果を報告		

15-4 防食工

工 種	管理項目	測定方法	測定密度
防食工			

15-5 付属設備工

工 種	管理項目	測定方法	測定密度
係船環	取付位置	スチールテープ等により測定	取付完了時、中心部、全数

16. 消波工

16-1 洗掘防止工

工 種	管理項目	測定方法	測定密度
洗掘防止工			

16-2 消波ブロック工

工 種	管理項目	測定方法	測定密度
1. 消波ブロック製作	型枠形状寸法（異形ブロック）	観 察	型枠搬入後適宜
	ブロック外観（異形ブロック）	観 察	10個に1個以上
2. 消波ブロック据付	延 長	スチールテープ等により測定	据付完了後、法線上（最上段のみ）

測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
			1-12防食工を適用する。

測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
1 cm	管理表を作成し提出		

測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
			1-4洗掘防止工を適用する。

測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
	観察結果を記録・整理 ただし、監督職員の請求があった場合に提示		
	観察結果を報告		
10cm	管理表を作成し提出		

17. 裏込・裏埋工

17-1 裏込工

工 種	管理項目	測定方法	測定密度
1. 裏込材 (均しを行わない面)	天端高	レベル、レッドにより測定	測線及び測点間隔は10m以下
	法 面	レベル、レッドにより測定	測点は3点以上
	天端幅	スチールテープ、間縄等により測定	測線間隔は10m以下
	延 長	スチールテープ、間縄等により測定	天端中心上又は監督職員の指示による。
2. 裏込均し	天端面	レベル、レッドにより測定	測線及び測点間隔は10m以下
	法 面	レベル、レッドにより測定	測点は3点以上
	天端幅	スチールテープ、間縄等により測定	測線間隔は10m以下
	延 長	スチールテープ、間縄等により測定	天端中心上又は監督職員の指示による。
3. 吸出し防止材	敷設位置	スチールテープ、間縄等により測定	始、終端及び変化する箇所毎並びに20mに1箇所以上
	重ね幅	スチールテープ等により測定	1枚に2点
	延 長	スチールテープ、間縄等により測定	マットの中心を区間毎及び全長

17-2 裏埋工

工 種	管理項目	測定方法	測定密度
裏埋材	地盤高 (陸上部)	レベル等により測定	測線間隔20m以下 測点間隔20m以下
	(水中部)	レベル、レッド及び音響測深機等により測定	測線間隔20m以下 測点間隔20m以下

17-3 裏埋土工

工 種	管理項目	測定方法	測定密度
1. 土砂掘削 2. 土砂盛土	地盤高	レベル等により測定	法肩、法尻及び中心を延長20mに1箇所以上
	幅	スチールテープ等により測定	延長20mに1箇所以上
	法長	スチールテープ等により測定	延長20mに1箇所以上
	延長	スチールテープ等により測定	両端及び中心

測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
陸上 1 cm 水中 10cm	出来形図を作成し提出	特による。	
10cm	出来形図を作成し提出	特による。	
10cm	出来形図を作成し提出	特による。	
10cm	出来形図を作成し提出	特による。	
陸上 1 cm 水中 10cm	出来形図を作成し提出	±20cm	
10cm	出来形図を作成し提出	±20cm (法面に直角)	マット等を使用する場合を含む。
10cm	出来形図を作成し提出	+規定しない -10cm	
10cm	出来形図を作成し提出	+規定しない -10cm	
10cm	測定表及び敷設図を作成し提出	特による。	様式・出来形1-4-1参照 アスファルトマット、繊維系マット、合成樹脂系マット
1 cm	測定表及び敷設図を作成し提出	50cm以上(アスファルトマット・繊維系マット) 30cm以上(合成樹脂系マット)	
10cm	測定表及び敷設図を作成し提出	+規定しない -10cm	

測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
1 cm	平面図に実測値を記入し提出	特による。	変化点は測定する。
10cm	平面図に実測値を記入し提出	特による。	変化点は測定する。

測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
1 cm	測定表を作成し提出	特による。	様式・出来形17-3-1参照
10cm	測定表を作成し提出	特による。	
10cm	測定表を作成し提出	特による。	
10cm	測定表を作成し提出	特による。	

18. 陸上地盤改良工

18-1 圧密・排水工

工 種	管理項目	測定方法	測定密度
圧密・排水工			

18-2 締固工

工 種	管理項目	測定方法	測定密度
締固工			

18-3 固化工

工 種	管理項目	測定方法	測定密度
固化工			

19. 土 工

19-1 掘削工

工 種	管理項目	測定方法	測定密度
1. 土砂掘削			

19-2 盛土工

工 種	管理項目	測定方法	測定密度
1. 土砂盛土			

19-3 路床盛土工

工 種	管理項目	測定方法	測定密度
1. 路床盛土	高 さ	レベル等により測定	舗装は中心及び両端部の3点を延長20mに1箇所、道路舗装は中心及び両端部の3点を延長40mに1箇所
	幅	スチールテープ等により測定	舗装は延長20mに1箇所、道路舗装は延長40mに1箇所
	延 長	スチールテープ等により測定	両端2箇所

測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
			1-1圧密・排水工を適用する。

測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
			1-2締固工を適用する。

測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
			1-3固化工を適用する。

測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
			17-3-1土砂掘削を適用する。

測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
			17-3-2土砂盛土を適用する。

測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
1 cm	測定表を作成し提出	± 5 cm	
1 cm	測定表を作成し提出	+ 規定しない - 10cm	
1 cm	測定表を作成し提出	+ 規定しない - 0	

19-4 法面工

工 種	管理項目	測定方法	測定密度
1. 法 面			

20. 舗装工

20-1 コンクリート舗装工

工 種	管理項目	測定方法	測定密度
コンクリート舗装工			

20-2 アスファルト舗装工

工 種	管理項目	測定方法	測定密度
アスファルト舗装工			

21. 維持補修工

21-1 維持塗装工

工 種	管理項目	測定方法	測定密度
1. 係船柱塗装	塗装箇所	目視（承諾された図面より確認）	塗装完了後、全数
2. 車止塗装			
イ) 鋼 製	塗装箇所	目視（承諾された図面より確認）	塗装完了後、全数
ロ) その他	塗装箇所	目視（承諾された図面より確認）	塗装完了後、全数
3. 縁金物塗装			

21-2 防食工

工 種	管理項目	測定方法	測定密度
防食工			

測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
			17-3-1土砂掘削、17-3-2土砂盛土及び1-15植生工を適用する。

測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
			1-13コンクリート舗装工を適用する。

測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
			1-14アスファルト舗装工を適用する。

測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
	確認結果を提出	特による。	
	確認結果を提出	特による。	
	確認結果を提出	特による。	
			21-1-2車止塗装を適用する。

測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
			1-12防食工を適用する。

22. 構造物撤去工

22-1 取壊し工

工 種	管理項目	測定方法	測定密度
1. コンクリート取壊し	幅、高さ、延長	トランシット、スチールテープ等により測定	特による。
	外 観	目視又は潜水土による観察	特による。

22-2 撤去工

工 種	管理項目	測定方法	測定密度
1. 水中コンクリート撤去	幅、高さ、延長	トランシット、スチールテープ等により測定	特による。
	外 観	潜水土による観察	特による。
2. 鋼矢板等切断撤去	幅、高さ、延長	スチールテープ等により測定	特による。
	外 観	目視又は潜水土による観察	特による。
3. 腹起・タイ材撤去	形状寸法	スチールテープ等により測定	特による。
	外 観	目視又は潜水土による観察	特による。
4. 舗装版撤去	幅、高さ、延長	トランシット、スチールテープ等により測定	特による。
	外 観	目視による観察	特による。
5. 石材撤去	幅、高さ、延長	トランシット、スチールテープ等により測定	特による。
	外 観	目視又は潜水土による観察	特による。
6. ケーソン撤去	形状寸法	スチールテープ等により測定	特による。
	外 観	目視又は潜水土による観察	特による。
7. ブロック撤去	形状寸法	スチールテープ等により測定	特による。
	外 観	目視又は潜水土による観察	特による。
8. 鋼矢板・H形鋼杭引抜き撤去	形状寸法	スチールテープ等により測定	特による。
	外 観	目視又は潜水土による観察	特による。

測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
特による。	管理表を作成し提出	特による。	
	観察結果を報告	特による。	

測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
特による。	管理表を作成し提出	特による。	
	観察結果を報告		
1 cm	測定表を作成し提出	特による。	
	観察結果を報告		
特による。	測定表を作成し提出	特による。	
	観察結果を報告		
特による。	管理表を作成し提出	特による。	
	観察結果を報告		
特による。	管理表を作成し提出	特による。	
	観察結果を報告		
特による。	測定表を作成し提出	特による。	
	観察結果を報告		
特による。	測定表を作成し提出	特による。	
	観察結果を報告		
1 cm	測定表を作成し提出	特による。	
	観察結果を報告		

23. 仮設工

23-1 仮設鋼矢板工

工 種	管理項目	測定方法	測定密度
1. 仮設鋼矢板・H形鋼杭	矢板天端高	レベル等により測定	打込完了時、20枚に1枚 (H形鋼杭は全数)
	根入長	レベル等により測定	打込完了時、20枚に1枚 (H形鋼杭は全数)

23-2 仮設鋼管杭・鋼管矢板工

工 種	管理項目	測定方法	測定密度
1. 先行掘削			
2. 仮設鋼管杭・鋼管矢板工			

23-3 仮設道路工

工 種	管理項目	測定方法	測定密度
1. 仮設道路工			

24. 雑 工

24-1 現場鋼材溶接工

工 種	管理項目	測定方法	測定密度
1. 現場鋼材溶接	形状寸法 (のど厚、 脚長、溶接 長等)	スチールテープ、ノギ ス、溶接ゲージ等によ り測定	適 宜
	ひずみ	目視による観察	全 数
	有害な欠陥 の有 無	目視による観察	適 宜
2. 被覆溶接(水中)	形状寸法 (のど厚、 脚長、溶接 長等)	スチールテープ、ノギ ス、溶接ゲージ等によ り測定	適 宜
	外 観	潜水士による観察	全 数
3. スタッド溶接 (水中)			

測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
1 cm	管理表を作成し提出	±10cm	
10cm	管理表を作成し提出	+規定しない - 0	

測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
			1-8-1先行掘削を適用する。 (任意仮設は除く)
			1-8-2鋼矢板式 ρ) 鋼管矢板及び1-10-2鋼杭を適用する。(任意仮設は除く)

測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
			1-13コンクリート舗装工及び1-14アスファルト舗装工を適用する。

測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
1 mm	測定表を作成し提出	㊟による。	様式・出来形24-1-1参照
	観察結果を報告		
	観察結果を報告		
1 mm 溶接長は 1 cm	測定表を作成し提出	㊟による。	
	観察結果を報告		
			24-1-2被覆溶接 (水中)を適用する。

24-2 現場鋼材切断工

工 種	管理項目	測定方法	測定密度
1. 現場鋼材切断			
イ) 陸上現場切断	形状寸法	スチールテープ等により測定	全 数
	外 観	目視による観察	全 数
ロ) 水中切断	形状寸法	スチールテープ等により測定	全 数
	外 観	目視又は潜水士による観察	全 数

24-3 その他雑工

工 種	管理項目	測定方法	測定密度
1. 清 掃	幅、長さ、延長	スチールテープ等により測定	全 数
	外 観	目視又は潜水士による観察	全 数
2. 削 孔	形状寸法	スチールテープ等により測定	全 数
	外 観	目視又は潜水士による観察	全 数

25. 浚渫工

25-1 ポンプ浚渫工

工 種	管理項目	測定方法	測定密度
1. ポンプ浚渫	水 深 (底面)	音響測深機、レッド又はレベル等により測定	特による。
	(法面)	音響測深機、レッド又はレベル等により測定	特による。

25-2 グラブ浚渫工

工 種	管理項目	測定方法	測定密度
1. グラブ浚渫			

25-3 硬土盤浚渫工

工 種	管理項目	測定方法	測定密度
1. 硬土盤浚渫			

測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
1 mm	測定表を作成し提出 観察結果を報告	特による。	
1 mm	測定表を作成し提出 観察結果を報告	特による。	

測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
1 mm	測定表を作成し提出 観察結果を報告	特による。	
1 mm	測定表を作成し提出 観察結果を報告	特による。	

測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
10cm	業務共通仕様書第2編1-2-5の6 平面図に実測値を記入し提出	+ 0 - 規定しない又は特による。	様式・出来形25-1参照 + ; 設計値より浅いことをいう。 - ; 設計値より深いことをいう。
10cm	業務共通仕様書第2編1-2-5の6 平面図に実測値を記入し提出	+ 0 - 規定しない又は特による。	

測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
			25-1-1ポンプ浚渫を適用する。

測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
			25-1-1ポンプ浚渫を適用する。

25-4 岩盤浚渫工

工 種	管理項目	測定方法	測定密度
1. 砕岩浚渫			

25-5 バックホウ浚渫工

工 種	管理項目	測定方法	測定密度
1. バックホウ浚渫			

26. 埋立工

26-1 固化工

工 種	管理項目	測定方法	測定密度
固化工			

26-2 埋立土工

工 種	管理項目	測定方法	測定密度
1. 土砂掘削			
2. 土砂盛土			

測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
			25-1-1ポンプ浚渫を適用する。

測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
			25-1-1ポンプ浚渫を適用する。

測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
			1-3固化工を適用する。

測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
			17-3-1土砂掘削を適用する。
			17-3-2土砂盛土を適用する。

27. 道路舗装工

27-1 コンクリート舗装工

工 種	管理項目	測定方法	測定密度
コンクリート舗装工			

27-2 アスファルト舗装工

工 種	管理項目	測定方法	測定密度
アスファルト舗装工			

27-3 道路付属工

工 種	管理項目	測定方法	測定密度
1. 縁 石	高 さ	レベルにより測定	監督職員の指示による。
	総延長	スチールテープ等により測定	図面に記載する箇所
2. 区画線及び道路標示	幅	スチールテープ等により測定	監督職員の指示による。
	長 さ	スチールテープ等により測定	監督職員の指示による。
3. 道路標識	高 さ	スチールテープ等により測定	1箇所につき1回
4. 防護柵	高 さ	スチールテープ等により測定	監督職員の指示による。
	総延長	スチールテープ等により測定	図面に記載する箇所

28. 緑地工

28-1 植生工

工 種	管理項目	測定方法	測定密度
植生工			

測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
			1-13コンクリート舗装工を適用する。

測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
			1-14アスファルト舗装工を適用する。

測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
1 cm	測定表を作成し提出	± 3 cm	
1 cm	測定表を作成し提出	+ 規定しない - 5 cm	
1 cm	測定表を作成し提出	± 1 cm	
1 cm	測定表を作成し提出	± 10cm	
1 cm	測定表を作成し提出	± 5 cm	
1 cm	測定表を作成し提出	+ 3 cm - 2 cm	
1 cm	測定表を作成し提出	+ 規定しない - 10cm	

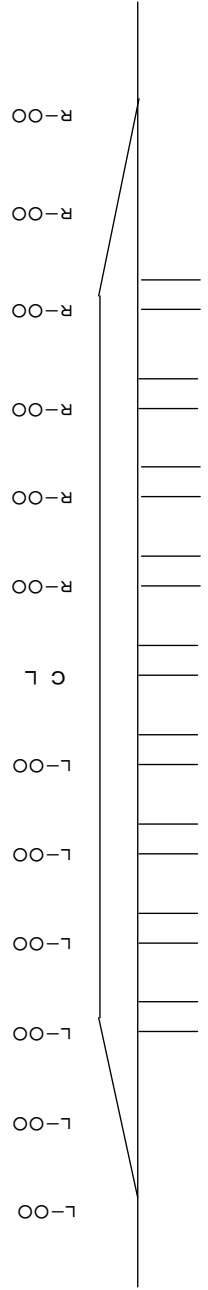
測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
			1-15植生工を適用する。

敷砂出來形管理表

工事名:

現場代理人

測点	種別	大 端 高										大 端 幅			延 長				
		L-50m	L-40m	L-30m	L-20m	L-10m	CL	R-10	R-20	R-30	R-40	R-50	港外法面	港外側	港内法面	港内側	法線上	港内側	
No. 00	設計値 測定値 差																		No. 00
No. 00+0.00	設計値 測定値 差																		No. 00
No. 00	設計値 測定値 差																		No. 00
No. 00	設計値 測定値 差																		No. 00
No. 00+0.00	設計値 測定値 差																		No. 00
No. 00	設計値 測定値 差																		No. 00
No. 00	設計値 測定値 差																		No. 00
No. 00	設計値 測定値 差																		No. 00
No. 00	設計値 測定値 差																		No. 00
No. 00+0.00	設計値 測定値 差																		No. 00
No. 00	設計値 測定値 差																		No. 00
No. 00	設計値 測定値 差																		No. 00
No. 00	設計値 測定値 差																		No. 00
No. 00	設計値 測定値 差																		No. 00
No. 00	設計値 測定値 差																		No. 00
No. 00	設計値 測定値 差																		No. 00
No. 00	設計値 測定値 差																		No. 00
No. 00	設計値 測定値 差																		No. 00



工事名:

様式・出来形 1-1-2(2)

令和 年 月 日

敷砂出来形管理図

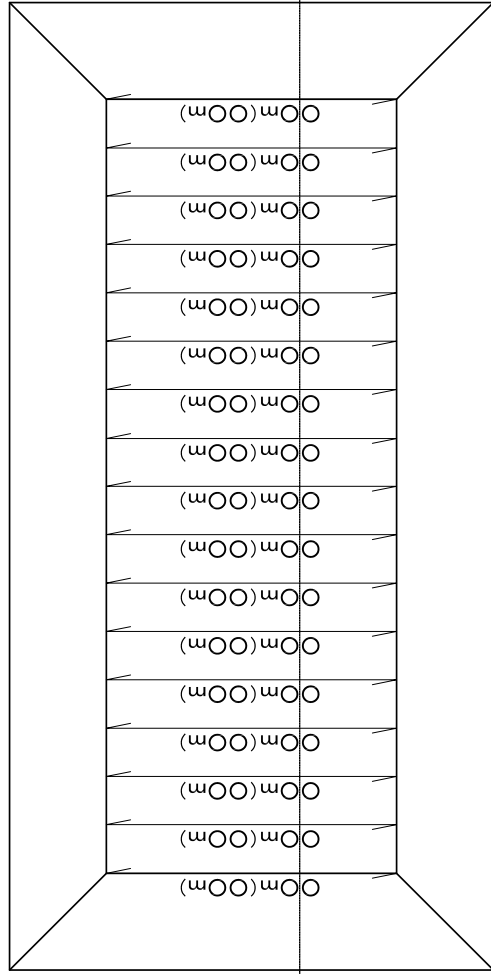
敷砂 平面図

- NO. 0
- NO. 1
- NO. 2
- NO. 3
- NO. 4
- NO. 5
- NO. 6
- NO. 7
- NO. 8
- NO. 9
- NO. 10
- NO. 11
- NO. 12
- NO. 13
- NO. 14
- NO. 15
- NO. 16
- NO. 17
- NO. 18
- NO. 19
- NO. 20

港内側天端延長 〇〇.〇 (〇〇.〇)

法線上天端延長 〇〇.〇 (〇〇.〇)

港内側



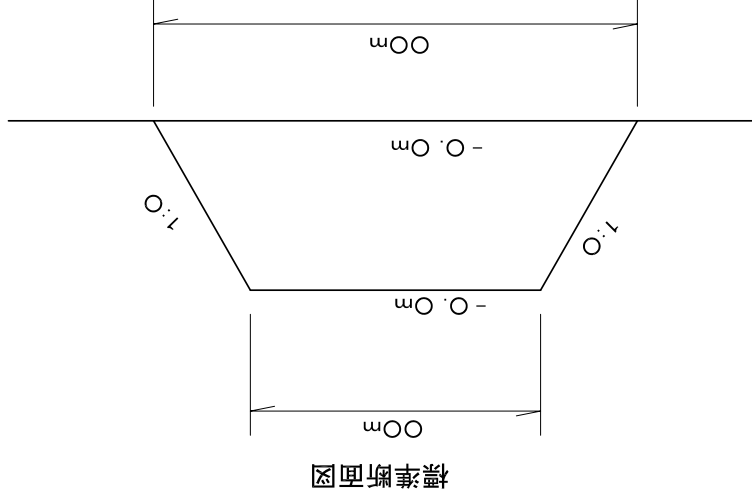
港外側

港外側天端延長 〇〇.〇 (〇〇.〇)

- 〇. 〇m

- 〇. 〇m

〇〇m



断面図

凡 例
 () : 設計値
 実 数 : 実測値

サンドコンパクションパイル出来形管理表

現場代理人

工事名:

杭列	杭番号	1			2			3			4			5		
		天端高	先端深度	杭長	天端高	先端深度	杭長	天端高	先端深度	杭長	天端高	先端深度	杭長	天端高	先端深度	杭長
A列杭	設計値															
	測定値															
	差															
	設計値															
	測定値															
	差															

杭列	杭番号	1			2			3			4			5		
		天端高	先端深度	杭長	天端高	先端深度	杭長	天端高	先端深度	杭長	天端高	先端深度	杭長	天端高	先端深度	杭長
B列杭	設計値															
	測定値															
	差															
	設計値															
	測定値															
	差															

杭列	杭番号	1			2			3			4			5		
		天端高	先端深度	杭長	天端高	先端深度	杭長	天端高	先端深度	杭長	天端高	先端深度	杭長	天端高	先端深度	杭長
○列杭	設計値															
	測定値															
	差															
	設計値															
	測定値															
	差															

杭列	杭番号	1			2			3			4			5		
		天端高	先端深度	杭長	天端高	先端深度	杭長	天端高	先端深度	杭長	天端高	先端深度	杭長	天端高	先端深度	杭長
○列杭	設計値															
	測定値															
	差															
	設計値															
	測定値															
	差															

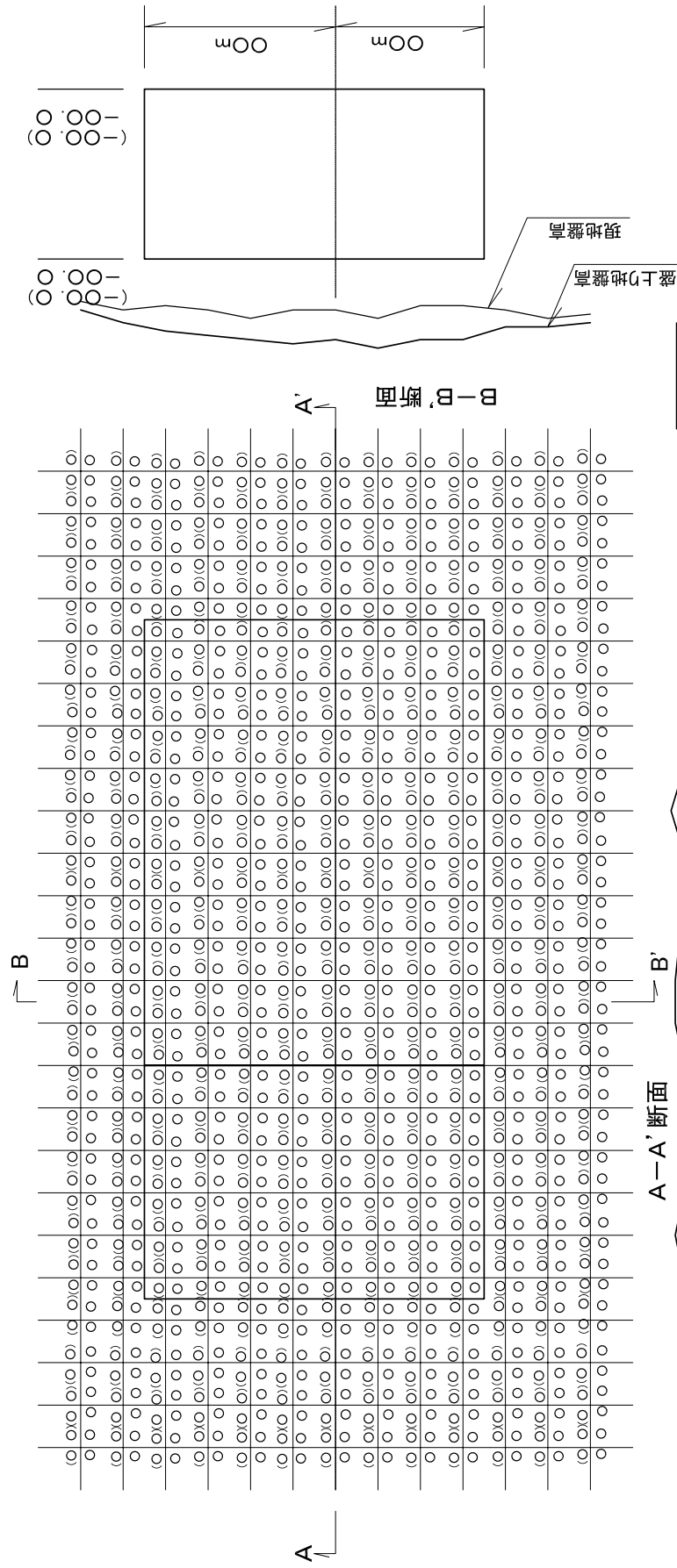
工事名:

平面図

締固工 深淺図

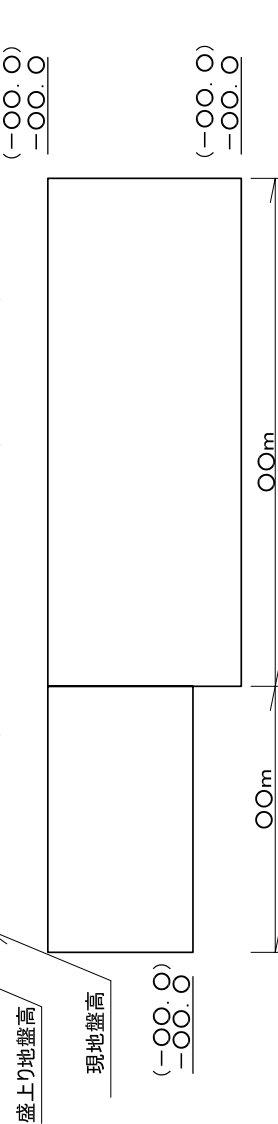
様式・出来形 1-2-2(3)
令和 年 月 日

- NO. 1
- NO. 2
- NO. 3
- NO. 4
- NO. 5
- NO. 6
- NO. 7
- NO. 8
- NO. 9
- NO. 10
- NO. 11
- NO. 12
- NO. 13
- NO. 14
- NO. 15
- NO. 16
- NO. 17
- NO. 18
- NO. 19
- NO. 20
- NO. 21
- NO. 22
- NO. 23
- NO. 24



港外側

港内側



盛上り地盤高

現地盤高

凡 例
() : 設計値
実 数 : 実測値

洗掘防止マット出来形管理表

現場代理人

工事名:

マットNO.	敷設位置	測 重ね幅	定 敷設幅	延 長	備 考
設計値					
実測値					
差					
設計値					
実測値					
差					
設計値					
実測値					
差					
設計値					
実測値					
差					
設計値					
実測値					
差					
設計値					
実測値					
差					
設計値					
実測値					
差					
設計値					
実測値					
差					
設計値					
実測値					
差					
設計値					
実測値					
差					

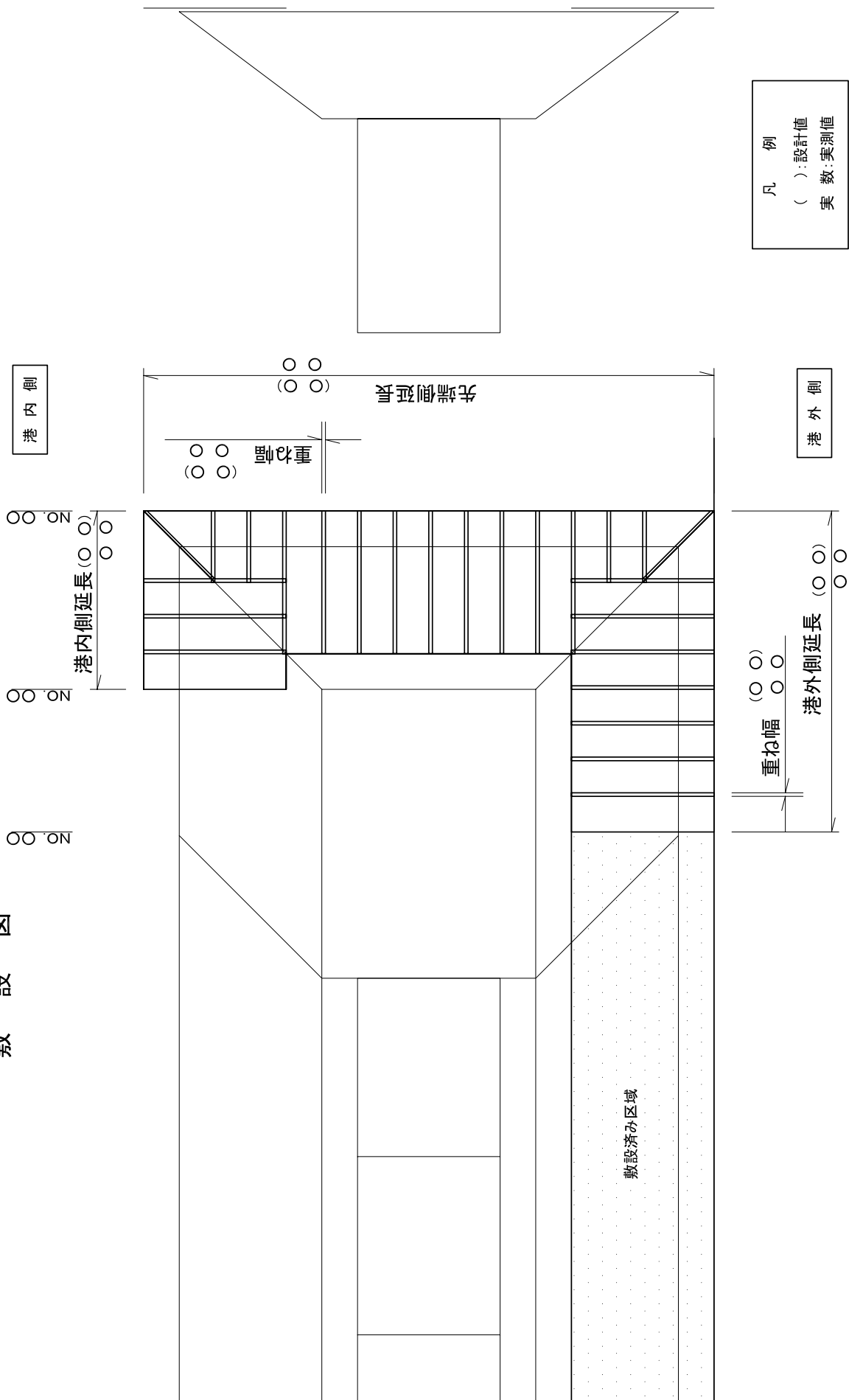
工事名:

様式・出来形1-4-1(2)

令和 年 月 日

洗掘防止マット出来形管理図

敷設図

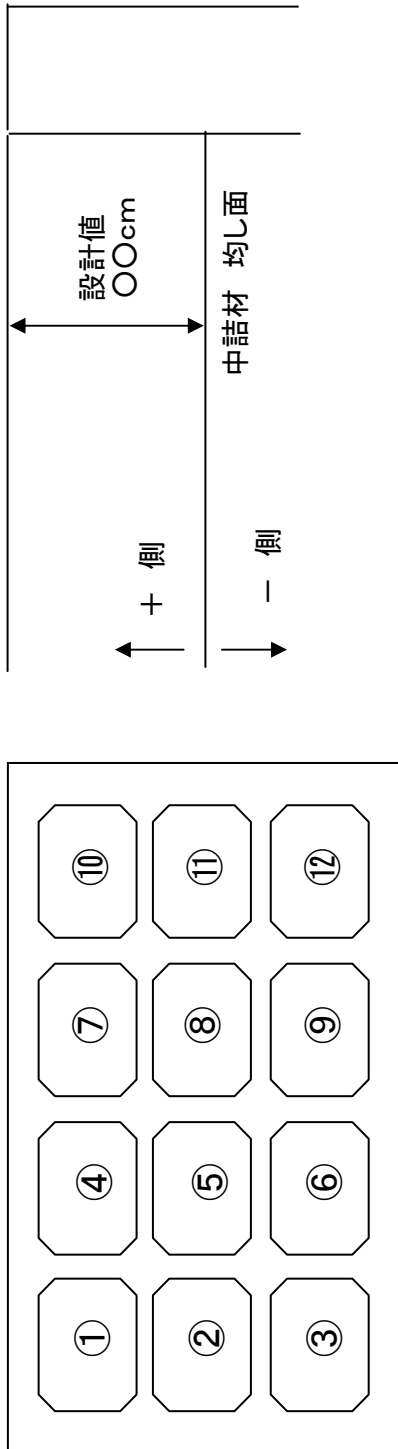


砂・石材中詰出来形管理表

工事名:

現場代理人

測定位置	ケーソン天端からの値			測定位置	ケーソン天端からの値		
	実測値	設計値	差		実測値	設計値	差
①							
②							
③							
④							

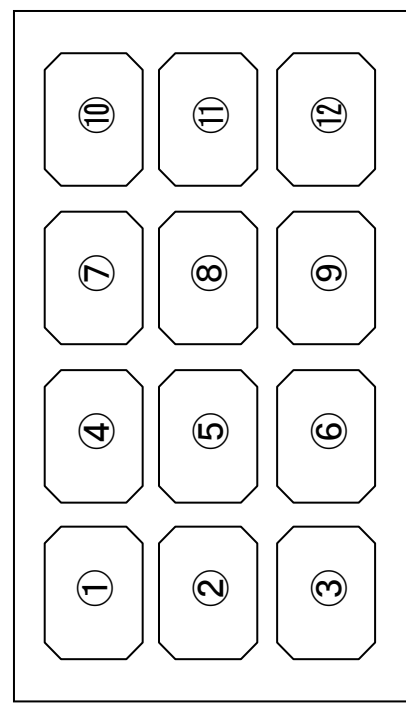
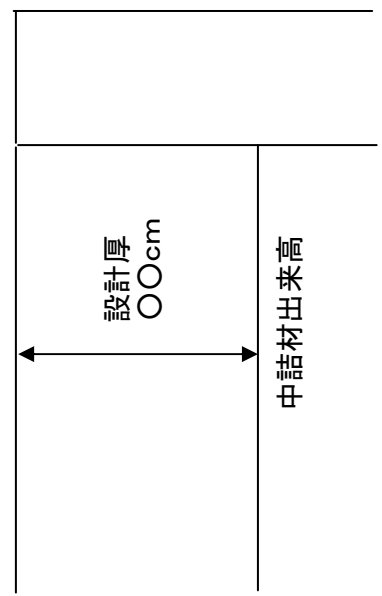


蓋コンクリート出来形管理表

現場代理人

工事名:

測定位置	ケーン天端からの値			測定位置	ケーン天端からの値		
	実測値	設計値	差		実測値	設計値	差
①							
②							
③							
④							



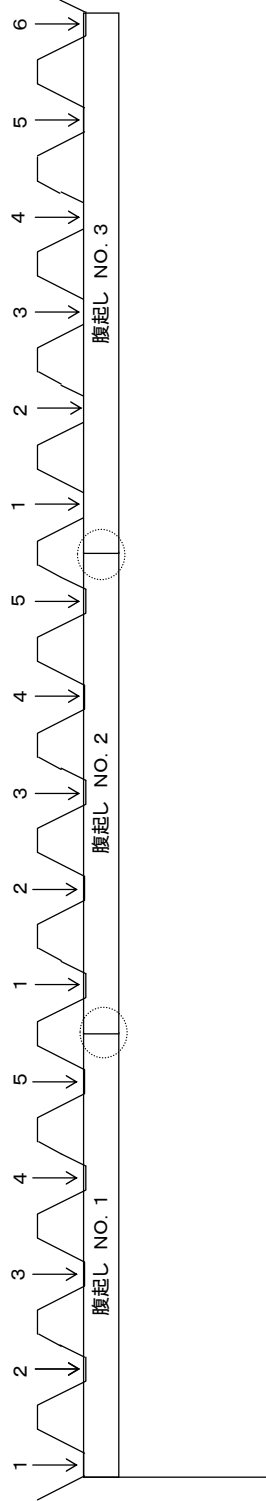
腹起出来形管理表

現場代理人

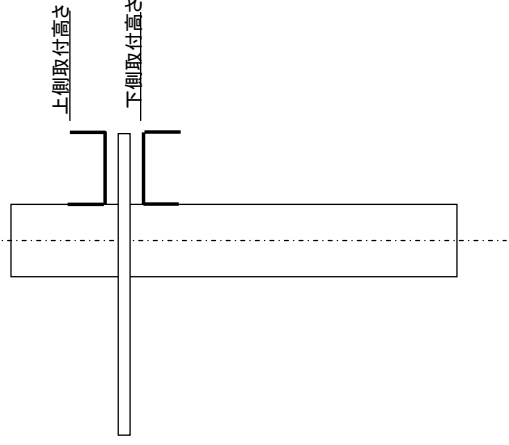
測点	種別		取付高さ		取付長さ	継手の状況
	始点側	終点側	上側	下側		
NO. 1	設計値	測定値				/
	差					
NO. 2	設計値	測定値				/
	差					
NO. 3	設計値	測定値				/
	差					

位置	ボルト NO		ボルトの取付状況	矢板との密着状況	備考
	腹起し NO	NO			
NO. 1	1				
	2				
	3				
	4				
	5				
	6				
NO. 2	1				
	2				
	3				
	4				
	5				
	6				
NO. 3	1				
	2				
	3				
	4				
	5				
	6				

平面図



断面図



タイ材出来形管理表

現場代理人

工事名:

陸側控矢板(杭)部

海側矢板(杭)部

取付番号	取付高さ	水平度	支保材の 天端高	矢板法線に対する 取付角度	矢板法線に対する 取付間隔	定着ナットの締付け
NO. 1'						
NO. 2'						
NO. O'						
NO. O'						
NO. O'						
NO. O'						

取付番号	取付高さ	水平度	支保材の 天端高	矢板法線に対する 取付角度	矢板法線に対する 取付間隔	定着ナットの締付け
NO. 1						
NO. 2						
NO. O						
NO. O						
NO. O						
NO. O						

鋼杭打込記録

現場代理人

工事名: _____

打設年月日	杭番号	外径	杭長	板厚	メーカー	打込み時間	杭打機名称	型式	全重量	ラム重量	標高 (m)	50cmごとの 打撃回数 (回)	累計打撃回 数 (回)	50cmごとの 平均貫入量 (cm)	リバウンド量 (cm)	ラム落下高 (m)	摘	要
<p>天端高(m)</p> <p>先端深度(m)</p> <p>地盤高(m)</p> <p>根入長(m)</p> <p>総打撃回数</p> <p>最終貫入量(S)</p> <p>リバウンド量(K)</p> <p>設計値</p> <p>実測値</p>																		
<p>止管理</p>																		
<p>許容 支持力</p> <p>設計値</p> <p>実測値</p> <p>$R_u = \frac{ef \times 2WH}{S + 1} / 2K$</p> <p>ef:ハンマーの効率=0.5 H:ハンマーの落下高(m) W:ハンマーの重量(kN)</p>																		
<p>許容 支持力 算定式</p>																		

鋼杭出来形管理表

工事名:

令和 年 月 日

現場代理人

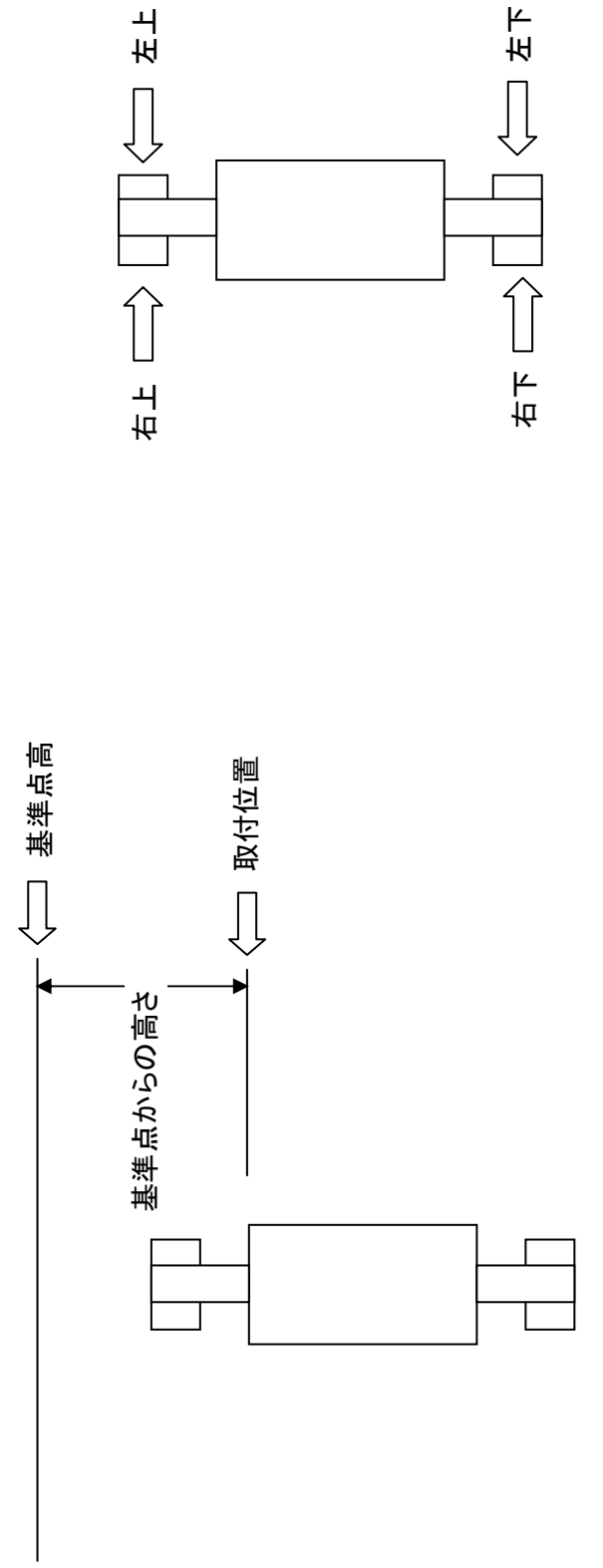
番号	長さ (m)	打設 年月日	杭頭中心位置 (m)						杭頭天端高 (m)		杭先天端高 (m)		杭の傾斜 (度)		備考		
			設計値		実測値		差		設計値	実測値	設計値	実測値	設計値	実測値			
			法線直 角方向	法線平 行方向	法線直 角方向	法線平 行方向	法線直 角方向	法線平 行方向	差								

電気防食出来形管理表

工事名:

現場代理人

陽極NO	取付位置		差	基準点からの高さ		差	溶接長		溶接部		脚長	
	設計値	実測値		設計値	実測値		右上	左上	右下	左下		右上

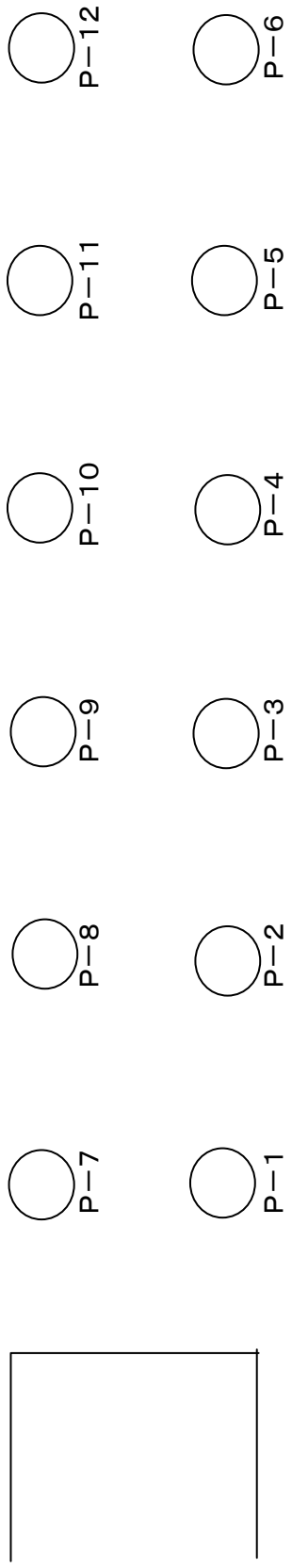


電気防食電位測定管理表

現場代理人

工事名:

測定水深	測定位置												備考				
	P-1	P-2	P-3	P-4	P-5	P-6	P-7	P-8	P-9	P-10	P-11	P-12					

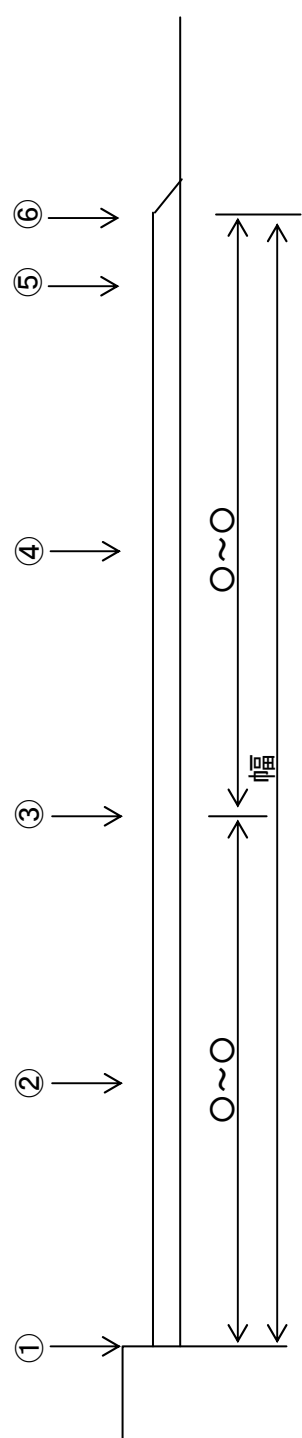


路盤出来形管理表

現場代理人

工事名:

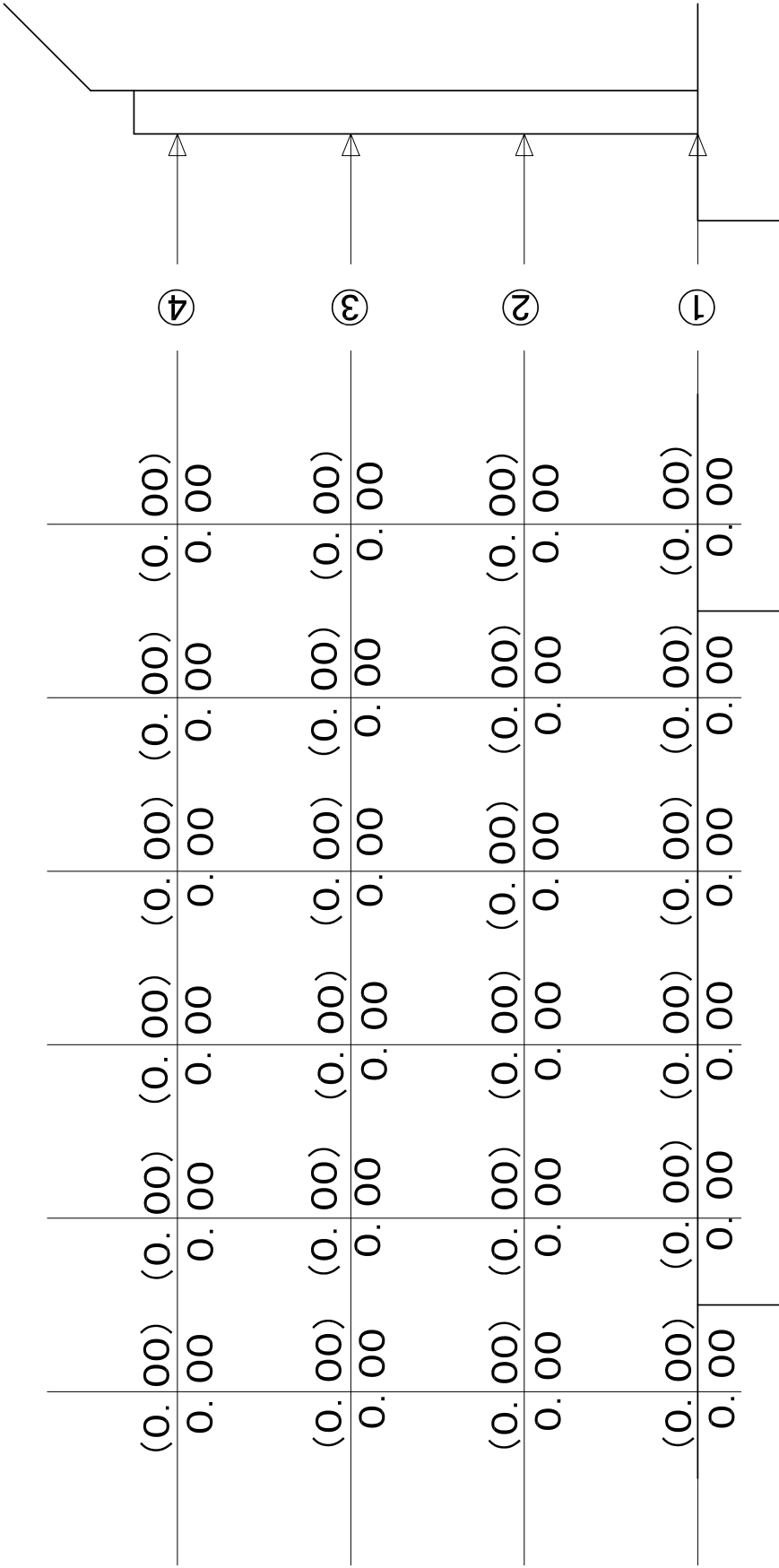
測点	高							幅				延 長		
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	①線	②線	③線	④線	⑤線	⑥線	⑦線
路盤設計厚	000	000	000	000	000	000	000	0.00m	0.00m	0.00m	0.00m	0.00m	0.00m	0.00m
路床高														
路盤高														
厚さ														
No. 00														
No. 00														
No. 00														
+0.00														
No. 00														



工事名: _____

路盤出来形管理図

様式・出来形1-13-1(2)
令和 年 月 日



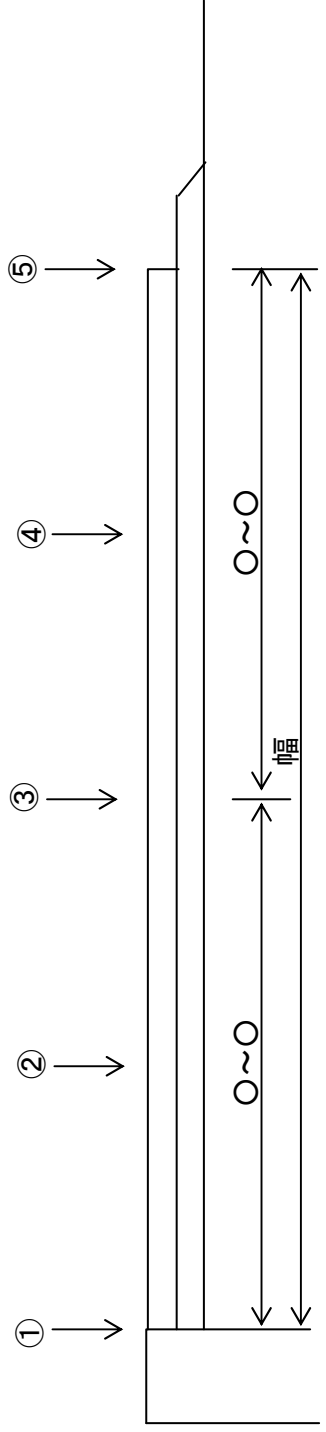
凡 例
 (): 設計値
 実 数: 実測値

舗装出来形管理表

現場代理人

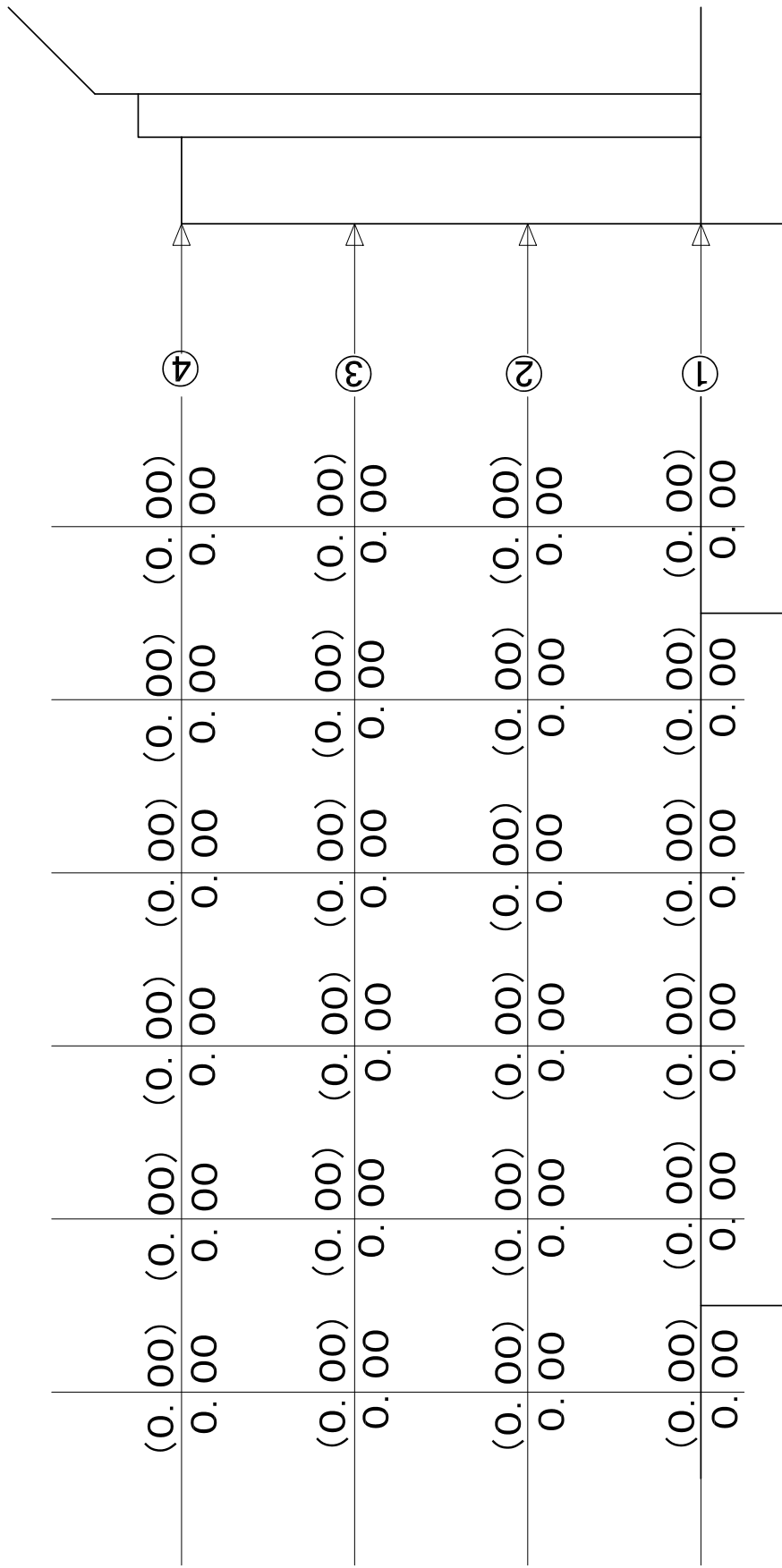
工事名:

測点	高						幅					延		長			
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬		⑭	⑮	
種別																	
舗装設計厚	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
路盤高																	
天端高																	
厚さ																	
	No. 00																
	No. 00																
	No. 00																
	+0.00																
	No. 00																



舗装出来形管理図

工事名: _____



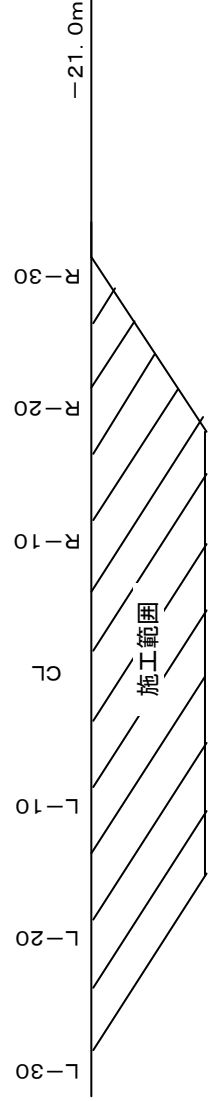
凡 例
() : 設計値
実 数 : 実測値

置換材出来形管理表

現場代理人

工事名:

測点	種別	天端			高			天端幅		延		長	
		L-30m	L-20m	L-10m	CL	R-10m	R-20m	R-30m	港外側	港内側	港外側	法線上	港内側
NO. 00	設計値												
	測定値												
NO. 00+0. 00	設計値												
	測定値												
NO. 00	設計値												
	測定値												
NO. 00+0. 00	設計値												
	測定値												
NO. 00	設計値												
	測定値												
NO. 00+0. 00	設計値												
	測定値												
NO. 00	設計値												
	測定値												
NO. 00	設計値												
	測定値												
NO. 00	設計値												
	測定値												
NO. 00	設計値												
	測定値												



工事名: _____

基礎石均し出来形管理図(1)

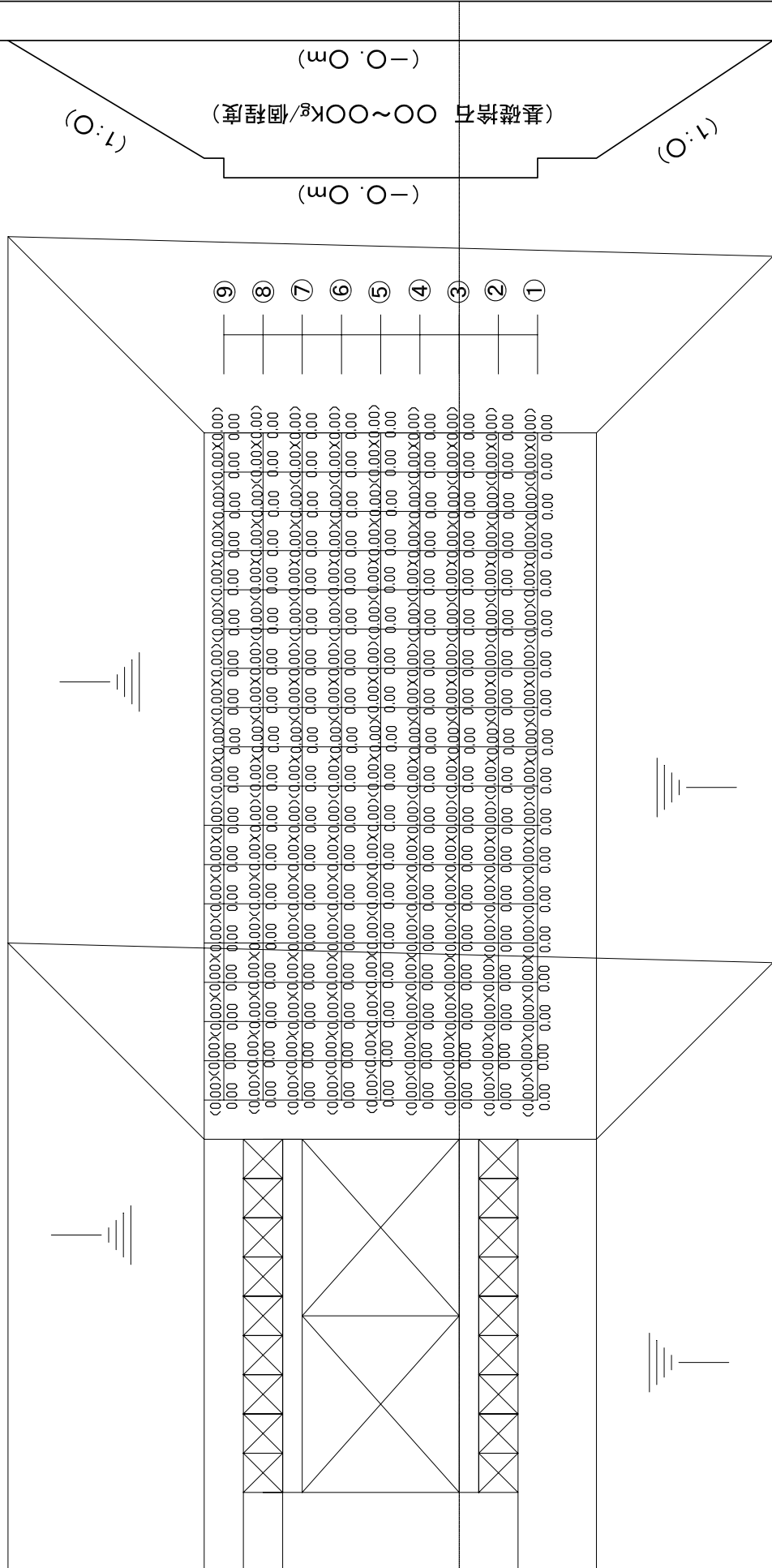
様式・出来形4-3-2(1)

令和 年 月 日

平面図

港内側

港外側



凡例
 (): 設計値
 実数: 実測値

港外側

00 00 | 00 00 | 00 00 | 00 00 | 00 00 | 00 00 | 00 00 | 00 00 | 00 00 | 00 00

工事名: _____

基礎石均し出来形管理図(2)

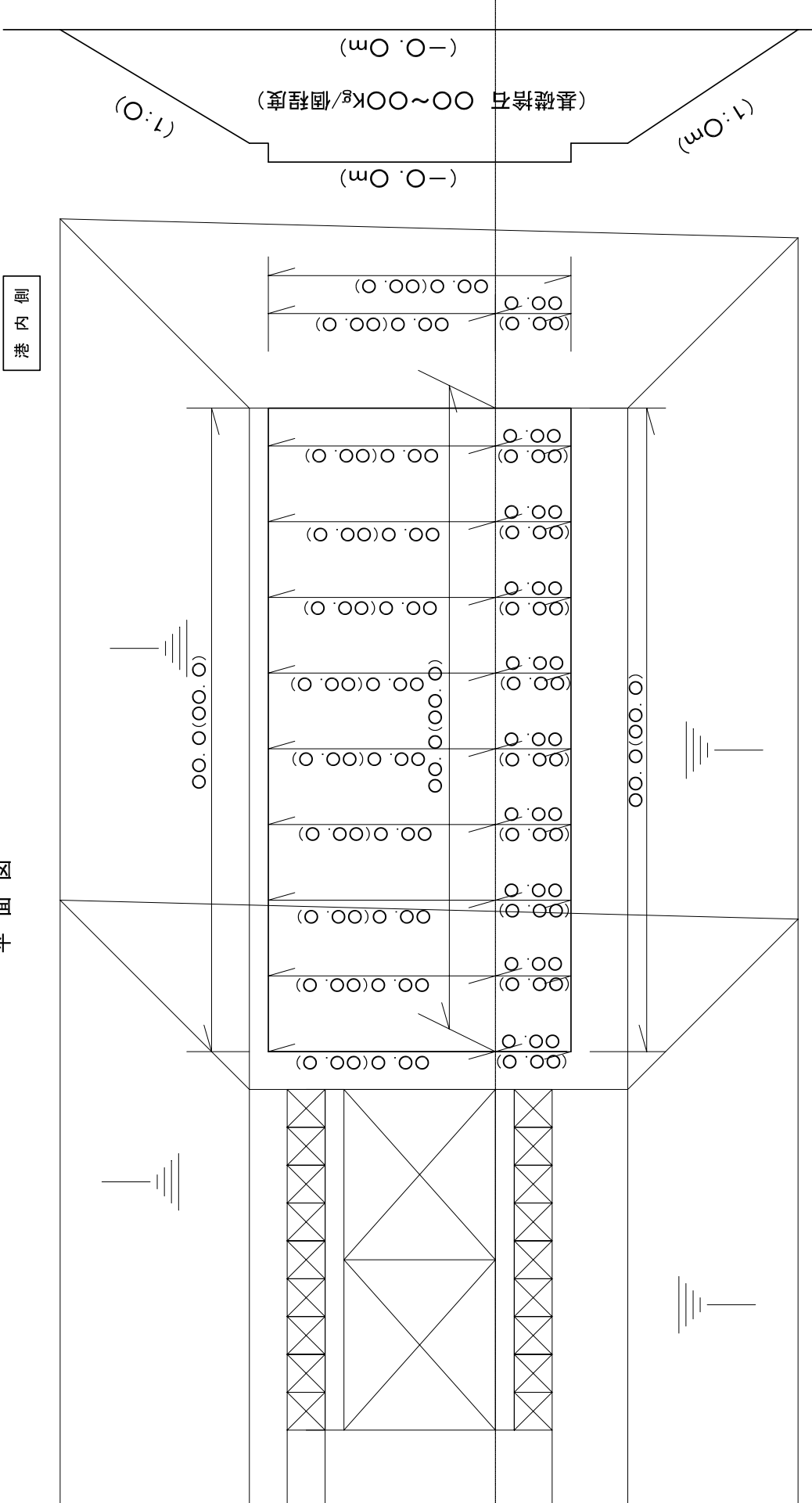
様式・出来形4-3-2(2)

令和 年 月 日

平面図

港内側

港外側



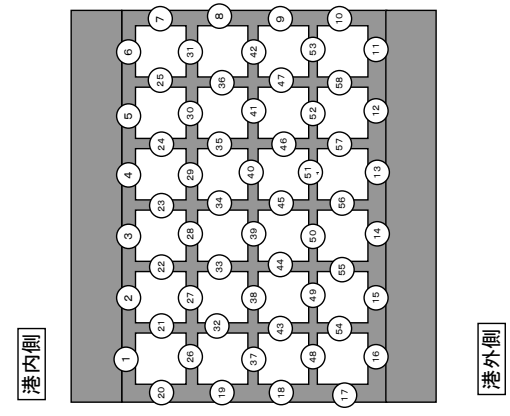
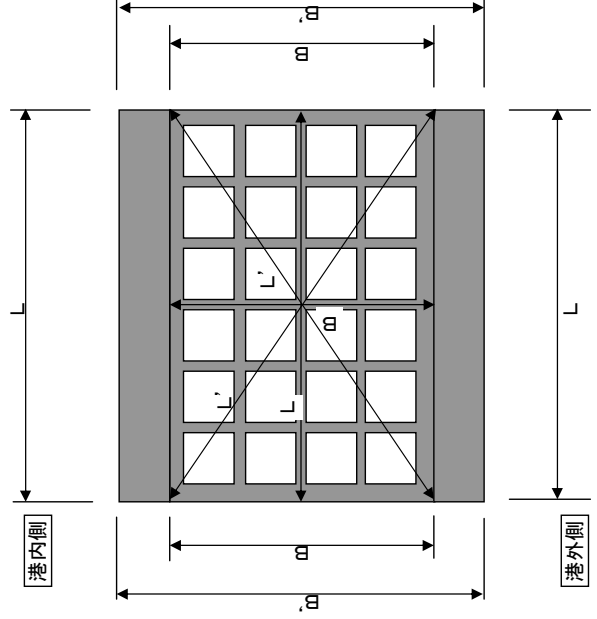
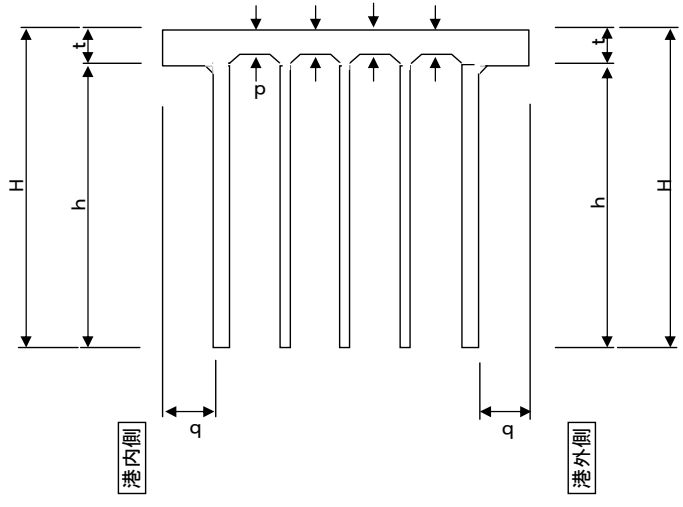
凡例
 () : 設計値
 実数 : 実測値

ケーソン製作出来形管理表

現場代理人

工事名:

測定項目	規格	測定値	検査値	差	箇所	測定値	検査値	差	箇所	測定値	検査値	差
<壁厚>												
側壁=00	±00											
隔壁=00												
<7-材の>												
B=00	+00											
L=00	-00											
b=00												
t=00												
<底板厚>												
d=00	+00											
<延長>												
L=00	+00											
<幅>												
B=00	+00											
<斜角>												
L'=00	-00											
<高さ>												
H=00	±00											
	+00											
	-00											

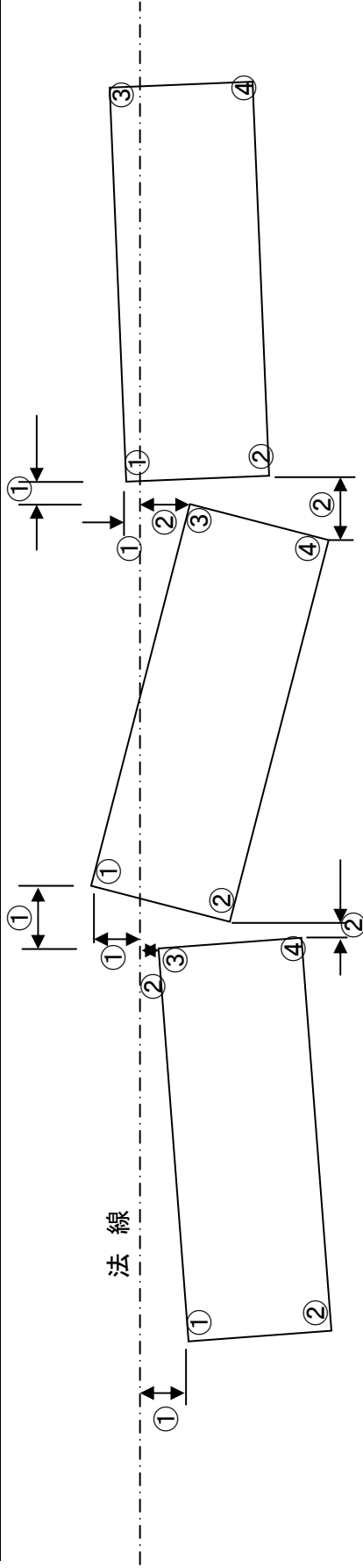


ケーソン据付出来形管理表

工事名:

現場代理人

ケーソン 番号	法線に対する出入り			据付目地間隔			天端高さ			
	測定位置	測定月日	設計値 実測値 差	測定位置	測定月日	設計値 実測値 差	測定位置	測定月日	設計値 実測値 差	
NO. 1							①			
							②			
							③			
							④			

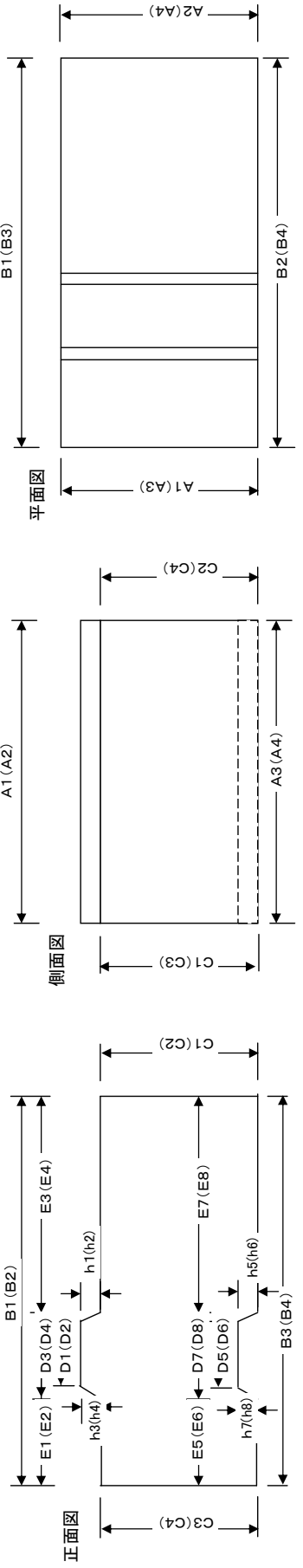


現場代理人

ブロック(方塊)製作出来形管理表

工事名:

製作番号	長さ		幅		高さ		凸部幅		凹部幅		突起よりの距離								対角線															
	上側	下側	上側	下側	左側	右側	左側	右側	左側	右側	上側	下側	左側	右側	上側	下側	左側	右側		上側	下側													
	B1	B2	B3	B4	A1	A2	A3	A4	C1	C2	C3	C4	D1	D2	D3	D4	D5	D6	D7	D8	E1	E2	E3	E4	E5	E6	E7	E8	T1	T2				
設計値																																		
実測値																																		
差																																		

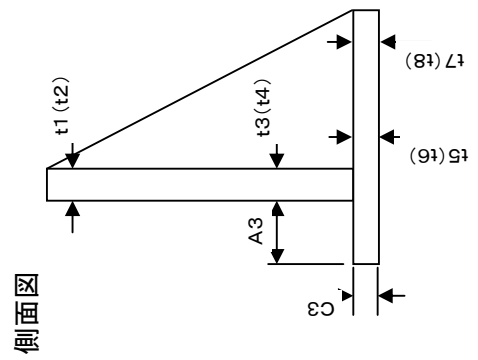
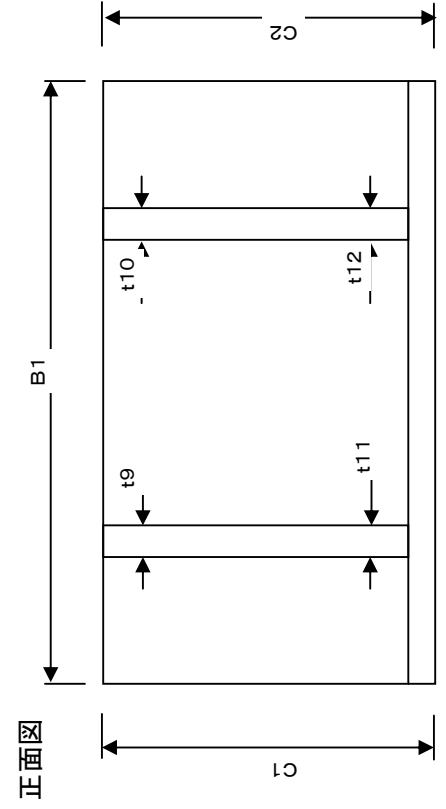
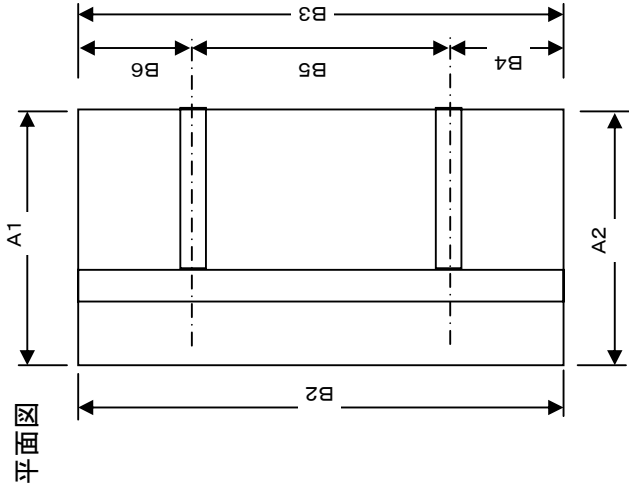


L型ブロック製作出来形管理表

現場代理人

工事名:

製作番号	幅			長さ					高さ			各 部 材 厚 さ														
	A1	A2	A3	B1	B2	B3	B4	B5	B6	C1	C2	C3	t1	t2	t3	t4	t5	t6	t7	t8	t9	t10	t11	t12		
設計値																										
実測値																										
差																										

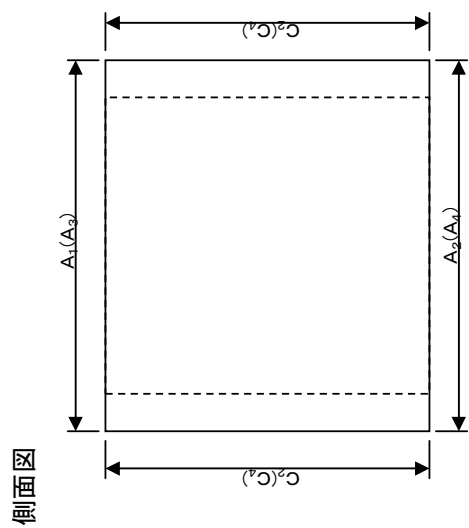
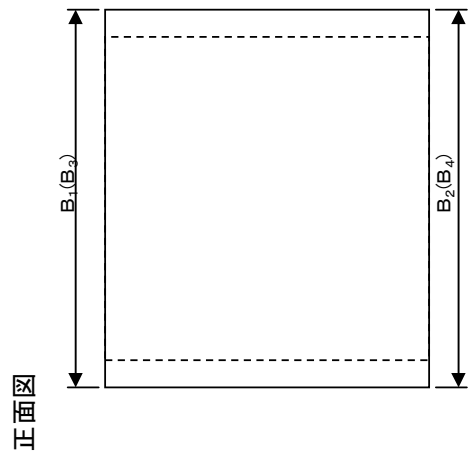
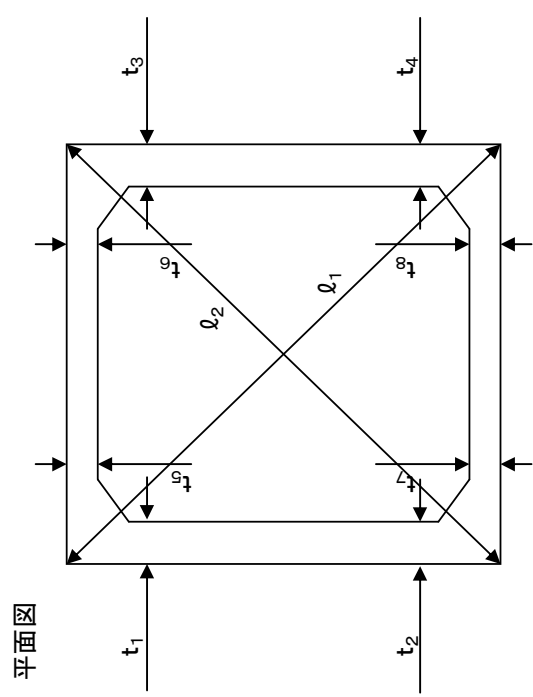


セルラーブロック製出来形管理表

現場代理人

工事名: _____

製作番号	幅				長さ				各部材厚さ								対角線							
	A1	A2	A3	A4	B1	B2	B3	B4	C1	C2	C3	C4	t1	t2	t3	t4	t5	t6	t7	t8	φ1	φ2		
設計値																								
実測値																								
差																								



ブロック製作等 外見チェックリスト

現場代理人

工事名: _____

チエック項目	
製作番号(ブロックNO)	
製作日	
検査日	
大きな気泡はないか	
ひびわれはないか	
豆板(ジャンカ)はないか	
ワイヤー傷はないか	
ブロックのカケはないか	
泥などの付着はないか	
ナンバリングに誤記はないか	
その他	
総 評	
	略
	図

工事名: _____

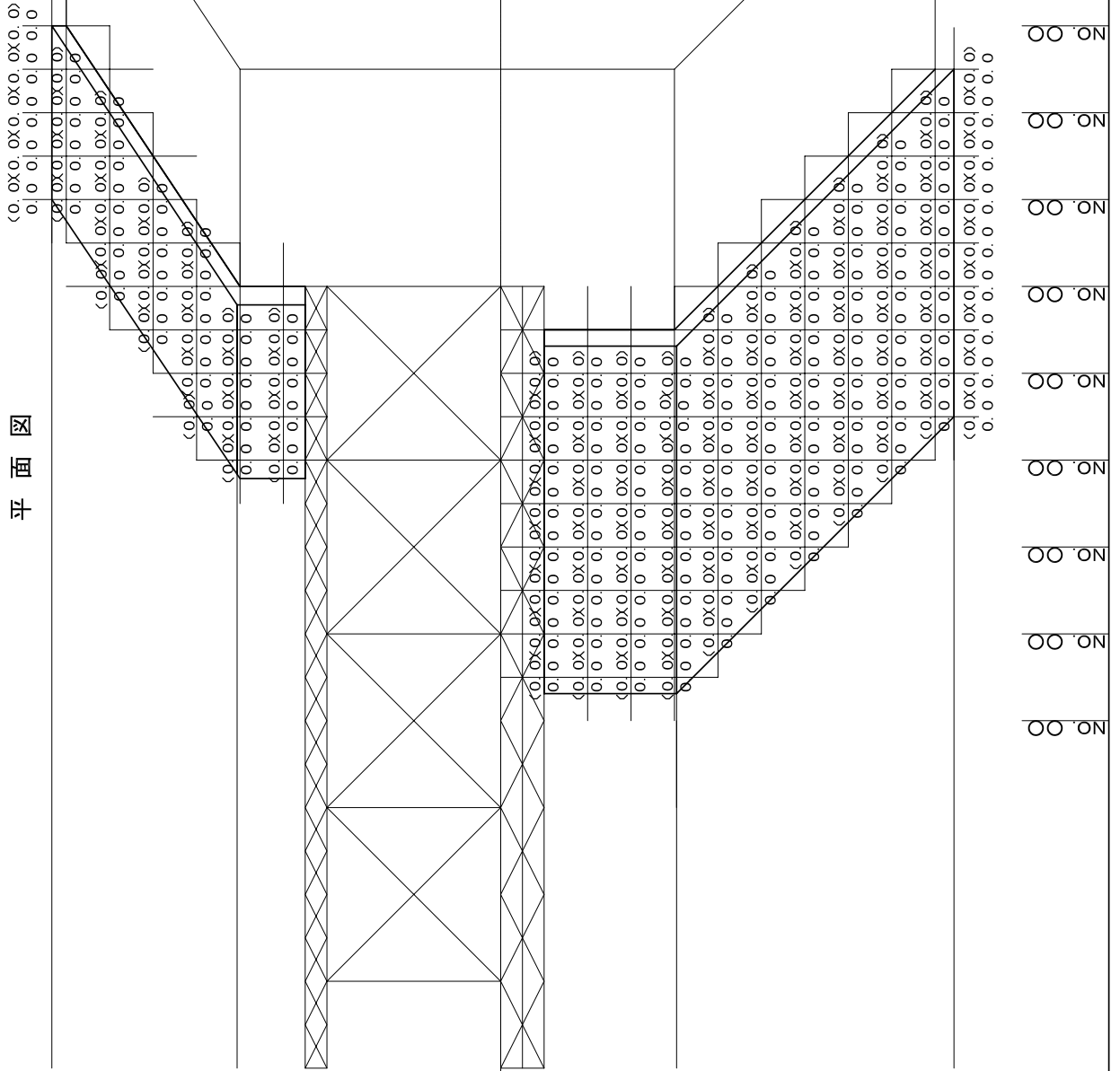
様式・出来形13-1-1-1(1)
令和 年 月 日

被覆石均し出来形管理図(1)

平面図

港内側

港外側



凡例
() : 設計値
実数: 実測値

工事名: _____

様式・出来形 13-1-1-1(2)

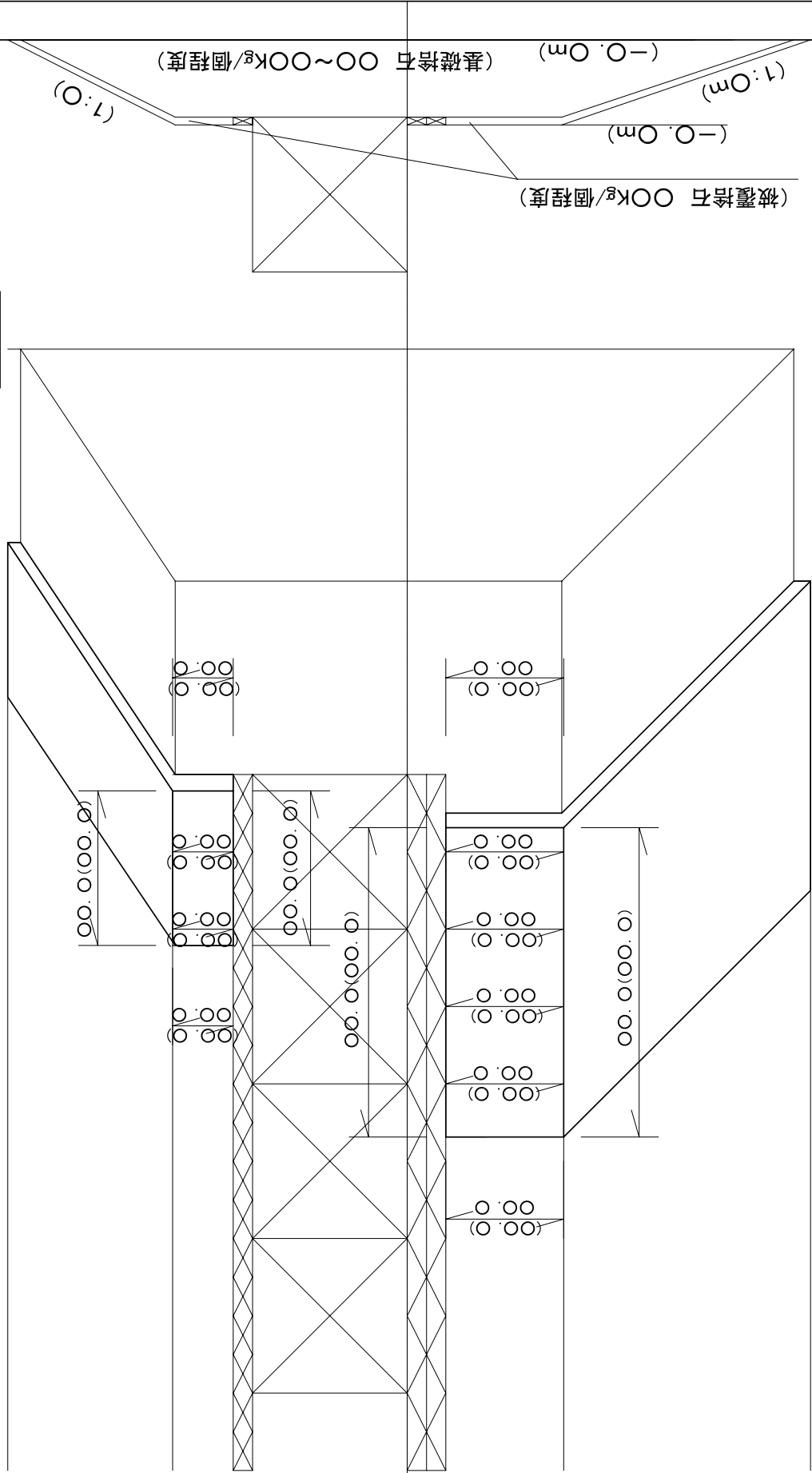
令和 年 月 日

被覆石均し出来形管理図(2)

平面図

港内側

港外側



凡例
 () : 設計値
 実数 : 実測値

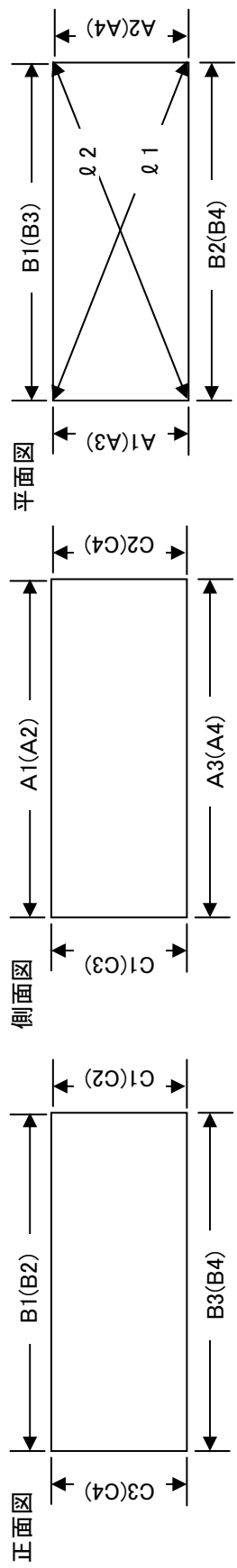
根固ブロック製作出来形管理表

令和 年 月 日

工事名: _____

現場代理人 _____

製作番号	長さ			幅				長さ		対角線		備考	
	上側		下側	上側		下側	右側		左側		φ 1		φ 2
	B1	B2	B3	B4	A1	A2	A3	A4	C1	C2			
設計値													
実測値													
差													

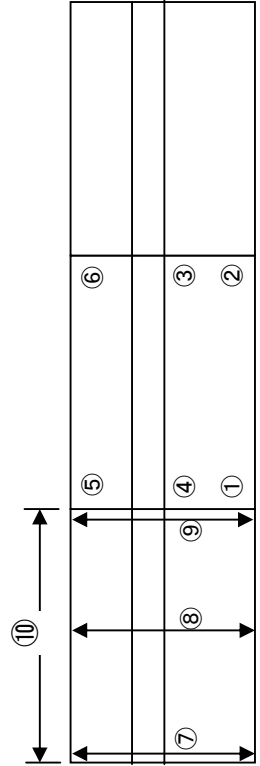
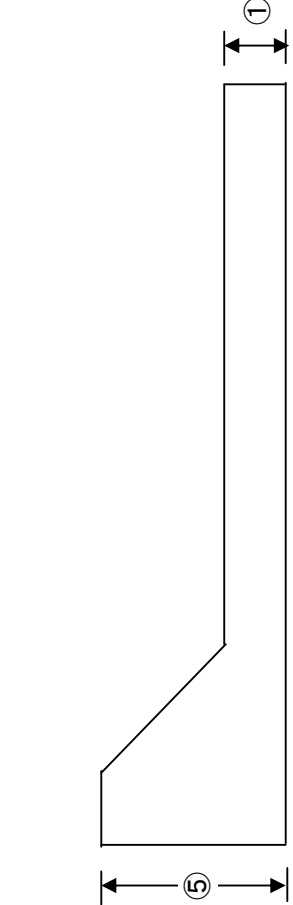


上部コンクリート(防波堤)出来形管理表

現場代理人

工事名:

ケーン等 NO.	測定月日	天端高(厚さ)			天端幅			延長			法線に対する出入り						
		測点	設計値	測定値	差	測点	設計値	測定値	差	測点	設計値	測定値	差	測点	設計値	測定値	差
		①				⑦				⑩							
		②				⑧											
		③				⑨											
		④															
		⑤															
		⑥															

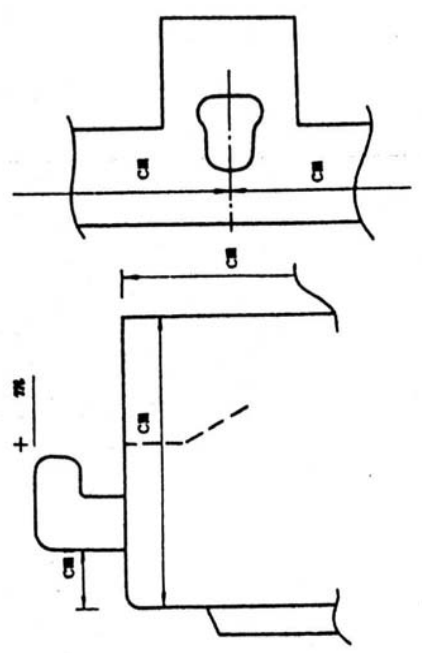


係船柱出来形管理表

工事名: _____ 現場代理人 _____

番号	岸壁前面に対する出入り	天端高	中心間隔	基礎コンクリート(直柱)			備考
				幅	長さ	高さ	
基点0より	—	—	—	—	—		

係船柱測定位置図



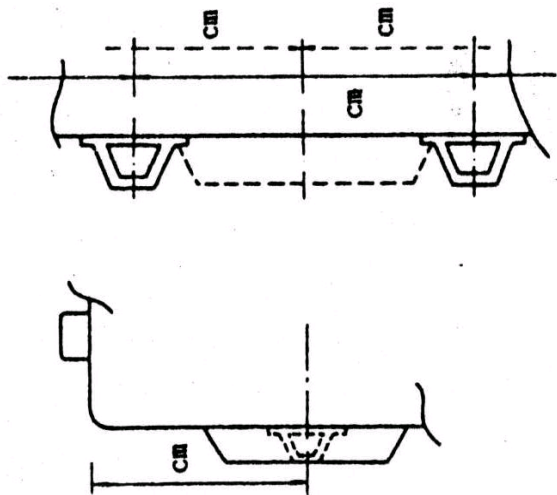
防舷材出来形管理表

工事名: _____

現場代理人 _____

番号 基点0より	取付高さ —	中心間隔 —	備	考

防舷材測定位置図



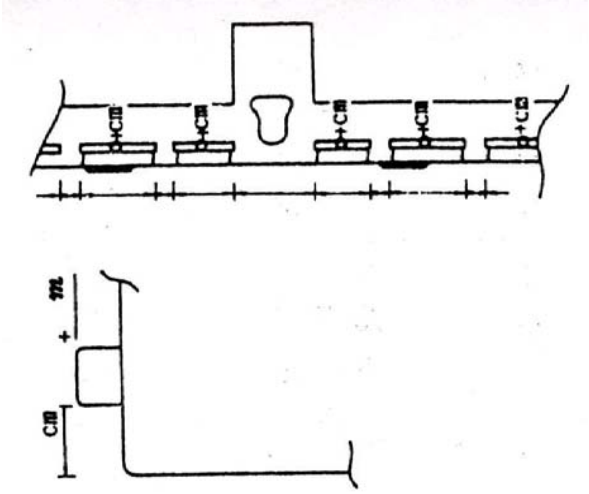
車止出来形管理表

工事名: _____

現場代理人 _____

番号	岸壁前面に対する出入り	天端高	取付間隔	備	考
基点0より	-	-	-		

車止測定位置図

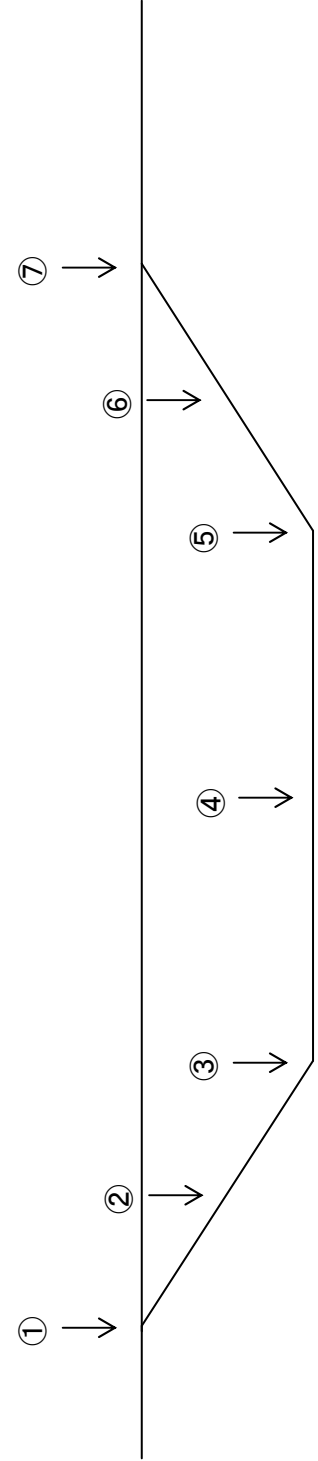


土砂掘削出来形管理表

現場代理人

工事名：

測点	種別		高							幅			延			長				
	設計値	測定値	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	○	○	○	○線	○線	○線		○線			
No.00		差															No.00	No.00	No.00	
No.00																				
No.00																				



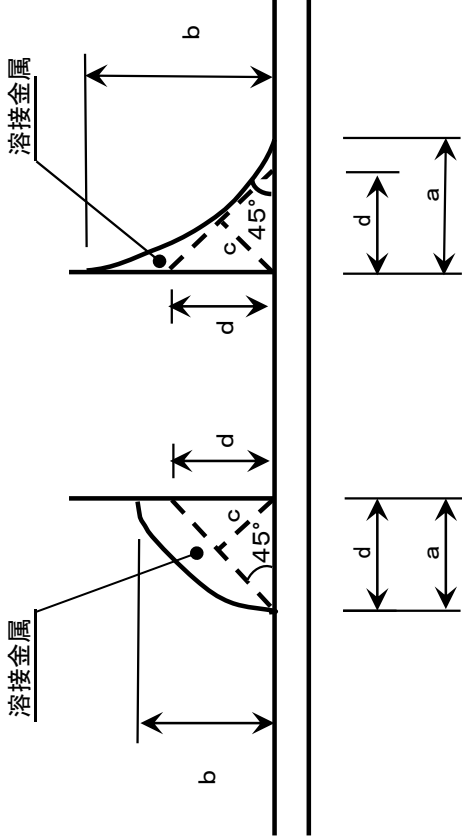
すみ肉溶接出来形管理表

令和 年 月 日

工事名: _____

現場代理人 _____

測定箇所	溶接脚長		のど厚	溶接長	測定箇所	溶接脚長		のど厚	溶接長
	a	b				a	b		
設計値					設計値				
実測値					実測値				
差					差				



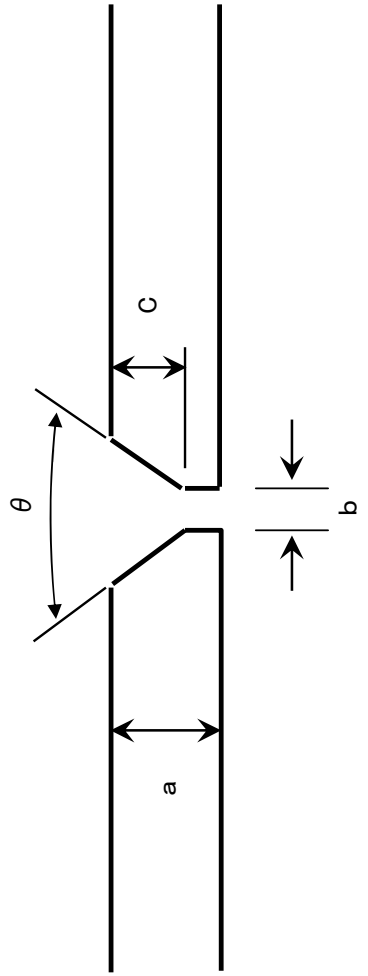
※サイズdの算定について

- 2つの脚長a, bの長さが異なる場合、サイズの算定には、短い脚長を基準に45°の線を引き、これをサイズとする。この場合45°の線はすべて溶融金属中にあること。
- 溶接ビード形状が凹型の場合(左図の右側)、溶接ゲージにより、直接のど厚を計測出来るため、サイズは計測しなくて良い。

突合せ溶接出来形管理表

工事名: _____ 現場代理人: _____

測定箇所	のど厚 a	ルート間隔 b	開先深さ c	開先角度 θ	溶 接 長	測定箇所	のど厚 a	ルート間隔 b	開先深さ c	開先角度 θ	溶 接 長



鉄筋フレア溶接出来形管理表

現場代理人

工事名:

測定箇所	鉄筋径 D	のど厚 a	溶接長	測定箇所	鉄筋径 D	のど厚 a	溶接長

浚渫出来形管理表

現場代理人

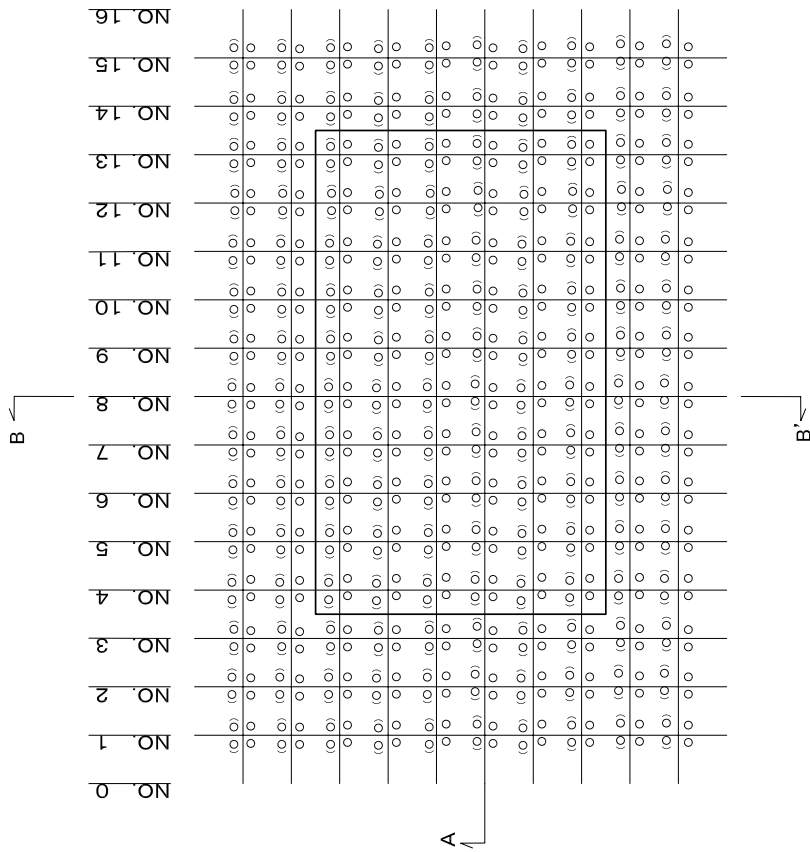
工事名: _____

測点NO.	距離NO.	設計値	測定値	差	No. 00	No. 00	No. 00	No. 00	No. 00	No. 00	No. 00	No. 00	No. 00	No. 00	No. 00
					No. 00	+0.0m	No. 00	No. 00	No. 00	No. 00	No. 00	No. 00	No. 00	No. 00	No. 00
	+00.0m		15.20												
		設計値	15.30												
		測定値	-0.10												
		差													
	+00.0m	設計値													
		測定値													
		差													
	+00.0m	設計値													
		測定値													
		差													
	+00.0m	設計値													
		測定値													
		差													
	+00.0m	設計値													
		測定値													
		差													
	+00.0m	設計値													
		測定値													
		差													
	+00.0m	設計値													
		測定値													
		差													
	+00.0m	設計値													
		測定値													
		差													

浚渫出來形管理図

工事名： _____

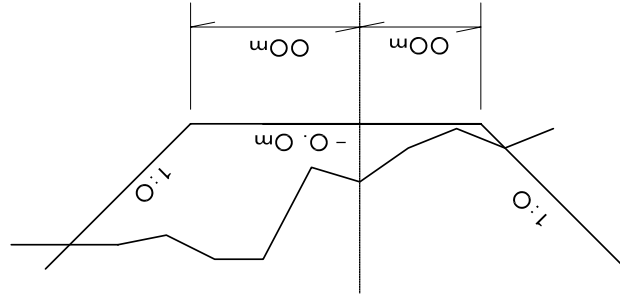
深 淺 図



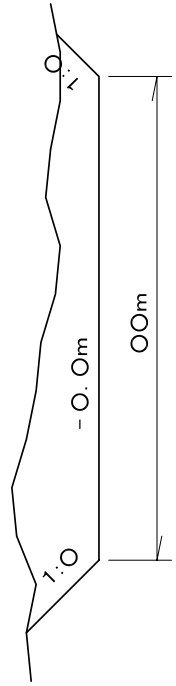
港内側

港外側

B-B'断面



A-A'断面



凡 例
 () : 設計値
 実 数 : 実測値

4. 港湾工事写真管理基準

凡 例

Ⓣ：図面及び特記仕様書

Ⓟ：港湾工事品質管理基準

4. 港湾工事写真管理基準

目 次

1. 共通仮設	
1-1 汚濁防止膜工	4-3
2. 無筋・鉄筋コンクリート	
2-1 レディーミクストコンクリート	4-3
2-2 コンクリートミキサー船	4-3
2-3 現場練りコンクリート	4-3
2-4 運搬打設工	4-5
2-5 暑中コンクリート	4-5
2-6 寒中コンクリート	4-5
2-7 コンクリートの品質管理	4-5
2-8 鉄筋工	4-7
2-9 型枠及び支保工	4-7
2-10 水中コンクリート	4-7
2-11 袋詰コンクリート	4-7
2-12 水中不分離性コンクリート	4-9
2-13 プレパックドコンクリート	4-9
3. 一般施工	
3-1 共通的工種	4-11
3-2 土捨工	4-27
3-3 海上地盤改良工	4-29
3-4 基礎工	4-31
3-5 本體工（ケーソン式）	4-33
3-6 本體工（ブロック式）	4-37
3-7 本體工（場所打式）	4-39
3-8 本體工（捨石・捨ブロック式）	4-41
3-9 本體工（鋼矢板式）	4-43
3-10 本體工（コンクリート矢板式）	4-43
3-11 本體工（鋼杭式）	4-43
3-12 本體工（コンクリート杭式）	4-43
3-13 被覆・根固工	4-45
3-14 上部工	4-47
3-15 付属工	4-49

3-16	消波工	4-51
3-17	裏込・裏埋工	4-51
3-18	陸上地盤改良工	4-53
3-19	土工	4-55
3-20	舗装工	4-55
3-21	維持補修工	4-57
3-22	構造物撤去工	4-57
3-23	仮設工	4-57
3-24	雑工	4-59
3-25	浚渫工	4-61
3-26	埋立工	4-63
3-27	道路舗装工	4-65
3-28	緑地工	4-65

1. 共通仮設

1-1 汚濁防止膜工

工 種	撮影区分	撮影項目	撮 影
			撮 影 箇 所
1. 水質汚濁防止膜	施工管理	取付け、組立て	取付け、組立状況
		設 置	設置状況
		撤 去	撤去状況
	品質管理	カーテンの種類、形状	カーテン
		汚濁防止膜の構造	アンカー、フロート、ワイヤー等
	出来形管理	設置位置	設置状況

2. 無筋・鉄筋コンクリート

2-1 レディーミクストコンクリート

工 種	撮影区分	撮影項目	撮 影
			撮 影 箇 所
	施工管理	材料の貯蔵	セメント、混和材料及び骨材の貯蔵状況
		プラントの設備	全景及び細部
		材料の計量及び練混ぜ	計量及び練混ぜ状況

2-2 コンクリートミキサー船

工 種	撮影区分	撮影項目	撮 影
			撮 影 箇 所
	施工管理	材料の貯蔵	セメント、混和材料及び骨材の貯蔵状況
		プラントの設備	全景及び細部
		材料の計量及び練混ぜ	計量及び練混ぜ状況

2-3 現場練りコンクリート

工 種	撮影区分	撮影項目	撮 影
			撮 影 箇 所
	施工管理	材料の貯蔵	セメント、混和材料及び骨材の貯蔵状況
		プラントの設備	全景及び細部
		材料の計量及び練混ぜ	計量及び練混ぜ状況

基準 撮影時期	注意事項及び説明
組立時、全体及び部分	カーテンの接続、アンカー等の取付状況が判明できるように撮影
設置時 撤去時	作業状況が判明できるよう使用船舶機械を配慮し撮影
組立時、種類及び形状毎	カーテンの種類、規格、形状等が判明できるように撮影
組立時、種類及び形状毎	アンカー、フロート、ワイヤー等の規格形状等が判明できるように撮影
設置完了後	正面、側面等全体の設置状況が判明できるように撮影

基準 撮影時期	注意事項及び説明
貯蔵時	但し、JISマーク表示認証工場の場合は省略。
施工時	
施工時	

基準 撮影時期	注意事項及び説明
貯蔵時	
施工時	
施工時	

基準 撮影時期	注意事項及び説明
貯蔵時	
施工時	
施工時	

2-4 運搬打設工

工種	撮影区分	撮影項目	撮影
			撮影箇所
	施工管理	準備 (※)	打設準備
		運搬 (※)	コンクリートの運搬状況
		打設 (※)	コンクリート打設
		打継目 (※)	レイタンス除去状況
		表面仕上げ (※)	仕上げ状況
		養生 (※)	養生

2-5 暑中コンクリート

工種	撮影区分	撮影項目	撮影
			撮影箇所
	施工管理	施工状況 (※)	セメント、骨材、水の温度の管理状況
			打設面の状況
			打設中及び打設完了後の保護状況

2-6 寒中コンクリート

工種	撮影区分	撮影項目	撮影
			撮影箇所
	施工管理	施工状況 (※)	セメント、骨材、水の温度の管理状況
			打設面の状況
			打設中及び打設完了後の保護状況

2-7 コンクリートの品質管理

工種	撮影区分	撮影項目	撮影
			撮影箇所
	品質管理	試験練り (※)	試験状況、供試体作成及び養生状況
		強度試験 (※)	試験状況
		現場試験 (※)	スランプ、空気量、温度測定状況

基準 撮影時期	注意事項及び説明
打設前	打設面の不純物除去、散水状況等を撮影 但し、JISマーク表示認証工場の場合は省略
運搬時	
打設時	ポンプ、スキップ、シュート、コンベア等の打設方法及び打込状態、締固状態等を撮影
施工時	レイタンス除去状況を撮影
表面仕上げ時	天端均し仕上げ状況を撮影
養生時	打設後（底版、打継各層、天端）の養生状況を撮影

(※) 代表的な1サイクルの撮影で可とする

基準 撮影時期	注意事項及び説明
測定時	2-1レディーミストコンクリートの関連事項を適用する。
打設直前 運搬装置、防護処置等	
打設時及び施工完了時	コンクリートの温度保護を必要とした場合

(※) 代表的な1サイクルの撮影で可とする

基準 撮影時期	注意事項及び説明
測定時	2-1レディーミストコンクリートの関連事項を適用する。
打設直前 運搬装置、防護処置等	
打設時及び施工完了時	コンクリートの温度保護を必要とした場合

(※) 代表的な1サイクルの撮影で可とする

基準 撮影時期	注意事項及び説明
試験時、養生時	但し、JISマーク表示認証工場の場合は省略
試験時	設計基準強度の撮影は σ_{28} のみとする。
供試体作成時	

(※) 品質規定毎に1枚の撮影で可とする

2-8 鉄筋工

工種	撮影区分	撮影項目	撮影
			撮影箇所
	施工管理	棒鋼	保管状況(※)
		鉄筋	保管状況(※)
			組立て及び結束
			吊筋

2-9 型枠及び支保工

工種	撮影区分	撮影項目	撮影
			撮影箇所
	施工管理	型枠(※)	製作及び大組製作の状況
			組立状況
			取外し状況
			型枠清掃状況

2-10 水中コンクリート

工種	撮影区分	撮影項目	撮影
			撮影箇所
	施工管理	打設	打設状況
		打設用機械器具等	打設状況
	出来形管理	出来形の確認	出来形寸法等の測定状況

2-11 袋詰コンクリート

工種	撮影区分	撮影項目	撮影
			撮影箇所
	施工管理	使用船舶機械等	使用船舶、機械等
		袋詰	コンクリート袋詰状況
		設置	設置状況
	出来形管理	出来形の確認	出来形寸法等の測定状況、設置(積上)状態

基準 撮影時期	注意事項及び説明
荷降し後	まくら木の配置、覆いの状態等を撮影
加工後	まくら木の配置、覆いの状態等を撮影
組立時	組立て、結束状態が確認できるように撮影
取付後	

(※) 代表的な1サイクルの撮影で可とする

基準 撮影時期	注意事項及び説明
製作時	
組立時	
取外し時	内枠、外枠、隔壁の取外し状況を撮影
清掃時	

(※) 代表的な1サイクルの撮影で可とする

基準 撮影時期	注意事項及び説明
施工時	2-1レディーミストコンクリート、2-2コンクリートミキサー船、2-3現場練りコンクリート、2-4運搬打設工及び2-9型枠及び支保工の関連事項を適用する。 トレミー、コンクリートポンプ、底開き箱、底開き袋等
施工時	
出来形測定時	

基準 撮影時期	注意事項及び説明
施工時	2-1レディーミストコンクリート、2-2コンクリートミキサー船、2-3現場練りコンクリート、2-4運搬打設工、2-9型枠及び支保工及び2-10水中コンクリートの関連事項を適用する。
施工時	
施工時	
出来形測定時	

2-12 水中不分離性コンクリート

工 種	撮影区分	撮影項目	撮 影
			撮 影 箇 所
	施工管理	打 設	打設状況
		打設用機械器具等	打設状況
	品質管理	各種試験	スランプフロー、圧縮強度、懸濁物質等の試験状況
	出来形管理	出来形の確認	出来形寸法等の測定状況

2-13 プレパックドコンクリート

工 種	撮影区分	撮影項目	撮 影
			撮 影 箇 所
	施工管理	型枠状況一般	型枠組立て、建込状況
		骨材の投入	骨材洗浄、投入状況
		プラントの設備	設備の全景及び細部
		注入管及び検査管	管の配置状況
		モルタル注入	注入状況
	品質管理	各種試験	圧縮強度、フロー値、膨張率、ブリーディング率等の試験状況
	出来形管理	出来形の確認	出来形寸法等の測定状況、岩盤かき均し状況等

基 準	注意事項及び説明
撮 影 時 期	
施工時	2-1レディーミストコンクリート、2-2コンクリートミキサー船、2-3現場練りコンクリート、2-8鉄筋工及び2-9型枠及び支保工の関連事項を適用する。 トレミー、コンクリートポンプ等
施工時	
試験時	
出来形測定時	

基 準	注意事項及び説明
撮 影 時 期	
施工時	2-1レディーミストコンクリート、2-2コンクリートミキサー船、2-3現場練りコンクリート、2-4運搬打設工、2-8鉄筋工及び2-9型枠及び支保工の関連事項を適用する。
施工時	
施工時	
モルタル注入前	配置間隔が判明できるようにテープ等を同時撮影
注入時	注入の状態が判明できるように全景を撮影
試験時	
測定時	

3. 一般施工

3-1 共通の工種

工 種	撮影区分	撮影項目	撮 影
			撮 影 箇 所
1. 排砂管設備工			
1) 排砂管設備	施工管理	排砂管設備	排砂管、零号等設置撤去
2. 土運船運搬工			
1) 土運船運搬	施工管理	土砂の運搬状況	運搬時積載状況
3. 揚土土捨工			
1) バージアンローダ揚土	施工管理	使用船舶機械等	作業現場
2) 空気圧送揚土		バージアンローダ揚土、空気圧送揚土	排砂状況
3) リクレーマ揚土			海洋汚染防止対策
4) バックハウ揚土		リクレーマ揚土、バックハウ揚土	土砂の揚土状況
4. 圧密・排水工			
1) サンドドレーン【海上】	施工管理	使用船舶機器等	杭打船舶機械
			記録計器
			測量櫓等
			砂運搬船舶機械
	品質管理	材料の確認	材 料
			品質試験状況

基 準 撮 影 時 期	注 意 事 項 及 び 説 明
布設撤去の作業時	設置状況が判明できるように撮影
土砂運搬時	運搬経路が判明できる背景を入れて撮影
現地搬入前又は現地搬入時	全景及び数量が判明できるように撮影
排砂時	
余水吐における濁り防止処 置、設置及び状態	㊦の内容に対応させる。
揚土作業時	
組立完了後船舶機械毎打設 打設時	
測量中、櫓等毎 運搬中	
現場搬入時（種類、品質及 び形状寸法の異なる毎）	
試験時	

工 種	撮影区分	撮影項目	撮 影
			撮 影 箇 所
【陸上】	施工管理	使用施工機械	クローラクレーン
		その他	発動発電機
		施工状況	作業状況
	品質管理	材料の確認	品質試験状況 材料置場
2) 敷 砂 3) 敷砂均し	施工管理	使用船舶機械等	運搬船舶機械 均し船舶機械
		その他	海洋汚染防止対策 飛砂防止対策
		品質管理	材料の確認
	出来形管理	出来形の確認	測定状況
4) 載荷土砂	施工管理	使用船舶機械等	砂運搬船、機械 排砂管設備 浚渫船（採取船）
		その他	海洋汚染防止対策
		品質管理	材料の確認
	出来形管理	出来形の確認	測定状況
5) ペーパードレーン			
6) グラベルマット	施工管理	使用船舶機械等	運搬及び均し（船舶）機 械
		施工状況	碎石投入状況 碎石均し状況
		その他	海洋汚染防止対策
	品質管理	材料の確認	材 料 品質試験状況
出来形管理	出来形の確認	測定状況	
7) グラベルドレーン	施工管理	使用施工機械	クローラクレーン
		その他	アースオーガマシン、 リーダーオーガ、発動発 電機、コンプレッサ、ト ラクターショベル
		施工状況	作業状況
	品質管理	材料の確認	品質試験状況 材料置場

基準	注意事項及び説明
撮影時期	
現場搬入時、組立時、機械毎	全 景
現場搬入時、組立時、機械毎	全 景
施工時	全 景
試験時	全 景
現場搬入時	全 景
投入時	全景が判明できるように撮影
均し作業時	均し用具は、作業前に撮影
対策を講じた時	
対策を講じた時	
現場搬入時（種類、品質及び形状寸法の異なる毎）	
試験時	
測定時	全景については、位置が判明できる背景を入れる。
運搬時、船舶機械毎	
敷設時	
排砂中	
浚渫中	
対策を講じた時	
現場搬入時（種類、品質及び形状寸法の異なる毎）	
試験時	
測定時	全景については、位置が判明できる背景を入れる。
	3-1-4圧密・排水工 1) サンドドレーンを適用する。
施工時	全景が判明できるように撮影 均し用具は、作業前に撮影
投入時、規格毎及び作業機	
規格及び作業機械・船種毎	
対策を講じた時	
現場搬入時（種類、品質及び形状寸法の異なる毎）	
試験時	
測定時	全景については、位置が判明できる背景を入れる。
現場搬入時、組立時、機械毎	全 景
現場搬入時、組立時、機械毎	全 景
施工時	全 景
試験時	全 景
現場搬入時	全 景

工 種	撮影区分	撮影項目	撮 影
			撮 影 箇 所
5. 締固工			
1) ロッドコンパクション	施工管理	使用施工機械	振動体（バイブロ）
		その他	ロッド、リーダー、トラクターショベル、発動発電機、ショベルローダー
		施工状況	作業状況
	品質管理	材料の確認	品質試験状況 材料置場
2) サンドコンパクションパイル 【海上】	施工管理	使用船舶機器等	杭打船舶機械
			記録計器
			測量檣等
	品質管理	材料の確認	砂運搬船舶機械 材 料
【陸上】	施工管理	使用施工機械	クロークレーン
		その他	リーダー、発動発電機、コンプレッサ、トラクターショベル
		施工状況	
	品質管理	材料の確認	材料置場 品質試験状況
3) 盛上土砂撤去	施工管理	使用船舶機械等	使用船舶、機械等
		施工状況	撤去状況
		その他	海洋汚染防止対策
	出来形管理	出来形の確認	測定状況
4) 敷 砂			
5) 敷砂均し			
6. 固化工			
1) 深層混合処理杭	施工管理	使用船舶機器等	改良船、材料運搬船、潜水士船、引船、揚錨船
			施工状況
		障害物撤去状況	
		改良杭打設状況	
		海洋汚染防止対策	
	改良船計器類 代表的計器		
品質管理	材料の確認	固化材料 品質管理試験状況	

基準 撮影時期	注意事項及び説明
現場搬入時、組立時、機械毎	全 景
現場搬入時、組立時、機械毎	全 景
施工時	全 景
試験時	全 景
現場搬入時	全 景
組立完了後船舶機械毎打設時	
打設時	
測量中、櫓等毎	
運搬中	
現場搬入時（種類、品質及び形状寸法の異なる毎）	
試験時	
現場搬入時、組立時、機械毎	全 景
現場搬入時、組立時、機械毎	全 景
施工時	全 景
現場搬入時	全 景
試験時	全 景
施工時	使用機械器具が判明できるように撮影
撤去中	
対策を講じた時	
測定時	
	3-1-4圧密・排水工 2) 敷砂、3) 敷砂均しを適用する。
搬入時、船舶機械毎	
測量櫓設置時、改良船位誘導時	
障害物調査、撤去時	
試験杭打時、作業時	
対策を講じた時	
計測時	
現場搬入時、材料毎	
試験時、試験種類毎	

工 種	撮影区分	撮影項目	撮 影
			撮 影 箇 所
2) 盛上土砂撤去			
3) 敷 砂			
4) 敷砂均し			
5) 事前混合処理	施工管理	使用船舶機器等	主要船舶機械
		材料の貯蔵	貯蔵状況
		プラントの設備	全景及び細部
		施工状況	混合処理状況 処理土運搬状況 処理土投入状況
	品質管理	材料の確認	固化材料 品質管理試験状況
	6) 表層固化処理	施工管理	使用船舶機器等
材料の貯蔵			貯蔵状況
プラントの設備			全景及び細部
施工状況			配合状況 固化処理状況
品質管理		材料の確認	固化材料 配合試験状況 品質管理試験状況
7. 洗掘防止工			
1) 洗掘防止	施工管理	マット類の確認	補強材セット状況
			アスファルトコンクリート打設状況
			搬入仮置
			アンカー取付け、加工運 搬
	敷設状況	敷設状況と使用船舶機械	
出来形管理	出来形の確認	敷設位置、重ね幅、延長及びジョイントの確認	
8. 中詰工			
1) 砂・石材中詰	施工管理	使用船舶機械等	運搬船等
		投 入	投入状況
		均 し	均し状況
		締固め	締固め状況
	品質管理	品質試験	品質試験状況
	出来形管理	材料の確認	材料及び作業船等
出来形管理	出来形の確認	測定状況	
2) コンクリート中詰			
3) プレパックドコンクリート中詰			

基準 撮影時期	注意事項及び説明
	3-1-5締固工 3) 盛上土砂撤去を適用する。
	3-1-4圧密・排水工 2) 敷砂、3) 敷砂均しを適用する。
搬入時、船舶機械毎	使用する船舶機械の種類が判明できるように撮影
貯蔵時	
施工時	
混合作業時	
運搬時	
投入時	
現場搬入時、材料毎	
試験時、試験種類毎	
搬入時、船舶機械毎	使用する船舶機械の種類が判明できるように撮影
貯蔵時	
施工時	
施工時	
施工時	
現場搬入時、材料毎	
試験時	
試験時、試験種類毎	
施工時	作業状況が判明できるように撮影
アスファルトコンクリート 打設時	
搬入仮置時	
取付加工時	
運搬時	
敷設時	
敷設完了時	確認箇所が判る背景を入れる。
施工時	作業状況が判明できるように撮影
施工時	
施工時	
施工時	
試験項目毎	
搬入時に適宜	テープ等を同時撮影
均し完了後	中詰材の天端とケーソン天端との高低差が判明できるようにテープ等を同時撮影
	2. 無筋・鉄筋コンクリートの関連事項及び3-1-8 1) 砂・石材中詰を適用する。
	2. 無筋・鉄筋コンクリートの関連事項及び3-1-8 1) 砂・石材中詰を適用する。

工 種	撮影区分	撮影項目	撮 影
			撮 影 箇 所
9. 蓋コンクリート工			
1) 蓋コンクリート	施工管理	使用船舶機械等	コンクリートミキサー船及び付属船
		ルーフィング敷設	中詰上面
	品質管理		
	出来形管理	出来形の確認	測定状況
10. 蓋ブロック工			
1) 蓋ブロック製作	施工管理	ヤード等	ヤード及び設備
		使用船舶機械等	クレーン等
		函 台	製作函台
	品質管理		
	出来形管理	鉄 筋	組立てかぶり
		型 枠	組立完了
		コンクリート	形状寸法、外観
		完 成	完成品
		仮置状況	
2) 蓋ブロック据付	施工管理	使用船舶機械等	起重機船、台船等
		据付作業	据付作業状況
	出来形管理	出来形の確認	測定状況
3) 間詰コンクリート	施工管理	使用船舶機械等	コンクリートミキサー船及び付属船
		ルーフィング敷設	中詰上面
	品質管理		
11. 鋼矢板工			
1) 先行掘削	施工管理	掘 削	掘削状況
2) 鋼矢板	施工管理	矢板の保管	保管状況
		矢板の積込み	吊上げ及び積込状況
		矢板の運搬	運搬状況
		導材の設置	導材の設置状況
		矢板の建込み	建込状況（位置出し、吊込み、建込み等）
		矢板の打込み	打込状況
			ハンマーの種類、型式等 打込記録中
		継ぎ手部の離脱	飛油、騒音防止対策 離脱箇所

基準 撮影時期	注意事項及び説明
コンクリート打設前	・コンクリートミキサー船及び付属船の形状が判るように前方、側面からそれぞれ撮影 ・作業状況が判明できるように撮影
コンクリート打設前	
	2-7コンクリートの品質管理を適用する。
打設完了後	蓋コンクリートの施工天端とケーソン又はセルラーブロックの天端との差が判明できるようにテープ等を同時撮影
着工時全景	3-5-1ケーソン製作工の関連事項を適用する。
施工時	
着工時	
	2-7コンクリートの品質管理を適用する。
組立完了時	3-5-1ケーソン製作工の関連事項を適用する。
組立確認時	
打設後	番号等を入れて撮影
完成時	個数が確認できれば1枚に複数入れて撮影（全個数確認必要枚数撮影）
仮置時	積重ね段数が判明できるように撮影
施工時	使用する船舶機械等が判明できるように撮影
据付時	据付作業が判明できるように撮影
測定時	据付の全体が判明できるように撮影
コンクリート打設前	3-1-9蓋コンクリート工の関連事項を適用する。
コンクリート打設前	
	2-7コンクリートの品質管理を適用する。
施工時	
保管時	全景及びまくら木、くさび等の変形、転落防止措置を撮影
施工時	使用機械器具、積込方法が判明できるように撮影
施工時	荷くずれ防止措置、台船への積載状況、使用船舶機械等が判明できるように撮影
施工時	使用材料及び船舶機械、導枠の構造が判明できるように撮影
施工時	作業状況が判明できるように撮影
施工時	杭打船等の全景、打込み方法、順序等が判明できるように撮影
適宜	
測定時	
対策を講じた時	飛油対策、騒音防止対策等を行った場合
離脱が有った時	離脱部の状況が判明できるように撮影すること。

工 種	撮影区分	撮影項目	撮 影
			撮 影 箇 所
	品質管理	矢板の規格、外観、形状寸法	観察、測定状況
	出来形管理	出来形の確認	測定作業状況
12. 控 工			
1) 控鋼矢板 2) 控鋼管 3) 腹 起 4) タイ材	施工管理	腹起しの取付け	取付け及び締付状況
		タイロッド受杭	
		タイロッド、タイワイヤーの組立て、取付け プレキャストコンクリート控壁 控杭、控矢板 控頂部コンクリート、場所打コンクリート控壁	組立て及び取付状況
	品質管理	腹起し材、タイロッド、タイワイヤーの規格、外観、形状寸法	観察、測定状況
		タイロッド、タイワイヤーの試験杭、矢板の品質、コンクリートの品質	引張試験の状況
出来形管理	出来形の確認	測定状況、完成状況	
13. 鋼杭工			
1) 先行掘削			
2) 鋼 杭	施工管理	杭の保管	保管状況
		杭の積込み	吊上げ及び積込状況
		杭の運搬	運搬状況
		導材の設置	導材の設置状況
		杭の建込み	建込状況（位置出し、吊込み、建込み等）
		杭の打込み	打込状況
	ハンマーの種類、型式等 打込記録中 飛油、騒音防止対策		
	品質管理	杭の規格、外観、形状寸法	観察、測定状況
出来形管理	出来形の確認	測定作業状況	
14. コンクリート杭工			
1) コンクリート杭			

基準 撮影時期	注意事項及び説明
観察、測定時	種類、形状寸法が変る毎にテープ等を同時撮影
施工時及び打込完了時	
施工時及び完了時	
施工時	3-1-11鋼矢板工を適用する。 3-1-11鋼矢板工を適用する。 3-6本体工（ブロック式）を適用する。 3-14-1上部コンクリート工を適用する。
観察、測定時	種類、形状寸法が変る毎にテープ等を同時撮影
試験時	3-1-11鋼矢板工を適用する。 3-14-1上部コンクリート工を適用する。
施工時及び取付完了時	
保管時	3-1-11鋼矢板工 1) 先行掘削を適用する。 全景及びまくら木、くさび等の変形、転落防止措置を撮影
施工時	使用機械器具、積込方法が判明できるように撮影
施工時	荷くずれ防止措置、台船への積載状況、使用船舶機械等が判明できるように撮影
施工時	使用材料及び船舶機械、導枠の構造が判明できるように撮影
施工時	作業状況が判明できるように撮影
施工時 適宜 測定時	杭打船等の全景、打込み方法、順序等が判明できるように撮影
対策を講じた時	飛油対策、騒音防止対策等を行った場合
観察、測定時	種類、形状寸法が変る毎にテープ等を同時撮影
施工時及び打込完了時	
	3-1-13鋼杭工 2) 鋼杭を適用する。

工 種	撮影区分	撮影項目	撮 影
			撮 影 箇 所
15. 防食工			
1) 電気防食	施工管理	使用船舶機械等	曳船、台船、潜水土船、溶接機等
		製品（陽極）	取付陽極
		取付け（陽極）	取付状況
		（電位測定装置）	設置状況
	品質管理	形状寸法	測定状況
	出来形管理	出来形の確認（陽極）	取付完了状態
（電位測定装置）		電位測定	
2) FRPモルタル被覆	施工管理	使用船舶機械等	曳船、台船、潜水土船、溶接機等
		施工状況	モルタル注入
		製品（FRP）	
		施工状況	設置状況
	品質管理	形状寸法	測定状況
	出来形管理	出来形の確認	被覆防食完了状態
(素地調整)	施工管理	使用機械	コンプレッサー、ケレン工具等
		施工状況	作業状況
	出来形管理	完 成	完成全景
(モルタル工)	施工管理	使用機械	モルタルポンプ、発電機等
		施工状況	作業状況
	出来形管理	出来形の確認	測定状況
		完 成	完成全景
3) ペトロラタム被覆	施工管理	使用船舶機械等	曳船、台船、潜水土船、溶接機等
		製品（FRP等）	
		施工状況	設置状況
	品質管理	形状寸法	測定状況
	出来形管理	出来形の確認（陽極）	被覆防食完了状態
		（電位測定装置）	電位測定
(素地調整)	施工管理	使用機械	コンプレッサー、ケレン工具等
		施工状況	作業状況
	出来形管理	完 成	完成全景
(防食工)	施工管理	使用機械	取付用工具
		施工状況	作業状況
	出来形管理	出来形の確認	測定状況
		完 成	完成全景

基準 撮影時期	注意事項及び説明
取付時	使用する船舶機械等が判明できるように撮影
取付前	取付陽極の部分（1組）及び取付陽極全体
取付時	取付状況（水中写真）
取付時	測定用端子の設置状況
測定時	
取付完了時	潜水士船または潜水士による確認検査状況
測定時	電位差測定の状態
取付時	使用する船舶機械等が判明できるように撮影
施工時	
取付前、取付後	
取付時	F R P 被覆材の設置状況
測定時	
取付完了時	完了の部分（1箇所）及び正面全体と延長方向を撮影
施工時	使用機械器具が判明できるように撮影
施工時	
完成時	
施工時	使用機械器具が判明できるように撮影
施工時	
測定時	
完成時	
取付時	使用する船舶機械等が判明できるように撮影
取付前、取付後	
取付時	F R P 等保護材の設置状況
測定時	
取付完了時	完了の部分（1箇所）及び正面全体と延長方向を撮影
測定時	電位差測定の状態
施工時	使用機械器具が判明できるように撮影
施工時	
完成時	
施工時	使用機械器具が判明できるように撮影
施工時	
測定時	
完成時	

工 種	撮影区分	撮影項目	撮 影
			撮 影 箇 所
4) コンクリート被覆	施工管理	使用船舶機械等	曳船、台船、潜水土船、溶接機等
		被覆防食の作業状況	施工状況
5) 防食塗装	出来形管理	出来形の確認	被覆防食完了状態
	施工管理	使用船舶機械等	曳船、台船、潜水土船、溶接機等
16. 路床工	出来形管理	塗 装	施工状況
		出来形の確認	塗装完了状態
1) 不陸整正	施工管理	路 床	施工状況
17. コンクリート舗装工			
1) 下層路盤 2) 上層路盤	施工管理	路 盤	路盤材料均し、転圧、締固め
	品質管理	材料の確認	試験及び検査
	出来形管理	出来形の確認	測定状況
3) コンクリート舗装 4) 目 地 5) 小口止め	施工管理	コンクリート舗装、目地	型枠据付時の路盤確認
			型枠組立て、組外し
			コンクリート運搬及び打設
	品質管理	小口止め	締固め及び表面仕上げ
ダウエルバー、タイバー、目地材及び鉄網の設置			
出来形管理	材料の確認	養生	
		施工状況	
18. アスファルト舗装工	品質管理	材料の確認	試験及び検査
			出来形管理
1) 下層路盤 2) 上層路盤	出来形管理	出来形の確認	測定状況
			施工管理
品質管理	材料の確認	タックコート、プライムコート散布	
		出来形管理	出来形の確認
出来形管理	出来形の確認		
		出来形管理	出来形の確認

基準 撮影時期	注意事項及び説明
施工時	使用する船舶機械等が判明できるように撮影
施工時 完了時	完了の部分（1箇所）及び正面全体と延長方向を撮影
施工時	使用する船舶機械等が判明できるように撮影
施工時、各層毎 完了時	完了の部分（1箇所）及び正面全体と延長方向を撮影
施工時	
上層、下層作業中	
試験及び検査時	主要資材については㉔の項目による試験及び検査の状況が判明できるように撮影
測定時 施工時	路盤の厚さが判明できるように撮影 各作業が判明できるように撮影
施工時 試験及び検査時	主要資材については㉔の項目による試験及び検査の状況が判明できるように撮影 2-7コンクリートの品質管理を適用する。
測定時	コンクリート舗装の鉄網、目地及び舗設厚さが判明できるように撮影
	3-1-17コンクリート舗装工 1) 下層路盤、2) 上層路盤を適用する。
施工時	各作業が判明できるように撮影
試験及び検査時	主要資材については㉔の項目による試験及び検査の状況が判明できるように撮影
測定時	舗設厚さが判明できるように撮影

工 種	撮影区分	撮影項目	撮 影
			撮 影 箇 所
19. 植生工			
1) 張 芝 2) 筋 芝	施工管理	使用機械器具等	転圧機械、打固め器具等
		施工状況	材料の管理 土の敷均し、肥料の散布 状況
			芝の張付け
	品質管理 出来形管理	使用材料 植生状況	土、芝、肥料 施工前区域 完成区域
3) 播 種 4) 種子吹付	施工管理	使用機械器具等	整地、鎮圧、散布機械等
		施工状況	材料の管理 種子の播き付け、土の敷 均し等
	品質管理	使用材料	土、種子、肥料、土壌改 良剤、養生剤等
	出来形管理	植生状況	施工前区域
完成区域			
5) 植 栽	施工管理	使用機械器具等	掘削機械、締固め器具
		施工状況	運搬機械、材料管理 土の敷均し、肥料の散布 状況
			根回し、運搬、植穴、植 付け、名札等の状況
	品質管理	使用材料	土、肥料等 樹 木
出来形管理	植樹状況	施工前区域 完成区域	

3-2 土捨工

工 種	撮影区分	撮影項目	撮 影
			撮 影 箇 所
1. 排砂管設備工			
2. 土運船運搬工			
3. 揚土土捨工			

基準 撮影時期	注意事項及び説明
搬入時	使用機器の規格、形状等が判明できるように撮影
施工時	材料の管理状況が判明できるように撮影
施工時	土の敷均し厚、肥料の散布状況が判明できるように撮影
施工時	剥離しやすい箇所の固定、ローラ等による鎮圧状況が判明できるように撮影
搬入時 施工前、全体区域及び部分 施工完了後、全体区域及び部分	芝、肥料の種類、土の性状等が判明できるように撮影 全体区域、部分的に施工前及び完成の状況が判明できるように撮影
搬入時	使用機器の規格、形状等が判明できるように撮影
施工時	材料の管理状況が判明できるように撮影
施工時、工程毎	作業状況が判明できるように撮影
搬入時	種子、肥料等材料の種類、品質が判明できるように撮影
施工前、全体区域及び部分	全体区域、部分的に施工前及び完成の状況が判明できるように撮影
施工完了後、全体区域及び部分	全体区域、部分的に施工前及び完成の状況が判明できるように撮影
搬入時	使用機器の規格、形状が判明できるように撮影
	材料の管理状況が判明できるように撮影
施工前	土の敷均し、肥料の散布状況が判明できるように撮影
施工時、工程毎	植樹の施工状況が判明できるように撮影
搬入時	土の性状、肥料の種類が判明できるように撮影
搬入時、種類毎	樹木の形状が判明できるように撮影
施工前、全体区域及び部分 施工完了後、全体区域及び部分	全体区域、部分的に施工前及び完成状況が判明できるように撮影

基準 撮影時期	注意事項及び説明
	3-1-1排砂管設備工を適用する。
	3-1-2土運船運搬工を適用する。
	3-1-3揚土土捨工を適用する。

3-3 海上地盤改良工

工 種	撮影区分	撮影項目	撮 影
			撮 影 箇 所
1. 床掘工			
1) ポンプ床掘	施工管理	使用船舶機械等	作業現場
		床 掘	床掘位置測量状況
			中継船設置、撤去
		障害物除去	床掘状況
			障害物積込状況 運搬船に積込まれた状態
	障害物捨込状況		
出来形管理	出来形の確認	測定状況	
2) グラブ床掘 3) 硬土盤床掘 4) 砕岩床掘 5) バックホウ床掘	施工管理	使用船舶機械等	作業現場
		床 掘	床掘位置測量状況
			床掘状況
		障害物除去	土質状況
			障害物積込状況 運搬船に積込まれた状態
	障害物捨込状況		
出来形管理	出来形の確認	測定状況	
2. 排砂管設備工			
3. 土運船運搬工			
4. 揚土土捨工			
1) 土砂掘削			
2) 土砂盛土			
5. 置換工			
1) 置換材 2) 置換材均し	施工管理	使用船舶機械等	運搬船舶機械
			均し船舶機械
		その他	海洋汚染防止対策 飛砂防止対策
	品質管理	材料の確認	材 料
			品質試験状況
	出来形管理	出来形の確認	測定状況
6. 圧密・排水工			
7. 締固工			
8. 固化工			

基準 撮影時期	注意事項及び説明
現地搬入前又は現地搬入時	全景及び数量が判明できるように撮影
測量時 設置撤去の作業時	法線又は区域標識を入れる。
浚渫作業時、作業船毎 積込時	床掘位置が判明できる背景を入れる。
積込完了時、運搬毎適宜	運搬個数が判明できるように撮影、或いは障害物の大きさが判明できるようにテープ等を同時に撮影、など障害物の状況に応じ撮影
捨込時	
測量作業時 現地搬入前又は現地搬入時	全景については、位置が判明できる背景を入れる。 全景及び数量が判明できるように撮影。
測量時	法線又は区域標識を入れる。
床掘作業時、作業船毎	船団の配置及び床掘位置が判明できる背景を入れる。
床掘作業時 積込時	位置、深度又は層を明記する。
積込完了時、運搬毎適宜	運搬個数が判明できるように撮影、或いは障害物の大きさが判明できるようにテープ等を同時に撮影、など障害物の状況に応じ撮影
捨込時	
測量作業時	全景については、位置が判明できる背景を入れる。
	3-1-1排砂管設備工を適用する。
	3-1-2土運船運搬工を適用する。
	3-1-3揚土土捨工を適用する。
	3-17-3裏埋土工 1) 土砂掘削を適用する。
	3-17-3裏埋土工 2) 土砂盛土を適用する。
投入時	全景が判明できるように撮影
均し作業時	均し用具は、作業前に撮影
対策を講じた時	
対策を講じた時	
現場搬入時（種類、品質及び形状寸法の異なる毎）	
試験時	
測定時	全景については、位置が判明できる背景を入れる。
	3-1-4圧密・排水工 1) サンドドレーン、2) 敷砂、3) 敷砂均し、4) 載荷土砂、5) ペーパードレーンを適用する。
	3-1-5締固工 2) サンドコンパクションパイル、3) 盛上土砂撤去、4) 敷砂、5) 敷砂均しを適用する。
	3-1-6固化工 1) 深層混合処理杭、3) 敷砂、4) 敷砂均しを適用する。

3-4 基礎工

工 種	撮影区分	撮影項目	撮 影
			撮 影 箇 所
1. 基礎盛砂工			
1) 盛 砂 2) 盛砂均し	施工管理	使用船舶機械等	運搬船舶機械 均し船舶機械
		その他	海洋汚染防止対策
	品質管理	材料の確認	材 料
			品質試験状況
出来形管理	出来形の確認	測定状況	
2. 洗掘防止工			
3. 基礎捨石工			
1) 基礎捨石 2) 捨石本均し 3) 捨石荒均し	施工管理	準備、仮設	ストックヤード、仮設道路等
		陸上運搬	ストック、積込み、運搬状況
		捨石投入	投入状況
		捨石均し	均し状況
	品質管理	材料試験	試験状況
		材料の確認	産地・規格毎
	出来形管理	出来形の確認	測量状況
4. 袋詰コンクリート工			
5. 基礎ブロック工			
1) 基礎ブロック製作	施工管理	ヤード等	ヤード及び設備
		使用船舶機械等	クレーン等
		函 台	製作函台
	品質管理		
	出来形管理	鉄 筋	組立てかぶり
		型 枠	組立完了
		コンクリート	形状寸法、外観
完 成		完成品	
		仮置状況	
2) 基礎ブロック据付	施工管理	使用船舶機械等	起重機船、台船等
		据付作業	据付作業状況
	出来形管理	出来形の確認	測定状況
6. 水中コンクリート工			
7. 水中不分離性コンクリート工			

基準 撮影時期	注意事項及び説明
投入時	全景が判明できるように撮影
均し作業時	均し用具は、作業前に撮影
対策を講じた時	
現場搬入時（種類、品質及び形状寸法の異なる毎）	
試験時	
測定時	全景については、位置が判明できる背景を入れる。 3-1-7洗掘防止工を適用する。
仮設道路、ストックヤード 使用前後	
運搬時	使用機械作業状況等が判明できるように撮影
投入時、捨石規格毎及び作業船種毎	
規格及び作業船毎	
試験時	公的機関が実施する場合は省略できる。
搬入時	スタッフ、テープ等を同時撮影
測量作業時	
	2-11袋詰コンクリートを適用する。
着工時全景	ヤード全景及び設備が判明出来るように撮影
施工時	使用する機械等の種類が判明できるように撮影
着工時	
	2-7コンクリートの品質管理を適用する。
組立完了時	3-5-1ケーソン製作工の関連事項を適用する。
組立確認時	函台、函台の平坦性（敷砂等）及び剥離材（ルーフィング等）敷設状況の撮影
打設後	番号等を入れて撮影
完成時	個数が確認できれば1枚に複数入れて撮影（全個数確認必要枚数撮影）
仮置時	積重ね段数が判明できるように撮影
施工時	使用する船舶機械等が判明できるように撮影
据付時	据付作業が判明できるように撮影
目地測定時及び法線出入の測定時	据付の全体が判明できるように撮影
	2-10水中コンクリートを適用する。
	2-12水中不分離性コンクリートを適用する。

3-5 本體工（ケーソン式）

工 種	撮影区分	撮影項目	撮 影
			撮 影 箇 所
1. ケーソン製作工			
1) ケーソン製作用 台船	施工管理	使用船舶機械等	フローティングドック、 引船、起重機船、運搬 船、クレーン運搬機械等
		ヤード等	ヤード及び設備
2) 底 面	施工管理	函 台	製作函台
3) マット	施工管理	摩擦増大用マット類 の確認（※1）	補強材セット状況
			アスファルトコンクリート 打設状況
	搬入仮置 アンカー取付け、加工 運 搬		
		摩擦増大用マット敷 設状況	敷設状況と使用船舶機械
	出来形管理	摩擦増大用マット出 来形の確認	敷設位置、重ね幅、延長 及びジョイントの確認
4) 支 保			
5) 足 場	施工管理	足 場（※1）	組立状況
			昇り足場設置状況
			壁継ぎ設置状況
			足場スペースの確保状況 解体状況
6) 鉄 筋	施工管理		
	出来形管理	鉄 筋	組立て
			底 版
			フーチング
			外壁（側壁）
			隔 壁
ハンチ部			
吊筋等 かぶり			
7) 型 枠	施工管理		
	出来形管理	型 枠（※1）	組立て
			底版
			フーチング
			外壁（側壁）
			隔 壁
			ハンチ部
8) コンクリート	施工管理		
	品質管理		
	出来形管理	コンクリート	形状寸法、外観（※2）
完 成		完成品全景	

基準 撮影時期	注意事項及び説明
施工時	使用する船舶、機械の種類が判明できるように撮影
着工時全景	ヤード全景及び設備が判明できるように撮影
着工時及び施工時	函台、函台の平坦性（敷砂等）及び剥離材（ルーフィング等）の敷設状況の撮影
作業中、完了時	作業状況が判明できるように撮影
アスファルトコンクリート 打設時	
搬入仮置時	
取付加工時	
運搬時	
敷設時	
敷設完了時	
	2-9型枠及び支保工を適用する。
組立時	内足場及び外足場の組立状況を撮影
同上	足場の構造、安全ネット等が判明できるように撮影
同上	
同上	
解体時	
	2-8鉄筋工を適用する。
組立段階確認時	組立完了状況が判明できるように撮影
組立段階確認時	
各層 組立段階確認時	
各層 組立段階確認時	
上段 組立段階確認時	
上段 組立段階確認時	
各層 組立段階確認時	鉄筋と型枠の間隔が判明できるように撮影
	2-9型枠及び支保工を適用する。
組立段階確認時	組立完了状況が判明できるように撮影
組立段階確認時	
各層 組立段階確認時	
各層 組立段階確認時	
上段 組立段階確認時	
	2-4運搬打設工を適用する。
	2-7コンクリートの品質管理を適用する。
打設後、各層	打設完了状況が判明できるように撮影
完成時、各函毎	ケーソン番号、吃水マーク等を入れて撮影

（※1）同一形状のケーソン毎に代表的な1サイクルの撮影で可とする

（※2）形状寸法は出来形管理基準の測定密度以上、外観は全段階・全数の撮影とする

工 種	撮影区分	撮影項目	撮 影
			撮 影 箇 所
2. ケーソン進水据付工			
1) バラスト	施工管理	バラスト投入	バラスト材投入状況
2) 止水板	施工管理	止水板	止水板の設置状況
3) 上 蓋	施工管理	蓋(ネットを含む。)	蓋の設置状況
4) 進 水	施工管理	進 水	進水方法
			進水設備
			進水状況
5) 仮 置	施工管理	使用船舶機械等	起重機船、発電機、ポンプ等設置状況
		仮置作業	沈設状況
	出来形管理 (係留の場合)	仮置完了	沈設完了状況
		係留完了	係留完了状況
6) 回航・えい航	施工管理	蓋の設置状況	完了状況
		使用船舶	引船全景
		えい航・回航用ロープ	取付状況及び、吊具取付状況
		えい航・回航	えい航・回航姿勢
	寄港避難	寄港及び避難の状況	
出来形管理	えい航・回航完了	完了(目的地着)状況	
7) 据 付	施工管理	使用船舶機械等	起重機船、発電機、ポンプ等配置状況
		据付作業	据付作業状況
		据付位置	前面又は背面の確認
	出来形管理	出来形の確認	据付完了状況
		据付目地	据付完了状況
据付法線の出入		据付完了状況	
3. 中詰工			
4. 蓋コンクリート工			
5. 蓋ブロック工			

基 準 撮 影 時 期	注意事項及び説明
投入時	バラスト投入方法及び材料が判明できるように撮影
進水時	曳航の場合で蓋の取付状況又は取付完了状態を撮影
進水時	曳航の場合で蓋の取付状況又は取付完了状態を撮影
進水時	斜路式、ドライドック、FD、吊降し等の方法が判明できるように撮影
進水時	設備（吊降しの場合、起重機船、吊具を含む。）が判明できるように撮影
進水時	漏水がある場合は漏水状況及び処置状況を撮影
進水（吊上げ）完了時	計画吃水であることが確認できるように撮影
設置時	使用する船舶機械等の種類が判明できるように撮影
仮置時	沈設作業（注水を含む。）が判明できるように撮影
仮置時	係留作業（係留アンカーを含む。）が判明できるように撮影
完了時、各函毎	沈設仮置完了状態が判明できるように撮影
完了時、各函毎	係留完了状態（係留ロープを含む。）が判明できるように撮影
完了時、各函毎	
えい航開始時	形象物等が判明できるように撮影
えい航開始時	えい航・回航用ロープの取付位置及び状況について撮影
えい航・回航時	えい航・回航の姿勢が判明できるように撮影
寄港時及び避難時、各函毎	途中寄港した場合には、その係留等の状態が判明できるように撮影
えい航・回航完了時	えい航・回航が完了したことが判明できるように撮影（付近の背景を同時撮影）
施工時	使用する船舶機械等が判明できるように撮影
据付時、各函毎	据付作業が判明できるように撮影
据付時、各函毎	配筋が非対象の場合に適用する。
完了時	据付完了が判明できるように撮影
完了時	代表的な部分を撮影
完了時	完成法線が判明できるように撮影（延長方向へ撮影）
	3-1-8中詰工を適用する。
	3-1-9蓋コンクリート工を適用する。
	3-1-10蓋ブロック工を適用する。

3-6 本體工（ブロック式）

工 種	撮影区分	撮影項目	撮 影
			撮 影 箇 所
1. 本體ブロック製作工			
1) 底 面	施工管理	ヤード等	ヤード及び設備
		使用船舶機械等	クレーン等
		函 台	製作函台
2) 足 場	施工管理	足 場	組立て 解体
3) 鉄 筋	施工管理	鉄 筋	組立て 底 盤 フーチング 壁 ハンチ部 吊筋等 かぶり
	出来形管理		
4) 型 枠	施工管理	型 枠	組立完了
	出来形管理		
5) コンクリート	施工管理	コンクリート 完 成	形状寸法、外観 完成品 仮置状況
	品質管理		
	出来形管理		
2. 本體ブロック据付工			
1) 本體ブロック据付	施工管理	使用船舶機械等 据付作業	起重機船、台船等 据付作業状況
	出来形管理	出来形の確認	測定状況
3. 中詰工			
4. 蓋コンクリート工			
5. 蓋ブロック工			

基準 撮影時期	注意事項及び説明
着工時全景	3-5-1ケーソン製作工の関連事項を適用する。
施工時	
着工時	
組立時	3-5-1ケーソン製作工の関連事項を適用する
解体時	
	2-8鉄筋工を適用する。
組立完了時	組立完了状況が判明できるように撮影
組立完了時	
組立完了時	
組立完了時	
組立完了時	鉄筋と型枠の間隔が判明できるように撮影
	2-9型枠及び支保工を適用する。
組立確認時	組立完了状況が判明できるように撮影
	2-4運搬打設工を適用する。
	2-7コンクリートの品質管理を適用する。
打設後	番号等を入れて撮影
完成時	個数が確認できれば1枚に複数入れて撮影（全個数確認必要枚数撮影）
仮置時	積重ね段数が判明できるように撮影
施工時	使用する船舶機械等が判明できるように撮影
据付時	据付作業が判明できるように撮影
目地測定時及び法線出入の測定時	据付の全体が判明できるように撮影
	3-1-8中詰工を適用する。
	3-1-9蓋コンクリート工を適用する。
	3-1-10蓋ブロック工を適用する。

3-7 本土工（場所打式）

工 種	撮影区分	撮影項目	撮 影
			撮 影 箇 所
1. 場所打コンクリート工			
1) 足 場	施工管理	足 場	組立て 解体
2) 鉄 筋	施工管理	鉄 筋	鉄筋の仮置、溶接、組立 作業 組立て、結束及び溶接
	出来形管理	出来形の確認	測定状況
3) 型 枠	施工管理	型 枠	型枠の構造 目地材等の取付状況
	出来形管理	出来形の確認	測定状況
4) 伸縮目地	施工管理	伸縮目地	伸縮目地の設置状況
5) コンクリート	施工管理	準備仮設	プラント仮設、コンク リートミキサー船回航、 仮設道路、登坂路等
			コンクリートミキサー船 回航
			仮設道路、登坂路等
		打継ぎ処理	処理作業
		コンクリート	仕上状況
		その他	灯台基礎、電柱穴、階段 等
	品質管理		
	出来形管理	出来形の確認	測定状況
6) 補助ヤード施設	施工管理	補助ヤード	補助ヤード
2. 水中コンクリート工			
3. プレパックドコンクリート工			
4. 水中不分離性コンクリート工			

基準 撮影時期	注意事項及び説明
組立時 解体時 施工時	3-5-1ケーソン製作工の関連事項を適用する
組立時 測定時 施工時 施工時	測定作業が判明できるように撮影 作業機械、船舶、作業方法が判明できるように撮影
測定時 施工時	測定作業が判明できるように撮影
着手前後作業中及び跡片付後	
回航開始時、終了時及び施工時	使用船舶、回航の状況等が判明できるように撮影
仮設作業時、設置後及び撤去時	路線状況が判明できるように撮影
施工時	作業方法が判明できるように撮影
表面仕上時	天端均し仕上状況を撮影
穴埋時 施工時	型枠取外後の締付材等の穴埋状況を撮影
	2-7コンクリートの品質管理を適用する。
測定時	測定作業が判明できるように撮影
着工時全景	ヤード全景及び設備が判明できるように撮影
	2-10水中コンクリートを適用する。
	2-13プレパックドコンクリート工を適用する。
	2-12水中不分離性コンクリートを適用する。

3-8 本土工（捨石・捨ブロック式）

工 種	撮影区分	撮影項目	撮 影
			撮 影 箇 所
1. 洗掘防止工			
2. 本体捨石工			
1) 本体捨石 2) 本体捨石均し	施工管理	準備、仮設	ストックヤード、仮設道路等
		陸上運搬	ストック、積込み、運搬状況
		捨石投入	投入状況
		捨石均し	均し状況
	品質管理	材料試験	試験状況
		材料の確認	産地・規格毎
	出来形管理	出来形の確認	測量状況
3. 捨ブロック工			
1) 捨ブロック製作	施工管理	ヤード等	ヤード及び設備
		使用船舶機械等	クレーン等
		函 台	製作函台
	品質管理		
	出来形管理	鉄 筋	組立てかぶり
		型 枠	組立完了
		コンクリート	形状寸法、外観
		完 成	完成品
			仮置状況
	2) 捨ブロック据付	施工管理	使用船舶機械等
据付作業			据付作業状況
出来形管理		出来形の確認	測定状況
4. 場所打コンクリート工			
1) 基礎砕石	品質管理	材料の確認	材 料
			品質試験状況
2) 型 枠	施工管理	型 枠	型枠の構造 目地材等の取付状況
	出来形管理	出来形の確認	測定状況
3) 伸縮目地	施工管理	伸縮目地	伸縮目地の設置状況
4) コンクリート	施工管理	準備仮設	プラント仮設、コンクリートミキサー船回航、仮設道路、登坂路等
			コンクリートミキサー船回航
			仮設道路、登坂路等
		打継ぎ処理	処理作業
		コンクリート	仕上状況

基準 撮影時期	注意事項及び説明
	3-1-7洗掘防止工を適用する。
仮設道路、ストックヤード 使用前後	
運搬時	作業機械作業状況等が判明できるように撮影
投入時、捨石規格毎及び作 業船種毎	
規格及び作業船毎	
試験時	公的機関が実施する場合は省略できる。
搬入時	スタッフ、テープ等を同時撮影
測量作業時	
着工時全景	3-5-1ケーソン製作工の関連事項を適用する。
施工時	
着工時	
	2-7コンクリートの品質管理を適用する。
組立完了時	3-5-1ケーソン製作工の関連事項を適用する。
組立確認時	
打設後	番号等を入れて撮影
完成時	個数が確認できれば1枚に複数入れて撮影（全個数確認必要枚数撮影）
仮置時	積重ね段数が判明できるように撮影
施工時	使用する船舶機械等が判明できるように撮影
据付時	据付作業が判明できるように撮影
測定時	据付の全体が判明できるように撮影
現場搬入時（種類、品質及 び形状寸法の異なる毎）	
試験時	
施工時	作業機械、船舶、作業方法が判明できるように撮影
施工時	
測定時	測定作業が判明できるように撮影
施工時	
着手前後作業中及び跡片付 後	
回航開始時、終了時及び施 工時	使用船舶、回航の状況等が判明できるように撮影
仮設作業時、設置後及び撤 去時	路線状況が判明できるように撮影
施工時	作業方法が判明できるように撮影
表面仕上時	天端均し仕上状況を撮影
穴埋時	型枠取外後の締付材等の穴埋状況を撮影

工 種	撮影区分	撮影項目	撮 影
			撮 影 箇 所
		その他	灯台基礎、電柱穴、階段等
	品質管理		
	出来形管理	出来形の確認	測定状況

3-9 本體工（鋼矢板式）

工 種	撮影区分	撮影項目	撮 影
			撮 影 箇 所
1. 鋼矢板工			
2. 控 工			

3-10 本體工（コンクリート矢板式）

工 種	撮影区分	撮影項目	撮 影
			撮 影 箇 所
1. コンクリート矢板工			
1) コンクリート矢板			
2. 控 工			

3-11 本體工（鋼杭式）

工 種	撮影区分	撮影項目	撮 影
			撮 影 箇 所
1. 鋼杭工			

3-12 本體工（コンクリート杭式）

工 種	撮影区分	撮影項目	撮 影
			撮 影 箇 所
1. コンクリート杭工			

基準 撮影時期	注意事項及び説明
施工時	
	2-7コンクリートの品質管理を適用する。
測定時	測定作業が判明できるように撮影

基準 撮影時期	注意事項及び説明
	3-1-11鋼矢板工を適用する。
	3-1-12控工を適用する。

基準 撮影時期	注意事項及び説明
	3-1-11鋼矢板工 2) 鋼矢板を適用する。
	3-1-12控工を適用する。

基準 撮影時期	注意事項及び説明
	3-1-13鋼杭工を適用する。

基準 撮影時期	注意事項及び説明
	3-1-13鋼杭工を適用する。

3-13 被覆・根固工

工 種	撮影区分	撮影項目	撮 影	
			撮 影 箇 所	
1. 被覆石工				
1) 被覆石				
2) 被覆石均し				
2. 袋詰コンクリート工				
3. 被覆ブロック工				
1) 被覆ブロック製作	施工管理	ヤード等	ヤード及び設備	
		使用船舶機械等	クレーン等	
		函 台	製作函台	
	品質管理			
	出来形管理	鉄 筋	組立てかぶり	
		型 枠 (※1)	組立完了	
		コンクリート (※2)	形状寸法、外観	
		完 成	完成品	
				仮置状況
	2) 被覆ブロック据付	施工管理	使用船舶機械等	起重機船、台船等
据付作業			据付作業状況	
出来形管理		出来形の確認	測定状況	
4. 根固ブロック工				
1) 根固ブロック製作	施工管理	ヤード等	ヤード及び設備	
		使用船舶機械等	クレーン等	
		函 台	製作函台	
	品質管理			
	出来形管理	鉄 筋	組立てかぶり	
		型 枠 (※1)	組立完了	
		コンクリート (※2)	形状寸法、外観	
		完 成	完成品	
				仮置状況
	2) 根固ブロック据付	施工管理	使用船舶機械等	起重機船、台船等
据付作業			据付作業状況	
出来形管理		出来形の確認	測定状況	
5. 水中コンクリート工				
6. 水中不分離性コンクリート工				
7. サンドマスチック工				
1) サンドマスチック	施工管理	使用船舶機械等	起重機船、台船等	
		施工状況	作業状況	
	品質管理	材料の確認	試験及び検査	
出来形管理	出来形の確認	測定状況		

基準 撮影時期	注意事項及び説明
	3-4-3基礎捨石工 1) 基礎捨石を適用する。
	3-4-3基礎捨石工 2) 捨石本均し、3) 捨石荒均しを適用する。
	2-11袋詰コンクリートを適用する。
着工時全景 施工時 着工時	3-5-1ケーソン製作工の関連事項を適用する。
	2-7コンクリートの品質管理を適用する。
組立完了時 組立確認時	3-5-1ケーソン製作工の関連事項を適用する。
打設後 完成時	番号等を入れて撮影 個数が確認できれば1枚に複数入れて撮影（全個数確認必要枚数撮影）
仮置時 施工時 据付時 測定時	積重ね段数が判明できるように撮影 使用する船舶機械等が判明できるように撮影 据付作業が判明できるように撮影 据付の全体が判明できるように撮影
着工時全景 施工時 着工時	3-5-1ケーソン製作工の関連事項を適用する。
	2-7コンクリートの品質管理を適用する。
組立完了時 組立確認時	3-5-1ケーソン製作工の関連事項を適用する。
打設後 完成時	番号等を入れて撮影 個数が確認できれば1枚に複数入れて撮影（全個数確認必要枚数撮影）
仮置時 施工時 据付時 測定時	積重ね段数が判明できるように撮影 3-13-3被覆ブロック工 2) 被覆ブロック据付の関連事項を適用する。
	2-10水中コンクリートを適用する。
	2-12水中不分離性コンクリートを適用する。
施工時 施工時 試験及び検査時 測定時	

(※1) 同一形状のブロック毎に代表的な1サイクルの撮影で可とする

(※2) 出来形管理基準の測定密度以上の撮影とする

3-14 上部工

工 種	撮影区分	撮影項目	撮 影
			撮 影 箇 所
1. 上部コンクリート工			
1) 支 保			
2) 足 場	施工管理	足 場	組立て 解体
3) 鉄 筋	施工管理	鉄 筋	鉄筋の仮置、溶接、組立 作業 組立て、結束及び溶接
	出来形管理	出来形の確認	測定状況
4) 型 枠	施工管理	型 枠	型枠の構造 目地材等の取付状況
	出来形管理	出来形の確認	測定状況
5) 伸縮目地	施工管理	伸縮目地	伸縮目地の設置状況
6) コンクリート	施工管理	準備仮設	プラント仮設、コンク リートミキサー船回航、 仮設道路、登坂路等
			コンクリートミキサー船 回航
			仮設道路、登坂路等
		打継ぎ処理	処理作業
		コンクリート	仕上状況
		その他	灯台基礎、電柱穴、階段 等
	品質管理		
	出来形管理	出来形の確認	測定状況
7) 補助ヤード施設	施工管理	補助ヤード	補助ヤード
2. 上部ブロック工			
1) 上部ブロック製 作	施工管理	ヤード等	ヤード及び設備
		使用船舶機械等	クレーン等
		函 台	製作函台
	品質管理		
	出来形管理	鉄 筋	組立てかぶり
		型 枠	組立完了
		コンクリート	形状寸法、外観
完 成		完成品	
		仮置状況	
2) 上部ブロック据 付	施工管理	使用船舶機械等	起重機船、台船等
		据付作業	据付作業状況
	出来形管理	出来形の確認	測定状況

基準 撮影時期	注意事項及び説明
	2-9型枠及び支保工を適用する。
組立時 解体時 施工時	3-5-1ケーソン製作工の関連事項を適用する
組立時	
測定時	測定作業が判明できるように撮影
施工時	作業機械、船舶、作業方法が判明できるように撮影
施工時	
測定時	測定作業が判明できるように撮影
施工時	
着手前後作業中及び跡片付後	
回航開始時、終了時及び施工時	使用船舶、回航の状況等が判明できるように撮影
仮設作業時、設置後及び撤去時	路線状況が判明できるように撮影
施工時	作業方法が判明できるように撮影
表面仕上時	天端均し仕上状況を撮影
穴埋時	型枠取外後の締付材等の穴埋状況を撮影
施工時	
	2-7コンクリートの品質管理を適用する。
測定時	測定作業が判明できるように撮影
着工時全景	ヤード全景及び設備が判明できるように撮影
着工時全景	3-5-1ケーソン製作工の関連事項を適用する。
施工時	
着工時	
	2-7コンクリートの品質管理を適用する。
組立完了時	3-5-1ケーソン製作工の関連事項を適用する。
組立確認時	
打設後	番号等を入れて撮影
完成時	個数が確認できれば1枚に複数入れて撮影（全個数確認必要枚数撮影）
仮置時	積重ね段数が判明できるように撮影
施工時	3-13-3被覆ブロック工 2)被覆ブロック据付の関連事項を適用する。
据付時	
測定時	

3-15 付属工

工 種	撮影区分	撮影項目	撮 影
			撮 影 箇 所
1. 係船柱工			
1) 係船柱	施工管理	使用船舶機械等	杭打機、クレーン車(船)、トラック等
		施 工	基礎工施工状況
		据 付	本体据付状況
	品質管理	搬入数量の確認	係船柱
	出来形管理	杭	基礎杭
		石材投入、均し	基礎石投入均し完了状況
		型 枠	型枠組立完了状況
		基礎完成	基礎完成状況
	据付完成	本体据付確認状況	
2. 防舷材工			
1) 防舷材	施工管理	使用船舶機械等	台船、クレーン車(船)
		取付け	取付位置の状況 取付状況
	品質管理	搬入数量の確認	防舷材
	出来形管理	出来形の確認	取付完了状態
3. 車止・縁金物工			
1) 車止・縁金物	施工管理	使用船舶機械等	台船、溶接機、クレーン
		取付け	取付状況 塗装状況
	品質管理	形状寸法	測定状況
		塗 料	塗料の種類毎
	出来形管理	取付け	取付完了状態
4. 防食工			
5. 付属設備工			
1) 係船環	施工管理	使用船舶機械等	クレーン車(船)、トラック等
		取 付	本体取付状況
	品質管理	搬入数量の確認	係船環
	出来形管理	取付完了	本体取付確認状況

基準 撮影時期	注意事項及び説明
設置時	使用する船舶機械等が判明できるように撮影
施工時	基礎施工状況（杭打ち、基礎石投入、均し及びコンクリート打設等）を撮影（押込ボルトを含む。）
据付時	据付状況が判明できるように撮影
搬入時	搬入数量及び所定の規格表示が判明できるように撮影
杭打完了時	基礎杭打込完了状況が判明できるように撮影
均し完了時	基礎石均しが判明できるように撮影
組立完了時	打設前の型枠、埋込ボルト検査状態
完成時	完成が判明できるように撮影
完成時	据付完了状態が判明できるように撮影
取付時	使用する船舶機械等が判明できるように撮影
取付前	埋込（取付）ボルトの部分及び全景取付状況の撮影
取付時	
搬入時	搬入数量及び所定の規格表示が判明できるように撮影
取付完了時	取付完了状態の部分（1基）及び正面全体と延長方向全景
取付時	使用する船舶機械等が判明できるように撮影
取付時	取付状況（取付け、溶接、コンクリート打設）
塗装時、各層毎	各層毎の塗装状況（警戒色塗装を含む。）
測定時	
搬入時	塗料の種類別に内容が判明できるもの
取付完了時	取付完了状態の部分（1基）及び正面全体と法線方向全景
	3-1-15防食工を適用する。
設置時	使用する船舶機械等が判明できるように撮影
取付時	取付状況が判明できるように撮影
搬入時	搬入数量及び所定の規格表示が判明できるように撮影
完了時	取付完了状態が判明できるように撮影

3-16 消波工

工 種	撮影区分	撮影項目	撮 影
			撮 影 箇 所
1. 洗掘防止工			
2. 消波ブロック工			
1) 消波ブロック製作	施工管理	ヤード等	ヤード及び設備
		使用船舶機械等	クレーン等
		函 台	製作函台
	品質管理		
	出来形管理	鉄 筋	組立てかぶり
		型 枠 (※1)	組立完了
		コンクリート (※2)	形状寸法、外観
完 成		完成品 仮置状況	
2) 消波ブロック据付	施工管理	使用船舶機械等	起重機船、台船等
		据付作業	据付作業状況
	出来形管理	出来形の確認	測定状況

3-17 裏込・裏埋工

工 種	撮影区分	撮影項目	撮 影
			撮 影 箇 所
1. 裏込工			
1) 目地板	施工管理	目地板の確認	搬入
		敷設状況	敷設状況と使用船舶機械
	品質管理	材料試験	試験状況
		目地板の形状寸法	測定状況
出来形管理	出来形の確認	敷設完了状態	
2) 裏込材 3) 瀬取り 4) 裏込均し	施工管理	準備、仮設	ストックヤード、仮設道路等
		陸上運搬	ストック、積込み、運搬状況
		瀬取り	瀬取り状況
		裏込材投入	投入状況
		裏込均し	均し状況
	品質管理	材料試験	試験状況
		材料の確認	産地・規格毎
出来形管理	出来形の確認	測量状況	
5) 吸い出し防止材	施工管理	吸い出し防止材の確認	搬入
		敷設状況	敷設状況と使用船舶機械
	品質管理	材料試験	試験状況
		吸い出し防止材の形状寸法	測定状況
	出来形管理	出来形の確認	敷設完了状態

基準 撮影時期	注意事項及び説明
	3-1-7洗掘防止工を適用する。
着工時全景	3-13-3被覆ブロック工 1)被覆ブロック製作の関連事項を適用する。
施工時	
着工時	
	2-7コンクリートの品質管理を適用する。
組立完了時	3-13-3被覆ブロック工 1)被覆ブロック製作の関連事項を適用する。
組立確認時	
打設後	
完成時	
仮置時	
施工時	3-13-3被覆ブロック工 2)被覆ブロック据付の関連事項を適用する。
据付時	
測定時	

(※1) 同一形状のブロック毎に代表的な1サイクルの撮影で可とする

(※2) 出来形管理基準の測定密度以上の撮影とする

基準 撮影時期	注意事項及び説明
搬入時	
敷設時	
試験時	
測定時	
敷設完了時	
仮設道路、ストックヤード 使用前後	
運搬時	作業機械及び作業状況等が判明できるように撮影
施工時	
施工時	
投入時、捨石規格毎及び作 業船種毎	
規格及び作業船毎	
試験時	公的機関が実施する場合は省略できる。
搬入時	スタッフ、テープ等を同時撮影
測量作業時	
搬入時	
敷設時	
試験時	
測定時	
敷設完了時	

工 種	撮影区分	撮影項目	撮 影
			撮 影 箇 所
2. 裏埋工			
1) 裏埋材	施工管理	使用船舶機械	主要船舶機械
		施工状況一般	埋立材の採取状況
			埋立材運搬の状況
			埋立材整地状況
	品質管理	材料の品質管理状況	④に定められた品質管理の作業状況
出来形管理	出来形の確認	測定状況	
3. 裏埋土工			
1) 土砂掘削	施工管理	使用機械	主要機械
		仮置場及び土砂処分場	仮置及び土砂処分状況
		掘削・切土	掘削、切土、穿孔及び発破状況
		運 搬	土砂の搬入、搬出状況
	埋戻し及び裏埋め	材料の投入及び均し状況	
出来形管理	出来形の確認	測定状況	
2) 土砂盛土	施工管理	使用機械	主要機械
		仮置場及び土砂処分	仮置及び土砂処分状況
		運 搬	土砂の搬入、搬出状況
	盛 土	盛土及び各層の転圧状況	
品質管理	材料の確認	試験及び搬入状況	
	出来形管理	出来形の確認	測定状況

3-18 陸上地盤改良工

工 種	撮影区分	撮影項目	撮 影
			撮 影 箇 所
1. 圧密・排水工			
2. 締固工			
3. 固化工			

基準 撮影時期	注意事項及び説明
施工時、船舶機械毎 採取作業時 運搬作業時 整地作業時	使用する船舶機械の種類が判明できるように撮影
設置作業時及び撤去時	余水吐が判明できるように撮影
防止処置作業時	
品質管理作業時、品質管理 内容毎 測定時	撮影項目は ㊦ 1. 土及び2. 石材等による。
施工時、機械毎 施工時、機械毎	使用機械の種類が判明できるように撮影 各作業状況が判明できるように撮影
施工時、機械毎	各作業状況が判明できるように撮影 埋設物等は、その状況が判明できるように撮影
測定時、作業毎	
施工時、機械毎 施工時、機械毎	使用機械の種類が判明できるように撮影 各作業状況が判明出来るように撮影
試験及び搬入時	主要材料並びに試験及び搬入の状況が判明できるように 撮影 撮影項目は ㊦ 1. 土及び2. 石材等による。
測定時、作業毎	盛土の各層の仕上り厚さが判明できるように撮影

基準 撮影時期	注意事項及び説明
	3-1-4圧密・排水工を適用する。
	3-1-5締固工を適用する。
	3-1-6固化工を適用する。

3-19 土 工

工 種	撮影区分	撮影項目	撮 影
			撮 影 箇 所
1. 掘削工			
1) 土砂掘削			
2. 盛土工			
1) 土砂盛土			
3. 路床盛土工			
1) 路床盛土	施工管理	使用機械	主要機械
		運 搬 路床盛土	土砂の搬入状況 路床盛土及び各層の転圧 状況
	品質管理	材料の確認	試験及び搬入状況
	出来形管理	出来形の確認	測定状況
4. 排水処理工			
1) 排水処理	施工管理	使用機械	主要機械
	出来形管理	排 水 完 了	排水処理状況 完了全景
5. 伐開工			
1) 伐 開	施工管理	使用機械	主要機械
		伐 開 運 搬	伐開、除根状況 切株等の搬出状況
	出来形管理	完 了	完了全景
6. 法面工			
1) 法 面	施工管理	使用機械	主要機械
		法 面	切取り状況
		運 搬 植 生	土砂の搬出状況
	出来形管理	出来形の確認	測定状況

3-20 舗装工

工 種	撮影区分	撮影項目	撮 影
			撮 影 箇 所
1. 路床工			
2. コンクリート舗装工			
3. アスファルト舗装工			

基準 撮影時期	注意事項及び説明
	3-17-3裏埋土工 1) 土砂掘削を適用する。
	3-17-3裏埋土工 2) 土砂盛土を適用する。
施工時、機械毎	使用機械の種類が判明できるように撮影
施工時、機械毎	各作業状況が判明出来るように撮影
試験及び搬入時	主要材料並びに試験及び搬入の状況が判明できるように撮影 撮影項目は㊦ 1. 土及び2. 石材等による。
測定時、作業毎	路床盛土の各層の仕上り厚さが判明できるように撮影
施工時、機械毎	使用機械の種類が判明できるように撮影
施工時、機械毎	作業状況が判明出来るように撮影
完了時	
施工時、機械毎	使用機械の種類が判明できるように撮影
施工時、機械毎	各作業状況が判明出来るように撮影
完了時	
施工時、機械毎	使用機械の種類が判明できるように撮影
施工時、機械毎	各作業状況が判明出来るように撮影
	3-1-19植生工を適用する。
測定時、作業毎	

基準 撮影時期	注意事項及び説明
	3-1-16路床工を適用する。
	3-1-17コンクリート舗装工を適用する。
	3-1-18アスファルト舗装工を適用する。

3-21 維持補修工

工 種	撮影区分	撮影項目	撮 影
			撮 影 箇 所
1. 維持塗装工			
1) 係船柱塗装 2) 車止塗装 3) 縁金物塗装	施工管理	使用船舶機械等	使用船舶、機械類
		塗 装	施工状況
	出来形管理	出来形の確認	塗装完了状態
2. 防食工			

3-22 構造物撤去工

工 種	撮影区分	撮影項目	撮 影
			撮 影 箇 所
1. 取壊し工			
1) コンクリート取壊し	施工管理	使用船舶機械等	使用船舶、機械等
		施工状況	作業状況
	出来形管理	出来形の確認	測定状況
		完 成	完成全景
2. 撤去工			
1) 水中コンクリート撤去 2) 鋼矢板等切断撤去 3) 腹起・タイ材撤去	施工管理	使用船舶機械等	使用船舶、機械等
		施工状況	作業状況
4) 舗装版撤去 5) 石材撤去 6) ケーソン撤去 7) ブロック撤去 8) 鋼矢板・H形鋼杭引抜き撤去	出来形管理	出来形の確認	測定状況
		完 成	完成全景

3-23 仮設工

工 種	撮影区分	撮影項目	撮 影
			撮 影 箇 所
1. 仮設鋼矢板工			
1) 仮設鋼矢板・H形鋼杭			
2. 仮設鋼管杭・鋼管矢板工			
1) 先行掘削			
2) 仮設鋼管杭・鋼管矢板			
3. 仮設道路工			
1) 仮設道路			

基準 撮影時期	注意事項及び説明
施工時	曳船、台船、コンプレッサー等が判明できるように撮影
施工時、各層毎	
完了時	完了の部分（1箇所）及び正面全体と延長方向を撮影 3-1-15防食工を適用する。

基準 撮影時期	注意事項及び説明
施工時	使用機械器具が判明できるように撮影
施工時	
測定時	
完成時	
施工時	使用機械器具が判明できるように撮影
施工時	
測定時	
完成時	

基準 撮影時期	注意事項及び説明
	3-1-11鋼矢板工 2) 鋼矢板を適用する。
	3-1-13鋼杭工 1) 先行掘削を適用する。 3-1-13鋼杭工 2) 鋼杭を適用する。
	3-20舗装工を適用する。

3-24 雑工

工種	撮影区分	撮影項目	撮 影
			撮 影 箇 所
1. 現場鋼材溶接工			
1) 現場鋼材溶接 2) 被覆溶接 (水中) 3) スタッド溶接 (水中)	施工管理	開先の加工	加工状況
		溶接	作業状況
		水中溶接	作業状況
	品質管理	溶接棒、溶接ワイヤ	Ⓢの品質であることの表示
		出来形管理	外観、形状寸法
	試 験		試料の採取状況
			強度試験の状況
			非破壊試験の状況
カラーチェックの結果			
2. 現場鋼材切断工			
1) 現場鋼材切断	施工管理	切 断	作業状況
		水中切断	作業状況
	品質管理	酸素ガス及び溶解アセチレン	Ⓢの品質であることの表示
	出来形管理	外観、形状寸法	観察、測定状況 形状寸法
3. その他雑工			
1) 清 掃	施工管理	使用機械	ブレーカ、ブラスト等
		施工状況	作業状況
	出来形管理	施工前区域	施工前
		完 成	完成全景
2) 削 孔	施工管理	使用機械	カッター、ブレーカ等
		施工状況	作業状況
	出来形管理	出来形の確認	測定状況
		完 成	完成全景

基準 撮影時期	注意事項及び説明
施工時	使用機械器具が判明できるように撮影
施工時	
施工時	
使用前	包装の表示が判明できるように撮影
測定時	ゲージを同時撮影
測定時	
採取前及び採取時 試験時	
施工時	使用機械器具が判明できるように撮影
施工時	
使用前	
測定時	ゲージを同時撮影
測定時	
施工時	使用機械器具が判明できるように撮影
施工時	
施工前	
完成時	全体区域、部分的に施工前及び完成の状況が判明できるように撮影
施工時	使用機械器具が判明できるように撮影
施工時	
測定時	
完成時	

3-25 浚渫工

工 種	撮影区分	撮影項目	撮 影
			撮 影 箇 所
1. ポンプ浚渫工			
1) ポンプ浚渫	施工管理	使用船舶機械等	作業現場
		位置測量	浚渫位置測量状況
		施工状況	浚渫状況
			中継船設置、撤去
		障害物除去	障害物積込状況
	運搬船に積込まれた状態		
出来形管理	出来形の確認	測定状況	
2) 排砂管設備			
2. グラブ浚渫工			
1) グラブ浚渫	施工管理	使用船舶機械等	作業現場
		位置測量	浚渫位置測量状況
		施工状況	浚渫状況
			土質状況
		障害物除去	障害物積込状況
	運搬船に積込まれた状態		
出来形管理	出来形の確認	測定状況	
2) 土運船運搬			
3. 硬土盤浚渫工			
1) 硬土盤浚渫			
2) 土運船運搬			
4. 岩盤浚渫工			
1) 砕岩浚渫			
2) 土運船運搬			
5. バックハウ浚渫工			
1) バックハウ浚渫			
2) 土運船運搬			

基準 撮影時期	注意事項及び説明
現地搬入前又は現地搬入時	全景及び数量が判明できるように撮影。
測量時	法線又は区域標識を入れる。
浚渫作業時、作業船毎	浚渫位置が判明できる背景を入れる。
設置撤去の作業時	
積込時	
積込完了時、運搬毎適宜	運搬個数が判明できるように撮影、或いは障害物の大きさが判明できるようにテープ等を同時に撮影、など障害物の状況に応じ撮影
捨込時	
測量作業時	全景については、位置が判明できる背景を入れる。 3-1-1排砂管設備工を適用する。
現地搬入前又は現地搬入時	全景及び数量が判明できるように撮影。
測量時	法線又は区域標識を入れる。
浚渫作業時、作業船毎	船団の配置及び浚渫位置が判明できる背景を入れる。
浚渫作業時	位置、深度又は層を明記する。
積込時	
積込完了時、運搬毎適宜	運搬個数が判明できるように撮影、或いは障害物の大きさが判明できるようにテープ等を同時に撮影、など障害物の状況に応じ撮影
捨込時	
測量作業時	全景については、位置が判明できる背景を入れる。 3-1-2土運船運搬工を適用する。
	3-25-2グラブ浚渫工 1) グラブ浚渫を適用する。 3-1-2土運船運搬工を適用する。
	3-25-2グラブ浚渫工 1) グラブ浚渫を適用する。 3-1-2土運船運搬工を適用する。
	3-25-2グラブ浚渫工 1) グラブ浚渫を適用する。 3-1-2土運船運搬工を適用する。

3-26 埋立工

工 種	撮影区分	撮影項目	撮 影
			撮 影 箇 所
1. 余水吐工			
1) 余水吐	施工管理	施工状況一般	余水吐の設置及び撤去 公害防止対策
2. 固化工			
3. 埋立工			
1) ポンプ土取 2) グラブ土取 3) ガット土取	施工管理	使用船舶機械	主要船舶機械
		施工状況一般	埋立材の採取状況 埋立材運搬の状況 埋立材整地状況
	品質管理	材料の品質管理状況	④に定められた品質管理 の作業状況
	出来形管理	出来形の確認	測定状況
4. 排砂管設備工			
5. 土運船運搬工			
6. 揚土埋立工			
1) バージアンロー ダ揚土			
2) 空気圧送揚土			
3) リクレーマ揚土			
4) バックハウ揚土			
7. 埋立土工			
1) 土砂掘削			
2) 土砂盛土			

基準 撮影時期	注意事項及び説明
設置作業時及び撤去時 防止処置作業時	余水吐が判明できるように撮影 3-1-6固化工 5) 事前混合処理を適用する。
施工時、船舶機械毎 採取作業時 運搬作業時 整地作業時	使用する船舶機械の種類が判明できるように撮影
品質管理作業時、品質管理 内容毎 測定時	撮影項目は㊦ 1. 土及び2. 石材等による。 3-1-1排砂管設備工を適用する。 3-1-2土運船運搬工を適用する。 3-1-3揚土土捨工 1) バージアンローダ揚土を適用する。 3-1-3揚土土捨工 2) 空気圧送揚土を適用する。 3-1-3揚土土捨工 3) リクレーマ揚土を適用する。 3-1-3揚土土捨工 4) バックホウ揚土を適用する。 3-17-3裏埋土工 1) 土砂掘削を適用する。 3-17-3裏埋土工 2) 土砂盛土を適用する。

3-27 道路舗装工

工 種	撮影区分	撮影項目	撮 影
			撮 影 箇 所
1. 路床工			
2. コンクリート舗装工			
3. アスファルト舗装工			
4. 道路付属工			
1) 縁石	施工管理	縁 石	据付、目地材の設置
	品質管理	材料の確認	試験及び検査
	出来形管理	出来形の確認	測定状況
2) 区画線及び道路標示	施工管理	区画線、道路標示	舗装状況
	品質管理	材料の確認	試験及び検査
	出来形管理	出来形の確認	測定状況
3) 道路標識	施工管理	道路標識	基礎幅、深さ、標識設置状況
	品質管理	材料の確認	試験及び検査
	出来形管理	出来形の確認	測定状況
4) 防護柵	施工管理	防護柵	設置穴の状況、防護柵設置状況
	品質管理	材料の確認	試験及び検査
	出来形管理	出来形の確認	測定状況

3-28 緑地工

工 種	撮影区分	撮影項目	撮 影
			撮 影 箇 所
1. 植生工			

基 準	注意事項及び説明
撮 影 時 期	
	3-1-16路床工を適用する。
	3-1-17コンクリート舗装工を適用する。
	3-1-18アスファルト舗装工を適用する。
施工時	
試験及び検査時	主要資材については㊦ 18. その他の項目による試験及び検査の状況が判明できるように撮影
測定時	測定作業が判明できるように撮影
施工時	
試験及び検査時	主要資材については㊦ 18. その他の項目による試験及び検査の状況が判明できるように撮影
測定時	測定作業が判明できるように撮影
施工時	
試験及び検査時	主要資材については㊦ 18. その他の項目による試験及び検査の状況が判明できるように撮影
測定時	測定作業が判明できるように撮影
施工時	
試験及び検査時	主要資材については㊦ 18. その他の項目による試験及び検査の状況が判明できるように撮影
測定時	測定作業が判明できるように撮影

基 準	注意事項及び説明
撮 影 時 期	
	3-1-19植生工を適用する。

5. 提出書類様式集

提出書類様式一覧（受注者作成分）

様式 番号	提 出 書 類 名	関 連 条 項 等		書類の作成者・宛名	
		契 約 書	共通仕様書	作 成 者	宛 名
1	請負代金内訳書 (請負代金内訳) (請負代金内訳(変更))	第3条第1項	第1編 1-1-4	現場代理人	発注者
2	工程表 (工程表)	第3条第1項	第1編 1-1-4	現場代理人	発注者
3	保管金提出書	第4条第1項		受注者	歳入歳出外現金出納官吏
4	保管金払渡請求書	第4条第1項		受注者	歳入歳出外現金出納官吏
5	保管有価証券提出書	第4条第1項		受注者	取扱主任官
6	政府保管有価証券払渡請求書	第4条第1項		受注者	取扱主任官
7	保証書に係る領収書	第4条第1項		受注者	発注者
8	契約保証減額請求書	第4条第5項		受注者	発注者
9	権利義務譲渡等申請書	第5条第1項、第2項		受注者	発注者
10	下請負人通知書	第7条		現場代理人	監督職員
11	現場代理人等通知書	第10条第1項		受注者	発注者
12	現場代理人等変更通知書	第10条第1項		受注者	発注者
13	経歴書	第10条第1項			
14	契約権限通知書	第10条第4項		受注者	発注者
15	履行報告書(工事旬報)	第11条	第1編 1-1-28		
16	措置結果通知書	第12条第3項		受注者	監督職員
17	措置請求書	第12条第4項		受注者	発注者
18	材 料 検 査 立 会 願 施工状況検査	第13条第3項 第14条第4項	第1編 1-1-22 1.	現場代理人	監督職員
19	工事材料検査書	第13条第2項、第3項	第1編 1-1-21		
21	施工状況 立 会 検査書	第14条第2項、第4項			
23	寄託物品 支給材料 要求書 貸与物件		第1編 1-1-19 4.	現場代理人	監督職員
24	異議申立書	第15条第2項、第4項		現場代理人	(分任)物品管理官

様式 番号	提出書類名	関連条項等		書類の作成者・宛名	
		契約書	共通仕様書	作成者	宛名
25	寄託物品 受領 支給材料 借用 書 貸与物件 返還	第15条第3項 第15条第9項		現場代理人	(分任)物品管理官
26	支給材料精算書		第1編 1-1-19 3.	現場代理人	(分任)物品管理官
27	寄託物品 滅失 支給材料 き 損 届 貸与物件 返還不能	第15条第10項		現場代理人	(分任)物品管理官
28	施工条件確認請求書	第18条第1項	第1編 1-1-3 2.	現場代理人	監督職員
29	工期延長申請書	第22条第1項	第1編 1-1-18	受注者	発注者
30	協議開始日通知書	第24条第2項 第25条第2項 第26条第8項 第31条第2項		受注者	発注者
31	請負代金額変更請求書	第26条第1項 第5項、第6項		受注者	発注者
32	残工事量確認申請書	第26条第1項		現場代理人	監督職員
33	賃金又は物価変動に基づく請負代金額の 変更額協議書 (賃金又は物価変動に基づく 変更協議額比較表)	第26条第1項、第3項		受注者	発注者
34	建設資材の価格変動に基づく請負代金額 の変更額協議書 (変更額計算書)	第26条第5項、第7項		受注者	発注者
35	臨機措置通知書	第27条第2項		現場代理人	監督職員
36	損害発生通知書 (気象状況報告書) (損害額計算書)	第30条第1項	第1編 1-1-37 1.	現場代理人	発注者
37	損害額負担請求書	第30条第3項		受注者	発注者
38	(指定部分) 工事完成通知書	第32条第1項 第39条第1項	第1編 1-1-24 1.	現場代理人	発注者
39	引渡書	第32条第4項 第39条第1項		現場代理人	発注者
40	請求書 (部分払()計算書)	第33条第1項 第35条第1項、第4項 第38条第5項 第39条第1項		受注者	支出官
42	中間前金払認定請求書	第35条第5項		現場代理人	各事務所長
43	既済部分確認請求書 (工事既済部分調書(第回))	第38条第2項		現場代理人	発注者
44	代理受領申請書	第43条第1項		受注者	発注者
45	工事一時中止通知書	第44条第1項		受注者	発注者

様式 番号	提出書類名	関連条項等		書類の作成者・宛名	
		契約書	共通仕様書	作成者	宛名
46	工事再開通知書			受注者	発注者
47	解除通知書	第52条第1項		受注者	発注者
48	火災保険等加入通知書	第58条第3項		現場代理人	発注者
49	工期変更事前協議書		第1編 1-1-18	受注者	監督職員
50	現場発生品調書		第1編 1-1-20 1.	現場代理人	監督職員
51	業務確認書				
52	施工体制台帳・施工体系図		第1編 1-1-11 及び12	現場代理人	監督職員
53	工事作業所災害防止協議会兼施工体系図		第1編 1-1-12		
54	作業員名簿				
55	休日作業願		第1編 1-1-34 2.	現場代理人	監督職員
56	事故災害発生報告書		第1編 1-3-6	受注者	各事務所長
57	再生資源利用計画書		第1編 1-2-11	受注者	監督職員
58	再生資源利用促進計画書		第1編 1-2-11	受注者	監督職員
59-1 59-2	創意工夫・社会性等に関する実施状況			受注者	監督職員
60	建設業退職金共済証紙購入状況報告書		第1編 1-1-39	受注者	発注者
61	情報取扱者名簿及び情報管理体制図		第1編 1-1-44	受注者	発注者
62	情報取扱者名簿及び情報管理体制図の変更		第1編 1-1-44	受注者	発注者
99	工事打合せ簿（指示・協議・承諾・提出・報告・通知書）	第5条第1項、第2項 第9条第2項、第4項 第13条第4項 第15条第5項、第11項 第18条第4項 第34条第1項	第1編 1-1-2	現場代理人	監督職員

1. 用紙寸法は、A 4 又は A 3 判とする。

2. 書類の宛名について

・本官契約

支出負担行為担当官

〇〇地方整備局長

〇〇地方整備局副局長

〇〇地方整備局次長

〇 〇 〇 〇

・分任官契約

分任支出負担行為担当官

〇〇地方整備局

〇〇事務所長

〇 〇 〇 〇

※1. 歳入歳出外現金出納官吏

出納官史事務規定第1条第5項に基づき、歳入歳出外現金の出納保管をする出納官吏

※2. 取扱主任官

政府保管有価証券取扱規定第三条の規定により任命された政府保管の有価証券を取扱う職員

※3. 物品管理官

物品管理法第8条の規定により、各省各庁の長から物品の管理に関する事務の委任を受けた職員

※4. 支出官

会計法第24条の規定により、各省各庁の長から歳出金を支出するための小切手の振出又は国庫金振替書若しくは支払い指図書書の交付に関する事務の委任を受けた職員

請負代金内訳書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

- 地方整備局長
- 地方整備局副局长
- 地方整備局次長
- 殿

受注者 住所
名称
現場代理人氏名

下記工事の請負代金内訳書を、契約書第3条第○項に基づき提出します。

記

工事名：				契約年月日	令和 年 月 日第 号
工種名称	単位	数量	単価	金額	適用

(工事価格のうち、現場労働者に関する健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の法定の事業主負担額 円)

- (注) 1. 工種名称、単位及び数量欄は、工事数量総括表を参考に記入する。
- 2. 不要な欄・文字は抹消する。
- 3. 共通仮設費については、内訳として回航・えい航費、運搬費、準備費、事業損失防止施設費、安全費、役務費、技術管理費、水雷・傷害等保険料、営繕費、現場環境改善費があり、本工事に該当する項目の全て(積上げ分のみ)について記入する。但し、率分については、共通仮設費として一括計上する。
- 4. その他本工事に該当する項目(工場工事費等)の全てについて、記入設費として一括計上する。

工程表（変更）

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

- 〇〇地方整備局長
- 〇〇地方整備局副局長
- 〇〇地方整備局次長
- 〇〇〇〇 殿

受注者 住所
 名称
 現場代理人氏名

下記工事の工程表を、契約書第3条第1項に基づき提出します。

記

- 1. 工事名
- 1. 契約年月日 令和 年 月 日 第 号
- 1. 工 期 自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日
- ※1. 指定部分工期 令和 年 月 日

工種名称	月別	月		月		月		月		適用
	10日	20日	10日	20日	10日	20日	10日	20日		

(注) 1. 変更の場合の工程は、（変更）欄に変更回数を記入する。
 2. 変更の場合の工程は、当初の工程と対比できるように表示する。
 3. ※印は、指定部分のある場合に記入する。

保管金提出書

※

番 号	令和	年度第	号
-----	----	-----	---

(提出の事由) 契約書第4条第1項第1号の契約保証金

〇〇地方整備局

歳入歳出外現金出納官吏

〇〇課長 〇 〇 〇 〇 殿

令和 年 月 日

受注者 住所

氏名

印 鑑

上記事由により、下記金額を保管金として提出します。

金 _____

契約件名 _____

- 注) 1. 契約保証金を支出負担行為担当官等の指定する日本銀行に払い込みのうえ、この際交付される保管金領収証書（日本銀行から歳入歳出外現金出納官吏宛）を添付して、提出すること。
2. ※欄は記入しないこと。
3. 保管金払渡し時に、印鑑照合を行うので、印影を鮮明にすること。

保管金払渡請求書

(払渡の事由)

〇〇地方整備局

歳入歳出外現金出納官吏

〇〇課長 〇 〇 〇 〇 殿

令和 年 月 日

受注者 住所

氏名

印 鑑

上記事由により、下記保管金を下記振込先に振込んで下さい。

金

保管金提出書の日付及び番号 令和 年 月 日 令和 年度 第 号

振込先

_____銀行 _____店

口座 1. 普通 2. 当座

ふりがな
名義 _____

支店番号 _____ 口座番号 _____

(注) (払渡の事由) 欄には、契約件名及び完了による払渡しか契約変更による一部払渡しかの別を記入すること。

保管有価証券提出書 ※

番 号	令和	年度第	号
-----	----	-----	---

(提出の事由) 契約書第4条第1項第2号の契約保証金の納付に代える担保

〇〇地方整備局

取扱主任官 〇〇課長 〇〇 〇〇 殿

令和 年 月 日

受注者 住所

氏名

印 鑑

上記事由により、下記の有価証券を保管有価証券として提出します。

証券名称	枚数	総額面	内 訳				備考
			額面	回記号	番号	付属利賦札	

契約件名.....

- (注) 1. 契約保証金の金額に相当する利付国債を支出負担行為担当官等の指定する日本銀行に払い込みのうえ、この際交付される政府保管有価証券払込済通知書（日本銀行から取扱主任官宛）を添付して、提出すること。
2. 保管有価証券払渡し時に、印鑑照合を行うので、印影を鮮明にすること。

政府保有有価証券払渡請求書

(受領証書日付)

(受領証書番号)

(払渡請求事由)

〇〇地方整備局

取扱主任官 〇〇課長 〇 〇 〇 〇 殿

令和 年 月 日

受注者 住所

氏名



下記の証券の払渡を請求します。

〇〇地方整備局

取扱主任官 〇〇課長 〇 〇 〇 〇 殿

令和 年 月 日

受注者 住所

氏名



上記の証券払渡の証書を領収しました。

証 券 名 称	枚 数	総 額 面	内 訳			備 考
			額 面	回記号	番 号	

(注) (払渡請求事由) 欄には、契約件名及び完了による払渡しか契約変更による一部払渡しかの別を記入すること。

保証書に係る領収書

支出負担行為担当官

〇〇地方整備局長

〇〇地方整備局副局長

〇〇地方整備局次長

〇〇〇〇殿

令和 年 月 日

受注者 住所

名称

貴職より保証書（変更契約書がある場合には変更契約書を含む。）を領収したので、銀行等に返還すること及び今後、保証書の滅失、き損等につき一切の責任を負うことを約します。

(注)押印を省略する場合は、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を明記する。

契約保証減額請求書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

- 〇〇 地方整備局長
- 〇〇 地方整備局副局長
- 〇〇 地方整備局次長
- 〇 〇 〇 〇 殿

受注者 住所
名称

令和 年 月 日付けで変更した下記工事について、契約書第4条第5項に基づき契約保証を〇〇〇〇円減額することを請求します。

記

1. 工 事 名

1. 契 約 年 月 日 令和 年 月 日 第 号

(注)押印を省略する場合は、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を明記する。

権利義務譲渡等申請書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

- 〇〇 地方整備局長
- 〇〇 地方整備局副局長
- 〇〇 地方整備局次長
- 〇 〇 〇 〇 殿

受注者 住所
名称

下記のとおり、契約書第5条第〇項に基づき承諾されたく申請します。

記

- 1. 工 事 名
- 1. 契 約 年 月 日 令和 年 月 日 第 号
- 1. 譲渡等する権利義務
- 1. 譲 渡 等 先
- 1. 譲渡等予定年月日 令和 年 月 日
- 1. 理 由

- (注) 1. 理由欄は具体的に記入すること。
2. 押印を省略する場合は、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を明記する。

下請負人通知書

令和 年 月 日

監督職員

国土交通技官 ○ ○ ○ ○ 殿

受注者 住所

名称

現場代理人氏名

下記のとおり下請負させたので、契約書第7条に基づき通知します。

記

1. 工 事 名

1. 契 約 年 月 日 令和 年 月 日 第 号

1. 下 請 負 の 理 由

1. 下請負人の住所・氏名・資格

1. 下 請 負 の 内 容 別紙のとおり

工種名称	単位	数量	金額	元請負人		下請負人			
				数量	金額	業者名		業者名	
						数量	金額	数量	金額

(注) この様式は、下請負（委任）承諾申請書及び下請負通知書の別紙として使用する。

現場代理人等通知書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

- 〇〇 地方整備局長
- 〇〇 地方整備局副局長
- 〇〇 地方整備局次長
- 〇 〇 〇 〇 殿

受注者 住所
名称

下記のとおり、契約書第10条第1項に基づき選任しましたので経歴書を添えて通知します。

記

- 1. 工 事 名
- 1. 契 約 年 月 日 令和 年 月 日 第 号
- 1. 現 場 代 理 人 氏 名
- 1. (専任)主任技術者氏名
- 1. 専任監理技術者氏名
- 1. 監理技術者補佐氏名
- 1. 専 門 技 術 者 氏 名

- (注) 1. 該当する技術者以外については抹消すること。
- 2. 建設業法第26条に該当する場合は、主任技術者（監理技術者）とする。
 - 3. 専門工事を自ら施工するときは、当該工事毎に専門技術者を選任すること。
 - 4. 押印を省略する場合は、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を明記する。

現場代理人等変更通知書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

- 〇〇地方整備局長
- 〇〇地方整備局副局長
- 〇〇地方整備局次長
- 〇〇〇〇殿

受注者 住所
名称

現場代理人
(専任)主任技術者

下記工事の専任監理技術者を変更しましたので、契約書第10条第1項に

監理技術者補佐
専門技術者

基づき経歴書を添えて通知します。

記

- 1. 工 事 名
- 1. 契 約 年 月 日 令和 年 月 日 第 号
- 1. 新 任 者
- 1. 旧 任 者
- 1. 理 由

- (注) 1. 該当する技術者以外については抹消すること。
2. 押印を省略する場合は、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を明記する。

経 歴 書

現 住 所

氏 名

生 年 月 日

学 歴

資 格 取得年月日・名称・取得No.

職 歴 年月日・〇〇工事・発注者・役職

1. 昭和〇〇年〇〇月 〇〇株式会社入社

1. 昭和〇〇年〇〇月 〇〇工事 〇〇港湾建設局〇〇事務所 担当技術者

1. 昭和〇〇年〇〇月 ××工事 ××港湾建設局××事務所 主任技術者

1. 平成〇〇年〇〇月 △△工事 △△整備局△△事務所 現場代理人

上記のとおり相違ありません。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

氏 名

(注) 1. 資格が証明できるものを添付する。

2. 監理技術者については、監理技術者資格証（写）及び監理技術者講習証明証（写）、又は裏面に監理技術者講習修了履歴が記載された監理技術者資格者証（写）も添付すること。

契約権限通知書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

- 〇〇 地方整備局長
- 〇〇 地方整備局副局長
- 〇〇 地方整備局次長
- 〇 〇 〇 〇 殿

受注者 住所
名称

下記のとおり、契約書第10条第4項に基づき、自ら行使する権限内容をお知らせいたします。

記

- 1. 工 事 名
- 1. 契 約 年 月 日
- 1. 権 限 内 容

令和 年 月 日 第 号

(注)押印を省略する場合は、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を明記する。

履行報告書（工事旬報）

履行報告書（工事旬報）														
工 事 名												現 場		
工 期							受 注 者					代理人		
工種	数量	月日										計	累 計	備考
		天気												
基礎工														
基礎捨石工														
(基礎捨石) m ³														
(捨石本均し) m ²														
(捨石荒均し) m ²														
記 事														

- (注) 1. 記事欄には施工に必要な付記事項及び安全教育・調整等の実施内容を記載する。
 2. 数量欄は仕様書数量、累計欄は実施数量を記載する。

措置結果通知書

令和 年 月 日

監督職員

国土交通技官 ○ ○ ○ ○ 殿

受注者 住所
名称

令和 年 月 日付け請求のありました件については、下記のとおり措置しましたので、契約書第12条第3項に基づき通知します。

記

1. 工 事 名

1. 契 約 年 月 日 令和 年 月 日 第 号

1. 措 置 内 容

(注) 1. 契約書第12条第2項による措置請求に対する結果通知の場合は、現場代理人から監督職員あてとする。

2. 押印を省略する場合は、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を明記する。

措 置 請 求 書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

- 〇〇 地方整備局長
- 〇〇 地方整備局副局長
- 〇〇 地方整備局次長
- 〇 〇 〇 〇 殿

受注者 住所
名称

下記のとおり契約書第12条第4項に基づき、必要な措置を取るべきことを請求します。

記

- 1. 工 事 名
- 1. 契 約 年 月 日 令和 年 月 日 第 号
- 1. 理 由

- (注) 1. 理由欄は詳細（役職、氏名等）に記入すること。
2. 押印を省略する場合は、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を明記する。

材 料 検 査
立 会 願
施 工 状 況 検 査

令和 年 月 日

監督職員

国土交通技官 ○ ○ ○ ○ 殿

受注者 住所
名称
現場代理人氏名

下記のとおり 材 料 検 査
立 会 願
施 工 状 況 検 査 を願います。

記

- 1. 工 事 名
- 1. 項 目
- 1. 場 所
- 1. 希 望 日 時
- 1. そ の 他

工 事 材 料 検 査 書

工 事 名										
申出日	検査希望 年 月 日	品 名	規 格 (形状寸法)	単 位	数 量	検査合格 数 量	検査実施 年 月 日	確 認 者		備 考
								現場代理人	監督職員	

施 工 状 況
立 会 検 査 書

工 事 名							
申出日	検 査 希 望 年 月 日	内 容	検 査 の 結 果	検 査 実 施 年 月 日	実 施 者		備 考
					現 場 代 理 人	監 督 職 員	

(注) 不要な文字は抹消する。

寄託物品
支給材料 要求書
貸与物件

令和 年 月 日

監督職員

国土交通技官 ○ ○ ○ ○ 殿

受注者 住所
名称
現場代理人氏名

下記のとおり 寄託
支給 貸与
を要求します。

記

工事名				契約年月日	令和 年 月 日 第 号
品 目	規格	単位	数	量	摘 要

異議申立書

令和 年 月 日

(分任) 物品管理官

〇〇〇〇 殿

受注者 住所

名称

現場代理人氏名

下記のとおり、契約書第15条第〇項に基づき異議の申立をします。

記

工事名				契約年月日	令和 年 月 日 第 号
品 目	規格	単位	数	量	理 由

(注) 理由欄は、詳細に記入すること。

寄託物品 受領
 支給材料 借用 書
 貸与物件 返還

令和 年 月 日

(分任) 物品管理官

○ ○ ○ ○ 殿

受注者 住所
 名称
 現場代理人氏名

下記のとおり 受領
 借用 返還 しました。

記

工 事 名				契約年月日	令和 年 月 日 第 号
品 名	規格	単位	数	量	摘 要

(注) 不要な文字は抹消する。

支給材料精算書

令和 年 月 日

(分任) 物品管理官

〇 〇 〇 〇 殿

受注者 住所

名称

現場代理人氏名

下記のとおり支給品を精算します。

記

工事名				契約年月日	令和 年 月 日 第 号	
品 名	規格	単位	数 量			摘 要
			支給数量	使用数量	残 数 量	
主任 現 場 監 督 員 証 明	上記精算について調査したところ事実に相違 ないことを証明する。 令和 年 月 日 官職氏名					物品管理簿 登 記
						令和 年 月 日

寄託物品 滅 失
支給材料 き 損 届
貸与物件 返還不能

令和 年 月 日

(分任) 物品管理官

〇 〇 〇 〇 殿

受注者 住所
名称
現場代理人氏名

下記工事について、寄託物品、支給材料、貸与物件が ※ しましたのでお届けします。

記

- 1. 工 事 名
- 1. 契 約 年 月 日 令和 年 月 日 第 号
- 1. ※ 品 名
- 1. ※ 年 月 日 令和 年 月 日
- 1. 理 由

- (注) 1. 不要な文字は抹消する。
2. 理由欄は、詳細に記入すること。
3. ※印の箇所には、「滅失」「き損」及び「返還不能」の文字を記入する。

施工条件確認請求書

令和 年 月 日

監督職員

国土交通技官 ○ ○ ○ ○ 殿

受注者 住所

名称

現場代理人氏名

下記のとおり、契約書第18条第1項に基づき通知しますので施工条件の確認を願います。

記

1. 工 事 名

1. 契 約 年 月 日 令和 年 月 日 第 号

1. 内 容

(注) 内容欄は、詳細に記入すること。

工期延長申請書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

- 〇〇 地方整備局長
- 〇〇 地方整備局副局長
- 〇〇 地方整備局次長
- 〇 〇 〇 〇 殿

受注者 住所
名称

下記工事について契約書第 2 2 条第 1 項に基づき、工期の延長を申請します。

記

- | | | | | | | |
|--------------|---|----|---|---|---|-----|
| 1. 工 事 名 | | | | | | |
| 1. 契 約 年 月 日 | | 令和 | 年 | 月 | 日 | 第 号 |
| 1. 工 期 | 自 | 令和 | 年 | 月 | 日 | |
| | 至 | 令和 | 年 | 月 | 日 | |
| 1. 延 長 工 期 | | 令和 | 年 | 月 | 日 | |
| 1. 理 由 | | | | | | |

- (注) 1. 理由欄は、詳細に記入すること。
2. 必要とする延長日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付する。
3. 押印を省略する場合は、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を明記する。

協議開始日通知書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

- 〇〇 地方整備局長
- 〇〇 地方整備局副局長
- 〇〇 地方整備局次長
- 〇 〇 〇 〇 殿

受注者 住所
名称

下記のとおり、契約書第〇〇条第〇項に基づき協議の開始日を通知します。

記

- 1. 工 事 名
- 1. 契 約 年 月 日 令和 年 月 日 第 号
- 1. 協 議 開 始 日 令和 年 月 日

- (注) 1. 第25条関係は変更事由の生じた日、第26条関係は発注者が請求を行った日又は受けた日、第31条関係は発注者が請負代金の増額すべき事由又は費用の負担すべき事由が生じた日から7日以内に通知する。ただし、7日以内に通知しない場合は、受注者が通知する。
2. 押印を省略する場合は、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を明記する。

請負代金額変更請求書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

〇〇地方整備局長
 〇〇地方整備局副局長
 〇〇地方整備局次長
 〇〇〇〇殿

受注者 住所
 名称

令和 年 月 日付け契約第 号の 〇〇〇〇工事について、契約書第
 26条第〇項に基づき請負代金額の変更を請求します。

記

1. 請負代金額	¥				
1. 工期	自	令和	年	月	日
	至	令和	年	月	日
※1. 希望基準日		令和	年	月	日

- (注) 1. 請負代金額は、原契約金額を記入すること。
 2. ※印は、契約書第26条第1項の場合に記入する。
 3. 押印を省略する場合は、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を明記する。

残工事量確認申請書

令和 年 月 日

監督職員

国土交通技官 ○ ○ ○ ○ 殿

受注者 住所

名称

現場代理人氏名

令和 年 月 日付け第 号にて契約締結しました下記工事のスライドとなる残工事量について、令和 年 月 日付けにて確認されたく申請します。

記

1. 工 事 名

1. 工 期 自 令和 年 月 日

至 令和 年 月 日

1. 請 負 代 金 額 ¥

賃金又は物価変動に基づく請負代金額の変更額協議書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

- 〇〇 地方整備局長
- 〇〇 地方整備局副局長
- 〇〇 地方整備局次長
- 〇 〇 〇 〇 殿

受注者 住所
名称

令和 年 月 日付け契約第 号の 〇 〇 〇 〇 工事について、令和 年 月 日を基準日としてスライド金額を下記のとおり積算しましたので、契約書第 26 条第 3 項に基づき協議します。

記

1. スライド金額 円

- (注) 1. 別紙「賃金又は物価の変動に基づく変更協議額比較表」を添付すること。
2. 提出年月日は、協議開始日と同日とする。
3. 押印を省略する場合は、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を明記する。

賃金又は物価の変動に基づく変更協議額比較表

会社名 _____

工 種 名 称	単 位	原 見 積 り		出 来 高		残 工 事 量	残 工 事 額		(P ₁ - P ₂)	摘 要
		数 量	金 額	数 量	金 額		原見積 P ₂	新見積 P ₁		

建設資材の価格変動に基づく請負代金額の変更額協議書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

- 〇〇 地方整備局長
- 〇〇 地方整備局副局長
- 〇〇 地方整備局次長
- 〇〇 〇〇 殿

受注者 住所
名称

下記契約について建設資材の価格変動に伴い、請負代金額を変更願いたく別添資料を添えて契約書第26条第7項により協議します。

記

- | | | | | | |
|------------------|---|----|---|---|---|
| 1. 工 事 名 | | | | | |
| 1. 工 期 | 自 | 令和 | 年 | 月 | 日 |
| | 至 | 令和 | 年 | 月 | 日 |
| 1. 請 負 代 金 額 | | ¥ | | | |
| 1. 変 更 請 負 代 金 額 | | ¥ | | | |
| 1. 添 付 書 類 | | | | | |

(注) 1. 別紙変更額計算書を添付し、変更請負代金額は変更額計算書の10欄の金額以内とする。

2. 押印を省略する場合は、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を明記する。

変更額計算書

1. 工事名 _____																	
2. 請負代金額 ¥ _____																	
3. 工期 自 令和 年 月 日 ~ 至 令和 年 月 日																	
4. 品名	5. 形状寸法	6. 実績工程												7. 対象数量	8. 対象金額	摘要	
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月				
10. 対象金額計 × 3/4 = 変更請負代金額															9. 対象金額計		

臨機措置通知書

令和 年 月 日

監督職員

国土交通技官 ○ ○ ○ ○ 殿

受注者 住所

名称

現場代理人氏名

下記のとおり契約書第27条第2項に基づき、臨機の措置をとりましたので通知します。

記

1. 工 事 名

1. 契 約 年 月 日 令和 年 月 日 第 号

1. 内 容

(注) 内容欄は、詳細に記入すること。

損害発生通知書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

- 〇〇 地方整備局長
- 〇〇 地方整備局副局長
- 〇〇 地方整備局次長
- 〇 〇 〇 〇 殿

受注者 住所
名称
現場代理人氏名

下記のとおり、損害がありましたので契約書第30条第1項に基づき関係書類添付のうえ通知します。

記

- 1. 工 事 名
- 1. 契 約 年 月 日 令和 年 月 日 第 号
- 1. 損 害 発 生 年 月 日 令和 年 月 日
- 1. 損 害 状 況

- (注) 1. 損害状況欄は、詳細に記入のこと。
2. 別紙「気象状況報告書」及び「損害額計算書」を添付すること。

気象状況報告書

日	日	日	日	時 間	摘 要
天 候					
平 均 風 速	() () ()				
風 向					
波 高					

- (注) 1. 「日」欄は、その被災の状況により適宜の日数とする。
2. 「時間」欄は、天候、平均風速、風向、波高を観測した時間を記入する。
3. 「平均風速」欄の()内には、災害に関係あると思われる時間の最高風速を記入する。
4. 項目は記入例であり、その都度検討する。

損害額計算書

工 種 名 称	単 位	数 量	単 価	金 額

損害額負担請求書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

- 〇〇 地方整備局長
- 〇〇 地方整備局副局長
- 〇〇 地方整備局次長
- 〇 〇 〇 〇 殿

受注者 住所
名称

下記のとおり、契約書第30条第3項に基づき損害による費用負担を請求します。

記

- | | |
|------------------|--------------|
| 1. 工 事 名 | |
| 1. 契 約 年 月 日 | 令和 年 月 日 第 号 |
| 1. 損 害 発 生 年 月 日 | 令和 年 月 日 |
| 1. 確 認 年 月 日 | 令和 年 月 日 |
| 1. 請 求 する 損 害 額 | ¥ |

- (注) 1. 請求する損害額欄は、内訳明細、算出根拠も記載すること。
2. 押印を省略する場合は、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を明記する。

(※指定部分) 工事完成通知書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

- 〇〇 地方整備局長
- 〇〇 地方整備局副局長
- 〇〇 地方整備局次長
- 〇 〇 〇 〇 殿

受注者 住所
名称
現場代理人氏名

下記工事(※の指定部分)は令和 年 月 日に完成しましたので、契約書第32条第1項に基づき通知します。

記

- 1. 工 事 名
- 1. 契 約 年 月 日 令和 年 月 日 第 号
- 1. 工 期 自 令和 年 月 日
 至 令和 年 月 日
- ※1. 指 定 部 分
- ※1. 指 定 部 分 工 期 令和 年 月 日

(注) ※印は、指定部分のある場合に記入する。

引 渡 書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

- 〇〇 地方整備局長
- 〇〇 地方整備局副局長
- 〇〇 地方整備局次長
- 〇 〇 〇 〇 殿

受注者 住所
 名称
 現場代理人氏名

下記工事（※の指定部分）が完成し検査が完了しましたので、契約書第32条第4項に基づき引渡しをします。

記

- 1. 工 事 名
- ※1. 指 定 部 分
- 1. 契 約 年 月 日 令和 年 月 日 第 号
- 1. 完 成 検 査 日 令和 年 月 日

（注）※印は、指定部分のある場合に記入する。

部分払（ ）計算書

1. 指定部分の場合

$$\begin{aligned} & \text{今回の出来高} \times [1 - (\text{前払金受領額} + \text{中間前払金受領額}) / \text{請負代金額}] \\ & = \text{請求限度額} \\ & \text{請求限度額} \geq \boxed{\text{請求金額}} \end{aligned}$$

2. 第1回目の既済部分の場合

$$\begin{aligned} & \text{今回までの出来高} \times (9 / 10 - \text{前払金受領額} / \text{請負代金額}) \\ & = \text{請求限度額} \\ & \text{請求限度額} \geq \boxed{\text{請求金額}} \end{aligned}$$

3. 第2回目以降の既済部分払の場合

$$\begin{aligned} & (\text{今回までの出来高} - \text{前回までの出来高}) \\ & \quad \times (9 / 10 - \text{前払金受領額} / \text{請負代金額}) \\ & = \text{請求限度額} \\ & \text{請求限度額} \geq \boxed{\text{請求金額}} \end{aligned}$$

- (注) 1. 標題の（ ）には「既済部分」又は「指定部分」と記入する。
 2. 国債に係る契約で前払金を受領している場合には本様式は使用せず、様式番号40-3を使用する。

部分払（ ）計算書

1. 指定部分の場合

$$\begin{aligned} & \text{今回の出来高} \times [1 - (\text{前払金受領額} + \text{中間前払金受領額}) / \text{請負代金額}] \\ & = \text{請求限度額} \\ & \text{請求限度額} \geq \boxed{\text{請求金額}} \end{aligned}$$

2. 国債に係る契約において前払金（中間前払金を除く）を受領している場合

$$\begin{aligned} & \text{今回までの出来高} \times 9 / 10 \\ & - (\text{前年度までの代金受領額} + \text{本年度の既済部分払受領額}) \\ & - [\text{今回までの出来高} - (\text{前年度までの出来高予定額} + \text{出来高超過額})] \\ & \times \text{本年度前払金受領額} / \text{本年度の出来高予定額} = \text{請求限度額①} \\ & \text{本年度支払限度額} - \text{本年度受領額} = \text{請求限度額②} \\ & \text{請求限度額①} \geq \text{請求限度額②} \text{の場合} \\ & \text{請求限度額②} \geq \boxed{\text{請求金額}} \\ & \text{請求限度額①} < \text{請求限度額②} \text{の場合} \\ & \text{請求限度額①} \geq \boxed{\text{請求金額}} \end{aligned}$$

3. 国債に係る契約において前払金、中間前払金を受領している場合

$$\begin{aligned} & \text{今回までの出来高} \times 9 / 10 - \text{前年度までの代金受領額} \\ & - (\text{今回までの出来高} - \text{前年度までの出来高予定額}) \\ & \times [(\text{本年度前払金受領額} + \text{本年度中間前払受領額}) \\ & \quad \quad \quad / \text{本年度の出来高予定額}] \\ & = \text{請求限度額①} \\ & \text{本年度支払限度額} - \text{本年度受領額} = \text{請求限度額②} \\ & \text{請求限度額①} \geq \text{請求限度額②} \text{の場合} \\ & \text{請求限度額②} \geq \boxed{\text{請求金額}} \\ & \text{請求限度額①} < \text{請求限度額②} \text{の場合} \\ & \text{請求限度額①} \geq \boxed{\text{請求金額}} \end{aligned}$$

- (注) 1. 標題の（ ）には「既済部分」又は「指定部分」と記入する。
2. 国債に係る契約で前払金を受領している場合に使用する。

中間前金払認定請求書

令和 年 月 日

〇〇地方整備局

〇〇〇〇事務所長

〇 〇 〇 〇 殿

受注者 住所

名称

現場代理人氏名

下記工事の中間前金払の認定を、契約書第35条第5項に基づき請求します。

記

1. 工 事 名

1. 請 負 代 金 額 ¥

1. 契 約 年 月 日 令和 年 月 日 第 号

1. 工 期 自 令和 年 月 日

至 令和 年 月 日

既済部分確認請求書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

- 〇〇 地方整備局長
- 〇〇 地方整備局副局長
- 〇〇 地方整備局次長
- 〇〇 〇〇 殿

受注者 住所
名称
現場代理人氏名

下記工事の既済部分について別紙調書のとおり契約書第38条に基づき第 回
の確認を請求します。

記

1. 工 事 名

1. 契 約 年 月 日

令和 年 月 日 第 号

工事既済部分調書（第 回）

工 種 名 称	契 約 額			前 回 までの 出 来 高 (年月日から年月日まで)		今 回 までの 出 来 高 累 計 (年月日から年月日まで)		差 引 今 回 出 来 高		差 引 残 高		備 考
	数 量	単 価	金 額	数 量	※金 額	数 量	※金 額	数 量	※金 額	数 量	※金 額	
※ 合 計	主体工事の合計金額 (A)					主体工事の今回までの 出来高合計金額(B)						主体工事出来高率(C) = (B) / (A) × 100
※ 部分払の限度額												

- (注) 1. 用紙の寸法は、A 4 又は A 3 判とする。
2. 工種名称及び契約額欄は、請負代金内訳書に準じて数量及び金額を記載する。
3. ※印欄は、記載しないこと。
4. 出来高数量は、単位で記載できないものは、百分率によって記載する。(小数点以下切り捨て、この場合「約」と記入のこと)
5. 「今回までの出来高累計」欄の「年月日まで」に記入する日付は、出来高数量に対し、既済部分確認を申請した月日を記入する。

代理受領申請書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

- 〇〇 地方整備局長
- 〇〇 地方整備局副局長
- 〇〇 地方整備局次長
- 〇 〇 〇 〇 殿

受注者 住所
名称

下記工事の請負代金の内〇〇〇〇円の受領を下記の者を代理人とすることを契約書第〇〇条により申請します。

記

- 1. 工 事 名
- 1. 契 約 年 月 日 令和 年 月 日 第 号
- 1. 代 理 人 住所
氏名

(注)押印を省略する場合は、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を明記する。

工事一時中止通知書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

- 〇〇 地方整備局長
- 〇〇 地方整備局副局長
- 〇〇 地方整備局次長
- 〇 〇 〇 〇 殿

受注者 住所
名称

下記のとおり、契約書第〇〇条第1項に基づき工事の一時中止を通知します。

記

- 1. 工 事 名
- 1. 契 約 年 月 日 令和 年 月 日 第 号
- 1. 中 止 年 月 日 令和 年 月 日
- 1. 中止内容及び理由

- (注) 1. 中止内容及び理由欄は、詳細に記入すること。
2. 押印を省略する場合は、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を明記する。

工事再開通知書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

- 〇〇 地方整備局長
- 〇〇 地方整備局副局長
- 〇〇 地方整備局次長
- 〇 〇 〇 〇 殿

受注者 住所
名称

下記工事について、契約書第〇〇条第1項に基づき一時中止した工事の再開を通知します。

記

- 1. 工 事 名
- 1. 契 約 年 月 日 令和 年 月 日 第 号
- 1. 再 開 年 月 日 令和 年 月 日

(注)押印を省略する場合は、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を明記する。

解 除 通 知 書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

- 〇〇 地方整備局長
- 〇〇 地方整備局副局長
- 〇〇 地方整備局次長
- 〇 〇 〇 〇 殿

受注者 住所
名称

下記工事について、契約書第〇〇条第〇項に基づき解除します。

記

- 1. 工 事 名
- 1. 契 約 年 月 日 令和 年 月 日 第 号
- 1. 解 除 理 由

- (注) 1. 解除理由は、詳細に記入すること。
2. 押印を省略する場合は、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を明記する。

火災保険等加入通知書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

- 〇〇地方整備局長
- 〇〇地方整備局副局長
- 〇〇地方整備局次長
- 〇〇〇〇殿

受注者 住所
名称
現場代理人氏名

下記のとおり保険に加入したので、契約書第〇〇条第〇項に基づき通知します。

記

- 1. 工 事 名
- 1. 契 約 年 月 日 令和 年 月 日 第 号
- 1. 加 入 保 險 名

(注) 加入保険証券の写しを添付すること。

工期変更事前協議書

令和 年 月 日

監督職員

国土交通技官 ○ ○ ○ ○ 殿

受注者 住所
名称

下記工事について、契約書第22条に基づく工期の変更を事前協議します。

記

- | | | | | | | | |
|--------------|---|----|---|---|---|---|---|
| 1. 工 事 名 | | | | | | | |
| 1. 契 約 年 月 日 | | 令和 | 年 | 月 | 日 | 第 | 号 |
| 1. 工 期 | 自 | 令和 | 年 | 月 | 日 | | |
| | 至 | 令和 | 年 | 月 | 日 | | |
| 1. 変 更 工 期 | | 令和 | 年 | 月 | 日 | | |
| 1. 理 由 | | | | | | | |

(注) 1. 理由欄は、詳細に記入すること。

2. 押印を省略する場合は、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を明記する。

現場発生品調書

令和 年 月 日

監督職員

国土交通技官 ○ ○ ○ ○ 殿

受注者 住所

名称

現場代理人氏名

下記工事にかかる発生品を引渡します。

記

工事名			契約年月日	令和 年 月 日 第 号
品 名	規 格	単 位	数 量	摘 要

(注) くず鉄（スクラップ）の場合は、単位をkgとし重量を記載すること。

業 務 確 認 書

業 務 確 認 書						
工 事 名						
年 月 日	指 示 等 の 区 分	内 容	資 料 等 の 有 無	監 督 職 員	現 場 代理人	主 任 技術者
○年○月○日	承 諾	下記の事項について承諾 1) ○○○○の施工について承諾 港内作業許可申請書（写し）の提出	施工計画書に記載			
○年○月○日	指示（特記仕様書）	○○○○について指示	特記指示あり			
○年○月○日	指示（特記仕様書）	○○○○について指示	別紙○号のとおり			
○年○月○日	協 議	条件変更について				

(注) 設計図書に明示された、「提出・提示・通知・指示・協議・承諾・承認・確認」の事項を記入する。

なお、設計図書に記載が無い任意事項については、対象外とする。

施工体制台帳

施工体系図

令和 年 月 日

監督職員

国土交通技官 ○ ○ ○ ○ 殿

受注者 住所

名称

現場代理人氏名

下記工事の 施工体制台帳
施工体系図 を提出します。

記

1. 工 事 名

1. 契 約 年 月 日 令和 年 月 日 第 号

1. 工 期 自 令和 年 月 日

至 令和 年 月 日

(注) 不要な文字は抹消する。

施工体制台帳

【会社名・事業者ID】

【事業所名・現場ID】

建設業の 許可	許可業種		許可番号		許可(更新)年月日	
	工事業	大臣 知事 一般	第 号	第 号	年 月 日	年 月 日
	工事業	大臣 知事 一般	第 号	第 号	年 月 日	年 月 日

工事名称 及び 工事内容	住所	自 年 月 日	至 年 月 日	契 約 日	年 月 日
発注者名 及び 住所					

契約 営業所	区分	名称	住所

健康保険 等の加入 状況	保険加入 の有無	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
		加入	未加入 適用除外	加入	未加入 適用除外	加入	未加入 適用除外
		区分	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険	
		元請契約					
		下請契約					

発注者の 監督員名	権限及び意見 申出方法

監督員名	権限及び意見 申出方法
現場 代理人名	権限及び意見 申出方法
監理技術者名 主任技術者名	権限及び意見 申出方法
監理技術者補 佐名	資格内容
専門 技術者名	資格内容
資格内容	専門 技術者名
担当 工事内容	資格内容
	担当 工事内容

1号特定技能外国人の 従事状況(有無)	有	無	外国人建設就労者の 従事状況(有無)	有	無	外国人技能実習生の 従事状況(有無)	有	無

(記入要領)

- 上記の記載事項が発注者との請負契約書や下請契約書に記載ある場合は、その写しを添付することにより記載を省略することができる。
- 監理技術者又は主任技術者の配置状況について「専任・非専任」のいずれかに○印を付けること。
- 専門技術者には、土木・建築一式工事を施工する場合等でその工事に含まれる専門工事を施工するために必要な主任技術者を記載する。(監理技術者が専門技術者としての資格を有する場合は専門技術者を兼ねることができる。)
- 健康保険等の加入状況の記入要領は次の通り。
 - 各保険の適用を受ける営業所について、届出を行っていない場合には「加入」、行っていない場合「未加入」(適用を受ける営業所が複数あり、そのうち一部に行っていない場合を含む)は「未加入」に○印を付けること。元請契約又は下請契約に係る全ての営業所で各保険の適用が除外される場合は「適用除外」に○印を付けること。
 - 元請契約欄には元請契約に係る営業所について、下請契約欄には下請契約に係る営業所について記載すること。なお、元請契約に係る営業所と下請契約に係る営業所が同一の場合には、下請契約の欄に「向上」と記載すること。
 - 健康保険の欄には、事業所整理記号及び事業所番号(健康保険組合にあっては組合名)を記載すること。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載すること。
 - 厚生年金保険の欄には、事業所整理記号及び事業所番号を記載すること。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載すること。
 - 雇用保険の欄には、労働保険番号を記載すること。継続事業の一括の認可に係る営業所の場合は、本店の労働保険番号を記載すること。
- 一号特定技能外国人の従事状況について
 - 一号特定技能外国人(出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)別表第一の二の表の特定技能一号の在留資格を決定された者。)が当該建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」を○で囲むこと。
 - 外国人建設就労者の従事状況について
 - 出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)別表第一の五の表の上欄の在留資格を決定された者であって、国土交通大臣が定めるもの(以下「外国人建設就労者」という。)が建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」に○印を付けること。
- 外国人技能実習生の従事状況について
 - 出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)別表第一の二の表の技能実習生の在留資格を決定された者(以下「外国人技能実習生」という。)が当該建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」に○印を付けること。

<<<下請負人に関する事項>>

会社名・事業者ID	代表者名
住所電話番号	(TEL)
工事名称及び工事内容	
工期	自 年 月 日 至 年 月 日 契約日 年 月 日

- ※ [主任技術者、専門技術者の記入要領]
主任技術者の配置状況について[専任・非専任]のいつれかに○印を付すること。
専門技術者には、土木・建築一式工事を
3 主任技術者の資格内容(該当するものを選んで記入する)
(1)経歴年数による場合
1) 大学卒[指定学科] 3年以上の実務経験
2) 高校卒[指定学科] 5年以上の実務経験
3) その他 10年以上の実務経験
(2)資格等による場合
1) 建設業法「技術検定」
2) 建築士法「建築士試験」
3) 技術士法「技術士試験」
4) 電気工事士法「電気工事士試験」
5) 電気事業法「電気主任技術者国家試験」
6) 消防法「消防設備士試験」
7) 職業能力開発促進法「技能検定」
等]

建設業の許可	施工に必要な許可業種		許可番号		許可(更新)年月日	
	大臣知事	特定一般	大臣知事	特定一般	年	月 日
健康保険等の加入状況	加入	未加入 適用除外	加入	未加入 適用除外	年 <td>月 日</td>	月 日
	健康保険	厚生年金保険	加入	未加入 適用除外	年 <td>月 日</td>	月 日
	健康保険	厚生年金保険	加入	未加入 適用除外	年 <td>月 日</td>	月 日

- ※ [健康保険等の加入状況の記入要領]
下請契約に係る営業所以外の営業所で再下請契約を行う場合には、事業所整理記号等の欄を「下請契約」と「再下請契約」の区分に分けて、各保険の事業所整理記号等を記載すること。
各保険の適用を受ける営業所について、届出を行っている場合には「加入」、行っていない場合は「未加入」に○印を付けること。下請契約又は再下請契約に係る全ての営業所で各保険の適用が除外される場合は「適用除外」に○を付けること。
3 健康保険の欄には、事業所整理記号及び事業所番号(健康保険組合にあっては組合名)を記載すること。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載すること。
4 厚生年金保険の欄には、事業所整理記号及び事業所番号を記載すること。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載すること。
5 雇用保険の欄には、労働保険番号を記載すること。継続事業の一括の認可に係る営業所の場合は、本店の労働保険番号を記載すること。

現場代理人名	安全衛生責任者名
権限及び意見申出方法	安全衛生推進者名
※主任技術者名	雇用管理責任者名
資格内容	※専門技術者名
	資格内容
	担当工事内容

- ※ [一号特定技能外国人の従事者の状況の記入要領]
一号特定技能外国人(出入国管理及び難民認定法二の表の特定技能一号の在留資格を決定された者。)が当該建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」を○で囲むこと。
※ [外国人建設就労者の従事者の状況の記入要領]
出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)別表第一の上欄の在留資格を決定された者であって、国土交通大臣が定めるもの(以下「外国人建設就労者」という。)が建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」に○印を付けること。
※ [外国人技能実習生の従事者の状況の記入要領]
出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)別表第一の二の表の技能実習の在留資格を決定された者(以下「外国人技能実習生」という。)が当該建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」に○印を付けること。

1号特定技能外国人の従事者の状況(有無)	有	無	外国人建設就労者の従事者の状況(有無)	有	無
----------------------	---	---	---------------------	---	---

再 下 請 通 知 書

直近上位
注文者名

住所

【報告下請負業者】

元請名 称・ 事業者ID	住所
会社名・ 事業者ID	
代表者名	

<<自社に関する事項>>

工事名称 及び 工事内容	許可番号			
工期	自	至	注文者との 契約日	日
	年	年	年	日
	月	月	月	日

建設業の 許可	施工に必要な許可業種	許可番号	許可(更新)年月日
	工事業	大臣 特定 知事 一般	第 号
		大臣 特定 知事 一般	第 号

健康保険 等の加入 状況	保険加入 の有無	健康保険	厚生年金保険	雇用保険
		加入 適用除外	加入 適用除外	加入 適用除外
	事業所 整理記号等	健康保険	厚生年金保険	雇用保険

監督員名 権限及び 意見申出方法	安全衛生責任者名
	安全衛生推進者名
	雇用管理責任者名
現場代理人名	※専門技術者名
	資格内容
権限及び 意見申出方法	担当工事内容
※主任技術者名	
資格内容	

1.男特定技能外国人の 従事状況(有無)	有	無	外国人建設就労者の 従事状況(有無)	有	無
-------------------------	---	---	-----------------------	---	---

- ※ [主任技術者、専門技術者の記入要領]
主任技術者の配置状況について[専任・非専任]のいずれかに○印を付すること。
1 主任技術者、専門技術者の資格内容(該当するものを選んで記入する)
(1)経験年数による場合
1) 大学卒[指定学科] 3年以上の実務経験
2) 高校卒[指定学科] 5年以上の実務経験
3) その他 10年以上の実務経験
(2)資格等による場合
1) 建設業法「技術検定」
2) 建築士法「建築士試験」
3) 技術士法「技術士試験」
4) 電気工事士法「電気工事士試験」
5) 電気事業法「電気主任技術者国家試験」
6) 消防法「消防設備士試験」
7) 職業能力開発促進法「技能検定」等]

- ※ [健康保険等の加入状況の記入要領]
1 下請契約に係る営業所以外の営業所で再下請契約を行う場合には、事業所整理記号等の欄を「下請契約」と「再下請契約」の区分に分けて、各保険の事業所整理記号等を記載すること。
2 各保険の適用を受ける営業所について、届出を行っている場合には「加入」、行っていない場合は「適用」を受け、そのうち一部について行っていない場合は「未加入」に○印を付すること。下請契約又は再下請契約に係る全ての営業所で各保険の適用が除外される場合は「適用除外」に○を付すること。
3 健康保険の欄には、事業所整理記号及び事業所番号(健康保険組合にあっては組合名)を記載すること。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載すること。
4 厚生年金保険の欄には、事業所整理記号及び事業所番号を記載すること。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載すること。
5 雇用保険の欄には、労働保険番号を記載すること。継続事業の一括の認可に係る営業所の場合は、本店の労働保険番号を記載すること。

- ※ [一号特定技能外国人の従事状況の記入要領]
一号特定技能外国人(出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)別表第一の二の表の特定技能一号の在留資格を決定された者。)が当該建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」を○で囲むこと。

- ※ [外国人建設就労者の従事状況の記入要領]
出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)別表第一の五の表の上欄の在留資格を決定された者であって、国土交通大臣が定めるもの(以下「外国人建設就労者」という。)が建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」に○印を付けること。

- ※ [外国人技能実習生の従事状況の記入要領]
出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)別表第一の二の表の技能実習の在留資格を決定された者(以下「外国人技能実習生」という。)が当該建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」に○印を付けること。

<<<再下請負関係>>

再下請業者及び再下請契約関係について次におり報告いたします。	
会社名・事業者ID	代表者名
住所電話番号	(TEL)
工事名称及び工事内容	
工期	自 年 月 日 至 年 月 日 契約日 年 月 日

建設の許可	施工に必要な許可業種	許可番号	許可(更新)年月日
	工事業	大臣 特定 知事 一般	第 号
	工事業	大臣 特定 知事 一般	第 号

健康保険等の加入状況	保険加入の有無	健康保険	厚生年金保険	雇用保険
	事業所整理記号等	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外
	事業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険

現場代理人名	安全衛生責任者名
権限及び意見申出方法	安全衛生推進者名
※主任技術者名	雇用管理責任者名
資格内容	※専門技術者名
	資格内容
	担当工事内容

1.号特定技能外国人の従事状況(有無)	有	無	外国人技能実習生の従事状況(有無)	有	無
---------------------	---	---	-------------------	---	---

- ※ [主任技術者、専門技術者の記入要領]
主任技術者の配置状況について[専任・非専任]のいずれかに○印を付すること。
専門技術者には、土木・建築一式工事の場合等でその工事に含まれる専門工事の施工するために必要な主任技術者を記載する。(一式工事の主任技術者が専門工事主任技術者としての資格を有する場合は専門技術者を兼ねることができる。)
複数の専門工事を施工するために複数の専門技術者を要する場合は適宜欄を設けて全員を記載する。
- 3 主任技術者の資格内容(該当するものを選んで記入する)
(1) 経歴年数による場合
1) 大学卒[指定学科] 3年以上の実務経験
2) 高校卒[指定学科] 5年以上の実務経験
3) その他 10年以上の実務経験
(2) 資格等による場合
1) 建設業法「技術検定」
2) 建築士法「建築士試験」
3) 技術士法「技術士試験」
4) 電気工事法「電気工事士試験」
5) 電気事業法「電気主任技術者国家試験」
6) 消防法「消防設備士試験」

※ [健康保険等の加入状況の記入要領]

- 1 下請契約に係る営業所以外の営業所で再下請契約を行う場合には、事業所整理記号等の欄を「下請契約」と「再下請契約」の区分に分けて、各保険の事業所整理記号等を記載すること。
2 各保険の適用を受ける営業所について、届出を行っている場合には「加入」、行っていない場合は「未加入」に○印を付すること。下請契約又は再下請契約に係る全ての営業所で各保険の適用が除外される場合は「適用除外」に○を付すること。
3 健康保険の欄には、事業所整理記号及び事業所番号(健康保険組合にあっては組合名)を記載すること。一括適用の承認に係る営業所番号は、本店の整理記号及び事業所番号を記載すること。
4 厚生年金保険の欄には、事業所整理記号及び事業所番号を記載すること。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載すること。
5 雇用保険の欄には、労働保険番号を記載すること。継続事業の一括の認可に係る営業所の場合は、本店の労働保険番号を記載すること。

※ [一号特定技能外国人の従事状況の記入要領]

- 一号特定技能外国人(出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)別表第一の二の表の特定技能一号の在留資格を決定された者。)が当該建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」を○で囲むこと。

※ [外国人建設就労者の従事状況の記入要領]

- 出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)別表第一の五の表の在留資格を決定された者(以下「外国人建設就労者」という。)が建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」に○印を付すること。

※ [外国人技能実習生の従事状況の記入要領]

- 出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)別表第一の二の表の技能実習の在留資格を決定された者(以下「外国人技能実習生」という。)が当該建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」に○印を付すること。

工事作業所災害防止協議会兼施工体系図

発注者名	自	年	月	日
工事名称	至	年	月	日

元請名・事業者ID	
監督員名	
監理技術者名 主任技術者名	
監理技術者補佐名	
専門技術者名	
担当工事内容	
専門技術者名	
担当工事内容	

会社名・事業者ID	
代表者名	
許可番号	
一般/特定の別	一般 / 特定
工事内容	
安全衛生責任者	
主任技術者	
特定専門工事の区 当	有・無
専門技術者	
担当工事 内容	
工期	年 月 日～ 年 月 日

会社名・事業者ID	
代表者名	
許可番号	
一般/特定の別	一般 / 特定
工事内容	
安全衛生責任者	
主任技術者	
特定専門工事の区 当	有・無
専門技術者	
担当工事 内容	
工期	年 月 日～ 年 月 日

会社名・事業者ID	
代表者名	
許可番号	
一般/特定の別	一般 / 特定
工事内容	
安全衛生責任者	
主任技術者	
特定専門工事の区 当	有・無
専門技術者	
担当工事 内容	
工期	年 月 日～ 年 月 日

会社名・事業者ID	
代表者名	
許可番号	
一般/特定の別	一般 / 特定
工事内容	
安全衛生責任者	
主任技術者	
特定専門工事の区 当	有・無
専門技術者	
担当工事 内容	
工期	年 月 日～ 年 月 日

会長	統括安全衛生責任者
副会長	

書記	
----	--

会社名・事業者ID	
代表者名	
許可番号	
一般/特定の別	一般 / 特定
工事内容	
安全衛生責任者	
主任技術者	
特定専門工事の区 当	有・無
専門技術者	
担当工事 内容	
工期	年 月 日～ 年 月 日

会社名・事業者ID	
代表者名	
許可番号	
一般/特定の別	一般 / 特定
工事内容	
安全衛生責任者	
主任技術者	
特定専門工事の区 当	有・無
専門技術者	
担当工事 内容	
工期	年 月 日～ 年 月 日

会社名・事業者ID	
代表者名	
許可番号	
一般/特定の別	一般 / 特定
工事内容	
安全衛生責任者	
主任技術者	
特定専門工事の区 当	有・無
専門技術者	
担当工事 内容	
工期	年 月 日～ 年 月 日

会社名・事業者ID	
代表者名	
許可番号	
一般/特定の別	一般 / 特定
工事内容	
安全衛生責任者	
主任技術者	
特定専門工事の区 当	有・無
専門技術者	
担当工事 内容	
工期	年 月 日～ 年 月 日

(注) 一次下請負人となる警備会社については、商号又は名称、
現場兼住者名、工期を記入する。

会社名・事業者ID	
代表者名	
許可番号	
一般/特定の別	一般 / 特定
工事内容	
安全衛生責任者	
主任技術者	
特定専門工事の区 当	有・無
専門技術者	
担当工事 内容	
工期	年 月 日～ 年 月 日

会社名・事業者ID	
代表者名	
許可番号	
一般/特定の別	一般 / 特定
工事内容	
安全衛生責任者	
主任技術者	
特定専門工事の区 当	有・無
専門技術者	
担当工事 内容	
工期	年 月 日～ 年 月 日

会社名・事業者ID	
代表者名	
許可番号	
一般/特定の別	一般 / 特定
工事内容	
安全衛生責任者	
主任技術者	
特定専門工事の区 当	有・無
専門技術者	
担当工事 内容	
工期	年 月 日～ 年 月 日

会社名・事業者ID	
代表者名	
許可番号	
一般/特定の別	一般 / 特定
工事内容	
安全衛生責任者	
主任技術者	
特定専門工事の区 当	有・無
専門技術者	
担当工事 内容	
工期	年 月 日～ 年 月 日

会社名・事業者ID	
代表者名	
許可番号	
一般/特定の別	一般 / 特定
工事内容	
安全衛生責任者	
主任技術者	
特定専門工事の区 当	有・無
専門技術者	
担当工事 内容	
工期	年 月 日～ 年 月 日

会社名・事業者ID	
代表者名	
許可番号	
一般/特定の別	一般 / 特定
工事内容	
安全衛生責任者	
主任技術者	
特定専門工事の区 当	有・無
専門技術者	
担当工事 内容	
工期	年 月 日～ 年 月 日

会社名・事業者ID	
代表者名	
許可番号	
一般/特定の別	一般 / 特定
工事内容	
安全衛生責任者	
主任技術者	
特定専門工事の区 当	有・無
専門技術者	
担当工事 内容	
工期	年 月 日～ 年 月 日

会社名・事業者ID	
代表者名	
許可番号	
一般/特定の別	一般 / 特定
工事内容	
安全衛生責任者	
主任技術者	
特定専門工事の区 当	有・無
専門技術者	
担当工事 内容	
工期	年 月 日～ 年 月 日

作業員名簿

(年 月 日作成)

事業所の名称
・ 現場ID
所長名

本書面に記載した内容は、作業員
名簿として安全管理や労働災害
発生時の緊急連絡・対応のために元
請作業員に提供することについて、
記載者本人は同意しています。

一次会社名
・ 事業者ID

(次)会社名
・ 事業者ID

元請
確認欄
提出日 年 月 日

番号	ふりがな 氏名 技能者ID	職 種	※	生年月日		健康保険		建設業退職金 共済制度 中小企業退職金 共済制度	雇入・職長 特別教育	教 育 ・ 賞 格 ・ 免 許		入場年月日
				年齢	歳	年金保険	雇用保険			技能講習	免 許	
				年 月 日	年 月 日							年 月 日
				歳	歳							年 月 日
				年 月 日	年 月 日							年 月 日
				歳	歳							年 月 日
				年 月 日	年 月 日							年 月 日
				歳	歳							年 月 日
				年 月 日	年 月 日							年 月 日
				歳	歳							年 月 日
				年 月 日	年 月 日							年 月 日
				歳	歳							年 月 日
				年 月 日	年 月 日							年 月 日
				歳	歳							年 月 日
				年 月 日	年 月 日							年 月 日
				歳	歳							年 月 日
				年 月 日	年 月 日							年 月 日
				歳	歳							年 月 日
				年 月 日	年 月 日							年 月 日
				歳	歳							年 月 日
				年 月 日	年 月 日							年 月 日

(注)1. ※印欄には次の記号を入れる。
 (○) …現場代理人 (◎) …作業主任者 (注)2. (♀) …女性作業員 (⊙) …18歳未満の作業員
 (主) …主任技術者 (職) …職 長 (安) …安全衛生責任者 (能) …能力向上教育 (再) …危険有害業務・再発防止教育
 (外) …外国人技能実習生 (外) …外国人建設就労者 (特) …1号特定技能外国人
 (注)2. 作業主任者は作業を直接指揮する義務を負うので、同時に施工されている他の現場や、同一現場においても他の作業場所との作業主任者を兼務することは、法的に認められていないので、複数の連任としないなければならない。
 (注)3. 各社別に作成するのが原則だが、リース機械等の運転者は一緒でもよい。
 (注)4. 資格・免許等の号しを添付すること。
 (注)5. 健康保険欄には、左欄に健康保険の名称(健康保険組合、協会けんぽ、建設国民、国民健康保険)を記載。上記の保険に加入しておらず、後期高齢者である等により、国民健康保険の適用除外である場合には、左欄に「適用除外」と記載。
 (注)6. 年金保険欄には、左欄に年金保険の名称(厚生年金、国民年金)を記載。各年金の受給者である場合は、左欄に「受給者」と記載。
 (注)7. 雇用保険欄には左欄に被保険者番号の下4けたを記載。(日雇労働被保険者の場合には左欄に「日雇保険」と記載)事業主である等により雇用保険の適用除外である場合は左欄に「適用除外」と記載。
 (注)8. 建設業退職金共済制度及び中小企業退職金共済制度への加入の有無については、それぞれの欄に「有」又は「無」と記載。
 (注)9. 安全衛生に関する教育の内容(例：雇入時教育、職長教育、建設用リフトの運転に係る特別教育)については「雇入・職長特別教育」欄に記載。
 (注)10. 建設工事に係る知識及び技術又は技能に関する資格(例：登録○○基幹技能者、○級○○施工管理技士)を有する場合は、「免許」欄に記載。
 (注)11. 記載事項の一部について、別紙を用いて記載しても差し支えない。

休日作業願

令和 年 月 日

監督職員

国土交通技官 ○ ○ ○ ○ 殿

受注者 住所

名称

現場代理人氏名

下記のとおり休日作業を実施しますので承諾願います。

記

1. 工 事 名

1. 契 約 年 月 日 令和 年 月 日 第 号

1. 工 期 自 令和 年 月 日

至 令和 年 月 日

1. 休 日 作 業 日 令和 年 月 日

1. 作 業 内 容

1. 休 日 作 業 理 由

1. 就 業 人 員

1. 休日現場管理体制

令和 年 月 日

〇〇地方整備局
〇〇〇〇事務所長
〇〇〇〇 殿

受注者 住所
名称

事故災害 死亡
負傷 発生報告について
物損

標記について、下記のとおり報告します。

記

- 1. 工 事 名
- 1. 契 約 年 月 日 令和 年 月 日 第 号
- 1. 工 期 自 令和 年 月 日
至 令和 年 月 日
- 1. 請 負 代 金 額 ¥
- 1. 下 請 等 の 会 社 名 (該当する場合のみ)
- 1. 下 請 等 の 作 業 名 (")
- 1. 被 災 者 氏名、生年月日 (年齢)
- 1. 災 害 発 生 日 時
- 1. 災 害 発 生 場 所
- 1. 作 業 名
- 1. そ の 他 〈別紙-1〉のとおり

添付資料 労働基準監督署への提出資料の写し（工事再開時のものでよい。
ただし、現場検証等が継続されており事故原因等の詳細が不明
の場合は判明次第提出する。又、そのむねの状況を申し添える
こと。）を添付する。

(注)押印を省略する場合は、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を明記
する。

(別紙-1)

被災者	被令	年 月 日生 (才)	氏名	性別	現職経験年数 年 月	職 種			
	被災の位	1. 頭 部 (頭蓋部、眼、耳、口、鼻、顔、歯) 2. 頸 部 3. 背 部 4. 胸 部 5. 腹 部 6. 骨盤部 7. 上肢部 (肩、上腕、ひじ、前腕、手首、手、指) 8. 下肢部 (臀部、大腿、ひざ、下腿、足首、足、足指) 9. 複合部位 10. その他 ()							
	被災の質	1. 打撲傷 2. 創 傷 3. 刺 傷 4. 骨 折 5. 切 断 6. 関節の障害 7. 火 傷 8. 難 聴 9. 失 明 10. 窒 息 11. 中 毒 12. 臓器破裂 13. その他 ()							
	休業日数	1. 0~3	2. 4~8	3. 9~15	4. 16~30	5. 31以上	6. 死 亡	休業日数	日
	分類	1. 労災適用 2. 労災非適 (船員法適用) 3. 労災非適 (その他) 4. 公衆災害							
災害発生状況	概況	工事名							
	発生日時	令和 年 月 日 (曜) 前・後 時 分頃		災害発生場所	被災者が従事していた「工種」及び「作業名」 陸上・海上 () 工種コード番号 作業名コード番号 () ()				
	気象・海象	天 候	波 (m)	風 (m/sec)	気温 (°C)	視 程 (m)	うねり	航跡波	
	1. 晴れ 4. 雪 2. 曇り 5. 霧 3. 雨 6. その他 ()	1. 殆ど波がない (~ 0.3) 2. やや波がある (0.3~1.0) 3. やや波が高い (1.0~1.5) 4. 波 が 高 い (1.5 以上)	1. 微風 (~ 2) 2. 弱風 (2~ 4) 3. 中風 (4~ 8) 4. 強風 (8~15) 5. 烈風 (15以上)	1. ~ 0 2. 0~10 3. 10~20 4. 20~30 5. 30以上	1. 0~ 50 2. 50~ 200 3. 200~ 500 4. 500~1,000 5. 1,000以上	1. 有 2. 無	1. 有 2. 無		
生起原因物	1. 原動機 2. 動力電動機構 3. 木工機械 4. 車両系建設機械 (整地、運搬、積込用、掘削用、基礎工事用、締固用) 5. 車両系荷役運搬機械等 6. コンクリート機械 7. 舗装機械 8. 作業船 9. 他に属さない建設機械 10. 他に属さない機械 11. 足場、通路 12. 作業床等 13. 支保工 14. 物上げ装置 (クレーン、移動式クレーン、ウインチ、ジャッキ等) 15. コンベア 16. 乗 物 17. 電気設備 18. 圧力容器 19. 溶接装置 20. 動力工具 21. 手工具・用具 22. 仮設物・建造物等 23. 荷 24. 材料等 (木材、石材、鋼材等) 25. 環境等 (水、危険有害環境、風、雪、雨、その他) 26. その他の起因物 () 27. 起因物なし								
	加害物	1. 地 面 2. 甲 板 3. 作業床 4. 通 路 5. 階段・梯子等 6. 飛来物 7. 落下物 8. 崩壊・倒壊 9. 装 置 10. 用具等 11. 海水等 12. 電気的エネルギーによるもの 13. 化学的エネルギーによるもの 14. 熱エネルギーによるもの 15. 起因物と同じ 16. その他の加害物 () 17. 加害物なし							
	事故の型	1. 墜落・転落 2. 転 倒 3. 激 突 4. 飛来、落下物にあたる 5. 崩壊・倒壊 6. 激突され 7. 投げた物にあたる 8. はさまれ、巻き込まれ 9. 切れ、こすれ 10. 踏み抜き 11. おぼれ 12. 高温の物との接触 13. 有害物等との接触 14. 感 電 15. 爆 発 16. 破 裂 17. 火 災 18. 交通事故 19. 動作の反動・無理な動作 20. 異物 (眼、耳、鼻) 21. 圧重され (落下物、重量物、車両等) 22. 騒音吸収 23. その他 ()							
事故分類	事故分類コード								
事故要因		人的要因 (共通要因)		人的要因	物的要因	管理的要因			
	危害を加える行為をした人	A()B()C()D()		() () () その他 []	() () ()	() () ()			
	危害を受けた者	A()B()C()D()		() () () その他 []	() () ()	() () ()			
	自らの行動で被災した者	A()B()C()D()		() () () その他 []	その他 []	その他 []			
工事全体の進捗度		計画 () %	実績 () %	当該作業の進捗度	計画 () %	実績 () %			
被災経緯	(時系列で記入)			事故防止対策					

※災害発生状況図は、必要に応じて別途添付すること。

(参考-1)

災害発生報告<別紙-1>記入要領

1. 被災者

- ①被災者の生年月日、氏名、性別、現場経験年数、職種を記入下さい。
- ②該当する被災の部位に○を記入下さい。その他の場合は、()内に具体的内容を記入下さい。
- ③該当する被災の性質に○を記入下さい。その他の場合は、()内に具体的内容を記入下さい。
- ④該当する休業日数に○をつけると共に、実際の休業日数を記入下さい。
- ⑤該当する災害の分類に○を記入下さい。

2. 災害発生状況

- ①工事の契約件名を記入すると共に工事の概況を記入下さい。
- ②災害の発生日時、災害発生場所、被災者が従事していた「工種」及び「作業名」のコードを記入下さい。
- ③災害発生時の気象・海象状況について、該当する項目に○を記入下さい。その他の場合は、具体的内容を()内に記入下さい。
- ④該当する起因物に○を記入下さい。その他の起因物の場合は、具体的内容を()内に記入下さい。なお起因物については、参考-3を参照下さい。
- ⑤該当する加害物に○を記入下さい。その他の加害物の場合は、具体的内容を()内に記入下さい。なお加害物については、参考-3を参照下さい。
- ⑥該当する事故の型に○を記入下さい。その他の場合は、具体的内容を()内に記入下さい。なお事故の型については、参考-4を参照下さい。

3. 事故の分類は、事故分類コード表(参考 5-1)から、該当するコードを選び記入下さい。

4. 事故要因

- ①人的要因、物的要因、管理的要因それぞれについて関与度の高い順に最大4つまで要因コード表(参考 5-2)から選んで記入下さい。なお該当する要因コードが存在せず、その他を選んだ場合には99を記入した上で、その内容を[]内に記入下さい。
- ②人的要因(共通要因)については、以下に示す事故に直接関係した者(当該現場関係者に限る)を対象に当該事故に当てはまる事故関係者毎にどれか1つに○を記入下さい。

- ◎事故に直接関係した者
- ・危害を加える行為をした者
(例：後方確認を怠って他の者に危害を加えたダンプ運転手等)
 - ・危害を受けた者
(例：ダンプの後方移動に気づかずにダンプに轢かれた作業員等)
 - ・自らの行動で被災した者
(例：足場移動時に安全帯をはずして墜落した作業員等)

また、事故に直接関係した者が複数いる場合は、()内に人数もあわせて記入下さい。

- ③人的要因(共通要因)の記入にあたっては、人的要因・共通要因の設定に関するフローチャートを参考とし、当該現場関係者が、それぞれの関係者にどのような状況判断して行動を起こした結果、事故に至ったかを聞き取り調査して共通要因を欄を記入下さい。
したがって、死亡者については聞き取りが不可能なためこの欄は空欄となります。

5. 工事全体の進捗度

- ①事故当日までの工事全体の計画での進捗度と実績の進捗度とを記入下さい。
- ②事故当日までの当該作業の計画での進捗度と実績の進捗度とを記入下さい。

6. 被災経緯

当該現場において被災者の事故に至る経緯と状況を記入下さい。

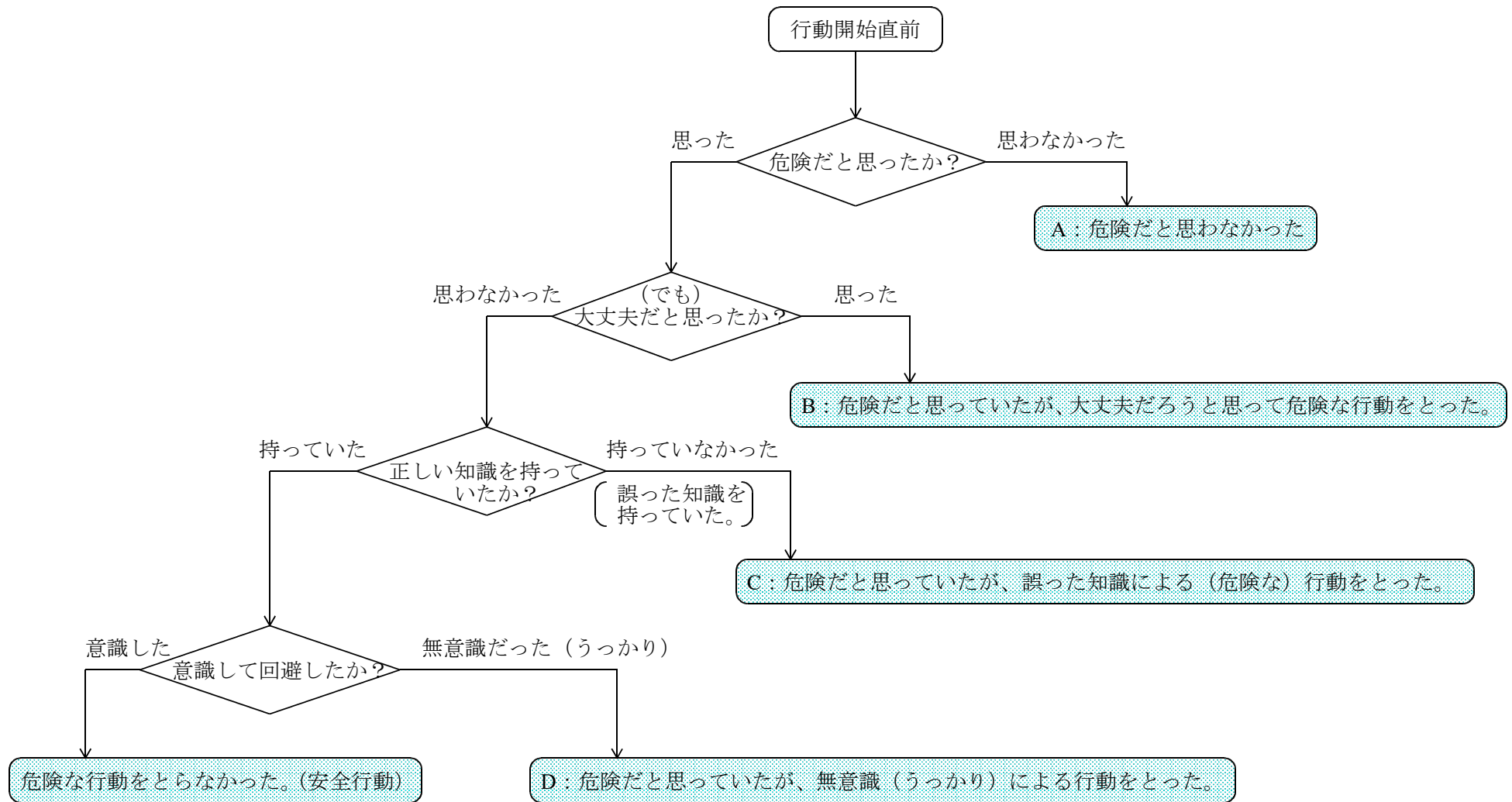
7. 事故防止対策

上記事故の原因を除去するために必要と考えられる対策を具体的に記入下さい。この場合、災害発生後、対策協議会などが設置された場合は、そこで検討された結果を記入し、特にその種の組織が設置されなかった場合でも、安全担当者がこの欄を記入下さい。同時に、同種の災害を防止するためとらうとしている措置についても記入下さい。

被 災 者	年令	S ○○年○○月○○日生(○○才)		氏名	山川 二郎		性別	男		現職経験年数	年 8月		職 種	潜水士						
	被災の部位	1. 頭 部 (頭蓋部、眼、耳、口、鼻、顔、歯) 2. 頸 部 3. 背 部 4. 胸 部 5. 腹 部 6. 骨盤部 7. 上肢部 (肩、上腕、ひじ、前腕、手首、手、指) 8. 下肢部 (臀部、大腿、ひざ、下腿、足首、足、足指) 9. 複合部位 10. その他 (死 亡)																		
	被災の質	1. 打撲傷 2. 創 傷 3. 刺 傷 4. 骨 折 5. 切 断 6. 関節の障害 7. 火 傷 8. 難 聴 9. 失 明 10. 窒 息 11. 中 毒 12. 臓器破裂 13. その他 ()																		
	休業日数	1. 0~3 2. 4~8 3. 9~15 4. 16~30 5. 31以上 6. 死 亡											休業日数	- 日						
	分類	1. 労災適用 2. 労災非適 (船員法適用) 3. 労災非適 (その他) 4. 公衆災害																		
災 害 発 生 状 況	概況	工事名 ○○港○○航路 (-13m) 浚渫工事 ○○港○○航路 (-13m) をポンプ式浚渫船により浚渫するものである。 (浚渫工 A=○○○m2、V=○○○m3)																		
	発生日時	令和○○年○月○日 (○曜) 前・後 ○時 ○分頃				災害発生場所 陸上・海上 (○○埋立護岸地先)				被災者が従事していた「工種」及び「作業名」 工種コード番号 作業名コード番号 (5) (30)										
	気象	天 候		波 (m)		風 (m/sec)		気温 (°C)		視 程 (m)		うねり		航跡波						
	象 象	1. 晴れ 4. 雪 2. 曇り 5. 霧 3. 雨 6. その他		1. 殆ど波がない (~ 0.3) 2. やや波がある (0.3 ~ 1.0) 3. やや波が高い (1.0 ~ 1.5) 4. 波 が 高 い (1.5 以上)		1. 微風 (~ 2) 2. 弱風 (2 ~ 4) 3. 中風 (4 ~ 8) 4. 強風 (8 ~ 15) 5. 烈風 (15 以上)		1. ~ 0 2. 0 ~ 10 3. 10 ~ 20 4. 20 ~ 30 5. 30 以上		1. 0 ~ 50 2. 50 ~ 200 3. 200 ~ 500 4. 500 ~ 1,000 5. 1,000 以上		1. 有 2. 無 3. 有 4. 有		1. 有 2. 無 3. 有 4. 有						
生起原因	1. 原動機 2. 動力電動機構 3. 木工機械 4. 車両系建設機械 (整地、運搬、積込用、掘削用、基礎工事用、締固用) 5. 車両系荷役運搬機械等 6. コンクリート機械 7. 舗装機械 8. 作業船 9. 他に属さない建設機械 10. 他に属さない機械 11. 足場、通路 12. 作業床等 13. 支保工 14. 物上げ装置 (クレーン、移動式クレーン、ウインチ、ジャッキ等) 15. コンベア 16. 乗 物 17. 電気設備 18. 圧力容器 19. 溶接装置 20. 動力工具 21. 手工具・用具 22. 仮設物・建造物等 23. 荷 24. 材料等 (木材、石材、鋼材等) 25. 環境等 (水、危険有害環境、風、雪、雨、その他) 26. その他の起因物 () 27. 起因物なし																			
加害物	1. 地 面 2. 甲 板 3. 作業床 4. 通 路 5. 階段・梯子等 6. 飛来物 7. 落下物 8. 崩壊・倒壊 9. 装 置 10. 用具等 11. 海水等 12. 電気的エネルギーによるもの 13. 化学的エネルギーによるもの 14. 熱エネルギーによるもの 15. 起因物と同じ 16. その他の加害物 () 17. 加害物なし																			
事故の型	1. 墜落・転落 2. 転 倒 3. 激 突 4. 飛来、落下物にあたる 5. 崩壊・倒壊 6. 激突され 7. 投げた物にあたる 8. はさまれ、巻き込まれ 9. 切れ、こすれ 10. 踏み抜き 11. おぼれ 12. 高温の物との接触 13. 有害物等との接触 14. 感 電 15. 爆 発 16. 破 裂 17. 火 災 18. 交通事故 19. 動作の反動・無理な動作 20. 異物 (眼、耳、鼻) 21. 圧重され (落下物、重量物、車両等) 22. 騒音吸収 23. その他 ()																			
事故分類	事故分類コード 1306																			
事 故 要 因			人的要因 (共通要因)				人的要因				物的要因				管理的要因					
	危害を加える行為をした人		A()B()C()D()				() () () その他 []				(03) (04) () ()				(15) (14) (04) ()					
	危害を受けた者		A()B()C()D()				() () () その他 []				() () ()				() () ()					
	自らの行動で被災した者		A()B()C()D()				(02)() () () その他 []				その他 []				その他 []					
工事全体の進捗度		計画 (○○) %				実績 (○○) %				当該作業の進捗度		計画 (○○) %				実績 (○○) %				
被災経緯	(時系列で記入) ポンプ式浚渫船による浚渫工事を完了後、ヘドロ層に埋設している沈設管を揚船で吊り上げながら送気して浮上させることとし、潜水士が吊り上げ用ワイヤーロープを沈設管にかけ、引き上げを行っては、ワイヤーロープをはずす作業を繰り返して進めていたところ、空気漏れしていたフランジ箇所の継目が破断して沈設管が急に浮上した。その時、浮上する鉄管が潜水士のエアホースに接触してホースを切断し潜水士が窒息死したものである。				事故防止対策				(1)揚船のクレーン等で吊り上げを行うときは一時潜水作業を中止させて潜水士船で待機させる。 (2)潜水作業を行うときは、浮上沈設管の空気圧を下げる。また、フローターで管を受けとめる措置を講ずる。 (3)沈設期間を考慮して、フランジ等の強固な新鉄管、ボルト等を使用する。 (4)埋設の甚だしいときは、土砂を撤去してから吊り上げる等の撤去方法を検討し、関係者に説明し徹底する。 (5)潜水深度のいかんにかかわらず、免許を有する経験者を使用する。											

※災害発生状況図は、必要に応じて別途添付すること。

【人的要因・共通要因の設定に関するフローチャート】



(参考－ 3)

起因物と加害物

(定義)

起因物

起因物とは、災害をもたらすもととなった機械、装置、もしくはその他の物または環境などをいう。

一般的には、不安全・不衛生な状態があったものを指している。

災害発生に当たっての主因であって、何らかの不安全・不衛生な状態が存在するものを決定するが、災害発生の主因が人のみによる場合には次の順により選択する。

(1) 操作または取扱いをした物

墜落などの場合は、作業面とする。

(2) 加害物

(3) 起因物なし

加害物

加害物とは、直接人に触れて危害を加えたものをいう。起因物と加害物とは、同じ物である場合もあり、異なる場合もある。

事故の型分類

分類項目	説明
墜落、転落	<p>人が樹木、建築物、足場、機械、乗物、はしご、階段、斜面等から落ちることをいう。</p> <p>乗っていた場所がくずれ、動揺して墜落した場合、砂ビン等による蟻地獄の場合を含む。</p> <p>車両系機械などとともに転落した場合を含む。</p> <p>交通事故は除く。</p> <p>感電して墜落した場合には感電に分類する。</p>
転倒	<p>人がほぼ同一平面上でころぶ場合をいい、つまづきまたはすべりにより倒れた場合等をいう。</p> <p>車両系機械などとともに転倒した場合を含む。</p> <p>交通事故は除く。</p> <p>感電して倒れた場合には感電に分類する。</p>
激突	<p>墜落、転落および転倒を除き、人が主体となって静止物または動いている物にあたった場合をいい、つり荷、機械の部分等に人からぶつかった場合、飛び降りた場合等をいう。</p> <p>車両系機械などとともに激突した場合を含む。</p> <p>交通事故は除く。</p>
飛来、落下	<p>飛んでくる物、落ちてくる物等が主体となって人にあたった場合をいう。</p> <p>研削といしの破裂、切断片、切削粉等の飛来、その他自分が持っていた物を足の上に落としした場合を含む。</p> <p>容器等の破裂によるものは破裂に分類する。</p>
崩壊、倒壊	<p>堆積した物(はい等を含む)、足場、建築物等がくずれ落ちまたは倒壊して人にあたった場合をいう。</p> <p>立てかけてあった物が倒れた場合、落盤、なだれ、地すべり等の場合を含む。</p>
激突され	<p>飛来落下、崩壊、倒壊を除き、物が主体となって人にあたった場合をいう。</p> <p>つり荷、動いている機械の部分などがあたった場合を含む。</p> <p>交通事故は除く。</p>
はさまれ、巻き込まれ	<p>物にはさまれる状態および巻き込まれる状態でつぶされ、ねじられる等をいう。プレス of 金型、鍛造機のハンマ等による挫滅創等はここに分類する。</p> <p>ひかれる場合を含む。</p> <p>交通事故は除く。</p>
切れ、こすれ	<p>こすられる場合、こすられる状態で切られた場合等をいう。</p> <p>刃物による切れ、工具取扱中の物体による切れ、こすれ等を含む。</p>
踏み抜き	<p>くぎ、金属片等を踏み抜いた場合をいう。</p> <p>床、スレート等を踏み抜いたものを含む。</p> <p>踏み抜いて墜落した場合は墜落に分類する。</p>
おぼれ	<p>水中に墜落しておぼれた場合を含む。</p>

分類項目	説明
高温・低温の物との接触	<p>高温または低温の物との接触をいう。</p> <p>高温または低温の環境下にばく露された場合を含む。</p> <p>〔高温の場合〕</p> <p>火炎、アーク、熔融状態の金属、湯、水蒸気等に接触した場合をいう。</p> <p>炉前作業の熱中症等高温環境下にばく露された場合を含む。</p> <p>〔低温の場合〕</p> <p>冷凍庫内等低温の環境下にばく露された場合を含む。</p>
有害物等との接触	<p>放射線により被ばく、有害光線による障害、CO中毒、酸素欠乏症ならびに高気圧、低気圧等有害環境下にばく露された場合を含む。</p>
感電	<p>帯電体にふれ、または放電により人が衝撃を受けた場合をいう。</p> <p>〔起因物との関係〕</p> <p>金属製カバー、金属材料等を媒体として感電した場合の起因物は、これらが接触した当該設備、機械装置に分類する。</p>
爆発	<p>圧力の急激な発生または開放の結果として、爆音をともなう膨張等が起こる場合をいう。</p> <p>破裂を除く。</p> <p>水蒸気爆発を含む。</p> <p>容器、装置等の内部で爆発した場合は、容器、装置等が破裂した場合であってもここに分類する。</p> <p>〔起因物との関係〕</p> <p>容器、装置等の内部で爆発した場合の起因物は、当該容器装置等に分類する。</p> <p>容器、装置等から内容物が取り出されまたは漏えいした状態で当該物質が爆発した場合の起因物は、当該容器、装置に分類せず、当該内容物に分類する。</p>
破裂	<p>容器、または装置が物理的な圧力によって破裂した場合をいう。</p> <p>圧かきを含む。</p> <p>研削といしの破裂等機械的な破裂は飛来落下に分類する。</p> <p>〔起因物との関係〕</p> <p>起因物としてはボイラー、圧力容器、ボンベ、化学設備等がある。</p>
火災	<p>〔起因物との関係〕</p> <p>危険物の火災においては危険物を起因物とし、危険物以外の場合においては火源となったものを起因物とする。</p>
交通事故(道路)	<p>交通事故のうち道路交通法適用の場合をいう。</p>
交通事故(その他)	<p>交通事故のうち、船舶、航空機および公共輸送用の列車、電車等による事故をいう。</p> <p>公共輸送用の列車、電車等を除き、事業場構内における交通事故はそれぞれ該当項目に分類する。</p>

分類項目	説明
動作の反動、無理な動作	<p>上記に分類されない場合であって、重い物を持ち上げて腰をぎっくりさせたというように身体の動き、不自然な姿勢、動作の反動などが起因して、すじをちがえる、くじく、ぎっくり腰およびこれに類似した状態になる場合をいう。</p> <p>バランスを失って墜落、重い物を持ちすぎて転倒等の場合は無理な動作等が関係したものであっても、墜落、転倒等に分類する。</p>
その他	<p>上記のいずれにも分類されない傷の化膿、破傷風等をいう。</p>
分類不能	<p>分類する判断資料に欠けて分類困難な場合をいう。</p>

A 4 横 (554頁)

(参考-5-1)

事故分類コード番号

A 4 横 (555頁)

(参考-5-2)

事故分類コード番号

工種別・作業別分類表

工 種 別

作 業 別

コード 番号	工 種	コード 番号	工 種	コード 番号	作 業 名	コード 番号	作 業 名	コード 番号	作 業 名
1	深 浅 測 量	29	その他	1	従業員の移動(事務所～作業現場間、現場間等)	29	海 上 浮 動 管 布 設 ・ 撤 去	57	目 地
2	探 査 工		()	2	作 業 準 備	30	沈 設 管 布 設 ・ 撤 去	58	コ ン ク リ ー ト 混 合
3	土 質 調 査			3	装 備 機 械 器 具 等 の 点 検 ・ 整 備	31	受 枠 布 設 ・ 撤 去 (陸 上)	59	モ ル タ ル 混 合 ・ 注 入
4	環 境 調 査			4	材 料、資 材 等 の 積 込 み、積 下 ろ し (機 械 等 に よ る)	32	〃 (海 上)	60	コ ン ク リ ー ト 運 搬 ・ 打 設 (陸 上)
5	浚 渫 ・ 床 掘 り			5	〃 (人 力 に よ る)	33	受 枠 管 布 設 ・ 撤 去	61	コ ン ク リ ー ト 運 搬 ・ 打 設 (海 上)
6	地 盤 改 良			6	材 料、資 材 等 の 運 搬 (人 力 に よ る)	34	グ ラ ブ 浚 渫	62	渡 版 運 搬 ・ 据 付
7	洗 掘 防 止 マ ッ ト			7	〃 (陸 上)	35	デ イ ッ パ ー 浚 渫	63	路 床 材 料 の 敷 均 し ・ 整 地
8	捨 石 及 び 均 し			8	〃 (海 上)	36	砕 岩 浚 渫	64	路 盤 材 料 の 敷 均 し ・ 整 地
9	杭 及 び 矢 板			9	電 気 設 備	37	床 掘	65	路 床 ・ 路 盤 の 転 圧
10	控 工			10	ア ー ク 溶 接 (陸 上)	38	土 運 搬	66	コ ン ク リ ー ト 舗 装
11	ケーソン製作(陸上施工)			11	〃 (水 中)	39	土 砂 ・ 石 材 等 の 陸 上 投 入	67	ア ス フ ェ ル ト コ ン ク リ ー ト 舗 装
12	〃 (フローティングドック)			12	ガ ス 溶 接 ・ 切 断	40	〃 海 上 投 入	68	タ ッ ク 及 び プ ラ イ ム コ ー ト
13	〃 (トライトドック)			13	作 業 船 の 転 船	41	土 砂 ・ 石 材 等 の 陸 上 均 し	69	係 船 柱 取 付
14	ケーソン海上打継ぎ			14	船 舶 等 の 接 舷 ・ 係 留	42	〃 水 中 均 し	70	防 舷 材 取 付
15	〃 進 水			15	舷 外 及 び 揚 投 錨	43	砂 杭 等 の 打 込 み (陸 上)	71	車 止 及 び 縁 金 物 取 付
16	〃 曳航・据付			16	測 量 檣 等 の 設 置 ・ 撤 去	44	〃 (海 上)	72	電 気 防 食 工
17	コンクリートブロック製作			17	足 場 の 組 立 ・ 解 体 等	45	深 層 混 合 処 理	73	伐 開 ・ 表 土 除 去
18	〃 転 置			18	曳 航 ・ 回 航	46	マ ッ ト 等 の 敷 設	74	掘 削 (機 械 施 工)
19	〃 据 付			19	陸 上 測 量	47	杭 及 び 矢 板 打	75	〃 (人 工 施 工)
20	中 詰			20	測 深 (海 上)	48	腹 起 し	76	整 地 作 業 (機 械 施 工)
21	上 部 工			21	磁 気 探 査 (陸 上)	49	タ イ ロ ッ ト 及 び タ イ ワ イ ヤ ー 取 付	77	石 積 ・ 石 張
22	舗 装			22	〃 (海 上)	50	受 杭 ・ 胴 木 布 設 ・ 撤 去	78	コ ン ク リ ー ト ブ ロ ッ ク 積
23	けい船岸付属工			23	潜 水 作 業 (調 査 等)	51	ケーソン・ブロック等の吊上げ、吊下ろし(進水、仮置、浮上、転置、据付時)	79	破 裂
24	溶 接 及 び 切 断			24	潜 水 探 査	52	フ ロー テ ィ ン グ ド ッ ク、斜 路、ト ラ イ ト ド ッ ク に よ る 進 水	80	張 芝 ・ 筋 芝
25	土 工			25	試 錐	53	鉄 筋 加 工	81	播 種
26	埋 立			26	流 況 調 査	54	鉄 筋 運 搬 ・ 組 立	82	種 子 吹 付
27	植 生 工			27	水 質 ・ 底 質 調 査	55	型 枠 組 立 ・ 解 体	83	汚 濁 防 止 膜 布 設 ・ 撤 去
28	汚濁防止膜工			28	ボ ン プ 浚 渫	56	支 保 工 の 組 立 ・ 解 体	84	その他()

創意工夫・社会性等に関する実施状況

工 事 名	受注者名	
項 目	評 価 内 容	実 施 内 容
<input type="checkbox"/> 創意工夫 自ら立案実施した創意工夫や技術力	<input type="checkbox"/> 施工	<ul style="list-style-type: none"> ・施工に伴う器具、工具、装置等の工夫 ・コンクリート二次製品等の代替材の適用 ・施工方法の工夫、施工環境の改善 ・仮設備計画の工夫 ・施工管理の工夫 ・ICT（情報通信技術）の活用 等
	<input type="checkbox"/> 新技術活用	NETIS登録技術のうち <ul style="list-style-type: none"> ・試行技術の活用 ・「少実績優良技術」の活用 ・「少実績優良技術」を除く「有用とされる技術」の活用 ・試行技術及び「有用とされる技術」以外の新技術の活用
	<input type="checkbox"/> 品質	<ul style="list-style-type: none"> ・土工、設備、電気の品質向上の工夫 ・コンクリートの材料、打設、養生の工夫 ・鉄筋、コンクリート二次製品等使用材料の工夫 ・配筋、溶接作業等の工夫 等
	<input type="checkbox"/> 安全衛生	<ul style="list-style-type: none"> ・安全衛生教育・講習会・パトロール等の工夫 ・仮設備の工夫 ・作業環境の改善 ・交通事故防止の工夫 ・環境保全の工夫 等
<input type="checkbox"/> 社会性等 地域社会や住民に対する貢献	<input type="checkbox"/> 地域への貢献等	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺環境への配慮 ・現場環境の周辺地域との調和 ・地域住民とのコミュニケーション ・災害時など地域への支援・行政などによる救援活動への協力 等

1. 該当する評価内容の項目のにレマークを記入する。
2. 具体的内容の説明として、写真・ポンチ絵等を別紙説明資料に整理する。

創意工夫・社会性等に関する実施状況（説明資料）

工 事 名			／
項 目		評 価 内 容	
実 施 内 容			
(説 明)			
(添付図)			

説明資料は簡潔に作成するものとし、必要に応じて別葉とする。

建設業退職金共済証紙購入状況報告書

契約月日	令和 年 月 日	契 約 額	金	円
<p>(掛金収納書を添付する。)</p>				
<p>(掛金収納書を添付しない理由)</p>				
<p>上記のとおり共済証紙を購入したので報告します。</p> <div style="text-align: right; margin-right: 100px;">令和 年 月 日</div> <p>支出負担行為担当官</p> <p>○ ○ 地 方 整 備 局 長</p> <p>○ ○ 地 方 整 備 局 副 局 長</p> <p>○ ○ 地 方 整 備 局 次 長</p> <p style="padding-left: 40px;">○ ○ ○ ○ 殿</p> <div style="text-align: right; margin-right: 100px;">(受注者)</div>				

情報取扱者名簿及び情報管理体制図

①情報取扱者名簿 (情報取扱者は本工事の遂行のために最低限必要な範囲の者とする(※1))

		氏名	住所 (※5)	生年月日 (※5)	会社名・ 所属部署	役職
情報管理責任者 (※2)	A					
情報取扱管理者 (※3)	B					
	C					
業務従事者 (※4)	D					
	E					
再委託先	F					

(※1) 受注者における情報取扱者の範囲については、必要に応じ受発注者間で協議すること。

(※2) 本工事における情報の取扱いのすべてに責任を有する者。

(※3) 本工事の進捗状況などの管理を行う者で、本工事で知り得た保護すべき情報を取り扱う可能性のある者。

(※4) 本工事で知り得た保護すべき情報を取り扱う可能性のある者。

(※5) 住所及び生年月日が記載されている書類を発注者に対して提示することをもって様式の提出に代えることができる。

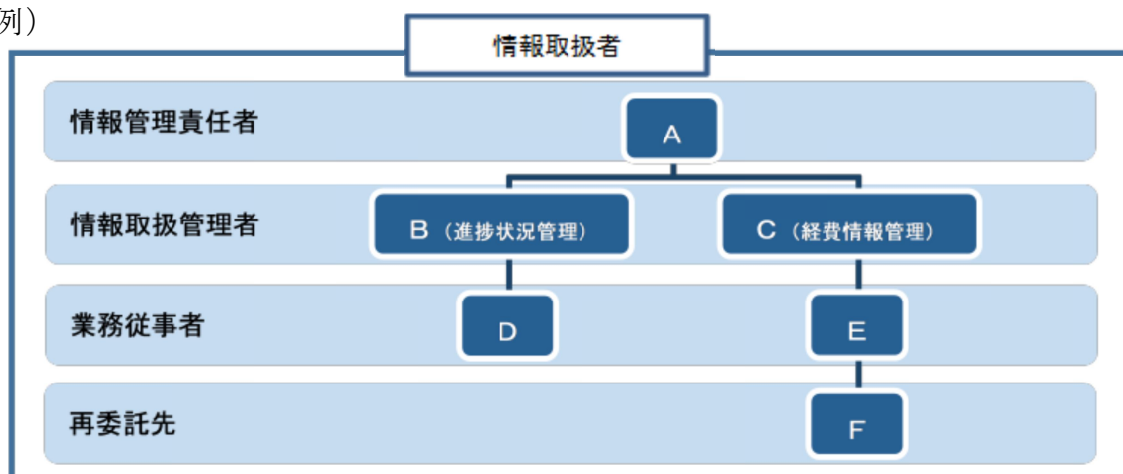
ただし、発注者の求めに応じて再度提示できるよう適切に当該書類を保管すること。

※このほか、日本国籍以外の国籍を有する者については、国籍やパスポート番号等を別途報告するものとする。

なお、報告の方法については、受発注者間で協議して決定することができる。

②情報管理体制図

(例)



③その他

- ・別途提出している資料により必要な情報を確認できることを発注者が認める場合には、当該資料で代用することができる。
- ・可能な範囲で、社内で定める情報管理規則等の内規を別途添付すること。
- ・必要に応じ、追加で資料の提出を求める場合がある。

様式番号 62
令和〇年〇月〇日

〇〇地方整備局長
〇〇地方整備局副局長
〇〇地方整備局次長
〇 〇 〇 〇 殿

受 注 者 住 所
名 称

情報取扱者名簿及び情報管理体制図の変更について

令和〇年〇月〇日付で提出した「情報取扱者名簿及び情報管理体制図（様式番号61）」について、別添のとおり変更したので、同意されたく申請します。

工事打合せ簿（指示・協議・承諾・提出・報告・通知書）

監督職員

国土交通技官 ○○ ○○ 殿

受注者 住所 ○○○○○○

名称 ○○○○○○

現場代理人氏名 ○○ ○○

発議者	<input type="checkbox"/> 発注者 <input type="checkbox"/> 受注者	発議年月日	令和 年 月 日
発議事項	<input type="checkbox"/> 指示 <input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 通知 <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 報告 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> その他 ()		
工事名			
※1下記について、契約書第○○条第○○項に基づき○○します。 (内容)			
添付図		葉、その他添付図書	
※2変更見込み概算額		万円 <input type="checkbox"/> 増 <input type="checkbox"/> 減 但し参考値であり、契約変更額を拘束するものではない	
処理・回答	発注者	上記について <input type="checkbox"/> 指示 <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> 受理 します。 <input type="checkbox"/> その他 [] 年月日:	
	受注者	上記について <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> 報告 <input type="checkbox"/> 受理 します。 <input type="checkbox"/> その他 [] 年月日:	

- (注) 1. 該当する□内にレを記入すること。
 2. ※1は、書類の種類毎に適宜記載する。
 3. ※2は、変更見込み概算額の指示が必要な場合に記載する。

提出書類様式一覧（発注者作成分）

様式 番号	提出書類名	関連条項等		書類の作成者・宛名	
		契約書	共通仕様書	作成者	宛名
1	契約保証増額請求書	第4条第5項		発注者	受注者
2	監督職員通知書	第9条第1項、 第2項、第3項		発注者	受注者
4	下請負人通知請求書	第7条		監督職員	現場代理人
5	措置請求書	第12条第1項、第2項		監督職員	受注者
6	措置結果通知書	第12条第5項		発注者	受注者
7	資料等請求書	第14条第3項、第5項 第60条第1項		監督職員	現場代理人
8	支給材料 貸与物件 使用請求書	第15条第5項		監督職員	現場代理人
10	改造請求書	第17条第1項		監督職員	現場代理人
11	破壊検査通知書	第17条第3項 第32条第2項 第38条第3項 第39条第2項 第54条第1項		監督職員 又は 検査職員	現場代理人
12	調査結果通知書	第18条第3項		発注者	現場代理人
13	工事一時中止通知書	第20条第1項、第2項	第1編 1-1-16	発注者	受注者
14	工事再開通知書			発注者	受注者
15	工期短縮協議書	第23条第1項		発注者	受注者
16	契約変更通知書	第24条第1項 第25条第1項 第26条第3項、 第7項、第8項 第31条第1項 第38条第6項 第39条第2項		発注者	受注者
16-2	賃金又は物価変動に基づく請負代金の 変更協議書	第26条第3項		発注者	受注者
17	協議開始日通知書	第24条第2項 第25条第2項 第26条第8項 第31条第2項		発注者	受注者
18	変更協議書	第24条第1項 第25条第1項		発注者	受注者
19	請負代金額変更請求書	第26条第1項、 第5項、第6項		発注者	受注者
20	残工事量確認書（残工事量調書）	第26条第1項		監督職員	現場代理人
20-3	残工事量確認協議書	第26条第3項		監督職員	現場代理人

様式 番号	提出書類名	関連条項等		書類の作成者・宛名	
		契約書	共通仕様書	作成者	宛名
20-4	残工事量（出来形数量）確認書	第26条第3項		監督職員	現場代理人
20-5	残工事量調書	第26条第3項		監督職員	現場代理人
2 1	臨機措置請求書	第27条第3項		監督職員	現場代理人
2 2	損害状況確認通知書	第30条第2項		発注者	現場代理人
2 3	設計図書変更協議書	第31条第1項		発注者	受注者
2 4	検査日通知書		第1編 1-1-24 3.	発注者	現場代理人
2 5	検査結果通知書	第32条第2項 第38条第3項 第39条第1項	第1編 1-1-24 7.	検査職員	現場代理人
2 6	引渡請求書	第32条第5項 第39条第1項		発注者	現場代理人
2 8	認定調書	第35条第5項		各事務所長	受注者
2 9	協議書	第38条第6項 第39条第2項		発注者	受注者
3 0	代理受領承認書	第43条第1項		発注者	受注者
3 1	契約不適合に係る履行の追加請求書	第45条第1項		発注者	受注者
3 2	契約不適合に係る履行の減額請求書	第45条第3項		発注者	受注者
3 3	解除通知書	第46条第1項 第47条第1項		発注者	受注者
3 4	工期変更事前協議結果通知書		第1編 1-1-18	監督職員	受注者
3 5	情報管理体制の同意		第1編 1-1-44	発注者	受注者
3 6	情報管理体制の変更同意		第1編 1-1-44	発注者	受注者
9 9	工事打合せ簿（指示・協議・承諾・提出 ・報告・通知書）	第5条第1項、第2項 第9条第2項、第4項 第13条第4項 第15条第5項、第11項 第18条第4項 第19条 第34条第1項	第1編 1-1-2	監督職員	受注者

1. 用紙寸法は、A 4 又はA 3 判とする。

2. 書類の作成者について

・本官契約

支出負担行為担当官

○○地方整備局長

○○地方整備局副局長

○○地方整備局次長

○ ○ ○ ○

・分任官契約

分任支出負担行為担当官

○○地方整備局

○○事務所長

○ ○ ○ ○

契約保証増額請求書

令和 年 月 日

受注者 殿

支出負担行為担当官

〇〇 地方整備局長

〇〇 地方整備局副局長

〇〇 地方整備局次長

〇 〇 〇 〇

令和 年 月 日付けで変更した下記工事について、契約書第4条第5項に基づき契約保証を〇〇〇〇円増額することを請求します。

記

1. 工 事 名

1. 契 約 年 月 日 令和 年 月 日 第 号

監督職員通知書

令和 年 月 日

受注者 殿

支出負担行為担当官

〇〇地方整備局長

〇〇地方整備局副局長

〇〇地方整備局次長

〇〇〇〇

令和 年 月 日付け契約第 号の〇〇〇〇工事について、契約書第9条第1項に規定する監督職員、同条第2項の規定に基づく権限委任の内容及び同条第3項の規定に基づく分担する権限内容は、次のとおり定められたので通知します。

監督職員	官職	氏名	契約書第9条第3項に基づく権限分担の内容
総括監督員			港湾工事共通仕様書のとおり
主任現場監督員			〃
現場監督員			〃

契約書第9条第2項に基づく総括監督員への権限委任の内容

契約書第7条

契約書第12条第1項

契約書第15条第6項（軽微な設計変更に係る権限のみ）

契約書第18条第3項（軽微な設計変更に係る権限のみ）

契約書第18条第4項（軽微な設計変更に係る権限のみ）

契約書第19条（軽微な設計変更に係る権限のみ）

契約書第34条第1項

- (注) 1. 変更になった場合には、「新」・「旧」を付して表示すること。
 2. 契約上不要となる条項は抹消する。
 3. 契約書第34条第1項は必要に応じて削除できる。

下請負人通知請求書

令和 年 月 日

受注者名称

現場代理人 ○ ○ ○ ○ 殿

監督職員

国土交通技官 ○ ○ ○ ○

契約書第7条に基づき、下記項目についての通知を請求します。

記

1. 工 事 名

1. 契 約 年 月 日 令和 年 月 日 第 号

1. 下 請 負 (委 任) 理 由 等

1. 下請負人等の住所・氏名・資格

1. 下 請 負 等 の 内 容 別紙のとおり

1. 下請負人の現場担当責任者の氏名・資格

措置請求書

令和 年 月 日

受注者 殿

監督職員

国土交通技官 ○ ○ ○ ○

下記のとおり契約書第12条第○項に基づき、必要な措置を取るべきことを請求します。

記

1. 工 事 名

1. 契 約 年 月 日 令和 年 月 日 第 号

1. 理 由

(注) 1. 理由欄は詳細（社名、役職、氏名等）に記入すること。

2. 契約書第12条第2項による措置請求の場合は、監督職員から現場代理人あてとする。

措置結果通知書

令和 年 月 日

受注者 殿

支出負担行為担当官

〇〇地方整備局長

〇〇地方整備局副局長

〇〇地方整備局次長

〇〇〇〇

令和 年 月 日付け請求のありました件については、下記のとおり措置
しましたので、契約書第12条第5項に基づき通知します。

記

1. 工 事 名

1. 契 約 年 月 日 令和 年 月 日 第 号

1. 措 置 内 容

資料等請求書

令和 年 月 日

受注者名称

現場代理人 ○ ○ ○ ○ 殿

監督職員

国土交通技官 ○ ○ ○ ○

下記のとおり契約書第○○条第○項に基づき、資料等の提出を請求します。

記

1. 工 事 名

1. 契 約 年 月 日 令和 年 月 日 第 号

1. 請 求 資 料

(注) 第60条第1項による場合は、支出負担行為担当官から受注者あてとする。

支給材料
貸与物件 使用請求書

令和 年 月 日

受注者名称

現場代理人 ○ ○ ○ ○ 殿

監督職員

国土交通技官 ○ ○ ○ ○

令和 年 月 日付けで異議申立のあった内容については、下記のとおり
契約書第15条第5項に基づき使用を請求します。

記

1. 工 事 名

1. 契 約 年 月 日 令和 年 月 日 第 号

1. 品 名 又 は 物 件 名

1. 理 由

(注) 1. 理由欄は、詳細に記入すること。

2. 不要な文字は抹消する。

改 造 請 求 書

令和 年 月 日

受注者名称

現場代理人 ○ ○ ○ ○ 殿

監督職員

国土交通技官 ○ ○ ○ ○

下記のとおり、契約書第17条第1項に基づき改造を請求します。

記

1. 工 事 名

1. 契 約 年 月 日 令和 年 月 日 第 号

1. 改 造 内 容

(注) 改造内容欄は、具体的に記入すること。

破壊検査通知書

令和 年 月 日

受注者名称

現場代理人 ○ ○ ○ ○ 殿

監督職員 又は 検査職員

国土交通技官 ○ ○ ○ ○

下記のとおり契約書第〇〇条第〇項に基づき、破壊検査をするので通知します。

記

1. 工 事 名

1. 契 約 年 月 日 令和 年 月 日 第 号

1. 検 査 予 定 日

1. 破 壊 箇 所

1. 理 由

(注) 1. 理由欄は、詳細に記入すること。

2. 検査箇所は図面をもって明記する。

調査結果通知書

令和 年 月 日

受注者名称

現場代理人 ○ ○ ○ ○ 殿

支出負担行為担当官

○○地方整備局長

○○地方整備局副局長

○○地方整備局次長

○ ○ ○ ○

令和 年 月 日付けで施工条件確認請求のあった内容については、下記のとおり調査確認をしたので、契約書第18条第3項に基づき通知します。

記

1. 工 事 名

1. 契 約 年 月 日 令和 年 月 日 第 号

1. 調 査 年 月 日 令和 年 月 日

1. 調 査 結 果

- (注) 1. 調査結果は、指示事項も含む。
2. 14日以内に結果通知できない場合は、その旨を記載して通知し、その後決定次第再度通知する。
3. 軽微な設計変更に該当する場合は監督職員から現場代理人あてとする。

工事一時中止通知書

令和 年 月 日

受注者 殿

支出負担行為担当官

〇〇地方整備局長

〇〇地方整備局副局長

〇〇地方整備局次長

〇〇〇〇

下記のとおり契約書第20条第〇項に基づき、工事の一時中止を通知します。

記

1. 工 事 名

1. 契 約 年 月 日 令和 年 月 日 第 号

1. 一 時 中 止 年 月 日 令和 年 月 日

1. 再 開 予 定 年 月 日 令和 年 月 日

1. 中 止 内 容 及 び 理 由

(注) 中止内容及び理由欄は、詳細に記入すること。

工事再開通知書

令和 年 月 日

受 注 者 殿

支出負担行為担当官

〇〇地方整備局長

〇〇地方整備局副局長

〇〇地方整備局次長

〇 〇 〇 〇

下記のとおり契約書第20条第〇項に基づき、工事の再開を通知します。

記

1. 工 事 名

1. 契 約 年 月 日 令和 年 月 日 第 号

1. 再 開 年 月 日 令和 年 月 日

令和 年 月 日

受 注 者 殿

支出負担行為担当官

〇〇 地方整備局長

〇〇 地方整備局副局長

〇〇 地方整備局次長

〇 〇 〇 〇

〇 〇 〇 〇 工事の工期の短縮について

令和 年 月 日付け第 号をもって貴社と契約締結した標記について、
契約書第 23 条第〇項に基づき、下記 1. の変更工期で施工することを請求しま
す。

つきましては、上記変更に伴う工期及び請負代金額の変更について、契約書第
24 条及び第 25 条に基づき協議しますので、御異議がなければ、当該変更に係
る見積書を提出願います。

なお、本契約に係る手続きの日程を下記 2. のとおり予定しています。

記

1. 工	期	自	令和	年	月	日
		至	令和	年	月	日
変	更	自	令和	年	月	日
工	期	至	令和	年	月	日

2. 現 場 説 明	日 時	令和	年	月	日	〇〇時〇〇分
	場 所					
見 積 合 わ せ	日 時	令和	年	月	日	〇〇時〇〇分
	場 所					

契約変更通知書

令和 年 月 日

受 注 者 殿

支出負担行為担当官

〇〇地方整備局長

〇〇地方整備局副局長

〇〇地方整備局次長

〇 〇 〇 〇

〇 〇 〇 〇工事の変更について、契約書第〇〇条第〇項に基づき令和 年
月 日付けで協議を行い、契約書第〇〇条第〇項に基づき下記のとおり変
更することにしましたので通知します。

記

1. 工 事 名

1. 契 約 年 月 日 令和 年 月 日 第 号

1. 変 更 事 項

(例)

一 契約金額 原契約金額に〇〇〇〇円を増(減)額する。

一 別添のとおり仕様内容を変更する。

契約変更通知書

令和 年 月 日

受 注 者 殿

支出負担行為担当官

〇〇地方整備局長

〇〇地方整備局副局長

〇〇地方整備局次長

〇 〇 〇 〇

〇 〇 〇 〇工事の変更について、契約書第〇〇条第〇項に基づき令和 年 月 日付けで協議を行いましたが、協議が整わないため、契約書第〇〇条第〇項に基づき下記のとおり変更することにしましたので通知します。なお、不服がある場合は〇〇〇〇建設工事紛争審査会にアッセン又は調停を請求して下さい。

記

1. 工 事 名

1. 契 約 年 月 日 令和 年 月 日 第 号

1. 変 更 事 項

(例)

一 契約金額 原契約金額に〇〇〇〇円を増(減)額する。

一 別添のとおり仕様内容を変更する。

賃金又は物価変動に基づく請負代金額の変更額協議書

令和 年 月 日

受 注 者 殿

支出負担行為担当官

〇〇 地方整備局長

〇〇 地方整備局副局長

〇〇 地方整備局次長

〇 〇 〇 〇

令和 年 月 日付けをもって請負契約を締結した〇〇〇〇工事について、令和 年 月 日を基準日として下記の金額により変更契約を協議します。

異存がなければ別添の様式による工事請負変更契約書に記名押印の上提出願います。

記

スライド変更金額 円

協議開始日通知書

令和 年 月 日

受 注 者 殿

支出負担行為担当官

〇〇地方整備局長

〇〇地方整備局副局長

〇〇地方整備局次長

〇 〇 〇 〇

下記のとおり契約書第〇〇条第〇項に基づき、協議の開始日を通知します。

記

1. 工 事 名

1. 契 約 年 月 日 令和 年 月 日 第 号

1. 協 議 開 始 日 令和 年 月 日

(注) 第25条関係は変更事由の生じた日、第26条関係は発注者が請求を行った日又は受けた日、第31条関係は発注者が請負代金の増額すべき事由又は費用の負担すべき事由が生じた日から7日以内に通知する。ただし、7日以内に通知しない場合は、受注者が通知する。

変更協議書

令和 年 月 日

受 注 者 殿

支出負担行為担当官

○○ 地方整備局長

○○ 地方整備局副局長

○○ 地方整備局次長

○○ ○○

○○ ○○ 工事に係る設計図書の変更について（変更○回）

令和 年 月 日付け第 号をもって貴社と契約締結した標記について、仕様書、図面、工期及び請負代金額の変更について、（※1 契約書第18条第4項第3号）、第24条及び第25条に基づき協議しますので、御異議がなければ、当該変更に係る見積書を提出願います。

なお、本契約に係る手続きの日程を下記のとおり予定しています。

記

※2 現場説明 日 時 令和 年 月 日 ○○時○○分
場 所

見積合わせ 日 時 令和 年 月 日 ○○時○○分
場 所

- （注） 1. 工期のみ、請負代金額のみの場合は、別途考慮する。
2. ※1印は、軽微な設計変更に該当せず、契約書第18条第4項第3号に該当する場合に使用する。
3. ※2印は、現場説明を行う場合に記入する。

請負代金額変更請求書

令和 年 月 日

受 注 者 殿

支出負担行為担当官

〇〇地方整備局長

〇〇地方整備局副局長

〇〇地方整備局次長

〇 〇 〇 〇

下記工事について、契約書第26条第〇項に基づき請負代金額の変更を請求します。

記

1. 工 事 名	
1. 契 約 年 月 日	令和 年 月 日 第 号
1. 請 負 代 金 額	¥
1. 工 期	自 令和 年 月 日
	至 令和 年 月 日
※1. 希 望 基 準 日	令和 年 月 日

(注) 1. 請負代金額は、原契約金額を記入すること。

2. ※印は、契約書第26条第1項の場合に記入する。

残工事量確認書

令和 年 月 日

受注者名称

現場代理人 ○ ○ ○ ○ 殿

監督職員

国土交通技官 ○ ○ ○ ○

下記のとおり確認したので、賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更額協議書を提出願います。

記

- 1. 工 事 名
- 1. 工 期 自 令和 年 月 日
至 令和 年 月 日
- 1. 基 準 日 令和 年 月 日
- 1. 残 工 事 量 残工事量調書及び図面記載のとおり
- 1. 残工事量確認者
- 1. 残工事量確認年月日 令和 年 月 日

(注) 別紙「残工事量調書」を添付すること。

残工事量調書

工事名

工 種 名 称	規格・形状寸法	単位	契 約 額			出 来 高		残 高		出来高率 契約額比	摘 要
			数 量	単 価	金 額	数 量	金 額	数 量	金 額		

残工事量確認協議書

令和 年 月 日

受注者名称

現場代理人 ○ ○ ○ ○ 殿

総括監督員

○○○○事務所長

国土交通技官 ○ ○ ○ ○

令和 年 月 日付けをもって請負契約を締結した○○○○工事のスライドの対象となる残工事量について、別紙様式により令和 年 月 日に確認したく協議します。

残工事量（出来形数量）確認書

工 事 名 ○○○○工事

工 期 自 令和 年 月 日
至 令和 年 月 日

基 準 日 令和 年 月 日

残工事量（出来形数量）

残工事量調書のとおり

残工事量（出来形数量）確認者

発注者 総括（又は主任）監督員（氏名）

受注者 現場代理人（氏名）

残工事量（出来形数量）確認年月日

令和 年 月 日

上記のとおり確認する。

令和 年 月 日

総括監督員

○○○○事務所長

国土交通技官 ○ ○ ○ ○

受注者名称

現場代理人 ○ ○ ○ ○

残 工 事 量 調 書

総括監督員	主任監督員	現場代理人

工 事 名 :

受 注 者 :

工 種 名 称	規格・形状寸法	単位	契約数量 ①	監督職員の 指示による 数量 ②	合計数量 ③ (①+②)	基準日現在 出来形数量 ④	基準日現在 残工事数量 ⑤ (③-④)	進捗率 % (④÷③)	摘 要

臨機措置請求書

令和 年 月 日

受注者名称

現場代理人 ○ ○ ○ ○ 殿

監督職員

国土交通技官 ○ ○ ○ ○

下記のとおり契約書第27条第3項に基づき、臨機の措置をとるよう請求します。

記

1. 工 事 名

1. 契 約 年 月 日 令和 年 月 日 第 号

1. 内 容

(注) 内容欄は、詳細に記入すること。

損害状況確認通知書

令和 年 月 日

受注者名称

現場代理人 ○ ○ ○ ○ 殿

支出負担行為担当官

○ ○ 地方整備局長

○ ○ 地方整備局副局長

○ ○ 地方整備局次長

○ ○ ○ ○

下記のとおり契約書第30条第2項に基づき、損害状況を確認したので通知します。

記

1. 工 事 名

1. 契 約 年 月 日 令和 年 月 日 第 号

1. 損 害 発 生 年 月 日 令和 年 月 日

1. 確 認 年 月 日 令和 年 月 日

1. 損 害 確 認 内 容

損害内訳及び内容確認書

費目	工種	種別	細別	規格	単位	損害額			確認数量 ※	摘要
						数量	単価	金額		

(注) 損害確認内容欄は、詳細に記入すること。※印の欄は発注者が記入する。

受 注 者 殿

支出負担行為担当官

〇〇 地方整備局長

〇〇 地方整備局副局長

〇〇 地方整備局次長

〇 〇 〇 〇

〇 〇 〇 〇 工事に係る設計図書の変更について（変更〇回）

令和 年 月 日付け第 号をもって貴社と契約締結した標記について、
契約書第〇〇条の規定による請負代金額の増額に代えて別添仕様書及び図面（変
更）のとおり変更を行いたく、契約書第 3 1 条第 1 項に基づき協議しますので、
御異議がなければ、別添変更契約書（案）に押印のうえ提出願います。

なお、本契約に係る手続きの日程を下記のとおり予定しています。

記

現場説明 日 時 令和 年 月 日 〇〇時〇〇分
場 所

- （注） 1. 負担額に代えて仕様書及び図面を変更する場合は、「請負代金額の増額」を「負担すべき金額」とする。
2. この様式は、請負代金額の増額又は負担額の全部に代えて仕様書及び図面を変更する場合に使用する。

令和 年 月 日

受 注 者 殿

支出負担行為担当官

〇〇地方整備局長

〇〇地方整備局副局長

〇〇地方整備局次長

〇 〇 〇 〇

〇 〇 〇 〇工事に係る設計図書の変更について（変更〇回）

令和 年 月 日付け第 号をもって貴社と契約締結した標記について、契約書第〇〇条の規定による請負代金額の増額の一部に代えて別添仕様書及び図面（変更）のとおり変更を行いたいので、契約書第31条第1項に基づき協議します。

あわせて、工期及び請負代金額の変更について、契約書第24条及び第25条に基づき協議しますので、御異議がなければ、当該変更に係る見積書を提出願います。

なお、本契約に係る手続きの日程を下記のとおり予定しています。

記

現場説明 日 時 令和 年 月 日 〇〇時〇〇分
場 所

見積合わせ 日 時 令和 年 月 日 〇〇時〇〇分
場 所

（注）1. 負担額に代えて仕様書及び図面を変更する場合は、「請負代金額の増額」を「負担すべき金額」とする。

2. この様式は、請負代金額の増額又は負担額の一部に代えて仕様書及び図面を変更する場合に使用する。

※ 検査日通知書

令和 年 月 日

受注者名称

現場代理人 ○ ○ ○ ○ 殿

支出負担行為担当官

○ ○ 地方整備局長

○ ○ 地方整備局副局長

○ ○ 地方整備局次長

○ ○ ○ ○

下記工事について、契約書第○○条第○項に定める検査の日を決定したので通知します。

記

1. 工 事 名

1. 契 約 年 月 日 令和 年 月 日 第 号

1. ※ 検査年月日 令和 年 月 日

(注) ※印の箇所には「完成」「既済部分」又は「指定部分」の文字を記入する。

検査結果通知書

令和 年 月 日

受注者名称

現場代理人 ○ ○ ○ ○ 殿

検査職員

国土交通技官 ○ ○ ○ ○

下記（工事・指定部分に係る工事）は、令和 年 月 日の（完成・第○回既済部分）検査の結果、（合格と認定した・不合格と認定した・確認した）ので、契約書第○○条○項に基づき通知します。

記

1. 工 事 名

1. 契 約 年 月 日 令和 年 月 日 第 号

※1. 指 定 部 分

※1. 措 置

- (注) 1. () は、該当するものを記入する。
2. ※（指定部分）は、指定部分のある場合に記入する。
3. ※（理由・措置）不合格のときの理由と、対応措置を記入する。
4. 契約担当官等から通知する必要がある場合は、作成者は、支出負担行為担当官又は分任支出負担行為担当官とする。

引 渡 請 求 書

令和 年 月 日

受注者名称

現場代理人 ○ ○ ○ ○ 殿

支出負担行為担当官

○ ○ 地方整備局長

○ ○ 地方整備局副局長

○ ○ 地方整備局次長

○ ○ ○ ○

下記工事（※の指定部分）に係る工事目的物の引渡しを、契約書第32条第5項に基づき請求します。

記

- 1. 工 事 名
- 1. 契 約 年 月 日 令和 年 月 日 第 号
- 1. 検 査 年 月 日 令和 年 月 日
- ※1. 指 定 部 分

（注）※印は、指定部分のある場合に記入する。

認 定 調 書

契約の相手方	
工 事 件 名	
施 工 場 所	
工 期	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
契 約 金 額	¥
摘 要	
<p>上記の工事について、その進捗を調査したところ、中間前金払をすることができる要件を具備していることを認定する。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>官職 氏名 ○○事務所長</p> <p>国土交通技官 ○ ○ ○ ○</p>	

(注) 中間前金払より先に指定部分払を行っている場合は、「契約金額」欄記載金額は契約金額から指定部分払済額を差し引いた額とし、『(指定部分払額を除く。)』と付記する。また、「摘要」欄に差引算の算式を記入する。

なお、現場説明時に支払条件として、次の説明を行っておくものとする。

「中間前払金は、請負代金額から支払済みの指定部分払額を控除した額の2／10以内」

協 議 書

令和 年 月 日

受 注 者 殿

支出負担行為担当官

〇〇地方整備局長

〇〇地方整備局副局長

〇〇地方整備局次長

〇 〇 〇 〇

既済部分
指定部分 に相応する請負代金の額について

令和 年 月 日付け第 号をもって契約した〇 〇 〇 〇工事における
標記について、契約書第〇〇条第〇項に基づき下記のとおり協議しますので、御
異議がなければ承諾書を提出願います。

記

既済部分
指定部分 に相応する
請 負 代 金 の 額 ¥

(注) 不要な文字は抹消する。

代理受領承認書

令和 年 月 日

受注者 殿

支出負担行為担当官

〇〇地方整備局長

〇〇地方整備局副局長

〇〇地方整備局次長

〇〇〇〇

下記工事について、令和 年 月 日付け申請のありました代理受領については、契約書第〇〇条第1項に基づき承認します。

記

1. 工 事 名

1. 契 約 年 月 日 令和 年 月 日 第 号

瑕疵担保請求書

令和 年 月 日

受注者 殿

支出負担行為担当官

〇〇地方整備局長

〇〇地方整備局副局長

〇〇地方整備局次長

〇〇〇〇

下記工事について、瑕疵を発見しましたので、契約書第〇〇条第1項に基づき（修補・損害賠償・修補及び損害賠償）を請求します。

記

1. 工 事 名	
1. 契 約 年 月 日	令和 年 月 日 第 号
1. 工 事 完 成 年 月 日	令和 年 月 日
1. 検 査 年 月 日	令和 年 月 日
1. 瑕 疵 内 容	
1. 修 補 期 限	令和 年 月 日
1. 損 害 賠 償 額	¥

- (注) 1. () 書きは、それぞれ該当する事項を記入する。
 2. 瑕疵内容欄は、詳細に記入すること。
 3. 不要な文字は抹消する。

瑕疵担保通知書

令和 年 月 日

受注者 殿

支出負担行為担当官

〇〇地方整備局長

〇〇地方整備局副局長

〇〇地方整備局次長

〇〇〇〇

下記工事について、引渡しの際瑕疵を発見しましたので、契約書第〇〇条第3項に基づき通知します。

記

1. 工 事 名

1. 契 約 年 月 日 令和 年 月 日 第 号

1. 工 期 自 令和 年 月 日

至 令和 年 月 日

1. 瑕 疵 内 容

(注) 瑕疵内容欄は、詳細に記入すること。

解除通知書

令和 年 月 日

受注者 殿

支出負担行為担当官

〇〇地方整備局長

〇〇地方整備局副局長

〇〇地方整備局次長

〇 〇 〇 〇

下記工事について、契約書第〇〇条第〇項に基づき下記理由により解除します。

記

1. 工 事 名

1. 契 約 年 月 日 令和 年 月 日 第 号

1. 解 除 理 由

(注) 解除理由欄は、詳細に記入すること。

工期変更事前協議結果通知書

令和 年 月 日

受 注 者 殿

監督職員

国土交通技官 ○ ○ ○ ○

下記工事について、契約書第22条に基づく工期の変更は、協議の対象
で ある
ない と確認されたので通知します。

記

1. 工 事 名

1. 契 約 年 月 日 令和 年 月 日 第 号

(注) 不要な文字は抹消する。

受 注 者 殿

〇〇地方整備局長
〇〇地方整備局副局長
〇〇地方整備局次長
〇 〇 〇 〇

情報管理体制の同意について

令和〇年〇月〇日付で貴社より提出のありました「〇〇〇〇（契約件名）」に係る「情報取扱者名簿及び情報管理体制図（様式番号44）」について、情報保全上の懸念がないことを確認しましたので、下記の条件を附して同意いたします。

記

1. 「〇〇〇〇（契約件名）」に係る「情報取扱者名簿及び情報管理体制図（様式番号44）」に変更が生じた場合は、改めて当局の同意を得る必要があるため、変更した「情報取扱者名簿及び情報管理体制図の変更について（様式番号46）」を再提出すること。なお、変更内容に疑義がある場合は、貴社に対し事実確認等を行う場合がある。
2. 本業務で知り得た保護すべき情報について、当局が同意した場合を除き、情報取扱者以外の者に開示又は漏洩してはならない。（たとえ貴社が本契約に関して、親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタント等から「監督、指導、業務支援、助言、監査等」を受ける場合であっても、それらの者に本業務で知り得た保護すべき情報について、当局が同意した場合を除き、開示又は漏洩してはならない。）
3. 本業務で知り得た保護すべき情報を記録した資料に関する業務履行完了後の取扱いについては、発注者の指示に従うこと。
4. 本業務で知り得た保護すべき情報について、報道等での指摘も含め、漏洩等の事故や恐れが判明した場合については、業務の履行中・履行後を問わず、事実関係等について直ちに当局に報告すること。なお、当局が行う報告徴収や調査に必ず応じること。

受 注 者 殿

〇〇地方整備局長
〇〇地方整備局副局長
〇〇地方整備局次長
〇 〇 〇 〇

情報管理体制の変更同意について

令和〇年〇月〇日付で貴社より提出のありました「〇〇〇〇（契約件名）」に係る「情報取扱者名簿及び情報管理体制図の変更について（様式番号46）」について、情報保全上の懸念がないことを確認しましたので、下記の条件を附して同意いたします。

記

1. 「〇〇〇〇（契約件名）」に係る「情報取扱者名簿及び情報管理体制図の変更について（様式番号46）」に再度変更が生じた場合は、改めて当局の同意を得る必要があるため、変更した「情報取扱者名簿及び情報管理体制図の変更について（様式番号46）」を再提出すること。なお、変更内容に疑義がある場合は、貴社に対し事実確認等を行う場合がある。
2. 本業務で知り得た保護すべき情報について、当局が同意した場合を除き、情報取扱者以外の者に開示又は漏洩してはならない。（たとえ貴社が本契約に関して、親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタント等から「監督、指導、業務支援、助言、監査等」を受ける場合であっても、それらの者に本業務で知り得た保護すべき情報について、当局が同意した場合を除き、開示又は漏洩してはならない。）
3. 本業務で知り得た保護すべき情報を記録した資料に関する業務履行完了後の取扱いについては、発注者の指示に従うこと。
4. 本業務で知り得た保護すべき情報について、報道等での指摘も含め、漏洩等の事故や恐れが判明した場合については、業務の履行中・履行後を問わず、事実関係等について直ちに当局に報告すること。なお、当局が行う報告徴収や調査に必ず応じること。

工事打合せ簿（指示・協議・承諾・提出・報告・通知書）

受注者名称

現場代理人 ○○ ○○ 殿

監督職員

国土交通技官 ○○ ○○

発議者	<input type="checkbox"/> 発注者 <input type="checkbox"/> 受注者	発議年月日	令和 年 月 日
発議事項	<input type="checkbox"/> 指示 <input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 通知 <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 報告 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> その他 ()		
工事名			
※1下記について、契約書第○○条第○○項に基づき○○します。 (内容)			
添付図 葉、その他添付図書			
※2変更見込み概算額		万円 <input type="checkbox"/> 増 <input type="checkbox"/> 減 但し参考値であり、契約変更額を拘束するものではない	
処理 ・ 回答	発注者	上記について <input type="checkbox"/> 指示 <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> 受理 します。 <input type="checkbox"/> その他 [] 年月日:	
	受注者	上記について <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> 報告 <input type="checkbox"/> 受理 します。 <input type="checkbox"/> その他 [] 年月日:	

- (注) 1. 該当する□内にレを記入すること。
 2. ※1は、書類の種類毎に適宜記載する。
 3. ※2は、変更見込み概算額の指示が必要な場合に記載する。

添 付 資 料

添付資料目次

1. 港湾関係直轄工事における ダンプトラック過積載防止対策要領（抜粋）	6- 2
2. 港湾工事等潜水作業従事者配置要領	6- 3
3. 港湾工事等海上起重作業船団長配置要領	6- 6
4. 建設副産物適正処理推進要綱の改正について	6- 8
第1章 総 則	6- 9
第2章 関係者の責務と役割	6- 12
第3章 計画の作成等	6- 14
第4章 建設発生土	6- 22
第5章 建設廃棄物	6- 24
第6章 建設廃棄物ごとの留意事項	6- 27
5. アルカリ骨材反応抑制対策について	6- 32
6. レディーミクストコンクリートの単位水量測定について	6- 37
7. 契約後V E方式の試行について	6- 49
8. 施工プロセスを通じた検査方式実施要領について（案）	6- 59
9. 主任技術者（監理技術者）資格表	6- 68
10. 施工状況検査一覧表	6- 69

1. 港湾関係直轄工事におけるダンプトラック過積載防止対策要領(抜粋)

平成12年3月24日港建第97号
 港湾局建設課長から各港湾建設局
 次長等あて

3. 過積載防止対策として実施する事項

(2) 現場説明の充実

過積載防止に関する指導事項を徹底させるため、現場説明においては過積載に関する別表に示す事項を読み上げる等、指名業者に対し確実に周知を図る。

(3) 請負業者への指導の徹底

① 施工計画書への記載の確認

現場説明時の指導事項に関する請負業者の対策が、施工計画書に記載されているか確認する。なお、記載されていない場合は、記載するよう指導する。

別 表 現場説明時における指導事項

- | |
|---|
| <p>一 工事用資機材等の積載超過のないようにすること。</p> <p>二 過積載を行っている資材納入業者から、資材を購入しないこと。</p> <p>三 資材等の過積載を防止するため、資材の購入等に当たっては、資材納入業者等の利益を不当に害することのないようにすること。</p> <p>四 さし枠の装置又は物品積載装置の不正改造をしたダンプカーが、工事現場に出入りすることのないようにすること。</p> <p>五 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別処置法」(以下法という)の目的に鑑み、法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等の加入者の使用を促進すること。</p> <p>六 下請契約の相手方又は資材納入業者を選定するにあたっては、交通安全に関する配慮に欠けるもの又は業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除すること。</p> <p>七 一から六のことにつき、下請契約における受注者を指導すること。</p> |
|---|

2. 港湾工事等潜水作業従事者配置要領

〔 改正 平成29年3月23日 国港技第75号
港湾局長から各地方整備局特定部局長あて 〕

1. 目的

この要領は、港湾及び港湾海岸に係る潜水作業を伴う請負工事における潜水作業に従事する者（以下「潜水土」という。）の適正な配置を定めることにより、安全な潜水作業と的確な施工を確保することを目的とする。

2. 定義

- 1) この要領において「港湾潜水技士」とは、一般社団法人日本潜水協会の行う港湾潜水技士認定試験に合格した潜水土を総称し、「一級港湾潜水技士」、「二級港湾潜水技士」、「三級港湾潜水技士」とは、それぞれ一級、二級及び三級港湾潜水技士認定試験の認定者をいう。
- 2) この要領において「無級者」とは、前項の港湾潜水技士以外の潜水土をいう。

3. 港湾潜水技士及び無級者の潜水作業

- 1) 港湾潜水技士は、潜水作業に単独で従事できる。
- 2) 無級者は、一級港湾潜水技士又は二級港湾潜水技士の指揮のもとでなければ潜水作業に従事することができない。ただし、作業経歴書を監督職員に提出し、三級港湾潜水技士と同等以上の能力を有する者として承諾を得た者にあつては、この限りではない。

4. 潜水作業指揮者及び潜水作業管理者の配置と業務

受注者は、別表に示す作業区分毎に次の基準により潜水作業指揮者（以下「指揮者」という。）及び潜水作業管理者（以下「管理者」という。）を配置するものとする。

- 1) 2名以上の者が共同で潜水作業を行なう場合には、当該作業に従事する一級港湾潜水技士又は二級港湾潜水技士（作業経歴書を監督職員に提出し、二級港湾潜水技士と同等以上の能力を有するものとして承諾を得た者を含む）の中から、共同で行う単位ごとに指揮者として1名を配置するものとする。
- 2) 指揮者は、次の業務を行うものとする。

イ. 作業方法の決定、潜水土等の配置及び潜水作業の指揮

- ロ. 潜水士等に対する指導又は監督
 - ハ. 異常時等における措置
 - ニ. 他の作業関係者との連絡（管理者を配置しない場合）
 - ホ. 合図者の指名
 - ヘ. 合図の統一
- 3) 3名以上の者が潜水作業を行なう場合には、当該作業に従事する一級港湾潜水技士（作業経歴書を監督職員に提出し、一級港湾潜水技士と同等以上の能力を有するものとして承諾を得た者を含む）の中から、管理者として1名を配置するものとする。
- 4) 管理者は、次の業務を行なうものとする。
- イ. 潜水作業全般の統括業務と管理
 - ロ. 指揮者及び潜水士等に対する指導
 - ハ. 潜水作業全般の安全管理
 - ニ. 他の作業関係者との連絡・調整
- 5) 指揮者数、有資格者数については、本要領による他、作業内容等に応じ適切に配置するものとする。
5. 実施体制の表示
- 受注者は、別表に示す作業区分毎にそれぞれ潜水士の氏名、資格認定番号、有効期限並びに指揮者、管理者の配置状況を施工計画書に記載するものとする。
- これに変更が生じたときは、すみやかに書面により監督職員にその旨を届け出るものとする。
- なお、監督職員から請求のあった場合には、「港湾潜水技士手帳」の写しを提示しなければならない。
6. 資格証書等の携行
- 受注者は、潜水士に対し、その者が港湾潜水技士であること又は港湾潜水技士と同等以上の能力を有する者として承諾を得た者であることを証する書面を常に携行させるものとする。

7. 資格の有効期限の確認

受注者は、潜水土に対し「港湾潜水技士手帳」の写しを提出させ、資格の有効期間を確認するものとする。

(別 表)

作 業 区 分	
1. 構造物基礎	6. 水中鉸打
2. 構造物設置据付	7. 水中探査
3. 水中コンクリート	8. 水中調査測量
4. 水中掘削	9. その他 (前記に属さない作業)
5. 水中溶接溶断	

注) 上記作業区分において、この要領に定める資格以外の資格を必要とする場合にあっては、当該資格を有していなければならない。

3. 港湾工事等海上起重作業船団長配置要領

平成13年3月30日 国港建第 96号
一部改正 平成25年3月25日 国港技第117号

1. 目的

この要領は、港湾及び港湾海岸に係る海上起重作業を伴う請負工事において、海上起重作業船団を指揮・監督等する者（以下「船団長」という。）に適正な技術者を配置することにより、海上起重作業の安全と円滑な施工を確保することを目的とする。

2. 船団長の業務

船団長は、次の業務を行うものをいう。

- 1) 作業船団の作業方法の検討
- 2) 海上起重作業の指揮、監督
- 3) 作業船団に係る施工管理、安全管理に対する指揮、監督
- 4) 作業船団内の作業従事者に対する指導又は監督
- 5) 現場代理人等との連絡調整
- 6) 他の作業関係者との連絡調整

3. 船団長の配置

受注者は、別表に示す海上起重作業船団の船団長には、10年以上の乗船実務経験と3年以上の指揮・監督経験を有する者、もしくはこれと同等以上の能力を有する者として監督職員の承諾を得た者を配置するものとする。

なお、建設業法施行規則に基づく登録海上起重基幹技能者については、上記実務経験を有する者とみなす。

4. 実施体制の表示

受注者は、別表に示す海上起重作業船団毎に、船団長に配置する者の氏名を施工計画書に記載するものとする。

5. 資格証書等の携行

受注者は、海上起重作業船団に配置した船団長に対し、その者が船団長としての能力を有する者として承諾を得た者であることを証する書面を常に携行させるものとする。

(別表)

海上起重作業船団

船 団 名	船 団 構 成	本 船	付 属 船				
			引 船	揚 錨 船	土 運 船	台 船	カ ッ ト 船
1. 起重機船団		起重機船又はクレーン台船	○	○		○	
2. グラブ ^レ 波濊船団		グラブ ^レ 船	○	○	○		
3. 杭打船団		杭打船	○	○		○	
4. サント ^レ コンパ ^レ クシヨ ^ン 船団		サント ^レ コンパ ^レ クシヨ ^ン 船	○	○			○
5. サント ^レ ト ^レ レー ^ン 船団		サント ^レ ト ^レ レー ^ン 船	○	○			○
6. 深層混合処理船団		深層混合処理船	○	○			
7. ケーソン製作作業船団		ケーソン製作作業船	○	○			
8. コンクリートミキサー船団		コンクリートミキサー船	○	○			○
9. ハ ^ッ クホウ及びデ ^ィ ッパ ^レ 一 ^レ 波濊船団		ハ ^ッ クホウ及びデ ^ィ ッパ ^レ 一 ^レ 船	○	○	○		
10. 揚土船団		揚土船	○	○	○		

4. 建設副産物適正処理推進要綱の改正について

平成14年5月30日
国官総第122号
国総事第21号
国総建第137号

国土交通事務次官から 各地方整備局長
北海道開発局長 あて
沖縄総合事務局長

標記要綱は、建設工事の副産物である建設発生土及び建設廃棄物を発注者及び施工者が適正に処理するために必要な基準を示し、もって建設工事の円滑な施工の確保及び生活環境の保全を図るため、平成5年1月に策定し、その後平成9年の廃棄物処理法の改正等を踏まえて平成10年12月に全面改定したところである。

今般、「循環型社会形成推進基本法」（平成12年法律第110号）の制定、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）（建設リサイクル法）の制定、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年法律第137号）の改正、「資源の有効な利用の促進に関する法律」（平成3年法律第48号）の改正、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（平成12年法律第100号）の制定等を踏まえ、より一層の建設副産物対策が実施されるよう同要綱を改正した。

貴職におかれては、今後も引き続き、建設工事の発注に当たって仕様書に本要綱の遵守を明記する等建設副産物対策に遺漏のないよう措置されたい。

第1章 総則

第1 目的

この要綱は、建設工事の副産物である建設発生土と建設廃棄物の適正な処理等に係る総合的な対策を発注者及び施工者が適切に実施するために必要な基準を示し、もって建設工事の円滑な施工の確保、資源の有効な利用の促進及び生活環境の保全を図ることを目的とする。

第2 適用範囲

この要綱は、建設副産物が発生する建設工事に適用する。

第3 用語の定義

この要綱に掲げる用語の意義は、次に定めるところによる。

- (1) 「建設副産物」とは、建設工事に伴い副次的に得られた物品をいう。
- (2) 「建設発生土」とは、建設工事に伴い副次的に得られた土砂（浚渫土を含む。）をいう。
- (3) 「建設廃棄物」とは、建設副産物のうち廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第2条第1項に規定する廃棄物をいう。以下同じ。）に該当するものをいう。
- (4) 「建設資材」とは、土木建築に関する工事（以下「建設工事」という。）に使用する資材をいう。
- (5) 「建設資材廃棄物」とは、建設資材が廃棄物となったものをいう。
- (6) 「分別解体等」とは、次の各号に掲げる工事の種別に応じ、それぞれ当該各号に定める行為をいう。
 - 一 建築物その他の工作物（以下「建築物等」という。）の全部又は一部を解体する建設工事（以下「解体工事」という。）においては、建築物等に用いられた建設資材に係る建設資材廃棄物をその種類ごとに分別しつつ当該工事を計画的に施工する行為
 - 二 建築物等の新築その他の解体工事以外の建設工事（以下「新築工事等」とい

う。)においては、当該工事に伴い副次的に生ずる建設資材廃棄物をその種類ごとに分別しつつ当該工事を施工する行為

(7) 「再使用」とは、次に掲げる行為をいう。

一 建設副産物のうち有用なものを製品としてそのまま使用すること（修理を行ってこれを使用することを含む。）。

二 建設副産物のうち有用なものを部品その他製品の一部として使用すること。

(8) 「再生利用」とは、建設廃棄物を資材又は原材料として利用することをいう。

(9) 「熱回収」とは、建設廃棄物であって、燃焼の用に供することができるもの又はその可能性のあるものを熱を得ることに利用することをいう。

(10) 「再資源化」とは、次に掲げる行為であって、建設廃棄物の運搬又は処分（再生することを含む。）に該当するものをいう。

一 建設廃棄物について、資材又は原材料として利用すること（建設廃棄物をそのまま用いることを除く。）ができる状態にする行為

二 建設廃棄物であって燃焼の用に供することができるもの又はその可能性のあるものについて、熱を得ることに利用することができる状態にする行為

(11) 「縮減」とは、焼却、脱水、圧縮その他の方法により建設副産物の大きさを減ずる行為をいう。

(12) 「再資源化等」とは、再資源化及び縮減をいう。

(13) 「特定建設資材」とは、建設資材のうち、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行令（平成12年政令第495号。以下「建設リサイクル法施行令」という。）で定められた以下のものをいう。

一 コンクリート

二 コンクリート及び鉄から成る建設資材

三 木材

四 アスファルト・コンクリート

(14) 「特定建設資材廃棄物」とは、特定建設資材が廃棄物となったものをいう。

(15) 「指定建設資材廃棄物」とは、特定建設資材廃棄物で再資源化に一定の施設を必要とするもののうち建設リサイクル法施行令で定められた以下のものをいう。

木材が廃棄物となったもの

- (16) 「対象建設工事」とは、特定建設資材を用いた建築物等に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が建設リサイクル法施行令又は都道府県が条例で定める建設工事の規模に関する基準以上のものをいう。
- (17) 「建設副産物対策」とは、建設副産物の発生の抑制並びに分別解体等、再使用、再資源化等、適正な処理及び再資源化されたものの利用の推進を総称していう。
- (18) 「再生資源利用計画」とは、建設資材を搬入する建設工事において、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成12年法律第113号。以下「資源有効利用促進法」という。）に規定する再生資源を建設資材として利用するための計画をいう。
- (19) 「再生資源利用促進計画」とは、資源有効利用促進法に規定する指定副産物を工事現場から搬出する建設工事において、指定副産物の再利用を促進するための計画をいう。
- (20) 「発注者」とは、建設工事（他の者から請け負ったものを除く。）の注文者をいう。
- (21) 「元請業者」とは、発注者から直接建設工事を請け負った建設業を営む者をいう。
- (22) 「下請負人」とは、建設工事を他のものから請け負った建設業を営む者と他の建設業を営む者との間で当該建設工事について締結される下請契約における請負人をいう。
- (23) 「自主施工者」とは、建設工事を請負契約によらないで自ら施工する者をいう。
- (24) 「施工者」とは、建設工事の施工を行う者であって、元請業者、下請負人及び自主施工者をいう。
- (25) 「建設業者」とは、建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項の国土交通大臣又は都道府県知事の許可を受けて建設業を営む者をいう。
- (26) 「解体工事業者」とは、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。）第21条第1項の都道府県知事の登録を受けて建設業のうち建築物等を除去するための解体工事を行

う営業（その請け負った解体工事を他の者に請け負わせて営むものを含む。）を営む者をいう。

(27)「資材納入業者」とは、建設資材メーカー、建設資材販売業者及び建設資材運搬業者を総称していう。

第4 基本方針

発注者及び施工者は、次の基本方針により、適切な役割分担の下に建設副産物に係る総合的対策を適切に実施しなければならない。

- (1) 建設副産物の発生の抑制に努めること。
- (2) 建設副産物のうち、再使用をすることができるものについては、再使用に努めること。
- (3) 対象建設工事から発生する特定建設資材廃棄物のうち、再使用がされないものであって再生利用をすることができるものについては、再生利用を行うこと。また、対象建設工事から発生する特定建設資材廃棄物のうち、再使用及び再生利用がされないものであって熱回収をすることができるものについては、熱回収を行うこと。
- (4) その他の建設副産物についても、再使用がされないものは再生利用に努め、再使用及び再生利用がされないものは熱回収に努めること。
- (5) 建設副産物のうち、前3号の規定による循環的な利用が行われないものについては、適正に処分すること。なお、処分に当たっては、縮減することができるものについては縮減に努めること。

第2章 関係者の責務と役割

第5 発注者の責務と役割

- (1) 発注者は、建設副産物の発生の抑制並びに分別解体等、建設廃棄物の再資源化等及び適正な処理の促進が図られるような建設工事の計画及び設計に努めなければならない。

発注者は、発注に当たっては、元請業者に対して、適切な費用を負担すると

ともに、実施に関しての明確な指示を行うこと等を通じて、建設副産物の発生の抑制並びに分別解体等、建設廃棄物の再資源化等及び適正な処理の促進に努めなければならない。

- (2) また、公共工事の発注者にあつては、リサイクル原則化ルールや建設リサイクルガイドラインの適用に努めなければならない。

第6 元請業者及び自主施工者の責務と役割

- (1) 元請業者は、建築物等の設計及びこれに用いる建設資材の選択、建設工事の施工方法等の工夫、施工技術の開発等により、建設副産物の発生を抑制するよう努めるとともに、分別解体等、建設廃棄物の再資源化等及び適正な処理の実施を容易にし、それに要する費用を低減するよう努めなければならない。

自主施工者は、建築物等の設計及びこれに用いる建設資材の選択、建設工事の施工方法等の工夫、施工技術の開発等により、建設副産物の発生を抑制するよう努めるとともに、分別解体等の実施を容易にし、それに要する費用を低減するよう努めなければならない。

- (2) 元請業者は、分別解体等を適正に実施するとともに、排出事業者として建設廃棄物の再資源化等及び処理を適正に実施するよう努めなければならない。

自主施工者は、分別解体等を適正に実施するよう努めなければならない。

- (3) 元請業者は、建設副産物の発生の抑制並びに分別解体等、建設廃棄物の再資源化等及び適正な処理の促進に関し、中心的な役割を担っていることを認識し、発注者との連絡調整、管理及び施工体制の整備を行わなければならない。

また、建設副産物対策を適切に実施するため、工事現場における責任者を明確にすることによって、現場担当者、下請負人及び産業廃棄物処理業者に対し、建設副産物の発生の抑制並びに分別解体等、建設廃棄物の再資源化等及び適正な処理の実施についての明確な指示及び指導等を責任をもって行うとともに、分別解体等についての計画、再生資源利用計画、再生資源利用促進計画、廃棄物処理計画等の内容について教育、周知徹底に努めなければならない。

- (4) 元請業者は、工事現場の責任者に対する指導並びに職員、下請負人、資材納入業者及び産業廃棄物処理業者に対する建設副産物対策に関する意識の啓発等のため、社内管理体制の整備に努めなければならない。

第7 下請負人の責務と役割

下請負人は、建設副産物対策に自ら積極的に取り組むよう努めるとともに、元請業者の指示及び指導等に従わなければならない。

第8 その他の関係者の責務と役割

(1) 建設資材の製造に携わる者は、端材の発生が抑制される建設資材の開発及び製造、建設資材として使用される際の材質、品質等の表示、有害物質等を含む素材等分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等が困難となる素材を使用しないよう努めること等により、建設資材廃棄物の発生の抑制並びに分別解体等、建設資材廃棄物の再資源化等及び適正な処理の実施が容易となるよう努めなければならない。

建設資材の販売又は運搬に携わる者は建設副産物対策に取り組むよう努めなければならない。

(2) 建築物等の設計に携わる者は、分別解体等の実施が容易となる設計、建設廃棄物の再資源化等の実施が容易となる建設資材の選択など設計時における工夫により、建設副産物の発生の抑制並びに分別解体等、建設廃棄物の再資源化等及び適正な処理の実施が効果的に行われるようにするほか、これらに要する費用の低減に努めなければならない。

なお、建設資材の選択に当たっては、有害物質等を含む建設資材等建設資材廃棄物の再資源化が困難となる建設資材を選択しないよう努めなければならない。

(3) 建設廃棄物の処理を行う者は、建設廃棄物の再資源化等を適正に実施するとともに、再資源化等がなされないものについては適正に処分をしなければならない。

第3章 計画の作成等

第9 工事全体の手順

対象建設工事は、以下のような手順で実施しなければならない。

また、対象建設工事以外の工事については、五の事前届出は不要であるが、それ以外の事項については実施に努めなければならない。

一 事前調査の実施

建設工事を発注しようとする者から直接受注しようとする者及び自主施工者は、対象建築物等及びその周辺の状況、作業場所の状況、搬出経路の状況、残存物品の有無、付着物の有無等の調査を行う。

二 分別解体等の計画の作成

建設工事を発注しようとする者から直接受注しようとする者及び自主施工者は、事前調査に基づき、分別解体等の計画を作成する。

三 発注者への説明

建設工事を発注しようとする者から直接受注しようとする者は、発注しようとする者に対し分別解体等の計画等について書面を交付して説明する。

四 発注及び契約

建設工事の発注者及び元請業者は、工事の契約に際して、建設業法で定められたもののほか、分別解体等の方法、解体工事に要する費用、再資源化等をするための施設の名称及び所在地並びに再資源化等に要する費用を書面に記載し、署名又は記名押印して相互に交付する。

五 事前届出

発注者又は自主施工者は、工事着手の7日前までに、分別解体等の計画等について、都道府県知事又は建設リサイクル法施行令で定められた市区町村長に届ける。

六 下請負人への告知

受注者は、その請け負った建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせようとするときは、その者に対し、その工事について発注者から都道府県知事又は建設リサイクル法施行令で定められた市区町村長に対して届け出られた事項を告げる。

七 下請契約

建設工事の下請契約の当事者は、工事の契約に際して、建設業法で定められたもののほか、分別解体等の方法、解体工事に要する費用、再資源化等をするため

の施設の名称及び所在地並びに再資源化等に要する費用を書面に記載し、署名又は記名押印して相互に交付する。

八 施工計画の作成

元請業者は、施工計画の作成に当たっては、再生資源利用計画、再生資源利用促進計画及び廃棄物処理計画等を作成する。

九 工事着手前に講じる措置の実施

施工者は、分別解体等の計画に従い、作業場所及び搬出経路の確保、残存物品の搬出の確認、付着物の除去等の措置を講じる。

十 工事の施工

施工者は、分別解体等の計画に基づいて、次のような手順で分別解体等を実施する。

建築物の解体工事においては、建築設備及び内装材等の取り外し、屋根ふき材の取り外し、外装材及び上部構造部分の取り壊し、基礎及び基礎ぐいの取り壊しの順に実施。

建築物以外のもの解体工事においては、さく等の工作物に付属する物の取り外し、工作物の本体部分の取り壊し、基礎及び基礎ぐいの取り壊しの順に実施。

新築工事等においては、建設資材廃棄物を分別しつつ工事を実施。

十一 再資源化等の実施

元請業者は、分別解体等に伴って生じた特定建設資材廃棄物について、再資源化等を行うとともに、その他の廃棄物についても、可能な限り再資源化等に努め、再資源化等が困難なものは適正に処分を行う。

十二 発注者への完了報告

元請業者は、再資源化等が完了した旨を発注者へ書面で報告するとともに、再資源化等の実施状況に関する記録を作成し、保存する。

第10 事前調査の実施

建設工事を発注しようとする者から直接受注しようとする者及び自主施工者は、対象建設工事の実施に当たっては、施工に先立ち、以下の調査を行わなければならない。

また、対象建設工事以外の工事においても、施工に先立ち、以下の調査の実施

に努めなければならない。

- 一 工事に係る建築物等（以下「対象建築物等」という。）及びその周辺の状況に関する調査
- 二 分別解体等をするために必要な作業を行う場所（以下「作業場所」という。）に関する調査
- 三 工事の現場からの特定建設資材廃棄物その他の物の搬出の経路（以下「搬出経路」という。）に関する調査
- 四 残存物品（解体する建築物の敷地内に存する物品で、当該建築物に用いられた建設資材に係る建設資材廃棄物以外のものをいう。以下同じ。）の有無の調査
- 五 吹付け石綿その他の対象建築物等に用いられた特定建設資材に付着したもの（以下「付着物」という。）の有無の調査
- 六 その他対象建築物等に関する調査

第11 元請業者による分別解体等の計画の作成

(1) 計画の作成

建設工事を発注しようとする者から直接受注しようとする者及び自主施工者は、対象建設工事においては、第10の事前調査の結果に基づき、建設副産物の発生の抑制並びに建設廃棄物の再資源化等の促進及び適正処理が計画的かつ効率的に行われるよう、適切な分別解体等の計画を作成しなければならない。

また、対象建設工事以外の工事においても、建設副産物の発生の抑制並びに建設廃棄物の再資源化等の促進及び適正処理が計画的かつ効率的に行われるよう、適切な分別解体等の計画を作成するよう努めなければならない。

分別解体等の計画においては、以下のそれぞれの工事の種類に応じて、特定建設資材に係る分別解体等に関する省令（平成14年国土交通省令第17号。以下「分別解体等省令」という。）第2条第2項で定められた様式第一号別表に掲げる事項のうち分別解体等の計画に関する以下の事項を記載しなければならない。

建築物に係る解体工事である場合（別表1）

- 一 事前調査の結果

- 二 工事着手前に実施する措置の内容
- 三 工事の工程の順序並びに当該工程ごとの作業内容及び分別解体等の方法並びに当該順序が省令で定められた順序により難しい場合にあってはその理由
- 四 対象建築物に用いられた特定建設資材に係る特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み及びその発生が見込まれる対象建築物の部分
- 五 その他分別解体等の適正な実施を確保するための措置に関する事項

建築物に係る新築工事等（新築・増築・修繕・模様替）である場合（別表2）

- 一 事前調査の結果
- 二 工事着手前に実施する措置の内容
- 三 工事の工程ごとの作業内容
- 四 工事に伴い副次的に生ずる特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み並びに工事の施工において特定建設資材が使用される対象建築物の部分及び特定建設資材廃棄物の発生が見込まれる対象建築物の部分
- 五 その他分別解体等の適正な実施を確保するための措置に関する事項

建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（土木工事等）である場合（別表3）

解体工事においては、

- 一 工事の種類
- 二 事前調査の結果
- 三 工事着手前に実施する措置の内容
- 四 工事の工程の順序並びに当該工程ごとの作業内容及び分別解体等の方法並びに当該順序が省令で定められた順序により難しい場合にあってはその理由
- 五 対象工作物に用いられた特定建設資材に係る特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み及びその発生が見込まれる対象工作物の部分
- 六 その他分別解体等の適正な実施を確保するための措置に関する事項

新築工事等においては、

- 一 工事の種類

添付資料

- 二 事前調査の結果
- 三 工事着手前に実施する措置の内容
- 四 工事の工程ごとの作業内容
- 五 工事に伴い副次的に生ずる特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み並びに工事の施工において特定建設資材が使用される対象工作物の部分及び特定建設資材廃棄物の発生が見込まれる対象工作物の部分
- 六 その他分別解体等の適正な実施を確保するための措置に関する事項

(2) 発注者への説明

対象建設工事を発注しようとする者から直接受注しようとする者は、発注しようとする者に対し、少なくとも以下の事項について、これらの事項を記載した書面を交付して説明しなければならない。

また、対象建設工事以外の工事においても、これに準じて行うよう努めなければならない。

- 一 解体工事である場合においては、解体する建築物等の構造
- 二 新築工事等である場合においては、使用する特定建設資材の種類
- 三 工事着手の時期及び工程の概要
- 四 分別解体等の計画
- 五 解体工事である場合においては、解体する建築物等に用いられた建設資材の量の見込み

(3) 公共工事発注者による指導

公共工事の発注者にあっては、建設リサイクルガイドラインに基づく計画の作成等に関し、元請業者を指導するよう努めなければならない。

第12 工事の発注及び契約

(1) 発注者による条件明示等

発注者は、建設工事の発注に当たっては、建設副産物対策の条件を明示するとともに、分別解体等及び建設廃棄物の再資源化等に必要な経費を計上しなければならない。なお、現場条件等に変更が生じた場合には、設計変更等により適切に対処しなければならない

(2) 契約書面の記載事項

対象建設工事の請負契約（下請契約を含む。）の当事者は、工事の契約において、建設業法で定められたもののほか、以下の事項を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。

- 一 分別解体等の方法
- 二 解体工事に要する費用
- 三 再資源化等をするための施設の名称及び所在地
- 四 再資源化等に要する費用

また、対象建設工事以外の工事においても、請負契約（下請契約を含む。）の当事者は、工事の契約において、建設業法で定められたものについて書面に記載するとともに、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。また、上記の一から四の事項についても、書面に記載するよう努めなければならない。

(3) 解体工事の下請契約と建設廃棄物の処理委託契約

元請業者は、解体工事を請け負わせ、建設廃棄物の収集運搬及び処分を委託する場合には、それぞれ個別に直接契約をしなければならない。

第13 工事着手前に行うべき事項

(1) 発注者又は自主施工者による届出等

対象建設工事の発注者又は自主施工者は、工事に着手する日の7日前までに、分別解体等の計画等について、別記様式（分別解体等省令第2条第2項で定められた様式第一号）による届出書により都道府県知事又は建設リサイクル法施行令で定められた市区町村長に届け出なければならない。

国の機関又は地方公共団体が上記の規定により届出を要する行為をしようとするときは、あらかじめ、都道府県知事又は建設リサイクル法施行令で定められた市区町村長にその旨を通知しなければならない。

(2) 受注者からその下請負人への告知

対象建設工事の受注者は、その請け負った建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせようとするときは、当該他の建設業を営む者に対し、対象建設工事について発注者から都道府県知事又は建設リサイクル法施行令で定められた市区町村長に対して届け出られた事項を告げなければならない。

(3) 元請業者による施工計画の作成

元請業者は、工事請負契約に基づき、建設副産物の発生の抑制、再資源化等の促進及び適正処理が計画的かつ効率的に行われるよう適切な施工計画を作成しなければならない。施工計画の作成に当たっては、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成するとともに、廃棄物処理計画の作成に努めなければならない。

自主施工者は、建設副産物の発生の抑制が計画的かつ効率的に行われるよう適切な施工計画を作成しなければならない。施工計画の作成に当たっては、再生資源利用計画の作成に努めなければならない。

(4) 事前措置

対象建設工事の施工者は、分別解体等の計画に従い、作業場所及び搬出経路の確保を行わなければならない。

また、対象建設工事以外の工事の施工者も、作業場所及び搬出経路の確保に努めなければならない。

発注者は、家具、家電製品等の残存物品を解体工事に先立ち適正に処理しなければならない。

第14 工事現場の管理体制

(1) 建設業者の主任技術者等の設置

建設業者は、工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者で建設業法及び建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）で定められた基準に適合する者（以下「主任技術者等」という。）を置かなければならない。

(2) 解体工事業者の技術管理者の設置

解体工事業者は、工事現場における解体工事の施工の技術上の管理をつかさどる者で解体工事業に係る登録等に関する省令（平成13年国土交通省令第92号。以下「解体工事業登録省令」という。）で定められた基準に適合するもの（以下「技術管理者」という。）を置かなければならない。

(3) 公共工事の発注者にあつては、工事ごとに建設副産物対策の責任者を明確にし、発注者の明示した条件に基づく工事の実施等、建設副産物対策が適切に実施されるよう指導しなければならない。

(4) 標識の掲示

建設業者及び解体工事業者は、その店舗または営業所及び工事現場ごとに、建設業法施行規則及び解体工事業者登録省令で定められた事項を記載した標識を掲げなければならない。

(5) 帳簿の記載

建設業者及び解体工事業者は、その営業所ごとに帳簿を備え、その営業に関する事項で建設業法施行規則及び解体工事業者登録省令で定められたものを記載し、これを保存しなければならない。

第15 工事完了後に行うべき事項

(1) 完了報告

対象建設工事の元請業者は、当該工事に係る特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したときは、以下の事項を発注者へ書面で報告するとともに、再資源化等の実施状況に関する記録を作成し、保存しなければならない。

- 一 再資源化等が完了した年月日
- 二 再資源化等をした施設の名称及び所在地
- 三 再資源化等に要した費用

また、対象建設工事以外においても、元請業者は、上記の一から三の事項を発注者へ書面で報告するとともに、再資源化等の実施状況に関する記録を作成し、保存するよう努めなければならない。

(2) 記録の保管

元請業者は、建設工事の完成後、速やかに再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画の実施状況を把握するとともに、それらの記録を1年間保管しなければならない。

第4章 建設発生土

第16 搬出の抑制及び工事間の利用の促進

(1) 搬出の抑制

発注者、元請業者及び自主施工者は、建設工事の施工に当たり、適切な工法の選択等により、建設発生土の発生の抑制に努めるとともに、その現場内利用の促進等により搬出の抑制に努めなければならない。

(2) 工事間の利用の促進

発注者、元請業者及び自主施工者は、建設発生土の土質確認を行うとともに、建設発生土を必要とする他の工事現場との情報交換システム等を活用した連絡調整、ストックヤードの確保、再資源化施設の活用、必要に応じて土質改良を行うこと等により、工事間の利用の促進に努めなければならない。

第17 工事現場等における分別及び保管

元請業者及び自主施工者は、建設発生土の搬出に当たっては、建設廃棄物が混入しないよう分別に努めなければならない。重金属等で汚染されている建設発生土等については、特に適切に取り扱わなければならない。

また、建設発生土をストックヤードで保管する場合には、建設廃棄物の混入を防止するため必要な措置を講じるとともに、公衆災害の防止を含め周辺の生活環境に影響を及ぼさないよう努めなければならない。

第18 運搬

元請業者及び自主施工者は、次の事項に留意し、建設発生土を運搬しなければならない。

- (1) 運搬経路の適切な設定並びに車両及び積載量等の適切な管理により、騒音、振動、塵埃等の防止に努めるとともに、安全な運搬に必要な措置を講じること。
- (2) 運搬途中において一時仮置きを行う場合には、関係者等と打合せを行い、環境保全に留意すること。
- (3) 海上運搬をする場合は、周辺海域の利用状況等を考慮して適切に経路を設定するとともに、運搬中は環境保全に必要な措置を講じること。

第19 受入地での埋立及び盛土

発注者、元請業者及び自主施工者は、建設発生土の工事間利用ができず、受入地において埋め立てる場合には、関係法令に基づく必要な手続のほか、受入地の

関係者と打合せを行い、建設発生土の崩壊や降雨による流出等により公衆災害が生じないように適切な措置を講じなければならない。重金属等で汚染されている建設発生土等については、特に適切に取り扱わなければならない。

また、海上埋立地において埋め立てる場合には、上記のほか、周辺海域への環境影響が生じないように余水吐き等の適切な汚濁防止の措置を講じなければならない。

第5章 建設廃棄物

第20 分別解体等の実施

対象建設工事の施工者は、以下の事項を行わなければならない。

また、対象建設工事以外の工事においても、施工者は以下の事項を行うよう努めなければならない。

(1) 事前措置の実施

分別解体等の計画に従い、残存物品の搬出の確認を行うとともに、特定建設資材に係る分別解体等の適正な実施を確保するために、付着物の除去その他の措置を講じること。

(2) 分別解体等の実施

正当な理由がある場合を除き、以下に示す特定建設資材廃棄物をその種類ごとに分別することを確保するための適切な施工方法に関する基準に従い、分別解体を行うこと。

建築物の解体工事の場合

- 一 建築設備、内装材その他の建築物の部分（屋根ふき材、外装材及び構造耐力上主要な部分を除く。）の取り外し
- 二 屋根ふき材の取り外し
- 三 外装材並びに構造耐力上主要な部分のうち基礎及び基礎ぐいを除いたものの取り壊し
- 四 基礎及び基礎ぐいの取り壊し

ただし、建築物の構造上その他解体工事の施工の技術上これにより難しい場合は、この限りでない。

工作物の解体工事の場合

- 一 さく、照明設備、標識その他の工作物に附属する物の取り外し
- 二 工作物のうち基礎以外の部分の取り壊し
- 三 基礎及び基礎ぐいの取り壊し

ただし、工作物の構造上その他解体工事の施工の技術上これにより難しい場合は、この限りでない。

新築工事等の場合

工事に伴い発生する端材等の建設資材廃棄物をその種類ごとに分別しつつ工事を施工すること。

(3) 元請業者及び下請負人は、解体工事及び新築工事等において、再生資源利用促進計画、廃棄物処理計画等に基づき、以下の事項に留意し、工事現場等において分別を行わなければならない。

- 一 工事の施工に当たり、粉じんの飛散等により周辺環境に影響を及ぼさないよう適切な措置を講じること。
- 二 一般廃棄物は、産業廃棄物と分別すること。
- 三 特定建設資材廃棄物は確実に分別すること。
- 四 特別管理産業廃棄物及び再資源化できる産業廃棄物の分別を行うとともに、安定型産業廃棄物とそれ以外の産業廃棄物との分別に努めること。
- 五 再資源化が可能な産業廃棄物については、再資源化施設の受入条件を勘案の上、破砕等を行い、分別すること。

(4) 自主施工者は、解体工事及び新築工事等において、以下の事項に留意し、工事現場等において分別を行わなければならない。

- 一 工事の施工に当たり、粉じんの飛散等により周辺環境に影響を及ぼさないよう適切な措置を講じること。
- 二 特定建設資材廃棄物は確実に分別すること。
- 三 特別管理一般廃棄物の分別を行うとともに、再資源化できる一般廃棄物の分別

に努めること。

(5) 現場保管

施工者は、建設廃棄物の現場内保管に当たっては、周辺の生活環境に影響を及ぼさないよう廃棄物処理法に規定する保管基準に従うとともに、分別した廃棄物の種類ごとに保管しなければならない。

第21 排出の抑制

発注者、元請業者及び下請負人は、建設工事の施工に当たっては、資材納入業者の協力を得て建設廃棄物の発生の抑制を行うとともに、現場内での再使用、再資源化及び再資源化したものの利用並びに縮減を図り、工事現場からの建設廃棄物の排出の抑制に努めなければならない。

自主施工者は、建設工事の施工に当たっては、資材納入業者の協力を得て建設廃棄物の発生の抑制を行うよう努めるとともに、現場内での再使用を図り、建設廃棄物の排出の抑制に努めなければならない。

第22 処理の委託

元請業者は、建設廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。処理を委託する場合には、次の事項に留意し、適正に委託しなければならない。

- (1) 廃棄物処理法に規定する委託基準を遵守すること。
- (2) 運搬については産業廃棄物収集運搬業者等と、処分については産業廃棄物処分業者等と、それぞれ個別に直接契約すること。
- (3) 建設廃棄物の排出に当たっては、産業廃棄物管理票（マニフェスト）を交付し、最終処分（再生を含む。）が完了したことを確認すること。

第23 運搬

元請業者は、次の事項に留意し、建設廃棄物を運搬しなければならない。

- (1) 廃棄物処理法に規定する処理基準を遵守すること。
- (2) 運搬経路の適切な設定並びに車両及び積載量等の適切な管理により、騒音、振動、塵埃等の防止に努めるとともに、安全な運搬に必要な措置を講じること。
- (3) 運搬途中において積替えを行う場合は、関係者等と打合せを行い、環境保全

添付資料

に留意すること。

- (4) 混合廃棄物の積替保管に当たっては、手選別等により廃棄物の性状を変えないこと。

第24 再資源化等の実施

- (1) 対象建設工事の元請業者は、分別解体等に伴って生じた特定建設資材廃棄物について、再資源化を行わなければならない。

また、対象建設工事で生じたその他の建設廃棄物、対象建設工事以外の工事で生じた建設廃棄物についても、元請業者は、可能な限り再資源化に努めなければならない。

なお、指定建設資材廃棄物（建設発生木材）は、工事現場から最も近い再資源化のための施設までの距離が建設工事にかかる資材の再資源化等に関する法律施行規則（平成14年国土交通省・環境省令第1号）で定められた距離（50 km）を越える場合、または再資源化施設までの道路が未整備の場合で縮減のための運搬に要する費用の額が再資源化のための運搬に要する費用の額より低い場合については、再資源化に代えて縮減すれば足りる。

- (2) 元請業者は、現場において分別できなかった混合廃棄物については、再資源化等の推進及び適正な処理の実施のため、選別設備を有する中間処理施設の活用を努めなければならない。

第25 最終処分

元請業者は、建設廃棄物を最終処分する場合には、その種類に応じて、廃棄物処理法を遵守し、適正に埋立処分しなければならない。

第6章 建設廃棄物ごとの留意事項

第26 コンクリート塊

- (1) 対象建設工事

元請業者は、分別されたコンクリート塊を破砕することなどにより、再生骨材、

路盤材等として再資源化をしなければならない。

発注者及び施工者は、再資源化されたものの利用に努めなければならない。

(2) 対象建設工事以外の工事

元請業者は、分別されたコンクリート塊について、(1)のような再資源化に努めなければならない。また、発注者及び施工者は、再資源化されたものの利用に努めなければならない。

第27 アスファルト・コンクリート塊

(1) 対象建設工事

元請業者は、分別されたアスファルト・コンクリート塊を、破砕することなどにより再生骨材、路盤材等として又は破砕、加熱混合することなどにより再生加熱アスファルト混合物等として再資源化をしなければならない。

発注者及び施工者は、再資源化されたものの利用に努めなければならない。

(2) 対象建設工事以外の工事

元請業者は、分別されたアスファルト・コンクリート塊について、(1)のような再資源化に努めなければならない。また、発注者及び施工者は、再資源化されたものの利用に努めなければならない。

第28 建設発生木材

(1) 対象建設工事

元請業者は、分別された建設発生木材を、チップ化することなどにより、木質ボード、堆肥等の原材料として再資源化をしなければならない。また、原材料として再資源化を行うことが困難な場合などにおいては、熱回収をしなければならない。

なお、建設発生木材は指定建設資材廃棄物であり、第24(1)に定める場合については、再資源化に代えて縮減すれば足りる。

発注者及び施工者は、再資源化されたものの利用に努めなければならない。

(2) 対象建設工事以外の工事

元請業者は、分別された建設発生木材について、(1)のような再資源化等に努

めなければならない。また、発注者及び施工者は、再資源化されたものの利用に努めなければならない。

(3) 使用済み型枠の再使用

施工者は、使用済み型枠の再使用に努めなければならない。

元請業者は、再使用できない使用済み型枠については、再資源化に努めるとともに、再資源化できないものについては適正に処分しなければならない。

(4) 伐採木・伐根等の取扱い

元請業者は、工事現場から発生する伐採木、伐根等は、再資源化等に努めるとともに、それが困難な場合には、適正に処理しなければならない。また、発注者及び施工者は、再資源化されたものの利用に努めなければならない。

(5) C C A処理木材の適正処理

元請業者は、C C A処理木材について、それ以外の部分と分離・分別し、それが困難な場合には、C C Aが注入されている可能性がある部分を含めてこれをすべてC C A処理木材として焼却又は埋立を適正に行わなければならない。

第29 建設汚泥

(1) 再資源化等及び利用の推進

元請業者は、建設汚泥の再資源化等に努めなければならない。再資源化に当たっては、廃棄物処理法に規定する再生利用環境大臣認定制度、再生利用個別指定制度等を積極的に活用するよう努めなければならない。また、発注者及び施工者は、再資源化されたものの利用に努めなければならない。

(2) 流出等の災害の防止

施工者は、処理又は改良された建設汚泥によって埋立又は盛土を行う場合は、建設汚泥の崩壊や降雨による流出等により公衆災害が生じないよう適切な措置を講じなければならない。

第30 廃プラスチック類

元請業者は、分別された廃プラスチック類を、再生プラスチック原料、燃料等として再資源化に努めなければならない。特に、建設資材として使用されている塩化ビニル管・継手等については、これらの製造に携わる者によるリサイクルの

取組に、関係者はできる限り協力するよう努めなければならない。また、再資源化できないものについては、適正な方法で縮減をするよう努めなければならない。

発注者及び施工者は、再資源化されたものの利用に努めなければならない。

第31 廃石膏ボード等

元請業者は、分別された廃石膏ボード、廃ロックウール化粧吸音板、廃ロックウール吸音・断熱・保温材、廃ALC板等の再資源化等に努めなければならない。再資源化に当たっては、広域再生利用環境大臣指定制度が活用される資材納入業者を活用するよう努めなければならない。また、発注者及び施工者は、再資源化されたものの利用に努めなければならない。

特に、廃石膏ボードは、安定型処分場で埋立処分することができないため、分別し、石膏ボード原料等として再資源化及び利用の促進に努めなければならない。また、石膏ボードの製造に携わる者による新築工事の工事現場から排出される石膏ボード端材の収集、運搬、再資源化及び利用に向けた取組に、関係者はできる限り協力するよう努めなければならない。

第32 混合廃棄物

- (1) 元請業者は、混合廃棄物について、選別等を行う中間処理施設を活用し、再資源化等及び再資源化されたものの利用の促進に努めなければならない。
- (2) 元請業者は、再資源化等が困難な建設廃棄物を最終処分する場合は、中間処理施設において選別し、熱しゃく減量を5%以下にするなど、安定型処分場において埋立処分できるよう努めなければならない。

第33 特別管理産業廃棄物

- (1) 元請業者及び自主施工者は、解体工事を行う建築物等に用いられた飛散性アスベストの有無の調査を行わなければならない。飛散性アスベストがある場合は、分別解体等の適正な実施を確保するため、事前に除去等の措置を講じなければならない。
- (2) 元請業者は、飛散性アスベスト、PCB廃棄物等の特別管理産業廃棄物に該当する廃棄物について、廃棄物処理法等に基づき、適正に処理しなければならない。

添付資料

ない。

第34 特殊な廃棄物

- (1) 元請業者及び自主施工者は、建設廃棄物のうち冷媒フロン使用製品、蛍光管等について、専門の廃棄物処理業者等に委託する等により適正に処理しなければならない。
- (2) 施工者は、非飛散性アスベストについて、解体工事において、粉砕することによりアスベスト粉じんが飛散するおそれがあるため、解体工事の施工及び廃棄物の処理においては、粉じん飛散を起こさないような措置を講じなければならない。

5. アルカリ骨材反応抑制対策について

平成14年 7月31日
 国官技第 112号
 国港環第 35号
 国空建第 78号

国土交通省大臣官房技術審議官
 国土交通省大臣官房技術参事官 から 各地方整備局長
 国土交通省航空局飛行場部長 局長 あて
 局長

(別紙)

アルカリ骨材反応抑制対策（土木・建築共通）

1. 適用範囲

国土交通省が建設する構造物に使用されるコンクリートおよびコンクリート工場製品に適用する。ただし、仮設構造物のように長期の耐久性を期待しなくともよいものは除く。

2. 抑制対策

構造物に使用するコンクリートは、アルカリ骨材反応を抑制するため、次の3つの対策の中のいずれか1つについて確認をとらなければならない。なお、土木構造物については2.1、2.2を優先する。

2.1 コンクリート中のアルカリ総量の抑制

アルカリ量が表示されたポルトランドセメント等を使用し、コンクリート1m³に含まれるアルカリ総量をNa₂O換算で3.0kg以下にする。

2.2 抑制効果のある混合セメント等の使用

JIS R 5211高炉セメントに適合する高炉セメント[B種またはC種]あるいはJIS R 5213フライアッシュセメントに適合するフライアッシュセメント[B

種またはC種]、もしくは混和材をポルトランドセメントに混入した結合材でアルカリ骨材反応抑制効果の確認されたものを使用する。

2.3 安全と認められる骨材の使用

骨材のアルカリシリカ反応性試験（化学法またはモルタルバー法）の結果で無害と確認された骨材を使用する。

なお、海水または潮風の影響を受ける地域において、アルカリ骨材反応による損傷が構造物の安全性に重大な影響を及ぼすと考えられる場合（2.3の対策をとったものは除く）には、塩分の浸透を防止するための塗装等の措置を講ずることが望ましい。

注）試験方法は、JIS A 1145 骨材のアルカリシリカ反応性試験方法（化学法）またはJIS A 5308（レディーミクストコンクリート）の付属書7「骨材のアルカリシリカ反応性試験方法（化学法）」、JIS A 1146 骨材のアルカリシリカ反応性試験方法（モルタルバー法）またはJIS A 5308（レディーミクストコンクリート）の付属書8「骨材のアルカリシリカ反応性試験方法（モルタルバー法）」による。

平成14年7月31日
国官技第 113号
国港環第 36号
国空技第 79号

国土交通省大臣官房技術調査課長
国土交通省港湾局環境・技術課長
国土交通省航空局飛行場部建設課長
各地方整備局港湾空港部長 あて
から

(別紙)

アルカリ骨材反応抑制対策（土木構造物）実施要領

アルカリ骨材反応抑制対策について、一般的な材料の組み合わせのコンクリートを用いる際の実施要領を示す。特殊な材料を用いたコンクリートや特殊な配合のコンクリートについては別途検討を行う。

1. 現場における対処の方法

a. 現場でコンクリートを製造して使用する場合

現地における骨材事情、セメントの選択の余地等を考慮し、2.1～2.3のうちどの対策を用いるかを決めてからコンクリートを製造する。

b. レディーミクストコンクリートを購入して使用する場合

レディーミクストコンクリート生産者と協議して2.1～2.3のうちどの対策によるものを納入するかを決めそれを指定する。

c. コンクリート工場製品を使用する場合

プレキャスト製品を使用する場合製造業者に2.1～2.3のうちどの対策によっているのかを報告させ適しているものを使用する。

2. 検査・確認の方法

2.1 コンクリート中のアルカリ総量の抑制

試験成績表に示されたセメントの全アルカリ量の最大値のうち直近6ヶ月の

最大の値 (Na₂O換算値%) /100×単位セメント量 (配合表に示された値kg/m³) +0.53× (骨材中のNaCl%) /100× (当該単位骨材料kg/m³) +混和剤中のアルカリ量kg/m³が3.0kg/m³以下であることを計算で確かめるものとする。

防錆剤等使用量の多い混和剤を用いる場合には、上式を用いて計算すればよい。

なお、A E 剤、A E 減水剤等のように、使用量の少ない混和剤を用いる場合には、簡易的にセメントのアルカリ量だけを考慮して、セメントのアルカリ量×単位セメント量が2.5 kg/m³以下であることを確かめればよいものとする。

2.2 抑制効果のある混合セメント等の使用

高炉セメントB種 (スラグ混合比40%以上) またはC種、もしくはフライアッシュセメントB種 (フライアッシュ混合比15%以上) またはC種であることを試験成績表で確認する。また、混和剤をポルトランドセメントに混入して対策をする場合には、試験等によって抑制効果を確認する。

2.3 安全と認められる骨材の使用

JIS A 1145 骨材のアルカリシリカ反応性試験方法 (化学法) または、JIS A 5308 (レディーミクストコンクリート) の付属書7「骨材のアルカリシリカ反応性試験 (化学法)」による骨材試験は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月かつ産地がかわった場合に信頼できる試験機関 (注) で行い、試験に用いる骨材の採取には請負者が立ち会うことを原則とする。また、JIS A 1146 骨材のアルカリシリカ反応性試験方法 (モルタルパー法) またはJIS A 5308 (レディーミクストコンクリート) の付属書8「骨材のアルカリシリカ反応性試験 (モルタルパー法)」による骨材試験の結果を用いる場合には、試験成績表により確認するとともに、信頼できる試験機関 (注) において、JIS A 1804 「コンクリート生産工程管理用試験方法-骨材のアルカリシリカ反応性試験方法 (迅速法)」で骨材が無害であることを確認するものとする。この場合、試験に用いる骨材の採取には請負者が立ち会うことを原則とする。

なお、2次製品で既に製造されたものについては、請負者が立会い、製品に使用された骨材を採取し、試験を行って確認するものとする。

フェロニッケルスラグ骨材、銅スラグ骨材等の人工骨材および石灰石について

ては、試験成績表による確認を行えばよい。

(注) 公的機関またはこれに準ずる機関(大学、都道府県の試験機関、公益法人である民間試験機関、その他信頼に値する民間試験機関、人工骨材については製造工場の試験成績表でよい。)

3. 外部からのアルカリの影響について

2.1 および 2.2の対策を用いる場合には、コンクリートのアルカリ量をそれ以上に増やさないことが望ましい。

そこで、下記のすべてに該当する構造物に限定して、塩害防止も兼ねて塗装等の塩分浸透を防ぐための措置を行うことが望ましい。

- 1)既に塩害による被害を受けている地域で、アルカリ骨材反応を生じるおそれのある骨材を用いる場合
- 2)2.1、2.2の対策を用いたとしても、外部からのアルカリの影響を受け、被害を生じると考えられる場合
- 3)橋桁等、被害を受けると重大な影響を受ける場合

6. レディーミクストコンクリートの単位水量測定について

6-1. 「レディーミクストコンクリートの品質確保について」の運用について

平成15年10月15日 事務連絡

港湾局建設課課長補佐 から
各地方整備局港湾空港部港湾（空港）整備課長 あて

1. 対象工事は、当面の間、1日当たりコンクリートの使用量が 100m^3 以上施工する工事を対象とする。
2. 単位水量の測定は、次によるものとする。
 - (1) 受注者に単位水量を含む正確な配合設計書を確認させることとする。
 - (2) 示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が $20\text{mm}\sim 25\text{mm}$ の場合は $175\text{kg}/\text{m}^3$ 、 40mm の場合は $165\text{kg}/\text{m}^3$ を基本とする。

単位水量を減じることにより、施工性が低下する場合は、必要に応じて、支障のない量で高性能AE減水剤の使用を検討すること。
 - (3) 単位水量の測定は、港湾工物品質管理基準におけるコンクリートの供試体作成時、および荷卸し時に品質変化が認められた時に実施することとする。
 - (4) 現場で測定した単位水量の管理値は次の通りとして施工することとする。
 - 1) 測定した単位水量が、配合設計 $\pm 15\text{kg}/\text{m}^3$ の範囲にある場合はそのまま施工してよいものとする。
 - 2) 測定した単位水量が、配合設計 ± 15 を越え $\pm 20\text{kg}/\text{m}^3$ の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計 $\pm 15\text{kg}/\text{m}^3$ 以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行うこととする。
 - 3) 配合設計 $\pm 20\text{kg}/\text{m}^3$ の指示値を超える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示しなければならない。その後の全運搬車の測定を行い、配合設計 $\pm 20\text{kg}/\text{m}^3$ 以内になることを確認する。

更に、配合設計 $\pm 15\text{kg}/\text{m}^3$ 以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、

単位水量の測定を行うこととする。

打設 \leq (管理値=配合設計 ± 15) <改善指示 \leq (指示値=配合設計 ± 20) <持ち帰り

<	指示値		管理値		配合設計値 \pm		管理値		指示値	<
	- 2 0	\leq	- 1 5	\leq	0	\leq	+ 1 5	\leq	+ 2 0	
持ち帰り	改善	改善	打設	打設	打設	打設	打設	改善	改善	持ち帰り
全車	1/3台	1/3台						1/3台	1/3台	全車

(5) 単位水量管理についての記録を書面と写真により提出させることとする。

3. コンクリートのスランプ管理は次によるものとする。

(1) スランプの測定は、港湾工事事品質管理基準により定められた時期、および荷卸し時に品質変化が認められた時に実施することとする。

[港湾工事事品質管理基準]

1日1回とし、1日の打設量が 150m^3 を超える場合は1日2回とする。

ただし、同一配合の1日当り打設量が少量の場合は、監督職員の承諾を得て打設日数に関係なく 100m^3 ごとに1回とすることができるものとする。

(2) コンクリート打設時にポンプの筒先等の適切なワーカビリティを確保するため、場内運搬時のスランプロスを考慮してコンクリートのスランプを指定するものとする。

(3) コンクリートポンプを用いる場合は、コンクリートのポンプ施工指針(土木学会)等の規定によることとし、コンクリート打込み地点とスランプ管理地点である荷卸し地点の差を見込むこととする。

6-2. レディーミクストコンクリート単位水量測定要領（案）について

平成16年3月8日 事務連絡

港湾局建設課課長補佐 から
各地方整備局港湾空港部港湾（空港）整備課長 あて

レディーミクストコンクリート単位水量測定要領（案）

1. 適用範囲

本要領は、レディーミクストコンクリートの単位水量測定について、測定方法および管理基準値等を規定するものである。

なお、水中コンクリート、転圧コンクリート等の特殊なコンクリートを除き、1日当たりコンクリート種別ごとの使用量が100m³以上施工するコンクリート工を対象とする。

2. 測定機器

レディーミクストコンクリートの単位水量測定機器については、エアメータ法かこれと同程度、あるいは、それ以上の精度を有する測定機器を使用することとし、施工計画書に記載させるとともに、事前に機器諸元表、単位水量算定方法を監督職員に提出するものとする。また、使用する機器はキャリブレーションされた機器を使用することとする。

3. 品質の管理

受注者は、施工現場において、打込み直前のレディーミクストコンクリートの単位水量を本要領に基づき測定しなければならない。

4. 単位水量の管理基準

測定したレディーミクストコンクリートの単位水量の管理値は、「レディーミクストコンクリートの品質確保について」の運用について（平成15年10月15日付け事務連絡）によるものとする。

5. 単位水量の管理記録

受注者は、測定結果をその都度記録（プリント出力機能がある測定機器を使用した場合は、プリント出力）・保管するとともに、測定状況写真を撮影・保管し、監督職員等の請求があった場合は遅滞なく提示するとともに、検査時に提出しなければならない。また、1日のコンクリート打設量は単位水量の管理シートに記載するものとする。

6. 測定頻度

単位水量の測定頻度は、（1）および（2）による。

（1）2回/日（午前1回、午後1回）、または、重要構造物では重要度に応じて100～150m³に1回

（2）荷卸し時に品質の変化が認められたとき。

なお、重要構造物とは、高さが5m以上の鉄筋コンクリート擁壁（ただし、プレキャスト製品は除く。）、内空断面が25m²以上の鉄筋コンクリートカルバート類、橋梁上・下部（ただしPCは除く。）、トンネル及び高さが3m以上の堰・水門・樋門とする。

7. 管理基準値・測定結果と対応

（1）管理基準値

現場で測定した単位水量の管理基準値は次のとおりとして扱うものとする。

区 分	単位水量 (kg/m ³)
管理値	配合設計±15kg/m ³
指示値	配合設計±20kg/m ³

注) 示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20～25mmの場合は175kg/m³、40mmの場合は165kg/m³を基本とする。

（2）測定結果と対応

a 管理値内の場合

測定した単位水量が管理値内の場合は、そのまま打設して良い。

b 管理値を超え、指示値内の場合

測定した単位水量が管理値を超え指示値内の場合は、そのまま施工してよいが、受注者は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善の指示をしなければならない。

その後、管理値内に安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行うこととする。

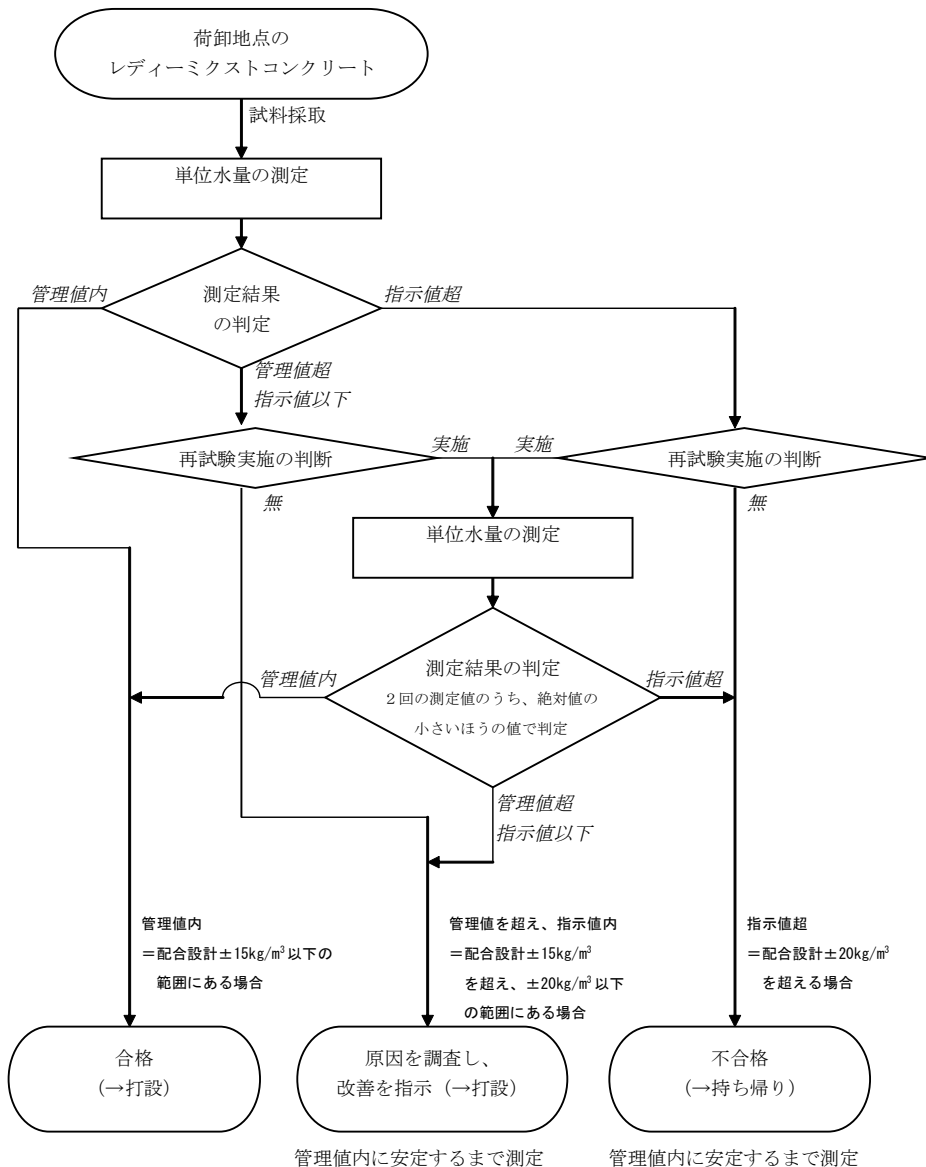
なお、「管理値内に安定するまで」とは、2回連続して管理値内の値を観測することをいう。

c 指示値を超える場合

測定した単位水量が指示値を超える場合は、その運搬車は打込まずに持ち帰らせるとともに、受注者は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示しなければならない。

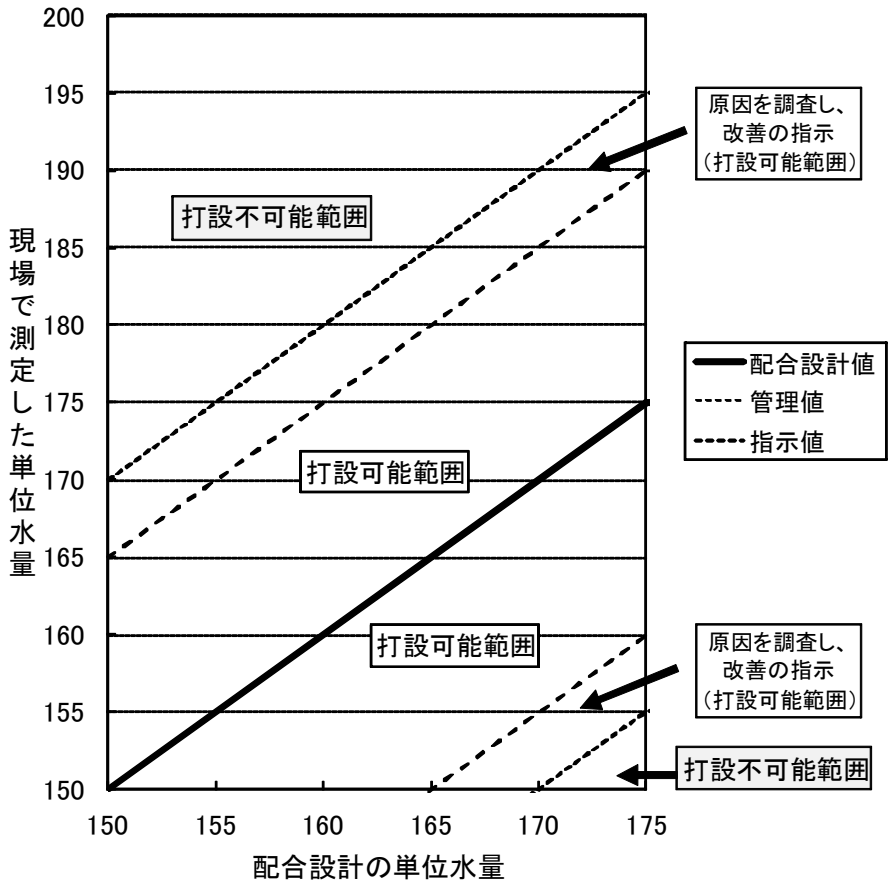
その後、単位水量が管理値内になるまで全運搬車の測定を行う。

なお、管理値または指示値を超える場合は1回に限り試験を実施することができる。再試験を実施した場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さいほうの値で評価して良い。



レディーミクストコンクリートの単位水量測定の管理フロー図

レディーミクストコンクリートの 単位水量測定管理図 (kg/m³)



注) 単位水量の上限値が 175kg/m³ の場合 (粗骨材最大寸法が 20~25mm)

参考資料

各種測定方法の概要（1 / 5） 推定精度が± 10kg/m³以下で測定が可能と考えられる測定方法を掲載（2003.7 現在）

名 称	エアメータ法（土研法）	エアメータ法 生コンの単位水量計「W - Checker」
測定原理	単位水量が増加するとコンクリートの単位容積質量が小さくなる。この性質を利用し、単位容積質量の違いから単位水量を推定する。	生コンが計画した調査通りであるかを、単位容積質量と空気量の関係から求めるものである。空気量の測定値が理論値と異なる場合には、細骨材質量の計量値には骨材以外に水量が含まれたことになり、この水量から単位水量と水セメント比を算出する。
特 徴	長所：空気量測定時に質量を測定するだけで単位水量が推定できる。 短所：骨材の密度を正しく求めておく必要がある。	長所：生コンクリートの受け入れ試験として行われる空気量測定試験とほぼ同等の作業で測定が可能「W - Checker」（はかりが 1g、空気量が 0.1 %の測定が可能）を用いることで、高精度な単位水量測定が可能 短所：骨材の密度を正しく求めておく必要がある。
測定方法	① 事前にエアメータの容積、質量を測定しておく。 ② エアメータを用いてコンクリート試料の空気量を測定する。 ③ エアメータごと試料の質量を秤に載せて測定する。	① 装置自体の容量と質量の測定を行い、JIS A 112 に準じて空気量のキャリブレーションを行う ② 骨材修正係数とセメント密度を測定し、配合計算書から材料密度、各種材料の配合を入力 ③ コンクリート試料をエアメータに入れ質量を測定する ④ エアメータの空間部分に水を注入し質量を測定する ⑤ JIS A 1128 に準じて空気量を測定する ⑥ 測定値データを入力し、単位水量を算出する
測定時間	5分	5分
試料の量	7リットルのコンクリート	約6リットルのコンクリート
測定に必要な情報	計画配合	① 計画配合 ② セメントの湿潤密度 ③ 細骨材、粗骨材の表乾密度
そ の 他	・専用の計算システム（PDA）も市販されている（エアメータとセットで23万円）	コンクリート試料をそのまま使用するため、ウェットスクリーニングを行う場合のようなサンプリング誤差が生じない。

添付資料

参考資料

各種測定方法の概要（2 / 5） 推定精度が± 10kg/m³以下で測定が可能と考えられる測定方法を掲載（2003.7 現在）

名 称	水中質量法	高周波加熱乾燥（電子レンジ）法
測定原理	コンクリートの気中（空中）質量と、水中質量および材料の密度から、コンクリートの体積を求め、単位水量を測定する。	高周波加熱乾燥法 コンクリートからふるい分けたモルタル分を、電子レンジで加熱乾燥させ、質量の減少量とコンクリートの単位水量の相関性が高いことを利用し、コンクリートの単位水量を測定する。
特 徴	長所：ウェットスクリーニングを行わず、コンクリートで測定可能である。事前に骨材の密度測定を行うことで、高精度での推定が可能。 短所：作業に熟練を要す 水道水が必要	長所：使用する機械が電子レンジ、はかり、パソコン（表計算ソフト）であり入手が容易である。 短所：モルタルで試験を行うためにウェットスクリーニングに伴う誤差を補正する必要がある。 長時間使用すると電子レンジが劣化する。 電源が必要
測定方法	① 事前に骨材の密度測定を行う ② コンクリートをサンプリングし空中質量を測定 ③ コンクリート中の気泡を脱泡しつつ水中質量を測定 ④ 粗骨材のみを洗い出し、粗骨材を測定 ⑤ 計算により単位水量を推定する	① 測定準備 測定に使用する紙皿の乾燥質量を事前に求めておく。 ② 試料採取 ハンドスコップ 1 杯分(1kg ~ 1.5kg 程度)の試料を、パイプレーターやサジを使ってウェットスクリーニングする。 ③ 乾燥前質量の測定 モルタル試料を紙皿の上に 400g 程度で 0.1g 単位まで計り取る。 ④ モルタル試料の乾燥 電子レンジにモルタル試料を設置し、4 ~ 5 分間程度加熱乾燥させる。 ⑤ 乾燥後の質量測定 乾燥後のモルタル試料の質量を 0.1g 単位まで計る。 ⑥ 単位水量の計算 必要なデータを表計算ソフトに入力し単位水量を計算する。
測定時間	15分	15分
試料の量	約 2 kg のコンクリート	400g 程度のモルタル
測定に必要な情報	基準コンクリートの調合 各材料の密度	細骨材中の水分量、セメント初期水含量
その他	測定手順として粗骨材を洗うため、測定終了後の装置の洗浄作業がなく、直ちに次の測定にかかる。	竹中工務店の方法、全生連の方法などが提案されている。 特に必要な資格等はなし

参考資料

各種測定方法の概要（3 / 5） 推定精度が± 10kg/m³以下で測定が可能と考えられる測定方法を掲載（2003.7 現在）

名 称	W / C ミータ (MT-200)	乾燥炉法
測定原理	減圧式加熱乾燥法 水は減圧乾燥すると約 50℃で沸点に達するため、試料は低温化で乾燥される。	専用の乾燥炉によってコンクリートを加熱乾燥し、蒸発量から単位水量を推定する。
特 徴	長所：材料による影響が少ない、操作も計量・乾燥・計算をすべて自動で行うために測定者による試験誤差が発生しない。 ウェットスクリーニングに伴う誤差を骨材の種類ごとに自動的に補正する。 短所：測定時間が長い 電源が必要	長所：原理が単純で、信頼性が高い。 乾燥後の試料から粗骨材を洗い出すことで粗骨材量を測定・補正することで高精度の単位水量推定が可能。 短所：測定時間が長い。 事前に1時間の予熱が必要 電源が必要
測定方法	① 試料採取 フレッシュコンクリートからウェットスクリーニング作業をモルタル分離機で行い、モルタルを採取する。 ② 乾燥前質量の測定 モルタルを約 400g 試料受け皿に入れて測定器にセットし、乾燥前の質量を測定する。 ③ 減圧乾燥 調配合を選択後、測定開始。 ④ 配合値の入力 配合値を測定器に入力する。 ⑤ 結果表示 乾燥終了後、乾燥後の質量を測定し、自動的に演算され、プリントアウトする。	① 予熱 事前に乾燥炉内の温度を上昇させておく ② 試料採取 試料を 1～2kg 採取し、質量を測定する。 ③ 乾燥 試料を乾燥炉に入れ、乾燥させる。 ④ 質量測定 乾燥後の試料質量を測定する ⑤ 洗い出し 乾燥後の試料を 5mm フレイ上で水洗いし、粗骨材量を測定する。
測定時間	20分～25分	20～25分
試料の量	400g ± 30kg のモルタル	1～2kg のコンクリート
測定に必要な情報	調配合（示方配合・現場配合）	配合表
その他	特に必要な資格等はなし	

添付資料

参考資料

各種測定方法の概要（4 / 5） 推定精度が± 10kg/m³以下で測定が可能と考えられる測定方法を掲載（2003.7 現在）

名 称	<p style="text-align: center;">静電容量法</p> 生コン水分計：HI-300、HI-300J 生コン・砂水分計：HI-330、HI-330J	<p style="text-align: center;">連続式R I（ラジオアイソトープ）法</p>
測定原理	高周波容量式 物質の誘電率が水分量によって変化することを応用。 モルタル中の静電容量と水分率の関係式をあらかじめ求めておき、機械でモルタル中の静電容量を測定することにより単位水量を推定する。	コンクリート中の水素原子（主に水として存在）と照射する中性子との衝突によって減衰する中性子の割合から単位水量を推定する。
特 徴	長所：2 電源対応（AC 電源、乾電池） 1 2 6 点の測定データの記憶、プリンターが出力可能 測定に際して特別な技術は不要 短所：高精度を補償するには事前に検量線のチェック・見直しが必要	長所：配管を流れる生コン全量の単位水量を連続的に測定し、リアルタイムで結果が判明する。試験結果のフィードバックが適切に行える。 短所：事前に校正試験が必要 装置が高額
測定方法	① 配合データの入力 ② 生コンクリートの採取 ③ ウェットスクリーニングでモルタルを抽出 ④ 試料容器にモルタルを充填 ⑤ 試料容器の質量を測定し器械に入力する ⑥ 生コンの空気量を器械に入力する ⑦ 試料容器を器械にセットし測定を行う（約7秒） ⑧ ⑤～⑦の手順を試料容器3個分繰り返し、平均値を計算する ※ 試料容器3個のばらつきは約± 1.0kg/m ³	校正試験（基準コンクリートに対して実施）と現場測定（測定対象のコンクリートに対して実施）の2段階測定。 ① 校正試験 何を基準コンクリートとするかによって以下の2つの方法がある。 1) 試験室で試し練り時に実施 2) 特定の生コン車を基準とし、荷卸し時に実施。 ② 現場測定 配管（例えば、ポンプ車のブーム配管）に中性子線水分計及びγ線密度計を取りつけ、同配管内を流れるフレッシュコンクリートの単位水量及び単位容積質量を測定する。
測定時間	10分	5分
試料の量	モルタル量 約2kg	制限無し
測定に必要な情報	① 単位量（水、セメント、細骨材、粗骨材） ② 表乾密度（セメント、細骨材、粗骨材） ③ 吸水率（細骨材、粗骨材） ④ 試料質量 ⑤空気量	基準コンクリートの単位水量と単位容積質量
そ の 他	・ JR 東日本「土木工事標準仕様書」をはじめ、JR 東海、JR 西日本などで現場測定を実施。 ・ 国土交通省東北地方整備局ではフィールド試験継続中	・ 管厚の補正が必要 ・ 通信手段を用いて測定値を随時送信し、結果モニタリングできる。（遠隔モニタリング）

参考資料

各種測定方法の概要（5 / 5） 推定精度が± 10kg/m³以下で測定が可能と考えられる測定方法を掲載（2003.7 現在）

名 称	水濃度測定法	塩分濃度差法（電量滴定塩分濃度計方式）
測定原理	<p>本測定方法は、一定容量のフレッシュコンクリートに特殊アルコールを定量加え、コンクリート中の水量をアルコールに抽出させ、その水アルコール混合液の水濃度を測定することにより、採取したコンクリート中の水量を求め、体積換算により、コンクリート 1 m³当りの単位水量を求める</p> <p>この水濃度を測定する方法として、以下に示す水素化カルシウムが水と反応してガスを発生させる特性を利用している。発生したガス圧を高精度の精密圧力計を用いて計測し、発生ガス圧と測定試料中の水濃度との相関により、抽出液の水濃度を求めるものである。</p> <p>反応式：$\text{CaH}_2 + 2 \text{H}_2\text{O} \rightarrow \text{Ca}(\text{OH})_2 + 2 \text{H}_2 \uparrow$</p>	<p>フレッシュコンクリートに濃度の判っている食塩水を添加・混合した際に食塩添加前と食塩水を混合後の濾液の塩分濃度を測定し、食塩水がコンクリート中の水により薄められる原理を用いて単位水量を推定する。</p>
特 徴	<p>長所：・コンクリート自体を試料とするため、試料調整が不要</p> <p>・事前情報（コンクリートの調配合や骨材比重・吸水率等）を必要としない。</p> <p>・測定値から換算表により、単位水量を求める（パソコンを必要としない）。</p> <p>・外部電源を必要としない。</p> <p>・現場で簡易測定できる（測定器が、コンパクトで持ち運びできる）。</p> <p>短所：サンプリング時の試料のバラツキの影響。</p>	<p>長所：・コンクリートのままで測定でき、測定原理がわかりやすい。</p> <p>・小型・高精度の電量滴定式塩分濃度計（蓄電池等3電源式）を用いるため電源のない現場でも測定でき、測定データを印字できる。</p> <p>・配合情報がない場合でも概略値が求められる。</p> <p>・空気量、単位セメント量、骨材量、骨材吸水率がわかれば推定精度が向上する。</p> <p>短所：・試料量が 1.5 リットルであるため、サンプリングに注意が必要</p> <p>・少量の濾液により塩分測定するため注意深く測定する必要がある。</p>
測定方法	<ol style="list-style-type: none"> ① 専用試料採取容器に、コンクリートを採取する。 ② 専用抽出容器に、特殊アルコールを 500ml 入れて試料採取容器をセットし、2分間振とうさせて、コンクリート試料中の水を特殊アルコールの中に抽出する。 ③ 試料採取容器を外し、抽出容器にろ紙をセットし、抽出液をろ過させる。 ④ ろ過した抽出液を専用シリンダで採取し、反応管に入れ、反応管にゴム栓をする。 ⑤ 反応管を折り曲げることにより、反応管中の試薬アンブルを割り、反応管を1分間振とうさせ、試薬と反応させる。 ⑥ 反応後3分間静置し、精密圧力計で発生ガス圧力を測定する。その測定値から換算表により単位水量を求める。 	<ol style="list-style-type: none"> ① 事前に添加する食塩水の塩分濃度を測定しておく。 ② 食塩水濃度、配合情報をパソコンまたは本体（専用機）に入力しておく。 ③ 容器にコンクリートを採取し、突き棒、ゴムハンマを用いて詰める。 ④ 容器表面をストレートエッジで水平にならす。 ⑤ 接続筒を取り付け、食塩水を計量・添加し、混合容器を閉じる。 ⑥ 食塩水とコンクリートが混ざり流動状態になるよう振って攪拌・混合する。混合容器の上下逆転を繰り返すか、混合機により水平回転させて2分間程度攪拌・混合する。 ⑦ 食塩水混合前・後のコンクリートより濾液を採取し、塩分濃度を測定する。 ⑧ 測定終了後測定値を入力し単位水量を算出する。（専用機：単位水量を表示し、測定データとともに印字する。）
測定時間	15分～20分	約15分
試料の量	0.5リットルのコンクリート	1.5リットルのコンクリート
測定に必要な情報	なし	計画配合（セメントの種類・量、細・粗骨材量）、細・粗骨材吸水率、空気量
その他		専用混合容器（アクリル製）：2万円（量産品を計画中）、濾液採取器：1万円

7. 契約後V E方式の試行について

	平成10年	6月19日	(港管第1326号、港建第171号)
一部改正	平成17年	3月23日	(国港管第1171号、国港建第227号)
一部改正	平成22年	9月22日	(国港総第377号、国港技第56号)
一部改正	平成23年	3月4日	(国港総第711号、国港技第81号)

1. 適用範囲

「V E提案」とは、工事請負契約書第19条の2の規定に基づき、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額の低減を可能とする工事材料、施工方法等に係る設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案をいう。

2 対象工事

- (1) 一般競争入札方式又は公募型指名競争入札方式の工事。ただし、支出委任工事、受託工事は、委任者又は委託者の了解が得られたものに限る。
- (2) (1) 以外の工事のうち、主として施工段階における現場に即したコスト縮減が可能となる提案が期待されるものであり、かつ、地方整備局長又は副局長若しくは次長（以下「局長等」という。）が必要と認めた工事。

なお、対象とされた工事については、契約後V E方式である旨を契約書で明記するものとし、「工事請負標準契約書の制定について」（平成8年1月24日付港管第111号）別冊「工事請負契約書」（以下「工事請負契約書」という。）に追加すべき事項は別紙の記載例によるものとする。

3 提案を求める範囲

- (1) V E提案を求める範囲は、設計図書に定められている内容のうち、工事材料及び施工方法等に係る変更により請負代金額の低減を伴うものとする。
- (2) V E提案を求める範囲は、設計図書に定められている内容のうち、工事の実情に照らし個々に定め、以下の提案は含めないものとする。

- ① 施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案。
- ② 工事請負契約書第18条に規定された条件変更等に該当する事実との関係が認められる提案。
- ③ 提案の実施にあたり、関係機関協議等、第三者との調整等を要する提案。

4 VE提案の抽出

- (1) VE提案を行う場合は、次に掲げる事項を記載したVE提案書（様式－1～4）を提出させるものとする。
 - ① 設計図書に定める内容とVE提案の内容の対比及び提案理由
 - ② VE提案の実施方法に関する事項（当該提案に係る施工上の条件等を含む）
 - ③ VE提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠
 - ④ 発注者が別途発注する関連工事との関係
 - ⑤ 工業所有権等の排他的権利を含むVE提案である場合、その取扱いに関する事項
 - ⑥ その他VE提案が採用された場合に留意すべき事項
- (2) 必要があるときは、提出されたVE提案書に関する追加的な資料、図書その他の書類の提出を求めることができる。
- (3) VE提案の提出を受け付ける期間は、原則として、当該提案に係る部分の工事に着手する35日前までとし、15日間以上の提案準備期間が確保されるよう工期設定において配慮するものとする。

なお、提案の回数は原則として1回とするが、工事の実情に照らし適宜対応することができるものとする。
- (4) VE提案の提出費用は、受注者の負担とする。

5 提案の審査・採否等

- (1) 局長等は、VE提案の審査及び評定を行うためVE提案の審査を行うためVE審査委員会を設けるものとする。
- (2) VE審査委員会の構成員は、原則として、港湾空港部長を委員長とし港湾空港企画官、事業計画官、経理調達課長、港湾事業企画課長、港湾空港整備・補償課長（港湾空港整備・補償課長が置かれていない場合にあつては、港湾整備・補償課長又は空港整備課長）、品質確保室長、当

該工事を所掌する事務所の長、技術調査事務所長及び必要に応じて委員長が指名する者とする。

なお、VE審査委員会は、必要に応じて、学識経験者等の意見を聴くことができるものとする。

- (3) 提出されたVE提案は、施工の確実性、安全性が確保され、かつ、設計図書に定める工事の目的物と比較し、機能、性能等が同等以上で経済性が優位であると判断されるものについては、VE提案として採用することを原則として審査を行い、当該提案の採否を決定するものとする。

6 提案の採否の通知

局長等又は事務所長は、VE提案の採否については、原則として、VE提案の受領後14日以内に書面(様式-5)により通知するものとする。その際、VE提案を採用しなかった場合には、その理由を付して行うものとする。ただし、受注者の同意を得た上でこの期間を延長することができるものとする。

7 VE提案を採用した場合の設計変更等

- (1) VE提案を採用した場合において、必要があるときは、局長等又は事務所長は工事請負契約書第19条の2第2項の規定に基づき、設計図書の変更を行わなければならない。
- (2) 前項の規定により設計図書の変更が行われた場合において、局長等又は事務所長は、工事請負契約書第19条の2第3項の規定に基づき、請負代金額を変更しなければならない。
- (3) 前項の変更を行う場合においては、VE提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の10分の5に相当する金額(以下「VE管理費」という。)を削減しないものとする。
- (4) VE提案を採用した後、工事請負契約書第18条の条件変更が生じた場合において、発注者がVE提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。
- (5) 局長等又は事務所長は、工事請負契約書第18条の条件変更が生じた場合には、工事請負契約書第24条第1項の規定に基づき、請負代金額の変更を行うものとする。

V E 提案を採用した後、工事請負契約書第18条の条件変更が生じた場合の前記（3）のV E管理費については、原則として、変更しないものとする。ただし、双方の責に帰することができない事由（不可抗力や予測することが不可能な事由等）により、工事の続行が不可能、または著しく工事低減額が減少した場合においては、協議して定めるものとする。

8 提案の評定

V E 提案及び当該提案に基づく工事施工状況、目的物の品質等については、「請負工事成績評定要領の制定について」（平成21年3月31日付け国港技第105号の2）で定める請負工事成績評定要領に基づき、V E 審査委員会において評定を行うものとする。

9 提案内容の活用と保護

評定の結果、当該V E 提案内容の活用が効果的であると認められた場合は、他の工事においても積極的に活用を図るものとする。その場合、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、当該権利の保護に留意するものとする。

10 責任の所在

局長等又は事務所長がV E 提案を採用し、設計図書の変更を行った場合においても、V E 提案を行った受注者の責任が否定されるものではない。

11 入札公告又は技術資料の収集に係る揭示及び特記仕様書に明示する事項

提案を求める場合において、入札公告又は技術資料の収集に係る揭示及び特記仕様書に次の事項を加える。

（1）入札公告又は技術資料の収集に係る揭示

① 契約後V E の試行工事であること。

（2）特記仕様書

① 契約後V E の試行工事であること。

(別紙)

(設計図書の変更に係る受注者の提案)

第19条の2 受注者は、この契約締結後、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等の設計図書の変更について、発注者に提案することができる。

2 発注者は、前項の規定に基づく受注者の提案を受けた場合において、提案の全部又は一部が適正であると認められるときは設計図書を変更し、これを受注者に通知しなければならない。

3 発注者は、前項の規定により設計図書を変更した場合において、必要があると認められるときは、請負代金額を変更しなければならない。

様式－1 VE提案書

様式－2

- (1) 設計図書の定める内容と、VE提案の内容の対比
- (2) 提案理由
- (3) VE提案の実施方法（材料仕様、施工要領等を記入）
- (4) 品質保証の証明（品質保証書の添付等）
- (5) その他（発注者が別途発注する関連工事との関係等）

様式－3 VE提案による概算低減額及び算出根拠

様式－4

- (1) 工業所有権等の排他的権利を含むVE提案である場合、その取扱いに関する事項

様式－5 VE提案採否通知書

様式－１

提出日：平成 年 月 日

V E 提 案 書

支出負担行為担当官
 ○○地方整備局副局長（次長）
 分任支出負担行為担当官
 ○○事務所長 殿

受注者
 住所
 氏名

印

契約書第19条の2に基づきVE提案書を提出いたします。

工事件名： 契約締結日：	連絡者 氏名 TEL FAX	
VE提案の概要 注) 記入欄が不足する場合には、様式－1の2として追記して下さい。なお、概算低減額は提案を審査する上で参考とするものです。		
番 号	項 目 内 容	概算低減額：千円
概 算 低 減 額 合 計		

様式 - 2

番 号		項目内容	
-----	--	------	--

(1) 設計図書の定める内容と、VE提案の内容の対比	
【現状】・・・略図等	【改善案】・・・略図等

(2) 提案理由

(3) VE提案の実施方法 (材料仕様、施工要領等を記入)

(4) 品質保証の証明 (品質保証書の添付等)

(5) その他 (発注者が別途発注する関連工事との関係等)

様式－４

番 号		項目内容	
-----	--	------	--

(1) 工業所有権等の排他的権利を含むVE提案である場合、その取扱いに関する事項

(2) VE提案が採用された場合に留意すべき事項（提案内容の公表に係る所見等）

様式 - 5

平成 年 月 号
日

V E 提案採否通知書

〇 〇 〇 〇 殿

支出負担行為担当官
〇〇地方整備局副局長（次長）
分任支出負担行為担当官
〇〇事務所長

印

契約書第19条の2に基づき平成 年 月 日付けで提出されましたVE提案に対する審査結果を下記のとおり通知します。

工事件名： 契約締結日：		VE提案項目数： 採用項目数： 不採用項目数：		
VE提案に対する「採否」及びその理由				
番号	項目内容	採否の区分	採否の理由	特記事項

(注) 採否に関する問い合わせ先

8. 施工プロセスを通じた検査方式実施要領について（案）

平成21年3月31日 国港総第960-4号、国港技第160-2号
一部改正 平成22年3月31日 国港総第1053号、国港技第81号
一部改正 平成23年3月29日 国港総第791号、国港技第91号
一部改正 平成24年2月15日 国港総第625号、国港技第127号
一部改正 平成26年3月31日 国港総第603号、国港技第124号
一部改正 平成28年3月24日 国港総第530号、国港技第88号

第1条 目的

1. 施工プロセスを通じた検査は、工事の施工プロセス全体を通じて工事実施状況等の確認を行い、その結果を契約の相手方（以下「受注者」という。）の給付の完了の確認（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行う工事の既済部分の確認を含む。）をするため必要な検査（以下「給付の検査」という。）並びに「請負工事技術検査要領の制定について」（平成21年3月31日付国港技第101号、最終改正：平成26年3月24日付国港技第120号）（以下「技術検査要領」という。）に基づく工事に関する技術水準の向上に資するために必要な技術的な検査（以下「技術検査」という。）に反映させることによって、給付の検査及び技術検査（以下「検査」という。）の充実を図り、地方整備局が発注する工事における品質確保体制を強化することを目的とする。
2. この実施要領は、上記の目的を達成するために必要な事項を定めることにより、施工プロセスを通じた検査方式の円滑な実施を図ることを目的とする。

第2条 対象工事

「契約業者取扱要領」（昭和55年12月1日港管第3722号、最終改正 平成19年2月13日国港管第731号）第7条第1項第1号から第5号に掲げる工事のうち、以下に定める基準を参考として当該工事を所掌する副局長又は次長若しくは事務所長（以下「副局長等」という。）が本方式の実施について必要と認める工事を対象とできる。

- (1) 工事期間が240日以上工事（港湾5工種のみ）のうち
 - ・ 予定価格が2億5千万円以上の工事
 - ・ 予定価格が9,000万円以上2億5千万円未満、かつ、工事難易度がⅢ以上の工事
- (2) 不可視部分の施工状況（出来形、品質等）が工事の品質確保のため重要と思われる工事

第3条 定義

(施工プロセスを通じた検査)

1. 施工プロセスを通じた検査とは、施工プロセス全体を通じて施工プロセス検査業務を実施し、これを検査に反映することをいう。

(施工プロセス検査業務)

2. 施工プロセス検査業務とは、品質監視員が工事実施状況、出来形及び品質について臨場により適切に確認し、検査職員を補助する業務をいう。

(品質監視員)

3. 品質監視員とは、施工プロセス検査業務を実施するために、工事実施状況、出来形及び品質について臨場により適切に確認し、検査職員を補助する業務を行う国の職員等をいう。

なお、品質監視等補助業務等の管理技術者又は担当技術者が、品質監視員の補助又は品質監視員に代わり検査職員を補助することができる。

(段階検査)

4. 段階検査とは、施工プロセスを通じた検査において、工事途中の節目等に施工プロセス検査業務の結果を踏まえて行う検査をいう。

(段階検査(給付))

5. 段階検査(給付)とは、給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において、給付の検査として行う段階検査をいう。

(段階検査(技術))

6. 段階検査(技術)とは、技術検査として行う段階検査をいう。

(検査職員)

7. 検査職員とは総括検査職員、総括技術検査職員、主任検査職員、主任技術検査職員を総じて検査を行う者をいう。

(総括検査職員)

8. 総括検査職員とは、段階検査(給付)の結果を総括し、給付の検査を行う検査職員をいう。

(総括技術検査職員)

9. 総括技術検査職員とは、段階検査(技術)の結果を総括し、技術検査を行う検査職員をいう。

(主任検査職員)

10. 主任検査職員とは、段階検査(給付)を行う検査職員をいう。

(主任技術検査職員)

11. 主任技術検査職員とは、段階検査(技術)を行う検査職員をいう。

(本官と分任官)

12. この実施要領において、支出負担行為担当官(代理を含む。以下「本官」という。)が締結した工事の請負契約を「本官契約」といい、分任支出負担行為担当官(代理含む。以下「分任官」という。)が締結した工事の請負契約を「分任官契約」という。

(品質監視等補助業務等)

13. 品質監視等補助業務等とは、施工プロセス検査業務において、品質監視員が実施する工事

実施状況、出来形及び品質確認を補助する業務である。

(品質監視補助員)

- 1 4. 品質監視補助員とは、品質監視等補助業務等の管理技術者又は担当技術者であり、品質監視員の補助又は品質監視員に代わり検査職員を補助することができる。

第4条 検査体制の構築と事務処理

(検査体制の構築)

1. 施工プロセスを通じた検査は、施工プロセス全体を通じて品質監視員が施工プロセス検査業務を実施し、これを検査職員が行う検査に反映することから、当該工事の契約直後に検査職員及び品質監視員の任命を行い、検査職員及び品質監視員は工事完了まで継続して必要な業務を行う。

(検査職員の任命者)

2. 給付の検査を行う検査職員については、本官又は分任官が任命するものとする。
また、技術検査を行う検査職員については、当該工事を所掌する副局長又は次長 若しくは事務所長（以下「副局長等」という）が任命するものとする。

(品質監視員の任命者)

3. 品質監視員については、当該工事を所掌する事務所長が任命するものとする。
なお、品質監視員は、監督職員及び監督業務補助者以外の者から任命するものとする。

(品質監視員の受注者への通知)

4. 任命された品質監視員については、当該工事を所掌する事務所長名にてその氏名を受注者へ通知するものとする。なお、品質補助業務等の技術員が、品質監視員として補助する場合も同様とする。

(検査職員及び品質監視員の任命・通知に関する事務手続き)

5. 検査職員及び品質監視員の任命及び受注者への通知に関する事務手続き及び必要な様式については、各局の運用により定めるものとする。

(品質監視等補助業務等による検査)

6. 品質監視等補助業務等による検査をおこなう場合には、品質監視補助員の任命は、当該工事を所掌する事務所長が任命するものとする。
また、受注者への通知に関する事務手続き、必要な様式、確認結果及び検査結果の報告方法等については、各局の運用により定めることができる。
なお、品質監視補助員は工事実施状況、出来形及び品質確認等の監督業務に従事した者以外の管理技術者又は担当技術者から任命するものとする。

第5条 施工プロセス検査業務

(業務内容)

1. 品質監視員は、施工プロセス検査業務として工事実施状況、出来形及び品質について臨場により確認するものとする。
2. 品質監視員は当該工事の契約図書への適合状況、並びに施工計画書の内容が適切に実施され

ていることを確認するためのチェックリストを作成し、このチェックリストにより施工状況、出来形及び品質についてとりまとめるものとする。

3. 確認の頻度は、工事の実施状況、出来形、品質について適切に確認するために必要な回数を主任検査職員及び主任技術検査職員（以下「主任検査職員等」という）、品質監視員が協議し、工事の進捗状況に応じて適切に設定するものとする。

（確認結果の報告）

4. 品質監視員は上記第2項の確認結果について、第8条の規定により構築された連絡体制に従い、当該工事の主任検査職員等に報告するものとする。

なお、品質監視等補助業務等の管理技術者又は担当技術者が、品質監視員または品質監視補助員である場合、品質監視等補助業務等の管理技術者より、確認結果を品質監視員に報告するものとする。

5. 主任検査職員等は、品質監視員より前項の報告を受けた時は、総括検査職員及び総括技術検査職員（以下「総括検査職員等」という）、監督職員に対し適時適切に報告するものとする。
なお、監督職員は前項の報告結果の確認をもって、確認、立会、材料検査、施工状況検査を実施したものとする。ただし、本規定は監督職員の臨場を妨げるものではない。

6. 当該工事の契約図書の条件変更に関する確認については、監督職員が実施するものとする。

（契約図書との不適合に関する報告）

7. 品質監視員は、当該工事の契約図書と相違する施工状況等を発見した時は、4項の規定にかかわらず、第8条の規定により構築された連絡体制に従い、速やかに、当該工事の主任検査職員等にその旨を報告するものとする。

8. 主任検査職員等は、前項の報告を受けた場合、第8条の規定により構築された連絡体制に従い、品質監視員が行う工事実施状況、出来形及び品質の確認について必要な指示を行うものとし、監督職員、総括検査職員等に報告するものとする。

9. 監督職員は、前項の報告結果を確認し、当該工事の受注者に必要な指示を行うものとする。

（契約図書の変更に関する報告）

10. 監督職員は、当該工事の契約図書に変更があった場合、第8条の規定により構築された連絡体制に従い、速やかにその内容を主任検査職員等へ報告し、主任検査職員等は、総括検査職員等及び品質監視員へ報告するものとする。

11. 品質監視員は前項の報告結果に基づき、工事実施状況、出来形及び品質の確認を行うもの

とする。

第6条 検査の実施又は検査を補助する者

(検査を行う者)

1. 総括検査職員は、「請負工事監督・検査事務処理要領の制定について（平成8年4月1日港管第872号）」の別紙「請負工事監督・検査事務処理要領」（以下「事務処理要領」という。）第11条に基づき本官又は分任官が任命するものとする。
なお、総括検査職員は総括技術検査職員を兼ねることができる。
2. 総括技術検査職員は、技術検査要領第3条に基づき、本官契約の工事にあつては、技術審査官、品質検査官、港湾（空港）整備・補償課長その他当該技術検査を厳正かつ的確に行うことが認められる者（以下「技術検査適任者」という。）のうちから、分任官契約の工事にあつては、当該工事を所掌する事務所長又はその他技術検査適格者のうち、副局長等が任命するものとする。
3. 主任検査職員は、本官契約の工事にあつては、港湾（空港）整備・補償課の課長補佐相当職、その他当該段階検査を厳正かつ的確に行うことができると認められる者（以下「段階検査適任者」という。）のうちから、分任官契約の工事にあつては、当該工事を所掌する事務所の副所長又は事務所の課長相当職員、その他段階検査適任者のうちから本官又は分任官が任命するものとする。
なお、主任検査職員は主任技術検査職員を兼ねることができる。
4. 主任技術検査職員は、技術検査要領第3条に基づき、本官契約の工事にあつては、品質検査官、港湾（空港）整備・補償課課長補佐、その他段階検査適任者のうちから、分任官契約の工事にあつては、当該工事を所掌する事務所の副所長又は課長相当職員、その他段階検査適任者のうちから、副局長等が任命するものとする。
5. 給付の検査と併せて行う技術検査については総括検査職員等又は主任検査職員等が、給付の検査と併せて行わない技術検査については、総括技術検査職員又は主任技術検査職員が行うものとする。

(検査を補助する者)

6. 第5条に規定する施工プロセス検査業務は、原則として当該工事に係る事務を所掌する事務所の係長相当職員を品質監視員に任命して施工プロセス検査の補助を行わせるものとする。

第7条 検査の実施

(段階検査（給付）の実施)

1. 施工プロセスを通じた検査においては、第5条に定めるところにより行う施工プロセス検査

業務の結果を踏まえて第2項に定めるところにより給付の検査を行う。

2. 段階検査（給付）については、工事請負契約書第37条に基づき検査として行うものとし、「総価契約単価合意方式の実施について」（平成27年3月24日、国港総第501号、国港技第121号）により、検査対象の出来高を確認するものとする。
3. 総括検査職員又は主任検査職員は、第5条第2項の規定により品質監視員が確認した状況を取りまとめたチェックリスト及びその他の記録内容及び第5条第4項の規定により品質監視員が行った報告を踏まえて給付の検査を行うものとする。
4. 段階検査（給付）については、各種の記録と当該工事の契約図書との対比を行わなくても、品質監視員が確認したチェックリスト等の記録内容に基づき契約内容に適合した履行がなされているかの確認をもって検査とすることが出来る。

（段階検査（給付）の簡素化）

5. 段階検査（給付）の実施にあたっては、「公共工事の代価の中間前金払及び既済部分払等の手続きの簡素化・迅速化の促進について（平成10年12月11日港管第2463号、港建第351号）」に基づく簡素化措置を適用するものとする。

（段階検査（技術）の実施）

6. 施工プロセスを通じた検査においては、第5条の施工プロセス検査業務の結果を踏まえて、技術検査要領第2条3項の定めにより、段階検査（技術）を実施する。但し、技術検査要領の第5条に基づく技術検査の結果の復命及び第6条に基づく工事成績の評定は行わないものとする。
7. 段階検査（技術）については、技術検査要領に基づく技術検査として同要領第4条に基づき以下に掲げる内容について技術的な評価を行うものとする。
 - （1）工事の施工状況、施工体制等の的確さ
 - （2）出来形の精度及び出来形管理等の的確さ
 - （3）品質及び品質管理等の的確さ
 - （4）仕上げ面、とおり、すり付けなどの出来ばえの程度及び全体的な外観
8. 総括技術検査職員及び主任技術検査職員は、第5条第2項の規定により品質監視員が確認した状況を取りまとめたチェックリスト及びその他の記録内容及び第5条第4項の規定により品質監視員が行った報告を踏まえて技術検査を行うものとする。
9. 段階検査（技術）については、各種の記録と当該工事の契約図書との対比を行わなくても、品質監視員が確認したチェックリスト等の記録内容に基づき契約内容に適合した履行がなされているかの確認をもって検査とすることが出来る。

10. 段階検査（技術）を含む技術検査を複数回実施する場合において、以前の技術検査にて確認した部分については、原則として特に必要な部分を除き検査対象としないものとする。

（工事検査）

11. 工事検査（完成検査、既済部分検査、指定部分検査）の実施にあたっては、施工プロセス検査業務の結果を踏まえてのチェックリスト等の記録内容に基づき契約内容に適合した履行がされているかの確認をもって検査とすることが出来る。

第8条 施工プロセスを通じた検査の連絡体制

1. 当該工事における発注者の窓口は、工事請負契約書第9条第5項により契約図書に定めるものを除き監督職員であり、品質監視員及び検査職員は契約の履行に関して直接受注者とやり取りできない。

2. 検査職員、品質監視員及び監督職員は、当該工事の施工プロセスを通じた検査や契約の履行状況及び契約図書の変更等に関して、適時適切に情報を共有する連絡体制を構築するものとする。

3. 品質監視員は、施工プロセス検査業務の結果を主任検査職員等に報告し必要な指示を受ける。

また、主任検査職員等は施工プロセス検査業務を実施した結果、当該工事を監督する上で必要な事項を監督職員に報告するものとする。

4. 主任検査職員等は、品質監視員より報告を受けた事項及び段階検査の検査結果について総括検査職員等が検査を実施する時までに総括検査職員等へ報告するものとする。

5. 品質監視等補助業務等の管理技術者又は担当技術者が、品質監視員または品質監視補助員である場合、品質監視等補助業務等の管理技術者より、確認結果を品質監視員に報告するものとする。

第9条 出来高部分払方式の実施

1. 当該工事については、「出来高部分払方式の実施について」（平成28年3月24日、国港総第531号、国港技第89号）の別添「出来高部分払方式実施要領」に基づき、受注者が出来高部分払方式の実施を選択する方式とする。

なお、選定にあたっては、落札決定後、速やかに支出負担行為担当官（分任支出負担行為担当官）に別添様式1により通知するものとする。

（部分払の回数）

2. 部分払いの上限回数については、受注者の求めに応じ、工期を通じて1ヶ月に1回程度の既

済部分検査を行うことを基本とする。

3. 工事請負契約書第37条第1項の部分払請求の上限回数については、「部分払請求の上限回数＝契約日数／30（端数切捨てとする。）」とする。

4. 国債に係る契約の工事請負契約書第41条第3項の部分払請求の上限回数については、「各会計年度の部分払請求の上限回数＝各会計年度の契約日数／30（端数切捨てとする。）」とする。

ただし、初年度においては年度末の部分払を考慮して、上記式で算定した上限回数が12になる場合を除き、上限回数に1を加える。

第10条 総価契約単価合意方式の実施

1. 当該工事については、「総価契約単価合意方式の実施について」（平成27年3月24日、国港総第501号、国港技第121号）の別添「総価契約単価合意方式実施要領」に基づき実施するものとする。

第11条 入札説明書への記載

1. 入札説明書には、施工プロセスを通じた検査方式と出来高部分払方式の試行対象工事である旨等を記載するものとする。

第12条 特記仕様書への記載

1. 特記仕様書には、施工プロセスを通じた検査方式の段階検査を実施する旨等を記載するものとする。

支払方式通知書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

支出負担行為担当官

〇〇地方整備局長

〇〇地方整備局副局長

〇〇地方整備局次長

分任支出負担行為担当官

〇〇事務所長 殿

受注者住所

名称

行う

下記工事は「出来高部分払い」方式にて

ことを通知します。

行わない

記

1. 工事名〇〇〇〇工事

※行う場合、「行う」を○で囲み、「行わない」を取り消し線で引く。

※行わない場合、「行わない」を○で囲み、「行う」を取り消し線で引く。

9. 主任技術者（監理技術者）資格表

契約予定金額の範囲	資 格 基 準
1 億6,000万円以上の工事	<p>1 級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。 なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは次のものをいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1 級建設機械管理施工技士の資格を有する者 ・ 技術士（建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）、水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を「建設」、「農業－農業土木」「森林－森林土木」又は「水産－水産土木」とするものに限る。））の資格を有する者 ・ これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者
6,000万円以上 1 億6,000万円未満の工事	<p>1 級若しくは2 級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。ただし、下請契約の請負代金額の合計が4,000万円以上となる場合には1 級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。 なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは次のものをいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1 級又は2 級建設機械施工管理技士の資格を有する者。ただし、下請契約の請負代金額の合計が4,000万円以上となる場合には1 級建設機械施工管理技士の資格を有する者。 ・ 技術士（建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）、水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を「建設」、「農業－農業土木」、「森林－森林土木」又は「水産－水産土木」とするものに限る。））の資格を有する者 ・ これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者

※表中の資格は、港湾土木および空港等土木の場合であり、その他の工種及び本表に適合しないものについては、関係法令の定めるところによる。

10. 施工状況検査一覧表

工 種	種 別〔項 目〕	検 査 時 期
浚渫工	ポンプ浚渫工〔出来形〕	浚渫完了時
	グラブ浚渫工〔出来形〕	浚渫完了時
	硬土盤浚渫工〔出来形〕	浚渫完了時
	岩盤浚渫工〔出来形〕	浚渫完了時
	バックホウ浚渫工〔出来形〕	浚渫完了時
埋立工	固化工〔出来形〕	事前混合処理完了時 表層固化処理完了時
	埋立工〔出来型〕	ポンプ土取埋立完了時 グラブ土取埋立完了時 ガット土取埋立完了時
	埋立土工〔出来形〕	土砂掘削完了時 土砂盛土完了時
海上地盤改良工	床掘工〔出来形〕	ポンプ床掘完了時 グラブ床掘完了時 硬土盤床掘完了時 砕岩床掘完了時 バックホウ床掘完了時
	置換工〔出来形〕	置換完了時
	圧密・排水工〔出来形〕	サンドドレーン杭打設完了時 敷砂完了時 載荷完了時 ペーパードレーン杭打設完了時
	締固工〔出来形〕	サンドコンパクションパイル完了時 敷砂完了時
	固化工〔出来形〕	深層混合固化処理杭完了時 敷砂完了時

工 種	種 別〔項 目〕	検 査 時 期
基礎工	基礎盛砂工〔出来形〕	盛砂完了時
	洗掘防止工〔出来形〕	マット敷設完了時
	基礎捨石工〔出来形〕	石投入完了時（均しを行わない面） 本均し完了時 荒均し完了時
	基礎ブロック工〔出来形〕	製作完了時 据付完了時
本体工（ケーソン式）	ケーソン製作工〔出来形〕	マット敷設完了時 鉄筋組立完了時（各ロット毎） 製作完了時（各ロット毎及び完了時）
	ケーソン進水据付工〔出来形〕	据付完了時
	中詰工〔出来形〕	砂・石材中詰完了時 コンクリート中詰完了時 プレパックドコンクリート中詰完了時
	蓋コンクリート工〔出来形〕	製作完了時
	蓋ブロック工〔出来形〕	製作完了時 据付完了時
	本体工（ブロック式）	本体ブロック製作工〔出来形〕
本体工（ブロック式）	本体ブロック据付工〔出来形〕	据付完了時
	中詰工〔出来形〕	砂・石材中詰完了時 コンクリート中詰完了時 プレパックドコンクリート中詰完了時
	蓋コンクリート工〔出来形〕	製作完了時
	蓋ブロック工〔出来形〕	製作完了時 据付完了時

工 種	種 別〔項目〕	検 査 時 期
本体内（場所打式）	場所打コンクリート工〔出来形〕	鉄筋組立完了時 製作完了時
	水中コンクリート工〔出来形〕	製作完了時
	プレパックドコンクリート工〔出来形〕	製作完了時
本体内（場所打式）	水中不分離性コンクリート工〔出来形〕	製作完了時
本体内（捨石・捨ブロック式）	洗掘防止工〔出来形〕	マット敷設完了時
	本体捨石工〔出来形〕	石投入完了時（均しを行わない面） 均し完了時
	捨ブロック工〔出来形〕	製作完了時 据付完了時
	場所打コンクリート工〔出来形〕	基礎砕石施工完了時 製作完了時
本体内（鋼矢板式）	鋼矢板工〔出来形〕	打込完了時
	控工〔出来形〕	控鋼矢板打込完了時 控鋼杭打込完了時 腹起取付完了時 タイ材取付完了時
本体内（コンクリート矢板式）	コンクリート矢板工〔出来形〕	打込完了時
	控工〔出来形〕	控鋼矢板打込完了時 控鋼杭打込完了時 腹起取付完了時 タイ材取付完了時
本体内（鋼杭式）	鋼杭工〔出来形〕	打込完了時
本体内（コンクリート杭式）	コンクリート杭工〔出来形〕	打込完了時

工 種	種 別〔項 目〕	検 査 時 期
被覆・根固工	被覆石工〔出来形〕	石投入完了時（均しを行わない面） 均し完了時
	被覆ブロック工〔出来形〕	製作完了時 据付完了時
	根固ブロック工〔出来形〕	製作完了時 据付完了時
上部工	上部コンクリート工〔出来形〕	鉄筋組立完了時 製作完了時
上部工	上部ブロック工〔出来形〕	製作完了時 据付完了時
付属工	係船柱工〔出来形〕	施工完了時
	防舷材工〔出来形〕	設置完了時
	車止・縁金物工〔出来形〕	施工完了時
	防食工〔出来形〕	電気防食完了時 FRPモルタル被覆完了時 ペトロラタム被覆完了時 コンクリート被覆完了時 防食塗装完了時
	付属設備工〔出来形〕	係船環設置完了時
消波工	洗掘防止工〔出来形〕	マット敷設完了時
	消波ブロック工〔出来形〕	製作完了時 据付完了時
裏込・裏埋工	裏込工〔出来形〕	材料投入完了時（均しを行わない面） 均し完了時 マット敷設完了時
	裏埋工〔出来形〕	材料投入完了時
	裏埋土工〔出来形〕	土砂掘削完了時 土砂盛土完了時

工 種	種 別〔項目〕	検 査 時 期
陸上地盤改良工	圧密・排水工〔出来形〕	サンドドレーン杭打設完了時 敷砂完了時 載荷完了時 ペーパードレーン杭打設完了時 グラベルマット敷均し完了時 グラベルドレーン杭打設完了時
	締固工〔出来形〕	ロッド引抜き完了時 サンドコンパクションパイル完了時 敷砂完了時
	固化工〔出来形〕	深層混合固化処理杭完了時 敷砂完了時 事前混合処理完了時
陸上地盤改良工	固化工〔出来形〕	表層固化処理完了時
土工	掘削工〔出来形〕	土砂掘削完了時
	盛土工〔出来形〕	土砂盛土完了時
	路床盛土工〔品質〕 〔出来形〕	盛土施工時 盛土完了時
	法面工〔出来形〕	盛土完了時
舗装工	コンクリート舗装工〔品質〕	下層路盤施工時 上層路盤施工時
	〔出来形〕	下層路盤完了時 上層路盤完了時 舗装完了時

工 種	種 別〔項目〕	検 査 時 期
舗装工	アスファルト舗装工〔品質〕 〔出来形〕	下層路盤施工時 上層路盤施工時 下層路盤完了時 上層路盤完了時 基層完了時 表層完了時
維持補修工	維持塗装工〔出来形〕	係船柱塗装完了時 車止塗装完了時 縁金物塗装完了時
	防食工〔出来形〕	電気防食完了時 FRPモルタル被覆完了時 ペトロラタム被覆完了時 コンクリート被覆完了時 防食塗装完了時
構造物撤去工	取壊し工〔出来形〕	コンクリート取壊し完了時
	撤去工〔出来形〕	水中コンクリート撤去完了時 鋼矢板等切断撤去完了時 腹起・タイ材撤去完了時 舗装版撤去完了時 石材撤去完了時 ケーソン撤去完了時 ブロック撤去完了時 鋼矢板・H形鋼杭引抜き撤去完了時
仮設工	仮設鋼矢板工〔出来形〕	仮設鋼矢板・H形鋼杭打込完了時（指定仮設に限る）
	仮設鋼杭・鋼管矢板工〔出来形〕	打込完了時（指定仮設に限る）
	仮設道路工〔出来形〕	施工完了時（指定仮設に限る）

工 種	種 別〔項目〕	検 査 時 期
雑工	現場鋼材溶接工〔出来形〕	現場鋼材溶接、被覆溶接（水中）、スタッド溶接（水中）完了時
	現場鋼材切断工〔出来形〕	切断完了時
	その他雑工〔出来形〕	清掃完了時
		削孔完了時
道路舗装工	コンクリート舗装工〔品質〕 〔出来形〕	下層路盤施工時 上層路盤施工時 下層路盤完了時 上層路盤完了時 舗装完了時
	アスファルト舗装工〔品質〕 〔出来形〕	下層路盤施工時 上層路盤施工時 下層路盤完了時 上層路盤完了時 基層完了時 表層完了時
	道路付属工〔出来形〕	縁石設置完了時 区画線及び道路標示塗装完了時 道路標識設置完了時 防護柵設置完了時
緑地工	植生工〔出来形〕	張芝完了時 筋芝完了時 播種完了時 種子吹付完了時 植栽完了時

付 属 資 料

付属資料目次

1. 海上工事における関係法令一覧	7- 2
2. 工事等に関する許可申請、届出手続の手引き	
(1) 港湾区域内で、工事等を施工する場合	7- 8
(2) 港域内又は境界付近で工事等を施工する場合	7- 9
(3) 港湾区域及び5 6条1項の規定により公示され ている水域を除く水域で工事等を施工する場合	7- 9
(4) 東京湾、伊勢湾、瀬戸内海で工事等を施工する場合	7-10
(5) 漁港内で工事等を施工する場合	7-12
(6) 海岸保全区域で工事等を施工する場合	7-12
(7) 自然公園、特別地域内で工事等を施工する場合	7-14
(8) 水路測量を実施する場合	7-16
(9) 航路標識を設置、管理、変更する場合	7-17
(10) 港湾の修築、その他海岸線に重大な変化を生じる工事（水路業務法の記 述）を施工する場合	7-20
3. 船舶航行に関する報告手続の手引き	
(1) 長大物件をえい（押）航するときの航路通報	7-21
(2) 海難発生時の通報	7-22
(3) 航路標識等事故発生時の通報	7-22
(4) 海難報告	7-23

1. 海上工事における関係法令一覧

分 類	法 令 名
航行安全に関する 法令	海上衝突予防法 (昭和52. 6. 1法律第62号)
	同 施行規則 (昭和52. 7. 1運輸省令第19号)
	海上交通安全法 (昭和47. 7. 3法律第115号)
	同 施行令 (昭和48. 1. 26政令第5号)
	同 施行規則 (昭和48. 3. 27運輸省令第9号)
	港則法 (昭和23. 7. 15法律第174号)
	同 施行令 (昭和40. 6. 22政令第219号)
	同 施行規則 (昭和23. 10. 9運輸省令第29号)
	水路業務法 (昭和25. 4. 17法律第102号)
	同 施行令 (平成13. 12. 28政令第433号)
	同 施行規則 (昭和25. 7. 26運輸省令第55号)
	航路標識法 (昭和24. 5. 24法律第99号)
	同 施行規則 (昭和24. 6. 25運輸省令第30号)
	水難救護法 (明治32. 3. 29法律第95号)
	同 施行令 (昭和28. 8. 31政令第237号)
	同 施行規則 (明治32. 7. 29逓信省令第35号)
	海難審判法 (昭和22. 11. 19法律第135号)
	同 施行令 (昭和23. 3. 6政令第54号)
	同 施行規則 (昭和23. 4. 2運輸省令第8号)
	船舶法 (明治32. 3. 8法律第46号)
同 施行細則 (明治32. 6. 12逓信省令第24号)	
内航海運業法 (昭和27. 5. 27法律151号)	
同 施行令 (令和 4. 1. 4政令第7号)	
同 施行規則 (昭和27. 7. 2運輸省令第42号)	
港湾等整備に関する 法令	港湾法 (昭和25. 5. 31法律第218号)
	同 施行令 (昭和26. 1. 19政令第4号)
	同 施行規則 (昭和26. 11. 22運輸省第98号)
	港湾の施設の技術上の基準を定める省令 (平成19. 3. 26国土交通省令第15号)
	漁港漁場整備法 (昭和25. 5. 2法律第137号)

分 類	法 令 名
	<p>同 施行令 (昭和25. 7. 28政令第239号)</p> <p>同 施行規則 (昭和26. 7. 17農林省令第47号)</p> <p>技術基準対象施設の施工に関する基準を定める告示 (平成19. 3. 26国土交通省告示第363号)</p> <p>海岸法 (昭和31. 5. 12法律第101号)</p> <p>同 施行令 (昭和31. 11. 7政令第332号)</p> <p>同 施行規則 (昭和31. 11. 10農林省、運輸省、 建設省令第1号)</p> <p>公有水面埋立法 (大正10. 4. 9法律第57号)</p> <p>同 施行令 (大正11. 4. 8勅令第194号)</p> <p>同 施行規則 (昭和49. 3. 18 運輸省、建設省令第1号)</p>
<p>海洋汚染防止等に 関する法令</p>	<p>海洋汚染等及び海上災 (昭和45. 12. 25法律第136号) 害の防止に関する法律</p> <p>同 施行令 (昭和46. 6. 22政令第201号)</p> <p>同 施行規則 (昭和46. 6. 23運輸省令第38号)</p> <p>船舶の通常の活動に (昭和47. 8. 5運輸省令第50号) 伴い生ずる汚水であ って海洋において処 分することができる ものの水質の基準を 定める省令</p> <p>廃棄物の処理及び清 (昭和45. 12. 25法律第137号) 掃に関する法律</p> <p>同 施行令 (昭和46. 9. 23政令第300号)</p> <p>同 施行規則 (昭和46. 9. 23厚生省令第35号)</p> <p>資源の有効な再生資源の利用の促進に関する法律 (平成3. 4. 26法律第48号)</p> <p>同 施行令 (平成3. 10. 18政令第327号)</p> <p>建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (平成12. 5. 31法律第104号)</p>

分 類	法 令 名
	<p>同 施行令 (平成12. 11. 29政令第495号)</p> <p>同 施行規則 (平成14. 3. 5国土交通省・環境省第1号)</p> <p>水質汚濁防止法 (昭和45. 12. 25法律第138号)</p> <p>同 施行令 (昭和46. 6. 17政令第188号)</p> <p>同 施行規則 (昭和46. 6. 19 総理府、通商産業省令第2号)</p> <p>水産資源保護法 (昭和26. 12. 17法律第313号)</p> <p>同 施行令 (昭和27. 6. 14政令第194号)</p> <p>同 施行規則 (昭和27. 6. 16農林省令第44号)</p> <p>自然環境保全法 (昭和47. 6. 22法律第85号)</p> <p>同 施行令 (昭和48. 3. 31政令第38号)</p> <p>同 施行規則 (昭和48. 11. 9総理府令第62号)</p>
<p>自然公園に関する 法令</p>	<p>自然公園法 (昭和32. 6. 1法律第161号)</p> <p>同 施行令 (昭和32. 9. 30政令第298号)</p> <p>同 施行規則 (昭和32. 10. 11厚生省令第41号)</p>
<p>危険物に関する法 令</p>	<p>火薬類取締法 (昭和25. 5. 4法律第149号)</p> <p>同 施行令 (昭和25. 10. 31政令第323号)</p> <p>同 施行規則 (昭和25. 10. 31通商産業省令第88号)</p> <p>火薬類の運搬に関する内閣府令 (昭和35. 12. 28総理府令第65号)</p> <p>危険物船舶運送及び貯蔵規則 (昭和32. 8. 20運輸省令第30号)</p> <p>危険物の規制に関する政令 (昭和34. 9. 26政令第306号)</p> <p>危険物の規制に関する規則 (昭和34. 9. 29総理府令第55号)</p>
<p>火災防止に関する 法令</p>	<p>消防法 (昭和23. 7. 24法律第186号)</p> <p>同 施行令 (昭和36. 3. 25政令第37号)</p> <p>同 施行規則 (昭和36. 4. 1自治省令第6号)</p>

分 類	法 令 名
交通安全に関する法令	道路交通法 (昭和35. 6. 25法律第105号) 同 施行令 (昭和35. 10. 11政令第270号) 同 施行規則 (昭和35. 12. 3総理府令第60号) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法 (昭和42. 8. 2法律第131号) 同 施行令 (昭和42. 12. 18政令第363号) 同 施行規則 (昭和42. 12. 22運輸省令第86号)
船舶設備に関する法令	船舶安全法 (昭和 8. 3. 15法律第11号) 同 施行令 (昭和 9. 2. 1勅令第13号) 同 施行規則 (昭和38. 9. 25運輸省令第41号) 船舶構造規則 (平成10. 3. 31運輸省令第16号) 船舶機関規則 (昭和59. 8. 30運輸省令第28号) 船舶設備規程 (昭和 9. 2. 1逡信省令第 6 号) 船舶区画規程 (昭和27. 11. 14運輸省令第97号) 船舶防火構造規則 (昭和55. 5. 6運輸省令第11号) 満載喫水線規則 (昭和43. 8. 10運輸省令第33号) 船舶復原性規則 (昭和31. 12. 28運輸省令第76号) 船舶救命設備規則 (昭和40. 5. 19運輸省令第36号) 船舶消防設備規則 (昭和40. 5. 19運輸省令第37号)
船員に関する法令	船舶職員及び小型船舶操縦者法 (昭和26. 4. 16法律第149号) 同 施行令 (昭和58. 2. 12政令第13号) 同 施行規則 (昭和26. 10. 15運輸省令第91号) 船員法 (昭和22. 9. 1法律第100号) 同 施行規則 (昭和22. 9. 1運輸省令第23号) 船員労働安全衛生規則 (昭和39. 7. 31運輸省令第53号) 船員保険法 (昭和14. 4. 6法律第73号)

分 類	法 令 名
	<p>同 施行令 (昭和28. 8. 31政令第240号)</p> <p>同 施行規則 (昭和15. 2. 27厚生省令第5号)</p>
<p>陸上労働に関する 法令</p>	<p>労働基準法 (昭和22. 4. 7法律第49号)</p> <p>同 施行規則 (昭和22. 8. 30厚生省令第23号)</p> <p>女子年少者労働基準規則 (昭和29. 6. 19労働省令第13号)</p> <p>事業附属寄宿舎規程 (昭和22. 10. 31労働省令第7号)</p> <p>建設業附属寄宿舎規程 (昭和42. 9. 29労働省令第27号)</p> <p>建設労働者の雇用の 改善等に関する法律 (昭和51. 5. 27法律第33号)</p> <p>労働安全衛生法 (昭和47. 6. 8法律第57号)</p> <p>同 施行令 (昭和47. 8. 19政令第318号)</p> <p>労働安全衛生規則 (昭和47. 9. 30労働省令第32号)</p> <p>有機溶剤中毒予防規則(昭和47. 9. 30労働省令第36号)</p> <p>ボイラー及び圧力容器安全規則 (昭和47. 9. 30労働省令第33号)</p> <p>クレーン等安全規則 (昭和47. 9. 30労働省令第34号)</p> <p>ゴンドラ安全規則 (昭和47. 9. 30労働省令第35号)</p> <p>高気圧作業安全衛生規則 (昭和47. 9. 30労働省令第40号)</p> <p>酸素欠乏症等防止規則(昭和47. 9. 30労働省令第42号)</p> <p>労働者災害補償保険法(昭和22. 4. 7法律第50号)</p> <p>同 施行令 (昭和52. 3. 23政令第33号)</p> <p>同 施行規則 (昭和30. 9. 1労働省令第22号)</p> <p>職業安定法 (昭和22. 11. 30法律第141号)</p> <p>同 施行令 (昭和28. 8. 31政令第242号)</p> <p>同 施行規則 (昭和22. 12. 29労働省令第12号)</p> <p>雇用保険法 (昭和49. 12. 28法律第116号)</p> <p>同 施行令 (昭和50. 3. 10政令第25号)</p> <p>同 施行規則 (昭和50. 3. 10労働省令第3号)</p> <p>労働保険の保険料の 徴収等に関する法律 (昭和44. 12. 9法律第84号)</p>

分 類	法 令 名
	同 施行令 (昭和47. 3. 31政令第46号)
	同 施行規則 (昭和47. 3. 31労働省令第8号)
	健康保険法 (大正11. 4. 22法律第70号)
	同 施行令 (大正15. 6. 30勅令第243号)
	同 施行規則 (大正15. 7. 1内令第36号)
	厚生年金保険法 (昭和29. 5. 19法律第115号)
	同 施行令 (昭和29. 5. 24政令第110号)
	同 施行規則 (昭和29. 7. 1厚生省令第37号)
	最低賃金法 (昭和34. 4. 15法律第137号)
	同 施行規則 (昭和34. 7. 10労働省令第16号)
	賃金の支払の確保等 (昭和51. 5. 27法律第34号)
	に関する法律
	同 施行令 (昭和51. 6. 28政令第169号)
	同 施行規則 (昭和51. 6. 28労働省令第26号)
	職業能力開発促進法 (昭和44. 7. 18法律第64号)
	同 施行令 (昭和44. 9. 30政令第258号)
	同 施行規則 (昭和44. 10. 1労働省令第24号)
	所得税法 (昭和40. 3. 31法律第33号)
	同 施行令 (昭和40. 3. 31政令第96号)
	同 施行規則 (昭和40. 3. 31大蔵省令第11号)
	建設業退職金共済制度 (昭和39. 6. 18政令第188号)
	悪臭防止法 (昭和46. 6. 1法律第91号)
	同 施行令 (昭和47. 5. 30政令第207号)
	同 施行規則 (昭和47. 5. 30政令第39号)

2. 工事等に関する許可申請、届出手続の手引き

(1) 港湾区域内で、工事等を施工する場合

書類の名称	港湾工事等許可申請書
根拠法令	港湾法37-1項、同令13、14
適用海域	港湾区域内、又は港湾隣接地域内(港湾隣接地域内とは、港湾区域に隣接する地域であって港湾管理者が指定する区域)
手続を必要とするとき	次の工事等を施工しようとするとき ① 港湾区域の水域（上空100mまでの区域及び水底下60mまでの区域を含む以下同じ）又は公共空地の占有 ② 港湾区域内の水域又は公共空地における土砂の採取 ③ 水域施設、外郭施設、係留施設、運河、用水きよ又は排水きよの建設又は改良 （第一号の占有を伴うものは除く） ④ 前各号に掲げるものを除き、港湾の開発、利用又は保全に著しく支障を与えるおそれのある次の行為 イ．港湾管理者が指定する護岸、堤防、岸壁、さん橋又は物揚場の水際線から20m以内の地域においてする構築物の建設又は改築 ロ．港湾管理者が指定する廃物の投棄
提出者	工事等施工者
提出先	港湾管理者
他の法令との関係	公有水面埋立法第2条第1項の規定による免許を受けた場合は、本件許可は不要である。 港湾区域の定めのない港湾で都道府県知事が水域を定めて公告した場合は、その水域において、水域施設、外郭施設、若しくは係留施設を建設し、その他水域の一部を占有し、土砂を採取し、又はその他の港湾の利用若しくは保全に支障を与えるおそれのある政令で定める行為をしようとする者は、当該都道府県知事の許可を受けなければならない。（港湾法56-1）

(2) 港域内又は境界付近で工事等を施工する場合

書類の名称	工事・作業許可申請書
根拠法令	港則法31-1項、45項 同則16、20-9
適用海域	特定港内又は特定港の境界附近（特定港以外の港にも準用）
手続を必要とするとき	工事又は作業を行うとき
提出者	工事又は作業の実施責任者
提出先	特定港にあつては所轄港長 特定港以外の港にあつては所轄海上保安監部又は海上保安航空基地部の長
申請の内容	① 氏名及び住所 ② 工事又は作業の目的及び種類 ③ 工事又は作業の期間及び時間 ④ 工事又は作業の区域又は場所 ⑤ 工事又は作業の方法 ⑥ その他（標識、警戒要領その他船舶に対する事故防止措置等）

(3) 港湾区域及び第56条第1項の規定により公示されている水域を除く水域で工事等を施工する場合

書類の名称	水域施設等（建設・改良）届出書
根拠法令	港湾法56-3、同令20、同則29、30
適用海域	港湾区域及び港湾法第56条第1項以外の水域
手続を必要とするとき	水域施設、外郭施設又は係留施設（危険物積載船、旅客船又は自動車航送船を係留するための係留施設、スポーツ又はレクリエーション用に供するヨット、モーターボートその他の船舶を係留するための係留施設、総トン数500トン以上の船舶の係留施設）を建設し又は改良する場合
提出者	工事等施工者

書類の名称	水域施設等（建設・改良）届出書	
提出先	都道府県知事（当該届出にかかわる水域施設等の所在する地先水面が2以上の都道府県にまたがる時はそれぞれに提出）	
記載事項	<p>1) 事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 ② 種類及び規模 ③ 船舶許容能力、係留能力 ④ 工事の開始及び完了の予定期日 ⑤ 使用及び管理の計画 <p>2) 添付書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 次の事項を示し又は記載した書類 <ul style="list-style-type: none"> イ. 諸元及び要求性能 ロ. 作用及びその設定根拠 ハ. イ及びロの照査方法 ② 施工方法、施工管理方法及び安全管理方法を記載した書類 ③ 維持管理方法を記載した書類 ④ 位置及び付近の状況を表示した縮尺1/10,000以上の図面 ⑤ 水域の範囲及び水深を表示した縮尺1/1,000以上の図面 ⑥ 規模及び構造を表示した縮尺1/1,000以上の平面図、立面図、断面図及び構造図（種類、規模等により一部を省略することができる） ⑦ その他参考書類 	

(4) 東京湾、伊勢湾、瀬戸内海で工事等を施工する場合

書類の名称	工事等許可申請書	工事等届出書
根拠法令	海交法30、同規則25	海交法31、同規則27

書類の名称	工事等許可申請書	工事等届出書
適用海域	航路又はその周辺の政令で定める海域	左記以外の海交法適用海域
手続を必要とするとき	① 工事、作業をするとき 又は変更するとき ② 工作物の設置、又は変更するとき	同 左 同 左
提出者	工事又は作業をしようとする者、工作物の設置をしようとする者	同 左
提出先	所轄海上保安部の長 (所轄管区海上保安本部長あて)	所轄海上保安(監)部又は海上保安航空基地の長 (所轄管区海上保安本部長あて)
提出部数	2部	同 左
記載事項	① 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名 ② 当該行為の種類 ③ 当該行為の目的 ④ 当該行為に係る場所 ⑤ 当該行為の方法 ⑥ 当該行為により生じるおそれがある船舶交通の妨害を予防するために講じる措置の概要 ⑦ 当該行為の着手及び完了の予定期日 ⑧ 工事又は作業をしようとする場合は イ. 現場責任者の氏名及	① 許可記載事項のうち①～⑤及び⑦の事項 ② 当該行為により生じるおそれがある船舶交通の危険を防止するために講じる措置の概要 ③ 工事又は作業をしようとする場合にあっては許可記載事項の⑧の事項 ④ 工作物を設置する場合にあっては許可記載事項の⑨の事項 ⑤ 係留施設を設置しようとする場合は係留施設の使用計画 (添付書類)

書類の名称	工事等許可申請書	工事等届出書
	び住所 ロ. 使用船舶の概要 ⑨ 工作物を設置しようとする場合はその工作物の概要 (添付書類) 位置図、並びに当該行為に係る工作物の平面図、断面図、構造図	位置図並びに当該行為に係る 工作物の平面図、断面図、構造図、⑤にあっては使用の計画の作成の基礎を記載した書類
他の法令との関係	港則法の規定に基づき工事の許可を受けた場合は本件の許可、届出は不要である	

(5) 漁港内で工事等を施工する場合

書類の名称	工事等許可申請書
根拠法令	漁港法39
適用海域	漁港の区域内の水域又は公共空地
手続を必要とするとき	次の工事等を施工しようとするとき ① 工作物の建設若しくは改良 (水面又は土地の占有を伴うものを除く) ② 土砂の採取、土地の掘削若しくは盛土 ③ 汚水の放流若しくは汚物の放棄 ④ 水面若しくは土地の一部の占有 (公有水面の埋立てによる場合を除く)
提出者	工事等施工者
提出先	漁港管理者

(6) 海岸保全区域で工事等を施工する場合

書類の名称	海岸保全区域 占有許可申請書	海岸保全区域 工事等許可申請書
根拠法令	海岸法7、同則3	海岸法8、同令3、同則4
適用海域	(陸地においては満潮時の	同左

書類の名称	海岸保全区域 占用許可申請書	海岸保全区域 工事等許可申請書
<p>手続を必要とするとき</p>	<p>水際線から、水面においては干潮時の水際線から、それぞれ50mをこえない範囲)</p> <p>海岸保全施設以外又は工作物を設けて、当該海岸保全区域を占用しようとするとき</p>	<p>次の行為をしようとするとき</p> <p>① 土石（砂を含む）を採取すること</p> <p>② 水面又は公共海岸の土地以外の土地において、他の施設等を新設し、又は改築すること</p> <p>③ 土地の掘削、盛土、切土その他政令で定める行為（木材その他の物件を投棄し、又は係留する等の行為で、海岸保全施設を損壊するおそれがあると認めて海岸管理者が指定するもの）</p>
<p>提出者</p>	<p>占用しようとするもの</p>	<p>工事等施工者</p>
<p>提出先</p>	<p>海岸管理者</p>	<p>同 左</p>
<p>申請の内容</p>	<p>① 海岸保全区域の占用の目的</p> <p>② 海岸保全区域の占用の期間</p> <p>③ 海岸保全区域の占用の場所</p> <p>④ 施設又は工作物の構造</p> <p>⑤ 工事实施の方法</p> <p>⑥ 工事实施の期間</p>	<p>① 土石採取の場合</p> <p>イ. 採取の目的</p> <p>ロ. 採取の期間</p> <p>ハ. 採取の場所</p> <p>ニ. 採取の方法</p> <p>ホ. 採取量</p> <p>② 施設又は工作物の新設、改築の場合</p> <p>イ. 新設又は、改築する</p>

書類の名称	海岸保全区域 占用許可申請書	海岸保全区域 工事等許可申請書
		<p>目的</p> <p>ロ. 新設又は、改築する 場所</p> <p>ハ. 新設又は、改築する 施設又は工作物の構造</p> <p>ニ. 工事实施の方法</p> <p>ホ. 工事实施の期間</p> <p>③ 土地の掘削、盛土、切 土等を行う場合</p> <p>イ. 目的</p> <p>ロ. 内容</p> <p>ハ. 期間</p> <p>ニ. 場所</p> <p>ホ. 方法</p>

(7) 自然公園、特別地域内で工事等を施工する場合

書類の名称	自然公園法特別地域工事等許可申請書
根拠法令	自然公園法20、21、22、33、同則10
適用海域	特別地域（国立公園、国定公園） 特別保護地区、海域公園地区
手続を必要とするとき	<p>特別地域内で次の行為をしようとするとき</p> <p>① 工作物を新築し、改築し、又は増築すること</p> <p>② 木竹を伐採すること</p> <p>③ 環境大臣が指定する区域内において木竹を損傷すること</p> <p>④ 鉱物を掘採し、又は土石を採取すること</p> <p>⑤ 河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること</p> <p>⑥ 環境大臣が指定する湖沼又は湿原及びこれらの周辺1キロメートルの区域内において当該湖沼若しくは湿</p>

書類の名称	自然公園法特別地域工事等許可申請書
	<p>原又はこれらに流水が流入する水域若しくは水路に汚水又は廃水を排水設備を設けて排水すること</p> <p>⑦ 広告物その他これに類するものを掲出し、若しくは設置し、又は広告その他これに類するものを工作物等に表示すること</p> <p>⑧ 屋外において土石その他の環境大臣が指定する物を集積し、又は貯蔵すること</p> <p>⑨ 水面を埋め立て、又は干拓すること</p> <p>⑩ 土地を開墾しその他土地の形状を変更すること</p> <p>⑪ 高山植物その他の植物で環境大臣が指定するものを採取し、又は損傷すること</p> <p>⑫ 環境大臣が指定する区域内において当該区域が本来の生育地でない植物で、当該区域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがあるものとして環境大臣が指定するものを植栽し、又は当該植物の種子をまくこと</p> <p>⑬ 山岳に生息する動物その他の動物で環境大臣が指定するものを捕獲し、若しくは殺傷し、又は当該動物の卵を採取し、若しくは損傷すること</p> <p>⑭ 環境大臣が指定する区域内において当該区域が本来の生息地でない動物で、当該区域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがあるものとして環境大臣が指定するものを放つこと（当該指定する動物が家畜である場合における当該家畜である動物の放牧を含む）</p> <p>⑮ 屋根、壁面、塀、橋、鉄塔、送水管その他これらに類するものの色彩を変更すること</p> <p>⑯ 湿原その他これに類する地域のうち環境大臣が指定する区域内へ当該区域ごとに指定する期間内に立ち入ること</p> <p>⑰ 道路、広場、田、畑、牧場及び宅地以外の地域のうち環境大臣が指定する区域内において車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること</p> <p>⑱ 前各号に掲げるもののほか、特別地域における風致</p>

書類の名称	自然公園法特別地域工事等許可申請書
	の維持に影響を及ぼすおそれがある行為で政令で定めるもの
提出者	工事等施工者
提出先	国立公園区域 環境庁長官 固定公園区域 都道府県知事
申請の内容	① 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 ② 行為の種類 ③ 行為の目的 ④ 行為の場所 ⑤ 行為地及びその付近の状況 ⑥ 行為の施行方法 ⑦ 着手及び完了の予定日 (添付図面等) ① 行為の場所を明らかにした縮尺1/25,000以上の地形図 ② 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺1/5,000以上の概況図及び天然色写真 ③ 行為の施行方法を明らかにした縮尺1/1,000以上の平面図、立面図、断面図、構造図及び意匠配色図 ④ 行為終了後における植栽その他修景の方法を明らかにした縮尺1/1,000以上の図面

(8) 水路測量を実施する場合

書類の名称	水路測量許可申請書
根拠法令	水路業務法6、同則2、3
手続を必要とするとき	海上保安庁以外の者が、その費用の全部又は一部を国又は地方公共団体が負担し、又は補助する水路測量を実施しようとするとき ただし、次の場合は、本件許可は不要である

書類の名称	水路測量許可申請書	
	① 学術的な調査、研究のための水路測量 ② 港湾施設施工のための水路測量 ③ 百万分の一未満の縮尺図を調整するための水路測量 ④ 前各号の他、高度の正確さを必要としない水路測量	
提出者	水路測量実施者	
提出先	実施する区域が2つ以上の管区海上保安本部の管轄海域にまたがる場合は、所轄海上保安本部又は海上保安庁海洋情報部(海上保安庁長官あて)	左記以外 所轄海上保安本部海洋情報部(管区海上保安本部長あて)
申請の内容	① 申請者の住所、氏名又は名称 ② 水路測量の目的、区域 ③ 水路測量標の設置の有無 ④ 事項 ⑤ 測定又は調査の方法、機器及び機器の精度 ⑥ 期間 ⑦ 成果の提出 ⑧ 水路測量を計画する機関の名称、代表者氏名、所在地 ⑨ 水路測量作業を行う機関の名称、代表者氏名、所在地 ⑩ 備考(計画機関の担当者等)	

(9) 航路標識を設置、管理、変更する場合

書類の名称	航路標識設置許可申請書 航路標識設置届出書	航路標識変更許可申請書 航路標識休止等届出書
根拠法令	航路標識法11、21-1 同則2、3、4、5、15、16	航路標識法13-1、13-6、 14、21-2 同則9、11、18
手続を必要とするとき	海上保安庁以外の者が航路標識を設置するとき	許可を受けた者が設置した航路標識を変更、供用を休廃止、再開しようとするとき

書類の名称	航路標識設置許可申請書 航路標識設置届出書	航路標識変更許可申請書 航路標識休止等届出書
提出者	設置しようとする者	変更等をしようとする者
提出先	所轄海上保安（監）部 （管区海上保安本部長あて）	同 左
記載事項	<p>1) 許可標識 (申請書)</p> <p>① 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名</p> <p>② 種類</p> <p>③ 位置、構造及び設備</p> <p>④ 管理の方法</p> <p>⑤ 設置の目的</p> <p>⑥ 供用開始の予定期日</p> <p>⑦ その他参考となるべき事項（設置期間、現状変更予定等）</p> <p>(添付書類)</p> <p>① 設置位置及び付近の状況を示した図面</p> <p>② 設置しようとする土地、水面及び建物についての使用権原を証する書類</p> <p>③ 全体を示した側面図</p> <p>④ 機器の構成を示した図面</p> <p>⑤ 告示要項書</p> <p>⑥ 用品の調書</p>	<p>1) 許可標識 (申請書)</p> <p>① 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名</p> <p>② 種類</p> <p>③ 位置</p> <p>④ 名称</p> <p>⑤ 変更事項</p> <p>⑥ 変更理由</p> <p>⑦ 変更後の供用開始の予定期日</p> <p>(添付書類)</p> <p>変更後の左記①～⑤の添付書類、用品の調書</p>

書類の名称	航路標識設置許可申請書 航路標識設置届出書	航路標識変更許可申請書 航路標識休止等届出書
	<p>⑦ 無線局免許状の写し (電波標識に限る)</p> <p>2) 届出標識 (届出書) 申請書記載事項のとおり (添付書類) 申請書添付書類のうち、 ①、②、③、⑤ の書類</p>	<p>2) 事前 (届出標識) (届出書) 申請書記載事項のとおり (添付書類) 申請書添付書類のうち、 ①、②、③、⑤の書類</p> <p>3) 事後 (軽微な変更等) (届出書) 申請書記載事項のうち① ～⑥、変更日 (添付書類) 申請書添付書類のうち、 ③、④の書類、用品の調 書</p> <p>4) 休止、廃止、再開 申請書記載事項のうち、 ①～④ ⑤ 休止の予定期日及び 期間並びに休止に伴う 措置 ⑥ 廃止の予定期日及び 廃止に伴う措置 ⑦ 再開の予定期日 ⑧ 理 由</p>

注) 各手続きに併せて、許可(届出)標識の設置等の情報を漁業協同組合等の
海域利用者へ事前周知する。

(10) 港湾の修築、その他海岸線に重大な変化を生じる工事（水路業務法の記述）を施工する場合

書類の名称	水路業務法第19条第1項に基づく通報
根拠法令	水路業務法19-1項
手続を必要とするとき	<p>港湾の修築、その他海岸線に重大な変化を生じる工事（水路業務法の記述）を施工しようとするとき</p> <p>※地方整備局が行う港湾工事、海岸工事は全て該当</p> <p>① 着工時（作業許可申請後）</p> <p>② 工事完了前（工事用ブイを撤去する前）</p>
提出者	工事等施工者
提出先	所轄海上保安本部海洋情報部（海上保安庁長官あて）
申請の内容	<p>① 工事の名称 工事計画書、発注書等に記載された名称、又は工事施設の名称等</p> <p>② 工事の概要 施工施設の名称及び海上作業に係る大まかな工事の種別</p> <p>③ 工事の期間(予備日を含む)</p> <p>④ 場所及び区域 工事計画平面図等を添付</p> <p>⑤ 計画機関 工事発注者名及び連絡先</p>

3. 船舶航行に関する報告手続の手引き

(1) 長大物件をえい（押）航するときの航路通報

名 称	巨大船等の航行に関する通報（航路通報）	
根 拠 法 令	海交法22、同則12、13、14	
手続を必要とするとき	長大物件えい航又は押航して（引き船の船首から引かれる物件の後端まで又は押し船の船尾から押される物件の先端までの距離が航路ごとに省令で定める距離以上となる場合）、海交法第2条1項に規定する航路を航行しようとするとき、及び予定を変更したとき	
通 報 者	船長又は船長の職務代行者	
通 報 先	航路を担当する海上交通センター	
	航 路 名	航路担当事務所
	浦賀水道航路、中ノ瀬航路	東京湾海上交通センター
	明石海峡航路	大阪湾海上交通センター
	備讃瀬戸東航路、宇高東航路 宇高西航路、備讃瀬戸北航路 備讃瀬戸南航路、水島航路	備讃瀬戸海上 交通センター
	伊良湖水道航路	伊勢湾海上交通センター
	来島海峡航路	来島海峡海上交通センター
	海難事故が発生した場合は、発生した海域を管轄する海上保安（監）部	
通 報 時 期	① 最初の通報：航路入航予定日の前日の正午まで ② 変更通報：航路入航予定時刻の3時間前 以後その都度直ちに	
通 報 手 段	海上保安庁長官が告示で定める方法	
通 報 事 項	① 船舶の名称及び総トン数 ② 長大物件えい（押）航船の全体の長さ及び喫水（単位メートル） ③ 長大物件えい（押）航船の引き又は押す物件の概要（種類、長さ、巾、高さ等） ④ 仕向港（仕向港の定まっている船舶に限る）	

名 称	巨大船等の航行に関する通報（航路通報）
	⑤ 航行しようとする航路の区間 ⑥ 航路入航予定日時（時刻は24時、日本標準時による） ⑦ 航路出航予定日時（同 上） ⑧ 船舶局の呼出符号又は呼出名称（船舶局のある船舶に限る） ⑨ 海上保安庁との連絡方法（船舶局のない船舶に限る）

(注) (1) 通報を郵送する場合は、封筒に「航路通報」と朱書すること。

(2) 航路を通航しない場合はこの通報は必要としない。

(2) 海難発生時の通報

名 称	海 難 報 告	海 難 報 告
根 拠 法 令	海交法43、同則29	港則法24
適 用 海 域	東京湾、伊勢湾、瀬戸内海	港内又は港の境界付近
手続を必要とするとき	海難により船舶交通の危険が生じ又は生ずるおそれがあるとき	海難により他の船舶交通を阻害する状態が生じたとき
通 報 者	船 長	船 長
通 報 先	所轄海上保安（監）部、海上保安航空基地の長	所轄港長又は所轄海上保安（監）部の長
通 報 事 項	① 海難の概要 ② 標識の設置等その他の船舶交通の危険を防止するためにとった措置の概要	同 左

(3) 航路標識等事故発生時の通報

名 称	航 路 標 識 事 故 発 生 時 の 通 報
根 拠 法 令	航路標識法25
適 用 海 域	港、湾、海峡、その他国内沿岸水域

名 称	航路標識事故発生時の通報
手続を必要とするとき	航路標識に事故のある事を発見したとき
通 報 者	事故発見者
通 報 先	海上保安庁又は所轄管区海上保安本部若しくはその事務所
通 報 事 項	事故状況

(4) 海難報告

名 称	海 難 報 告 書
根 拠 法 令	船員法19、同則14
手続を必要とするとき	次の事態が発生したとき ① 船舶の衝突、乗揚、沈没、滅失、火災、機関の損傷 その他の海難が発生したとき ② 人命又は船舶の救助に従事したとき ③ 航行中、他の船舶の遭難を知ったとき ④ 船内にある者が死亡し、又は行方不明になったとき ⑤ 予定航路変更したとき ⑥ 船舶が抑留され、又は捕獲されたとき、その他船舶 に関し著しい事故があったとき
報 告 者	船 長
報 告 先	最寄りの地方運輸局等の事務所
報 告 時 期	発生後遅滞なく
報 告 部 数	3部
報 告 内 容	① 件名（衝突、火災、遭難船舶救助、船員死亡等） ② 船 名 ③ 船 質 ④ 船舶番号 ⑤ 船籍港 ⑥ 総トン数 ⑦ 航行区域又は従業制限及び従業区域

名 称	海 難 報 告 書
	⑧ 主機の種類、箇数及び出力 ⑨ 船舶所有者住所、氏名又は名称 ⑩ 船長の住所及び氏名 ⑪ 機関長の住所及び氏名 ⑫ 海技免状又は小型船舶操縦免許証の種類及び番号 (船長、機関長) ⑬ 発航港及び到着港 ⑭ 事実発生の年月日時及び場所 ⑮ 事故のてん末
様 式	第 4 号
注	① 海難報告書を提出する際、航海日誌を提示すること 航海日誌を提示できないときは、その理由を備考として事実の末尾に記載すること ② 航行中他の船舶の遭難を知ったことの報告の場合には、遭難船舶の救助におもむくことができなかった理由をも記載すること ③ 船舶の海難に関する報告の場合には、旅客船、貨物船、油送船、漁船等の用途を備考として事実の末尾に記載すること ④ 報告書が二葉以上にわたるときは、各葉にわたって契印をすること